

令和7年版外交青書（外交青書2025）巻頭言

ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、東アジアの安全保障環境など、現在、国際情勢は厳しい状況にあります。また、2024年には米国を始め世界各地で重要な選挙が行われました。激動する国際情勢の中で、外交の重要性は一層高まっています。日本国民の生命と財産を守り抜くことを第一として、日本が平和国家として築いてきた信頼を土台に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り、地域及び国際社会の平和と安定、繁栄に貢献していくことが、日本外交の責務です。日本の外務大臣として、以下の3点を柱として、「対話と協調の外交」を積極的に展開していきます。

第一に、日米同盟の充実・強化です。日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、トランプ政権との間でも、強固な信頼関係を構築し、日米同盟を更なる高みに引き上げていきます。

第二に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた同盟国・同志国との連携です。既存の国際秩序が挑戦にさらされる中、G7、オーストラリア、インド、韓国、東南アジア各国や太平洋島嶼国などと共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持に取り組んでいきます。

第三に、「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国の国々との連携です。国際社会の分断や対立が深刻化する今こそ、G7を始めとする同盟国・同志国に加え、より一層、グローバル・サウスの国々ときめ細かに連携し、国際社会の秩序の強化をリードしていきます。

世界を分断や対立ではなく融和と協調に導いていくことは、日本外交の使命です。私自身、これからも様々な外交機会を通じて、カウンターパートとの人間関係をしっかりと構築し、世界のパートナーと多層的・多重的に連携することによって、日本外交の存在感を示していきたいと思えます。

令和7年版外交青書（外交青書2025）は、主として2024年の国際情勢と日本外交の取組を概観したものです。まず巻頭において、今後の国際社会を担う重要なパートナーであるグローバル・サウスの国々との連携について、日本が主催した三つの国際会議にフォーカスして特集しました。続いて第1章では、近年の国際情勢の認識とこの1年で顕在化した主要課題、さらにはそれを受けた今後の日本外交の展望について概観し、外交青書の要旨としました。第2章以降では、地域別に見た外交、国益と世界全体の利益を増進する外交、国民と共にある外交と題して、この1年の日本外交の取組について記載しました。

この外交青書を通じ、目まぐるしく変化する国際情勢の中で、日本の国益を守り、国際社会が直面する諸課題に対して取り組む日本の外交について、国内外の皆様理解を深めていただければ幸いです。

外務大臣

岩屋毅



本書は、原則として、令和6年（2024年）1月1日から12月31日までの国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録するものです。ただし、一部の重要事項については、令和7年（2025年）初めまでの動きも記述しています。

第1章から第4章では、2024年の日本外交の1年間の取組について簡潔かつ分かりやすく記載するとともに、特定の外交テーマについて深掘りした「特集」や、世界で活躍する方々からの寄稿などを含む「コラム」を盛り込んでいます。さらに、巻末資料として要人往来や1年間の出来事をまとめた年表などを掲載しています。

本書を始め、外交青書のバックナンバーも外務省ホームページで閲覧できます。また、2025年秋を目途に本書の英語版（全文）、フランス語とスペイン語の要約版も同ホームページに掲載予定ですので、是非御利用ください。

第3章第2節の「日本の国際協力」については、外務省が別途発行している『開発協力白書 日本の国際協力』も併せて御参照ください。外務省ホームページ上でも閲覧可能です。

なお、本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。本書内に掲載したインターネット上のリンクや二次元コードは本書発行時点のものであり、今後変更・削除される場合もあります。個人・団体からの寄稿の内容、意見については、外務省の見解を反映したものではありません。また、本書内に掲載した地図は簡易なものであり、必ずしも正確な縮尺などを反映していません。

外交青書バックナンバー：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/>



『開発協力白書 日本の国際協力』：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>



巻頭特集 世界と共創し、国益を守る —世界のパートナーとの連携—

第10回 太平洋・島サミット	004
アフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合	008
第8回 日・カリコム外相会合	011

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望

1 情勢認識	014
2 日本外交の展望	017

第2章 地域別に見た外交

第1節 法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進	024
1 総論	024
2 新プランの下での具体的な取組例	025
3 各国との連携・協力	026
第2節 アジア・大洋州	030
1 概観	030
2 中国・モンゴルなど	034
3 朝鮮半島	048
4 東南アジア	061
特集 日米比協力と今後の可能性 —自由で開かれたインド太平洋を目指して—	067
コラム 日・ブルネイ外交関係開設40周年を迎えて —戦略的パートナーシップが見据える未来—	068
5 南アジア	069
6 大洋州	072
コラム 日・パラオ外交関係樹立30周年	079
7 地域協力・地域間協力	080
第3節 北米	087
1 概観	087
2 米国	088
コラム パレードの街ニューヨークの新たな伝統 —ジャパン・パレード—	098
コラム マウイ島火災支援	099
3 カナダ	100

第4節 中南米	104
1 概観	104
2 地域機構	105
コラム 日・カリブ交流年2024	107
3 中南米各国	108
コラム 中南米イヤーにおいて日本と中南米が示した「道のり」という通奏低音	111
コラム 友好の絆 ー日・ボリビア外交関係樹立110周年及び日本人のボリビア移住125周年ー	115
第5節 欧州	116
1 概観	116
2 欧州地域情勢	117
コラム 変貌するEUと日・EU安全保障パートナーシップの推進	126
コラム 欧州の中心に位置する日本のパートナー ー日本とアルザスの交流160年の歩みとこれからー	127
3 地域機関などとの協力	128
コラム ルーマニアにおける日本のウクライナ避難民支援 ー日本大使館は支援の架け橋ー	131
コラム 天皇皇后両陛下の英国御訪問	137
コラム 日・ギリシャ外交関係樹立125周年 ー「海」でつながる戦略的パートナーー	138
第6節 ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス	139
1 概観	139
2 ロシア・ベラルーシ	140
3 中央アジア・コーカサス諸国	144
第7節 中東と北アフリカ	148
1 概観	148
2 中東地域情勢	149
コラム 日・トルコ外交関係樹立100周年	159
3 北アフリカ地域情勢(エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)	160
コラム 日本とアラブ連盟の協力	163
第8節 アフリカ	165
1 概観	165
2 アフリカ連合(AU)	166
3 東部アフリカ地域	167
4 南部アフリカ地域	170
コラム 日・ザンビア外交関係樹立60周年	172
5 中部アフリカ地域	173
6 西部アフリカ地域	175

第3章 国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	180
1 安全保障に関する取組	180
2 日米安全保障(安保)体制	181
コラム 日米の未来に種を蒔く -英語を通じた日米交流事業(SEED/TOFU)-	186
3 グローバルな安全保障	188
地域安全保障(p.188)、経済安全保障(p.191)、サイバー(p.195)、	
国際的な海洋秩序の維持・発展(p.196)、宇宙(p.201)、平和維持・平和構築(p.204)、	
治安上の脅威に対する取組(p.207)	
特集 現代の海賊対策と日本の貢献	202
コラム 日本の資金援助を通じたギニアビサウでの平和維持活動	208
4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用	211
特集 核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合の開催と	
「核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT) フレンズ」の立ち上げ	217
5 国際連合(国連)における取組	226
特集 国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルが果たしてきた役割	229
6 国際社会における法の支配	233
特集 パレスチナ占領地に関する国際司法裁判所(ICJ) 勧告的意見手続における	
口頭陳述への出席	234
7 人権	238
8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント	240
第2節 日本の国際協力(開発協力と地球規模課題への取組)	244
1 開発協力	244
開発協力大綱と日本のODA実績(p.244)、2024年の開発協力(p.245)、主な地域への取組(p.247)、	
適正かつ効果的なODA実施のための取組(p.253)	
特集 国際協力70周年と新しいODA	254
2 地球規模課題への取組	255
持続可能な開発のための2030アジェンダ(p.255)、国際保健(p.258)、労働・雇用(p.259)、	
環境・気候変動(p.259)、北極・南極(p.264)	
3 科学技術外交	265

第3節 経済外交	267
1 経済外交の概観.....	267
2 自由で公正な経済秩序を広げるための取組.....	268
経済連携の推進 (p.268)、国際機関における取組 (p.274)、知的財産の保護 (p.276)	
コラム 国際会議と二国間会談 – OECD閣僚理事会の裏側–.....	277
3 国際会議における議論の主導.....	278
G7 (p.278)、G20 (p.280)、アジア太平洋経済協力 (APEC) (p.281)	
4 日本企業の海外展開支援 (日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。).....	282
外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進 (p.282)、	
インフラシステムの海外展開の推進 (p.282)、	
日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制撤廃) (p.283)	
特集 経済広域担当官の指名.....	284
5 資源外交と対日直接投資の促進.....	285
エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保 (p.285)、食料安全保障の確保 (p.288)、	
漁業 (マグロ・捕鯨など) (p.289)、対日直接投資 (p.290)、	
2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博)、2027年国際園芸博覧会開催に向けた取組 (p.290)	
特集 対日直接投資推進に向けたFDIタスクフォースの設置.....	292
第4節 日本への理解と信頼の促進に向けた取組	293
1 戦略的な対外発信.....	293
偽情報対策を含む情報戦への対応 (p.293)、戦略的対外発信の取組 (p.293)、	
ジャパン・ハウス (p.295)、諸外国における日本についての論調と海外メディアへの発信 (p.295)、	
インターネットを通じた情報発信 (p.296)	
2 文化・スポーツ・観光.....	296
概要 (p.296)、文化事業 (p.297)、人物交流や教育・スポーツ分野での交流 (p.299)、	
知的分野の交流 (p.302)、日本語普及 (p.304)、文化無償資金協力 (p.304)、	
国連教育科学文化機関 (UNESCO:ユネスコ) を通じた協力 (p.304)	
コラム スポーツ外交推進事業による国際交流.....	301
コラム アジアの共鳴を、未来の息吹に	
–「次世代共創パートナーシップ –文化のWA2.0–」の開始–.....	305

第4章 国民と共にある外交

第1節 世界とのつながりを深める日本社会と日本人	310
1 日本の成長と外国人材の受入れ	310
2 国際社会で活躍する日本人	311
コラム JPO派遣開始50周年	312
特集 NGO成長の縁の下の力持ち：NGO相談員制度25周年	316
コラム ソロモン諸島の教壇に立ってみて私が感じたこと	317
コラム 50年を越えてつながるマラウイとJICA海外協力隊の強い絆	318
3 地方自治体などとの連携	319
第2節 海外における日本人への支援	323
1 海外における危険と日本人の安全	323
2 領事サービスと日本人の生活・活動支援	326
3 海外移住者や日系人との協力	329
4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況	330
コラム NO準備, NO海外 -海外で身を守るために-	331
コラム 旅券（パスポート）の偽変造対策と利便性向上 -新しいパスポートと、一つ先の未来へ-	332
第3節 国民の支持を得て進める外交	333
1 国民への積極的な情報発信	333
コラム 「学生と語る」 -外交政策をコースと議論-	336
コラム 外交の歩みを追体験 -麻布台ヒルズでの外交史料館の挑戦と展望-	338
2 外交実施体制の強化	339
3 外交におけるシンクタンク・有識者などの役割	342
コラム 公邸料理人 -外交の最前線の担い手として-	343
コラム 外交拠点・大使館施設管理の動と静 -施設の大規模改修と維持管理-	345

資料編

慰安婦問題 参考資料	348
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	350
国際機関などに対する拠出実績 令和5年度外務省拠出実績	352
グローバルな課題の解決に向けて ー国際機関で働くという選択肢ー	354
外務省における採用情報	356
地方創生支援事業一覧	358

巻頭特集・第1章

巻頭特集	世界と共創し、国益を守る -世界のパートナーとの連携-	2
第1章	国際情勢認識と日本外交の展望	14





巻頭特集

世界と共創し、 国益を守る

－世界のパートナーとの連携－



▲日ASEAN (東南アジア諸国連合) 首脳会議 記念撮影
(10月10日、ラオス・ビエンチャン
写真提供: 首相官邸ホームページ)

▼日ASEAN首脳会議で発言する石破総理大臣
(10月10日、ラオス・ビエンチャン
写真提供: 首相官邸ホームページ)



日本は長年、多くの開発途上国の課題に向き合い、その発展に尽力してきました。これらの国々は現在、「グローバル・サウス」として世界に大きな存在感を示し、今後の国際社会を担う重要なパートナーとして成長しています。未来に向けて、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、地球規模課題に対処し、また日本自身の平和と安全を守り、経済を成長させていくためには、「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国を含め、世界のパートナーと連携していくことが不可欠です。

ウクライナやガザの情勢をめぐる国際社会の分断・対立が深まり、日本を取り巻く安全保障環境も厳しくなる中で、2024年、日本は、国際社会を融和と協調に導くため、同盟国・同志国に加え、グローバル・サウスとの連携に、積極的に取り組みました。

グローバル・サウスの抱える社会課題解決に貢献しながら、その活力を日本経済の成長につなげるため、国境を越えて活躍する日本企業によるビジネス展開を一層後押しするため一部の在外公館に指名した「経済広域担当官」はその一例です。

また、2023年の開発協力大綱で新たに打ち出したオファー型協力^{*1}や民間資金動員型ODA（政府開発援助）による開発途上国への支援のほか、2023年に創設した、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を通じて日本にとっても望ましい安全保障環境を創出することが期待されるOSA（政府安全保障能力強化支援）を活用した協力も積極的に推進しました。

本特集では、そうした日本と世界のパートナー、特にグローバル・サウスとの連携の一環として2024年に日本が主催した、第10回太平洋・島サミット（PALM10）、TICAD（アフリカ開発会議）閣僚会合及び日・カリコム外相会合について紹介します。



▲G20リオデジャネイロ・サミットで発言する石破総理大臣
（11月18日、ブラジル・リオデジャネイロ
写真提供：首相官邸ホームページ）

▼第5回 日本・アラブ経済フォーラム閣僚会合
（7月11日、東京・外務省飯倉公館）



^{*1} オファー型協力：外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを提案するもの



第10回 太平洋・島サミット

PALM10:
The Tenth Pacific
Islands Leaders Meeting

太平洋・島サミットとは？

太平洋・島サミット (PALM: Pacific Islands Leaders Meeting) は、太平洋島嶼国・地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国地域のパートナーシップを強化することを目的として、1997年から3年に一度開催されている首脳会議です。

PALM10 —テーマと概要—

- PALM10は、7月16日から18日まで東京で開催されました。岸田総理大臣とクック諸島（太平洋諸島フォーラム（PIF）議長国）のブラウン首相の共同議長の下、日本、太平洋島嶼国14か国*1、フランス領2地域*2、オーストラリア、ニュージーランドの計19か国・地域の首脳等及びPIF事務局長が参加しました。
- PIFの「2050年戦略」に定められる（1）政治的リーダーシップと地域主義、（2）人を中心に据えた開発、（3）平和と安全保障、（4）資源と経済開発、（5）気候変動と災害、（6）海洋と環境、（7）技術と連結性の7分野を中心に議論を行うとともに、地域・国際情勢について議論を行いました。



PALM10首脳会合の記念撮影：岸田総理大臣と各国・地域出席者（7月18日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）



- その上で、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として「第10回

太平洋・島サミット (PALM10) 首脳宣言」及び附属文書である「第10回太平洋・島サミット (PALM10) 共同行動計画」を採択しました。



開会セッションに臨む岸田総理大臣 (7月18日、東京 写真提供:首相官邸ホームページ)

- *1 クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバス、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ
- *2 仏領ポリネシア、ニューカレドニア



今回、10回目のサミット開催の節目に当たり、今日的な課題に対応するため、日本と太平洋島嶼国・地域の信頼・協力関係を更なる高みに引き上げ、未来に向け「共に歩む」決意と具体的な道のりを示すことができました。

◀ 共同記者発表に臨む岸田総理大臣
(7月18日、東京)
写真提供: 首相官邸ホームページ

分野ごとの議論のポイント

(1) 政治的リーダーシップと地域主義	<ul style="list-style-type: none"> ・ PIF首脳はパートナーへの関与・唱道において一体性と連帯をもって行動するとともに太平洋地域の決意に対する日本の尊重を歓迎 ・ 双方はPIF域外国対話・PALM関連会合への適切なレベルの代表確保や野心的な成果実現を含むパートナーシップ強化の継続で一致
(2) 人を中心に据えた開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人間の尊厳」を守り強化するための教育・保健分野における協力、各種プログラムを通じた、人的交流・人材育成の促進で一致
(3) 平和と安全保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかなる侵略戦争にも反対し、国際連合(国連)憲章を含む国際法の目的及び原則に整合的な形で恒久的かつ持続可能な平和を追求することにコミット ・ 武力による威嚇若しくは武力の行使又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対することを表明
(4) 資源と経済開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明で公正な開発金融やコレス銀行の維持は、持続可能で強靱な^{じん}経済発展の実現に不可欠であることを再確認 ・ 日本によるスタートアップ企業を含めたビジネスマッチングや地場産業の育成などの取組推進で一致
(5) 気候変動と災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 防災能力の強靱化、(イ) 脱炭素化の推進、(ウ) 島嶼国自身の取組の支援の3本柱からなり、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明
(6) 海洋と環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の支配に基づき、国際法に従った、自由で開かれた持続可能な海洋秩序へのコミットメントを再確認 ・ 違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策などに共に取り組んでいくことを表明
(7) 技術と連結性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本による海底ケーブルを含む「質の高いインフラ」の整備を通じた、陸・海・空及びデジタル空間での連結性の強化のための協力を歓迎。偽情報の拡散に対抗する重要性で一致

太平洋島嶼国・地域などとの二国間会談、その他の行事

PALM10の際、岸田総理大臣は太平洋島嶼国・地域の首脳などとの間で17回の首脳会談等を行いました。また、会議に先立ち、7月16日には林芳正内閣官房長官夫妻主催歓迎レセプションを、同17日には岸田総理大臣夫妻主催晩餐会を行

ました。晩餐会では、能登地方の被災地復興支援のため、石川県産の食材を使った料理を提供したほか、人と人との交流を体現した日本の「夏祭り」を催し、日本と太平洋島嶼国・地域との「キズナ」を再確認する機会となりました。



◀ 岸田総理大臣夫妻主催晩餐会
(7月17日、東京・迎賓館赤坂離宮
写真提供：首相官邸ホームページ)



▶ 「夏祭り」で石川県の和菓子職人の屋台を見学する岸田総理大臣とランブカ・フィジー首相
(7月17日、東京・迎賓館赤坂離宮
写真提供：首相官邸ホームページ)



アフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合

TICADとは?

TICAD (アフリカ開発会議: Tokyo International Conference on African Development) は、1993年に日本が立ち上げた、アフリカ開発に関する国際会議です。アフリカの「オーナーシップ」と、日本を含む国際社会との「パートナーシップ」という基本理念の下で、アフリカの開発を支援しています。

2024年TICAD閣僚会合 —テーマと概要—

- TICAD閣僚会合は、8月24日から25日まで、東京で開催されました。上川外務大臣がモーリタニアのメルズーグ外務・アフリカ協力・在外モーリタニア人相 (アフリカ連合 (AU) 議長国) と共に共同議長を務め、アフリカ47か国が参加したほか、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体の代表などが出席しました。
- 「革新的解決の共創、アフリカと共に」のテーマの下、2025年のTICAD9を見据え、未来志向の課題解決、若者と女性、連結性と知のプラットフォームの三つの視点を意識し、社会、平和と安定、経済の三つの柱について議論を行いました。



2024年TICAD閣僚会合開会式 (8月24日、東京)

- 六つのテーマ別の関連会合と3回の多数国間会談（ワーキング・ランチ形式）を含め、多くの革新的な解決策が共有され、これらの解決策やアイデアをアフリカ各地に展開し、さらにグロー

バルな課題解決に貢献していくことで一致しました。成果文書として「TICAD閣僚会合共同コミュニケ」を採択しました。



TICAD閣僚会合歓迎レセプションにおける盆踊り
(8月24日、東京)



TICAD閣僚会合閉会セッションの様子
(8月25日、東京)



共同議長を務める上川外務大臣 (8月24日、東京)

アフリカの課題への解決策を日本とアフリカで共に創り上げるために、日本の地方の技術や若者のアイデアを活用しながら、革新的な方法でアフリカの課題解決に貢献する“Made with Japan”の協力を展開していきたい！

アフリカとの二国間会談

TICAD閣僚会合の際、上川外務大臣は33回、辻清人外務副大臣は10回、深澤陽一外務大臣政務官は3回、アフリカ各国・機関の代表との間で会談等を行いました。これらを通じ、二国間関係や国連安全保障理事会（安保理）改革を含む国際

場裡における協力に関し、意見交換を行いました。多くの国・機関の代表から、TICADプロセスを通じたアフリカにおける日本の貢献に謝意が伝えられました。

各セッションの概要

<p>セッション1 社会:「持続可能な未来の実現」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本とアフリカの若者の交流や協力の必要性の確認 ・保健システムの強化、環境・気候変動への取組など様々な社会課題の解決に有益なアイデアを共有
<p>セッション2 平和と安定:「人間の尊厳と人間の安全保障の確保」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性・平和・安全保障 (WPS) *1の重要性の確認 ・「アフリカの角における女性平和人材育成イニシアティブ」の立ち上げの発表 ・紛争予防や紛争の根本原因への対応、人道・開発・平和の連携による分野横断的なアプローチ、グッド・ガバナンス、法の支配強化の重要性の確認 ・アフリカの声を正しく反映するための国連安保理改革の必要性を確認
<p>セッション3 経済:「貿易と投資の促進」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業約70社を含む官民約400人が参加。日・アフリカ双方のスタートアップに焦点を当て、第1部パネルディスカッション、第2部ネットワーキング・セッションを開催 ・第1部では、スタートアップ・エコシステムの構築支援などについて討論。アフリカ側からはTICADや民間主導のDXへの高い評価、企業側からはアフリカにおけるビジネス環境整備への期待などを表明 ・第2部では、アフリカ閣僚、日・アフリカ双方の企業関係者をつなぎ、新たなビジネスの機会を提供

*1 Women, Peace and Security



日・モーリタニア外相会談 (8月24日、東京)



第8回 日・カリコム 外相会合



カリコム(CARICOM: カリブ共同体)とは?

カリコムとは、旧英領カリブ諸国を中心とした14か国1地域*1が加盟する地域機構です。一人当たりGDPが比較的高いバハマから、西半球の最貧国であるハイチまで多様な国々の集まりですが、小島嶼国特有の自然災害や他国経済の変動に対する脆弱性という共通点を持ち、国際場裡ではしばしば協調行動をとります。日本は、「小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」、「交流と友好の絆^{きずな}の拡大と深化」、「国際場裡における協力」を対カリコム政策の3本柱とし、カリコムとの対話・協力を推進しています。

第8回日・カリコム外相会合 —目的と成果—

- 2024年は、日・カリコム事務レベル協議開始後30年目、日本とジャマイカ及びトリニダード・トバゴとの国交樹立60周年にあたる「日・カリブ交流年2024」(107ページ コラム参照)でした。その締めくくりとして、12月、日本はカリコム諸国の外相などを招き*2、8回目となる日・カリコム外相会合を10年ぶりに東京で開催しました。
- 本会合では、日本とカリコム諸国を取り巻く国際情勢や地球規模課題が厳しさを増す中で、日

本として、共に課題に取り組むパートナーとしてのカリコム諸国との協力を「対カリコム政策3本柱」に基づき拡大していく決意を述べ、特に、海洋、防災、気候変動や人間の安全保障といった重要性を増す分野において、「中南米外交イニシアティブ」の下、新たな協力を積み重ねていくことを表明しました。カリコム諸国側からもこうした考え方に賛同が示されました。

*1 アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モンセラット(英領)

*2 第8回 日・カリコム外相会合の参加国など(アイウエオ順): アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カリコム事務局



第8回 日・カリコム外相会合レセプション
(12月12日、東京・外務省飯倉公館)



共同記者会見に臨む岩屋外務大臣、ヘンダーソン・ドミニカ国外相（共同議長、写真左手前）及びカリコム諸国外相（12月14日、東京）

日・カリコム共同閣僚声明の概要

<p>総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本とカリコム諸国が、価値や原則に基づくグローバル・パートナーシップの下での連携を再確認 ・国際秩序への挑戦、地球規模課題の深刻化など日カリコムが直面する新たな課題への解決策を共創するため、「対カリコム政策3本柱」の下で協力を拡大・深化していく決意を表明 ・日本とカリコム間の定期的なハイレベル政治対話の重要性につき一致
<p>第一の柱： 小島嶼開発途上国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小島嶼開発途上国特有の脆弱性をめぐり、日本は国際場裡の議論に積極的に参画していくことを再確認 ・海面上昇に伴う基線・海域の維持、一人当たり所得以外の要素も考慮した包括的開発資金調達アプローチ、日カリコム友好協力基金を通じた支援について双方の立場を表明、確認 ・日本は中南米外交イニシアティブの下、海洋、気候変動、食料安全保障、WPSなどの新分野も含め協力を継続
<p>第二の柱： 交流と友好の絆の拡大と深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解及び友好関係の一層の強化を確認 ・人物交流プログラムの評価・継続とあらゆるレベルの人的交流の重要性を確認 ・2025年日本国際博覧会へのカリコム加盟国の参加促進のための協力を合意
<p>第三の柱： 国際社会の諸課題への取組における協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・力又は威圧による一方的な現状変更や経済的威圧は地球上のいかなる場所においても認められず、かかる国際秩序への挑戦が日・カリコム共通の課題であるとの認識で一致 ・「核兵器のない世界」の実現へのコミットメントを再確認 ・常任・非常任議席双方の拡大を含む安保理改革の必要性を確認 ・気候変動に係る緊密な協力を確認 ・持続可能な開発目標（SDGs）達成の重要性を確認 ・海洋生物資源の持続的利用、違法・無報告・無規制（IUU）漁業がこれに対する最も深刻な脅威の一つであること、世界貿易機関（WTO）漁業補助金協定の早期発効、国連海洋法条約（UNCLOS）に整合的な形での航行及び上空飛行の自由の維持の重要性を確認 ・北朝鮮への重大な懸念を共有、拉致問題の即時解決の必要性を確認 ・日本の対ハイチ支援の重要性を確認

- また、力や威圧による一方的な現状変更の試みは、平和と繁栄の基礎である法の支配に基づく国際秩序への挑戦であり、どの国も無関係ではいられないこと、だからこそ、日本とカリコム諸国が連携して対応していくことで一致しました。さらに、核軍縮・不拡散、国連安保理改革、気候変動といった分野においても、共通の目標に向かって協力していくことを確認しました。

- 会合後には、成果文書として、日・カリコム共同閣僚声明を採択しました。さらに、カリコム14か国に対する供与額7.3億円の無償資金協力「カリブ共同体諸国における産業開発及び技術移転計画 (UNIDO連携)」*3に関する書簡の署名・交換を行いました。



カリコム諸国外相による石破総理大臣表敬
(12月13日、東京 写真提供:内閣広報室)



議長を務める岩屋外務大臣(12月14日、東京)

カリコム諸国との二国間会談

カリコム外相会合の機会に、岩屋外務大臣は訪日したカリコム12か国の外相との間で外相会談を行い、宮路拓馬外務副大臣は外務次官など2か国及びカリコム事務局の代表との間で会談を行いました。外相会合に加えたこれらの二国間会談を通じ、日本とカリコム諸国との重層的な関係強化が進展しました。



▲日・ジャマイカ外相会談
(12月12日、東京)

▼日・トリニダード・トバゴ外相会談
(12月14日、東京)



*3 カリコム諸国において、水、農業ビジネス分野などにおける日本企業の技術を活用した機材供与、投資担当官招へい、及び産業分野における技術協力を行うもの(供与額7.3億円)。本協力により、日本及び国連工業開発機関 (UNIDO) の知見を活用した開発課題対処と産業多角化推進を図り、もってカリコム諸国の脆弱性克服に寄与することが期待される。

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望

日本が外交安全保障及び経済上の国益を確保し、また、危機を未然に防ぎ、海外在留邦人を含む国民の生活の安全と繁栄を確保するためには、自由、民主主義、人権、法の支配といった価値や原則に基づく国際秩序を維持・強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出する必

要がある。このためには、国際情勢の潮流を冷静に把握し、変化に適応しながら、戦略的・機動的に外交を展開していくことが求められる。

本章では、日本を取り巻く国際情勢認識及び日本外交の展望について概観する。

1 情勢認識

現在、国際社会は再び歴史の大きな転換点にある。冷戦後の一定期間、安定的な国際秩序が世界に拡大した。圧倒的な国力を有する米国と、日本を含む先進民主主義国が自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配などの価値や原則に基づく国際秩序や世界貿易機関(WTO)を中核としたルールに基づく経済秩序の維持・発展をリードし、国際関係の公平性、透明性、予見可能性を高めようという国際協調の潮流が強まった。また、こうした国際秩序を前提として、経済のグローバル化と相互依存が進み、開発途上国を含む国際社会に一定の安定と経済成長をもたらした。

グローバル化により、国家間の格差が全体としては縮まった一方で、後発開発途上国(LDC)諸国などその恩恵を十分に受けられていない国もある。また、先進国を中心に、国内の格差がむしろ拡大し、それが政治・社会的な緊張と分断を招き、民主的政治体制の不安定化を招く事例も出てきている。加えて、前述の国際秩序の下で発展した開発途上国・新興国の台頭により、近年、国際社会の多様化が進んでいる。これら「グローバル・サウス」の一部は、この変化を自覚し、国力に見合うより大きな影響力を求め、発言力を強めている。

さらに、一部の国家は、急速かつ不透明な軍事力の強化を進め、独自の歴史観に基づき既存の国際秩序に対する挑戦的姿勢と自己主張を強めているほか、経済的な依存関係を自らの政治的目的の実現のために「武器化」といった動向も見せている。また、安全保障の裾野は半導体や重要鉱物などの重要物資のサプライチェーン強靱化、重要・新興技術の促進と保護、サイバーセキュリティ、偽情報対策などにまで広がりを見せている。こうしたパワーバランスと安全保障環境の変化を背景に、国家間競争は激しさと複雑さを増している。

翻って、国際社会全体を見渡すと、気候変動などの環境問題、国際保健、防災といった地球規模課題や、核軍縮・不拡散、テロ・国際組織犯罪といった課題への対処が喫緊に求められている。近年、社会の情報化・デジタル化により、こうした課題の認識が広く浸透する中、これらはどのような大国でも一国のみでは解決できる問題ではなく、国際社会の協調がかつてないほど重要となっている。また、冷戦後の世界で進んだ経済のグローバル化と相互依存は国家間競争の中でも依然として強く存在しており、完全なデカップリング(分離)は現実的でない。国際関係は、対立や競争と協力の様相が複

雑に絡み合う状況となっている。

このような中、2022年2月、ロシアがウクライナ侵略を開始し、ポスト冷戦期の平和と安定、繁栄を支えた国際秩序は、根幹から揺るがされた。中東では、2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃以降、地域全体が不安定化し、特にガザ情勢をめぐり国際社会の対立構造は複雑化している。深刻化する人道危機や紛争により生じる諸問題に対し、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）などが本来期待される役割を十分に果たしているとは言い難く、グローバル・サウスを含む一部の国々は、既存のグローバル・ガバナンス⁽¹⁾の在り方などに対し不満を強める傾向にある。このことは、国際社会の深刻な分断につながっている。

国際関係が複雑に絡み合う今日、欧州と中東の二つの地域で生じた紛争は、それ自体のみならず、サイバー攻撃や偽情報の拡散などの新たな脅威を顕在化させ、地球規模課題の解決に向けた国際協力を阻害し、日本を含む世界各地の安定と繁栄に影響をもたらす問題となっている。このような中、2024年には、米国大統領選挙を始め世界各地で重要な選挙が行われたほか、複数の国で、国内の分断や政治の緊張が厳しさを増す事例も見られた。今後の国際社会においては、分断を乗り越え、人類共通の諸課題を克服するため、グローバル・サウスを含む全ての国が責任を共有するグローバル・ガバナンスを構築していくことが課題となる。

以上の認識の下、国際社会が直面する主要課題について述べていくこととしたい。

(1) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序 に対する挑戦

歴史的に見て世界の安定にとり重要な欧州、中東、東アジアの三つの地域のうち二つで戦火が上がっている現状に鑑みれば、東アジアを含むインド太平洋地域の安定はいまだかつてなく重要である。

ロシアは、2022年2月以来、ウクライナ侵略を継続している。安保理の常任理事国が、主権・領土一体性、武力行使の一般的禁止といった国連憲章の原則をあからさまな形で踏み及ぼす行為は、国際社会が長きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上げてきた既存の国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、国際社会はこれを決して許してはならない。また、ロシアはウクライナに対し核兵器による威嚇を繰り返しているが、ロシアが行っているような核兵器による威嚇、ましてやその使用はあってはならず、国際社会は断固として拒否する必要がある。ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現は、国際社会における法の支配を守り抜く上で不可欠である。

ロシアによるウクライナ侵略と東アジアにおける力による一方的な現状変更の試みは、法の支配に基づく国際秩序そのものへの挑戦である点で、地理的に隔絶された別個の事象ではない。日本周辺を含む東アジアにおいては、北朝鮮が大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルなどの発射を含め核・ミサイル開発を進展させている。また中国は、尖閣諸島周辺を含む東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、日本周辺での一連の軍事活動を継続・強化しており、日本周辺の安全保障環境は戦後最も厳しく複雑な状況にある。台湾海峡の平和と安定も重要である。

加えて、北朝鮮兵士のウクライナに対する戦闘への参加、ロシアによる北朝鮮からの弾道ミサイルを含む武器・弾薬の調達、及びその使用といった、露朝軍事協力の進展の動きが明るみに出ている。このような動きは、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に憂慮すべきものである。

インド太平洋地域の安定に向け、まずは米国の同地域に対するコミットメントの継続・強化が不可欠である。日本として、日米同盟の抑止

(1) グローバル・ガバナンス：国内のように上位の統治機構が存在しない国際社会において、国家間にまたがる課題への対応に予見可能性や安定性、秩序を持たせるための機関、政策、規範、手続、イニシアティブの総体

力・対処力、拡大抑止⁽²⁾の信頼性と強靱性を強化していくことが求められる。また、価値を共有する同志国であるG7、オーストラリア、インド、韓国に加え、東南アジア各国や太平洋島嶼国^{しょ}などとの連携も重要である。さらに、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障は不可分の観点から、欧州諸国、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）などを含む幅広い同志国などとの連携も重要となる。

G7としては、G7プーリア・サミットにおいて、中国との建設的かつ安定的な関係を追求し、懸念を伝達し相違を管理するための直接的かつ率直な関与の重要性を認識するとともに、共通の関心分野において関与し続けることを表明し、中国に対し、国際的な平和及び安全を推進することを求めた。

同時に、日中間では、地域と世界の平和と繁栄に責任を有する日中両国が、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」の構築を日中双方の努力で進めていく必要がある。

(2) パワーバランスの変化がグローバル・ガバナンスや地球規模課題の解決に突きつける課題

ポスト冷戦期を通じて発展した安定的な国際秩序の下で、多くの開発途上国が経済発展を遂げたことにより、国際社会は歴史的なパワーバランスの変化を目の当たりにしている。開発途上国・新興国は、この変化を自覚し、「グローバル・サウス」としての結束を高める動きも見られるが、個々の国の地政学的立場、経済情勢や直面する課題などは様々であり、一括りに捉えることは必ずしも適切ではない。

このような中、近年、国際社会の平和と安全に主要な責任を有する安保理が、常任理事国の拒否権行使により、ウクライナ情勢や中東情勢に対し必ずしも本来期待される役割を十分に果

たせていない状況などをめぐって、グローバル・サウスを中心に、国際社会の既存のルールやシステムに対する不満が高まっている。

気候変動などの環境問題、防災、感染症を含む国際保健など、山積する地球規模課題も深刻さを増している。持続可能な開発目標（SDGs）⁽³⁾達成に向け困難に直面する開発途上国の資金ギャップを補うため、国際開発金融機関（MDBs）⁽⁴⁾の改革を求める声も高まっている。

このような中、国連に対する信頼を回復し、国際協調により、SDGsや新たな課題へ効果的な対応をするため、9月にニューヨークで未来サミットが開催された。交渉過程においては、先進国と開発途上国・新興国の利害対立が見られたものの、最終的に、安保理改革を含む国連の機能強化を求める声を反映し、現在と将来の世代のニーズと利益を守るための56の行動を記した「未来のための約束（Pact for the Future）」がコンセンサスで採択された。特に、安保理改革について世界の首脳が一致して緊急の必要性を強調したのは初めてであり、今後具体的な行動が求められる。

国連を中心とする多国間システムが困難に直面する中、G7、日米豪印、日米韓、日米豪及び日米比（フィリピン）といった同盟国・同志国などの連携の重要性が相対的に増している。国際社会が一つの価値観や主義に収れんすることが困難となる中、価値観や利害の対立を乗り越える包摂的なアプローチと、多様な国との間で相手が真に必要なとする協力を模索するきめ細かな外交姿勢が求められている。

(3) 経済のグローバル化と科学技術の発展がもたらす影響

ポスト冷戦期に発展した世界経済のネットワークは引き続き国際社会の共通基盤として成長を支え、国際社会の相互依存は一層深まっている。

(2) ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。日本は、日本自身の抑止力を有するとともに、同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

(3) SDGs : Sustainable Development Goals

(4) MDBs : Multilateral Development Banks

このような中、近年、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略により、食料やエネルギーのサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。これに加え、一部の国が、経済的依存関係や自国の強大な市場を利用した経済的な威圧を通じて自国の利益や勢力拡大を試みる向きも見られる。このことは、もはや完全なデカップリング（分離）が不可能な時代に、経済のグローバル化と相互依存が、成長や繁栄のみならず、安全保障上の脅威をももたらし得ることを示している。知的財産や機微技術の窃取、他国の債務の持続可能性を無視した開発金融などの課題も指摘されており、安全保障の裾野は経済や技術にまで拡大している。このような時代の要請を踏まえて、経済安全保障に関する国際的な関心が高まっている。

経済的威圧や非市場的な政策・慣行に対処し、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・拡大を図るため、WTOを中核とする多角的貿易体制の強化や、時代に即した新たなルール作りがますます重要になっている。また、社会・環境の持続可能性と経済の連結、一体化を統合的に目指すことも時代の要請であり、経済成長を目指しながら、SDGsの達成も念頭に、環境や人権、ジェンダー平等といった取組を進めることも求められている。

科学技術の進展に目を向ければ、第5世代移

動通信システム（5G）、モノのインターネット（IoT）、量子技術などの技術革新は、社会や日常生活に本質的かつ不可逆的な変化をもたらす、SNSの発達により地理的に離れた場所が情報によって瞬時につながる時代が到来した。デジタル化・情報化により人類の生活の利便性が向上し、国境を越えたコミュニケーションが容易になった。特に、近年急速に発達する人工知能（AI）には、人類の社会をより良い方向に変革する機会がある一方で、特に生成AIを含む高度なAIシステムについて、サイバー攻撃、偽情報の拡散を含む情報操作といった安全上のリスクが指摘されている。このようなテクノロジーの進歩は国家の競争力にも直結し、軍民両用技術として軍事力を強化する動きにもつながっているほか、SNSを通じた確証バイアス⁽⁵⁾の形成などにより、正しい情報と健全な議論による国民世論の形成が困難となることで、民主主義そのものが試練に晒されている。

今やグローバル化と相互依存の進展のみによって国際社会の平和と発展は実現されないということは、現下の国際情勢を見ても明らかである。自由な経済活動や科学技術・イノベーションを人類のより良い未来へといかしていくためには、適切なリスク管理と公正なガバナンスに向けた協力が重要となる。

2 日本外交の展望

ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、東アジアの安全保障環境など、国際情勢は厳しい状況が続いている。インド太平洋を含む国際社会全体で法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が重大な挑戦にさらされる一方、グローバル・サウスの存在感が増し、国際社会の多様化が進んでいる。また、世界各地で国内の分断や政治の緊張が増す国も見られる。国連を中核と

した多国間主義は困難に直面しているが、気候変動を始めとする地球規模課題や、サイバー攻撃や偽情報の拡散を含む情報操作といった新たな脅威など、国際社会全体で対応すべき課題は山積しており、協調がかつてなく求められる時代でもある。

日本は、この歴史の転換点にある国際社会において、自国及び国民の平和と安全、繁栄を確

(5) 確証バイアス：ある仮説を検証する際に、多くの情報の中からその仮説を支持する情報を優先的に選択し、仮説を否定する情報を低く評価あるいは無視してしまう傾向のこと（出典：時事用語辞典）

保し、自由、民主主義、人権、法の支配といった価値や原則に基づく国際秩序を維持・強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出しなければならない。そのためには、世界を分断や対立から、融和と協調に導く外交を展開する必要がある。

日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、アジア太平洋地域を始め国際社会の平和と安定、繁栄に貢献し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組んできた。また、各国の多様性を尊重しながら、あらゆる国との間で、同じ目線に立って共通の課題を議論し、相手が真に必要なとする支援を行うきめ細かな外交を展開してきた。さらに、多角的貿易体制の下、自由貿易の旗振り役としてルールに基づく自由で公正な経済秩序を推進し、同時に、人間の安全保障⁽⁶⁾の理念に立脚した開発途上国への協力をを行い、能力構築支援などを通じてSDGsの達成も含めた地球規模課題の解決に取り組んできた。核軍縮・不拡散や国際的な平和構築の取組にも積極的に貢献してきた。世界が歴史の転換点を迎える中、日本は、こうした外交努力により築いた信頼を土台に、引き続き積極的な外交を展開していく。

(1) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持

ア 日米同盟の強化

日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋の平和と繁栄の礎である。2025年2月には石破総理大臣が訪米し、同年1月に就任したトランプ大統領との間で、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)⁽⁷⁾」の実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認した。

安全保障面では、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化、拡大抑止の信頼性と強靱性の強化、日本における米軍の態勢の最適化に向けた取組を進め、普天間飛行場の一日も早い全面返

還を目指して辺野古移設を進めるなど、沖縄を始めとした地元の負担軽減と米軍の安定的駐留に全力を尽くしていく。

経済面では、日米間の投資の拡大に向けた取組、先端技術分野における協力、インド太平洋地域の持続的・包摂的な経済成長のための協力といった経済分野における幅広い日米協力を更に拡大・深化させていく。また、重層的な人的交流も一層強化していく。

こうした取組を通じて、日本は、トランプ政権との間で引き続き強固な信頼関係を構築し、日米関係を更に深化させていくと同時に、国際社会が直面する様々な課題についてもトランプ政権との意思疎通を行い、日本としての貢献を続けていく。

イ 同盟国・同志国連携

「自由」と「法の支配」の擁護、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の尊重を中核的な理念とするFOIPの実現は、日本外交の最重要課題の一つである。この実現のためには、日米同盟に加えて、同盟国・同志国とのネットワークを構築し、それを拡大していくことが重要である。そのために、日米豪印、日米韓、日米豪及び日米比を始め、G7、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、オーストラリア、インド、韓国、EU、NATOなどとの実践的な協力を更に広げていく。

G7は、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会が直面する諸課題に結束して対応している。欧州、中東、インド太平洋の安全保障がますます密接に関連する中、日本は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、G7の一層の連携強化に貢献していく。

オーストラリアとは、同志国連携の中核として、幅広い分野で緊密な協力関係を構築している。サイバー分野や経済安全保障分野を含む安全保障協力の強化を始めとして、「特別な戦略的パートナーシップ」の更なる深化に取り組んでいく。

(6) 人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方

(7) FOIP : Free and Open Indo-Pacific

EU、NATOとは欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、近年の協力進展を踏まえ、安全保障に係る連携を更に強化していく。

日米豪印、日米韓に加え、2024年は史上初の日米比首脳会合が行われ、重層的に同志国連携を強化した。引き続きこうした多層的な連携を今後一層強化していく。

ウ 日本自身の取組

日本が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、国家安全保障戦略の下、特に、防衛装備の移転、政府安全保障能力強化支援(OSA)⁽⁸⁾の推進や、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に取り組んでいく。

また、テロ及び暴力的過激主義の脅威、サイバー犯罪を含む国際組織犯罪への対策においても、日本の取組や国際的な貢献を継続していく。

経済安全保障については、同盟国・同志国と緊密に連携しつつ、サプライチェーンの強靱化や経済的威圧への対応、重要・新興技術の保全・促進などに引き続き取り組んでいく。

偽情報の拡散といった国際的な情報戦に対しても、情報の収集・分析、適時適切な発信とともに、情報セキュリティ基盤の構築・強化にも取り組んでいく。同時に、SNSを通じた発信を強化するなど、外交政策に対する国民の理解と支持を得るための情報発信にも努めていく。

(2) 近隣諸国などとの関係

近隣諸国などとの難しい問題に正面から対応しつつ、安定的な関係を築いていく。

ア 日中関係

日本と中国の間には、様々な可能性と共に、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、中露の連携を含む日本周辺での一連の軍事活動を含め、多くの課題や懸案が存在している。また、台湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、

中国の人権状況や香港情勢についても深刻に懸念すべき状況にある。

同時に日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。「戦略的互惠関係」を包括的に推進するとともに、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力していく。

イ 日韓関係

韓国は国際社会の様々な課題にパートナーとして協力すべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらない。北朝鮮への対応も含め、引き続き、日韓・日米韓で緊密に連携していく。

竹島については、歴史的な事実^きに照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土であるとの基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

ウ 日中韓協力

日中韓協力は、大局的な視点から、地域及び世界の平和と繁栄にとって重要である。議長国としての取組を着実に進めていく。

エ 北朝鮮

北朝鮮の核・ミサイル開発は断じて容認できるものではない。また、最新の動向を含む北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣や、ロシアによる北朝鮮からの弾道ミサイルを含む武器・弾薬の調達及び使用といった、露朝軍事協力の進展の動きは、ウクライナ情勢のみならず、日本周辺地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に憂慮すべきものである。関連安保理決議の完全な履行に向け国際社会と緊密に連携していく。

日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現するとの方針は変わらない。とりわけ、拉致被害者やその御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人

(8) OSA : Official Security Assistance

道問題であるとともに、その本質は国家主権の侵害である。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、総力を挙げて最も有効な手立てを講じていく。

(3) ロシアによるウクライナ侵略への対応

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。また、ロシアによる核の威嚇、ましてや使用はあってはならない。ロシアによるウクライナ侵略を終わらせ、一日も早く公正で永続的な平和を実現するため、G7を始めとする国際社会と連携して、ウクライナ支援と対露制裁を強力に推進していく。ウクライナの復旧・復興支援についても、官民一体で取組を強化していく。

こうした中で、日露関係は引き続き厳しい状況にあるが、その責任を日本側に転嫁することは受け入れられない。ロシア側による一方的な発信や措置には毅然と対応していく。同時に、日露間には隣国として解決しなければならない懸案事項もあり、ロシア側との意思疎通を適切に行っていく必要がある。政府として、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持しつつ、最優先事項の一つである北方四島交流・訪問事業の再開については、特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を強く求めていく。

(4) 中東情勢への対応

中東は、日本を含む国際社会にとって主要なエネルギー供給源の一つであり、航行の安全の確保を含む同地域の平和と安定は、エネルギー安全保障や世界経済の安定と成長にとっても極めて重要である。

一方、中東情勢は、引き続き予断を許さない状況である。2025年1月、ガザ情勢をめぐって、人質の解放と停戦に関する合意が当事者間

で成立したことは、人道状況の改善と事態の沈静化に向けた重要な一歩であり、その誠実かつ着実な履行が求められる。また、イスラエルとレバノンの停戦合意の完全な履行も不可欠である。さらに、シリアにおいては、シリア人同士の対話を通じた包摂的な政治的解決が実現することが求められる。

引き続き、事態の早期沈静化、人道状況の改善、そして中長期的な地域の平和と安定の確立に向け、G7や国連を始めとする関係国・機関と緊密に連携しながら、中東各国との良好な関係をいかしつつ、国際社会の責任ある一員として取組を重ねていく。また、「日・アラブ政治対話」や「日・GCC⁽⁹⁾外相会合」などの様々な対話の枠組みを通じ各国の問題意識やニーズを十分に踏まえた上で、関係国とも緊密に連携し、積極的な外交努力を展開していく。

(5) 地域外交の推進

グローバル・サウスの存在感が高まる中、国際社会を協調に導き、国際社会が直面する諸課題への解決を共に創り出していく上では、多様性や包摂性を重視したアプローチで、各国・各地域の事情や特性を踏まえつつ、きめ細かく関与していくことが重要である。政府開発援助（ODA）や政府安全保障能力強化支援（OSA）も活用し、丁寧な対話を通じたきめ細かな外交を進めていく。ODAについては、民間資金動員の促進などの新しい仕組みを構築していく。

インド太平洋の要であるASEANの安定と繁栄は、日本、そしてインド太平洋地域全体にとり極めて重要である。経済協力開発機構（OECD）を通じた東南アジアへのアウトリーチ活動や、アジア太平洋経済協力（APEC）におけるAI・デジタルやエネルギー、人材開発といった幅広い分野への連携プロジェクトの拡大などの取組⁽¹⁰⁾も通じ、海上交通の要衝であ

(9) Gulf Cooperation Council 湾岸協力理事会：1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。防衛・経済を始めとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

(10) OECDではOECDの投資、競争、税制、中小企業などの経済社会分野のスタンダードを普及させる目的で日本が設立を主導した「東南アジア地域プログラム（SEARP）」を始めとする東南アジアへのアウトリーチ活動を通じて、ASEAN諸国とOECDの関係を強化している。また、APECでは東南アジア各国と連携した日本提案によるAPECプロジェクトの実施数が年々増加し、また、AI・デジタルやエネルギー、人材開発といった幅広い分野へ拡大している。

り世界の成長センターである東南アジアとの連携を進めていく。

インドは、基本的価値と戦略的利益を共有する、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた重要なパートナーである。日印両国は、アジアの民主主義国家という共通項の下、インド太平洋地域、そして世界の平和と安定に大きな責任を共有している。「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野における協力を一層推進していく。

インドを含む南西アジアは、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に位置する戦略的に重要な地域であり、また、域内で約19億人の人口を有し、高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点である。南西アジア各国は伝統的な親日国であり、日本は長年にわたって幅広い分野で関係を深めてきた。こうした基盤を活用しながら、重要なパートナーである南西アジア各国との関係を一層深化させていく。

太平洋島嶼国地域は、FOIPの実現の観点からも非常に重要な地域である。2024年7月の第10回太平洋・島サミット（PALM⁽¹¹⁾10）を踏まえ、各国のニーズに寄り添う形で太平洋島嶼国の発展やその一体性を力強く支えていく。

2050年に世界の人口の4分の1を占めるといわれるアフリカは、若く、希望にあふれ、ダイナミックな成長が期待できる大陸である。日本は1993年にアフリカ開発会議（TICAD⁽¹²⁾）を立ち上げて以降、30年以上にわたり、アフリカ自らが主導する開発を後押ししていくとの精神で取り組んできた。2025年8月に横浜で開催する第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の機会も捉え、これまでの日本の取組を土台に様々な課題への解決策を共に創ることを目指し、取り組んでいく。

その多くが日本と価値や原則を共有する中南米諸国は、現下の国際秩序への挑戦に対抗する

上での重要なパートナーである。日本は、中南米の多様性を認めつつ、対話を通じて共通の課題に取り組むとの方針の下、「中南米外交イニシアティブ」に基づく協力を進めている。中南米は、重要な鉱物資源や食料資源を産出する、日本の経済安全保障の重要地域であり、世界最大の約310万人の日系社会という友好と信頼の基礎を擁する。2025年も、ブラジル、中米諸国などとの外交周年やブラジルが主催する国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）といった機会を通じ、新たな協力を積み重ねていく。

中央アジア・コーカサス諸国は、ロシアと歴史的、経済的に緊密な関係にある中で、ロシアによるウクライナ侵略の様々な影響を受けている。日本は、「中央アジア+日本」対話などの枠組みも活用しながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するためのパートナーとして、協力を推進していく。

(6) 文化・人的交流の促進

国際社会の平和と安定のためには、国家間のみならず人と人の交流による相互理解の促進が重要である。各国との人的交流を一層推進するとともに、文化外交を精力的に展開し、対日理解の促進に注力していく。

(7) 経済外交

日本経済の成長や地方創生に貢献するため、日本企業の海外展開、日本産食品の輸出拡大、対日直接投資の推進を後押ししていく。在外公館では、公館長自ら先頭に立って、経済広域担当官や日本企業支援担当官も活用しつつ日本企業をバックアップするとともに、対日直接投資を促進していく。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、2027年国際園芸博覧会の成功に向けた取組を推進していく。

ルールに基づく自由で公正な経済秩序の維

(11) PALM : Pacific Islands Leaders Meeting

(12) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

持・拡大も重要である。多角的貿易体制の一層の強化のためのWTOの改革、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁽¹³⁾を始めとする経済連携協定の推進、「広島AIプロセス」⁽¹⁴⁾や、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)⁽¹⁵⁾の推進を含む新興分野での国際的なルール作りなどに取り組んでいく。

(8) 多国間外交の推進

2025年、国連が創設80周年を迎える中、分断や対立が深刻化する国際社会を融和と協調に導くため、国連を中核とした多国間外交を推進するとともに、安保理改革を含む国連の機能強化に取り組んでいく。

日本らしい人権外交を引き続き推進するとともに、2025年、日本は、女性・平和・安全保障、いわゆるWPS⁽¹⁶⁾のフォーカルポイント・ネットワークの共同議長国として、女性参画に根ざした外交を推進していく。

核軍縮・不拡散については、核兵器国と非核兵器国が広く参加する唯一の普遍的な枠組みである核兵器不拡散条約(NPT)体制を維持・強化し、「核兵器のない世界」の実現に向けた現実的で実践的な取組を行っていく。特に、2025年は広島・長崎への原爆投下から80年の節目の年であり、唯一の戦争被爆国として、

核軍縮に向けたあらゆる取組の原点となる被爆の実相の正確な理解を、世代と国境を越えて一層促進していく。

ALPS処理水⁽¹⁷⁾の海洋放出の安全性については、国際原子力機関(IAEA)と緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明し、理解を得ていく。

(9) 地球規模課題の解決

気候変動、国際保健、防災といった地球規模課題については、人間の安全保障の理念の下、2030年までのSDGsの達成に向け、取組を加速していく。また、ポストSDGsを見据え、地球規模課題における国際的なルール形成を主導していく。国際機関における邦人職員の活躍も後押しする。

(10) 外交・領事実施体制の抜本的強化

これらの取組に向け、人的体制の強化、財政基盤の整備、業務合理化・デジタル・トランスフォーメーション(DX)や働き方改革の推進など、外交・領事実施体制の抜本的強化に取り組んでいく。

緊急事態対応や邦人保護、情報保全対策などに万全を期すため在外公館の強靱化も推進していく。

(13) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(14) 広島AIプロセス : 2023年5月、日本議長国下のG7広島サミットにおいて立ち上げられた、生成AIに係る国際的ルールの検討のためのプロセス。同年12月のG7首脳声明において、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「高度AIシステムの開発組織向け広島プロセス国際行動規範」を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組」が承認された。

(15) DFFT : Data Free Flow with Trust

(16) WPS : Women, Peace and Security

(17) ALPS処理水とは、ALPS(多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System))などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

第2章

地域別に見た外交

第1節	法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進	024
第2節	アジア・大洋州	030
第3節	北米	087
第4節	中南米	104
第5節	欧州	116
第6節	ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス	139
第7節	中東と北アフリカ	148
第8節	アフリカ	165

第1節

法の支配に基づく
「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進

1 総論

インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域であり、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核である。しかし同時に、強大な軍事力を有する国が数多く存在し、その中で法の支配に基づく国際秩序の根幹を揺るがすような行動が継続・強化されている。また、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業といった様々な脅威にも直面しているこの地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

日本は、2007年に安倍総理大臣がインドの国会においてインド洋と太平洋の「二つの海の交わり」に関する演説を行うなど、かねてからインド洋と太平洋を総体として捉える考え方の重要性を強調してきた。2016年8月には、こうした考え方を構想として結実させる形で、安倍総理大臣が、ケニアで開催された第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) の基調演説の機会に、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を対外発表した。同演説において、安倍総理大臣は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「二つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「二つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズムであり、日本はアジアとアフリカの繁栄の実

現に取り組んでいくと述べた。

日本は、2016年から現在に至るまで、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ幅広く推進してきた。その結果、日本が提唱したFOIPは、今や、米国、オーストラリア、インド、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、韓国、欧州連合 (EU) 及び欧州諸国を含め国際社会において幅広い支持を集めており、様々な協議や協力が進んでいる。2019年6月にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP)」、2021年9月にEUが発表した「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」、2022年2月に米国が発表した「インド太平洋戦略」、同年11月にカナダが発表した「インド太平洋地域戦略」や韓国が発表した「自由・平和・繁栄のインド太平洋戦略」など、インド太平洋に関する政策文書も多く公表されてきている。

2023年3月に岸田総理大臣は、FOIPのための新たなプラン⁽¹⁾をインドで発表し、国際社会を分断と対立ではなく協調に導くという目標に向け、歴史的転換点におけるFOIPの考え方や取組について具体的に示した。

新プランでは、「自由」と「法の支配」の擁護、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の尊重といった中核的な理念は維持しつつ、今後取るべ

(1) FOIPのための新たなプランの詳細については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html



きアプローチとして、「対話によるルール作り」、各国間の「イコールパートナーシップ」、「人」に着目したアプローチを重視することを明らかにした。また、各国との連携を強化すること、FOIPのビジョンを共有する各国の輪を広げ、共創の精神で取り組んでいくことを明らかにし

た。さらに、新たにFOIP協力の「四つの柱」（平和の原則と繁栄のルール、インド太平洋流の課題対処、多層的な連結性、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組）を打ち出した。

2 新プランの下での具体的な取組例

新たに打ち出した「四つの柱」は、FOIPが目指す世界を実現するため、歴史的転換点に相応しいFOIP協力の「取組の柱」として整理したものである。

(1) 平和の原則と繁栄のルール

一つ目の柱「平和の原則と繁栄のルール」は、FOIPの屋台骨である。国際社会においては、「平和」を守り、「自由」、「透明性」、「法の支配」が確立され、弱者が力でねじ伏せられない環境を醸成することが重要である。平和のために国際社会が守るべき基本原則の共有、平和構築、時代の変化に合わせた形の自由で公平、公正な経済秩序の追求、不透明・不公正な慣行を防ぐルール作りなどを進めていく。

(2) インド太平洋流の課題対処

二つ目の柱「インド太平洋流の課題対処」は、FOIP協力の新たな力点である。国際社会において、気候・環境、国際保健、サイバー空間などの「国際公共財」の重要性は飛躍的に高まっているため、FOIP協力を拡充し、各国社会の強靱性・持続可能性を高めていく。例えば、気候・環境及びエネルギー安全保障の面では、脱炭素と成長の両立を目指す「アジア・ゼ

ロエミッション共同体（AZEC）」構想や自然災害に脆弱な国々への「ロス&ダメージ支援」、豊かな海を守る「ブルーオーシャン・ビジョン」などを推進する。

(3) 多層的な連結性

三つ目の柱「多層的な連結性」は、FOIP協力の中核である。地域全体の活力ある成長を実現するため、各国が様々な面においてつながっている必要がある。連結性強化の取組を通じ域内を更に繋げ、各国の選択肢を増やし、脆弱性を克服する。例えば、「人」の連結性を更に発展させた「知」の連結性の強化や、デジタル・コネクティビティの推進などに取り組む。

(4) 「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

四つ目の柱「「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」では、FOIPの焦点である「海の道」を中心に、空域の安全・安定的な利用の確保も組み合わせた「公域」全体の安全・安定を確保していく。「海における法の支配の三原則」の徹底、海上法執行能力の強化、海洋安全保障の強化、「空」の安全利用の推進などに取り組む。

3 各国との連携・協力

2024年においても、日本は、FOIPの実現に向け外交活動を積極的に推進した。

(1) 米国

4月、米国を公式訪問した岸田総理大臣は、ワシントンD.C.においてバイデン大統領と日米首脳会談を行い、会談の成果として発出された日米共同声明において、「自由で開かれたインド太平洋及び世界」を実現するために、日米両国が共に、そして他のパートナーと共に、絶え間ない努力を続けることを誓うことが確認された。また、米国連邦議会上下両院合同会議における演説においても、岸田総理大臣は同志国と共にFOIPの実現を目指すとした。

9月に米国・デラウェア州で行われた日米首脳会談においても、岸田総理大臣から、日米両国がG7、日米豪印、日米韓、日米比などといった同志国との連携を通じて、FOIPを更に発展させていくとともに、こうした協力をグローバル・サウスとの間でも進めていく必要性を強調した。

また、石破総理大臣は、10月の電話会談に続き、11月にはペルー・リマにおいてバイデン大統領と対面での会談を行い、日米間で引き続き緊密に連携していくことを確認した。さらに2月にはワシントンD.C.においてトランプ大統領と日米首脳会談を行い、FOIPの実現に向けて緊密に協力することで一致した。

日米首脳会談以外の場においても、累次の日米外相会談、7月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）など様々な機会を通じ、日米両国がインド太平洋地域で引き続き緊密に連携していくことを確認してきている。

(2) オーストラリア・ニュージーランド

オーストラリアとは、9月の第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、インド太平洋地域の安全保障環境について率直な意見交換を行い、戦略認識を深く共有しているこ

とを確認した。その上で、FOIPの実現に向けて先導的役割を果たしていくことで一致した。また、10月のASEAN関連首脳会合に際して石破総理大臣はアルバニー首相と首脳会談を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の下、FOIPの実現に向けて、共に取り組んでいくことを確認した。

ニュージーランドとの間では、6月のラクソン首相の訪日の際に実施した首脳会談において、インド太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、FOIPの実現に向け協力を一層強化することで一致した。

(3) 東南アジア諸国連合(ASEAN)

日本とASEANの間では、2020年に「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認した。また、2023年のFOIPのための新たなプラン発表時には、岸田総理大臣から、AOIPとFOIPが共鳴するビジョンであることを強調し、日ASEAN統合基金に新たに1億ドルを拠出することを発表した。さらに同年9月のASEAN関連首脳会議では、ハード・ソフト両面における連結性の一層の強化に向けた「日・ASEAN包括的連結性イニシアティブ」を発表した。同年12月の日・ASEAN特別首脳会議では、新たな協力のビジョンを示す共同ビジョン・ステートメントと幅広い具体的協力の実施計画を採択した。10月の日・ASEAN首脳会議においては、この共同ビジョン・ステートメントに沿って、協力が着実に進展していることを確認した。ASEAN各国は、これを歓迎するとともに、FOIPがAOIPと相互補完的であるとの評価や、更なる協力の進展への期待が表明された。また、同月の東アジア首脳会議（EAS）において、石破総理大臣は、日本はAOIPを一貫して支持し、AOIPの推進と主流化を積極的に後押ししていくと述べるとも

に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、ASEAN主導の枠組みを通じた協力を強化していくとの決意を示した。

(4) カナダ

6月、9月及び11月に実施した日加首脳会談、1月の上川外務大臣のモントリオール訪問、7月のジョリー・カナダ外務大臣訪日や11月のG7外相会合の際に実施した日加外相会談において、2022年に両国で発表した「FOIPに資する日加アクションプラン」を着実に実施し、FOIP実現に向けて引き続き日加間で連携することを確認した。

日加共同訓練（KADEX24）や違法・無報告・無規制（IUU）⁽²⁾ 漁業監視活動における協力を始め、同アクションプランに基づく安全保障・法の支配などの分野における協力が着実に進展した。

(5) インド

8月にニューデリーで実施された第3回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）で、両国はFOIPに向けた共通の戦略的目標を強調した。また、同月の第17回日印外相間戦略対話においても、上川外務大臣から日印両国がインド太平洋地域の平和と繁栄に大きな責任を負っており、両国で連携してその責任を果たしていくため、二国間の協力を深化していきたいと述べた。さらに、両国は10月の日印首脳会談及び11月の日印外相会談でも連携を確認した。

(6) 日米豪印

日米豪印4か国は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を強化していくとの目標の下、FOIPの実現に向けて、重要・新興技術、質の高いインフラ、海洋安全保障を始め様々な分野で実践的な協力を進め、より多くの国々へ連携を広げていく重要性を共有している。また、4か国は、AOIPを全面的に支持しており、FOIPに関する欧州を始めとする各国の前向き

な取組を歓迎している。7月、日本で開催された日米豪印外相会合において、4か国の外相はFOIPの実現に向けた確固たるコミットメントを改めて確認した。また、9月に米国で行われた日米豪印首脳会合において、FOIPという共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことがますます重要であると改めて確認し、ウィルミントン宣言を発出した。2025年1月には、米国新政権発足翌日に日米豪印外相会合が開催され、FOIPの強化に向けた共通のコミットメントを再確認する共同声明を発出した。

(7) 韓国

日韓両国は5月の首脳会談及び7月の外相会談において、FOIPを維持・強化する重要性について確認し、グローバルな課題に効果的に対処するためにも、日韓の連携が一層重要であることを確認した。

(8) 日米韓

日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超えて地域の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相会合、次官協議などの開催を通じ、重層的かつ安定的に協力を進めてきている。こうした中で、FOIPの実現に向けても、3か国間の連携を進めている。また、2023年8月に米国のキャンプ・デービッドにおいて開催された日米韓首脳会合から一年の間に、幅広い分野でグローバルに日米韓連携が進展していることを累次の機会に確認している。9月の日米韓外相会合においては、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が試練を迎える中、日米韓で一層緊密に連携していくことで一致したほか、6月及び11月には複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」を実施し、朝鮮半島を含むインド太平洋の平和と安定のために、複数領域における日米韓の相互運用性を促進し、自由を守るという日米韓の防衛態勢と強固な意思を引き続き示した。

(2) IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

さらに、11月にはペルー・リマにおいて日米韓首脳会合が行われ、日米韓の戦略的連携はこれまでになく重要であり、幅広い分野でグローバルに日米韓協力が拡大してきたことを確認した。その上で、日米韓調整事務局を立ち上げ、これを活用しつつ、引き続き、北朝鮮への対応を含む様々な分野で緊密に連携していくことで一致した。

(9) 欧州

ア EU

2月には、^{つげよしふみ} 柘植芳文外務副大臣がベルギーで実施された「第3回EUインド太平洋閣僚会合」に出席し、ますます不可分となっている欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障を始めとして、インド太平洋と欧州で連関が深まっている様々な分野や課題に欧州とインド太平洋の国々が共に取り組んでいくことの必要性を参加各国との間で共有した。

11月、岩屋外務大臣は、EUのボレル上級代表と第1回日・EU外相戦略対話を実施し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であることを改めて確認し、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、日・EU間で緊密に連携していくことを確認した。

イ 英国

8月、英国は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加入に関する議定書が12月15日までに発効すると発表した。11月に実施された日英首脳会談において、石破総理大臣とスターマー首相は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は一体であるとの認識を共有した上で、グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）や、2025年に計画されている英国空母打撃群のインド太平洋への派遣、自衛隊によるアセット防護措置の英国への適用など、FOIPの実現に向け、両国間で意義の高い具体的協力が進んでいることを歓迎し、これを力強く推進していくことで一致した。また、同会談で、日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）の立ち上げを発表した。

さらに、同月、GCAPに関する日英伊首脳会合において、3か国の首脳は、3か国で緊密に連携して開発完了に向け引き続き協力していくことで一致した。

ウ フランス

5月、岸田総理大臣は、マクロン大統領との間で日仏首脳昼食会を実施し、自衛隊と仏軍の相互運用性を向上させ、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進させる枠組みである、日仏部隊間協力円滑化協定（RAA）の交渉開始に合意したほか、「重要鉱物分野の協力に関する日仏共同声明」の署名を歓迎し、経済安全保障分野において更に連携を強化していくことで一致した。10月、岩屋外務大臣は、バロ欧州・外務相と外相電話会談を、また11月にはイタリアにおいて外相会談を実施した。同会談で、両外相は、日仏協力のロードマップの下、安全保障分野や経済・科学技術分野での協力を進めていくことで一致するとともに、テロ対策分野での協力推進のため、日仏テロ対策協議を立ち上げることを歓迎した。また、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有し、インド太平洋における安全保障情勢や、ウクライナ及び中東情勢に関し、日仏で緊密に連携していくことを確認した。

エ ドイツ

2020年9月に閣議決定した「インド太平洋ガイドライン」に基づき、ドイツ政府が同地域への関与の強化に取り組む中、日独間の安全保障協力は一段と深化した。1月には、日独両国部隊間が共同活動を行う際の燃料などの相互の提供に係る決済手続などを定める日独物品役務相互提供協定（日独ACSA）が両国間で署名され、同協定は7月に発効した。同月には岸田総理大臣が訪独して日独首脳会談を実施し、両首脳は、ドイツがインド太平洋地域への関与を強化している中、近年、両国間で安全保障・防衛協力が進展していることなどを歓迎した。その後、ドイツ政府による「インド太平洋方面派遣2024」の枠内で、7月にユーロファイター

戦闘機を含むドイツ空軍が訪日、8月にはフリゲート艦「バーデン＝ヴェルテンベルク」及び補給艦「フランクフルト・アム・マイン」が日本に寄港し、いずれの機会にも自衛隊との共同訓練が実施された。

オ イタリア

2月、岸田総理大臣は、メローニ首相との間で日伊首脳会談を実施し、グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を始めとする防衛・安全保障分野での協力を確認したほか、日英伊による次期戦闘機の共同開発（GCAP）の円滑な進展に向けて、一層努力していく点で一致した。6月、G7プーリアサミットでも日伊首脳間で懇談を行い、両首脳は日伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）の交渉開始を発表した。8月には空母「カヴール」、フリゲート艦「アルピーノ」、哨戒艦「モンテクッコリ」で構成される空母打撃群及び空軍機が訪日し、自衛隊との間で共同訓練を実施した。また、同月下旬から9月上旬、「モンテクッコリ」は北朝鮮籍船舶の「瀬取り」⁽³⁾を含む違法な海上活動に対

する警戒監視活動を初めて実施した。11月に日伊ACSAへの署名が行われた。さらに、同月、GCAPに関する日英伊首脳会合において、3か国の首脳は、3か国で緊密に連携して開発完了に向け引き続き協力していくことで一致した。

カ オランダ

1月、上川外務大臣は、ブラウンス・スロット外相との日・オランダ外相ワーキング・ランチ、ルッテ首相表敬を通じて、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有し、両国の安保・防衛分野を含む両国関係を強化していくことで一致した。5月下旬から6月上旬、フリゲート艦「トロンプ」は北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を初めて実施し、6月には長崎港に寄港した。7月、岸田総理大臣は、スホーフ首相との間で日・オランダ首脳会談を実施し、6月の「トロンプ」の日本派遣など、オランダのインド太平洋地域への具体的な関与を歓迎した。

(3) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

第2節

アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、先進国や新興国を含む様々な発展段階の国・地域が存在し、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、存在感を増している。世界の約81億人の人口のうち、米国及びロシアを除く東アジア首脳会議(EAS)⁽¹⁾参加国⁽²⁾には約38億人が居住しており、世界全体の約46%を占めている⁽³⁾。名目国内総生産(GDP)の合計は33.0兆ドル(2023年)であり、世界全体の30%以上を占める⁽⁴⁾。緊密な経済関係を構築し、今後も成長が見込まれるこの地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

一方この地域では、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、気候変動、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、テロリズム、少子高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、この地域で首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開し、近隣諸国と

の良好な関係を維持・発展させている。4月、岸田総理大臣は国賓待遇での米国公式訪問の際、米国ワシントンD.C.において、初開催となる日米比首脳会合に臨んだ。3か国の首脳は、航行・上空飛行の自由への揺るぎないコミットメントを強調し、経済的威圧への対応、サプライチェーン強靱化^{じん}を含め連携を強化していくことで一致した。

5月、岸田総理大臣は、韓国において約4年半ぶりに開催された日中韓サミットに出席し、日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、未来志向の実務協力を推進していくことで一致した。7月にワシントンD.C.で開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会合に出席した際には、日豪NZ(ニュージーランド)韓(IP4)首脳会議を行うとともに、IP4とバイデン大統領との懇談、IP4+ウクライナ首脳会合を行った。同月、岸田総理大臣は、ブラウン・クック諸島首相の共同議長の下、東京で第10回太平洋・島サミット(PALM10)を開催し、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として首脳宣言及び共同行動計画を採択した。

9月、岸田総理大臣は、韓国を訪問し、尹錫悦^{ユンソンニョル}韓国大統領と12回目となる首脳会談を行った。また、同月、米国で行われた日米豪印首脳会合に出席し、日米豪印の4か国が「自由で開

(1) EAS : East Asia Summit

(2) 東南アジア諸国連合(ASEAN)(加盟国:ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランド

(3) 出典:国連人口基金

(4) 出典:世界銀行

かれたインド太平洋（FOIP）」という共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことで一致した。また、同地でオーストラリア、インドと首脳会談を行い、ニューヨークにおいて、パラオ、モンゴルと首脳会談を行った。

10月、石破総理大臣が、総理大臣就任後初の外国訪問として、ASEAN関連首脳会議に出席するためラオスを訪問した。石破総理大臣からは、半世紀にわたる日本とASEANの信頼関係を更に強固なものとするとの強い決意を伝達した。また、韓国、中国、インド、フィリピン、ラオス、ベトナム、オーストラリア、タイの首脳と会談・立ち話を行った。

11月、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に出席するため訪問したペルーでは、マレーシア、中国、ベトナム、インドネシア、韓国の首脳と会談・懇談を行ったほか、日米韓首脳会合に出席し、日米韓調整事務局を立ち上げ、これを活用しつつ、引き続き、北朝鮮への対応を含む様々な分野で緊密に連携することで一致した。

上川外務大臣は、2月、サモアを訪問するとともに、フィジーで開催された太平洋・島サミット（PALM）第5回中間閣僚会合に出席し、10か国などと個別に会談を行った。同月、G20外相会合参加のため訪問していたブラジルで日韓外相会談を行い、日米韓外相会合に出席し、日米韓協力のモメンタムを加速していくことと、北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き緊密に連携することを再確認した。

上川外務大臣は、5月、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会（MCM）に出席した際、サルムサイ・ラオス副首相兼外相と会談を行った。また、5月にスリランカ及びネパール、7月にカンボジア及びフィリピンを訪問し、それぞれ首脳表敬、外相会談などを行ったほか、フィリピンでは外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の開催、日比部隊間協力円滑化協定（RAA）の署名なども行った。また、7月、ラオスで開催されたASEAN関連外相会議に出席し、共同ビジョン・ステートメントの三つの柱に沿って、幅広い協力が着実に進展していることを説

明した。また、日・メコン外相会議を開催し、ラオス、中国、韓国、インドネシア、シンガポール、東ティモールと外相会談を行った。同月、上川外務大臣は、東京で日米豪印外相会合を開催し、ルールに基づく海洋秩序のための国際法の遵守の重要性を強調し、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対することを再確認した。また、8月には、インドを訪問し、外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施したほか、首相表敬、外相会談などを行った。

9月、上川外務大臣は、オーストラリアを訪問し、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）に出席するとともに、日豪外相ワーキング・ディナーを行った。また、国連総会出席のため訪問したニューヨーク（米国）で日中外相会談を行うとともに、日米韓外相会合を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が試練を迎える中、日米韓で一層緊密に連携していくことで一致した。

11月、岩屋外務大臣は、ペルーで開催されたAPEC閣僚会議に出席した際、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ニュージーランドの外相との懇談を行ったほか、日韓外相会談を行った。また、12月には中国を訪問し、外相会談、第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話の実施などを行った。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、そして国際社会の平和と繁栄の基盤である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれまでになく高まっている。かつてなく強固な日米の協力関係の下、米国とは、2021年1月のバイデン政権発足以降、電話会談を含め23回の首脳会談及び36回の外相会談（2024年12月時点）を行うなど、首脳及び外相間を始めとするあらゆるレベルで常時意思疎通し、連携して地域と国際社会の平和と安定を堅持するため尽力している。日米両国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた協力を進め、また、中国や北朝鮮、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢を含む地域の諸課題への対応

に当たり連携を深めている。

4月、岸田総理大臣は、日本の総理大臣として9年ぶりに国賓待遇で米国を公式訪問し、バイデン大統領と日米首脳会談を行った。岸田総理大臣から、日米両国は深い信頼と重層的な友好関係で結ばれており、このかつてなく強固な友好・信頼関係に基づき、日米両国が二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーとなっていると述べた。両首脳は、地域情勢について意見交換を行い、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは、世界のいかなる場所であれ、断じて許容できず、同盟国・同志国と連携し、引き続き毅然として対応することを再確認した。会談の成果として発出された日米共同声明において、「自由で開かれたインド太平洋及び世界」を実現するために、日米両国が共に、そして他のパートナーと共に、絶え間ない努力を続けることを誓うことが確認された。また、米国連邦議会上下両院合同会議における演説においても、岸田総理大臣は同志国と共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目指すとした。

7月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が訪日し、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を行った。日本側から、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を揺るがす動きが続いており、日米両国の今日の決定が将来を決定づける重要な局面にある、既存の国際秩序を守り抜くために、同盟を絶え間なく強化し、抑止力を高めていかななくてはならないと伝達した。米国側は、自由で開かれたインド太平洋地域を維持する両国の能力を支える同盟の役割、任務及び能力の強化における並外れた進展を祝福した。

10月に発足した石破政権でも、日米同盟の強化は、政権の外交・安全保障政策上の最優先事項と位置付けられている。石破総理大臣は11月にペルーでバイデン大統領と日米首脳会談を行い、日米同盟の強化や、日米韓などの同志国ネットワークの更なる発展に向け、今後も引き続き協力していくことや、核・ミサイル問

題及び拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応について引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、岩屋外務大臣もブリンケン国務長官との間で日米外相会談を行い、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応、ウクライナ情勢といった地域情勢について意見交換を行い、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力や同志国連携を進めていくことで一致した。

12月に訪日したオースティン国防長官は石破総理大臣への表敬を行い、一層厳しさを増す地域の安全保障環境を念頭に、同盟の抑止力・対処力強化に向けた日米間の安全保障・防衛協力について意見交換を行うとともに、同盟の指揮・統制の向上、防衛装備・技術協力の推進、更には同志国ネットワークの強化などを継続していくことで一致した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

（日韓間の慰安婦問題については、57ページ3(2)イ(ウ)参照）

慰安婦問題を含め、先の大戦に関する賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含め、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行うアジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性

基金の事業では、元慰安婦の方々285人（フィリピン211人、韓国61人、台湾13人）に対し、国民の募金を原資とする「償い金」（一人当たり200万円）が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円（韓国・台湾）、120万円（フィリピン）を支給した（合計金額は、一人当たり500万円（韓国・台湾）、320万円（フィリピン））。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、自筆の署名を付したお詫びと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中に

は、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものではなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場において、2016年2月の女子差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回政府報告審査⁽⁵⁾、2021年9月提出の同条約の実施状況に関する第9回政府報告、2024年10月の第9回政府報告審査及び2022年10月の市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく第7回政府報告審査⁽⁶⁾を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、一部の国・地域でも慰安婦像⁽⁷⁾などが設置されており、このような動きは日本政府の立場と相容れない、極めて残念なものである。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

(5) 詳細は外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page24_000733.html

(6) 規約第40条 (b) に基づく第7回報告（自由権規約委員会からの事前質問票に対する回答）（2020年3月）はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045760.pdf>

(7) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

(5)



(6)



慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



2 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

3月、第14期全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）第2回会議が開催された。李強^{きやう} 国務院総理が政府活動報告を読み上げ、前年の回顧として、外部からの圧力をしのぎ、内部の困難を乗り越え、年間主要目標・任務は無事達成、社会の安定は守られ、社会主義現代化国家の全面的建設は着実に進んだと述べた。一方、2024年の政策方向については、依然として、戦略的チャンスとリスク・課題が併存している、有利な条件が不利な要素に勝っているとして、GDP成長率を昨年の当初目標とはほぼ同じ（5%前後）としつつも2024年の所期目標を達成することは容易ではないとも述べた。なお、約30年続いた閉幕後の国務院総理による内外記者会見を今回から今後数年実施しないことが発表された。

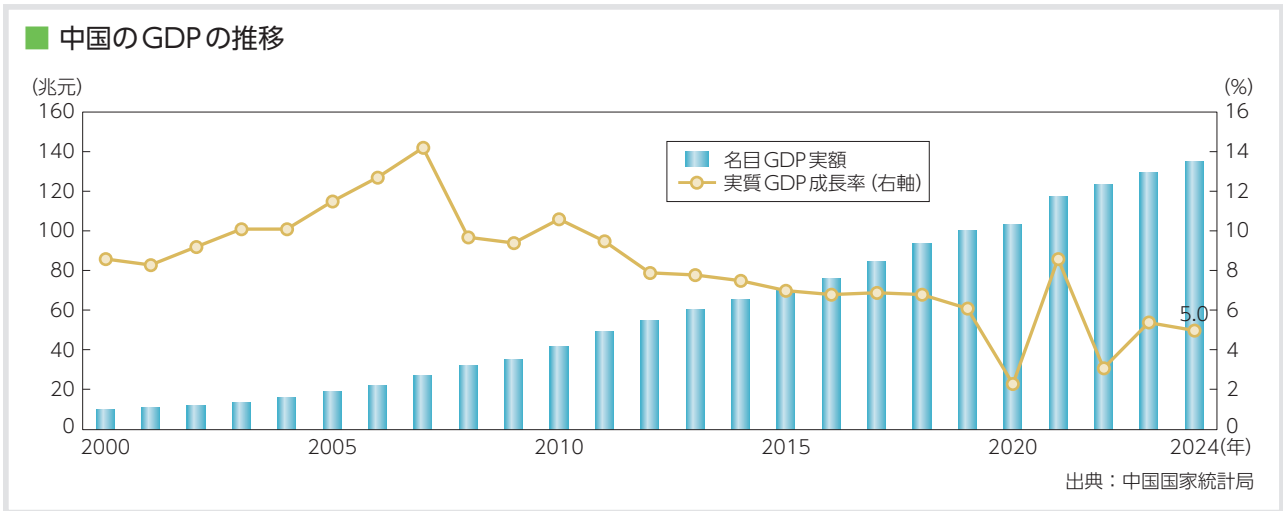
第20期中央委員会第3回全体会議（以下「三中全会」という。）が7月に開催され、「改革を更に深め、中国式現代化を推進することに関する決定」（以下、「決定」という。）を可決した。「決定」では、複雑に入り組んだ国際・国内情勢、新しい科学技術革命及び産業変革、人民群衆の新しい期待に直面しており、中国式現代化の推進により、改革を全体的に更に深化させる必要があるとし、2029年の建国80周年までに「決定」が提起した改革任務を完成すると発表した。「改革の全面深化」は、2013年の第19期三中全会で提起され、今回の「決定」は2013年時に加えて、「国家全体系及び能力の現代化」、「外部環境の構築」についても追記された。なお、人事関連では、秦剛^{しんこう}・前外交部長の辞職申請を受理し、中央委員の職を解任した。

9月の中央政治局会議では通例と異なり、経済をテーマに扱った。なお、12月には中央経済工作会議が例年どおり開催された。

2024年は中華人民共和国建国75周年であり、9月30日に人民大会堂で記念レセプションが開催された。習近平^{しゅうきんぺい} 国家主席は重要講話で、建国と発展に貢献した指導者、烈士・英雄への感謝を述べ、「中国式現代化」による強国建設を強調した。一方、「前途は平坦ではなく、困難や障害は必ずあり、強風や高波、更には猛り狂う荒波といった大きな試練すら待ち受けているだろう」と述べ、今後、厳しい試練があるとの認識を示した。

2024年はマカオ返還25周年であり、習近平国家主席がマカオを訪問し、マカオ返還25周年大会及びマカオ特別行政区第6期政府就任式に出席した。

新疆^{きんぎょう} ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況及び香港をめぐる情勢について、国際社会の関心は引き続き高い。日本としては、自由、基本的人権の尊重、法の支配といった国際社会における普遍的価値や原則が中国においても保障されることが重要であると考えており、首脳会談や外相会談の機会も捉え、これらの状況について深刻な懸念を表明するなど、こうした日本の立場については中国政府に対して直接伝達してきている。6月のG7プーリア・サミット及び4月のG7外相会合のコミュニケでは、中国の人権状況に対して懸念を表明し続けることで一致した。また、国連では、中国の人権状況を懸念する有志国による共同ステートメントに、日本はアジアから唯一参加している。10月の国連総会第3委員会では、オーストラリアが15か国を代表して、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区における人権侵害に関す



る共同ステートメントを読み上げ、日本はこれに参加した。日本政府として、引き続き国際社会と緊密に連携しつつ、中国側に強く働きかけていく。

(イ) 経済

3月に行われた全人代では、2024年の成長率目標を前年同様の5.0%前後とするなど、手堅い目標設定となった。また、財政赤字の対GDP比についても前年同様の3.0%、新規地方専項債の発行上限額を3.90兆元（前年は3.80兆元）に微増設定として、李強総理は「今年の初期目標を達成するのは容易ではない」と明言した。結果として、2024年の実質GDP成長率は通年で前年比5.0%増と、目標を達成し、各四半期においては、第1四半期（1月から3月）は前年比5.3%増、第2四半期（4月から6月）に同4.7%増、第3四半期（7月から9月）に同4.6%増、第4四半期（10月から12月）に同5.4%増となった。

中国経済は、低迷する不動産市場と消費マインドの悪化により、足踏み状態が継続している。また、2023年に高まっていた若年者失業率についても、2024年に学生を除く形で公表を再開したものの、2024年8月には18.8%となり、依然として高止まりの傾向が続いている。なお、輸出入については、前年の低調な推移の反動や半導体や電気自動車（EV）などに関する各国の対中政策を警戒した駆け込み需要などにより、2023年と比較して高い推移となった。

7月には第20期三中全会が「中国式現代化」をテーマに開催され、(1) 経済体制改革の牽引役としての役割、(2) 全面的なイノベーションを支持する体制メカニズム、(3) 全面的な改革、(4) 発展と安全の統一的計画、(5) 改革に対する党の指導強化を重点に挙げた。経済減速の原因である不動産は経済ではなく、民生の問題と位置付けられ、科学技術を核に据えた中長期発展をより重視する内容となった。7月後半には停滞した国内消費を刺激するために、およそ3,000億元を投じて乗用車や家電の買換えを促す補助金の拡充を発表した。習近平国家主席は、7月末に開催された中共中央政治局会議において、経済状況が二分化しているとの認識を新たに示し、消費振興による国内需要の拡大と、農村の全面振興を独立した重点項目とした。また、前述のとおり9月の政治局会議では例年と異なり経済情勢を議論し、現状の認識を「ファンダメンタルズと広大な市場、強靱性、大きな潜在力など、有利な条件は変わっていないが、現下の経済運営には幾つかの新しい状況と問題が出現」していると示した上で、財政金融政策による景気変動対応や必要な財政支出の確保、困難に直面する企業支援、就職困難層、低所得者への支援・援助など民生のボトムライン確保などの諸施策を掲げ、通年目標達成に向けて努力するとした。その前後9月下旬から10月末にかけて、各部門が記者会見を開催し、金融（住宅ローン金利の引下げなど）、財政（貧困層に加え、学生層に対する奨学金などの

増額による援助の強化)、不動産(いわゆる「ホワイトリスト」に掲載された不動産物件向けの融資規模を拡大)に関する施策を公表した。また、10月に開催された全国人民代表大会常務委員会において、地方政府の隠れ債務を置き換えることを目的に、地方政府の債務限度額の6兆元引上げを承認した。さらに、2024年以降、5年連続で新增される地方専項債から8,000億元を手配することにより、債務解消のための地方財源が10兆元増えることとなり、2028年までに地方の4.3兆元の隠れ債務総額を2.3兆元に減少させる見込みとした。

12月に開催された中央経済工作会議では、2024年は外部圧力と内部困難の増大という複雑で厳しい状況に直面した中で、経済運営は総じて安定しつつ、経済社会発展の主要目標と任務は円滑かつ成功裏に達成されとの認識を示した。一方、現在、外部環境の変化がもたらす不利な影響が深まり、主に内需の不足により一部の企業の生産経営が困難になり、民衆の雇用と所得増収が圧力に直面し、リスクが依然として比較的多いとの認識も示した。

(ウ) 外交

3月の全人代での外交部長記者会見において、おうき王毅・中央政治局委員兼外交部長は「大国関係を保持し、周辺国と連携し共に進み、グローバル・サウス諸国と共に振興を図る」と述べ、2024年も習近平国家主席を始めとするハイレベルを含め、様々なレベルによる外交活動が活発に行われた。

ロシアとの関係では2024年も頻繁に首脳間の直接の意思疎通が行われ、5月のプーチン大統領通算5期目の初の外遊としての訪中では、「外交関係樹立75周年に際する新時代の包括的戦略的連携パートナーシップの深化に関する共同声明」が発出され、パートナーシップの発展は両国の根本的利益に合致していると謳われた。

周辺国との関係では、ASEAN諸国との間で他の地域よりも頻繁な往来が行われており、2024年に就任したインドネシア大統領やベトナム国家主席は初の外遊先として中国を訪問した。

グローバル・サウス諸国との関係については、9月に「中国・アフリカ協力フォーラム(FOCAC)」首脳会合が北京で行われた。同会合において習近平国家主席は、全ての外交関係を有するアフリカ諸国との二国間関係を「戦略的パートナーシップ」へ格上げし、アフリカ全体との関係を「新時代の全天候型の中国・アフリカ運命共同体」に格上げすると表明し、安全保障、文明・人的交流、グリーン開発、食糧支援など幅広い分野での協力を提案した。また、同会合において採択された「北京宣言」では、「人類運命共同体」、「一帯一路」、「グローバル発展イニシアティブ」、「グローバル安全保障イニシアティブ」、「グローバル文明イニシアティブ」、台湾・香港・新疆・チベットに関する中国の立場の支持、「デカップリング(分離)」や一国主義に対する牽制など、中国側の主張が多く書き込まれた。

7月にカザフスタン・アスタナで行われた上海協力機構(SCO)首脳会合では、ベラルーシの加盟が承認され、10月にロシアで行われたBRICS⁽⁸⁾首脳会合では、成果文書において「BRICSパートナー国」というカテゴリーを新たに設けるなど中国が重視しているマルチのプラットフォームは拡大傾向にある。また、11月にブラジルで行われたG20でも習近平国家主席はグローバル・サウス諸国と共に歩む姿勢を示した。

米中間では、特に2023年11月のサンフランシスコにおけるAPEC首脳会議の際の首脳会談以降、国防当局間の意思疎通、違法薬物対策、人工知能(AI)、気候変動などの分野を中心にハイレベルも含めて様々なレベルで意思疎通が行われ、11月のペルーにおけるAPEC首

(8) BRICS: ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカを指す用語。なお、2023年8月の首脳会合では、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の新規加盟招待を発表した(アルゼンチンはその後の政権交代により加盟申請を取り下げたほか、サウジアラビアは未加盟との情報もある。)。2024年10月の首脳会合ではBRICSパートナー国という新たなカテゴリーの創設に合意し、2025年1月から、ベラルーシ、ポリビア、キューバ、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、タイ、ウガンダ及びウズベキスタンの9か国がパートナー国として加盟することを2024年議長国のロシアが発表した。2025年1月、2025年議長国のブラジルがインドネシアの正式加盟を発表した。

脳会議の際にも米中首脳会談が行われた。習近平国家主席は、過去4年間、米中関係は激動を経てきたが、対話と協力も行い、全体的に安定を実現したと総括し、台湾問題、民主・人権、道筋や制度、発展の権利は中国側のレッドラインであると示した。

一方、前年に引き続き経済安全保障を含む米中の経済面での対立は拡大した。中国は、輸出管理措置として2023年にガリウム、ゲルマニウム及び黒鉛を対象品目に追加し、更に9月には、アンチモン及び超硬材料関連品目を対象品目に追加した。同月、米国は通商法第301条に基づく対中関税を大幅に引き上げることを決定した。EVや半導体など一部の中国産品（総額180億ドル）を対象としており、バイデン大統領は、中国の不公正な貿易政策・慣行から米国の労働者を守るものであると述べた。これに対し中国は「断固たる反対と強烈な不満」を表明している。米国は10月に、半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、AIの分野における米国人による対中投資について、国家安全保障に特に深刻な脅威をもたらす場合には禁止する大統領令を2025年1月から発効させると発表した。一方、10月、中国ではレアアース管理条例が施行された。米国は12月に、中国向けの半導体及び半導体製造装置に関連する輸出管理規制を強化すると発表した。その後、同月、中国商務部は、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン及び超硬材料の関連汎用品の米国向け輸出規制を強化するなどの措置を発表した。米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体にとって重要であり、引き続き今後の動向を注視していく。

(工) 軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会第5回全体会議（以下「五中全会」という。）コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。さらに、

第20回党大会（2022年）では、「建軍100周年の奮闘目標を期限までに達成し、人民軍隊を早期に世界一流の軍隊に築き上げることは社会主義現代化国家の全面的建設の戦略的要請である」と改めて述べた。中国が公表している国防費は、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされておらず、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないと見られる。こうした中、中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心として、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化し、宇宙・サイバー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域における優勢の確保も重視しており、「機械化・情報化・インテリジェント化の融合発展」による軍の近代化を推進している。

2024年は、8月に中国軍所属航空機による日本の領空侵犯、9月に中国海軍空母「遼寧^{りょう}」による与那国島－西表島間の領海に近接した海域の航行が、いずれも初めて生じ、日本周辺における中露艦艇による共同航行及び中露爆撃機による共同飛行が前年に引き続き確認された。また、中国は5月の台湾総統就任式及び10月の「双十節」の後に台湾周辺の海空域において軍事演習を実施した。5月、10月及び11月に行われた日中首脳会談においても、岸田総理大臣及び石破総理大臣から、最近の軍事情勢を含む動向を注視していると伝えつつ、台湾海峡の平和と安定が日本を含む国際社会にとって極めて重要であると改めて強調した。南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍事化や沿岸国等に対する海上保安機関及び海上民兵の船舶並びに航空機の危険で威圧的な使用など、法の支配や開放性に逆行する力による一方的な現状変更やその既成事実化の試みや、地域の緊張を高める行動を継続・強化している。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っており、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、日本と国際社会の深刻な懸念事項であり、日本の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦

であり、日本の総合的な国力と同盟国・同志国などとの連携により対応すべきものである。中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、透明性などを向上させるとともに、国際的な軍備管理・軍縮などの努力に建設的な協力を行うよう同盟国・同志国などと連携し、強く働きかけを行う。また、日中間の信頼の醸成のため、日中安保対話などの対話や交流を始め、中国との安全保障面における意思疎通を強化する。加えて、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムなど、中国との間における不測の事態の発生を回避・防止するための枠組みの構築を含む日中間の取組を進め、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけ、日本を含む国際社会の懸念を払拭していくよう、強く促していく。

イ 日中関係

(ア) 二国間関係一般

隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。日中両国間には、様々な可能性とともに、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、ロシアとの連携を含む中国による日本周辺での軍事的活動の活発化など、数多くの課題や懸案が存在している。また、台湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、日本は、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況についても深刻に懸念している。同時に日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、日本として、主張すべきは主張し、中国に対し責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案も含め、対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を双方の努力で進めていくことが重要である。

2024年は、前年に引き続き、首脳間を含む

ハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。

5月26日、日中韓サミットに出席するため韓国・ソウルを訪問中の岸田総理大臣は、李強国務院総理と首脳会談を行った。岸田総理大臣から、2023年11月に習近平国家主席と再確認した「戦略的互惠関係」の包括的な推進と「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性に沿って、日中間にある様々な課題や懸案について様々なレベルで対話を重ねて進展を図り、両国の間に存在する様々な可能性を実現していきたいと述べ、李強国務院総理から同様の考えが示された。

7月26日、ASEAN関連外相会議に出席するためラオスを訪問中の上川外務大臣は、王毅外交部長と会談を行った。上川外務大臣から、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性の下、日中戦略対話の開催を含めて両国間の意思疎通・往来が実現していることを歓迎し、王毅外交部長から同様の考えが示された。両外相は、互いに招請を行っている外相の相互訪問を含め、引き続き重層的に、リズム良く、かつ、粘り強く意思疎通を積み重ねていくことを確認した。

9月23日、国連総会出席のためニューヨークを訪問中の上川外務大臣は、王毅外交部長と会談を行った。上川外務大臣から、中国の深圳日本人学校児童殺害事件⁹⁾に関し、事実解明や中国に在留する日本人の安全確保のための具体的措置、反日的なSNS投稿の取締りを求めた。これに対し、王毅外交部長から、中国側の立場はこれまで外交部報道官が述べているとおりであり、今回起きた事は、我々（中国側）も目にしたくない偶発的な個別事案であり、法律にのっとり処理をしていくとの反応があった。また、ALPS処理水⁹⁾の海洋放出と中国による日

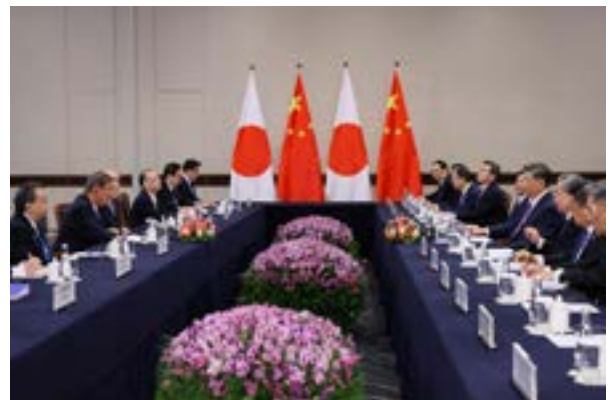
(9) ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

本産水産物の輸入規制について、上川外務大臣から、これまでの科学的根拠に基づく一貫した取組を改めて説明の上、9月20日に発表された日中両国間で共有された認識を踏まえ、追加的なモニタリングを早期に実施し、規制の撤廃に向けた目に見える進展を確実に示していきたいと述べた。

10月10日、ASEAN関連首脳会議に出席するためラオスを訪問中の石破総理大臣は、李強國務院総理と首脳会談を行った。両首脳は、日中両国は、引き続き、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認し、具体的成果を出すため、双方が事務当局に指示を出すことで一致し、引き続き首脳レベルを含むあらゆるレベルで重層的に意思疎通を重ねていくことを確認した。その中で、石破総理大臣は、両国間には協力の潜在性と課題・懸案があるが、両政府の努力を通じて両国国民が関係発展の果実を得られるよう共に取り組んでいきたいと強調した。また、両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を共に評価し、石破総理大臣は、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。

11月15日、APEC首脳会議に出席するためペルーを訪問中の石破総理大臣は、習近平国家主席と首脳会談を行った。両首脳は、日中両国は、引き続き、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認し、日中間の四つの基本文書の諸原則と共通認識を堅持し、率直な対話を重ねられる関係を築いていくことを確認した。さらに、両首脳は、この大きな方向性の下で、首脳レベルを含むあらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化し、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力することを確認した。石破総理大臣から、日中関係が発展して良かったと両国国民が実感できるような具体的成果を双方の努力で積み上げていきたいと強調した。

また、両首脳は、協力拡大と懸案解決に向け、外相の相互訪問及びそれに伴う日中ハイレベル人的・文化交流対話、日中ハイレベル経済対話を適切な時期に実現するため、調整を進めていくことを確認した。ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。さらに、石破総理大臣から、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認した。また、両首脳は、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアなどの分野において、具体的な協力の進展を図っていくこと、及びグローバル課題で協働していくことで一致した。石破総理大臣から、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海情勢や中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。また、石破総理大臣から、蘇州や深圳での日本人学校の児童などの殺傷事件に関し、在留邦人への安全対策強化を要請した。これに対し、習近平国家主席から、中国は法治国家であり、法に基づき事件を処理する、また、日本人を含む中国に滞在する外国人の安全を確保するとの発言があった。石破総理大臣から、台湾について、最近の軍事情勢を含む動向を注視していると伝えつつ、台湾海峡の平和と安定が、日本を含む国際社会にとって極めて重要であると強調し、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明した。また、石破総理大臣から、拘束され



日中首脳会談（11月15日、ペルー 写真提供：首相官邸ホームページ）

ている邦人の早期釈放を求めた。両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行った。

12月25日、岩屋外務大臣は中国を訪問し、王毅外交部長との会談及び李強國務院総理への表敬を行った。また、岩屋外務大臣及びあべ俊子文部科学大臣は、王毅外交部長及び孫業礼^{そんぎょうれい}文化旅遊部長などと第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話を実施した。王毅外交部長との会談では、日中両首脳で確認した、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力していくことを確認した。また、そのために、あらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化し、必要な協議と作業を加速化し、首脳・外相を含むハイレベルの意思疎通・往来の機会も活用しながら具体的な成果を挙げるために最大限努力することで一致した。李強総理への表敬では、日中間の人的交流や経済分野で協力を拡大していくことで一致し、あらゆるレベルでの交流・対話の促進を通じて、両国・両国民間の相互理解を推進し、互いの国に対する国民感情を改善するために努力することの重要性について一致し、日中両国は地域・世界に対して重要な責任を有する大国として、共にその責任を果たしていくことで一致した。また、第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話では、日中双方向の人的・文化交流を活発化させるため、日中両国政府として両国間の交流を後押しすることを確認した。さらに、青少年交流及び有識者交流の機会を拡充し、個々のプログラムの質を向上させるべく、共に努力を重ねること、また、日中両国の地方創生に資するよう、交流の深化を図ることなどで一致した。

このほか、7月には日中戦略対話が、10月には、日中高級事務レベル海洋協議などの事務レベルの各種協議がそれぞれ対面で開催され、東シナ海情勢や中国による軍事活動の活発化などの諸懸案について率直な意見交換を行うなど、事務レベルでも日中間で緊密に意思疎通が

継続された。

また、6月、11月には、日中防衛相会談も行われた。

2024年は、日中両国の議員間・政党間交流も活発化した1年であった。5月に劉建超^{りゅうけんちょう}・中国共産党中央対外連絡部長が来日し政党関係者を含む日本側関係者と交流したほか、7月には武見敬三厚生労働大臣、森山裕自民党総務会長、海江田万里衆議院副議長が訪中し、8月には二階俊博会長を団長とする日中友好議員連盟の代表団が5年ぶりに訪中したほか、岡田克也立憲民主党幹事長一行が訪中した。

(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。2023年の日中間の貿易総額（香港を除く。）は、約42.2兆円（前年比3.8%減）となり、中国は、日本にとって18年連続で最大の貿易相手国となった。

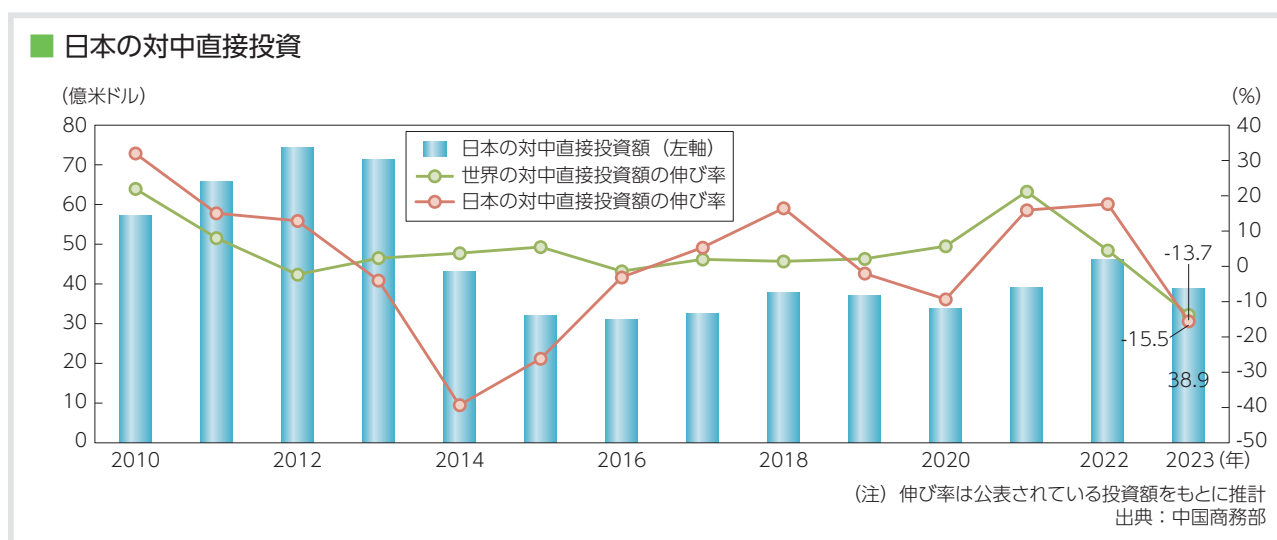
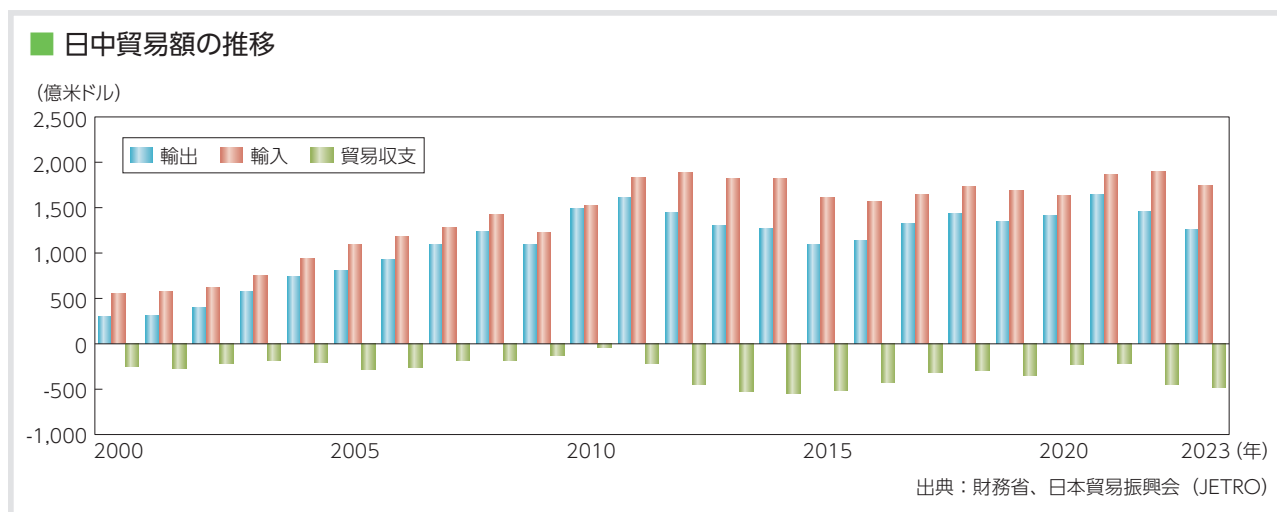
また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2023年は約38億8,932万ドル（前年比15.5%増（投資額公表値を基に推計））と、中国にとって国として第3位（第1位はシンガポール、第2位はオランダ）の規模となっている。なお、国際収支統計によると、日本にとって中国は第14位の投資先国であり、約2.7兆円に上る直接投資収益の収益源となっている。

また、2024年は、日中間の民間レベルでの経済交流が一層活発に行われた。1月に経団連、日中経済協会及び日本商工会議所による合同訪中代表団の派遣が約4年ぶりに実現し、李強國務院総理や王文濤^{おうぶんとう}商務部長らとの会見が行われたほか、7月には日本国際貿易促進協会、11月には経済同友会や関西財界代表団が訪中し、また、12月に第10回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）が北京で開催された。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進

〈日中間の人的交流の現状〉

中国からの訪日者数は、2024年は約698.1万人（日本政府観光局（JNTO）推定値）に達し、



前年の約242.5万人（JNTO確定値）から大幅に増加し、2019年比で約7割まで回復した。

日中両国の間では、文化、経済、教育、地方など幅広い分野で交流が積み重ねられている。

次世代を担う青少年交流については、新型コロナウイルス感染症の流行を経て再開された。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、訪日した中国の高校・大学生が日本の若者との交流を通じて相互理解を深め、各分野の代表団も関連分野の視察やブリーフなどにより、日本の取組に対する理解・関心を深めた。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」により、中国から青少年などを招へいし、環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図ることを目的に、植樹活動を始め、環境及び防災に関するセミナー、企業や関連施設の視察などを実施した。

そのほかにも、中央・地方の政・経・官・学など各界の様々なレベル・分野の人材を日本に招へいし、幅広い関係構築・強化に努めている。こうした交流を通じ、被招へい者と日本の関係者との間に良好な関係が構築され、日本に対する正確な理解が促進されることが期待されている。

(工) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決す

べき領有権の問題はそもそも存在しない。日本が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない。その後、2008年に、中国国家海洋局所属船舶2隻が尖閣諸島周辺の日本の領海内に初めて侵入した⁽¹⁰⁾。

2024年の尖閣諸島周辺海域における中国海警船による年間の領海侵入の件数は39件に上り（2023年は34件、2022年は28件）、また、2024年の接続水域内における中国海警船の年間確認日数は過去最多の355日を記録した。さらに、2020年5月以降、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に近づこうとする動きが頻繁に発生しており、2023年4月にはこれに伴う領海侵入時間が過去最長となる80時間以上となる事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じて厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し求めてきている。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

中国軍の艦艇・航空機による東シナ海を含む日本周辺海空域での活動も活発化している。2024年は、8月に中国軍所属航空機による領空侵犯、9月に中国海軍空母「遼寧」による与那国島－西表島間の領海に近接した海域の航行が、いずれも初めて生じたほか、前年に引き続き、屋久島周辺での中国海軍測量艦による日本の領海内航行が確認された。特に、領空侵犯事

案については、中国側に対して、様々なレベルで然るべき説明を速やかに行うよう強く求めてきたところ、中国側から、本件事案の事実関係を認め、類似の事案の再発防止に努めるなどの説明があった。政府としてはこの点に留意し、今後の中国側の行動を注視していく。日本の周辺における中露軍事連携について、11月には中露戦略爆撃機による共同飛行、7月と10月に中露艦艇による共同航行が前年に引き続き確認された。また、中国海軍艦艇による尖閣諸島周辺を含む海域での航行も複数回確認された。中国軍による日本周辺海空域における最近の動向を踏まえ深刻な懸念を有しており、また、中露両国の軍による日本周辺での共同行動は日本の安全保障上重大な懸念であることから、それぞれの事案について、中国側に対しこうした日本の立場をしかるべく申し入れてきている。

無人機を含む航空機の活動も引き続き活発であり、2013年以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本は外交ルートを通じ繰り返し提起してきている。

東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の西側において、中国側が東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」⁽¹¹⁾以前に設置した4基に加え、2013年6月から2016年5月にかけて新たな12基の構造物が、さらに2022年5月以降、新たに2基が設置され、これまでに合計18基の構造物が16か所に設置されていることを確認している（16か所のうち2か所では、二つの構造物が一つに統合されている状態）。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握する度に、中国側に対して、一方的な開発行為を中止し、東シナ

(10) 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

(11) 「2008年合意」については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html

(10)



(11)





日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html
参照



海の資源開発に関する「2008年合意」に基づく国際約束締結交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に大阪で行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

また、東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて、中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行っている。

加えて、2023年7月、東シナ海の日本のEEZにおいて、中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。政府としては、首脳・外相を含むあらゆるレベルで、様々な機会を捉え、中国側に対して抗議し、ブイの即時撤去を累次にわたって強く求めてきた。2025年2月、当該ブイについて、日本のEEZ内に存在していないことが確認された。2024年12月、与那国島南方の日本のEEZにおいて新たに確認されたブイについても、政府としては、同月の日中外相会談を始め、中国側に対して即時撤去を求めている。

日中両国は、海洋・安全保障分野の諸懸案を適切に処理するため、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。例えば、2018年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカ

ニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、同メカニズムの下での「日中防衛当局間のホットライン」の運用が2023年5月に開始された。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日中関係の真の改善はない。日中高級事務レベル海洋協議や他の関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、引き続き個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つ一つ対話を積み重ね、意思疎通を強化していく。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海の大和堆周辺水域における違法操業中国漁船への対応について、海上保安庁巡視船及び水産庁取締船による退去警告隻数は、2023年57隻、2024年32隻となっており、中国漁船による違法操業が依然として確認されている。こうした状況を踏まえ、中国側に対し、日中高級事務レベル海洋協議などの機会を捉えて日本側の懸念を繰り返し伝達するとともに、漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう強く申入れを行っている。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国による日本産食品に対する輸入規制については、首脳・外相レベルを含む様々なレベルで早期撤廃を繰り返し強く求めている。

2023年8月、ALPS処理水の海洋放出開始を受けて、中国政府は日本産水産物の全面的な一時輸入停止を発表した。中国がこれまでの輸入規制に加えて、新たな措置を導入したことは科学的根拠に基づくものではなく、全く受け入れられない。

中国との間では、9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」⁽¹²⁾を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。10月、この追加的モニタリングの一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍海域において、IAEAの枠組みの下で中国を含む参加国の分析機関による採水が実施された。2025年1月には、中国政府から、中国の分析機関による分析が完了し、その結果が正常であったと公表された。

11月のペルーにおける日中首脳会談において、石破総理大臣と習近平国家主席は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。12月の中国における日中外相会談において、岩屋外務大臣と王毅外交部長は、日中両首脳で確認したとおり、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する9月の発表を両国できちんと実施していくことで一致し、岩屋外務大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。

また、世界貿易機関（WTO）においては、2023年8月に中国が「衛生植物検疫の適用に

関する協定（SPS協定）」に基づく通報を行ったことを受け、日本政府は、WTOに対して、中国の主張に反論する書面を提出したほか、SPS委員会など関連する公式会合において日本の立場を説明してきている。さらに、中国政府に対して、SPS協定及び地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の規定に基づく討議の要請を行っている。

日本としては、中国との間で9月に発表した「日中間の共有された認識」を踏まえ、引き続き中国側に対して首脳・外相を含むあらゆるレベルで日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めていく。

〈邦人拘束事案〉

中国の「国家安全」に係る罪により、2015年5月以降、17人の邦人が拘束されている。一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期釈放に向けた働きかけを行ってきた。これまで5人が逮捕前に解放され、1人が服役中に病死、6人が刑期を満了し帰国し、2024年末現在、5人が拘束中（3人が服役中、2人が公判中）である。

一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期釈放に向けた働きかけを行っており、これまで5人が逮捕前に解放され、6人が刑期を満了し帰国した。2023年3月、北京市において1人の邦人が拘束された。政府としては、2024年10月及び11月の日中首脳会談及び9月の日中外相電話会談、12月の日中外相会談を始め、首脳・外相レベルを含む様々なレベル・機会を通じて、早期釈放、改訂反スパイ法を含め拘束理由を始めとする法執行及び司法プロセスにおける透明性の向上、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取扱いを中国政府に対して強く求めてき

⁽¹²⁾ 2024年9月20日に発表された「日中間の共有された認識」については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01181.html



ており、引き続きそのような働きかけを粘り強く継続していく。また、邦人保護の観点から、領事面会や御家族との連絡など、できる限りの支援を行っている。

一連の邦人拘束事案発生を受け、在留邦人などに対しては、外務省や在中国日本国大使館・総領事館のホームページなどにおいて、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、取調べの対象となり、長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあるので注意するよう呼びかけている。また、2023年7月の改訂反スパイ法の施行を受け、外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の内容を更新し、より詳細かつ具体的な形で注意喚起を行っている⁽¹³⁾。

〈蘇州・深圳における日本人学校児童等殺傷事件〉

6月、江蘇省蘇州市で、バス停に停車した蘇州日本人学校のスクールバスを男が襲撃し、日本人母子が負傷し、添乗員の中国人女性が殺害された。また、9月には、広東省深圳市で、登校中だった深圳日本人学校の児童が男に襲われ殺害された。これらの事件の犯人はいずれもその場で拘束され、2025年1月にそれぞれ裁判において死刑判決を受けた。

これらの大変痛ましい事件の発生を受け、在上海総領事館及び在広州総領事館から、被害に遭われた方及びその御家族に対して支援を行うとともに、累次の首脳・外相レベルの会合の機会に、石破総理大臣から習近平国家主席及び李強國務院総理に対し、上川外務大臣及び岩屋外務大臣から王毅外交部長に対し、動機を含む真相の解明、中国に渡航・生活する日本人、とりわけ子どもたちの安心・安全確保のための具体的な措置、反日的なソーシャルメディアの投稿に対する早急な取締りの徹底などを求めた。また、外務省として、必要な予算措置を講じた上で、スクールバス同乗を含む警備員の増強な

ど、中国各地の日本人学校の安全対策の強化を支援してきているほか、中国各地の日本大使館・総領事館などと現地当局との間で、再発防止に向けた情報交換、連携の強化などに努めている。

海外に渡航・滞在する邦人の安全の確保は、政府の最も重要な責務の一つであり、日本政府としては、中国における邦人の安全確保を中国側に対し引き続き強く求めていくとともに、必要な注意喚起その他の取組を進めていく。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2024年は、吉林省敦化市ハルバ嶺地区で発掘・回収及び廃棄処理事業を実施し、黒竜江省ハルビン市及び湖北省武漢市での廃棄処理事業を実施した。加えて、その他中国各地における遺棄化学兵器の現地調査及び発掘・回収事業を実施した(2024年12月時点の遺棄化学兵器廃棄数は累計約11.9万発)。

(2) 台湾

ア 内政・経済

2024年1月13日、総統選挙及び立法委員選挙が実施され、総統選挙では、民進党の公認候補である頼清徳副総統が、得票率40.05%で当選した。立法委員選挙では、国民党が15議席増の52議席を獲得し第1党に、民進党は改選前から11議席減の51議席に、また、2019年に結成された民衆党は3議席増の8議席を獲得したが、過半数を得た政党はなかった。なお、民衆党の柯文哲主席は8月、汚職容疑で身柄を拘束され、12月に起訴され、翌月主席を辞任した。

5月20日には総統就任式が行われ、頼清徳氏が第16代総統に就任した。頼総統は6月、

⁽¹³⁾ 外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の掲載箇所はこちら（「滞在時の隆留意事項」10）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html



台湾の発展戦略として「気候変動対策委員会」、
「全社会防衛強靱性委員会」及び「健康台湾推
進委員会」を設置すると発表した。

台湾経済は、AIや情報通信機器関連への需
要が堅調であったことなどにより、年間実質
GDP成長率が2023年のプラス1.31%から
2024年のプラス4.6%（予測値）へ上昇した。

イ 两岸関係・対外関係

頼清徳総統就任式直後の5月23日から24日
まで、中国人民解放軍東部戦区は「『台湾独立』
分裂勢力の『独立』を謀る行動に対する力強い
懲戒及び外部勢力の干渉と挑発に対する重大な
警告」として、台湾島周辺で軍事演習「連合利
剣-2024A」を実施したほか、26日には、「台
独分子」による「国家分裂罪・国家分裂扇動
罪」に関する「意見」を発表し、30日には、
海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）による台
湾の潤滑油など輸入ゼロ関税134品目を6月
15日から取り消すと発表した。

また、9月25日には、34品目の農水産品の
ゼロ関税を停止したほか、10月10日に台湾で
行われた双十節祝賀行事後の14日、中国人民
解放軍東部戦区は台湾海峡、台湾島北部、台
湾島南部、台湾島以東において、軍事演習「連
合利剣-2024B」を実施し、台湾国防部によると、
台湾周辺では、1日の確認機数としては過去最
多となる延べ153機の中国軍機が確認された。

頼清徳総統は11月30日から一週間、台湾承
認国であるマーシャル諸島、ツバル、パラオを
訪問し、途中ハワイとグアムに立ち寄った。外
遊終了後の12月9日、台湾国防部は、「中国軍
の艦隊及び海警船が台湾海峡周辺及び西太平洋
地域に進出し、遠海長距離航行などの活動を行
っている」と発表した。中国による軍事演習
の発表は行われていない。

台湾海峡の平和と安定は日本の安全保障はも
とより、国際社会全体の安定にとっても重要で
あり、G7においては、2024年のプーリア・
サミットを含め、首脳コミュニケにおいて、
2021年以来一貫して、台湾海峡の平和と安定
の重要性を再確認し、两岸問題の平和的解決を

呼びかけることで一致している。

台湾は、2009年から2016年までは世界保
健機関（WHO）総会にオブザーバー参加して
いたが、2017年以降は参加できていない。日
本は従来、国際保健課題への対応に当たっては、
地理的空白を生じさせるべきではないと一貫し
て主張してきており、こうした観点から台湾の
WHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支
持してきている。G7プーリア・サミット首脳
コミュニケでは「国家性が前提条件でない場合
はメンバーとして、前提条件である場合はオブ
ザーバー又はゲストとして、世界保健総会及び
WHOの技術会合を含む国際機関への台湾の意
義のある参加を支持する」ことがG7の首脳レ
ベルの成果文書の中で初めて言及された。

また、2025年2月7日の石破総理大臣とト
ランプ米国大統領との首脳会談の際に発出した
日米首脳共同声明において、「両首脳は、国際
社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海
峡の平和と安定を維持することの重要性を強調
した。両首脳は、两岸問題の平和的解決を促
し、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変
更の試みに反対した。また、両首脳は、国際機
関への台湾の意味ある参加への支持を表明し
た。」ことが確認された。

ウ 日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基
本的人権、法の支配といった基本的価値や原則
を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する
極めて重要なパートナーであり、大切な友人で
ある。日本と台湾との関係は、1972年の日中
共同声明を踏まえ、非政府間の実務関係として
維持されている。1月の台湾総統選挙後には、
民主的な選挙の円滑な実施と頼清徳氏の当選に
祝意を表する外務大臣談話を発表したほか、5
月20日の総統就任式には、日本から国会議員
や友好団体を含め約170名が出席した。

2月26日、Japan Advanced Semiconductor
Manufacturing株式会社（JASM）の熊本第一
工場の開所式が行われ、岸田総理大臣からのビ
デオメッセージで日本政府による第二工場への

支援が発表されるなど、半導体サプライチェーン分野での日台協力も進展が見られた。

日本は6月5日、台湾産ドラゴンフルーツ（紫赤肉種及び赤肉種）の輸入を、10月30日には、台湾産の高級魚である龍虎ハタの輸入を解禁した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制については、9月25日に台湾が緩和を発表し、日本国内で流通する食品は全て輸出が可能となった。一方、証明書添付などの輸入規制措置は依然残されており、日本側は、これらが科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、引き続き台湾側に粘り強く働きかけている。

日本と台湾は共に大規模な自然災害が多く、これまでも発災時には互いに支援の手を差し伸べてきた。2024年においても、1月1日、日本で能登半島地震が発生すると、台湾当局から6,000万円の義援金が寄贈されたほか、特別支援金口座などを通じて、台湾の方々から多大な支援が寄せられた。また、4月3日に台湾で花蓮地震が発生した際には、日本台湾交流協会を通じ、日本政府から台湾側に対し100万ドルの緊急無償資金協力を行ったほか、民間レベルでも、多くの義援金が集められ被災地へと寄附された。

人的往来についても、日本からの海外渡航者数は回復途上であるものの、台湾からの訪日客数は604万人に達し、2019年の498万を大幅に超えて過去最高となった。

(3) モンゴル

ア 内政

モンゴルは、1月頃以降、雪害により死者を含む多数の被災民と物的被害が生じ、同国の牧民にとって死活的な生活基盤である家畜が大量に死亡した。これを受けて国連を始め、日本を含む各国が緊急援助を行った。

6月、第9回国家大会議総選挙が、改憲により大幅拡大した定数126議席、大選挙区と比例代表の並立制の下で実施された。その結果、改選前与党の人民党は単独過半数（68議席）を得て勝利したが、野党第一党の民主党は善戦

し42議席を、また、第三極の人間党も8議席を獲得した。7月、再任したオヨンエルデネ首相は、野党の政権参加を呼びかけ、人民党・民主党・人間党による大連立内閣を発足させた。

新政権は8月、社会・経済発展に向けた喫緊の課題を迅速かつ効果的に解決すべく協力するとの連立与党間の契約の下、2024年から2028年の政府行動計画を策定した。この行動計画を通じてモンゴル政府は、「ビジョン2050」や「新再生政策」など既存の中・長期的な開発政策を効果的に実現することを目指し、インフラのメガ・プロジェクト14件の実施を含む計620の政策目標を掲げて取り組んだ。

イ 外交

中国とロシアに挟まれ、経済・エネルギー面で両国への依存を深めているモンゴルは、両国との良好な関係維持を最優先課題としつつも、「第三の隣国」と位置付ける日本や欧米諸国を始めとする諸外国との関係を強化することでバランスを維持する外交政策を従前から推進している。

2024年も、9月にベトナム、10月にカザフスタンの国家元首のモンゴル訪問がそれぞれ行われたほか、フレルスフ大統領、オヨンエルデネ首相及びバトツェツェグ外相がそれぞれ諸外国を積極的に訪問するなど、活発な要人外交を展開した。

両隣国との関係では、9月、ノモンハン事件戦勝85周年に際し、プーチン・ロシア大統領、韓正中国国家副主席のモンゴル訪問がそれぞれ行われた。また、10月、オヨンエルデネ首相が、パキスタンでの上海協力機構（SCO）首脳会合に際し、モ中露3か国首脳会談で3か国協力に関する協議を行った。

ロ 経済

2024年、モンゴル経済は、引き続き石炭及び銅などの鉱物資源の対中輸出が堅調となり、プラス成長が継続した。また、物価上昇率は6.8%となり、2023年より安定的に推移した。2024年第3四半期の経済成長率は、前年同期

比で5.0%増となった。また、2024年の貿易額は、前年比で輸出3.9%増、輸入25.5%増となった。

日・モンゴル関係

日本との関係では、2024年もハイレベルの往来や対話が行われた。また、日・モンゴル文化交流取極締結50周年を迎え、両国で様々な周年行事が行われた。なお、1月の能登半島地震による被害の発生を受け、モンゴル政府から10万ドルの支援が行われたほか、数多くのモンゴル国民から支援やお見舞いのメッセージが寄せられた。

5月、ザンダンシャタル国家大会議議長が日経フォーラム 第29回「アジアの未来」に出席するため訪日した。また、8月に予定されていた岸田総理大臣のモンゴル訪問は日本での地震への対応のため延期となったが、9月の国連総

会の際に岸田総理大臣とフレルスフ大統領との首脳会談を実施した。同会談で両首脳は、国際社会が対立と分断を深めている中、2022年の「共同声明」で打ち出した、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化などの原則がますます重要性を増していることを再確認した。また、両首脳は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナー」である両国の協力関係を政治・経済の両面でより一層強化・拡大していくことで一致した。

特に、二国間協力の関連では、経済交流促進に向け、11月、第11回日・モンゴル官民合同協議会、及び日・モンゴル経済連携協定に基づく「協力に関する小委員会」第2回会合を、それぞれモンゴルで実施した。また、12月には、日・モンゴル防衛装備品・技術移転協定の署名がモンゴルにおいて行われた。

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮(拉致問題含む。)

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言^{ピョンヤン}に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。北朝鮮は、2024年、大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を含め、高い頻度かつ様々な態様で、弾道ミサイルなどの発射を繰り返し行った。一連の北朝鮮の行動は、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。日本としては、引き続き、米国や韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮による核・

弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく。時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であるとともに、その本質は国家主権の侵害である。北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意(ストックホルム合意)⁽¹⁴⁾の履行を求めつつ、米国及び韓国を始めとする国際社会とも緊密に連携し、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、引き続き、全力を尽くしていく。

北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

(14) 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

2024年、北朝鮮は、11回、少なくとも22発の弾道ミサイルの発射などを行った。1月14日に、弾道ミサイルを発射し、3月18日にも「超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを発射した。その後、4月2日には「極超音速滑空飛行弾頭を装着した新型の中長距離固体弾道ミサイル」と称する弾道ミサイルを、同月22日には、「核模擬弾頭を搭載した超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを、それぞれ発射した。

5月27日、北朝鮮は、同日から6月4日の間に衛星を打ち上げると通報し、その日のうちに、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。その上で、5月27日付けで、「軍事偵察衛星「万里鏡1-1」号の打ち上げ」を行ったが「第一段階の飛行中に空中爆発したため打ち上げは失敗した」と発表した。さらに、5月30日にも「超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、6月26日にも弾道ミサイルを発射し、「個別機動弾頭の分離及び誘導制御試験を成功裏に実施した」と発表した。また、9月12日及び9月18日にも弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、10月31日、平壤近郊から、ICBM級弾道ミサイルを発射した。同ミサイルの飛行時間は約86分、最高高度は約7,000kmを超え、過去最長の飛行時間かつ過去最高の飛行高度であったと推定される。北朝鮮は、発射した弾道ミサイルを「最新型大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星砲19」」と呼称し、この発射現場において、金正恩キムジョンウン 國務委員長が、核武力強化路線を絶対に変えないことを断言したと報じられた。さらに、11月5日にも少なくとも7発の弾道ミサイルを発射した。

安保理決議に違反するこれら一連の発射を受け、日本は2023年から2024年にかけての安保理理事国として、米国、韓国を始めとする関係国と連携しつつ、累次にわたり会合を開催するなど安保理において毅然とした対応をとるべ

く尽力したが、一部の国々の消極的な姿勢により、安保理は一致した対応が取れていない。3月28日には、北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動に関する安保理決議案が、ロシアの拒否権行使により否決された。これにより、2009年に国連安保理決議第1874号に基づいて設置されて以来、毎年安保理において全会一致でその権限が更新され、関連安保理決議の実効性を向上させるための重要な役割を果たしてきた同専門家パネルは、4月末に活動を終了した。この専門家パネルの活動終了を受け、10月16日、日米韓を始めとした同志国は共同声明を発出し、多国間制裁監視チーム (MSMT)⁽¹⁵⁾ を立ち上げた。MSMTは、関連安保理決議に基づく制裁の違反及び回避に関する情報を参加国間で共有し、また国際社会に向けて発信していくことで、関連安保理決議の完全な履行に貢献することが期待される。

また、日本政府は、対北朝鮮措置として、これまで合計で144団体・133個人を資産凍結などの対象に指定している。

北朝鮮の核活動について、北朝鮮は、9月13日に金正恩國務委員長による「核兵器研究所」及びウラン濃縮施設を含む「兵器級核物質生産基地」の視察を公表し、金正恩國務委員長が「兵器級核物質の生産を増やすための長期計画に関する重要課題」を提示したと発表した。また、1月に開催された最高人民会議14期第10回会議では、金正恩國務委員長が「もし敵が戦争の火花を散らすなら、共和国は核兵器が含まれる自らの手中の全ての軍事力を総動員して我々の敵を断固として懲罰するであろう」と述べたと報じられた。

さらに、北朝鮮は、核・ミサイル計画の資金源とみられる、不正なサイバー関連活動を継続している。国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、これまでの国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮

(15) MSMT : Multilateral Sanctions Monitoring Team (230ページ 特集参照)
MSMT の設立に関する共同声明については、外務省ホームページを参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01273.html



のサイバー攻撃グループが、引き続き暗号資産関連企業及び取引所などを標的にしていることや、北朝鮮が外国に派遣しているIT労働者が身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていることを指摘している。

(イ) 日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、断じて容認できない。北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、これらの点を、各国首脳・外相との会談などにおいて確認してきている。11月5日には、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射に関するG7外相声明が発出された。

また、日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超えて地域の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相会合、次官協議などの開催を通じ、重層的かつ安定的に協力を進めてきている。首脳レベルでは、11月15日、リマ（ペルー）におけるAPEC首脳会議の機会に日米韓首脳会合が開催された。同会合後には、日米韓首脳共同声明を発出した。外相レベルでは、2月22日、リオデジャネイロ（ブラジル）におけるG20外相会合の機会に、また、9月23日、ニューヨーク（米国）において、日米韓外相会合が開催された。10月31日には日米韓外相電話会談を実施し、ICBM級弾道ミサイルの発射を強く非難した。次官レベルでも、5月31日にワシントンD.C.（米国）近郊において、また、10月17日にソウル（韓国）において日米韓次官協議が開催され、いずれの協議の後にも、日米韓次官共同声明を発出した。さらに、11月の日米韓首脳会合の際には日米韓調整事務局の立ち上げを発表し、同月20日にその初会合を実施して、

3か国で幅広い分野での日米韓連携の進展を確認した上で、このモメンタムを更に強化するため、日米韓調整事務局を通じた3か国の連携を推進していくことで一致した。12月9日には東京において北朝鮮に関する日米韓協議を対面で実施し、様々な情勢が複雑化する中であっても、日米韓が緊密な連携を確保し続けていることの重要性を再確認した。また、2025年2月7日に石破総理大臣とトランプ米国大統領の間で行われた日米首脳会談の際に発出した、首脳共同声明において、北朝鮮に対応し、地域の平和と繁栄を堅持する上での日米韓の三か国パートナーシップの重要性を確認した。その後、同月15日には日米韓外相会合を実施した。

また、日本は、自衛隊による警戒監視活動の一環及び海上保安庁による哨戒活動として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」⁽¹⁶⁾を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会等への通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置をとってきている。「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスが、国連軍地位協定に基づき、在日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍及び韓国海軍の艦艇、英国海軍哨戒艦「スペイ」、オーストラリア海軍駆逐艦「ホバート」及び「シドニー」、オランダ海軍フリゲート「トロンプ」、カナダ海軍フリゲート「モンリオール」、「バンクーバー」及び「オタワ」、イタリア海軍哨戒艦「モンテクッコリ」、ドイツ海軍フリゲート「バーデン・ヴェルテンベルク」及び補給艦「フランクフルト・アム・マイン」、ニュージーランド海軍補給艦「アオテアロア」、フランス海軍フリゲート「プレリアル」が、日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。このように、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、関係国の間での

(16) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

情報共有及び調整が行われていることは、多国間の連携を一層深めるという観点から、意義あるものと考えている。

また、北朝鮮によるサイバー関連活動に対処し、サイバー関連活動によって可能となる制裁回避を阻止するため、2023年12月7日、2024年3月29日、2024年9月6日に北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施した。2024年3月26日には、警察庁、財務省及び経済産業省と共に、「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発出した。

1 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事案は、12件17人であり、そのうち12人がいまだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主張しているが、そのような主張について納得のいく説明がなされていない以上、日本としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提で、問題解決に向けて取り組んでいる。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的な人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致問題は、被害者のみならず、その御家族も御高齢となる中、時間的制約のある人道問題であり、「決して諦めない」との思いを胸にこの問題の解決に向けた取組を続けている。日本は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、その解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。2025年1月には、石破総理大臣が施政方針演説で、「拉致問題は、単なる誘拐事件ではなく、その本質は国家主権の侵害です。拉致被害者や御家族が御高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題です。日朝平壤宣言の原点に

立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。」と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人拉致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ) 日朝関係

1月には、能登半島地震を受けて金正恩国務委員長から岸田総理大臣宛てにお見舞いメッセージが寄せられた。2025年1月、石破総理大臣は、施政方針演説において、「日朝平壤宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。」と表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠である。日本は、各国首脳・外相との会談、G7サミットを含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。5月の第9回日中韓サミットでは、岸田総理大臣から拉致問題の即時解決に向けた両首脳の引き続きの支援を求め、理解を得た。6月のG7プーリア・サミットではG7首脳との間で、拉致問題を含む北朝鮮への対応において引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、9月の日米豪印首脳会合の機会にも、拉致問題の即時解決の必

要性を再確認した。さらに、11月の日米韓首脳会合では、石破総理大臣から、バイデン米国大統領及び尹錫悦^{ユンソンニョル}韓国大統領の拉致問題への一貫した支持に改めて謝意を表明したほか、会合終了後に発出された「日米韓首脳共同声明」でも、北朝鮮に対し拉致問題の即時解決を求めた。

米国については、4月の日米首脳会談において、岸田総理大臣から拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から改めて力強い支持を得たほか、9月の日米首脳会談でも、両首脳は拉致問題を含む北朝鮮をめぐる最新の情勢について率直な意見交換を行った。石破総理大臣とバイデン大統領の間で行われた11月の日米首脳会談においても、拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応について、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、2025年2月に石破総理大臣とトランプ大統領の間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、石破総理大臣から引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

中国についても、11月の日中首脳会談において、両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮情勢について意見交換を行ったほか、5月に行った日中韓サミットでも岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けた両首脳の引き続きの支援を求め、理解を得た。

韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起している。9月の日韓首脳会談においては、拉致問題の即時解決に向け、尹大統領から改めて支持を得たほか、10月及び11月の日韓首脳会談でも、拉致問題について尹大統領から改めて支持を得た。

6月12日には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況を協議するための国連安保理公開会合が開催され、会合後の同志国57か国及び欧州連合（EU）によるプレス向け共同発言では拉致問題が言及された。また、4月には国連人権理事会において、12月には国連総会本会議にお

いて、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

㊦ 北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、トランプ大統領と金正恩国務委員長の間で2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われたが、その後、米朝間の対話に具体的な進展は見られていない。

2022年10月、バイデン政権は、新たな「国家安全保障戦略（NSS）」を公表し、朝鮮半島の完全な非核化に向けて持続的な外交を追求し、また、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイルの脅威に直面する中で拡大抑止を強化することを示した。同時に、米国は、様々な機会において、北朝鮮に対して敵対的な意図を抱いておらず、北朝鮮側と前提条件なしに対話を再開する用意があると発信してきている。

一方、8月、金正恩国務委員長は、「新型戦術弾道ミサイル武器システム」引渡し記念式において、米朝関係について、「対話も対決も選択肢になり得るが、我々がより徹底的に準備すべきは対決であることが、我々が30年余りの朝米関係を通じて下した総括及び結論、一貫して堅持している対米政策基調である」と述べたと報じられた。

米国は、北朝鮮による弾道ミサイル発射などを含めた一連の挑発行為や北朝鮮からロシアへの違法な武器移転などへの対応として、2024年に入り、1月、3月、5月、7月、9月及び12月に、それぞれ個人や団体を北朝鮮に対する制裁の対象に追加する措置を決定した。

(イ) 南北関係

尹錫悦大統領は、8月には自由と人権を基調とした統一構想「8.15ドクトリン」を発表す

るなど、北朝鮮に対して、抑止や圧力を維持しつつも対話を進め、統一を追求する姿勢を打ち出してきた。一方で、北朝鮮は、2023年12月の朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議で、金正恩国務委員長が、南北関係について、「もはや同族関係、同質関係ではない、敵対的な2つの国家の関係、戦争中にある2つの交戦国の関係」と述べたと公表し、南北統一という目標の放棄を表明した。また、2024年1月の最高人民会議で、金正恩国務委員長は、「憲法にある「北半部」「自主、平和統一、民族大団結」という表現は今や削除されるべき」であるとし、「憲法が改正されるべきであり、次の最高人民会議で審議する」と述べたと報じられた。

また、2023年11月、韓国は、北朝鮮による「軍事偵察衛星」の発射などを受け、2018年に南北間で合意した「歴史的な「板門店宣言」履行のための軍事分野合意書」の一部効力停止を発表し、これを受けて北朝鮮は、同合意に一切拘束されないと表明した。さらに、北朝鮮は、韓国からのビラ飛来への対応として、5月以降、ごみやビラなどをつるした大型風船を韓国に向けて断続的に散布し、韓国は、これらの北朝鮮側による挑発への対応として、6月に同合意の全面効力停止を決定した。また、2023年末以降、北朝鮮による韓国との陸路断絶に向けた動向が報じられ、10月、北朝鮮は、南北間の鉄道・道路の北朝鮮側一部区域を爆破・封鎖したと明らかにした。さらに同月、北朝鮮は、韓国から平壤に無人機が侵入してビラが散布されたとして、この「主権侵害挑発行為」の「主犯」が韓国軍であると発表し、再度同様の挑発行為が確認された場合には強力で報復すると繰り返し警告した。

韓国は、北朝鮮による弾道ミサイル発射などを含めた一連の挑発行為などへの対応として、3月、4月、5月、7月及び11月にそれぞれ個人や団体を北朝鮮に対する制裁の対象に追加する措置を決定した。

(ウ) 中朝関係

2024年は、中朝間の外交関係樹立75周年の年であった。双方は、2024年を中朝間の「親善の年」と定め、4月に趙楽際^{ちょうらくさい}中国全人代常務委員会委員長が訪朝して「親善の年」開幕式に出席したと報じられた。

北朝鮮の対外貿易の9割以上を占めるとされる中朝間の貿易は、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限のため、感染拡大前と比較して規模が大幅に縮小していた。その後、中朝貿易額は、2023年には新型コロナ以前に近い水準に回復したものの、2024年はこれを下回った。

(エ) 露朝関係

2023年9月の露朝首脳会談において、露朝間の戦略的・戦術的協力に合意した後、6月には、プーチン大統領が約24年ぶりに北朝鮮を訪問して金正恩国務委員長と首脳会談を行い、両者は「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した。会談後の共同記者発表において、金正恩国務委員長は、露朝関係が同盟関係に達したと述べた。12月には、モスクワで同条約の批准書が交換され、同条約は発効した。

この間、1月には、ロシアによる北朝鮮製ミサイルのウクライナに対する使用、また、北朝鮮による弾道ミサイルの輸出及びロシアによるこれらの調達を確認されたことを受けて、日本は米国を始めとする有志国と共に露朝間のミサイル移転に関する外相共同声明を発出し、可能な限り最も強い言葉で非難した。6月28日、12月18日には、日米韓などの要請により、露朝軍事協力などに関する国連安保理公開会合を開催し、6月28日の会合に先立っては、日米韓を含む同志国48か国とEUでプレス向け共同発表を実施した。また、10月31日に実施された日米韓外相電話会談では、ロシアへの継続的な違法な武器移転及び北朝鮮の部隊のロシアへの派遣を含む、北朝鮮とロシアの間の軍事協力の深化を最も強い言葉で非難した。その後、11月5日及び12月16日にG7及び韓国、ニュージーランド、オーストラリアにより露朝軍事協

力を非難する外相共同声明を発出したほか、11月26日に実施されたG7外相会合に際して発出されたG7外相声明においても、北朝鮮の部隊のロシアへの派遣及びウクライナに対する戦場での使用への深刻な懸念を表明した。こうした露朝軍事協力の進展の動きは、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に憂慮すべきものである。

(オ) その他

2024年、日本海沿岸では、北朝鮮からのものと見られる漂流・漂着木造船などが計13件確認されており（2023年は22件）、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、2020年9月には、日本海の大和堆^{やまとたい}西方の日本の排他的経済水域（EEZ）において北朝鮮公船が確認されており、外務省は、このような事案が発生した際には、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れてきている。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅱ 内政・経済

(ア) 内政

北朝鮮では、2021年1月の第8回党大会で提示されたと報じられた「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」及び「国防力発展五大重点目標」に基づき、核・ミサイル開発などの軍事力の強化が進められている。金正恩国務委員長は、9月に軍事関連施設を視察した際、「5か年計画の期間内での武装装備の生産目標を、確信を持って達成できる」と述べ、11月に開催された武装装備展示会において、2024年の成果に関し、「第8回党大会の提示した国防建設目標を達成する上で決定的な前進を達成することとなった」と述べたと報じられた。また、北朝鮮メディアは7月末、記録的な豪雨に伴う洪水により、平安北道新義州市及び義州郡で5,000人余りの住民が孤立したと報じた。中国やロシアなどからの人道支援の提供表明に対し、金正恩国務委員長は、8月に被災地を訪問

した際、各国及び国際機関からの人道支援の提供の意向に謝意を表しつつ、被害復旧において党と政府が頼るのは「我が国の潜在力」であると述べたと報じられた。金正恩国務委員長は、洪水発生後、複数回にわたり復旧事業の現場状況を視察しつつ、被害地域における現代的な住宅の建設などの復旧事業を指示したと報じられた。また、約1万3,000人の被災住民を一時的に平壤に居住させていたが、12月には、住宅などが新たに建設又は補修されたとして、被災住民は故郷に戻ったと報じられた。

(イ) 経済

1月の最高人民会議第14期10回会議において、金正恩国務委員長は、2024年を自力更生などを核とする「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）の「完遂の実践的保証を確定する」年とし、現代的な地方工業工場を毎年20市・郡ずつ、10年以内に全ての市・郡に建設する「地方発展20×10政策」の強力な推進を掲げたと報じられた。9月の北朝鮮創建76周年に際する演説において、金正恩国務委員長は、依然として困難が折り重なる中、経済の全般的な成長推移を堅持し、2024年に達成すべき目標を着実に推進していることは成果であるとし、「地方発展20×10政策」の建築工事は90%の段階に至っており、年末には必ず完工を実現すべきであると述べたと報じられた。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 韓国情勢

(ア) 内政

2022年5月に成立した尹錫悦^{ユンソンニョル}政権は、年金、医療、教育、労働の4大改革を掲げ、各種政策の推進を図った。うち、医療改革については、医学部の定員増をめぐる医療界と激しく対立し、医療従事者はストライキの実施などで対抗した。

4月に行われた総選挙では、与党「国民の力」が引き続き少数与党となり、最大野党「共に民主党」が単独過半数を占めた。この中で野党が単独で予算案や様々な法案、政府などの高官の弾劾訴追案を可決させ、大統領がそれに対して再議要求権（拒否権）を行使する状況が繰り返された。

尹大統領は、12月3日夜、野党により行政が麻痺^ひしていることなどを理由に、44年ぶりとなる非常戒厳令を発布した。しかし、12月4日未明、議会で「非常戒厳解除要求決議案」が可決され、尹大統領は非常戒厳令を解除した。議会では、非常戒厳令の発布が憲法違反であるとして尹大統領に対する弾劾訴追案が提出され、12月14日、これが可決された。これに伴い、尹大統領の職務権限は停止し、韓憲洙^{ハンドクス}國務総理が大統領代行になり、憲法裁判所において尹大統領の弾劾の是非が審理されることとなった。

その後、野党は、非常戒厳令決定時の国务会議に出席したことが内乱行為への加担に当たることなどを理由に韓憲洙國務総理に対する弾劾訴追案を提出し、12月27日にこれが可決された。その結果、韓憲洙國務総理の職務権限も停止され、崔相穆^{チェサンモク}経済副総理兼企画財政部長官が大統領代行になった。

一方、12月9日、警察などで構成される合同捜査本部は、度重なる出頭要請に応じなかったとして尹大統領への逮捕令状を請求し、尹大統領は、2025年1月15日に現職大統領として初めて逮捕、拘束された。その後、検察は、内乱罪の被疑者として尹大統領を拘束起訴した。

(イ) 外政

尹錫悦大統領は、「自由・平和・繁栄に寄与するグローバル中枢国家（GPS：Global Pivotal State）」となることを掲げ、外国訪問を含め積極的な首脳外交を展開した。尹大統領は、就任以降2024年8月末までの時点で、113か国との間で197回の首脳会談を実施したとしている。

対米関係については、2月に趙兌烈^{チョテヨル}外交部長官が訪米し、ブリンケン國務長官と長官就任後初となる韓米外相会談を行ったほか、3月にソウルで行われた第3回民主主義サミットに出席するためにブリンケン國務長官が訪韓した際にも韓米外相会談を行った。また、尹大統領は7月にワシントンD.C.で開催された北大西洋条約機構（NATO）首脳会合に出席した際、バイデン大統領と韓米首脳会談を実施し、2023年4月に尹大統領が国賓訪問した際に韓米両首脳が発表した「ワシントン宣言」を再確認し、北朝鮮の核による挑発に強力に対応することを骨子とした「韓米朝鮮半島核抑止核作戦指針に関する共同声明」を採択した。

中国との関係では、趙兌烈外交部長官が5月に訪中し、王毅^{おうぎ}外交部長と長官就任後初の韓中外相会談を行った。その約2週間後にソウルで開かれた日中韓サミットに李強^{りきょう}國務院総理が出席したことを契機として、尹大統領は李強総理と会談した。その後も、韓中間では多国間会議の際における外相会談が行われているほか、外交安保対話や外務次官戦略対話といったハイレベル交流が継続している。

(ウ) 経済

2024年、韓国のGDP成長率は2.0%と、前年の1.4%から増加した。総輸出額は、前年比8.1%増の約6,837億ドルで、総輸入額は、前年比1.6%減の約6,321億ドルとなり貿易収支は約516億ドルの黒字と、2022年から続いた赤字から脱却し2018年以来の黒字額を達成した（韓国産業通商資源部統計）。

尹錫悦政権は、2022年5月の発足時、経済政策の方向性として、「民間中心の力強い経済」、

「体質改善で飛躍する経済」、「未来に備える経済」及び「共に進む幸福の経済」を掲げ、四つの方向性を主軸として経済政策を進めていくとした。同年中に「新政権のエネルギー政策の方向性」や「半導体超強大国の実現戦略」を発表した。12月、非常戒厳令の発布以降、政治状況をめぐる不安が高まり、韓国の同月の消費者心理指数（CCSI）は88.4に低下し、コロナ禍以降で最大の下落幅となった（韓国銀行消費者動向調査）。また、第4半期（10月から12月）の実質GDP成長率（速報値）は、非常戒厳令の発布などに伴う消費や建設投資の不振を主な原因として、韓国銀行予測値（0.5%増）を下回る前期比0.1%増に留まった。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進んでおり、2024年の合計特殊出生率は0.75人を記録し、少子化問題が依然深刻となっている。

イ 日韓関係

（ア）二国間関係総論

韓国は、国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国である。両国首脳のリーダーシップにより日韓関係が大きく進展した2023年に続き、2024年も首脳間・外相間を含め、両国間で緊密な意思疎通が行われ、様々な分野における協力が更に拡大した。

5月26日、岸田総理大臣は、日中韓サミット出席のため韓国を訪問した。尹大統領との首脳会談⁽¹⁷⁾では、前年から続く「シャトル外交」や緊密な二国間の対話を継続していくことで一致した。また、水素・アンモニア、量子の協力の進展、産業脱炭素や重要鉱物分野での協力の検討といった動きを加速していくことで一致した。両首脳は、日米韓3か国の協力を一層強化していくことでも一致した。7月に米国・ワシントンD.C.で開催されたNATO首脳会合の際の日韓首脳会談では、欧州・大西洋とインド太

平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有し、NATOとインド太平洋パートナーとの連携を深めていくことで一致した。

9月6日、岸田総理大臣は再び韓国を訪問した。通算12回目となる尹大統領との対面での会談では、日韓関係のこれまでの進展を総覧しつつ、2025年の日韓国交正常化60周年を見据え、日韓間の協力と交流を持続的に強化していくことを確認した。両首脳は、第三国における自国民の保護についての協力に関する覚書が外交当局間で署名されたことを、両国関係の裾野の拡大を象徴するものとして歓迎した。また、2025年には日本で大阪・関西万博が、韓国ではアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議が開催されることを受け、これらの大型行事の成功に向けて日韓で協力していくことも確認した。

石破総理大臣が就任した直後の10月2日には、日韓首脳電話会談が行われ、引き続き両政府間で緊密に意思疎通していくこと、核・ミサイル問題を含む北朝鮮への対応を始め、深刻に懸念すべき現下の情勢に対して日韓、日米韓で一層緊密に連携することで一致し、拉致問題については尹大統領から改めて支持を得た。それから約1週間後の10月10日には、ラオス・ビエンチャンでのASEAN関連首脳会議の機会に石破総理大臣と尹大統領との間の初の対面の会談が行われた。11月にペルー・リマで開催さ



日韓外相会談（1月13日、韓国・ソウル）

(17) https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/pageit_000001_00677.html



れたAPEC首脳会議の際の日韓首脳会談では、政治・安全保障、経済、文化、社会保障などの分野で日韓関係を包括的に進めていくことで一致した。

12月、尹大統領による非常戒厳令の発布をきっかけとして韓国国内情勢が流動的になった後、2度の日韓外相電話会談、石破総理大臣と韓憲洙大統領権限代行兼国務総理との電話会談などを通じて、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらないこと、両政府間で緊密な意思疎通を継続していくことを確認した。2025年1月13日には、岩屋外務大臣が韓国を訪問し、趙兌烈外交部長官との会談を含む一連の日程を通じて、現下の戦略環境の下、北朝鮮への対応を含め、引き続き日韓、日米韓で緊密に連携していくことの重要性を改めて確認した。

こうしたハイレベルの交流に加え、この1年間で、日韓次官戦略対話、日韓安全保障対話、日韓ハイレベル経済協議といった事務レベルでの意思疎通も活発に行われた。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

日本政府は、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためにも2018年の大法院判決を受けた旧朝鮮半島出身労働者問題の解決が必要であるとの考えの下、2022年5月の尹錫悦政権発足以降、この問題について、両国の外相間を始めとする外交当局間で緊密な意思疎通を行ってきた。

2023年3月6日、韓国政府は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する自らの立場を発表し、韓国の財団が、2018年の大法院の確定判決の原告に対して判決金及び遅延利息を支給するなどとした。

これを受け、同日、日本政府は、韓国政府により発表された措置を、2018年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価する旨の立場を表明した⁽¹⁸⁾。

一方、韓国大法院は、2023年12月及び2024年1月、同種の複数の訴訟について、2018年の判決に続き、日本企業に損害賠償の支払などを命じる判決を確定させた。これらの判決及び、2024年2月に日本企業が韓国裁判所に納付していた供託金が原告側に引き渡された事案については、日本政府として、極めて遺憾であり、断じて受け入れられないとして抗議を行った。韓国政府は、2023年3月6日に行われた措置の発表の中で、旧朝鮮半島出身労働者に関して現在（注：発表当時）係属中であるほかの訴訟が原告勝訴として確定する場合の判決金及び遅延利息は、韓国の財団が支給する予定であると表明している。

2024年12月時点で、原告側の元労働者21名について韓国の財団による支払が行われた。韓国政府は今後も原告の理解を得るため努力をしていくとしており、日本政府としては、引き続き韓国側と緊密に意思疎通を行っていく。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末

(18) 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン} 国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2023年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていたの方々199人のうち65人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、在釜山日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像⁽¹⁹⁾が設置された。その後、2017年5月に文在寅^{ムンジェイン}政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、(1) 日本に対し再協議は要求しない、(2) 被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならないなどとする韓国政府の立場を発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の進んだ。財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した⁽²⁰⁾。同年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソウル

中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、2023年11月23日、本件控訴審において、ソウル高等裁判所は、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、原告の訴えを認める判決を出した。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、これらの慰安婦訴訟について日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきている。前述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、これらの判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めてきている。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守るとは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、国際社会に対する責務でもある。日本は、前述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めており、日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては32ページ参照）。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



(19) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

(20) 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。しかしながら韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに⁽²¹⁾、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている。2024年は竹島やその周辺での軍事訓練や韓国国会議員の竹島上陸が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った⁽²²⁾。引き続き、竹島に関する日本の基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法に則り、平和的に解決するため、今後も粘り強い外交努力を行っていく方針である。

(才) 交流・往来

両国間の往来について、2020年初旬以降、新型コロナウイルス感染症拡大に係る水際対策の強化により、2021年に往来者数が約3万人に大幅に減少したが、2022年10月に水際対策の緩和と、羽田—金浦線を始めとする日韓航空路線の運航が再開したことを受け、旅行件数が増加し、2022年の両国間の往来者数は約131万人に増加した。2023年は水際対策の措置が終了し、日韓航空線の運行再開が新型コロ

ナ前の水準まで回復したことを受け、両国の往来者数が約927万人まで大幅に増加した。2024年においては、往来者数が好調に増加し、2018年以來の往来者数1,000万人を超え、過去最多の1,204万人を達成した。

日本では若年層を中心に「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れられており、韓国のドラマや映画は世代を問わず幅広い人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、2024年は東京とソウルで開催され、両国合わせて約10万5,000人が参加した。日本政府は、「対日理解促進交流プログラム (JENESYS2024)」の実施を通じ、日韓の青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係を後押ししている。2023年、日韓両政府は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でオンライン形式での実施が続いていた交流事業の対面形式での全面再開と、交流人数の前年度比倍増を決定した。2024年においても、日韓両政府は、交流人数を900名規模まで更に拡大する意向を表明するなど、両国の未来を担う青少年世代の交流の活性化を図っている。

(力) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、日韓秘密軍事情報保護協定 (GSOMIA) を締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直しと関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国

(21) 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

(22) 4月、金炳旭、閔炳徳、白惠蓮「共に民主党」議員が上陸。5月、曹国「祖国革新党」代表が上陸。また、8月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施した。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。



政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。尹大統領の訪日直後の2023年3月21日、韓国政府から2019年8月の日韓GSOMIAの終了通告を取り下げるとの正式通報があった。現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要である。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地名専門家グループ（UNEGN）会議⁽²³⁾や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固とした反論を行ってきている⁽²⁴⁾。

また、盗難被害に遭い韓国に持ち出され、日本政府として早期の返還を韓国政府に働きかけてきた文化財⁽²⁵⁾については、2025年1月24日、韓国政府側から所有者である日本の寺院に返還された。大田地方検察庁から当該文化財を引き渡された観音寺は、100日法要を行うために当該文化財を貸与してほしいという韓国側寺院の希望を踏まえ、現在当該文化財を同寺院に一時的に貸し出しており、100日法要が終了すれば速やかに対馬に移送されることとなっている。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応⁽²⁶⁾、

在韓被爆者問題への対応⁽²⁷⁾、在韓ハンセン病療養所入所者への対応⁽²⁸⁾など多岐にわたる分野で、日本は、人道的観点から、可能な限りの支援や施策を進めてきている。

日韓経済関係

2024年の日韓間の貿易総額は、約11兆7,863億円であり、韓国にとって日本は第4位、日本にとって韓国は第3位の貿易相手国である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比2.2%増の約2兆2,693億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約61.2億ドル（前年比375.6%増）（韓国産業通商資源部統計）と、大幅に増加した。

また、日韓は、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定締約国のメンバーとして協力しているほか、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、経済協力開発機構（OECD）、インド太平洋経済枠組み（IPEF）など各種の経済的枠組みにおいても、連携を図っている。12月には、二国間の経済関係や国際経済情勢などを幅広く議論する日韓ハイレベル経済協議⁽²⁹⁾第16回会合が開催され日韓経済協力の更なる拡大に向けた議論が実施された。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、日本は、様々な機会を捉えて韓国側に対して早期の規制撤廃を働きかけている。

(23) 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNEGN）会議となった。

(24) 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html

(25) 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩坐像」について、所有権を主張する韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を提起した。2017年1月、第1審の大田地方裁判所は原告（韓国寺院）勝訴の判決を出したが、2023年2月、第2審の大田高等裁判所は一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を出した。原告側は上告したが、同年10月、大法院は上告を棄却する判決を出した。

(26) 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきている。

(27) 第二次世界大戦時に広島又は長崎にいて原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきている。

(28) 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者の家族も補償対象となった。

(29) 12月20日の第16回日韓ハイレベル経済協議の開催については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01563.html

(24)



(29)



4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億8,000万人）を有する東南アジア地域の大国であり、マラッカ海峡などのシーレーンの要衝に位置し、東南アジア諸国連合（ASEAN）において主導的な役割を担っている。また、ASEAN唯一のG20メンバー国であり、グローバル・サウスの有力国としての存在感も示すなど、地域・国際社会の諸課題に関する取組における役割の重要性が高まっている。

2014年10月から2期10年間続き、10月に任期を終えたジョコ大統領は任期中、インフラ整備を始めとする経済分野に主に注力してきた。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」¹という。）の影響により、それまで一貫して5%前後を維持してきたきた経済成長率は、2020年にマイナス成長を記録したものの、2022年以降は5%台のプラス成長を回復した。日本は、ジョコ大統領の優先課題でもあったインフラ整備などの分野において、積極的に協力を進めてきた。

2月にはインドネシア大統領選挙が実施され、当時国防相であったプラボウォ候補が当選した。プラボウォ候補は、10月の就任に先立つ4月に訪日し、岸田総理大臣を始めとする政府要人らと意見交換を行い、両国間協力を更に進めていくことを確認した。

7月にはASEAN関連外相会議の機会に上川外務大臣がルトノ外相と会談を行い、8月には上川外務大臣とズルキフリ商業相との間で日・インドネシア経済連携協定改正議定書の署名が行われた。

10月に行われたインドネシア大統領就任式典には、日本から高村正彦元外務大臣が特派大使として参列した。プラボウォ大統領は就任演説において、貧困削減や食料・エネルギー自給率の向上に注力することなどを述べた。大統領就任後、閣僚名簿が公表され、新政権が発足した。なお、大統領選挙と同時に議会選挙も行わ

れたが、議会選挙の結果、国会議席を獲得した各政党からの入閣や政権支持表明が相次ぎ、結果的に国会は事実上の総与党体制となった。

インドネシアの新政権が発足した10月には、岩屋外務大臣がスギオノ外相と電話会談を行い、包括的・戦略的パートナーである両国の一層の関係強化に向けた連携を確認するとともに、地域・国際情勢についても緊密に協力していくことを確認した。続く11月には、ペルーでのAPEC閣僚会議の際に岩屋外務大臣とスギオノ外相が、また、APEC首脳会議の際に石破総理大臣とプラボウォ大統領がそれぞれ懇談した。これらの首脳間及び外相間の懇談では、経済分野に加えて安全保障分野においても更に協力を進めていくことで一致するなど、ハイレベルでの活発な交流を行っている。

(2) カンボジア

カンボジアは、メコン地域に位置し、地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。過去20年間平均7%の成長を続けており、新型コロナの影響により2020年はマイナス成長となったが、2022年以降は5.0%台のプラス成長に転じている。

内政では、2023年7月の総選挙の実施に当たり、2022年の村・地区評議会選挙で最大野党となった「蠟燭の火」²党の立候補登録が拒否され、与党人民党が圧勝した。長年同国の首相を務めたファン・セン氏が首相の座を退き、8月にファン・マネット首相を首班とする新内閣が発足した。

日本は、1992年に初めて本格的に国連平和維持活動（PKO）へ要員を派遣するなど、カンボジアの平和と復興・開発に協力してきた。また、近年、日本企業による投資が順調に進展しており、経済面での関係も拡大しているほか、安全保障分野やデジタルなどの新しい分野でも協力が進展している。2023年には、両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格

上げされた。国際場裡においても、日本とカンボジアは、両国によるカンボジア国内の地雷対策での協力実績を生かし、ウクライナを始めとする第三国の地雷対策で協力している。

7月には上川外務大臣がカンボジアを訪問し、外相会談において、社会基盤整備、海の連結性強化及び地雷対策の分野において、カンボジアの持続性強化と社会的価値の共創に向けた「三つの新たな協力アプローチ」を推進していくことで同意したほか、地域・国際場裡で協力していくことで一致した。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、5月、20年ぶりに首相が交代し、ローレンス・ウォン副首相兼財務相が第四代首相に就任した。ウォン首相は財務相も兼任し、人民行動党（PAP）の安定した内政を基盤としながら、経済政策、少子化対策、住宅政策などを進めている。日本・シンガポール間では、5月に岸田総理大臣が就任直後のウォン首相と電話会談を行い、幅広い分野における協力が進展していることを歓迎し、両国関係の更なる強化に向けて、様々な課題につき連携していくことで一致した。

7月のラオスでのASEAN関連外相会議の機会や10月の外相電話会談において、上川外務大臣はバラクリシュナン外相と意見交換を行い、2026年の外交関係樹立60周年を見据え、2024年夏からASEAN対日調整国を務めるシンガポールと緊密に連携していくことを確認した。両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約410の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,600人が参加している（2024年7月末時点）。

また、日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・ク

リエイティブ・センター（JCC）」では、各種の発信やイベントを開催した。

(4) タイ

タイは、東南アジア大陸（メコン地域）の中心に位置する、立憲君主制国家である。1967年の「バンコク宣言」により誕生したASEANの原加盟国の一つであり、地政学的にも高い重要性を有する。6,000社近い日本企業が進出し、7万人以上の在留邦人が暮らすタイは、自動車産業を始め日本企業にとっての一大生産拠点であり、今日ではサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在となっている。

2023年に続き、2024年は内政が動いた年となった。8月、憲法裁判所は、下院第1党で最大野党の前進黨に対し、前年の下院選挙に際して同党が掲げた不敬罪改正という選挙公約は立憲君主制を脅かす国家転覆の意図を有しているとして、同党の解党及び当時の執行役員全員の10年間の被選挙権停止を命じた。また同裁判所は、過去に有罪判決を受けた人物を閣僚に任命した人事は、憲法が規定する倫理基準に違反するとして、セター首相を失職とする判決を言い渡した。これに伴い、タクシン元首相の次女で貢献党党首のペートンターン氏が首相に就任し、9月に新政権が発足した。

日本とタイの二国間関係は引き続き着実に進展している。5月、上川外務大臣が訪日したマーリット外相と会談し、経済面を含む様々な分野での協力を強化することを確認した。10月にはASEAN関連首脳会議の際に石破総理大臣がペートンターン首相と立ち話を行ったほか、11月にはペルーで開催されたAPEC閣僚会議の機会に、岩屋外務大臣がマーリット外相と懇談を行い、二国間・国際場裡の協力を深化させていくことで一致した。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家である。

日本は、東ティモールの独立（2002年）と同時に外交関係を開設した。2022年に独立20周年を迎えた同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。2023年5月に国民議会議員選挙が実施され、7月にシャナナ・グスマン首相率いる新政権が発足した。経済は天然資源（石油や天然ガス）への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。外交面では、ASEAN加盟に向けて、引き続き関係国と調整を行っており、2023年5月にASEANは東ティモールのASEAN加盟のためのロードマップを採択した。

7月、ASEAN関連外相会議に出席した上川外務大臣は、フレイタス外務・協力相と外相会談を行い、二国間関係や地域及び国際社会の諸課題について意見交換を行った。8月には、高村正大外務大臣政務官が東ティモールを訪問し、ラモス=ホルタ大統領、グスマン首相、ライ副首相と会談を行い、両国関係を「包括的パートナーシップ」に格上げできたことは大きな成果であり、今回の訪問を機に二国間関係を一層発展させ、安全保障、経済、人的交流といった幅広い分野において協力を深化させ、地域・国際情勢についても連携していくことを確認した。フレイタス外務・協力相との会談の際には、ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画に関する書簡の署名・交換を行った。10月、技能実習制度に関する協力覚書に署名するなど、関連団体や民間企業による具体的な協力が進ん

でいる。東ティモール人の技能実習生受入れの例として、高知県では農業分野で16名、宿泊分野で2名の技能実習生をそれぞれ受け入れている。

(6) フィリピン

フィリピンは、シーレーンの要衝に位置し、戦略的利益を共有する海洋国家である。フィリピン経済は、新型コロナの影響で、2020年にはマイナス成長となったものの、2022年の経済成長率は過去46年間で最高の7.6%を記録し、2023年も5.5%を維持しASEAN諸国の中で最も経済成長率の高い国の一つとなっている。就任3年目に入ったマルコス大統領は、食料、教育、健康、雇用、社会保障などを通じた国民生活の質向上及び公共インフラへの投資を最優先事項として引き続き取り組んでいる。また、ミンダナオ和平については、モロ・イスラム解放戦線（MILF）の退役・武装解除に遅れが見られるものの、改正バンサモロ基本法に基づき、2025年の自治政府樹立に向けたプロセスが継続している。

日・フィリピン間では、2023年の両国首脳相互往来の実現に続き、2024年も様々なレベルでの要人往来があり、戦略的パートナーシップの更なる深化が進められている。7月には、上川外務大臣がマニラで開催された第2回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合「2+2」に出席し、日比部隊間協力円滑化協定（RAA）に署名した。8月にも柘植芳文外務副大臣がフィリピンでマナロ外相を表敬した。また、石破総理大臣は、10月のASEAN関連首脳会議の機会に、マルコス大統領との懇談を行い、両国の連携を更に強化していくことを確認した。また、岩屋外務大臣は、10月の電話外相会談及び11月のG7外相会談の機会に実施された外相会談において、南シナ海問題を含む地域・国際社会の諸課題への対応や紛争の平和的解決に向けて連携していくことを確認した。安全保障分野では、12月に2023年に引き続き政府安全保障能力強化支援（OSA）による移転済み警戒管制レーダーの支援機材などの供与に係



ラモス=ホルタ大統領に表敬する高村外務大臣政務官
(8月13日、東ティモール)

る書簡の署名・交換を行った。こうした二国間協力のみならず、日米比（フィリピン）3か国の協力も着実に進んでいる。3月の日米比次官協議に続き、4月には史上初となる日米比首脳会合が行われたほか、12月には局長級の日米比海洋協議が開催されるなど、引き続き安全保障や経済安保といった幅広い分野で日米比協力の具体的な取組が進んでいる（67ページ 特集参照）。

(7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定している。立憲君主制の下、国王が首相、財務・経済相、国防相及び外相を兼任している。東南アジアの中心に位置し、南シナ海問題に関する係争国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済は、天然ガスの生産や石油精製事業に支えられているが、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため経済の多角化を目指している。

日・ブルネイ両国は、1984年に外交関係を開設し、様々な分野で良好な関係を発展させている。外交関係開設40周年を迎えた2024年3月には、アルムタデー・ビラ皇太子及びサラ皇太子妃が公賓として訪日し、岸田総理大臣とビラ皇太子が会談を実施した。会談では、二国間協力や地域及び国際社会の諸課題について意見交換を行い、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げした。また、両国の間では良好な皇室・王室関係も築かれている（68ページ コラム参照）。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要で、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約5割強が日本向けとなっており、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約4%を占めている。

(8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国

である。東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場であると同時に、新型コロナ以降、サプライチェーン多元化の動きが後押しし、日系企業を含む外国企業が生産拠点をベトナムに移す流れが続いている。ベトナムは、2045年の先進国入り及び2050年までのカーボンニュートラルを目指し、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しているほか、インフレ抑制などのマクロ経済の安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。新型コロナ拡大による厳しいロックダウンなどにより、2020年から2021年の経済成長率は2%台まで落ち込んだが、2022年は8.02%、2023年は5.05%の経済成長率を達成した。2024年の経済成長率は約6.0%と推定されている。短期間に、国家主席と国会議長の相次ぐ辞任、チョン共産党書記長の逝去（菅義偉元総理大臣が総理特使として国葬に参列）などによる最高指導部の交代があったが、10月からラム書記長、クオン国家主席、チン首相、マン国会議長の体制が発足している。

日本とベトナムは、1973年9月21日に外交関係を樹立し、50周年を迎えた2023年には両国関係が「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、両国において500件以上の記念行事が開催された。

両国間の新たなパートナーシップの下で



日・ベトナム首脳会談
（10月11日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ）

2024年も活発な要人往来やハイレベルでの会談が継続した。8月にはソン外相が訪日し、上川外務大臣との間で、日越協力委員会及び外相会談が実施され、経済、人的交流、地方間交流、安全保障分野を始め、様々な協力を進めることで一致した。9月には高村外務大臣政務官がホーチミン市主催の国際フォーラムに参加するためベトナムを訪問した。石破総理大臣は10月のASEAN関連首脳会議に際してチン首相と、11月のAPEC首脳会議に際してクオン国家主席とそれぞれ首脳会談を行い、安全保障を含めたあらゆる分野の協力を深めていくことで一致した。12月にはマン国会議長が訪日し、額賀福志郎衆議院議長、関口昌一参議院議長と会談を実施し、人的往来強化の重要性について一致した。また、技能実習生を中心に在日ベトナム人の数は引き続き増加しており、2011年の約4万人から2024年6月末には約60万人を超え、国別在留外国人数で中国に次いで2番目に多い数字となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成り、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（70%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

5月、アンワル首相は、2023年12月に続き、首相として2度目の訪日を実施し、岸田総理大臣と首脳会談を行った。両首脳は、同会談を通じ、日・マレーシア関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」の下、一層発展させるため協力していくことで一致した。2月及び4月には海上自衛隊とマレーシア海軍の間で共同訓練が実施された。人材育成分野では、マハティール首相が1982年に開始した東方政策の下、これまでに約2万8,000人のマレーシア人が日本で留学及び研修した。また、2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）を

ASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、2024年9月には、マレーシアの将来を担う人材の育成に一層貢献するため、筑波大学のマレーシア分校が開校するなど、教育・人文分野での交流が盛んである。また、経済面においても、マレーシアへの進出日系企業数は約1,600社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

(10) ミャンマー

2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデター以降、各地で国軍と民主派勢力及び少数民族武装組織との間で衝突が発生しており、多くの市民が犠牲になるなど情勢は悪化の一途をたどっている。また、深刻な外貨不足とそれに伴う燃料輸入の停滞やインフレなどにより、国民の生活や経済活動は大きな打撃を受けている。

政治面では、2月の国民兵役法の施行により徴兵制が導入され、多くの若者が海外に流出するなど、混乱が続いている。そのような状況下、国軍司令官が議長を務める国家統治評議会は総選挙の実施に向けて10月から国勢調査を順次実施し、12月末に暫定結果を発表した。なお、前回の総選挙で大勝した国民民主連盟（NLD）は、2023年に新たに制定された政党登録法により政党登録が抹消された状態となっている。

クーデターから3年を迎えた2024年2月1日、日本政府は、これまで一貫して国軍に求めてきた暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復といった政治的進展に向けての取組が見られないことを非難し、改めて国軍に対して、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含むNLD幹部を解放し、当事者間の対話の開始による平和的な問題解決に具体的に取り組むよう強く求める外務大臣談話を発出した。また、5月には、訪日中の少数民族組織の代表らが高村外務大臣政務官を表敬訪問し、ミャンマー情勢に係る意見交換を実施した。

日本は、事態の打開に向けて、ASEANが一

致した対応をとることが重要との考えの下、国際社会と連携し、ASEANの「五つのコンセンサス」⁽³⁰⁾の履行を含むASEANの取組を最大限後押ししている。また、国連では、安保理事国のメンバーとして、ミャンマーに関する様々な議論に積極的に貢献し、ミャンマー人権状況に関する人権理事会決議（4月）や国連総会決議（12月）に共同提案国入りするなど、国際社会と連携した対応をとってきている。

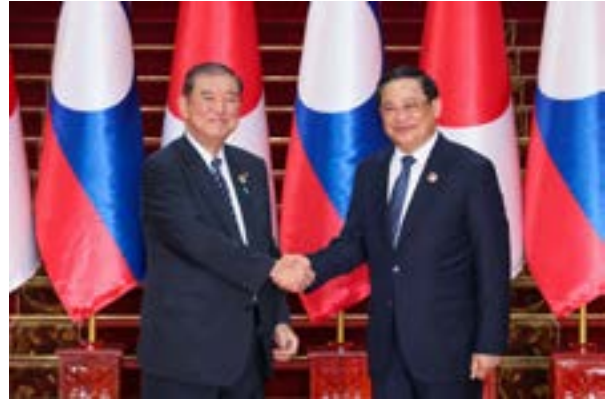
さらに、悪化の一途をたどるミャンマーの人道状況の改善のため、2021年2月1日のクーデター以降継続的に、国際機関やNGOなどを通じて、直接ミャンマー国民が裨益する形で、合計約1億5,200万ドルの人道支援を実施している（2024年12月末時点）。

(11) ラオス

ラオスは、中国、ミャンマー、タイ、カンボジア及びベトナムの5か国と国境を接し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。ソーンサイ首相は、内政面では引き続き経済・財政問題に取り組んでおり、6月に開催された第9期国民議会第7回通常会期においても、インフレ、キープ安、物価高騰、対外債務などの経済・財政的課題の解決のため取り組んでいると述べた。

またラオスは2024年のASEAN議長国を務め、7月にはASEAN関連外相会議を、10月にはASEAN関連首脳会議を開催した。

日・ラオス間では、5月及び7月にサルムサ



日・ラオス首脳会議
(10月11日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ)

イ副首相兼外相と上川外務大臣が外相会談を行い、8月にはソーンサイ首相と岸田総理大臣が電話会談を行った。また、10月にはASEAN関連首脳会議出席のため石破総理大臣が就任後初めての外遊先としてラオスを公式訪問し、ソーンサイ首相と首脳会談を行った。同首脳会談において両首脳は、2025年の日・ラオス外交関係樹立70周年の機会に、二国間関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」へ格上げすることを目指すとの方向性で一致した。

また、10月の石破総理大臣のラオス公式訪問の機会においては、ラオスの玄関口であるビエンチャン国際空港の利便性・安全性の向上に向けた施設の拡張や改修を支援する無償資金協力の実施が決定された。このほか、道路補修や不発弾対策、防災などに関する協力を通じて、域内経済との連結性及びラオスの強靱性を向上させる取組を進めている。

⁽³⁰⁾ 2021年4月24日に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングで発表されたもの。(1) 暴力の即時停止、(2) 全ての当事者による建設的対話の開始、(3) ASEAN議長特使の対話プロセスへの仲介、(4) ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を通じた人道支援の提供、(5) ASEAN議長特使のミャンマー訪問及び全ての当事者との会合の実施、の五つの内容から成る。

特集

SPECIAL
FEATURE日米比協力と今後の可能性
—自由で開かれたインド太平洋を目指して—

現在、世界の至るところで力や威圧による現状変更の試みが見られ、国際社会が複合的な危機に直面する中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化が喫緊の課題となっています。このような現状認識の下、日本は、伝統的な協力枠組みである二国間協力や多国間協力に加えて、日米同盟を基軸とする同志国と幅広い分野での協力を深化させることが、地域の平和と繁栄を維持する上で不可欠と考え、日米豪印（QUAD）や日米韓、日米豪を始めとする協力枠組みの強化に取り組んでいます。

日本が参加する同志国連携の枠組みの一つに、最近新たに加わったのが「日米比（フィリピン）」による協力です。フィリピンは日本と同じ海洋国家であり、日本にとって重要なシーレーン上に位置しています。海で接した両国は自然に協力が生じる関係にあり、日本は長年にわたり、基本的な価値と原則を共有する同志国であるフィリピンとの関係強化に努めてきましたが、特に2023年以降、両国の同盟国である米国と共に日米比3か国の枠組みを通じた協力を強化してきています。

4月11日、米国を公式訪問した岸田総理大臣は、バイデン米国大統領及びマルコス・フィリピン大統領との間で史上初の日米比首脳会合を行い、地域の平和と安全のため、航行及び上空飛行の自由の重要性を確認するとともに、中国による南シナ海や東シナ海における力による一方的な現状変更の試みに反対し、毅然と対応することと一致しました。



日米比首脳会合（4月11日、米国・ワシントンD.C.）
写真提供：首相官邸ホームページ

現在、日米比3か国間では、同首脳会合で発出した共同ビジョンステートメントの内容を踏まえて、安全保障面、経済面で日米比協力を具体化しています。例えば、海洋安全保障分野では、海軍種間で、日米比を中心として南シナ海で多国間の共同演習を実施してきています。また、海上保安機関間では、6月に初となる長官級会合を開催するなど関係強化が進んでいます。加えて、12月には、東京で第一回日米比海洋協議を実施し、海洋分野において米比・日比間の二国間連携が一層緊密化している現状を踏まえ、日米比がそれぞれ二国間で進めている具体的な協力を確認するとともに、2025年以降も日米比協力のモメンタムを継続・強化していくために努力することで一致しました。

経済面では、同ステートメントにおいて経済的威圧への対応における緊密な連携の必要性を強調したことを踏まえ、10月にはマニラ（フィリピン）において経済的威圧への対抗及び経済的強靱性の促進に関する日米比協議を実施したほか、戦略的重要インフラの整備を進めることが重要であるとの認識の下、ルソン地域における連結性を支援するための「ルソン経済回廊」を立ち上げました。さらに、情報通信、エネルギーといった幅広い分野においても取組を進めています。11月にはフィリピンの安全な通信環境を整備するため、日本はフィリピンに対し、日本製のオープンRAN¹ 関連機材を供与することを閣議決定しました。その他、サイバー分野でも、10月にシンガポールで第1回日米比サイバー・デジタル対話が実施されるなど協力が深化しています。

国際社会が歴史の転換点に直面し、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するために、基本的な価値と原則を共有する日米比3か国が大きな役割を果たすことが求められています。日本は今後も、インド太平洋地域及び国際社会の平和と繁栄のため、日米比協力を強化し、更に発展させていきます。

1 複数のベンダーを組み合わせてオープンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サプライチェーンリスクの回避にもつなげられるメリットがある。

コラム
COLUMN

日・ブルネイ外交関係開設40周年を迎えて —戦略的パートナーシップが見据える未来—

■ 日本とブルネイの関係

ブルネイという国をご存じでしょうか。ブルネイはボルネオ島北部に位置し、人口約45万人、面積は三重県とほぼ同じで約5,800平方キロメートルの小さな国です。しかし、600年以上の長い歴史を持つムスリムの国で、豊富なエネルギー資源を背景に一人当たりの国内総生産（GDP）が東南アジア諸国連合（ASEAN）の中でシンガポールに次いで高く、安定した発展を遂げています。

ブルネイは、日本ではあまり知られていないかもしれませんが、実は日本にとって縁の深い国でもあります。1984年にブルネイが英国からの独立を遂げると、日本はいち早く外交関係を開設し、以来40年にわたって良好な友好・協力関係を築き上げてきました。日・ブルネイ関係の重要な要素の一つとなっているのが、エネルギー分野などの経済関係です。ブルネイの主要産業は液化天然ガス（LNG）の生産・輸出ですが、LNG輸出額の54.7%を日本が占めているほか、20社程度の日本企業も進出しています。

ブルネイは立憲君主制の国であり、日本の皇室とブルネイ王室との間の交流も盛んに行われています。現在の第29代国王（スルタン）であるボルキア国王は、独立前の1970年に大阪万国博覧会視察のために訪日して以来、直近では2023年の日・ASEAN特別首脳会議に出席するなど、公式及び非公式に幾度となく訪日しています。また、日本の皇室からも、1996年には常陸宮正仁親王同妃両殿下がブルネイの招待に応じて国際親善のため、2004年には当時皇太子殿下だった天皇陛下がピラ皇太子の結婚式に御参列のため、それぞれブルネイを御訪問になりました。

■ 日・ブルネイ外交関係開設40周年

近年の日・ブルネイ関係は、このような経済や皇室などの交流にとどまらず、安全保障・防衛分野や人文交流にも裾野が広がっています。ブルネイは、日本と同じく海洋国家であり、日本にとって重要なシーレーンである南シナ海に面しています。ブルネイが地政学的要衝に位置していることを踏まえ、2020年以降、日本の海上自衛隊とブルネイ海軍との間で計7回の親善訓練を行ってきました。また、人文分野では、特に両国の若い世代の相互理解を深め、多種多様な分野における将来の絆^{きずな}を育むべく、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」¹による青少年交流や大学間の学生交流も活発に行われています。こうした草の根の取組も背景に、今ではブルネイで日本食や日本のアニメ・ゲームが高い人気を集めています。

そして、2024年、日・ブルネイ外交関係開設40周年の節目を迎えました。3月には、アルムタデー・ピラ皇太子兼首相府上級相が公賓として訪日し、岸田総理大臣と会談を行い、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げしました。日・ブルネイ間の人的交流を一層促進するため、12月には、本公賓訪日に際して交換が行われた口上書に基づき、両国国民の相互往来に当たり、両国民の査証免除滞在期間を14日から30日に延長する新たな査証免除措置を開始しました。



ブルネイ皇太子同妃両殿下と御会見になった天皇皇后両陛下（3月8日、東京 写真提供：宮内庁）



秋篠宮皇嗣殿下の御臨席のもと、開催されたブルネイ日本外交関係開設40周年記念レセプション（3月8日、東京 写真提供：宮内庁）

日本は次の10年、20年、更にその先を見据えて、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」のビジョンを共有する重要なパートナーであるブルネイとの関係を重視し、更に発展させていきます。

- 1 日本とアジア大洋州との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を招へい、派遣、オンライン交流し、日本の政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策などに関する理解の促進を図り、親日派・知日派を発掘するプログラム

5 南アジア

(1) インド

人口が世界第1位、経済規模が世界第5位のインドは、国際社会における存在感を高めている。内政面では、6月に、第18回下院総選挙を経て第3期モディ政権が発足した。経済面では、「メイク・イン・インディア、メイク・フォー・ワールド」を始めとした様々な経済イニシアティブを通じ、着実な成長を遂げている。外交面では「アクト・イースト」政策の下、インド太平洋地域を中心に積極的な外交を展開しているほか、「グローバル・サウス・サミット」を開催し、いわゆる「グローバル・サウス」の声を代弁する役回りを自認するなど、グローバル・パワーとして国際場裡での影響力が増している。

日本とインドは、基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野における協力を深化させてきた。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係の一つであり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でも地域的な包括的経済連携 (RCEP)

協定への将来的な復帰が期待される。

2024年は、首脳会談を始めとするハイレベルの意見交換が頻繁に行われた。3月には、日本で第16回日印外相間戦略対話を実施した。6月のインド下院総選挙直後には、イタリアで開催されたG7プーリア・サミットの機会に日印首脳会談を実施した。また、8月には、インドで第3回日印外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) が開催され、FOIP実現に向けた協力、二国間の安全保障・防衛協力、地域・国際情勢について議論し、引き続き緊密に連携していくことで一致した。9月には、米国での日米豪印首脳会合の機会に日印首脳会談を実施した。10月には、ラオスで開催されたASEAN関連首脳会議の機会に石破総理大臣とモディ首相の間で日印首脳会談を実施し、経済、安全保障、そして人的交流分野における協力を一層進めていくことを確認した。さらに、日印間では様々な実務レベルでの協議が実施されており、4月には日印軍縮不拡散協議、11月には初開催となる戦略的貿易及び技術を含



日印首脳会談
(10月10日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ)

む日印経済安全保障対話が実施された。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝に位置しており、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠である。2億人を超える人口のうち30歳以下の若年人口が約65%を占めており、政府の財政状況改善及び低成長からの脱却が課題であるものの経済的な潜在性は高い。内政面では、2月に総選挙が実施され、パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派（PML-N）含む主要政党が連立に合意し、シャバーズ・シャリフPML-N党首が首相に就任した。外交面では、インドとの間で依然として緊張状態が継続している。中国との間では、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国の進める「一帯一路」の重要な構成要素とされる中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設を始め、幅広い分野で関係が強化されている。

日本との関係では、10月に第8回日パキスタン・ハイレベル経済協議を実施し、パキスタン政府の改革イニシアティブと優先課題、輸出促進・投資促進のための方途、経済協力などについて意見交換を行った。日本は近年パキスタンに対し、保健、水・衛生、教育及び防災などの分野を中心に無償資金協力を行っている。最近、パキスタンにおいては日本が強みとする、防災・気候変動、保健、教育、上下水道といった国民の生活に密接する社会セクターに重点を置き支援を行っている。防災分野については、2022年にパキスタンで発生した洪水被害を受けて7,700万ドルの追加支援を実施し、11月にはインダス川流域における洪水管理強化計画に関する書簡を署名・交換した。保健分野では12月に洪水被災・周辺地域における母子保健機材整備計画に関する書簡を署名・交換した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、インドとASEANの交点であるベンガル湾に位置し、近年、持続的な安定成長を遂げている（2023年の経済成長率は5.78%）。人口

は約1億7,000万人に上り、質の高い労働力が豊富な生産拠点及び高いインフラ整備需要を備えた潜在的な市場として注目されている。内政面では、8月の政変により、15年以上にわたり政権を担ってきたハシナ前首相が退陣し、モハマド・ユヌス氏を首席顧問とする暫定政権が樹立された。ユヌス首席顧問は、国家制度に必要な改革をもたらした後、自由で公正かつ参加型の選挙を可能な限り早急に実施すると明言している。また、バングラデシュには、2017年8月、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに75万人以上の避難民が流入した。避難民の帰還ははまだ実現しておらず、避難の長期化によりホストコミュニティ（受入れ地域）の負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。

日本との関係では、「戦略的パートナーシップ」の下、3月に日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の交渉を開始することを決定し、第1回交渉会合（5月）、第2回交渉会合（11月）、そして第3回交渉会合（12月）が開催された。日系企業数は2005年の61社から2023年には315社に増加している。安定した電力の供給やインフラの整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっており、日本も円借款の供与などを通じてその発展を支援してきている。また、5月に穂坂^{やすし}外務大臣政務官が国際人口開発会議（ICPD）30周年グローバル・ダイアログに出席するためバングラデシュを訪問したことに加え、6月には第5回日・バングラデシュ外務次官級協議を実施した。



ICPD30周年グローバル・ダイアログ開会式で挨拶する穂坂泰外務大臣政務官（5月15日、バングラデシュ・ダッカ）

(4) スリランカ

スリランカはインド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的重要性が注目されている。内政面では、2022年の経済・政治危機後に迎える初の国政選挙となった9月の大統領選挙の結果、汚職対策などを掲げた野党連合「国民の力 (NPP)」リーダー兼人民解放戦線 (JVP) 党首のディサナヤケ候補が勝利し、続く11月の総選挙においてもNPPが総議席数の3分の2を上回る159議席（定数は225議席）を獲得して勝利した。経済面では、7月、日仏印を共同議長とする債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了し、また、日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が文書で確認された。これを受けて日本はスリランカにおいて実施中の円借款案件に係る貸付実行などを再開した。また、6月に国際通貨基金 (IMF) によるスリランカに対する拡大信用供与措置 (EFF) の第3回拠出（約3.3億ドル）が行われた。引き続きスリランカ政府は、EFFプログラムで求められる様々な改革に取り組んでいる。外交面では基本的に非同盟中立でバランス外交を重視している。

日本との関係では、2023年に引き続き、2024年も活発な要人往来が行われ、5月に上川外務大臣がスリランカを訪問、7月にはサブリー外相が訪日し、それぞれ外相会談を実施した。経済協力では、包摂性に配慮した開発支援、脆弱性の軽減を重点分野としており、紛争影響地域の生活・生計向上、気候変動・防災対策が課題となっている。こうした中、3月に無償資金協力「経済社会開発計画」を通じた北部州女性支援機材及び油防除関連機材などの供与に関する書簡の署名・交換を行った。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国であり、2015年の新憲法公布以後、民主

主義国としての歩みを進めている。内政面では、2022年12月に就任したダハル首相が連立を組み替えながら政権を維持してきたが、7月にネパール共産党マルクスレーニン主義派 (UML) が政権を離脱し、最大野党であるネパール・ कांग्रेस党 (NC) と協力し新政権樹立に取り組むことを発表した。これによりダハル首相の3期目の連立政権は崩壊し、UML・NCほか、下院過半数を占める政党が支持するオリ党首 (UML) が首相に任命された。経済面では、2023年から2024年の経済成長率は2%にとどまっており、依然として低成長からの脱却が課題とされている。外交面では伝統的に非同盟中立であり、インドと経済的・文化的に結びつきが強い。中国とも良好な関係を維持している。

日本との関係では、両国は長年登山などの民間交流を通じた伝統的な友好関係を築いており、近年日本語学習者も増加している。2024年現在、20万人を越えるネパール人が日本に在住し、様々な分野で活躍している。5月には、上川外務大臣が、外務大臣として5年ぶりにネパールを訪問した。また、日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、貧困削減、防災及び気候変動対策、民主化の強化の三つの重点分野を始めとする様々な分野において経済協力を実施してきている。4月には、ネパールにとって初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガトンネルの全長2,688メートルの掘削作業が完了し、本坑が貫通した。2026年の開通後は、当該区間の運輸交通網が円滑化し、急増する交通需要への対応、移動時間の短縮、通行の安全性向上による、同地域の社会・経済発展の促進に寄与することが見込まれる。

(6) ブータン

ブータンは中国とインドの間に位置する内陸国である。国民総幸福量 (GNH)⁽³¹⁾ を国家運営の指針とし、第13次5か年計画 (2024年から2029年) では、2034年までに高所得GNH

(31) GNH (Gross National Happiness) : 国民総生産 (GNP) に対置される概念としてブータン政府が提唱した独自の概念。経済成長の観点を超えて重視する考え方を見直し、(ア) 経済成長と開発、(イ) 文化遺産の保護と伝統文化の継承・振興、(ウ) 豊かな自然環境の保全と持続可能な利用、(エ) 良き統治の四つを柱として、国民の幸福に資する開発の重要性を唱えている。

経済となるという目標に向けて10年間の戦略的枠組みを採用し、2029年までにGDP50億ドルの高所得国となる目標を掲げ、公平で質の高い保健、教育、主権・領土保全などの強化、信頼されるガバナンスのエコシステムの実現、経済成長の加速などに取り組んでいる。内政面では、1月に下院総選挙の本選挙が実施され、国民民主党が勝利し政権交代が行われ、ツェリン・トブゲー首相が2014年以来2期目となる首相に就任した。外交面では、近隣諸国、日本など56か国及びEUとのみ外交関係を保有しており、国防などの分野においてインドと密接な関係を有している。日本との関係では、皇室・王室間の交流が深い。

(7) モルディブ

シーレーンの戦略的要衝に位置するモルディブは、日本にとってFOIPを実現する上で重要なパートナーである。内政面では、2023年9月に実施された大統領選挙の結果、同年11月

にムイズ政権が発足した。4月に実施された議会選挙では、与党の連合人民国民会議（PNC）が議席の3分の2を獲得し、ムイズ大統領は政権基盤を固めた。経済面では、GDPの約3割を占める漁業と観光業を主産業とし、新型コロナの感染拡大による影響はあったものの、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達している。外交面では、ムイズ大統領は、就任以来、バランス外交の方針を模索している。

日本との関係では、2023年に日モルディブ外相間の相互訪問が実現し、同年7月に実施された外相会談において両国は幅広い分野で二国間協力を進めていくことで一致した。また、モルディブはインド洋の要衝に位置することから、自衛隊が海外で活動する上で船舶や航空機の中継地となっており、3月には護衛艦「あけぼの」がマレに寄港している。さらに、経済協力では、海上保安分野の対策強化を目的として、3月に税関監視艇の贈与などに係る無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアが「特別な戦略的パートナーシップ」を確認してから10年が経過し、両国間の協力の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳間や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに日豪は二国間だけでなく、日米豪、日米豪印といった多国間での連携も着実に強化してきている。

また、日豪両国は、発効後10年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）、2018年12月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括

的及び先進的な協定（CPTPP）、2022年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定を通じて相互補完的な経済関係を更に発展させており、日本にとってオーストラリアは第3の貿易パートナー、オーストラリアにとって日本は第2の貿易パートナーとなっている。

首脳間では、岸田総理大臣が9月にアルバーニ首相と首脳会談を実施し、安全保障分野を含む二国間協力や、地域・国際情勢について率直な意見交換を行い、両国の幅広い戦略認識の一致を改めて確認した。同時に、オーストラリアの核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）フレンズへの参加を歓迎した上で、「核兵器のない世界」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。また、石破総理大臣就任直後の10月の首脳電話会談では、両国が、米国、韓国やインドなどの同志国との連携や日米豪印などの多国間連携を強化していくこ

と、また資源・エネルギー分野及び経済安全保障上の課題にも共に取り組むことで一致した。10月の首脳会談では、両首脳は、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応を始めとする東アジア情勢について意見交換を行い、こうした課題への対応における両国の協議と協力を更に強化していくことで一致した。

外相間では、上川外務大臣が、2月、ウォン外相と外相電話会談を実施し、両国が太平洋島嶼国との関係強化に向けて連携していくことで一致した。7月の外相会談では、上川外務大臣から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」に基づく協力を一層強化していきたいと述べた。9月には、ワーキング・ディナーを実施し、グローバル・サウスとの連携強化を含む、地域・国際情勢について率直な意見交換を行った。また、岩屋外務大臣就任直後の10月の外相電話会談では、安全保障分野を始めとした幅広い分野で協力していくことで一致し、強固な日豪関係を下支えている観光、ビジネス、留学を始めとした活発で重層的な両国間の人的交流を強化していくことで一致した。

日豪両国は、このような頻繁なハイレベルでの対話を通じて意思疎通を図り、以下に述べるような様々な分野において同志国連携の中核として貢献してきている。

1 安全保障分野での協力

FOIPの実現に共に取り組むオーストラリアは、日本の安全保障に不可欠な存在であり、両国の安全保障協力は新たな次元に引き上げられている。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定の下、両国間の部隊間協力は強化されており、両国はインド太平洋地域の平和と安定に対する共同の関与を強めている。

9月には、第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を実施し、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽³²⁾に沿って、日豪の戦略的協力・安全保障協力をたゆみなく



第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）
（9月5日、オーストラリア・メルボルン郊外）

深化させていくことで一致した。また、米国との協働を含め、共同で抑止力を強化し、相互運用性を高め、両国の安全保障政策をより緊密に連携させていくことで一致した。さらに、両国の安全保障協力は新たな分野にも広がっており、偽情報対策や、戦略的コミュニケーション分野での協力、日豪経済安全保障対話の活用を含めた経済安全保障分野における連携の強化についても一致した。10月の日豪首脳会談では、2022年の「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で示された方向性の下、安全保障分野で日豪の相互運用性を向上させ、共同の抑止力を強化していくことを確認した。また、同会談では、サイバーや経済安全保障分野でも対話と協力を強化することで一致した。

2 経済関係

2018年12月に発効したCPTPPの交渉を日本とオーストラリアが主導したことに示されるように、両国は地域の自由貿易体制の推進や、法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。10月の日豪首脳会談では、CPTPPを含む経済分野での協力を一層強化していくことを確認した。

日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガ

(32) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示す文書

スなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。特に近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。

7月の日豪外相会談では、上川外務大臣から、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を通じて、経済成長、エネルギー安全保障に加えて、脱炭素化という共通課題への対応でも連携していきたいと述べた。

エ 文化・人的交流

オーストラリアには約41.5万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100を超える姉妹州・都市提携があるなど、長年培われた親日的な土壌が存在する。青少年を含む人的交流事業であるJENESYS（対日理解促進交流プログラム）及び新コロボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われている。また、日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいる。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化してきている。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、日本周辺海域における警戒監視活動に駆逐艦「ホバート」を5月上旬から中旬に、駆逐艦「シドニー」を9月上旬から中旬にそれぞれ派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」⁽³³⁾を含む違法な海上活動に対して、2018年以降11度目及び12度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、2月上旬から中旬の間及び11月上旬から中旬までの間、在日米軍嘉手納飛行

場を使用して、2018年以降13度目及び14度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。2023年に実施された議会総選挙の結果を受け、国民党（第1党）、ACT党及びNZファースト党の3党連立政権が成立した。

イ ハイレベル協議

地域情勢が複雑に推移する中、アジア太平洋地域に位置し、基本的価値を共有するニュージーランドと首相間や外相間で緊密な意見交換を行ってきている。6月、岸田総理大臣は、首相就任後初めて訪日したラクソン首相と首脳会談を実施し、インド太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、FOIPの実現に向け、安全保障や経済を含む幅広い分野で、二国間の協力を一層強化することで一致した。両国間の安全保障・防衛協力については、情報共有の強化に寄与する日・ニュージーランド情報保護協定の交渉が実質合意に至ったことを歓迎した。また、



日・ニュージーランド首脳会談
(6月19日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

(33) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

北朝鮮や中国を含む東アジア情勢やロシア・ウクライナ情勢などの地域情勢について意見交換を行い、諸課題の解決に向けて連携していくことを確認した。さらに、太平洋島嶼国地域における両国の連携の重要性を確認し、太平洋島嶼国のニーズを踏まえた協力を進めていくことで一致した。7月には、日豪NZ韓（IP4）首脳会合を実施し、4か国の首脳は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障はますます不可分となっているとの認識の下、インド太平洋地域の課題について欧州諸国とも引き続き意思疎通や協力を深めていくことを確認した。11月には、岩屋外務大臣がピーターズ副首相兼外相と短時間の懇談を行い、両国間の「戦略的協力パートナーシップ」を強化していくとともに、IP4やファイブアイズ諸国⁽³⁴⁾との連携含め、多国間の協力を深めていくことで一致した。

ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、CPTPPやRCEP協定の着実な履行やWTO改革、インド太平洋経済枠組み（IPEF）など自由貿易体制の推進や法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築について緊密に連携している。6月の日・ニュージーランド首脳会談では、CPTPPについて、戦略的な観点も踏まえて率直な議論を行い、同協定の発展に向けた取り組みの重要性について一致すると同時に、経済的威圧への対処や、サプライチェーン強靱化を含め経済安全保障分野において連携を強化していくことで一致した。

エ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業であるJENESYSを通じ、2024年までの累計で1,100人以上が参加しており、外国青年招致事業「JETプログラム」については、2024年までに3,500人以上が参加（年平均換算で約100人）するなど活発な交流

が続けられている。また、両国間には44の姉妹都市関係が構築されている。

オ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。例えば、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミット（PALM）などの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域における連携、IP4の枠組みにおける取組を強化するなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。ニュージーランドは、日本周辺海域における警戒監視活動に補給艦「アオテアロア」を8月中旬から9月中旬まで派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、初めてとなる艦艇による警戒監視活動を行った。また、4月中旬から5月中旬までの間、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降6度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(3) 太平洋島嶼国⁽³⁵⁾

ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、美しく広大な海に囲まれ、海洋資源や自然に富んでいる。この地域は、それぞれの特色を持つ「ミクロネシア地域」「ポリネシア地域」「メラネシア地域」に分けられ、第二次世界大戦を経て1970年代以降に植民地・信託統治から独立した比較的若い国々から成り立っている。その一方、国土が小さな島々に散在している「隔絶性」、各国の人口が小さく規模の経済が働かない「狭小性」、主要な国際市場から遠く離れている「遠隔性」といった厳しい条件の下で、様々な脆弱性を抱える。中でも、気候変動は太平洋島嶼国の存在を脅かす「存続に関わる唯一最大の脅威」である。このような課題に直面する中で、太平洋島嶼国・地

(34) 米国・英国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドを指す

(35) 太平洋島嶼国：パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ツバル、サモア、クック諸島、ニウエ、トンガ、フィジー、バヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニア

域の首脳が政治・経済・安全保障など、幅広い分野において地域の協力を推進するための対話の場として、1971年以降、太平洋諸島フォーラム（PIF：1999年に南太平洋フォーラムから改称）が発展してきた。

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することからFOIPの要としてもその重要性が高まっている。日本は、二国間での協力に加え、PIFとの協力も進めている。PIFは、2022年の総会において、2050年の太平洋島嶼国地域における政治・経済などのあるべき姿と戦略的方策をまとめた「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」（「2050年戦略」）を発表した。日本はこの戦略に対する強い支持を一貫して表明してきている。

太平洋島嶼国地域の地政学的重要性が増す中、2022年に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」（PBP）の枠組みなど、域内・域外の関係国による協力強化が進展している。2023年5月の日米豪印首脳会合では、「海底ケーブルの連結性と強靱性のためのパートナーシップ」が発表された。2024年4月の日米首脳会談では、ツバル及びミクロネシア連邦に対する海底ケーブルシステムへの協力が発表された。

1 太平洋・島サミット(PALM)

二国間協力に加え、日本の対太平洋島嶼国外交における主要な取組の一つは、太平洋・島サミット（PALM）である。1997年以降、3年に1度開催し、太平洋島嶼国との関係強化に取り組んできた。2024年は、7月に東京において、第10回太平洋・島サミット（PALM10）を開催し、太平洋島嶼国・地域との協力強化を確認した。（4ページ 巻頭特集参照）

PALM10に先立ち、2月には、PALM第5回中間閣僚会合をスバ（フィジー）において開催し、上川外務大臣が共同議長を務めた。同会合は太平洋島嶼国で開催された初めてのPALM中間閣僚会合となった。同会合では、2021年に行



PALM第5回中間閣僚会合に出席する上川外務大臣
（2月12日、フィジー・スバ）

われたPALM9のフォローアップを行い、PIF加盟国・地域から、PALM9の全ての協力分野において日本がコミットメントを着実に実施し、協力を推進してきたことへの高い評価と日本政府・国民への謝意の表明があり、議長総括が採択された。また、上川外務大臣は、この機会に各国の参加者と会談を行い、二国間関係の強化にも努めた。

7月に東京で開催したPALM10では、岸田総理大臣がクック諸島のブラウン首相と共同議長を務め、「2050年戦略」への強い支持を表明し、地域・国際情勢について議論を行った。また、これまでに培われた「キズナ」を一層深め、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認した。議論の成果としては、「PALM10首脳宣言」及び「PALM10共同行動計画」を採択し、日本は「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を発表した。ALPS処理水の海洋放出に関し、岸田総理大臣から、IAEAと緊密に連携しつつ、継続的な情報共有を積み重ね、安心感を高めていくと説明し、太平洋島嶼国・地域から歓迎の意が示された。加えて、岸田総理大臣は、太平洋島嶼国・地域の首脳などとの間で17回の首脳会談などを行った。

2 国別の動き

(ア) キリバス

8月、大統領選挙・総選挙が行われ、10月25日、マーマウ大統領の再選が決定し、11月

1日に大統領就任式が行われた。

(イ) クック諸島

2023年11月から2024年8月までPIFの議長国を務めた。日本は、2023年広島G7サミット・アウトリーチ会合に招待するなど、クック諸島との関係強化に努めた。7月のPALM10においては、ブラウン首相が共同議長を務めたほか、日・クック諸島首脳会談を行い、岸田総理大臣から、これまでの成果を積み上げながら、インフラ強^{じん}靱化や気候変動への適応などクック諸島の重要課題に沿って、協力していく考えを表明した。



日・クック諸島首脳会談
(7月17日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

(ウ) サモア

2月、上川外務大臣は日本の外務大臣として初めてサモアを訪問し、トゥイマレアリイファノ国家元首やフィアメ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・サモア首脳会談が行われ、太平洋気候変動センターへの協力を始めとする気候変動・防災分野での協力について議論した。

(エ) ソロモン諸島

4月、任期満了に伴う総選挙が行われ、ソガバレ首相に代わってマネレ首相が就任した。6月、石原宏高内閣総理大臣補佐官が総理特使としてソロモン諸島を訪問し、マネレ首相などとの会談を行った。7月のPALM10においては、日・ソロモン首脳会談が行われ、岸田総理大臣からソロモン諸島との信頼関係に基づいて協力

していくと述べた。

(オ) ツバル

4月、高村正大外務大臣政務官が総理特使としてツバルを訪問し、テオ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・ツバル首脳会談が行われ、岸田総理大臣は、ツバルが自ら気候変動の危機を訴え、国際社会を動かしてきたことに敬意を表明した。12月、同志国である日米豪などのドナーによる支援案件であるツバルの初の海底ケーブルの陸揚げ記念式典が開催された。

(カ) トンガ

2月、トゥポウトア・ウルカララ皇太子殿下が第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合出席のために訪日し、柘植芳文外務副大臣が懇談した。また5月、柘植外務副大臣は総理特使としてトンガを訪問し、同皇太子殿下への御接見を行った。7月のPALM10においては、日・トンガ首脳会談が行われ、岸田総理大臣からは、2022年のトンガ火山噴火からの復興や防衛協力の進展を歓迎した。8月、トンガはPIF議長国として首都ヌクアロファでPIF総会を開催し、域外パートナーである日本からは高村外務大臣政務官が総理特使として出席し、PALM10の成果に触れつつ、引き続き太平洋島嶼国のニーズに耳を傾けていくと述べた。

(キ) ナウル

5月、石原内閣総理大臣補佐官が総理特使としてナウルを訪問し、アデアン大統領などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・ナウル首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、警備艇の供与を伝達し、これを通じて同国の違法漁業取締能力向上に協力すると述べた。

(ク) ニウエ

10月、ニウエは、憲法制定・自治権獲得50周年を迎えた。7月のPALM10においては、日・ニウエ首脳会談が行われ、岸田総理大臣から多くの課題に対応するニウエを力強く支えて

いきたいと述べた。また、同月にはニウエ初の名誉領事館が東京に開設された。

(ケ) バヌアツ

6月、松山政司参議院議員が総理特使としてバヌアツを訪問し、サルワイ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・バヌアツ首脳会談が行われ、岸田総理大臣は、バヌアツの持続可能な水産業振興に貢献し、バヌアツの優先課題に共に取り組んでいきたいと述べた。

(コ) パプアニューギニア

4月から5月にかけて、エンガ州において地滑り被害が発生し、岸田総理大臣や上川外務大臣からお見舞いを述べるとともに、日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて緊急援助物資を供与し、国連児童基金及び国際移住機関を通じた緊急無償資金協力の実施を決定した。5月、石原内閣総理大臣補佐官がパプアニューギニアを訪問し、マラペ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・パプアニューギニア首脳会談が行われ、2025年の外交関係樹立50周年に向けて両国関係を強化していきたいと述べた。

(カ) パラオ

2024年は、日・パラオ外交関係樹立30周年を迎え、様々な交流を通じて両国関係の緊密化が図られた。2024年、ウィップス大統領は7月のPALM10出席のほか、6月にも訪日し、9月の国連総会の機会と合わせて計3回、ウィップス大統領の任期第1期目の4年間では計5回にわたり、岸田総理大臣との間での首脳会談が行われた。1月、上川外務大臣は、訪日したアイタロー外相と初めて会談を行い、日・パラオ外交関係樹立30周年（79ページ コラム参照）に当たり地域の平和と安定のために協力していくことを確認したほか、2月にもフィジーで会談した。5月、高村外務大臣政務官が総理特使としてパラオを訪問し、ウィップス大統領などとの表敬・会談を行った。10月、高田稔久総

理特使（前太平洋・島サミット担当大使）が日本政府を代表してパラオ独立30周年式典に出席した。11月、大統領選挙が行われ、ウィップス大統領の第2期目の再選が決定した。

(シ) フィジー

2月、PALM第5回中間閣僚会合がフィジーで開催され、上川外務大臣がフィジーを訪問し共同議長を務めた。4月には、高村外務大臣政務官が総理特使としてフィジーを訪問した。7月のPALM10においては、日・フィジー首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、地域の中核であるフィジーとの協力関係を重視することを述べ、防災体制の構築支援やラグビーなどのスポーツ交流、ALPS処理水の海洋放出に対する信頼への謝意など、議論を深めた。

(ス) マーシャル諸島

1月、前年末の総選挙の結果を受け、ハイネ大統領が議会で選出され、大統領に就任し、田中和徳衆議院議員が総理特使としてマーシャル諸島を訪問し、大統領就任式に出席した。2月、上川外務大臣はフィジーでカネコ外相との会談を行ったほか、3月に訪日したハイネ大統領と岸田総理大臣との間で首脳会談が行われた。7月のPALM10においては、日・マーシャル首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、アマタ・カプア国際空港の旅客ターミナル建設に係る詳細設計などの協力決定に触れつつ、これらがマーシャル諸島の持続可能な発展に寄与することを期待すると述べた。

(セ) ミクロネシア連邦

2月、上川外務大臣はフィジーでロバート外務大臣との会談を行った。5月、高村外務大臣政務官が総理特使としてミクロネシア連邦を訪問し、シミナ大統領などとの表敬・会談を実施した。7月のPALM10においては、日・ミクロネシア首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、ミクロネシア連邦国内の連結性強化のため、ポンペイ港の岸壁新設への協力を決定したと述べた。

コラム
COLUMN

日・パラオ外交関係樹立30周年

2024年は、日・パラオ外交関係樹立30周年の年です。1994年10月にパラオが米国から独立し、同年11月に日本とパラオが外交関係を樹立して以来、両国の「キズナ」と「トクベツ」な関係は強固なものへと発展しています。

両国の歴史的な関係は外交関係樹立より前に遡ります。第1次世界大戦後、日本は約30年間にわたりパラオを含むミクロネシア（南洋群島）を委任統治していました。1922年にはコロールに南洋庁が置かれ、本格的な統治が開始され、最盛期には2.5万人を超える日本人がパラオに居住していたと言われています。その歴史的関係から、パラオの人口は約25%が日系人で構成され、パラオの初代大統領であったナカムラ大統領もその一人です。こうしたパラオにおける日系人の活躍から、パラオの人々は非常に親日的であり、言語においても、「トクベツ」、「ダイジョウブ」を始めとした多数の日本語が現地語化されるなど、両国間の歴史的・文化的な深いつながりが現在の良好な関係を支えています。

また、日本はパラオにとって不可欠な援助国であり、長年にわたり、環境や気候変動の分野を中心に、パラオの経済発展のための協力を行ってきました。2002年に開通したコロール島とバベルダオブ島を結ぶ「日本・パラオ友好の橋」は両国の友好的な関係の象徴となっています。



日・パラオ首脳会談（9月23日、米国・ニューヨーク
写真提供：首相官邸ホームページ）

日・パラオ外交関係樹立30周年を迎えた2024年は、両国間の要人往来の機会が多く設けられました。岸田総理大臣とウィップス大統領は、6月のウィップス大統領訪日時、7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）開催時、9月の第79回国連総会出席時の計3回の首脳会談を実施し、個人的な信頼関係に基づき率直な意見交換を行いました。10月1日のパラオ独立30周年記念式典には、高田稔久氏（前外務省参与、前太平洋・島サミット（PALM）担当大使）が総理特使として出席し、ウィップス大統領を表敬したほか、日・パラオ外交関係樹立30周年への祝辞も述べました。

両国間の人的交流は、草の根レベルでも行われており、地方自治体の訪問や学生の交流なども活発に行われています。7月の日・パラオ首脳会談で発表された2025年3月のチャーター便運航計画などにより、両国間の人的交流の更なる拡大が期待されています。

日本とパラオの関係は、このような歴史的・文化的関係、様々なレベルでの人的交流により、強化されています。2024年は、両国の今後の更なる関係の発展に向けて、両国の「キズナ」と「トクベツ」な関係を再確認する1年となりました。



日・パラオ外交関係樹立30周年記念ロゴマーク

7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことは重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸とし、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国とも連携しながら、日・ASEAN、日・メコン、ASEAN+3（日中韓）、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）などの多様な地域協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。

特に、日本は、2019年にASEANが策定し、FOIPと開放性、透明性、包摂性、国際法の尊重といった本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」⁽³⁶⁾を一貫して支持しており、その主流化を後押ししている。日本は、引き続き、ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、FOIPとAOIPの掲げる原則に資する具体的な協力を実施することで、インド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与していく考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN)情勢全般

インド太平洋の中心という地政学的要衝に位置するASEANは、FOIP実現の要である。また、東南アジア地域は従来から製造業を中心とする日本企業の重要な生産拠点となってきたが、近年では、活力ある世界経済の成長センター、拡大する消費市場として注目を集めている。ASEANは、地域協力の面でも重要な役割

を担っており、ASEAN+3（日中韓）、EAS、ARFなど多層的な枠組みを通じ、政治・安全保障、経済、社会・文化の広範な分野で協力が進んでいる。

2015年にはASEAN共同体の設立が宣言され、2016年からの10年間のASEAN共同体の方向性を示す「ASEAN共同体ビジョン2025」が採択された。2019年には、ASEANのインド太平洋地域への関与の指針であるAOIPが採択された。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を創設し、日本、中国、韓国、インドなどの各国とのEPAやFTAを締結している。加えて、ASEAN加盟国は日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと共にRCEP協定を締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏は広がりを見せている。

(2) 南シナ海問題

南シナ海においては、領有権をめぐる問題がある中、中国が、係争地形の一層の軍事化（198ページ第3章第1節3（4）エ参照）、沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行した力による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化し、また比中仲裁判断⁽³⁷⁾の受入れを引き続き拒否し、国連海洋法条約（UNCLOS）と整合的でない海洋権益に関する主張を続けている。

2024年には、フィリピン政府は、2023年に引き続き、フィリピン船舶と中国船舶の衝突事案などの発生を受け、南シナ海におけるフィリピン船舶に対する中国船舶の行動を非難する

⁽³⁶⁾ AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択された、ASEANのアジア太平洋・インド洋地域への関与の指針。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッド・ガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互恵、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

⁽³⁷⁾ 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

声明を複数発表した。また、ベトナム政府も、西沙諸島においてベトナム漁船の乗組員が負傷する事案が発生したことを受け、中国船舶の行動を非難する声明を発表した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結する国際社会の正当な関心事項であり、資源やエネルギーの多くを海上輸送で輸入している日本にとっても、重要な関心事項である。中国による力による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を更に高める行為に対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。

日本は、力による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるいかなる行為にも強く反対するとともに、「海における法の支配の三原則」(236ページ第3章第1節6(2)参照)を貫徹すべきとの立場から、一貫して南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調している。また、中国の南シナ海における主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、南シナ海のあらゆる海空域において、航行及び上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国の主張する国際法上の根拠が明らかでない「九段線」に基づく「歴史的権利」の主張がUNCLOS違反であることなどを判示した比中仲裁判断は、最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国が同判断に従い、紛争を平和的に解決することを期待することなども繰り返し指摘してきている。日本は、比中仲裁判断から5年の節目に当たる2021年から毎年外務大臣談話を発出し、国際法に従った紛争の平和的解決の原則や法の支配の重要性を始めとする日本の立場を累次にわたって表明している。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のためには、同盟国・同志国の連携も重要である。岸田総理大臣は、4月に米国でバイデン米国大統領及びマルコス・フィリピン大統領と、初開催となった日米比首脳会合に臨み、南シナ海情勢を含む厳しい戦略環境を踏ま

え、引き続き日米比での連携を一層強化し、3か国の協力の具体化を進めていくことで一致した。さらに12月には、同首脳会合で立ち上げが発表された日米比海洋協議を初開催し、南シナ海情勢についても意見交換を行い、力による一方的な現状変更の試みに反対することを改めて確認した。

また、日本は、中国とASEANの間で長年にわたり協議が続いている南シナ海行動規範(COC)⁽³⁸⁾については、実効的かつ実質的でUNCLOSを含む国際法と整合的で、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明してきている。

(3) 日・ASEAN関係

FOIP実現の要であるASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。日本は2015年のASEAN共同体設立以降、「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づくASEANの更なる統合努力を全面的に支援してきた。

現在、2023年12月に開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日・ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」とその具体的な「実施計画」に基づく三つの柱((ア)「世代を超えた心と心のパートナー」として、長年の信頼関係を次世代につなぎ、強化していく、(イ)「未来の経済・社会を共創するパートナー」として、共通の課題への解決策を見いだしていく、(ウ)「平和と安定のためのパートナー」として、自由で開かれたインド太平洋を推進する)の下、幅広い分野で協力の強化が進められている。

また、AOIPに関しては、2020年に採択した「AOIP協力についての第23回日・ASEAN首脳会議共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標(SDGs)、経済等というAOIPの四つの優先協力分野に沿って具体的な協力を積み上げてきている。

(38) COC : Code of Conduct in the South China Sea

7月の日・ASEAN外相会議では、上川外務大臣から、(ア)「次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0」による「日本語パートナーズ」の派遣、(イ)「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の下でのASEANの連結性強化支援、(ウ)安全保障協力や海洋協力を触れつつ、特別首脳会議で発表した共同ビジョン・ステートメントの三つの柱に沿って、幅広い協力が着実に進展していることを示した。ASEAN各国外相からは、特別首脳会議に対する高い評価と、共同ビジョン・ステートメント実施計画に沿った具体的な協力の着実な進展が歓迎された。上川外務大臣からは、地域・国際情勢に関しても、法の支配に基づく国際秩序の重要性を強調する観点から、力による一方的な現状変更の試みは、世界のどこであれ認められず、これからもASEAN中心性・一体性を支持するという日本の立場を表明した。

10月の日・ASEAN首脳会議では、石破総理大臣から「心と心」のつながる「信頼のパートナー」として、半世紀にわたる日本とASEANの信頼関係を更に強固なものとする強い決意を表明した。また、3本柱の協力が着実に進展していることを説明するとともに、活力ある地域の未来を共に創るため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、グリーン・トランスフォーメーション(GX)といった新たな課題解決のため協力を推進することを表明した。ASEAN各国からはDX、GXなど新たな分野を含めた協力深化への高い期待が示された。また、石破総理大臣は、地域・国際情勢に関し、ASEANと共に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組むと述べつつ、東シナ海・南シナ海、台湾、北朝鮮、ミャンマー情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢に関して日本の立場を述べた。ASEAN諸国からは、東シナ海・南シナ海における一方的行為が地域の安定を損なっているとして、UNCLOSに基づく紛争の平和的解決の重要性について言及があったほか、北朝鮮による安保理決議の履行、朝鮮半島の非核化や拉致問題を含む人道的問題の解決の重要性について発言が

あった。また、ミャンマー情勢について、ASEANの「五つのコンセンサス」への日本の支持に対する謝意の表明があった。また、中東情勢の平和的解決の重要性についても発言があった。

(4) 日・メコン協力

メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム)は、将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。

7月には3年ぶりとなる日メコン外相会議をラオスにおいて開催し、(ア)ポスト・コロナにおける強靱で連結された社会、(イ)デジタル化、(ウ)非伝統的安全保障問題への積極的対応の三つの柱からなる「日メコン協力戦略2024」を採択した。共同議長を務めた上川外務大臣から、今後もハード・ソフト両面の幅広い分野における連結性強化に取り組み、将来性の豊かなメコン諸国と共に、「未来の経済・社会を共創するパートナー」として、様々な分野での協力を進めていきたいと述べた。今後、日本として、同戦略に基づく日メコン協力プロジェクトの実施を通じて、同地域の繁栄及び発展に引き続き貢献していく。

(5) ASEAN+3

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、「ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)」の下、各分野で更なる協力を進めている。

7月に開催されたASEAN+3外相会議では、上川外務大臣から、この地域がインド太平洋地域、更に世界の成長の中心として安定的な経済成長を続けるためには、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することが不



第27回ASEAN+3（日中韓）首脳会議に出席する石破総理大臣
（10月10日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ）

可欠であると強調した。その上で、ASEAN+3における具体的な協力として、経済・金融面での協力について、チェンマイ・イニシアティブ⁽³⁹⁾の更なる機能強化に向けた緊急融資ファシリティの創設で正式に一致したことを歓迎すると述べた。また、持続可能な社会に向けた協力について、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)を通じた支援の継続やASEAN感染症対策センター(ACPHED)への全面的な支援を行っていくと述べた。また、平和と安全保障に係る協力について、災害対応、防災及び減災の分野における女性の参画とリーダーシップの重要性を指摘しつつ、WPS(女性・平和・安全保障)に係る協力を追求したいと述べた。地域・国際情勢に関しては、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応やミャンマー情勢に係る日本の立場を説明した。

10月の首脳会議では、石破総理大臣から、日中韓とASEANのGDP総額は、世界全体の25%を超えており、ASEAN+3の協力には大きなポテンシャルがあることを指摘しつつ、日本の主導によりチェンマイ・イニシアティブの下、緊急融資ファシリティの創設で一致したことや、日本がASEAN+3緊急米備蓄の取組を主導してきたこと、ASEAN防災人道支援調整センターへの日本人専門家の派遣を行うことに触れ、ASEAN+3協力を更に発展させ、ASEAN+3各国と共に未来を創り、未来を守りたいと述べ

た。また、地域・国際情勢に関しては、石破総理大臣は、地域の安定と繁栄のため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことが不可欠であると強調した上で、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮に係る日本の立場を表明した。

(6) 東アジア首脳会議(EAS)

EASは、政治・安全保障・経済に係る地域共通の懸念事項に関する戦略的対話及び協力を実施することを目的として、2005年に発足した。首脳主導の地域のプレミア(主要な)・フォーラムとして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献することが期待されている。

7月に開催されたEAS参加国外相会議において、上川外務大臣は、主権、領土一体性の尊重といった国連憲章の基本原則を守ること、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、「人間の尊厳」が守られる世界を目指すことが重要であると述べた。さらに、力による一方的な現状変更の試みは、東シナ海など日本を囲む海のみならず、世界のどこであれ認められないこと、基本的人権や自由、民主主義は守られ、促進されるべきこと、経済的威圧に反対することを強調した。その上で、南シナ海情勢、台湾海峡、核・ミサイル問題及び拉致問題



第14回EAS参加国外相会議に出席する上川外務大臣
（7月27日、ラオス・ビエンチャン）

⁽³⁹⁾ 1997年から98年のアジア通貨危機を受けて、2000年5月の第2回ASEAN+3財務大臣会談(タイ・チェンマイ)で、東アジア域内における通貨危機の再発防止を目的として合意された枠組み。金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、外貨支払に支障をきたした国に対し、通貨スワップ(交換)により短期の米ドル資金を現地通貨の対価として融通するもの

を含む北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、ALPS処理水に関する日本の立場を説明した。

10月に開催された第19回EASでは、石破総理大臣から、激動する国際情勢の中で、主権・領土一体性の尊重、国際法に基づく紛争の平和的解決、武力行使の禁止といった国連憲章の原則の重要性が高まっていると指摘し、世界中のどこであれ、力や威圧による一方的な現状変更の試みを許容してはならず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことが不可欠であると述べた。また、日本はASEANの中心性・一体性を支え、AOIPを一貫して支持し、AOIPの推進と主流化を積極的に後押ししていくことを表明した。地域・国際情勢については、石破総理大臣から、北朝鮮による核・ミサイル活動、ロシアとの軍事協力の進展に対し深刻な懸念を表明した上で、朝鮮半島の平和と安定は全員の共通利益であり、北朝鮮の完全な非核化の実現に向け、国際社会全体の力強い対応が重要であることを指摘し、拉致問題の即時解決に向け、引き続き各国の理解と協力を要請した。また、東シナ海で、日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることに強く反対すると述べ、南シナ海で軍事化や威圧的な活動が継続していることへの深刻な懸念を表明し、海洋権益の主張や海洋における活動は、UNCLOSの関連規定に基づくべきであると述べた。また、石破総理大臣は、台湾海峡の平和と安定の重要性について述べた。日中両国関係については、東南アジア地域を含め国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責任を有する国であり、中国とは引き続きあらゆるレベルで緊密に意思疎通を図っていくと述べた。また、ミャンマー情勢に関して、深刻な懸念を表明し、状況の改善を求めつつ、「五つのコンセンサス」の実施を含むASEANの取組を最大限後押しするとともに、引き続き人道支援を実施していくことを表明した。ロシアによるウクライナ侵略については、国際法の明白な違反であり、一日も早くウクライナにおける公正かつ永続的な平和を実現することが必要であると指摘

した。また、中東情勢については、一致して全ての関係者に最大限の自制を働きかけるよう求め、喫緊の課題であるガザを含む人道状況の改善に関して共に取り組んでいきたいと述べた。

(7) 日中韓協力

日中韓3か国は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有しており、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力となっている。地域の平和と繁栄に大きな責任を共有する日中韓の3か国が、交流や相互理解を促進し、協力して国際社会の様々な課題に取り組むことには大きな潜在性がある。

5月27日には、韓国・ソウルにおいて、約4年半ぶりに日中韓サミットが開催された。このサミットで、3か国の首脳は、日中韓協力25周年を祝い、日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、未来志向の実務協力を推進していくことで一致した。

また、3か国の首脳は、北朝鮮情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢を含む地域・国際情勢について意見交換を行った。このうち北朝鮮情勢については、岸田総理大臣から、北朝鮮の核・ミサイル活動や露朝軍事協力の進展に対する深刻な懸念を表明し、北朝鮮の非核化と朝鮮半島の安定が日中韓3か国の共通の利益であることを改めて確認した。その上で、関連安保理決議に基づいて、北朝鮮に核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていくべきであると述べた。また、岸田総理大臣から、拉致問題



第9回日中韓サミットに出席する岸田総理大臣
(5月27日、韓国・ソウル 写真提供：首相官邸ホームページ)

の即時解決に向けた両首脳を引き続きの支援を求め、理解を得た。

(8) アジア太平洋経済協力(APEC)

(281ページ 第3章第3節3 (3) 参照)

APECは、アジア大洋州地域の21の国・地域（エコノミー）で構成されており、同地域の持続可能な成長と繁栄を目的とした、経済分野の協力枠組みである。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域における経済協力の促進と信頼関係の強化は、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

11月にペルー・リマで開催されたAPEC首脳会議では、「マチュピチュ首脳宣言」が採択されたほか、ウクライナ及び中東情勢に関する議長声明が発出された。首脳会議に出席した石破総理大臣は、自由で開かれた貿易・投資環境や世界貿易機関（WTO）を中核とする多角的貿易体制の維持・強化などの重要性について発信した。

(9) 南アジア地域協力連合(SAARC)⁽⁴⁰⁾

SAARCは、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2024年12月時点で、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会（外相会合）などを通じ、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行っている。ただし、首脳会議は2014年、閣僚理事会は2016年を最後に開かれていない。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、2024年末までに8,921人を招へいしている。

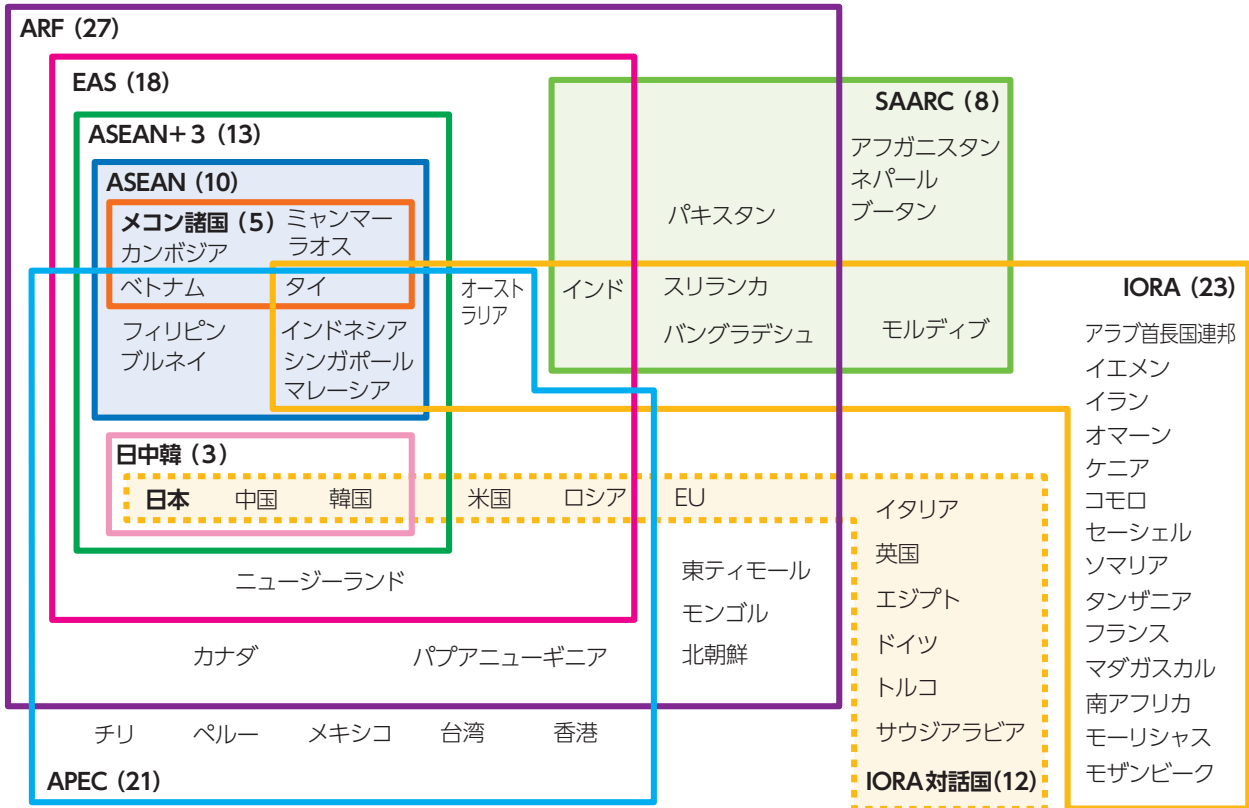
(10) 環インド洋連合(IORA)⁽⁴¹⁾

IORAは、環インド洋地域における経済面での協力推進を主な目的とした地域機構であり、日本は1999年から対話パートナー国として参加している。

(40) SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

(41) IORA : Indian Ocean Rim Association

■ アジア大洋州地域の主要な枠組み



() 内は参加する国・地域・機関の数

〈略語解説〉

- ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) : 東南アジア諸国連合
- EAS (East Asia Summit) : 東アジア首脳会議
- ARF (ASEAN Regional Forum) : アジア地域フォーラム
- APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) : アジア太平洋経済協力
- SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation) : 南アジア地域協力連合
- IORA (Indian Ocean Rim Association) : 環インド洋連合

第3節

北米

1 概観

〈基本的価値や原則を共有する北米地域との連携の重要性〉

現在、国際社会は歴史の転換点にあると言える。中東情勢の緊迫化やロシアによるウクライナ侵略の継続などをめぐり、国際社会の分断と対立は深まっている。また、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）⁽¹⁾級を含む弾道ミサイルなどの発射や、東シナ海・南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化など、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、基本的価値や原則を共有するG7を含めた同盟国・同志国との結束は、その重要性を大きく高めている。米国は日本にとって唯一の同盟国である。強固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と安定の礎である。また、G7のメンバーであり、普遍的価値を共有するインド太平洋地域の重要なパートナーであるカナダとの協力も不可欠である。日本が長年紡いできた信頼関係に基づくこうした国々との連携は、地域と国際社会の平和と安定を堅持するために不可欠である。

〈米国とカナダの外交政策〉

米国は、バイデン大統領の下で、2022年にインド太平洋戦略及び国家安全保障戦略を発表し、日本を含む同盟国・同志国と連携しつつ、

国際社会が直面する様々な課題に取り組んでいく姿勢を打ち出した。こうした戦略に基づき、米国は積極的に外交活動に取り組み、G7・日米豪印・日米韓・日米比（フィリピン）・日米豪比などでの首脳会談を行い、多国間協力を重視する姿勢を取ってきた。

カナダは、2025年のG7議長国を務めることも見据え、G7諸国を始めとする同志国との連携強化を重視するとともに、2022年に発表されたインド太平洋戦略に続いて、2024年4月に改定した国防政策や同年12月に発表した北極外交政策において、引き続きインド太平洋地域および北極重視の外交姿勢を示した。具体的には、インド太平洋地域では、1年を通じ、「瀬取り」⁽²⁾対策や違法・無報告・無規制（IUU）⁽³⁾漁業監視活動、各国との共同訓練などにおいて、日本を含む同志国と連携した。北極については、7月、カナダは米国及びフィンランドとの砕氷船建造協力に係る共同声明を発表した。また、12月に発表した北極外交政策では、日本を含む非北極地域国との協力強化も明記された。

経済分野でも、2024年は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）⁽⁴⁾議長国として、インド太平洋における自由で公正な経済秩序の維持・強化を主導した。

(1) ICBM：Intercontinental Ballistic Missile

(2) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

(3) IUU：Illegal, Unreported, Unregulated

(4) CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

〈日本の対北米外交〉

こうした背景の中、2024年は日本と米国及びカナダの関係が更に深化した年となった。唯一の同盟国である米国との間では、安全保障や経済にとどまらず、あらゆる分野で重層的な協力関係にあり、日米関係はかつてないほど強固で深いものとなっている。日米両国は2024年1月から2025年2月末まで、首脳間で計5回（うち電話会談1回）、外相間で6回（うち電話会談1回）会談を行うなど、あらゆるレベルで常時意思疎通し、連携して地域と国際社会の平和と安定を堅持する努力を尽くしてきている。4月には岸田総理大臣が日本の総理大臣として9年ぶりに国賓待遇で米国を公式訪問し、首脳同士の個人的な信頼関係を深めると同時に、日米両国が深い信頼と重層的な友好関係で結ばれており、二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーであることを確認した。9月の日米首脳会談や、11月の石破総理大臣とバイデン大統領との日米首脳会談

においても、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、日米で緊密に連携していくことで一致した。2025年2月には、石破総理大臣が訪米し、トランプ大統領との間で初めてとなる日米首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認した。

また、日本とカナダの間では、2024年1月から2025年1月末まで、首脳間で3回、外相間で4回（うち電話会談1回）会談が行われた。会談では、2022年に両国間で発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を着実に実施し、FOIP実現に向けて引き続き日加間で連携することを確認した。日加共同訓練（KADEX24）やIUU漁業監視活動における協力を始め、同アクションプランに基づく安全保障・法の支配などの分野における協力が着実に進展した。また、G7やCPTPPを通じた連携などの多岐にわたる外交の推進を通じて、日加関係はより一層強化された。

2 米国

(1) 米国情勢

ア 政治

2024年の米国内政は、11月の大統領選挙を中心に展開した。大統領選予備選が1月中旬から6月初旬まで行われ、バイデン大統領とトランプ前大統領がそれぞれ再選を目指した。3月中旬には、両者は各党の大統領候補指名に必要な代議員を獲得し、全国党大会での正式指名を待つことなく、実質的な党大統領候補として競うこととなった。しかし、6月の大統領候補テレビ討論会を契機に民主党内で候補者交代論が高まり、7月、同大統領の選挙戦からの撤退を受けて民主党大統領候補者がハリス副大統領に交代した。11月の本選ではトランプ前大統領が勝利し、その後は、トランプ次期大統領による閣僚及び高官の指名が相次いだ。

(ア) 大統領選予備選

大統領選予備選は、1月15日のアイオワ州党員集会を皮切りに開始した。民主党では、バイデン大統領に対する有力対抗候補が不在のため、大統領候補討論会は行われず、大統領選予備選では主に同大統領の高齢や政策が問われた。政策については、物価高によって国民の経済状況が圧迫されたこと、及び前年に発生したガザ情勢の悪化へのバイデン政権の対応をめぐり、支持層の一部から批判が噴出したことが支持率抑制の一つの要因となった。特にガザ情勢をめぐっては、州人口の2%程度がアラブ・イスラム系住民であるミシガン州を中心に、同州住民や左派の一部活動家が、民主党大統領選予備選でバイデン大統領に抗議票を投じて中東政策の修正を迫る運動を開始し、同州のほか、ペンシルベニア州やノースカロライナ州で、抗議票が総投

票数の1割強に達した。この運動は、特にわずかな票差が勝敗を左右する接戦州において、バイデン大統領の再選を妨げ得る脅威となった。

一方、共和党予備選には、2022年11月に出馬を表明したトランプ前大統領のほか、ヘイリー前国連大使・前サウスカロライナ州知事、デサンティス・フロリダ州知事、ハッチンソン前アーカンソー州知事、起業家のラマスワミ氏らが立候補した。しかし、知名度と支持率で圧倒的な優位にあったトランプ前大統領は、共和党候補者テレビ討論会には一度も出席せず、同氏とそれ以外の候補者が直接対決する議論が行われないまま、予備選に突入した。予備選初戦のアイオワ党員集会の結果を受け、トランプ前大統領とヘイリー氏以外の候補者は、選挙戦から撤退した。二者対決となってからは、ヘイリー氏が共和党支持層内の反トランプ派と一部無党派層の唯一の受け皿となり、トランプ派對反トランプ派の対決の構図となったが、カリフォルニア州など15州で予備選が実施されたスーパーチューズデー（3月5日）では、トランプ前大統領が圧勝した。この結果を受け、翌日にヘイリー氏は撤退を発表し、トランプ前大統領が事実上の共和党大統領候補となった。

3月12日、バイデン大統領とトランプ前大統領は早々に各党の大統領候補指名に必要な代議員を獲得し、予備選への注目は大きく低下したが、予備選のプロセスは、その後の大統領選本選における両候補をめぐる争点を浮き彫りにした。すなわち、バイデン大統領については、2022年の「ドブス対ジャクソン女性健康機構」訴訟の判決（ドブス判決）を受けた中絶の権利が選挙戦を戦う上で有利に、同氏の高齢、物価高を中心とする経済政策の実績及びガザ情勢への対応が不利に、それぞれ働き得ることが浮き彫りとなった。一方、トランプ前大統領については、不法移民・南部国境問題が有利に、共和党支持層内の反トランプ派の動向と同氏をめぐる四つの刑事裁判の行方が不利に働き得ることが明らかとなった。また、トランプ前大統領をめぐる民事訴訟は多大な弁護士費用を要し、同氏の政治資金を圧迫した。

（イ）民主党大統領候補交代

予備選が6月初旬に終了し、選挙が本選に突入していく中、バイデン大統領は全国及び本大統領選挙の接戦7州（ペンシルベニア州、ミシガン州、ウィスコンシン州、ジョージア州、ノースカロライナ州、アリゾナ州、ネバダ州）の双方において、おおむね年初から継続的にトランプ前大統領に支持率でリードされていた。この時点において、トランプ前大統領による支持率リードについて民主党内では不安が広まっていたものの、あからさまに大きな現状変更を求める動きは見られなかった。

しかし、大統領候補討論会から約1か月間、大統領選をめぐる民主党側の政治情勢は目まぐるしく展開した。すなわち、6月27日の大統領候補討論会において、バイデン大統領が言葉の詰まりや、言い間違いを繰り返したことにより、民主党連邦議員の一部から大統領候補交代論が噴出した。その約2週間後、7月13日にはペンシルベニア州でトランプ前大統領が演説中に銃撃され、同氏は負傷するも、翌々日の15日から18日までウィスコンシン州ミルウォーキーで行われた共和党全国党大会に出席し、演説を行った。同大会は、負傷したトランプ前大統領の下で共和党全体の団結が強化され、勢いが付いた状況で実施され、党副大統領候補として当時39歳だったJ・D・ヴァンス連邦上院議員（オハイオ州選出）を選出した。この共和党の弾みを受け、大統領候補討論会以降一部に留まっていた民主党内の不安及び警戒感^{とど}は短期間で一気に表面化・大勢化し、大統領候補交代論が急速に台頭した。7月21日、バイデン大統領は大統領選からの撤退を表明した。バイデン大統領撤退表明直後には、ハリス副大統領が代替の大統領候補として支持を集め、党内オンライン投票で党大統領候補の仮指名を獲得した。その後、8月19日から22日までイリノイ州シカゴで開催された民主党全国大会で、ハリス副大統領が民主党大統領候補、ウォルズ・ミネソタ州知事が同党副大統領候補として選出された。

民主党大統領候補交代により、選挙戦の注目はますますハリス副大統領とトランプ前大統領

に収斂^{れん}していった。ハリス副大統領は米国史上初の黒人女性大統領候補として選挙に新鮮さを持ち込むとともに、年齢問題も払拭することができたが、選挙活動が本選まで3か月未満と短い中、予備選を経ずに大統領候補となったことに関する正統性を有権者に説明することや、バイデン政権の副大統領を務めつつも、同時に支持が低迷していた同大統領と自らを差別化することを両立させることが求められた。また、民主党側は候補交代により、年初から続いていた支持率の劣勢を全国で一時的に覆すことはできたが、予備選で炙^{あぶ}り出された争点のうち、バイデン政権の物価高を中心とする経済政策の実績、不法移民・国境対策、ガザ紛争への対応に関する有権者の信任については、トランプ前大統領のリードを崩せないまま11月の大統領選に突入した。また、ハリス副大統領対トランプ前大統領という新たな対決構図の発生とともに、選挙戦における第三候補や第三政党の存在感は大きく低下し、特に、注目されていたケネディ・ジュニア候補は8月下旬に撤退した後、トランプ陣営に加わった。

(ウ) 大統領選本選及び連邦議会選

11月5日、大統領選・連邦議会選・州知事選などが全米で行われ、議会選の一部を除き、接戦による混乱が生じ得るとの多くの専門家達の事前予測に反し、開票結果は比較的迅速に判明した。トランプ前大統領は接戦7州全てを制し、獲得選挙人も過半数の270人を大きく上回る312人に達した。しかし、総投票数約1億5,230万票のうち、得票数ではハリス副大統領との差はわずかに約230万票（約1.5%）であり、実態は接戦だった。したがって、過去数回の大統領選と同じく、特に接戦州を中心とするわずかな数の有権者が選挙結果を左右する構図は不変だった。有権者の動向としては、特に従来大多数が民主党支持層と考えられてきた黒人男性有権者の2割とヒスパニック系有権者の5割がトランプ前大統領に投票したことが注目された。

また、共和党は大統領選のみならず、連邦議会両院選でも勝利した。上院では53議席、下院では220議席をそれぞれ獲得し、過半数を制した。

本大統領選の結果を受け、米国内の一部からは、共和党がトランプ前大統領によって富裕層の政党から、過去数十年で最も多人種な労働者階級政党に再編される一方、民主党は労働者や社会的弱者の政党から、比較的裕福な教育水準の高い有権者が支える政党へ変貌したとの評価が出た。

(エ) 第2期トランプ政権への準備

トランプ前大統領は、不法移民・国境対策、治安・薬物対策、経済対策を優先課題としつつ、大統領選結果判明以降の約1か月で、国務長官官など大半の閣僚人事の指名を終えた。中でも、選挙中に同氏を資金などで支援した富豪で実業家のイーロン・マスク氏とヴィヴェク・ラマスワミ氏を新設の役割である政府効率化担当とする人事などが注目された。

1 経済

(ア) 経済の現状

実質GDPは、2023年通年は前年比2.9%であったが、2024年は、前年比2.8%と一層のプラス成長が続いた。10月から12月においては前期比年率2.3%と10四半期連続のプラス成長となり、GDPの約7割を占める個人消費も前期比年率2.8%とGDPの成長をけん引した。高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の政策動向による影響に留意する必要がある。

国民の関心を集めたインフレについては、消費者物価指数（CPI）が2022年9月に約40年ぶりに前年同月比率9%台を記録して以降鈍化し、7月に約3年ぶりに3%を下回った。政策金利誘導目標については、連邦公開市場委員会（FOMC）⁽⁵⁾は、2023年7月以降約1年にわたり、5.25%から5.50%で据え置いていたが、

(5) FOMC : Federal Open Market Committee

インフレ率が低下したことを受けて2024年9月に同目標を4.75%から5.00%とし、約4年半ぶりに利下げした。さらに11月のFOMCで0.25%の追加利下げを実施し、4.2%から4.5%となった。雇用においては、2023年に引き続き、失業率は年間を通じ4%前後と依然として低水準で推移し、雇用者数も着実に増加した。

(イ) 主な経済政策

経済政策は大統領選挙の最も大きな争点の一つとなった。米国経済は、2024年第4四半期時点でGDPは11期連続のプラス成長を維持し、失業率は依然として低水準で推移するなど、比較的好調であった。しかし、国内の経済格差は年々拡大しており、2024年上半期のセントルイス連邦準備銀行の統計によると上位10%が所有する家計資産は全体の約67%を占めたのに対し、下位50%が所有する家計資産が全体に占める割合はわずか約2.5%であった。米国市場における株価の長期上昇傾向を始めとする好景気の恩恵を受けた国民は一部にすぎず、インフレが長引く中、そのような現状に対する国民の不満が選挙結果に一定の影響を及ぼしたと考えられる。

米国社会や国内政治の分断に注目が集まる中で、対中政策は超党派の支持を集めて進められた。4月、米国連邦議会において、一定の条件を満たさない場合にTikTokを含む中国のバイトダンス (ByteDance) 社が管理するアプリの米国内での利用などを禁止する内容の法案が成立した。5月、米国政府は、国内法令 (通商法第301条) に基づき2018年以来実施してきた中国からの輸入産品に対する関税措置の見直し結果を公表し、バイデン大統領が米国通商代表 (USTR) に対し、中国に対する一部関税の関税率引上げについて指示を行った。具体的には、対中関税を引き上げる対象分野として今回挙げられたのは、鉄鋼・アルミ、半導体、電気自動車 (EV)、バッテリー・重要鉱物、太陽電池、港湾用クレーン、医療関連品で、総額で180億ドル (米国の年間対中輸入額の約4%) に相当する見込みとなった。6月、米国財務省

は、安全保障に重大な影響を及ぼすおそれのある先端技術に関する対外投資の規制案を発表し、中国・香港・マカオから成る「懸念国 (Countries of concern)」への投資を規制対象とした。9月、米国通商代表部は、太陽光電池及び半導体製造に必要なポリシリコン及びウェーハを追加関税の引上げの対象に追加することを提案し、港湾用クレーンについて一部猶予措置を設けるなど通商法第301条に基づく対中追加関税の見直しの最終修正案を公表した。また、12月、米国商務省は、中国に対する半導体の輸出管理を強化するため、特定の半導体製造装置を新たに輸出規制対象とする暫定最終規則と、140の企業をエンティティ・リストへ追加する最終規則を発表した。また同月、米国通商代表部は、通商法第301条に基づく中国のレガシー半導体に関する調査を開始する発表した。

2025年1月に就任したトランプ新大統領は、就任式において腐敗した権力階級が市民から権力や富を搾取していると訴え、インフレ対策・価格引き下げに取り組むことや、それにあたって国家エネルギー緊急事態を宣言し、化石燃料生産を促進することなどを表明した。また、就任直後から、不公正かつ不均衡な貿易、中国との経済・貿易関係、経済安全保障に関する調査などを行い、4月1日までに是正措置等の勧告を含む報告書の提出を関係機関に指示する大統領覚書「米国第一の貿易政策 (America First Trade Policy)」や、グリーン・ニューディール政策の廃止と称してインフレ削減法やインフラ投資・雇用法により計上された資金の支出の一時停止を命じる行政命令「米国エネルギーの解放 (Unleashing American Energy)」など、多くの経済分野の大統領令に署名した。

(2) 日米政治関係

2024年1月から2025年2月末までに、日米は首脳間で計5回 (うち電話会談1回)、外相間で6回 (うち電話会談1回) 会談を行った。岸田総理大臣は、4月に日本の総理大臣として9年ぶりに国賓待遇で米国を公式訪問し、バイ

デン大統領との個人的信頼関係と絆^{きずな}を深めた。首脳間、外相間の深い信頼関係の下、日米同盟はかつてなく強固なものとなっている。日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、そして国際社会の平和と繁栄の基盤である。日米両国は、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けて、地域情勢、安全保障、経済、地球規模課題、人的交流など、あらゆる面で緊密に連携している。

1月12日、ワシントンD.C.を訪問した上川外務大臣は、ブリンケン國務長官と日米外相会談を行った。両外相は、インド太平洋地域情勢、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢を含む地域情勢について意見交換を行い、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた取組を進めていくことで一致した。

4月8日から14日まで、岸田総理大臣は日本の総理大臣として9年ぶりに国賓待遇で米国を公式訪問した。

4月9日、岸田総理大臣は、アーリントン国立墓地を訪問し、無名戦士の墓に献花を行った。その後、岸田総理大臣夫妻は、バイデン大統領夫妻による招待を受け、ホワイトハウスを訪問するとともに、非公式な夕食会に出席した。岸田総理大臣夫妻は、バイデン大統領夫妻からホワイトハウス内について案内を受けるとともに、日本から持参した桜の苗木を贈呈するなど、和やかで友好的な雰囲気の中、バイデン大統領夫妻との間で親密な交流を行った。両首脳夫妻は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発

機構 (JAXA) とトヨタ自動車株式会社が研究開発中の月面与圧ローバの模型とともに写真撮影を行い、アルテミス計画への日本の貢献に対する期待とその重要性を確認した。その後行われた非公式の夕食会では、打ち解けた雰囲気の中で親睦を深め、両首脳夫妻間の個人的信頼関係と絆を深めた。

4月10日、岸田総理大臣は、ホワイトハウスで開催された歓迎式典に出席した。バイデン大統領は、日米同盟はインド太平洋地域、そして国際社会の平和、安全保障、そして繁栄の礎であり、日米両国は真にグローバルなパートナーであり、日米両国は今や最も近い友人であると述べた。岸田総理大臣は、日本はグローバルなパートナーとして、米国と共にインド太平洋地域、そして世界の課題解決の先頭に立つと述べ、日米友好の象徴となっているポトマック河畔の桜に言及し、近く米国が迎える建国250周年を記念し、250本の桜を新たに寄贈することを決めたと発表した。

同日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳会談を行った。岸田総理大臣は、日米両国は深い信頼と重層的な友好関係で結ばれており、このかつてない強固な友好・信頼関係に基づき、日米両国が二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーとなっていると述べ、両首脳はこの点で一致した。さらに、両首脳は、国際社会が分断の度合いを深め、かつてないレベルでの挑戦を受けているとの認識を共有した上で、法の支配に基づ



輪島塗の工芸品などの贈呈品をバイデン大統領夫妻に説明する岸田総理大臣 (4月9日、米国・ワシントンD.C. 写真提供: 首相官邸ホームページ)



歓迎式典 (4月10日、米国・ワシントンD.C. 写真提供: 首相官邸ホームページ)

く自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化していくことで一致した。日米同盟の役割がかつてなく高まる中、岸田総理大臣から、国家安全保障戦略に基づき、強い決意を持って防衛力の強化に取り組んでいることを伝え、バイデン大統領から改めて強い支持を得た。さらに、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化が急務であることを再確認し、安全保障・防衛協力を拡大・深化していくことで一致した。また、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。

両首脳は中国をめぐる諸課題や、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応、ウクライナ情勢、中東情勢を含む地域情勢について意見交換を行い、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは、世界のいかなる場所であれ、断じて許容できず、同盟国・同志国と連携し、引き続き毅然として対応することを再確認した。

両首脳は、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致し、日本からの月面与圧ローバの提供と日本人宇宙飛行士の2回の月面着陸を含む、与圧ローバによる月面探査の実施取決めの署名を歓迎した。さらに、両首脳は、重要なベンチマークが達成されることを前提に、アルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士が米国人以外で初めて月面に着陸するという共通の目標を発表した。

両首脳は、前年の「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の発出を含む、核軍縮に関する現実的・実践的な取組が進んでいることを確認し、岸田総理大臣から、米国の「FMCTフレンド」への参加を歓迎すると述べた。

両首脳は、揺るぎない日米関係の礎は人となりの絆であり、これを一層強化するため、人的交流を更に促進していくことが重要であることを再確認した。

会談を受けて両首脳は、国際社会の平和と繁栄の礎である法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を何としても維持・強化していくという日米両国の不退転の決意を表明し、その指針

を記したものとして、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発出した。

4月11日、岸田総理大臣は米国連邦議会上下両院合同会議において、「未来に向けて－我々のグローバル・パートナーシップ」と題する演説を行った。本演説は、ジョンソン下院議長が主宰し、ハリス副大統領（上院議長）や、上下両院指導部を始め、多くの上下両院議員や各界の関係者などが出席し、岸田総理大臣は何度も温かい拍手やスタンディング・オベーションを受けた。岸田総理大臣は、日米は、堅固な同盟と不朽の友好に基づく、未来のためのグローバルなパートナーであり、今後もそうあり続けるとのメッセージを発した。

7月28日、上川外務大臣は、日米安全保障協議委員会（「2+2」）及び日米豪印外相会合出席のため訪日したブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、経済安全保障を含む共通の課題への対応や南シナ海情勢を含む日本を取り巻く地域情勢について意見交換を行



連邦議会上下両院合同会議において演説する岸田総理大臣
(4月10日、米国・ワシントンD.C. 写真提供：首相官邸ホームページ)



日米外相会談（7月28日、東京）

い、日米の連携の重要性、台湾海峡の平和と安定の重要性を確認した。

9月21日、デラウェア州を訪問した岸田総理大臣は、バイデン大統領の私邸において日米首脳会談を行った。会談の冒頭、岸田総理大臣はバイデン大統領と共に私邸内を二人で歩きながら、バイデン大統領から建物や私邸周辺にある湖などについて紹介を受け、和やかな雰囲気の中で会談を行った。両首脳は、日米関係のこれまでの進展を包括的に振り返るとともに、日米共通の課題について率直な意見交換を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を引き続き向上させることの重要性及び日米安全保障協力の取組を着実に進めることで一致した。岸田総理大臣は、両国はG7、日米豪印、日米韓、日米比などを通じた同志国連携を通じて、FOIPを更に発展させていくとともに、こうした協力をグローバル・サウスとの間でも進めていく必要性を強調した。

両首脳は、中国をめぐる諸課題や、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応、ウクライナ情勢、中東情勢を含む地域情勢について意見交換を行い、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。岸田総理大臣から、今後も日米で連携して「核兵器なき世界」に向けた取組を主導していくことの重要性を強調した。最後に、両首脳は、今後も日米両国が、自由で開かれた国際秩序の中核を担うグローバル・パートナーであり続けることを確認した。

10月に発足した石破政権でも、日米同盟の



日米首脳会談
(9月21日、米国・デラウェア 写真提供：首相官邸ホームページ)

強化は、政権の外交・安全保障政策上の最優先事項と位置付けられている。10月2日、石破総理大臣はバイデン大統領と電話会談を行った。石破総理大臣から、自由で開かれた国際秩序の中核を担うグローバル・パートナーとして、日米両国で引き続き緊密に連携していきたいと述べ、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を引き続き向上させることの重要性で一致した。また、両首脳は、経済安全保障協力などにも共に取り組んでいくこと、及び日米韓、日米豪印、日米比などの同志国ネットワークを更に発展させていくことで一致した。両首脳は、中国をめぐる諸課題や、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応、ウクライナ情勢について、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

10月2日、岩屋外務大臣はブリンケン国務長官と電話会談を行った。岩屋外務大臣から、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーとして、ブリンケン国務長官と緊密に連携し、かつてなく強固になった日米同盟をより一層強化していきたいと述べた。両外相は、7月の日米「2+2」の成果を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力を進めていくこと、及びインド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の維持・強化や経済安全保障協力などにおいて、日米で緊密に連携していくことで一致した。

11月7日、石破総理大臣は、トランプ次期米国大統領と電話会談を行った。冒頭、石破総理大臣から、トランプ次期大統領の大統領選挙での勝利に対して祝意を伝えた。両者は、日米同盟を新たな高みに引き上げるために協力していくことを確認し、双方にとり都合の良い、できるだけ早期のタイミングで対面での会談を行うことで一致した。

11月14日、アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議に出席するためペルー・リマを訪問中の岩屋外務大臣は、ブリンケン国務長官と対面で初めてとなる会談を行った。中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北



日米外相会談（11月14日、ペルー・リマ）

朝鮮への対応、ウクライナ情勢といった地域情勢について意見交換を行うとともに、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力や同志国連携を進めていくことで一致した。

11月15日、同じくAPEC首脳会議に出席するためペルー・リマを訪問した石破総理大臣は、バイデン大統領と会談を行った。日米同盟の強化や、日米韓などの同志国ネットワークの更なる発展に向け、今後も引き続き協力していくこと、また、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応について引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

2025年1月7日、岩屋外務大臣は訪日したブリンケン国務長官とワーキング・ランチを行い、岩屋外務大臣から、ブリンケン国務長官のこれまでの日米同盟に対する貢献に謝意を述べた上で、両外相は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

1月20日、ワシントンD.C.を訪問した岩屋外務大臣は、米側からの招待を受け、トランプ大統領の就任式に出席した。

1月21日、岩屋外務大臣はルビオ国務長官と初めてとなる外相会談を行い、岩屋外務大臣からルビオ国務長官の就任への祝意を述べ、両外相は、今後も日米同盟を新たな高みに引き上げるとともに、FOIPの実現に向け、日米で協力していくことで一致した。さらに、両外相は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。



日米首脳会談（11月15日、ペルー・リマ 写真提供：首相官邸ホームページ）



日米外相会談（2025年1月20日、米国・ワシントンD.C.）

2月7日、ワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣は、トランプ大統領と対面で初めてとなる会談を行った。両首脳は、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、FOIPの実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認し、日米同盟の抑止力・対処力を高めることで一致した。石破総理大臣からは、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントを表明し、トランプ大統領はこれを歓迎した。トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。また、両首脳は、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。両首脳は、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応といった地域情勢について意見交換を行った。



日米首脳会談（2025年2月7日、米国・ワシントンD.C. 写真提供：首相官邸ホームページ）

また、両首脳は、日米豪印、日米韓、日米比といった同志国連携を更に強化していくことの重要性を確認した。両首脳は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、日米首脳共同声明を発出した。最後に、石破総理大臣はトランプ大統領に、早期の日本への公式訪問を招待した。

(3) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える3要素の一つである。例えば、日本は、米国内の直接投資残高で5年連続世界最大の対米投資国（2023年は7,833億ドル）であり、2022年には約97万人の雇用を創出した（英国に次ぎ2位）。日本企業による関係強化に加え、2024年は、総理大臣の訪米を始め、日米経済関係が一層の深化を遂げる1年となった。

4月10日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳会談を行い、両首脳は、日米両国が世界の経済成長を共に牽引していく上で、民間企業を始めとする双方向の投資の促進が重要であるとの認識で一致した。岸田総理大臣からは、米国滞在中に訪問を予定していたノースカロライナ州における日本企業の投資にも触れつつ、日本企業が投資や雇用創出を通じて米国経済に大きく貢献していることを説明し、バイデン大統領から賛意が示された。その上で、両首

脳は、半導体、人工知能（AI）、量子などの先端技術分野での競争力の維持・強化に向け、研究開発協力の具体化を歓迎するとともに、イノベーションを促進するスタートアップ環境の整備や人材育成交流といった連携を加速化することを確認した。両首脳はまた、経済的威圧、非市場的政策・慣行や過剰生産の問題への対応、サプライチェーンの強靱化や、脱炭素化などによる持続可能で包摂的な経済成長の実現に向け、協力を強化していくことで一致した。この文脈で、経済安全保障の確保に向けて、二国間やG7を含め、様々な枠組みを通じて連携を更に深めていくことで一致した。さらに、岸田総理大臣から、米国のインド太平洋地域への経済的関与が不可欠であると述べ、同地域の経済秩序についてやり取りを行った。

また、日米は、インド太平洋地域の持続可能で包摂的な経済成長を目指し、地域のパートナーと共に幅広い分野での連携を強化している。2022年5月、バイデン大統領の訪日に合わせて立ち上げられたインド太平洋経済枠組み（IPEF）⁽⁶⁾（269ページ 第3章第3節2（1）ア（イ）参照）に関しては、2024年2月24日、IPEFサプライチェーン協定（柱2）が発効した。さらに、6月、シンガポールでIPEF閣僚級会合及び投資家フォーラムが開催され、IPEFクリーン経済協定（柱3）、IPEF公正な経済協定（柱4）及びIPEF協定の署名式が行われた。10月11日、IPEFクリーン経済協定及びIPEF協定が、また、同月12日、IPEF公正な経済協定が発効した。

2021年11月に立ち上がった「日米通商協力枠組み」でも、2024年7月に会合を実施し、インド太平洋地域における通商分野における日米協力の強化やグローバルアジェンダに関する日米協力などについて議論した。また、2022年1月に立ち上がった日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）においては、2024年9月に次官級協議を開催し、赤堀外務審議官、松尾経済産業審議官、フェルナンデス国務次官、ラー

(6) IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

ゴ商務次官の間で、(ア) インド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の強化、(イ) 重要・新興技術の育成・保護に向けて、日米の取組を更に具体化していくことを確認するとともに、日米相互の投資の拡大を含む両国経済関係の一層の強化に向けて取り組んでいくことで一致した。日米双方は、経済版「2+2」が、経済安全保障などの分野における日米協力を進める上で有効な枠組みとして機能してきたとの認識で一致するとともに、引き続き、この枠組みを通じて、外交・安全保障と経済を一体として議論し、経済安全保障、ルールに基づく経済秩序の維持・強化といった日米共通の課題について、一層連携を強化していくことを確認した。

5月、10月に実施された第8回、第9回の日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップ (GDGP)⁽⁷⁾ 専門家レベル作業部会において、オープンRAN、5G、海底ケーブルなどに関し、政府関係者や民間事業者の間で意見交換が行われるなど、様々な機会を捉えて、デジタル分野における日米の協力強化が図られた。特に、オープンRANや5GなどのICTインフラに関しては、日米両国が共通のビジョンを持って共に関与する優先的な国を特定するとともに、包摂的なインターネット接続を促進し、安

全なICTインフラを構築するための協力の拡大を目指して継続的に議論を行うことが確認された。

連邦政府と並んで、特色豊かな各州とも緊密な関係を築くことは、より身近なレベルでの日米経済関係の深化につながる。2024年には、日米財界人会議、中西部会合同会議、南東部会合同会議が米国で対面開催された。個別の機会でもテキサス州、アイダホ州の知事などが訪日した。

さらには、日米経済関係の土台を草の根レベルから強化するため、政府一丸となって対日理解促進にも取り組んでいる。2017年の「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の立上げ以降、各地域の特徴や日本への関心の高さに応じたテイラーメイドの関係構築に努めてきた。一例として、日系企業による地域経済への貢献を発信する「草の根キャラバン」や岸田内閣が掲げた「新しい資本主義」を踏まえた日本のスタートアップ企業の支援に関する事業など、各省庁・機関の協力の下で様々な取組を実施してきている。今後も、日米経済関係の更なる飛躍に向けて、様々な取組をオールジャパンで実施し、草の根レベルでの対日理解促進などに更に取り組んでいく。

(7) GDGP : Global Digital Connectivity Partnership

コラム
 COLUMN

**パレードの街ニューヨークの新たな伝統
 —ジャパン・パレード—**

在ニューヨーク日本国総領事館

皆さんはニューヨーク（NY）の風景と言えれば何を思い浮かべますか？摩天楼の夜景、それともタイムズスクエアの新年の喧騒でしょうか。しかしここNYは実はパレードの街としても知られ、年間約200から250件のパレードが開催されていると言われています。週末ともなればNYのどこかで、特定の祝日や国・人種をテーマにしたパレードが時には一日に数件も開催されています。歴史のある感謝祭パレードをニュースで見たことがある人も多いかと思いますが、それ以外にもアイルランド系、イタリア系、カリブ系など、ありとあらゆるパレードが行われます。しかし、これまで日本については、単発的なもの（1860年の遣米使節団の歓迎パレードなど）はあったものの、恒例のパレードは行われてきませんでした。

長年にわたり、日本のアニメや食といった文化、日系企業や総領事館、日系人を含む日系コミュニティの活動が、米国、そしてNYでも、身近にある自然なものとして大衆に受け入れられてきました。このことに対し、日系コミュニティ全体としてNYへの感謝の念を示すため、2022年5月、第1回ジャパン・パレードがマンハッタンのど真ん中、セントラルパーク西通りで開催されました。

パレードには、日本人・日系人、さらには日本に関心のある米国人などが参加し、伝統芸能からアニメのファン、学校や地元警察・消防に至るまで、様々なグループが行進し、沿道の観衆に日米間の多岐にわたる交流を印象付けました。また、日本の人気アニメのキャラクターや演舞、数多くの日本食を紹介するブースも設けられました。その模様は、米国テレビの三大ネットワークを始め、様々なメディアでも取り上げられました。

2024年5月に開催された第3回ジャパン・パレードでは、2,500人が行進に参加し、沿道には5万人が集うまでに成長するなど、本パレードは既に初夏のNYの風物詩となりつつあり、日本のプレゼンスや、米国社会・経済への貢献を広く米国に示す好機となっています。

特に、第3回パレードには、「日米観光交流年2024」を記念したフロート（山車）が参加したほか、ニューヨーク・タイムズ紙が発表した「2024年に行くべき52か所」の3番目に掲載された山口市が日本の地方自治体として初めて参加しました。山口市の魅力や文化をアピールするため、伊藤和貴^{かずき}山口市長や山口祇園囃子保存会のメンバー、湯田温泉マスコットキャラクター「湯田ゆう子」ちゃんらに乗せたフロートは、観衆の大きな注目を集め、パレードのハイライトの一つとなりました。観衆から「ぜひ山口に行ってみよう」との声が聞かれたように、山口市の参加は、地方都市へのインバウンド需要の取り込みに向けたグッド・プラクティスとしても注目され、地方連携推進の観点からも意義がありました。

NYでは、日々様々な日本関連の行事、そしてこのジャパン・パレードが行われてきています。百聞は一見にしかず。ぜひ皆さんも機会があれば、NYの中の日本を体感してみてください。



第3回ジャパン・パレードの様子（上）とパレードに参加した山口市のフロート（下）（5月11日、米国・ニューヨーク）

マウイ島火災支援

在ホノルル日本国総領事館

2023年8月8日、ハリケーン・ドラの影響下、乾燥した強風により、ハワイ諸島の各地で山火事が発生しました。マウイ島では、少なくとも102人の方々が亡くなり、ラハイナ地区で約2,200棟、クラ地区で約550棟の建物が被害を受けました。被害総額は推定55億ドルで、これは米国歴史上、過去100年で最も壊滅的な火災とされています。

特に被害が大きかったラハイナ地区は、19世紀初頭のハワイ王国首都で、アメリカ国家歴史登録財及び歴史的保護区に指定されています。歴史的・文化的建造物が多く存在し、マウイ島の主要観光地の一つでした。しかし、その街は瞬く間に焼き尽くされ、多くの住人や観光客は着の身着のまま避難せざるを得ない状況でした。

日本とハワイは歴史的、文化的、経済的、地政学的に深く強い結び付きがあり、火災発生後、日本の地方自治体、企業、任意団体や個人などから多くの支援が届けられました。日本政府も被災者の方々に、米国赤十字社及びジャパン・プラットフォーム（JPF）¹を通じ、総額200万ドル規模の支援を行いました。また、日系アメリカ人によって創設され、現在も活発に活動している日系団体である米日カウンシル（USJC）²と連携し、「Kibou for Maui Project」を実施しました。このプロジェクトは、被災した生徒やハワイ州及びマウイ郡の実務家を日本に招き、日本の災害復興・再建に関する経験と知見を共有し、より災害に強い未来を築くことをテーマとしたものです。

同プロジェクトの一つである生徒向けプログラム「TOMODACHI Kibou for Maui」により、2024年3月と7月にマウイ島の高校生21人が東北地方に招待されました。2011年に日本で東日本大震災が起きた時にも、USJCと在日米国大使館によって「TOMODACHIイニシアチブ」³という同様のプログラムが実施されました。当時は東北の生徒がハワイに招待され、体験学習を通じ、心の癒やしを提供するプログラムに参加しました。今回、日本でマウイ島高校生受入れの中心を担ったのは、その当時の参加者でした。マウイ島の高校生からは、日本の人々との交流や各自自治体の復興、防災や環境保護の取組、リーダーシップを学び、未来への希望の光が見えたという声が聞かれました。

5月には、マウイ郡の実務家向けプログラムが実施され、ビッセン・マウイ郡長を団長に15人が訪日しました。東北地方では自治体関係者と意見交換を行い、地元企業及びエネルギー施設を視察し、東京では防災・減災事業に取り組む企業を訪問しました。帰国後の8月には、参加生徒や実務家が訪日体験を共有する意見交換会が開催され、ラハイナ地区の復興・再建に向けた活発な意見交換が行われました。ラハイナ地区の主要産業である観光について、歴史や文化を重視しつつ、地元住民の生活環境とのバランスを維持する方策、更なる経済発展に向けた取組、自然環境の変化に伴う対策など、よりよい形での街造りに関与してい



TOMODACHI Kibou for Maui 第1期参加者
(3月、宮城県東松島市 写真提供：USJC)



Kibou for Maui Project 実務家プログラム参加者
(5月、東京 写真提供：USJC)

こうと、生徒たちも積極的に議論に参加しました。

日本とハワイは、長い間、自然災害を含む共通の課題に対して、協力し、助け合い、学び合いながら、人と人の絆を育んできました。このマウイ島火災に対する日本の支援が、被災地の復興に貢献し、日本とハワイの相互理解や相互信頼を深め、一層強い絆で結ばれた未来につながっていくことが期待されます。

- 1 JPF (Japan Platform) : 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム (JPF) は、2000年8月に設立されたNGO (特定非営利活動法人格取得は2001年5月)。海外での自然災害・難民発生などの際の日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を目的として、NGO、経済界、日本政府が共同して設立した。
- 2 USJC (U.S.-Japan Council) : 2009年に設立された教育的非営利団体で、ワシントンD.C.に本部を置き、カリフォルニア、ハワイと東京に拠点を置き活動している。
- 3 TOMODACHI イニシアチブとは、東日本大震災後の日本の復興支援から生まれ、教育、文化交流、リーダーシップといったプログラムを通して、日米の次世代のリーダーの育成を目指す米日カウンシルと在日米国大使館が主導する官民パートナーシップ

3 カナダ

(1) カナダ情勢

2022年3月に締結された新民主党 (NDP) との閣外協力協定により、トルドー政権は安定的な政権運営を行っていたが、9月、NDPは、同閣外協力協定の解消を発表した。与党・自由党は、6月のトロント補欠選、9月のモントリオール補欠選で敗戦し、複数回の内閣改造を実施した。11月、トルドー政権は低迷する政府支持率の回復を目指し、一時的な消費税減税と国民支援策を発表した。12月には、フリーランド副首相兼財相が辞任し、トルドー政権は再度の内閣改造に踏み切ったが、2025年1月、トルドー首相は自由党党首及び首相を辞任する意向を表明した。経済面について、12月のカナダ財務省の経済ステートメントによれば、2024年の実質GDP成長率は1.3% (前年1.2%)、失業率は6.4% (前年5.4%)、消費者物価指数 (CPI) の年間平均値は2.5%の見通し (前年平均値3.9%) となっている。また、前年の経済ステートメントで表明した目標のうち、2023年度から24年度の財政赤字を2023年予算方針の予測である401億ドル以下に維持することについては達成できないこととなった。

外交面では、2022年11月に発表したインド太平洋戦略に基づいて進めてきた同地域への関与強化に関し、2024年4月に改訂した国防戦略でも同地域への恒常的なプレゼンスを確保する方針を打ち出した。2024年はインド太平洋地域へ軍艦3隻が派遣されるなど、カナダの同地域へのプレゼンスが一層強化された。

伝統的に安定してきた米加関係にも大きな動きがあった。11月の米国大統領選挙後、トランプ次期米国大統領は、不法移民やフェンタニルの流入を理由としてカナダ及びメキシコからの全ての製品に25%の関税を課すと発表した。これを受け、トルドー首相がトランプ次期米国大統領と電話会談を行い、フロリダ州を訪問して同次期大統領と夕食会を実施したほか、カナダ政府は、トランプ次期米国大統領の懸念に応えるため、12月、6年間で13億ドル相当の包括的な国境警備強化計画を発表した。

東南アジア諸国連合 (ASEAN) とは2023年9月に確立した「戦略的パートナーシップ」に基づき、10月にASEANの連結性・強靭性を強化するための特別首脳会合を実施するなど関係を強化している。12月には、インドネシ

アとの包括的経済連携協定の交渉妥結が発表された。対中関係では、7月にジョリー外相がカナダ外相として7年ぶりに訪中した。8月、カナダ政府は、中国の不正な貿易慣行からカナダの労働者及び主要な経済部門を保護するため、中国製電気自動車（EV）に対する100%、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品に対する25%の追加関税措置を発表し、10月から適用を開始した。11月にはAPEC閣僚会議の際に加中外相会談を行うなど、対話は継続している。対台湾関係では、11月、蔡英文前総統が初めてカナダを訪問し、ハリファックス国際安全保障フォーラムで演説を実施した。対韓関係では、7月、加韓外相会談を実施し、「包括的戦略パートナーシップ行動計画」を採択した11月、第1回外務・国防閣僚会合「2+2」を開催した。対印関係では、2023年のカナダ国内でのシーク教徒殺害事案の発生以降、緊張関係が続いている。5月、カナダ政府はインド人容疑者3人を逮捕した。また、10月にはカナダ・インド双方で6人の外交官及び領事館員の国外追放が発表された。

ウクライナ情勢への対応では、ウクライナによる長距離兵器の使用を全面的に支持する発言を行うなど、対露制裁やウクライナ支援を継続している。2022年2月以降、カナダ政府は、総額45億カナダドルの軍事支援を含め、総額195億カナダドル（約2兆1,000万円）の支援にコミットしている。10月にはウクライナの平和フォーミュラに係る閣僚会合をバンクーバーで主催した。イスラエル・パレスチナ情勢への対応では、11月、新規に5,000万カナダドルの人道支援を発表するなど、カナダ政府として総額2億1,500万カナダドル（約2,300億円）の人道支援を発表している。

(2) 日・カナダ関係

2024年1月から2025年1月末までに日・カナダ間では首脳会談が3回、外相会談が4回実施された。

1月13日、上川外務大臣はジョリー外相の出身地であるモントリオールを訪問し、日加外



日加外相会談（1月13日、カナダ・モントリオール）



日加外相会談（7月22日、東京）

相会談を行った。両外相は、「FOIPに資する日加アクションプラン」の進捗状況を確認したほか、CPTPP、人的交流、2025年大阪・関西万博の成功及び「核兵器のない世界」に向けて、緊密に連携していくことで一致した。

6月14日、G7首脳会合出席のためイタリア共和国のプーリアを訪問した岸田総理大臣は、トルドー首相と首脳会談を実施した。岸田総理大臣から、カナダの防衛政策の改定におけるインド太平洋地域の平和と安定への恒常的な貢献の明記、瀬取り監視活動、違法漁業監視活動など法の支配の分野における日加協力の進展を歓迎すると述べ、両首脳は、インド太平洋地域の平和と安定のため、日加両国が連携して貢献していくことを確認した。

7月22日、上川外務大臣は、訪日中のジョリー外相との間でワーキング・ランチ形式の会談を実施した。両外相は、共同訓練やIUU漁業監視活動などにおける新たな協力の進展を歓迎した上で、EVフルバリューチェーン構築に



日加首脳会談
(9月22日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

おける協力を含めた経済面での二国間協力、女性・平和・安全保障（WPS）⁽⁸⁾や北極などに関する二国間協力を引き続き推進していくことで一致した。

9月22日、国連総会出席のため米国・ニューヨークを訪問した岸田総理大臣は、トルドー首相と首脳会談を実施し、岸田総理大臣から、2024年のCPTPP議長国であるカナダの貢献を評価するとともに、「核兵器のない世界」に向け、引き続き日加で協力していきたいと述べた。

10月11日、岩屋外務大臣は、就任直後にジョリー外相と電話会談を実施し、カナダとの二国間及びG7での協力を進めていくことを確認するとともに、早期に対面での外相会談を行うことで一致した。

11月18日、G20首脳会合に出席するためブラジル・リオデジャネイロを訪問した石破総理大臣は、トルドー首相と初めての会談を実施し、両首脳は、液化天然ガス（LNG）生産やEVに係る協力を含め、経済面及び安全保障面での二国間協力で連携していくことで一致した。また、両首脳は、北朝鮮への対応や中国との関係を始めとする地域情勢について緊密に連携していくことを確認した上で、2025年のカナダ議長年におけるG7サミットの成功に向け、緊密に連携していくことで一致した。

11月26日、G7外相会合に出席のためイタリア・フィウッジを訪問した岩屋外務大臣は、



日加首脳会談（11月18日、ブラジル・リオデジャネイロ 写真提供：首相官邸ホームページ）



日加外相会談（11月26日、イタリア・フィウッジ）

ジョリー外相と会談を実施し、両外相は、露朝軍事協力の進展、中東情勢、ウクライナ情勢、東アジア情勢を始めとする地域情勢に関し、同志国の連携が重要であることで一致した。また、岩屋外務大臣から、カナダがインド太平洋地域への関与を強化していることを歓迎し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、2025年のG7議長国であるカナダを日本としても支援していきたいと述べた。

経済分野においては、経済・貿易分野においては、日本は、インド太平洋における自由で公正な経済秩序の維持・強化に向け、CPTPPの新規加入、一般見直しなどの議論を進める上で2024年議長国のカナダと協力したほか、オタワ・グループでの議論を含め、世界貿易機関（WTO）改革についても連携した。また、2023年9月に作成されたバッテリー・サプライチェーンに関する協力覚書に基づく対話の第1回会合が10月にオタワで開催された。会合

(8) WPS : Women, Peace and Security

では日加間の連携、両国の政策に係る情報交換、貿易・投資促進策、研究開発などについて議論され、両国は、引き続き、カーボンニュートラル及び経済安全保障の観点も踏まえて、持続可能で信頼性のあるグローバルなバッテリー・サプライチェーンを構築するために、協力覚書に基づき、両国間の協力を強化していくことを再確認した。また、カナダにおけるEVフルバリューチェーン構築やLNGカナダに関する二国間協力の進展により、日加経済関係が更に強化された。

科学技術分野においては、5月に東京で第

16回日・カナダ科学技術協力合同委員会を開催し、両国のそれぞれの科学技術・イノベーション (STI)⁽⁹⁾ 政策に関する最近の進展について情報共有するとともに、拠出機会や研究者交流、共同イノベーションメカニズム、オープン・サイエンスや研究セキュリティ・インテグリティを議論し、エネルギー研究、極地研究、宇宙、健康技術、半導体、ナノテクノロジー、物理学研究、量子技術、人工知能、海洋研究という多様な分野における現在及び将来の二国間イニシアティブを議論した。

(9) STI : Science, technology and innovation

第4節

中南米

1 概観

(1) 中南米情勢

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が深刻な挑戦を受け、「グローバル・サウス」とも呼ばれる開発途上国・新興国の存在感が高まる中で、その多くが自由、民主主義、法の支配、人権などの価値や原則を共有する中南米諸国との連携は新たな重要性を帯びている。同時に、中南米地域は、約6億6,000万人の人口と、約6.5兆ドルの域内総生産を抱えた大きな経済的潜在力を有し、また、脱炭素化のために重要な鉱物資源やエネルギー、食料資源を豊富に有するなど、日本を含む国際社会のサプライチェーン強靱化や経済安全保障の観点からも重要性が増している。2024年のGDP成長率は2.1%と2022年以降プラス成長を続ける一方、貧富の格差や治安といった社会課題が依然多くの国の優先対処事項となっている。

中南米地域には、世界の日系人の約6割を占める約310万人から成る日系社会が存在しており、100年以上に及ぶ現地社会への貢献を通じて伝統的な親日感情を醸成してきた。一方、移住開始から100年以上を経て世代交代が進み、若い世代を含め日本とのつながりを今後どう深めていくかが課題となっている。この点、外務省は、若手日系人の招へいに加え、各国の若手日系人によるイベント開催を支援し、ネットワーク作りを後押しするなど、日系社会との連携強化に向けた施策を実施してきており、2023年1月には「中南米日系社会連携推進室」を設置した。また、5月の岸田総理大臣のブラジル訪問、11月の石破総理大臣のペルー及びブラジル訪問、並びに11月の

岩屋外務大臣のペルー訪問時には日系人との懇談を行い、日系社会との連携を強化していくことを確認している。

(2) 日本の対中南米外交

日本の対中南米外交は、2014年以来、「3つのJuntos!!（共に）」の理念の下で展開されてきた。5月、岸田総理大臣は、ブラジルにおいて、「中南米と共に拓く『人間の尊厳』への道のり」と題した対中南米政策スピーチを行い、10年ぶりにその指針をアップデートした。スピーチでは、(ア) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保、(イ) 環境、気候変動など人類共通の課題の克服、(ウ) 誰をも犠牲にせず、世界の全ての人々が共有できる繁栄の追求、という方向性を示し、国際社会及びその課題の変化を踏まえ、対話を通じて中南米諸国と共に新たな道のりを切り開いていく決意を明らかにした。また、2月、上川外務大臣は、パナマにおいて、従来の外交上の取組に、海洋、ジェンダー平等といった重要性を増すテーマ、日系社会といった日本独自の切り口を横串として通すことで、中南米諸国との新たな連携を追求する「中南米外交イニシアティブ」を発表した。新たな中南米外交の指針とその具体化のためのイニシアティブの下で、2024年の対中南米外交は新たな深化を見せた。

5月の岸田総理大臣によるパラグアイ及びブラジル訪問に続き、11月には、石破総理大臣がAPEC首脳会議の機会にペルーを公式訪問するとともに、G20リオデジャネイロ・サミット出席のためブラジルを訪問し、ルーラ大統領

と会談した。上川外務大臣も、2月に、G20外相会合の機会にブラジルを訪問し、ブラジル、ボリビア及びメキシコの外相と会談を行い、その後パナマを訪問してコルティソ大統領を表敬した。また、岩屋外務大臣も、11月にAPEC閣僚会議に出席するためペルーを訪問し、シアレル外相と会談を行った。さらに、^{つげ} 柘植芳文外務副大臣が4月にメキシコを訪問し、穂坂泰外務大臣政務官が1月にホンジュラス及びグアテマラを、6月にアンティグア・バーブーダ、ガイアナ及びエルサルバドルを、7月にブラジルを訪問するなど、多くの外務省や関係省庁の大臣などが中南米諸国を訪問した。東京においても、上川外務大臣、柘植外務副大臣及び穂坂外務大臣政務官は、中南米の在京大使との対話を継続的に行った。

経済分野においては、日系企業の中南米地域拠点数が、2023年には3,047となり増加傾向が継続するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されている。日本は、メキシコ、ペルー、チリが参加する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」⁽¹⁾などを通じ、中南米諸国と共に自由貿易の推進に取り組んでいる。11月には、コスタリカの新規加入手続が開始された。

開発協力の分野においては、経済成長を遂げた一部の中南米地域では、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）⁽²⁾のODA受取国リストからの「卒業国」、又は「卒業」を控えた国々により南南協力が進められており、日本はこれらの国々との間の三角協力を推進している。

2 地域機構

中南米地域にはラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）⁽³⁾、米州機構（OAS）⁽⁴⁾、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）⁽⁵⁾のほか、以下のような地域枠組みが存在し、様々な課題について政策調整を行っている。

(1) 太平洋同盟

太平洋同盟は、域内のモノ・サービスなどの移動の自由やアジア太平洋への進出基盤の構築などを目的とし、チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーから構成され、シンガポールが準加盟国となっている。日本は、オブザーバー国であり、価値や原則を共有するグループとして連携を重視している。

(2) 南米南部共同市場（メルコスール：MERCOSUR）⁽⁶⁾

8月、メルコスール加盟議定書の発効に伴い、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイに加え、ボリビアがメルコスールに加盟した（ベネズエラは加盟国であるが資格停止中）。メルコスールでは、一部の品目を除き、域内関税が原則として撤廃されている。自由貿易協定（FTA）⁽⁷⁾については、韓国、カナダなどと交渉中であるが、7月にはアラブ首長国連邦と交渉が開始され、12月には欧州連合（EU）との交渉が合意に至った。

日本との関係では、4月、パラグアイにおいて、第5回日・メルコスール経済関係緊密化のための対話が約7年ぶりに開催された。11月には、石破総理大臣とルーラ・ブラジル大統領

(1) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) OECD/DAC : Organisation for Economic Co-operation and Development/Development Assistance Committee

(3) CELAC : Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños (Community of Latin American and Caribbean States)

(4) OAS : Organization of American States

(5) FEALAC : Forum for East Asia-Latin America Cooperation

(6) MERCOSUR : Mercado Común del Sur (Southern Common Market)

(7) FTA : Free Trade Agreement

との首脳会談で、両首脳は貿易投資を含む幅広い分野で日・メルコスールの双方がウィン・ウィンとなる協力について議論する場として、日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み（仮称）について協議し、協力して取り組んでいくことに合意した。

(3) カリブ共同体(カリコム：CARICOM)⁽⁸⁾

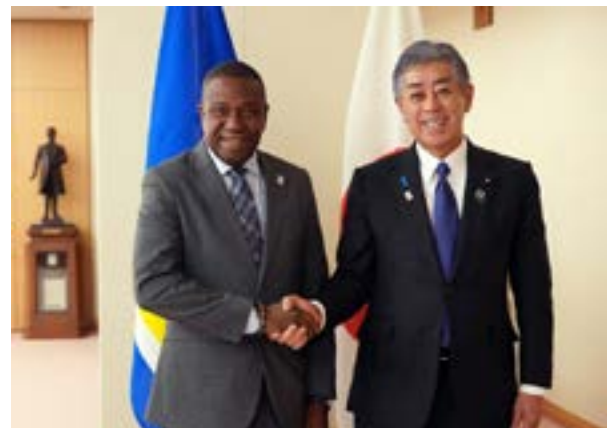
カリコムは、カリブ地域の14か国による経済統合や外交政策の調整などを目的に設立され、国際場裡で協調行動を取ることで存在感を示している。カリコム諸国は比較的所得水準が高い国が多い一方、毎年のようにハリケーンによる甚大な被害を受けるなど、自然災害の脅威にさらされているほか、人口・経済規模の小ささから生じる小島嶼国特有の脆弱性を抱えている。

日本は、対カリコム協力の3本柱に基づく外交を展開しており、所得水準の高い国に対しても各国の開発ニーズや負担能力に応じて必要な協力を行っている。日・カリブ交流年となった2024年には、第8回日・カリコム外相会合を始めとする協力が進んだ。

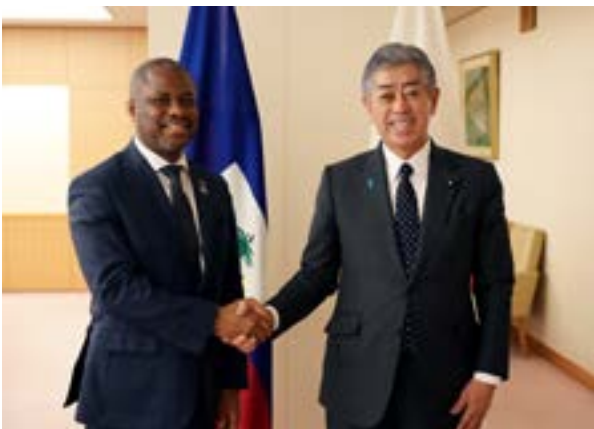
ハイチでは2021年の大統領暗殺後、国内政治の不安定化により行政及び立法機能が停滞しており、武装集団（ギャング）の勢力の影響により国民の人道状況が悪化している。これを受け、6月、ハイチ政府の要請に応じ、国連安全保障理事会（安保理）決議に基づく多国籍治安ミッションが活動を開始した。日本は、同ミッション派遣を踏まえ、治安・人道状況の回復を目的として約1,700万ドルの追加支援を決定した。



日・ベリーズ外相会談（12月14日、東京）



日・セントルシア外相会談（12月14日、東京）



日・ハイチ外相会談（12月13日、東京）



日・セントビンセント及びグレナディーン諸島外相会談（12月14日、東京）

(8) CARICOM：Caribbean Community（加盟国：アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、パハマ、バルバドス、ベリーズ）

日・カリブ交流年 2024

■ 日・カリブ交流年 2024

2024年は、日本とカリブ諸国の協力関係が強化された1年となりました(巻頭特集参照)。日・カリコム事務レベル協議開始後30年目、また、日本とジャマイカ及びトリニダード・トバゴとの国樹立60周年に当たる2024年を「日・カリブ交流年2024 (Japan-CARICOM Friendship Year 2024)」と定め、官民一体となって日・カリコム双方で記念イベントを開催し、相互理解を深めました。



日・カリブ交流年2024
ロゴマーク

■ ハイレベルの往来

2月にはジャマイカのジョンソン・スミス外務・貿易相が外務省賓客として、3月にはバーネット・カリコム事務局長が閣僚級招へいで訪日しました。交流年の締めくくりとなる12月には、日・カリコム外相会合に参加するため、14か国及びカリコム事務局の代表が東京に集結し、日・カリコム共同閣僚声明が発出されました。また、12か国からは外相



岩屋外務大臣と握手を交わすヘンダーソン・ドミニカ国外相(共同議長)及びカリコム諸国外相(12月14日、東京)

が出席し、岩屋外務大臣と外相会談を行うなど、2024年はハイレベルの交流が活発に行われました。2025年も、要人の往来が予定されており、引き続きカリブ諸国との関係を強化していきます。

■ 日本とカリコム諸国との協力

カリコム諸国は国連加盟国の約7%を占め、国際場裡において重要な責務を担うなど、そのプレゼンスは高まっています。

日本とカリコム諸国は、2014年に表明した(1)持続的発展に向けた協力、(2)交流と友好の^{きずな}絆の拡大、(3)国際場裡における協力の「3本柱」の下、着実にその協力関係を拡大・深化させてきました。

一方、この10年で日本とカリコム諸国を取り巻く状況は一変し、気候変動を含め、地球規模課題の深刻化は緊迫の度を増し、日本とカリコム諸国が共に擁護してきた法の支配に基づく自由で開



日・カリブ交流年レセプション
(3月26日、東京・外務省飯倉公館)

かれた国際秩序は、公然とした挑戦を受けています。

このような状況において、地球規模課題への対応において高い責任感を有するカリコム諸国との関係強化の重要性は高まっています。日本とカリコム諸国は、地理的には離れていますが、共通の価値や原則に基づくグローバル・パートナーシップの下、引き続き、国際場裡での協力、二国間の政策協調、経済関係の強化、開発協力及び人的交流を進めていきます。

(4) 中米統合機構(SICA)⁽⁹⁾

SICAは、1992年に設立され、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的とし、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、ドミニカ共和

国の8か国が加盟している。

日本は、1995年からSICA加盟国との間で政策協議（日本・中米「対話と協力」フォーラム）を実施しており、2010年から域外オブザーバーとなっており、ハイレベルでの対話も実施している。

3 中南米各国

(1) メキシコ

メキシコでは、6月に大統領選挙が実施され、与党のシェインバウム候補が約60%の高い得票率で当選し、10月に大統領に就任した。また、同日に実施された連邦上下両院議員選挙では、与党連合が両院で改憲勢力をほぼ確保した。

日本との関係では、2月にG20外相会合出席のためにブラジルを訪問した上川外務大臣がバルセナ外相と外相会談を行い、4月には、柘植外務副大臣がメキシコ全国日系人大会及びジャパン・エキスポ出席のためメキシコを訪問した。また、9月から10月にかけて、中曽根弘文特派大使（参議院議員）がメキシコを訪問し、シェインバウム大統領就任式に出席したほか、エブラル次期経済相などと会談を行った。

経済関係では、ニアショアリング（消費地の近くに供給源を設けること）の流れの中で日系企業の進出が続いており、中南米地域で最多の約1,500社に達している。9月の中曽根特派大使（参議院議員）とエブラル次期外相との会談では、二国間関係、特に経済関係の重要性について認識を共有したほか、両国の新政権の下、より一層関係を強化していくことを確認した。

第三国との関係では、伝統的に対米関係、対中南米関係を重視している。9月には、ロペス・オブラドール大統領及びシェインバウム次期大統領が、ルーラ・ブラジル大統領就任式に先立ち、同大統領と会談を行い、10月のシェインバウム大統領就任式には、中南米各国の国

家元首や閣僚、国際機関の長が出席し、シェインバウム大統領は、ディアスカネル・キューバ大統領と会談を行った。

(2) 中米(エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、ベリーズ)

エルサルバドルとの関係では、2月に2期目の当選を果たしたブケレ大統領の就任式が6月に行われ、穂坂外務大臣政務官が特派大使として出席した。また、10月にはミラ外務副相が6月に続き訪日し、穂坂外務大臣政務官と共に日・エルサルバドル政策協議に係る覚書に署名するとともに、第1回日・エルサルバドル政策協議を開催した。

グアテマラとの関係では、1月に行われたアレバロ大統領の就任式に穂坂特派大使（外務大臣政務官）が出席し、大統領表敬などを行ったほか、5月にはマルティネス外相が訪日して



日・グアテマラ外相会談（5月22日、東京）

⁽⁹⁾ SICA : Sistema de la Integración Centroamericana



日・コスタリカ外相会談（8月8日、東京）

日・グアテマラ外相会談が行われた。

コスタリカとの関係では、8月にチャベス大統領の名代として、ブルネル第一副大統領一行が訪日し、閣僚級では初めて広島平和記念式典に参列したほか、林芳正官房長官との協議を実施し、また副大統領に随行したアンドレ外相は上川外務大臣との外相会談を行った。

ドミニカ共和国との関係では、2024年は日・ドミニカ共和国外交関係樹立90周年であり、両国で様々な記念行事が行われた。5月に行われた大統領選挙において現職のアビナデル大統領が再選し、8月に行われた大統領就任式には渡辺博道特派大使（衆議院議員）が出席、大統領表敬などを行った。また、2月に第3回日・ドミニカ共和国政策協議を実施した。

2024年に日・パナマ外交関係樹立120周年を迎えたパナマとの関係では、1月7日の外交関係樹立日に合わせ、首脳間の祝辞交換、日本及びパナマの双方における記念式典、対パナマ短期滞在査証免除の導入発表などが行われた。また、2月には上川外務大臣がパナマを訪問し、コルティソ大統領への表敬などを行った。さらに、5月に行われた大統領選挙において目標実現党（RM）のムリーノ候補が当選し、7月に行われた大統領就任式には今村雅弘特派大使（衆議院議員）が出席し、大統領への表敬や、新旧外相及び運河庁長官との会談などを行った。

ホンジュラスとの関係では、1月に穂坂外務大臣政務官が同国を訪問し、カストロ大統領への表敬を行ったほか、外相や国会議長などと意見交換した。6月にはセラヤ大統領私設秘書官が訪日し、斉藤鉄夫国土交通大臣や穂坂外務大臣政務官などと、同国が推進する「大洋間鉄道建設計画」に関する意見交換を行った。

コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国により設立（2021年）された「民主主義強化同盟」（略称：ADD）⁽¹⁰⁾は、これを価値や原則を共有するグループと位置付ける米国と協調しつつ、地域における人権を尊重した透明性の高いプロセスによる開発とともに、協力、貿易、投資面の推進を目指しており、7月には、ベネズエラ選挙の実施に先立ち、自由で公正かつ透明性が保証されることを要請する声明文を発表した。

(3) キューバ

主要産業の観光業を始め国内経済の悪化が極めて深刻化しており、10月の全国的な大規模停電や自然災害等により、国民生活は一層厳しさを増した。日本は11月のハリケーン・ラファエルによる被害に対し、緊急援助を実施した。

(4) ブラジル

ルーラ政権は、G20の議長国として、「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の立ち上げなどに取り組んだ。また、環境・気候変動対策を重要な政策課題として掲げ、8月にはブラジル北部ベレンでアマゾン協力条約機構8か国によるアマゾン・サミットを開催し、地球規模課題への対処に取り組んでいる。

日本との関係では、2月にG20外相会合出席のためにリオデジャネイロを訪問した上川外務大臣がヴィエイラ外相と会談を行い、アジア諸国で初となるアマゾン基金⁽¹¹⁾への拠出を表明した。5月には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として10年ぶりにブラジルを公式訪問した。ルーラ大統領との首脳会談では、環境・気

(10) ADD : Alliance for Development in Democracy

(11) アマゾンの森林保護を目的としてブラジル政府が設立した基金



サンパウロ大学における岸田総理大臣の対中南米政策スピーチ
(5月4日、ブラジル・サンパウロ 写真提供：首相官邸ホームページ)



日・ブラジル首脳会談 (11月19日、ブラジル・リオデジャネイロ 写真提供：首相官邸ホームページ)



リオデジャネイロの日系人及び在留邦人と懇談する石破総理大臣 (11月19日、ブラジル・リオデジャネイロ 写真提供：首相官邸ホームページ)

候変動や持続可能な開発に関する協力を更に高い次元に引き上げるため、「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ (GPI)」を立ち上げた。また、11月、G20リオデジャネイロ・サミットに出席するためブラジルを訪問した石破総理大臣はルーラ大統領と会談を行い、2025年の両国の外交関係樹立130周年の節目の年に両国関係を更に強固にしていくことを確認した。

このほか、経済関係では、4月に日伯戦略的

経済パートナーシップ賢人会議、11月に日本ブラジル経済合同委員会が開催されるなど、官民両方で、両国間での経済関係強化に向けた対話が活性化している。

(5) アルゼンチン

2023年12月に就任したミレイ大統領は、同政権の最優先課題とする経済・財政の立て直しに向け、自由至上主義の信条の下、公約に掲げる緊縮財政や規制緩和などの取組を推し進め、財政赤字の削減やインフレの抑制、また、大型投資推奨制度の施行を通じた投資環境の改善など、一定の成果を上げた。一方、少数与党政権としての議会運営、貧困率上昇への対応、様々な規制の引き続きの緩和、国民が実感できる経済成長の実現などが課題となっている。

日本との関係では、1月に上川外務大臣とモンディエーノ外相との間で外相電話会談を行い、3月には同外相が外務省賓客として訪日し、両外相間で、価値や原則を共有する重要な「戦略的パートナー」として、日系社会などを通じた二国間関係強化及び国際場裡での協力の重要性について確認した。さらに6月には、イタリアで開催されたG7プーリア・サミットにおいて、岸田総理大臣はミレイ大統領との初めての接点として立ち話を実施し、国際場裡における両国の協力を推進していくことで一致した。

(6) ペルー

2024年のAPEC議長国として、「エンパワーメント、包摂、成長」をテーマとして掲げ、首脳会合を含め各分野の会合を主催した。

日本との関係では、5月に高村正大外務大臣政務官がAPEC貿易担当大臣会合に、11月には石破総理大臣及び岩屋外務大臣が、それぞれAPEC首脳会議及び閣僚会議に出席するためペルーを訪問した。その際、石破総理大臣は公式訪問として、ボルアルテ大統領との首脳会談を実施し、2023年の外交関係樹立150周年を踏まえ、今後の10年間の幅広い協力を見据えた関係構築に向け、共同声明及びロードマップを採択した。岩屋外務大臣はシアレル外相と外相

コラム
COLUMN

中南米イヤーにおいて日本と中南米が示した「道のり」という通奏低音

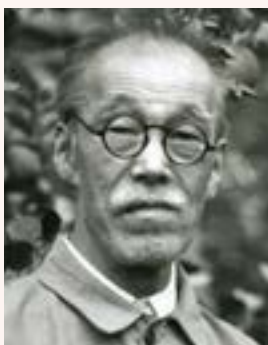
5月、ブラジルを訪問した岸田総理大臣は、10年ぶりとなる総理大臣による中南米政策スピーチを行いました。その中で、日本と中南米との歴史を振り返り、明治維新や戦後といった日本の近代史における節目において、中南米諸国が日本に手を差し伸べてくれたことを想起し、長い友好と協力の歴史を経て、双方の関係が、互いを尊重し、学び合う、重要なパートナーシップに昇華したことを紹介しました。そして、国際秩序が新たな挑戦に直面し、自由や民主主義が脅威にさらされている今こそ、日本と中南米が、これまで共に歩んできた「道のり」を振り返り、より良い未来に向けて新たな「道のり」を示す時であると呼びかけました。対立や分断ではなく協調へ、そのために「多様性」と「包摂性」を問題解決の「道のり」の大前提に置いたのです。

スピーチの締めくくりでは、日本語にもスペイン語にも、「道のり」を謳った詩があるとして、高村光太郎の「^{どうてい}道程」とスペインの詩人アントニオ・マチャードの詩が紹介されました。高村が遺した「僕の前に道はない 僕の後ろに道は出来る」という節は、時期をほぼ同じくしてマチャードが紡いだ「道行く人よ 道があるのではない 道は歩むことにより作られる」という節と見事に共鳴



対中南米政策スピーチを行う岸田総理大臣
(5月4日、ブラジル・サンパウロ)

しています。これは単なる偶然でしょうか。日本では、高村の「道程」を多くの児童が小学校で学んでいます。スペインや中南米では、マチャードの「道行く人よ」で始まる節を多くの人が誦^{そら}じてみせます。つまり、「道のり」を自ら切り拓^{ひら}いていくという考えは、地理的距離や文化的違いを超越して、日本と中南米の双方において、人生訓として培われてきたのです。この考えは、日本と中南米が、長年の交流の歴史の中で、価値や原則を共有しながら、多様性を尊重する中で示してきた通奏低音とも言えましょう。



高村光太郎
(写真提供:花巻高村光太郎記念会)



アントニオ・マチャード

2024年は、ペルーでアジア太平洋経済協力 (APEC)、ブラジルでG20が開催されたことや、日・カリブ交流年などの周年行事があったことから、日本と中南米の関係強化の好機として「中南米イヤー」と位置付けられました。しかしながら、いくら好機であったとしても、眼前の「未知」を自らの歩みをもって「道」に変えていく意思と、相手への尊重・信頼がなければ、好機を十分いかすことはできません。

2025年は、日・ブラジル外交関係樹立130周年、日・中米交流年（中米5か国¹と日本との外交関係樹立90周年）などの周年となります。また、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議 (COP30) がブラジルで開催されます。2024年に続き、2025年も合わせて「中南米イヤーズ」と位置付けながら、日本と中南米が共に歩を進め、自国の利益のみならず、国際社会全体の安定や人類共通の課題克服のため、更なる「道のり」を切り拓いていくことが、これまで以上に期待されています。

1 中米5か国：エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス



石破総理大臣ペルー訪問時の歓迎式典
(11月17日、ペルー・リマ 写真提供：首相官邸ホームページ)



在ペルー日系人と懇談する石破総理大臣
(11月17日、ペルー・リマ 写真提供：首相官邸ホームページ)



日・ペルー外相会談 (11月13日、ペルー・リマ)

会談を実施し、更なる二国間関係の強化が必要であることを確認した。

(7) チリ

2022年3月に発足したボリッチ政権は、格差縮小、福祉充実を目指し、年金や税制を始めとする社会保障政策の改革などの推進を掲げているものの、政権を支える左派の与党が上下議

会双方で少数派となっていることなどが影響し、諸政策の実現は難航している。新憲法制定プロセスに関しては、2023年6月に創設された憲法審議会を中心に作成された新憲法案が12月の国民投票で否決され、ボリッチ大統領は自身の任期中における制憲プロセスの終了を発表した。

日本との関係では、6月にはデ・ラ・フエンテ外務次官が訪日し、第10回日チリ政策対話が開催された。同政策対話において両国は気候変動、防災、宇宙、ジェンダー平等、海洋といった幅広い分野での協力関係を緊密化することなどで一致した。

(8) ウルグアイ

2020年3月に発足したラカジェ・ポウ政権は、就任当初から任期後半となる現在（2024年末時点）まで、安定した政権運営で高い支持率を維持しており、民主主義指数⁽¹²⁾では、中南米1位を誇っている。経済政策では、自由貿易主義を堅持し、市場の拡大・解放を重視し、対外政策では、民主主義、法の支配、人権擁護の価値に基づく外交を展開している。11月、大統領の任期満了に伴う大統領選挙が実施され、野党拡大戦線のオルシ候補が次期大統領に選出された（就任は2025年3月）。

(9) パラグアイ

2023年8月に就任したペニャ大統領は、引き続き、法の支配、人権の尊重などの価値や原則を擁護し、自由で開放的な経済政策を推し進め、投資誘致・雇用創出に力を入れている。

日本との関係では、3月にラミレス外相が訪日し、林官房長官や上川外務大臣と会談を行った。5月には、岸田総理大臣が、日本の総理大臣として2018年以来2度目となるパラグアイ訪問を行い、ペニャ大統領との間で価値と原則を共有する重要なパートナーとして、幅広い分野において協働、関係強化していくことで一致した。

(12) 出典：Economist Intelligence Unit's Democracy Index 2022



日・パラグアイ首脳会談後の共同記者発表（5月3日、パラグアイ・アスンシオン 写真提供：首相官邸ホームページ）

(10) コロンビア

2022年8月に発足したペトロ政権は、コロンビア初の左派政権として「変革の政府」を掲げ、格差是正のための包摂的な社会改革、脱炭化水素経済への移行、全面和平を主要政策として掲げたが、連立与党内での対立により議会運営は厳しい状況にあり、各種改革法案の成立に向けた目処が立たない状況にある。また、国内武装勢力との全面和平に向けて、ペトロ政権は国民解放軍（ELN）⁽¹³⁾を始め、武装勢力との和平交渉を進めようとしているものの、全面和平に向けた道筋は立っていない。

日本との関係では、2月にナメ上院議長が参議院の招待により訪日し、衆参両院議長らとそれぞれ意見交換を行った。また、9月には第1回日コロンビア貿易投資・産業協力合同委員会がコロンビアで開催され、両国の官民で対話を行い、二国間の貿易投資促進を推進していくことを確認した。

(11) ベネズエラ

7月に実施された大統領選挙では現職のマドゥーロ大統領が勝利宣言を行ったが、ゴンサレス野党統一候補側は、野党が独自に調査した結果、ゴンサレス候補が67%以上の票を獲得し、大統領選挙に勝利したと主張した。選挙結果をめぐる各地で抗議デモなどが発生し、報道によると20人以上が死亡、1,100人以上が逮捕された。同選挙に対しては国内外から票の集

計を含む選挙プロセスの透明性に疑義が呈されている。マドゥーロ政権は、ゴンサレス候補を同選挙の勝者としたアルゼンチン、コスタリカ、ペルー、パナマ、ウルグアイ及び選挙プロセスの透明性に疑義を呈したチリ、ドミニカ共和国のベネズエラ駐在外交官の退去及びこれら各国に駐在する自国外交官の召還を行った。一方、キューバ、ニカラグア、ホンジュラスなどはマドゥーロ大統領を支持しており、中南米域内で、ベネズエラをめぐる深刻な分断が発生している。また、同選挙に関し、日本は、投票した全てのベネズエラ国民の意思が尊重されるよう、投票結果の信頼性を裏付ける上で必要な全ての情報が公表され、大統領選挙プロセスの透明性が確保されることを求めている。

9月には野党統一候補であったゴンサレス氏に逮捕状が請求され、同氏はスペインに亡命した。これに対しては、米国、EU、ドイツ、フランスといった国がマドゥーロ政権に対する非難声明を発出した。また、米国は9月、11月に対ベネズエラ個人制裁の追加対象者を発表した。これに対し、マドゥーロ政権は反発し、両者の対立が強まっている。国内の経済・社会情勢及び人道状況の悪化により、ベネズエラ国民が避難民として引き続き周辺国に流入し、その受入れが地域的課題となっている。日本は、避難民を含むベネズエラ国民及び周辺国に対する1.3億ドルの支援を実施している。

(12) ボリビア

ボリビアは、2025年に行われる大統領選挙をめぐる、大統領選挙への立候補を表明しているモラレス元大統領と再選を狙うアルセ大統領が対立しており、モラレス支持派による道路封鎖や同支持派と警察との衝突が発生するなど、混乱した状況が続いている。また、経済では、天然ガスなどの天然資源の輸出に依存する経済構造に依拠しているが、天然ガスの埋蔵量の急減などを背景に、財政赤字が膨張し、外貨不足が深刻化している。一方、ボリビアにおけるリ

(13) ELN : Ejército de Liberación Nacional, National Liberation Army

チウムの推定埋蔵量は世界最大とされており、ボリビア政府は、9月にロシア企業との間で、11月に中国企業との間でそれぞれリチウム工場建設契約を締結するなど、リチウム探査・採掘に向けた動きを活発化させている。

日本との関係では、2024年、日・ボリビア外交関係樹立110周年及び日本人のボリビア移住125周年を迎え、年間を通じて両国において各種行事が開催された。2月には、約11年ぶりとなる日・ボリビア外相会談が開催され、両国関係を更に強化していくことを確認した。また、4月にボリビアで開催された日・ボリビア外交関係樹立110周年記念式典に際し、上川外務大臣は祝意を表すビデオメッセージを発出した。10月には、同国における森林火災被害に対して、人道的観点及びボリビアとの友好関係に鑑み、緊急援助物資が供与された。

(13) エクアドル

2023年11月に発足したノボア政権は、1月の犯罪組織リーダーの脱獄を機に国内全土を対象に60日間の非常事態宣言を発令し、大統領令で国内が犯罪組織との武力衝突状態にあることを宣言するなど、国内の治安回復に向け、大型刑務所の建設や国境及び港の取締り強化などを進めた。また、歴史的な干ばつに伴い、主力の水力発電能力の低下により、計画停電を実施するなどの対応を実施した。

日本との関係では、2023年に続いて、2024年もエクアドルは日本と共に安保理非常任理事国を務めており、両国間で、現在の厳しい国際情勢への対応や、安保理改革を含む国連の機能強化に向けて連携した。

きずな
友好の絆

—日・ボリビア外交関係樹立110周年及び日本人のボリビア移住125周年—

日本にとって地球の裏側にあるボリビアは、地理的にはとても遠い国です。しかし、標高4,000メートルを超えるアンデス山脈や世界最大の塩原と言われるウユニ塩湖については、写真などを目にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。ここでは日本とボリビアが有する長い友好の歴史について紹介します。

■ 友好の歴史

2024年、日本とボリビアは、外交関係樹立110周年及び日本人のボリビア移住125周年となる節目の年を迎えました。2月には約11年ぶりとなる日・ボリビア外相会談が行われ、上川外務大臣とソサ外相は両国関係を強化していくことを確認しました。3月には二つの周年を記念するロゴマークが発表され、4月には、ボリビアで開催された外交関係樹立110周年記念式典に、上川外務大臣が祝意を伝えるビデオメッセージを寄せるなど、両国は周年を契機として、更に緊密な関係を築いています。

ボリビアに最初の日本人移民が移住したのは1899年(明治32年)に遡ります。ペルーに向かった日本人移民のうち、一部の人々がアンデス山脈を越えてボリビアに移住したのが始まりです。戦後、東部サンタクルス市近郊に設置された日系人移住地であるオキナワ移住地とサンフアン移住地において、移住者たちは土地の開拓など、大変な困難を経験しましたが、米や大豆の栽培及び養鶏などを通じて、同地域をボリビア国内有数の農業生産地に成長させました。現在、ボリビア国内全体で約1.3万人以上の日系人が暮らしており、日系人は日本とボリビアの友好の架け橋として活躍しています。

■ ボリビアへの協力

ボリビアでは、6月に発生した森林火災が国内で拡大し、死傷者を含む多数の被災民と物的被害が生じました。日本政府は、10月、被災者の方々を支援するために、ボリビアに対して緊急援助物資を供与しました。そのほか、日本はこれまでも長年にわたってボリビアに対する支援を行ってきました。「経済基盤の整備及び生産分野の多様化」及び「社会的包摂の促進」を重点分野とし、サンタクルス市のビルビル国際空港の建設、日系移住地を結ぶ「オキナワ道路」の舗装及び道路改良、再生可能なエネルギー開発、教育施設の校舎建設や医療機材の供与など、様々な分野でボリビアの発展に向けた協力を行っています。

■ 未来に向けて

ボリビアの日系人数は中南米地域で5番目に多い数ですが、その中でもボリビアの日系人は日本語教育に熱心であり、若い世代も日本語を話します。また、日系人移住地では日本文化が今も継承され、日本の祭りなども開催されています。

今後も両国が様々な交流を通じて友好の絆を育み、共に協力していくことが期待されます。



日・ボリビア外相会談に臨んだ上川外務大臣とソサ外相(2月22日、ブラジル・リオデジャネイロ)



二つの周年を表したロゴマーク。両国の国旗などをモチーフとし、中央に「絆」の文字を配置したもの



森林火災被害に対する緊急援助物資の引渡式の様子(10月9日、ボリビア・サンタクルス)

第5節

欧州

1 概観

〈価値や原則を共有する欧州との連携の重要性〉

欧州連合 (EU)⁽¹⁾、北大西洋条約機構 (NATO)⁽²⁾ 及び欧州各国は、日本にとり、自由、民主主義、法の支配及び人権などの価値や原則を共有する重要なパートナーである。ロシアによるウクライナ侵略が2年以上にわたり継続し、既存の国際秩序が脅かされ、地政学的な競争が激化する中、日本及び欧州が重視する価値や原則への挑戦に対応し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くためにはEU、NATO及び欧州各国との連携を強化していくことが一層重要になっている。特に、気候変動などの地球規模課題への対応において国際的な協調が求められる中、EU及び欧州各国との連携の必要性は一層高まっている。

欧州各国は、EUを含む枠組みを通じて外交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で共通政策をとり、国際社会の規範形成過程において重要な役割を果たしている。また、言語、歴史、文化・芸術活動、有力メディアやシンクタンクなどを活用した発信力により、国際世論に対して影響力を有している。欧州との連携は、国際社会における日本の存在感や発信力を高める上でも重要である。

〈ロシアによるウクライナ侵略と欧州〉

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、日本は、ロシアによるウクライナ侵略を一日も早く止めるため、G7を始めとする国際社会と連携してウクライナ支援と対露制裁を強力に推進した。また、2月の日・ウクライナ経済復興推進会議の開催、4月及び9月の日・ウクライナ首脳会談、11月の岩屋外務大臣によるウクライナ訪問なども含め、日本は首脳・閣僚を含む様々なレベルでウクライナに対する連帯を示すとともに、ウクライナに寄り添った支援を行い、ウクライナと緊密に連携している。

欧州において、ロシアによるウクライナ侵略は最も重要な課題の一つとなっており、EU、NATO及び各国は一致してロシアを強く非難し、金融制裁、個人・団体の渡航禁止、輸出入の制限などの厳しい対露制裁を発動するとともに、ウクライナへの連帯・支援を継続している。

例えば、EUは、マクロ財政支援などの経済支援や欧州平和ファシリティ⁽³⁾を通じた防衛装備支援、ウクライナ軍事支援ミッション (EUMAM Ukraine)⁽⁴⁾を通じたウクライナ兵の訓練などの支援を行っている。また、NATOは、7月のNATO首脳会合で、対ウクライナ安全保障支援及び訓練組織 (NSATU) の設立

(1) EU : European Union

(2) NATO : North Atlantic Treaty Organization 詳細については外務省ホームページ参照
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html>

(3) 欧州平和ファシリティ：2021年3月に創設された、EUの共通外交・安全保障政策の下で軍事又は防衛活動への資金提供を可能にし、紛争予防、平和構築、国際安全保障強化に対するEUの能力を高めることを目的とする制度

(4) EU Military Assistance Mission in support of Ukraine (EUMAM Ukraine)：2022年10月に設置された、EUがウクライナを支援する軍事ミッション。ウクライナ軍に対し、訓練を提供する。



決定を発表し、ウクライナの将来はNATOにあることを表明するとともに、加盟国が同意し、条件が整えばウクライナにNATO加盟の招待を行う用意があることを再確認した。英国は、「ブリティッシュミサイル」90発を含む、総額125億ポンドの軍事的、人道的、経済的支援を実施しており、2030年まで必要な限り、年間30億ポンドのウクライナへの軍事支援を継続すると表明した。フランスは、2月にウクライナ支援会合を実施し、6月、ゼレンスキー大統領が訪仏した際、ミラージュ2000-5戦闘機の供与を発表した。引き続き軍事支援に加えて、人道的、経済的支援を実施している。ドイツは、6月にベルリンでウクライナ復興会議を開催した。侵略開始以降、総額約370億ユーロの支援を実施している。

〈重層的できめ細かな対欧州外交〉

欧州では、ロシアによるウクライナ侵略などを受け、自由、民主主義、法の支配及び人権といった価値や原則、法の支配・国際法の遵守などの重要性が一層認識されてきている。一方、欧州各国の多様性を踏まえ、各国の事情も踏まえたきめ細かなアプローチが求められる。日本は、強く結束した欧州を支持し、重層的かつきめ細かな対欧州外交を実施している。2024年は、首脳・閣僚の欧州訪問や要人訪日の機会を捉えた会談などを積極的に行い、欧州各国や

EU、NATOなどとの緊密な連携を確認した。

岸田総理大臣は、7月には、訪問中のワシントンD.C.において、3年連続となるNATO首脳会合への出席を果たし、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を各国と共有した。

2024年の1年間で、岸田総理大臣は、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、スウェーデン、スイス、ドイツ、フランス、フィンランド、ルクセンブルク的首脳との間で会談を実施するなど、欧州各国との連携を確認した。

また、外相レベルでも、岩屋外務大臣が初めての日・EU外相戦略対話を実施し「日・EU安全保障・防衛パートナーシップ」を発出するなど、安全保障分野においても連携を深めた。

安全保障分野における法的枠組みについては、ドイツとの間で日独物品役務相互提供協定(日独ACSA)⁽⁵⁾が1月に署名され、7月に発効した。

さらに、欧州から青年を招へいする人的・知的交流事業「MIRAI」や、講師派遣、欧州のシンクタンクとの連携といった対外発信事業を実施し、日本やアジアに関する正しい姿の発信や相互理解などを促進している。欧州各国・機関や有識者との間で、政治、安全保障、経済、ビジネスなど幅広い分野で情報共有や意見交換を行い、欧州との重層的な関係強化に取り組んでいる。

2 欧州地域情勢

(1) 欧州連合(EU)

EUは、総人口約4億4,800万人を擁し、27加盟国から成る政治・経済統合体であり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、国際社会の共通の課題に共に取り組む、日本の戦略的パートナーである。

〈EUの動き〉

2024年はEUにとって体制移行の年であった。6月に実施された欧州議会選挙では、中道右派の欧州人民党(EPP)が第1会派、中道左派の社会民主進歩同盟(S&D)が第2会派を維持しつつ、リベラルの欧州刷新(Renew)や環境派の緑の党/欧州自由連盟(Green/EFA)は勢力が低下し、右派・極右が伸長し

(5) Japan-Germany ACSA : Japan-Germany Acquisition and Cross-Servicing Agreement

た。特にフランス、ドイツで極右が勢力を伸ばし、マクロン・フランス大統領は、欧州議会選挙の結果を受けて、6月9日に国民議会の解散を発表した。欧州議会選挙後、会派形成及びEU首脳人事に影響する多数派確保のための連立交渉が行われ、新たに欧州の愛国者（Pfe）及び主権国家の欧州（ESN）という2つの極右会派が形成された。EU首脳人事は、首脳レベルの調整を経て、6月の欧州理事会においてコスタ欧州理事会議長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長を始めとする新体制が選出され、(1) 自由で民主的な欧州、(2) 強く安全な欧州、(3) 繁栄し競争力のある欧州を3本柱とする戦略アジェンダが採択された。新欧州委員会は、12月に発足し、同月、コスタ欧州理事会議長が就任した。

ロシアのウクライナ侵略が継続する中、EUは2022年2月以降、15回にわたり対露制裁パッケージを採択し、2,300以上の個人・団体に対する資産凍結・渡航禁止のほか、経済制裁、メディアへの制限などを実施した。6月、EUはウクライナとの間で「共同安全保障コミットメント（Joint Security Commitments）」に署名した。さらに、ウクライナのEU加盟に関する交渉枠組みを採択し、加盟交渉を正式に開始した。

また、EUは10月に初となるEU・湾岸協力理事会（GCC）首脳協議を開催し、EU・GCC間の戦略的パートナーシップを次のレベルに引き上げることを約束した。

〈日・EU関係〉

日本とEUは、2019年に発効した日・EU経済連携協定（日EU・EPA）⁽⁶⁾及び暫定的に適用が開始された日・EU戦略的パートナーシップ協定（日EU・SPA）⁽⁷⁾の下、協力を強化している。6月、岸田総理大臣は、イタリアでのG7プーリア・サミットの際、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と懇談し、両首脳

は、G7などの場において経済安全保障の問題に引き続き連携して取り組んでいくことで一致した。9月、岸田総理大臣は、米国・ニューヨークでの国連総会出席の際、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と会談を実施し、フォン・デア・ライエン委員長から、岸田政権の下で日・EU関係が大きく発展したことへの感謝が改めて示され、両首脳は、これを基礎としつつ、引き続き日・EU関係を強化していくことで一致した。さらに、岸田総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長と会談を行い、日・EU関係のほか、インド太平洋などの地域情勢につき意見交換し、引き続き、様々な分野で、日・EU間及びG7で緊密に連携していくことで一致した。

岩屋外務大臣は、11月、来日したボレルEU外務・安全保障政策上級代表と第1回日・EU外相戦略対話を実施した。同対話において、岩屋外務大臣は、日EU・SPAの批准書などの交換を行い、本協定は2025年1月1日から正式発効した。さらに、日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表した。EUにとって、インド太平洋地域で日本が最初に同パートナーシップを公表した相手国となった。昨今の厳しい安全保障環境を踏まえ、EUとの間でサイバー、宇宙、ハイブリッド戦への対応、海洋安全保障などにおける具体的な協力及び対話を強化することで一致した。また、柘植芳文外務副大臣は、2月にブリュッセル（ベルギー）で開催された第3回EUインド太平洋閣僚会合に出席し、欧州諸国・EUのインド太平洋への関心の高まりと関与の強化を歓迎し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、協力していきたいと発言した。

EUは、米国・中国に次ぐ経済規模を有し、日本の輸入相手の第3位、輸出相手の第3位、対日直接投資残高の第2位の位置を占めるなど、経済面でも日本にとって重要なパートナーである。2019年に日EU・EPAが発効したことに

(6) 日EU・EPA：Japan-EU Economic Partnership Agreement

(7) 日EU・SPA：Japan-EU Strategic Partnership Agreement

より誕生した世界のGDPの約2割を占める巨大な経済圏の下、日・EU間のつながりは一層強いものとなっている。また、7月1日には、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する改正議定書が発効した。これにより、国境を越えたデータの流通に関する予見可能性が確保され、日・EU間のデータ流通の促進、ひいては日・EU間の経済関係強化に貢献することが期待される。日EU・EPAについては、7月、同協定に基づく合同委員会の第5回会合を上川外務大臣とドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長との間で開催し、各分野での進捗を確認した上で、EUが導入する先進的な規則への対応について議論するとともに、各専門委員会・作業部会を通じて協定の各分野における着実な実施及び運用を確保してきている。同協定とは別に、EUとのより幅広い戦略的連携を推進する取組として、



岸田総理大臣とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との会談
(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)



第1回日・EU外相戦略対話 (11月1日、東京)

5月、上川外務大臣は、齋藤健経済産業大臣、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長と共に第5回日・EUハイレベル経済対話を開催し、経済安全保障分野における連携、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」の立ち上げ及び世界貿易機関（WTO）⁽⁸⁾を中核とする自由貿易体制の強化などを確認した。今後も、日・EU経済関係の更なる発展を目指し、日EU・EPAを着実に実施し、日・EUハイレベル経済対話を含むEUとの連携を推進していく。

(2) 英国

4月、スナク政権が提出したルワンダ安全法案が成立し、難民申請者のルワンダ移送が可能になったが、欧州人権裁判所及び英国の最高裁判所が違法と判断し、移送が実現することはなかった。5月、スナク首相は英国議会下院を解散し、7月に議会下院の総選挙が実施された。五つの公約（経済成長の加速、クリーンエネルギー大国化、治安の回復、機会への障壁打破、未来にふさわしい国営医療サービスの構築）を掲げたスターマー党首率いる労働党が単独過半数を獲得し、14年ぶりに政権交代が実現した。選挙敗北を受け、スナク首相は辞任した。同月、新政権によってルワンダへの移送計画は廃止されたが、移民問題はその後も英国内政の主要課題とされ、7月下旬から8月上旬にかけて児童殺傷事件を契機とした暴動が各地で発生した。

日英の政府間では、首脳・外相を始め様々なレベルで対話が活発に行われた。岸田総理大臣は、2月に日英21世紀委員会の日英座長及び英国側委員による表敬を受け、スナク首相とは、6月のG7プーリア・サミットの際に懇談を行った。スターマー首相との間では、7月に電話会談を行い、同月にNATO首脳会合の際に会談を行った。また、11月、石破総理大臣は、スターマー首相とG20リオ・サミットの際に会談を行い、日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）の立ち上げを発表した。

(8) WTO : World Trade Organization



日英首脳会談（11月18日、ブラジル・リオデジャネイロ 写真提供：首相官邸ホームページ）

外相間では、上川外務大臣とキャメロン外務・開発相との間で、2月のG20外相会合及び4月のG7外相会合の際に会談を行った。ラミー外務・開発相とは、7月に電話会談を行い、同月、ASEAN関連外相会議の際に会談を行った。岩屋外務大臣とラミー外務・開発相との間では10月に電話会談を行い、11月のG7外相会合の際にも会談を行った。

文化面では、4月1日付で日本のワーキング・ホリデー制度を利用することができる英国人の人数（査証発給枠数）が年間1,000人から年間6,000人に拡大された（注：英国のユース・モビリティ・スキームを利用できる日本人の人数（査証発給枠数）は、2024年1月31日付で年間1,500人から年間6,000人に拡大された）。また、12月1日付でワーキング・ホリデー制度を利用した英国人が日本に滞在可能な期間が最長1年から2年に延長されるなど、今後も日英間の青少年の交流や相互理解が一層促進されることが期待される。

(3) フランス

1月、ボルヌ首相が辞任し、第5共和政史上最年少となるアタル首相が就任した。

5月、国民議会において、仏海外領土であるニューカレドニアの地方選挙の投票権に関する憲法改正の審議が行われ、独立派が暴徒化し、ニューカレドニア全土に非常事態宣言が発出された。マクロン大統領がニューカレドニアを訪問し、独立派・反独立派と協議の上、治安回復、経済復興、政治対話の実施を通じた「包括

的合意」を目指すことを表明した。

6月、マクロン大統領は国民議会を解散し、第1回投票が6月30日、第2回投票が7月7日に実施された。その結果、左派連合は大きく躍進し第一党となった一方、与党連合は大きく議席を失い第二党となったことから、アタル首相は辞任を表明した。その後、首相指名に係る調整が行われ、最終的には、9月5日、マクロン大統領は、左派連合の候補者ではなく、右派である共和党出身のバルニエ元英国離脱交渉首席交渉官を新首相に任命し、バルニエ新内閣が発足した。

また、8月から9月にかけて、2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会が開催された。

外政面では、ロシアによるウクライナ侵略に関し、ウクライナ支援の継続と強化に取り組んできており、2月には、仏・ウクライナ首脳会談を実施し、両国は、ウクライナの長期的な安全を確保するための二国間の安全保障協定に署名を行った。また、同月、マクロン大統領はウクライナ支援のための国際会議を主催し、国際社会におけるウクライナ支援を主導する役割を果たした。また、中東情勢に関しては、即時かつ持続的なガザ停戦及び人質の即時解放を呼びかけており、事態の収束に向けて積極的な取組を行っている。バロ欧州・外務相は就任以降、中東地域を複数回訪問しているほか、10月には、マクロン大統領のイニシアティブにより、レバノンの支援に関する国際会議を実施し、フランスは同国に対し1億ユーロの支援と、人道支援物資100トンの供与を表明した。

日仏関係については、2月、G20外相会合に出席するためリオデジャネイロを訪問した上川外務大臣は、セジュールネ欧州・外務相と外相会談を実施した。同外相会談において、上川外務大臣は、2023年12月に日仏両首脳間で発出した「特別なパートナー」の下での日仏協力のロードマップ」のフォローアップを通じて、日仏関係を一層飛躍させたいと述べた。2024年2月、同ロードマップに基づき、第1回経済安全保障に関する日仏作業部会がパリで開催さ

れ、重要・新興技術の保護、サプライチェーンの強じん性の強化、非市場的措置及び慣行への対応並びに経済的威圧への対応など、経済安全保障に係る重要課題について意見交換を行った。5月、OECD閣僚理事会への出席のためパリを訪問した岸田総理大臣は、マクロン大統領と日仏首脳会談を実施した。同会談において、両首脳は、インド太平洋における日仏協力が多層的に発展していることを歓迎しつつ、日仏部隊間協力円滑化協定(RAA)⁽⁹⁾の交渉開始を発表した。また、岸田総理大臣はアタル首相とも意見交換を実施した。同月、岸田総理大臣と共に訪仏した上川外務大臣は、セジュールネ欧州・外務相と日仏外相会談を行い、両外相は、「特別なパートナー」である日仏の歴史的な友好関係を安全保障、経済、文化の各分野で更に深めていくことで一致した。

10月、岩屋外務大臣は、バロ欧州・外務相と電話会談を行った。また、11月、G7外相会合出席のためイタリアを訪問した岩屋外務大臣は、同欧州・外務相との間で、対面では初めてとなる日仏外相会談を実施した。

12月、バルニエ首相は、2025年度予算案の一部となる社会保障財政法案の審議において憲法第49条第3項を発動した。これを踏まえ、野党が内閣不信任動議を提出し、同不信任案が可決された。これに伴い、バルニエ内閣は倒閣した。12月13日、マクロン大統領は、バイルー「民主運動」党首を新たな首相に任命した。



日仏首脳会談
(5月2日、フランス・パリ) 写真提供：首相官邸ホームページ

(4) ドイツ

シュルツ(社会民主党(SPD))政権は、財政政策などをめぐる政権内の路線対立を受け、自由民主党(FDP)が11月に政権を離脱した。SPD・緑の党・FDPから成る「信号連立」は崩壊し、当面はSPDと緑の党の2党による少数政権での運営を余儀なくされることとなった。12月の会期末までに法案・予算案を成立させるために野党最大会派キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU・CSU(保守))の協力を得るため、シュルツ首相は、2025年度予算案などの成立後に議会を解散し、2025年9月に予定される次回連邦議会選挙を前倒しする考えを表明した。その後、与野党間の協議を経て同年2月23日に前倒し選挙を実施することで合意した。厳格な移民政策などを主張する右派ポピュリスト政党「ドイツのための選択肢(AfD)」が支持を伸ばし、6月の欧州議会選挙、9月に実施された旧東独2州における州議会選挙で勢力を拡大する中、前倒しとなった次回連邦議会選挙に向けた各党の動向が注目される。

外交面では、ウクライナ情勢に関して、6月にウクライナ復興会議(URC)を開催するなど、引き続きその対応に集中的に取り組んだ。また、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐっては、シュルツ首相やベアボック外相がイスラエルを訪問して同国への連帯を示しつつ、ガザ地区の人道状況の改善に向けて働きかけるなど、情勢の緩和に向けて対応した。安全保障面では、2020年に独政府が策定した「インド太平洋ガイドライン」を具体化する取組の一環として、「インド太平洋方面派遣2024」の枠内で、8月にフリゲート艦「バーデン・ヴェルテンベルク」及び機動部隊補給艦「フランクフルト・アム・マイン」が東京に寄港するなど、同地域への関与を強化している。

日本との関係では、ドイツは価値や原則を共有する重要なパートナーであり、引き続き活発なハイレベル交流が行われている。7月には岸田総理大臣がベルリンを訪問して日独首脳会談

(9) RAA : Reciprocal Access Agreement

を実施し、ドイツがインド太平洋地域への関与を強化している中、近年、両国間で安全保障協力が進展していることなどを歓迎した。同月には、自衛隊とドイツ軍隊との間において、物品・役務を相互に提供する際の決済手続などの枠組みを定める物品役務相互提供協定（日独ACSA）⁽¹⁰⁾が発効し、今後、自衛隊とドイツ軍隊との間の緊密な協力が促進され、日独両国が国際社会の平和と安全に積極的に寄与することが期待される。また、近年重要性を増す経済安全保障分野での二国間協力も進展し、11月には日独経済安全保障協議の第一回会合をベルリンで実施した。加えて2024年は、日独科学技術協力協定50周年を迎え、10月に京都で記念イベントが開催された。

(5) イタリア

メローニ政権は、外交・経済面での欧米協調路線を維持。6月の欧州議会選挙ではメローニ首相率いる右派「イタリアの同胞」（欧州保守改革グループ）が得票率28.8%を獲得し、国内第一党の地位を堅守した。内政では不法移民対策、少子高齢化対策が引き続き課題となっている。非正規移民の抑制に取り組むと同時に、国内の働き手不足を踏まえ、2023年7月にはEU域外からの正規入国枠を45.2万人に拡大した（注：2022年時は8.3万人）。

日本との関係では、日本からイタリアにG7議長国を引き継いだ関係から首相・外相を始め様々なレベルで対話・相互訪問が活発となった。2月のメローニ首相の訪日では、「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）」や海軍種間の共同訓練や空母打撃群を含む艦艇の寄港などに見られる安全保障分野での協力を確認した。6月のG7プーリア・サミットでも日伊首脳間で懇談を行い、「日伊アクション・プラン」の発出と、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉開始を発表した。

上川外務大臣とタヤニー外相の間では1月、4月及び6月に電話会談を実施し、G7イタリ



日伊首脳会談（2月5日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）

ア議長国下でも緊密に協力していくことを確認した。8月には、前年に林外務大臣とサンジュリアーノ文化相の間で署名した日伊映画共同製作協定が発効した。

安全保障分野では、8月2日から5日にかけて、海上自衛隊練習艦隊「かしま」及び「しまかぜ」がナポリに寄港し、エーゲ海でイタリア海軍フリゲート「マルゴッティーニ」と日伊親善訓練を実施した。イタリアからは8月6日から8日にかけてイタリア空軍戦闘機が来日し、三沢基地において日米伊で共同訓練「ライジング・サン24」を実施した。同月下旬にはイタリア海軍軽空母「カヴール」、フリゲート「アルピーノ」、哨戒艦「モンテクッコリ」で構成される空母打撃群が来日寄港し、関東南方から沖縄東方で実施された日豪伊独仏の共同訓練「ノーブル・レイブズ24-3」に参加した。また、同時期にイタリア海軍練習帆船「アメリカ・ヴェスプッチ」が東京に初入港し、寄港に合わせてクロセット国防相が来日した。

11月、岩屋外務大臣はG7外相会合に出席するためイタリアのフィウッジを訪問し、その際立ち寄ったローマにおいて、クロセット国防相との間で日伊ACSAの署名を行った。

(6) スペイン

2023年11月、カタルーニャ州やバスク州の地域主義政党を含む左派政党の支持を得て、サンチェス首相は下院で信任され、首相に再任された（サンチェス第3期政権の発足）。スペ

⁽¹⁰⁾ Japan-Germany ACSA : Japan-Germany Acquisition and Cross-Servicing Agreement

イン国内の経済は、観光セクターの回復や電力価格の低下なども踏まえ、EUを上回る成長率を記録しているものの（2023年はEU平均0.4%に対してスペインは2.5%）、EU内でも高い失業率や財政安定化が引き続き課題となっている。

日本との関係では、2018年に両国の首脳間で格上げに一致した戦略的パートナーシップの下、連携を強化している。2月には、ベルギーでの第3回EUインド太平洋閣僚会合に出席した柘植外務副大臣が、マルティネス・ベリオ外務・EU・協力省外交・グローバル問題担当長官と会談を行い、安全保障・防衛、経済分野などでの二国間の協力の進展を歓迎し、一層進めることを確認した。7月には、カルロス・クエルポ経済・通商・企業相が訪日し、二国間のビジネス機会に関する意見交換が行われた。

また、10月には香川県高松市で第24回日本・スペイン・シンポジウムが開催されるなど、官民双方における協力が進展した。経済分野では、洋上風力発電といった再生可能エネルギー分野における両国間の協力にも進展が見られた。

両国間の防衛協力も着実に進み、7月には、スペイン空軍のユーロファイターが来日し、8月には、海上自衛隊の練習艦隊が史上初めてバレンシアに寄港した。

(7) ポーランド

ロシアによるウクライナ侵略が開始されて以降、ポーランドはウクライナの隣国として積極的に対応し、対ウクライナ支援のハブとして大きな役割を果たしている。また、ポーランドはウクライナ避難民を多数受け入れており、負担や脆弱性が高まっていたことを踏まえ、日本はポーランドへの支援を実施している。また、12月にはポーランドで避難生活を続けるウクライナ避難民児童の生活安定及び教育機会の確保に寄与するため、草の根無償資金協力を通じヴロツワフ市心理・教育センターに対し言語療法機材を供与することを決定した。

日本との関係では、ハイレベルでの往来が頻

繁に行われた。1月には上川外務大臣がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領への表敬、シコルスキ外相との会談を実施したほか、ノヴァツカ教育相と意見交換を行った。さらに、日本が設立に当たって支援したポーランド・日本情報工科大学を訪問し、同大学で学ぶポーランド人、ウクライナ人学生及びポーランドに滞在しているウクライナ避難民と意見交換を行った。また、7月には両外相間で電話会談が実施された。石破政権発足後の11月には、岩屋外務大臣とシコルスキ外相との間で電話会談が実施された。

以上に加え、7月に盛山正仁文部科学大臣が同国を訪問し、ノヴァツカ教育相と会談を行った。また、8月には小泉龍司法務大臣が訪問し、ポドゥナル法相、シエモニャク内務行政相と会談した。8月にはバルトシェフスキ外務副相が来日し、深澤陽一外務大臣政務官との間で会談を行った。

(8) ウクライナ

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であるとの強い問題意識の下、同侵略開始以降、日本は、一貫してウクライナ支援と対露制裁を強力に推進してきた。2024年も、日本の要人によるウクライナ訪問、G7などの様々な国際場裡での諸外国との連携を通じて、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和実現に向けた取組を展開してきた。

1月7日、上川外務大臣がウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領及びシュミハリ首相への表敬並びにクレーバ外相との会談を実施し、対ウクライナ支援を強力に継続していくとの日本の考えを伝達するとともに、復旧・復興に向けた協力の方向性について意見交換を行った。あわせて、上川外務大臣は、国際連合児童基金（UNICEF）により設置された女性や子どもに対する支援施設を視察し、ウクライナ常駐の国際機関代表など関係者との間で意見交換を行い、ウクライナの人々が安心・安全な暮らしを取り戻せるよう支援を継続していくと述べた。

2月19日には、日本の戦後・災害復興の知

見、民間の先進的技術・ノウハウを活用し、官民一体となってウクライナの復旧・復興を強力に後押しするため、シュミハリ首相の出席も得て、日・ウクライナ経済復興推進会議を東京で開催した。岸田総理大臣は、同会議の中で、ウクライナ支援はウクライナ、日本及び世界の「未来への投資」であることを言及した上で、ロシアに侵略されたウクライナが復興を成し遂げ、活力を取り戻すことは、国際社会全体の利益であることを発信した。

その上で、4月3日の日・ウクライナ首脳電話会談では、岸田総理大臣から、日・ウクライナ経済復興推進会議が成功裏に開催されたことを受け、その成果を着実に実施していきたいなどを述べた。

ロシアによるウクライナ侵略開始から2年となる機会を捉え、2月25日には、G7議長国であるイタリアの主催によりG7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会議の冒頭には、ゼレンスキー大統領が参加し、会合後、G7のウクライナに対する揺るぎない支持を示す内容のG7首脳声明が発出された。

4月18日、上川外務大臣はG7外相会合の機会にクレーバ外相との間で日・ウクライナ外相会談を行い、上川外務大臣から、日本は、今後もあらゆる機会、ウクライナを支える日本の結束は揺るがないことを示していくことを強調した。

6月13日から15日まで開催されたG7プーリア・サミットではウクライナ情勢についても議論され、岸田総理大臣から、G7として引き続き結束してウクライナを支えていくことの重要性に触れつつ、ウクライナ支援を強力に推進すること、特に、復興面でも中長期的にウクライナを支えていくと述べた。さらに、同サミット中、岸田総理大臣はゼレンスキー大統領と会談し、2023年7月のNATO首脳会合において発表された「ウクライナ支援に関する共同宣言」に基づき作成された二国間文書である「日本国政府とウクライナとの間のウクライナへの支援及び協力に関するアコード」に署名した。日本との二国間文書は非大西洋諸国として初め

て署名されたものであり、ウクライナの問題が欧州だけではなく、国際社会全体の問題であることを改めて示すことになった。

岸田総理大臣は、6月15日、スイスで同国政府主催の「ウクライナの平和に関するサミット」に出席し、前年5月のG7広島サミットでの議論が基盤となって今回のサミットが開催されたことを歓迎し、ウクライナにおける平和は、国連憲章を含む国際法の諸原則に基づく、「公正かつ永続的な平和」でなければならず、力や威圧による一方的な現状変更の試みを正当化するようなものであってはならないこと、「公正かつ永続的な平和」をウクライナで実現することは、国際社会全体を、分断・対立ではなく協調の世界に導いていくために、象徴的に重要であることを強調した。

6月11日及び12日には、ドイツ政府・ウクライナ政府共催で「ウクライナ復興会議」が開催され、深澤外務大臣政務官が出席した。2月の日・ウクライナ復興推進会議の成果についてのフォローアップの着実な進展に言及した上で、引き続き、官民一体となってウクライナを支援していく決意を表明した。

7月11日、岸田総理大臣は、北大西洋条約機構（NATO）首脳会合（米国・ワシントンD.C.）出席の機会に日豪NZ韓（IP4）の首脳とゼレンスキー大統領を交えた会合が行われ、岸田総理大臣から、本会合はウクライナの問題が、欧州のみならずインド太平洋を含む国際社会全体の問題であることを示すという点で有意義であると述べ、IP4とウクライナとの間で連携していくことで一致した。また、同日、岸田総理大臣は、「ウクライナ・コンパクト」の発出式典に出席し、各国がウクライナとの間で署名した二国間文書に基づき、ウクライナへの力強い支援を継続していくとの揺るぎないコミットメントを表明した。

9月23日、国連総会の機会に岸田総理大臣は、ゼレンスキー大統領と首脳会談を行い、ロシアによる侵略が始まった2年半前、「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」という強い危機感の下、日本はこの国際秩序の根

幹を揺るがす暴挙に対して断固として立ち向かうことを決意したこと、引き続き、ウクライナ支援を全力で進めていくことを述べた。同日、同じく国連総会に出席した上川外務大臣も、シビハ外相と会談を行った。

10月25日、特別収益前倒し（ERA）融資に関するG7首脳声明が発出され、日本は、ERAの枠組みの下で、G7で一致した約500億ドルのうち、4,719億円すなわち約33億ドル⁽¹¹⁾相当の円借款を供与することを表明した。

11月16日、岩屋外務大臣はウクライナを訪問し、石破政権の成立後も「日本はウクライナと共にある」との姿勢は変わらないことをウクライナ側に伝達した。また、ゼレンスキー大統領への表敬及びシビハ外相との会談では、北朝

鮮によるロシアへの兵士派遣についても議論し、連携を強化していくことで一致した。ゼレンスキー大統領から説明のあった「勝利計画」について、同計画の掲げるウクライナの公正かつ永続的な平和の一日も早い実現を日本として支持していると表明したほか、シュミハリ首相への表敬に際しては、両国間の情報共有の制度的基盤となる日・ウクライナ情報保護協定に署名した。さらに、訪問中、スヴィリデンコ第一副首相兼経済相を始めとする地雷対策関係者との意見交換を行うとともに、日本の支援によるウクライナへの電力関連機材の供与式にも出席し、対ウクライナ支援を引き続き力強く進めていくことを表明した。

ロシアによるウクライナ侵略の開始から1,000日を前にして、11月16日、G7首脳は、主権、自由、独立、領土一体性及び自身の復興のためのウクライナの戦いに貢献するため連帯する決意を示した「ウクライナに対する長期的な支援に関するG7首脳声明」を発出した。

12月16日、第9回日本ウクライナ経済合同会議出席のために訪日したスヴィリデンコ第一副首相兼経済相は、林官房長官及び岩屋外務大臣と会談を行い、岩屋外務大臣から、同会議も通じて、ウクライナの復旧・復興における日本企業の参画が進展することを期待すること及び今後もウクライナを支援していくことを伝達した。

12月25日には、石破総理大臣は、ゼレンスキー大統領との間で初めてとなる首脳電話会談を行い、両首脳は、北朝鮮兵士の戦闘への参加を含むウクライナを取り巻く情勢についても意見交換を行うとともに、石破総理大臣から、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の一日も早い実現に向け、今後も連携していきたいことなどを述べ、両首脳は、引き続き、緊密に連携していくことで一致した。



岩屋外務大臣によるゼレンスキー・ウクライナ大統領への表敬（11月16日、ウクライナ・キエウ）



日・ウクライナ外相会談（11月16日、ウクライナ・キエウ）

(11) 各拠出額のドル建て換算額は、EUが発表している9月19日付レートに基づいて換算したもの

コラム
COLUMN

変貌するEUと 日・EU安全保障パートナーシップの推進

欧州連合日本政府代表部

■ 変貌するEU

現在、欧州連合（EU）は、単なる経済連合に留まらず、グローバルな安全保障プロバイダーへと変貌する過程にあります。EU設立の柱の一つには、国際安全保障の強化や普遍的価値の推進を掲げた共通安全保障・外交政策（CFSP）¹があるほか、これまでも、共通安全保障・防衛政策（CSDP）²を発展させてきました。CSDPでは、EU域外の不安定な国際情勢が域内の脅威増大にもつながるとの認識の下で、国際の平和・安全保障の促進のための取組としてEU域外にも多数の軍事・文民ミッションを展開してきました。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略は、欧州での戦争という現実を再び目にすることで、EUに更なる変貌を迫っていますが、その役割には新たな期待も寄せられています。EUは現在、冷戦終結後の欧州には防衛産業分野に投資ギャップが存在するとして、欧州防衛産業戦略を策定し、同分野の基盤強化に乗り出しています。7月、2期目となる再任を果たしたフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、今こそ真の防衛連合を構築する時であるとEU加盟国に呼びかけました。また、同委員会に防衛担当の委員（閣僚に相当）を新設するなど新たな方向性を生み出しています。

■ 日・EU安全保障・防衛パートナーシップ

上記を背景として、時代と共に変貌を遂げていくEUと日本との関係も新たな地平に進みつつあります。2024年には、欧州とインド太平洋の安全保障が不可分であるとの認識がますます広がりを見せる中、日・EU安全保障・防衛パートナーシップが公表されました。従来の協力枠組みをいかしながら、安全保障・防衛に関して更なる協力分野や対話の発展を目指す内容となっています。

このパートナーシップが定める協力分野は幅広く、軍事・文民ミッション、海洋安全保障、軍縮・不拡散、テロや暴力的過激主義対策などの伝統的分野に加え、サイバー、外国による情報操作・干渉（FIMI）³を始めとするハイブリッド脅威などの非伝統的分野、そして欧州が重視する防衛産業分野も含まれます。協力分野の拡大に伴い、関与するEU組織も多岐にわたるという課題も浮き彫りになってきました。EUの外務省である欧州対外活動庁（EEAS）⁴に加えて、欧州委員会、EU加盟国との関係ではEU理事会も関与します。また、具体的協力に向けた権限、財源などはEU加盟国のみが有することも多くあります。



日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表する岩屋外務大臣とポレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長（11月1日、東京・外務省飯倉公館）

■ EUの多様性と複雑性

この協力分野の多様性とEU機構の複雑性は、日・EU間協力の検討や交渉の際の悩みの種でもあります。法の支配が深く根ざした幾層にもわたる官僚組織と、EU加盟27か国の経済規模、そして強力な域内単一市場を抱えるEU独自の強みでもあります。EU本部が所在するブリュッセル（ベルギー）にある欧州連合日本政府代表部には、安全保障・防衛ユニットが設置されており、政務及び防衛担当が協力して日・EUの協力関係強化に向けて最前線で取り組んでいます。また、サイバーやハイブリッド脅威、防衛産業の文脈では、更なる省庁間協力も必要です。今後も欧州の中心と呼ばれるブリュッセルにおいて、省庁を横断するオールジャパンの体制で、日・EUの安全保障・防衛協力の取組を進めていきます。

1 CFSP : Common Foreign and Security Policy

3 FIMI : Foreign Information Manipulation and Interference

2 CSDP : Common Security and Defense Policy

4 EEAS : European External Action Service

コラム
COLUMN

欧州の中心に位置する日本のパートナー —日本とアルザスの交流160年の歩みとこれから—

在ストラスブール日本国総領事館

2023年から2024年にかけて、日本とフランスのアルザス地方は交流160周年を迎えました。独仏の間を揺れ動いた苦難の歴史を有するアルザスは、現在、独仏両国の和解と欧州統合を象徴する地となっています。こうしたアルザスと日本の長きにわたる交流について紹介します。

■ 出会いのきっかけと交流の足跡

日本とアルザスの最初の出会いは、幕末の頃に遡ります。

1863年、大阪の商人たちは、繊維産業が発達していたミュルーズを訪れ、和柄の羊毛生地の生産を発注しました。翌年、ミュルーズの生地が日本に到着し、交流の端緒が開かれました。これは、フランスにおいて日本の浮世絵や独特の図柄が一世を風靡したジャポニズムが盛り上がっていく時代と重なります。

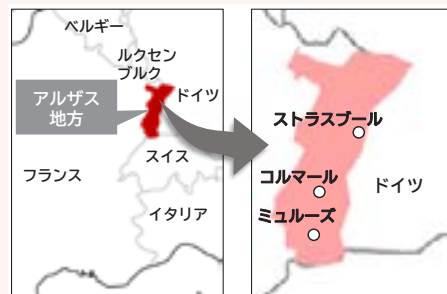


ストラスブール市内の広場の銀杏

1880年代になると、科学分野の研究のために日本人留学生が、当時ドイツ領であったストラスブール大学に來訪するようになります。また、1900年頃に明治天皇からドイツのヴィルヘルム2世に銀杏が贈られたと言われており、その銀杏は現在もストラスブール市内の広場において美しい姿を保っています。

日本とアルザスの交流が次に飛躍するのは、1980年代となります。当時、欧州各地に進出する日本企業の誘致に、アルザスの関係者が情熱的に取り組み、1986年に日本の大手電機メーカーの進出が実現します。これを皮切りに、コルマール周辺への日本企業の進出が相次ぎます。その結果、日系企業数や在留邦人数が増加し、日本人学校「アルザス成城学園」の開校（1986年）、さらには在ストラスブール日本国総領事館の設置（1992年）につながります。誘致活動の中心となったアンドレ・クライン氏は、単なる企業誘致だけではなく、経済と文化の両輪で交流を深めることを重視し、そうした強い思いは、2001年のアルザス欧州日本学研究所（CEEJA）¹の設立に結実します。CEEJAは、現在も日本とアルザスの交流において重要な役割を果たしています。

学術面では、1986年にストラスブール大学に日本語学科が開設されたほか、2001年には、日仏学会会館や日本学術振興会（JSPS）²ストラスブール研究連絡センターが相次いで設立されました。現在では、ストラスブール大学は日本の約30もの大学と協定を結んでおり、大学間交流が活発に行われています。



■ 未来に向けたこれからの歩み

こうして迎えた160周年を締めくくるイベントとして、2024年11月、コルマールで日本文化を発信する「Japan Week」が開催されました。1週間にわたり、日本文化を通じて日仏両国の多くの人々が交流を楽しみました。

今後も、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）におけるフランス・パビリオンでのアルザスワインの提供や、2027年にはコルマールで「欧州マンガ・アニメ博物館」の開館が計画されており、経済、文化、学術など様々な分野で、日本とアルザスの交流が一層深まることが期待されます。どの時代も、そこに携わる人々の努力と献身によって交流が支えられています。外務省は、こうした交流の発展をこれからも後押ししていきます。



「JapanWeek」で行われた公演の様子
(11月、フランス・コルマール)

- 1 CEEJA : Centre Européen d'Etudes Japonaises d'Alsace
- 2 JSPS : Japan Society for the Promotion of Science

3 地域機関などとの協力

(1) 北大西洋条約機構(NATO)との協力

NATOは、北大西洋条約に基づき、加盟国の集団防衛を含め、加盟国の自由及び安全保障を政治面・軍事面での保障を目的とする組織であり、加盟国の「抑止と防衛」のほか、治安維持活動やテロ対策など、加盟国の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の「危機予防・管理」、パートナー国・機関との協力による「協調的安全保障」に取り組んでいる。ロシアによるウクライナ侵略を受け、2022年に採択されたNATOの「戦略概念」では、インド太平洋のパートナーとの対話・協力の強化の指針が示された。このようなNATOのインド太平洋への関心の高まりを受け、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、日・NATO間の協力の重要性が高まっている。

インド太平洋パートナー（IP4：日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国）は

2022年に初めてNATO首脳会合及びNATO外相会合に招待され、2024年4月のNATO外相会合には辻清人外務副大臣が、また、7月のNATO首脳会合には岸田総理大臣が日本から3年連続で出席した。同首脳会合において、IP4とNATOの間で持続的な協力を確立するため、四つの分野（(ア) ウクライナ支援、(イ) サイ



NATO首脳会合における岸田総理大臣とストルテンベルグNATO事務総長との共同記者発表（7月11日、米国・ワシントンD.C. 写真提供：首相官邸ホームページ）

バー防衛、(ウ) 偽情報対策、(エ) テクノロジー) を旗艦事業とすることが発表され、岸田総理大臣とストルテンベルグNATO事務総長との間で実施した会談において、同旗艦事業を歓迎した。9月、国連総会の機会に、岸田総理大臣はストルテンベルグNATO事務総長と会談し、日・NATO関係の更なる発展に向けて引き続き協力していくことで一致した。10月、NATO国防相会合にIP4の国防相が初めて招待され、日本から中谷元防衛大臣が出席するとともに、10月1日付で新たに着任したルッテNATO事務総長と会談した。

(2) 欧州安全保障協力機構(OSCE)⁽¹²⁾との協力

OSCEは、欧州、中央アジア・コーカサス、北米地域の57か国が参加し、包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを通じて、参加国間の相違の橋渡しをし、信頼醸成を行う地域安全保障機構である。日本は、1992年以降、「協力のためのアジア・パートナー」としてOSCEと協力しており、アフガニスタン及び中央アジア諸国の国境管理強化によるテロ防止や税関職員的能力強化、ウクライナ及びその周辺国における紛争における女性のリーダーシップ能力強化や、人身売買防止の能力強化などへの支援を行っている。また、2022年のロシアによるウクライナ侵略以前から、OSCEはウクライナの状況改善のため重要な役割を果たしており、日本はOSCE特別監視団(SMM)に財政支援及び専門家の派遣を行ってきた(専門家は2015年8月から断続的に派遣、2022年2月に派遣終了)。加えて、2024年10月には日本はアジア・パートナー国を代表してOSCEアジア共催会議をウィーンで開催した。同会議には柘植外務副大臣が出席し、OSCE参加国とアジア・パートナー各国との協力強化の重要性について発言した。

日本は、OSCEの外相理事会に毎年出席し

てきており、12月にマルタで開催された同理事会には藤井比早之外務副大臣が参加した。同理事会において藤井外務副大臣は、包括的なアプローチで課題に取り組むOSCEとの間で、一層の連携を強化していくと述べた。

(3) 欧州評議会(CoE)⁽¹³⁾との協力

CoEは、民主主義、人権、法の支配の分野での国際基準の策定に重要な役割を果たす、欧州46か国が加盟する国際機関である。9月には、アラン・ベルセ事務局長が新たに就任した。日本は、1996年以来アジア唯一のオブザーバー国として専門的知見の提供及び会合開催協力により貢献しており、ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関(損害登録機関)に準加盟国として参加しているほか、11月には「世界民主主義フォーラム」で政策発信を行った。また、5月には日本がオブザーバー国として参加している「AIに関する委員会(CAI)」において、AIを主題とする初めての国際約束である人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約が採択された。

(4) アジア欧州会合(ASEM)⁽¹⁴⁾における協力

ASEMは、アジアと欧州との対話と協力を深める唯一のフォーラムとして、1996年に設立され、51か国・2機関を参加メンバーとして首脳会合と外相会合を始めとする各種閣僚会合及び各種セミナーの開催などを通じて、(1) 政治、(2) 経済及び(3) 文化・社会その他を3本柱として活動している。

ASEMにおける唯一の常設機関であるアジア欧州財団(ASEF)⁽¹⁵⁾はシンガポールにあり、柱の一つである社会・文化分野の活動を担っている。

日本はASEFの感染症対策のための医療用個人防護具(PPE)及び抗ウイルス剤などの備蓄

(12) OSCE : Organization for Security and Co-operation in Europe

(13) CoE : Council of Europe

(14) ASEM : Asia-Europe Meeting

(15) ASEF : Asia-Europe Foundation

事業を支援し、ASEM参加国への備蓄物資の緊急輸送や、緊急対応能力構築のためのワークショップ及び公衆衛生ネットワーク事業の実施に協力している。この一環で、2月から9月にかけて、ASEFと世界保健機関（WHO）の共同プロジェクト「薬剤耐性（AMR）対策をプライマリーヘルスケア（PHC）に組み込む：パイロット国における人間を中心としたアプローチの展開」として、インドネシア、タイ、カザフスタン、スウェーデンの4か国での現地調査が実施された。11月にはシンガポールで「公衆衛生の緊急時のためのリスク・コミュニケーションに関するハイレベル会合」を開催した。日本は、日本の拠出金によるASEFの「新型コロナウイルス等感染症の拡大防止のための支援事

業」の一環として、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）によるアジア諸国（バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン）における備蓄事業を支援しているほか、WHOによるウクライナ及びウクライナ避難民を受け入れている周辺国（ASEM参加国のポーランド、ルーマニア、ハンガリー、スロバキア、チェコ、ブルガリア及び非ASEM参加国モルドバ）におけるウクライナ避難民などの感染症対策のための財政支援を決定した。

また、日本は、ASEFとの共催によるクラスルーム・ネットワーク事業の実施、ASEFへの拠出金の支出などを通じて、ASEMの活動に貢献した。

コラム
COLUMN

ルーマニアにおける日本のウクライナ避難民支援 －日本大使館は支援の架け橋－

在ルーマニア日本国大使館

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は引き続き周辺国に重大な影響を及ぼしています。

ウクライナと国境を接するルーマニアには、ロシアによるウクライナ侵略後、延べ約1,050万人（2024年11月時点）のウクライナ人が入国しています。ルーマニア政府は、延べ約17万人のウクライナ人に一時的保護の措置を提供したほか、これまで難民受入れの経験が乏しかったにも関わらず、国際機関やNGOなどと連携しながら、医療へのアクセスや子どもたちへの教育機会の提供、ルーマニア社会への統合など、様々な支援に取り組んでいます。侵略が始まってから約1,000日が経った今でも、約8万人のウクライナ人がルーマニアで避難生活を送っています。これらのことから、ルーマニアはロシアによるウクライナ侵略によって最も大きな影響を受けた周辺国の一つと言えるでしょう。

日本政府は、国際機関や日本のNGOへの支援を通じて、ルーマニアにおけるウクライナ避難民に対する支援のみならず、彼らを支えるルーマニア国内のホストコミュニティへの支援にも取り組んでいます。

在ルーマニア日本国大使館は、日本政府の資金拠出によって実施されている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）¹、世界保健機関（WHO）²、国連児童基金（UNICEF）³、国際移住機関（IOM）⁴などの国際機関による支援活動や、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）などの日本のNGOによるウクライナ避難民支援の取組を後押しするため、その支援活動現場を訪れ、日本による支援の活用状況や課題などを把握し、今後の支援にいかすとともに積極的に対外発信することで、日本の支援の可視化に取り組んでいます。

ルーマニアで暮らすウクライナ避難民の方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、在ルーマニア日本国大使館は、ルーマニアの様々な支援機関と日本社会をつなぐ橋渡しとして積極的に活動することで、ウクライナ避難民及びホストコミュニティの支援に取り組んでまいります。



ウクライナ避難民支援センターでザパタUNHCRルーマニア事務所長から日本の支援の活用状況などについて説明を受ける長浜博行参議院副議長（写真左手前）ほか（9月4日、ルーマニア・ブカレスト 写真提供：UNHCRルーマニア事務所）



リアッティUNICEFルーマニア事務所長の案内で、同事務所が支援するウクライナの子どものための教育施設を視察する片江駐ルーマニア大使（5月20日、ルーマニア・ブカレスト 写真提供：UNICEFルーマニア事務所）



セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが支援するウクライナの子どものための教育施設で保護者と意見交換する片江駐ルーマニア大使（4月22日、ルーマニア・ナボダリ）

1 UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees
2 WHO : World Health Organization
3 UNICEF : United Nations Children's Fund
4 IOM : International Organization for Migration

■ その他の欧州地域

【北欧諸国】

アイスランド：11月30日、議会総選挙が行われ、社会民主同盟党が第一党となり、フロスタドッティル氏が首相に任命された。

スウェーデン：上川外務大臣は、1月、ストックホルムを訪問し、ビルストロム外相と会談を行った。7月、NATO首脳会合出席のため米国を訪問した岸田総理大臣は、クリステション首相と首脳会談を行い、安全保障を含むあらゆる分野での二国間協力を一層強化していくことで一致した。

デンマーク：7月、辻外務副大臣は、訪日したホイダル・フェロー諸島副首相兼外務相と会談を行った。10月、来日したデンマーク議会外交政策委員会一行が深澤外務大臣政務官を表敬した。

ノルウェー：7月、上川外務大臣は、ASEAN関連外相会議に出席するため訪問したラオスで、アイデ外相と会談を行った。

フィンランド：上川外務大臣は、1月、ヘルシンキを訪問し、ヴァルトネン外相と会談を行った。7月、NATO首脳会合出席のため米国を訪問した岸田総理大臣は、ストゥップ大統領と会談を行い、安全保障、経済を含むあらゆる分野での二国間協力を一層強化していくことで一致した。12月、石破総理大臣は訪日したオルボ首相と会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の交渉開始を発表した。

【ベネルクス諸国】

オランダ：1月、上川外務大臣はオランダを訪問し、ルッテ・オランダ首相表敬や、日・オランダ外相会談などを行い、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有した。7月、岸田総理大臣は、米国でのNATO首脳会合の際、スホーフ首相と両首脳間で初めてとなる会談を行い、オランダ・フリゲート「トロンプ」の日本派遣など、オランダのインド太平洋地域への具体的な関与を歓迎し、安全保障を含むあらゆる分野で協力を進めていくことを確認した。9月、日・オランダ平和交流事業を実施し、第二次世界大戦時に日本軍に抑留された民間オランダ人5名を日本に招へいた。

ベルギー：5月、上川外務大臣は、ラビブ外相との間で電話会談を実施し、日・ベルギー二国間関係、2025年の大阪・関西万博や、2026年の日・ベルギー友好160周年に向けて連携を強化していくことで一致したほか、地域情勢について意見交換を行い、連携していくことで一致した。

ルクセンブルク：1月、上川外務大臣は、来日したベッテル副首相兼外相との間で会談を実施し、皇室・大名家の親密な関係は、良好な二国間関係の礎であるとの認識を共有した上で、両国の友好関係を一層深化させていくことで一致した。同会談に先立ち、両外相間で日・ルクセンブルク・ワーキング・ホリデー制度導入に係る口上書の交換を行った。6月、ギヨーム皇太子殿下率いる経済ミッションが来日し、岸田総理大臣及び上川外務大臣と会談を行った。上川外務大臣とギヨーム皇太子殿下との会談に先立ち、日・ルクセンブルク航空協定及び関係省庁間の宇宙分野の協力に関する協力覚書への署名式を実施した。

【バルト3国】

エストニア：3月、上川外務大臣は、外務省賓客として訪日したツァフクナ外相と会談を行った。7月、カッラス首相がEU外務・安全保障政策上級代表に指名されたことを受けて首相を辞任し、ミッハル新政権が発足した。

ラトビア：2月、上川外務大臣は、外務省賓客として訪日したカリンシュ外相と外相会談及び会談を行った。

リトアニア：5月、大統領選挙が行われ、シモニーテ首相との決選投票の末、現職のナウセーダ大統領が再選された。

アイルランド：11月29日、議会総選挙が行われ、共和党が第一党となり、1月23日、下院にてマーティン氏が首相に任命された。

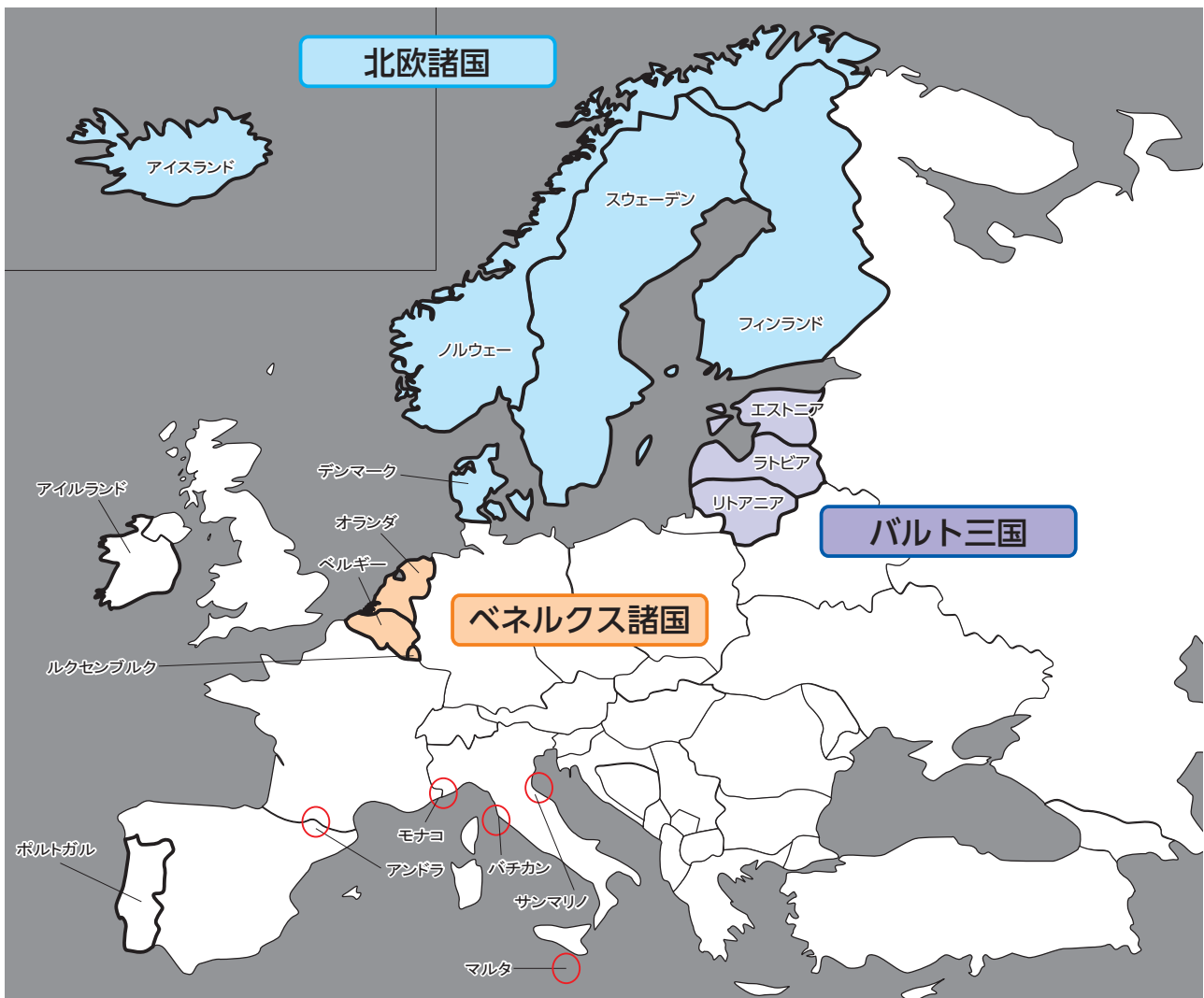
サンマリノ：サンマリノの国家元首として、4月にロッシ執政とガスパローニ執政が就任し、10月にチヴェルキア執政とリッカルディ執政が就任した。6月、サンマリノ大評議会総選挙が実施され、7月にベッカーリ外務・国際経済協力・通信長官を首班とする第2期ベッカーリ政権が発足した。

バチカン：12月、フランシスコ教皇から、菊地功東京大司教が枢機卿に親任された（枢機卿は、教皇に次ぐ地位に当たり、かつ、次期教皇選出時に選挙権を持つ。日本人の現職枢機卿は、前田万葉枢機卿（大阪高松大司教）と並び2人となる。）。

ポルトガル：3月10日、共和国議会総選挙が実施され、野党・社会民主党（PSD）率いる民主同盟（AD）が与党・社会党（PS）に僅差で勝利した。PSD党首のルイス・モンテネグロ氏が首相に就任した。

マルタ：1月1日、在マルタ兼勤駐在官事務所が開設された。2月、深澤外務大臣政務官はマルタを訪問し、ファーン副首相及びグリマ教育・スポーツ・青年・研究・イノベーション相を表敬し、クタイヤ外務・欧州・貿易次官との会談などを行った。2025年の日・マルタ外交関係樹立60周年に向けた両国間関係の一層の進展を確認し、クタイヤ次官との間では、ワーキング・ホリデー制度の導入に向けた両国間の調整を加速させていくことを目的として、人的交流に関する協力覚書の署名を行った。12月、藤井外務副大臣は、第31回欧州安全保障協力機構（OSCE）外相理事会に出席するためマルタを訪問し、ミリアム・スピテリ=デボノ・マルタ共和国大統領への表敬及びイアン・ボージュ・マルタ共和国副首相兼外務・観光相との会談を実施した。両国間の関係を更に発展するため、今後も緊密に連携していくことで一致した。

モナコ：日本文化への関心が高まっているモナコでは、11月、新型コロナウイルス感染症の流行下を経て4年ぶりとなる「モナコ・日本芸術祭」が開催された。また、9月には新たにギヨーム国務相（首相職）が就任した。



【V4】

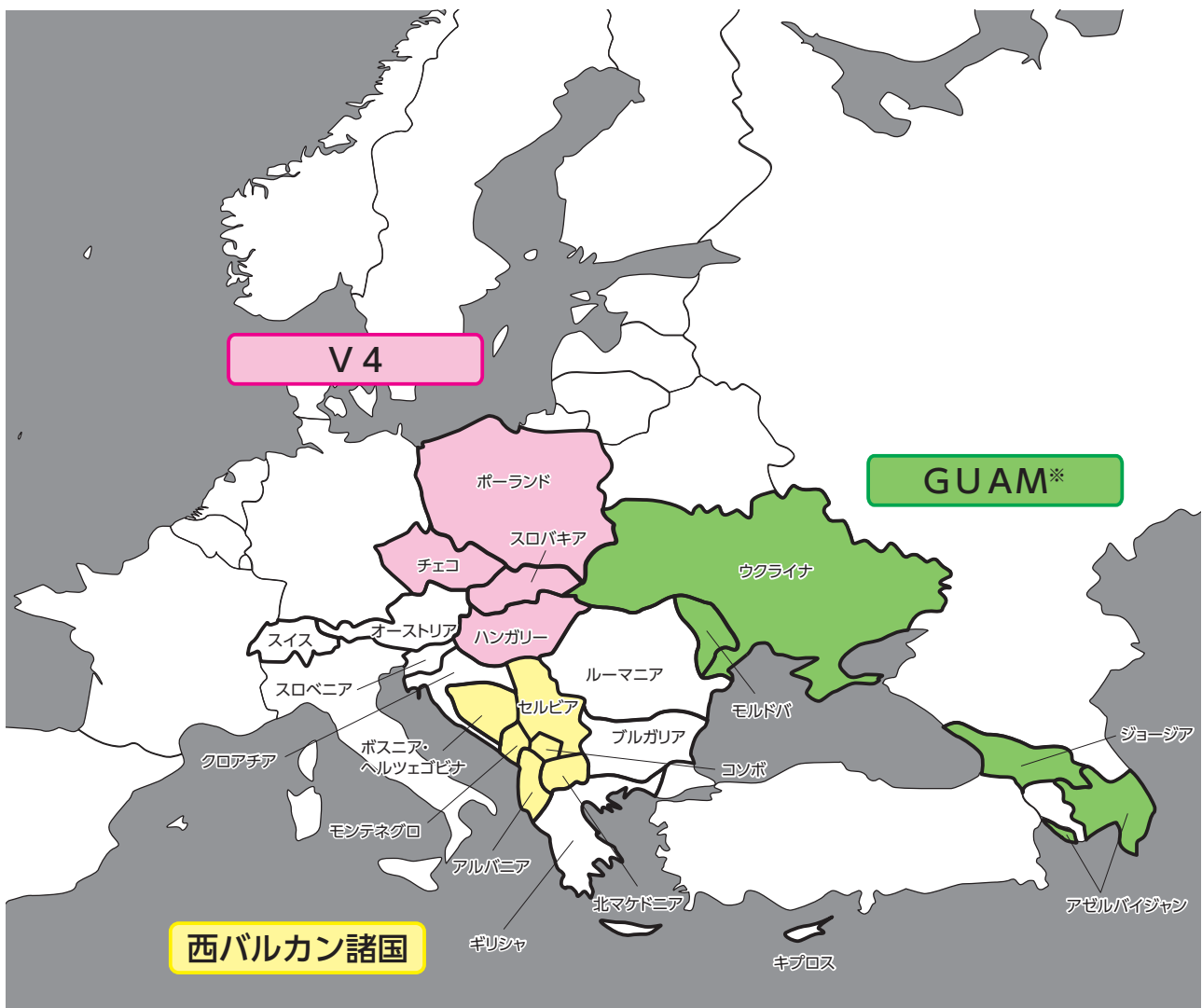
日本とV4各国（スロバキア、チェコ、ポーランド、ハンガリー）との二国間関係は長い歴史があり、伝統的に良好である。ウクライナの近隣国であり、同国を引き続き支援していく日本にとってV4との連携は重要である。これまで「V4+日本」協力の枠組みを通じて、幅広い分野で連携してきている。

スロバキア：2月に柘植外務副大臣はエシュトク外務・欧州問題副相とブリュッセルで会談を実施したほか、サコヴァー副首相兼経済相及びタラバ副首相兼環境相が訪日した。9月には、長浜博行参議院副議長がスロバキアを訪問し、ケリー国会外務委員長と会談を行うなど、様々なレベルでの交流が行われた。

チェコ（6月までV4議長国）：2月に柘植外務副大臣がリパフスキー外相とブリュッセルで意見交換を行ったのに続き、同じく2月に上川外務大臣と同外相が東京で外相会談を実施し、日・チェコ航空協定に署名した。

ポーランド：※123ページ 2(7) ポーランド参照

ハンガリー：5月に上川外務大臣は、2年連続で来日したシーヤールトー外務貿易相と外相会談を実施した。



※ GUAM：旧ソ連4か国（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）により、民主主義の促進や安定的な経済発展を目的として設立。日本は2007年に「GUAM+日本」協力枠組みを創設し、外相級及び次官級の会合や、訪日招へい事業としてGUAM諸国の実務家・専門家などとのテーマ別ワークショップを実施してきた。

【西バルカン諸国】

西バルカン地域では、ボスニア・ヘルツェゴビナを構成する二つの主体（エンティティ）の一つであるスルプスカ共和国の分離主義的行動や、セルビア・コンボ間の関係正常化に向けた対話の停滞など、和平履行や民族間の対立についての懸念が依然として残っているものの、各国はEU加盟に向けた改革に取り組むなど、全体として、安定と発展に向けて進展した。このほか、2018年から日本が主導して取り組んでいる「西バルカン協カイニシアティブ」⁽¹⁶⁾の下、二国間協力としての西バルカン各国との二国間対話の促進、政府開発援助（ODA）による開発協力、日本企業進出支援や地域協力の促進・第三国との協力としての地域共通課題に対する知見共有や招へい事業を通じて、EU加盟を目指す西バルカン諸国の経済改革の支援、諸民族間の和解・協力を推進している。招へい事業としては、11月、観光をテーマとして西バルカン各国及びギリシャからの実務者招へい、12月、欧州地域との交流プログラムである「MIRAIプログラム」を通じて平和構築をテーマとする青年招へい（西バルカン地域青年協力機構との協力）、2月には、第3回西バルカン防災セミナーを実施した。

アルバニア：7月、深澤外務大臣政務官は、アルバニアを訪問し、ハサニ欧州・外相と会談を行った。また同月、衆議院欧州諸国外交・政治経済事情等調査議員団もアルバニアを訪問し、ラマ首相らを表敬した。

北マケドニア：3月、日・北マケドニア外交関係樹立30周年を祝う両国の首脳・外相間記念書簡の交換が行われた。また、10月、柘植外務副大臣は、オーストリアで開催されたOSCEアジア共催会議に際し、ディミトロフスキ北マケドニア外務・貿易副相と会談した。

コンボ：4月、ゲルヴァラ外相が訪日し、上川外務大臣と会談した。7月、上川外務大臣は、日本の外務大臣として初めてコンボを訪問し、クルティ首相への表敬、ゲルヴァラ外相と会談を行った。日・コンボ外交関係樹立15周年を記念し、両国で記念事業が実施された。

セルビア：4月、穂坂泰外務大臣政務官がセルビアを訪問し、ダッチ第一副首相兼外相を表敬した。7月、上川外務大臣がセルビアを訪問し、ジュリッチ外相と会談して日・セルビア投資協定の交渉開始で一致したほか、ブチェビッチ首相への表敬、マツラ女性のエンパワーメント等担当相との意見交換を実施した。

ボスニア・ヘルツェゴビナ：7月、上川外務大臣は、ボスニア・ヘルツェゴビナを訪問し、コナコビッチ外相、クリシュト閣僚評議会議長、シュミット上級代表とそれぞれ会談を行った。

スロベニア：4月、上川外務大臣は、来日したファヨン副首相兼外務・欧州相と会談を実施した。

ルーマニア：3月、上川外務大臣はオドベスク外相と電話会談を行った。9月には、長浜参議院副議長がルーマニアを訪問し、チウカ上院議長、チョラク首相と会談を行った。

ブルガリア：4月、穂坂外務大臣政務官が、8月、参議院日本ブルガリア友好議員連盟議員団がブルガリアを訪問した。また、9月には、額賀福志郎衆議院議長が同国を訪問し、ナザリヤン国民議会議長、ラデフ大統領、グラフチェフ首相とそれぞれ会談を実施した。

クロアチア：6月、深澤外務大臣政務官がグルリッチ＝ラドマン外務・欧州相とベルリンで会談を行ったほか、同月、深澤外務大臣政務官はクロアチアを訪問し、「ドブロボニク・フォーラム」に出席した。

オーストリア：1月に、政府間交渉を進めていた「日・オーストリア社会保障協定」が署名に至ったほか、4月には上川外務大臣がシャレンベルク欧州・国際担当と電話会談を行った。10月には、柘植外務副大臣がOSCEアジア共催会議に出席するためウィーンを訪問し、マルシツ欧州・国際関係省事務次官と会談したほか、同月、水素及びAIをテーマに、「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第26回会合がオーストリア・グラーツで開催された。

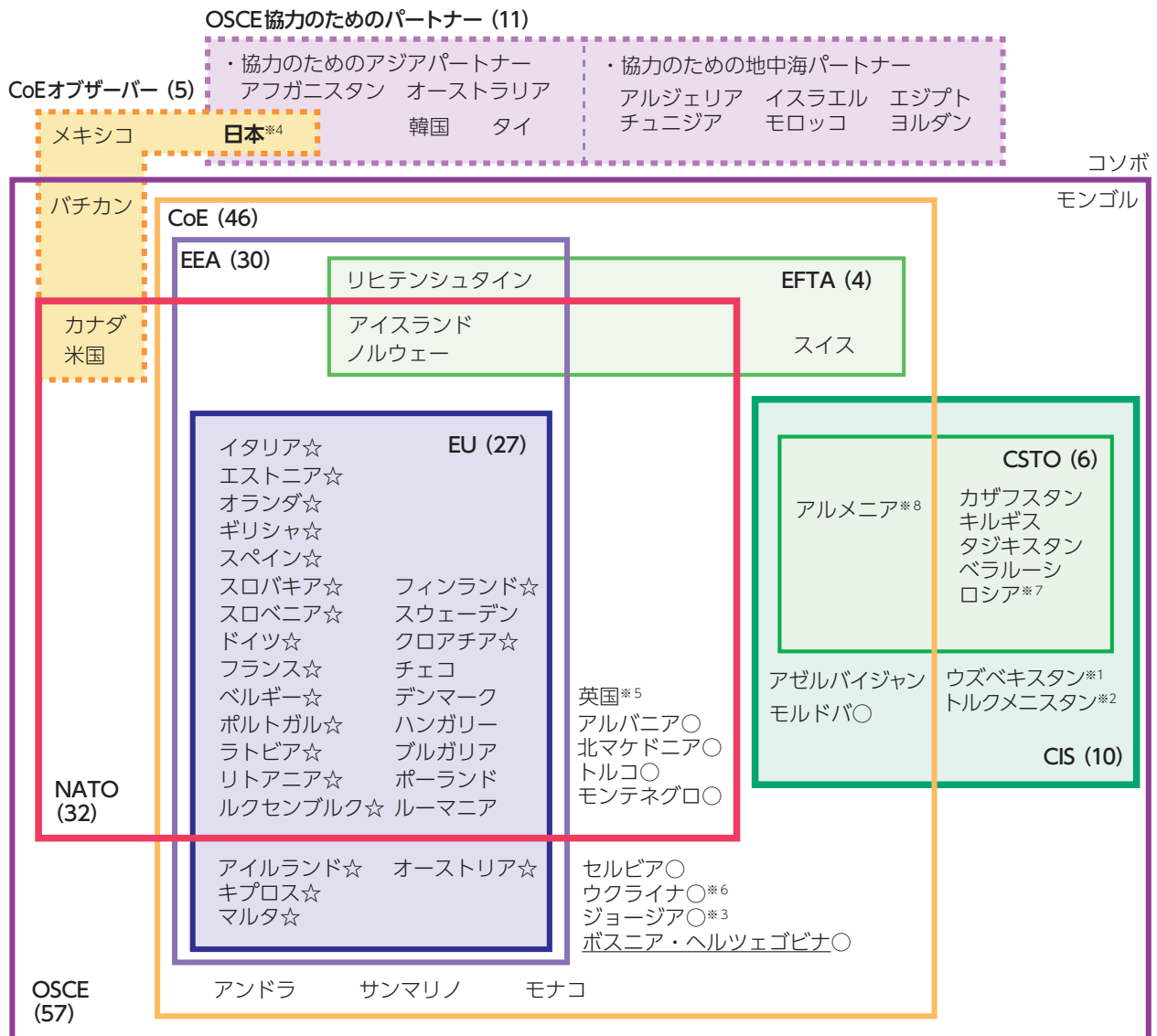
スイス：8月に、アムヘルト大統領が訪日し、首脳会談などを通じて、日・スイス国交樹立160周年を共に祝した。10月には、柘植外務副大臣がスイスを訪問し、ローザンヌで開催された「ウクライナ地雷対策会議」に出席したほか、カシス外相と会談を実施し、二国間関係やウクライナを始めとする地域情勢につき意見交換を行い、同志国として連携を強化することで一致した。

ギリシャ：日本・ギリシャ外交関係樹立125周年にあたる2024年は、「日本・ギリシャ文化観光年」と位置付けられ、両国で交流が活発化した（138ページ コラム参照）。7月、衆議院欧州諸国外交・政治経済事情等調査議員団がギリシャを訪問し、ギリシャ・日本友好議員連盟との会談などを通し議会間交流を行った。12月、日・ギリシャ租税条約が発効した。

モルドバ：9月、上川外務大臣が首都キシナウで開催された第5回モルドバ・パートナーシップ会合に書面メッセージを送る形で参加した。11月、岩屋外務大臣は来日したポプショイ副首相兼外相との間で外相会談を実施し、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けるモルドバを引き続き支援していくことを表明した。

(16) 2018年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、EU加盟を目指す西バルカン諸国（アルバニア、北マケドニア、コンボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロ）との協力を進める「西バルカン協カイニシアティブ」を発表し、青年交流、経済交流などの分野で西バルカン地域全体との協力を促進した。

■ 欧州の主要な枠組み



() 内は参加国数

〈凡例〉

- ：EU加盟候補国 (9)
- ☆：ユーロ参加国 (20)
- ：NATO加盟のための行動計画 (MAP) 参加国 (1)
- ※1 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加資格を停止
- ※2 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※3 ジョージアは2008年8月にCISからの脱退を表明。09年8月に正式に脱退
- ※4 日本はNATOのパートナー国
- ※5 英国は2020年1月31日にEUを離脱
- ※6 ウクライナは2018年4月CIS脱退に関する大統領令に署名
- ※7 ロシアは2022年3月を以てCoEから除名
- ※8 アルメニアは2024年2月にCSTO参加凍結を表明

〈略語解説〉

- CoE (Council of Europe)：欧州評議会 (46)
- CIS (Commonwealth of Independent States)：独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization)：集団安全保障条約機構 (6)
- EEA (European Economic Area)：欧州経済領域 (30)
- EFTA (European Free Trade Association)：欧州自由貿易連合 (4)
- EU (European Union)：欧州連合 (27)
- NATO (North Atlantic Treaty Organization)：北大西洋条約機構 (32)
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe)：欧州安全保障協力機構 (57)

天皇皇后両陛下の英国御訪問

天皇皇后両陛下は、かねてより招請があった英国を6月22日から29日までの8日間の日程で御訪問になりました。日英両国間には、長きにわたる皇室と王室のつながりが存在するほか、両国の政府・国民の間で幅広い交流が行われてきており、これらの交流の積み重ねを踏まえつつ、両陛下がそれぞれ留学されていた思い出の地である英国を御訪問になったことは、両国の深い友好親善関係を内外に示すものになりました。

御滞在期間中、25日から27日の3日間、両陛下は国賓として歓待を受け、ホース・ガーズ・パレード（近衛騎馬隊司令部の閲兵場）における歓迎式典、バッキンガム宮殿でのチャールズ3世国王陛下主催による午餐会や、チャールズ3世国王及びカミラ王妃両陛下主催による晩餐会などに御出席になりました。歓迎式典から午餐会に向かうザ・マルの沿道には日英両国の国旗が掲げられ、国王王妃両陛下と共に御召馬車にお乗りになった天皇皇后両陛下は、沿道に並んだ多くの人々から盛大な歓迎を受けられました。晩餐会における御答辞で、天皇陛下は、「日英両国がかけがえのない友人として、人々の交流を通じて真にお互いを理解し合う努力を弛みなく続け、永続的な友好親善と協力関係を築いていくことを心から願っています。」と述べられました。



晩餐会会場での天皇陛下と国王陛下（6月25日、英国・バッキンガム宮殿 写真提供：英国王室）

28日、天皇皇后両陛下はオックスフォードを御訪問になりました。両陛下は、皇后陛下がかつて留学されたオックスフォード大学のベイリオル・コレッジを御訪問になった後、パッテン・オックスフォード大学総長主催の昼食会に御出席になりました。昼食会におけるお言葉で、天皇陛下は、「英国や日本を含む世界中から来ている学生や学者・研究者などがお互いに切磋琢磨し合いながら、日英両国のみならず、世界の未来を導き続けていくことを願います。」と述べられました。その後、皇后陛下は名誉学位を受けられました。また、両陛下は、天皇陛下がかつて留学されたマートン・コレッジを御訪問になり、桜を植樹されました。



ベイリオル・コレッジを御訪問になった天皇皇后両陛下（6月28日、英国・オックスフォード 写真提供：オックスフォード大学）

天皇陛下は、日英友好団体主催レセプションにおいて日英関係の増進に尽力してきた関係者らと御交流になったほか、ジャパン・ハウス ロンドンや、世界最大級の可動式洪水バリアであるテムズバリアを御視察になりました。オックスフォード大学御留学時、テムズ川の水上交通史について研究されていた天皇陛下は、当時のエピソードについて、26日に開催されたロード・メイヤー及びシティ・オブ・ロンドン主催晩餐会における御答辞で紹介されました。

今回の両陛下御訪英は、日英関係史上三度目となる国賓としての公式訪問でした。日英のパートナーシップにおける象徴的出来事として両国の友好親善や協力関係を一層深めるものとなりました。

コラム
COLUMN

日・ギリシャ外交関係樹立125周年 -「海」でつながる戦略的パートナー-



■ 日・ギリシャ関係

日本とギリシャは、1899年の修好通商航海条約の締結により国交を開始しました。基本的価値を共有し、世界的な海運国家である両国は、「海」を通じた交流を始め、長年にわたり様々な分野で友好関係を築き上げてきました。近年は要人往来が活発化しており、2018年、2019年、2022年の3度にわたり対面で外相会談が実施されています。2023年にはミツオタキス首相が実務訪問賓客として訪日し、岸田総理大臣との間で首脳会談を実施し、日・ギリシャ関係を「戦略的パートナー」に格上げ



日・ギリシャ首脳会談（2023年1月30日、首相官邸
写真提供：首相官邸ホームページ）

する首脳共同声明が発表されました。経済分野では、日・ギリシャ租税条約が同年に署名され、両国議会での批准を経て2024年12月に発効し、両国間の投資・経済交流が一層促進されることが期待されます。また、欧州連合（EU）及び北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるギリシャとは、海洋における法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を始め、様々な共通の利益を有しています。今後も、両国の関係は、二国間協力のみならず国際場裡においても発展していくことが期待されます。

■ 日・ギリシャ外交関係樹立125周年「日本・ギリシャ文化観光年」

共に豊かな文化を有し世界的な観光大国である日本とギリシャは、外交関係樹立125周年に当たる2024年を「日本・ギリシャ文化観光年」と位置付け（2023年1月の日・ギリシャ首脳会談において一致）、両国間の交流が活発化しました。5月の佳子内親王殿下によるギリシャ御訪問は、このような記念の年のハイライトとなり、両国の友好関係を内外に示す大きな機会となりました。佳子内親王殿下は、サケラロプル大統領、ミツオタキス首相夫妻らとお会いになったほか、「日本ギリシャ外交関係樹立125周年及び日本・ギリシャ文化観光年記念式典」などに臨まれました。



サケラロプル大統領と佳子内親王殿下（5月28日、ギリシャ・アテネ 写真提供：ギリシャ大統領府）

文化観光年の記念行事として、ギリシャでは、能公演、著名建築家による講演会、映画祭が行われたほか、和食、アニメ、武道、和服、版画などに関する様々なイベントが開催され、好評を博しました。日本では、ケファロヤニ観光相の訪日に際して開催されたギリシャの文豪カザンザキス著の「日本旅行記」特別装丁版出版記念会のほか、著名写真家によるギリシャをテーマにした写真展、外交史料館で駐日ギリシャ大使館との共催で開催された外交史料展示会など、多くのイベントが開催されました。こうした幅広い文化、観光分野における記念事業を通じ、両国の友情は更に深まりました。

太平洋に面する日本と地中海に囲まれたギリシャは地理的には離れていますが、「日本・ギリシャ文化観光年」を通じて育まれた関係は、両国が国際社会において緊密に連携して共通の課題に取り組み、更に関係を発展させるに当たり、確かな礎となっています。

第6節

ロシア・ベラルーシと
中央アジア・コーカサス

1 概観

2024年も、G7・欧州連合（EU）諸国を中心に、引き続き厳しい対露制裁、強力なウクライナ支援が続けられたが、ロシアによるウクライナ侵略（ロシア側は「特別軍事作戦」と呼称）という暴挙が止むことはなかった。8月からはウクライナがロシア（クルスク州）へ進攻したが、同時にロシアはウクライナ領土の占領地域を少しずつ拡大していった。ロシアは、核による威嚇も継続した。11月には、2020年以来となる「核抑止分野におけるロシア連邦の国家政策の基本原則」を発表するとともに、新型の中距離弾道ミサイルとされるものを「実験」と称してウクライナに向けて発射した。

欧米諸国との関係が極めて限定的な中で、ロシアは引き続き、中国、インド、北朝鮮や「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国との一層の連携強化を模索した。特に、通算5期目就任直後のプーチン大統領の中国訪問、約24年ぶりの北朝鮮訪問、議長国として開催した10月のロシアにおけるBRICS⁽¹⁾首脳会合などが特筆される。ロシアは「世界の多数派」の努力を結集すると主張している。

ベラルーシについては、ロシア及びベラルーシ双方が、ロシアの戦術核兵器のベラルーシへの配備に言及するなど、ロシア支援の姿勢を維

持している。

中央アジア・コーカサス諸国については、地政学的及び経済的にロシアと密接な関係にある中で、ロシアによるウクライナ侵略に対し、中立的な立場を維持する姿勢を示している（ウクライナ支持を表明しているジョージアを除く。）。一方、エネルギーを始めとする貿易品目の輸送路やロシアへの出稼ぎ労働者からの送金などへの影響が生じており、対応に苦慮している。

こうした状況の中で、中央アジア・コーカサス諸国に対する国際社会の注目が集まっている。2024年には米国、ドイツ、韓国を含む各国が中央アジア5か国との間の首脳級又は閣僚級の会合を開催するなど、中央アジアとの対話が活発に行われた。また、中国も中央アジアへの関与を年々深める中、首脳・閣僚級の往来を着実に積み上げており、12月には中国四川省成都市において第5回「中国・中央アジア」外相会合が開催された。

コーカサス地域では、アゼルバイジャン・アルメニア間で、2023年9月のナゴルノ・カラバフ⁽²⁾をめぐる軍事活動以降も和平交渉および国境画定交渉が断続的に行われ、一部国境画定が合意されるなど、前向きな動きはみられるものの、いまだ和平条約締結には至っていない。

(1) BRICS：ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカを指す用語。なお、2023年8月の首脳会合では、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）の新規加盟招待を発表した（アルゼンチンはその後の政権交代により加盟申請を取り下げたほか、サウジアラビアは未加盟との情報もある。）。2024年10月の首脳会合ではBRICSパートナー国という新たなカテゴリーの創設に合意し、2025年1月から、ベラルーシ、ポリビア、キューバ、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、タイ、ウガンダ及びウズベキスタンの9か国がパートナー国として加盟することを2024年議長国のロシアが発表した。2025年1月、2025年議長国のブラジルがインドネシアの正式加盟を発表した。

(2) ナゴルノ・カラバフ紛争：アゼルバイジャン領内でアルメニア系住民が居住するナゴルノ・カラバフをめぐるアルメニアとアゼルバイジャンの紛争。2023年9月、アゼルバイジャンが同地域において軍事活動を実施し、同地域全域がアゼルバイジャンの施政下に入るとともに、多くの避難民がアルメニアに流入する事態が生じた。

ジョージアでは、議会選挙における不正疑惑に加え、11月末にジョージア政府がEU加盟プロセスを2028年末まで開始しないと発表したこと

を受け、EU加盟を支持する市民などが大規模な抗議活動を実施して、治安部隊と衝突し、多くの逮捕者や負傷者が発生する事態となった。

2 ロシア・ベラルーシ

(1) ロシア情勢

ア ロシア内政

2024年も、「特別軍事作戦」（以下「作戦」という。）に焦点を当てた内政が展開された。プーチン大統領は、年初より「作戦」で負傷した軍人らと面会するとともに、大統領公邸で「作戦」参加者と新年を祝賀し、従軍死亡者の遺族らと共にロシア正教のクリスマスを過ごすなど、「作戦」の参加者や遺族に寄り添う姿勢をアピールした。2月に行われた年次教書においては、プーチン大統領はロシアに奉仕する人が「真のエリート」であると強調した。「作戦」参加者を対象とした人材育成プログラムが立ち上げられ、同プログラム修了者や「作戦」関係者の中には、連邦や地方の高官に登用されたり、議員に当選する者も見られた。契約兵に対する契約時の一時支給金、「作戦」参加者が負傷・障害を負った際の一時給付金などが大幅に引き上げられた。

反体制派候補の参加が認められない中で3月に実施された大統領選挙では、過去最高の投票・得票率でプーチン大統領が当選した。5月の通算5期目となる大統領就任式に「作戦」参加者やその子女を招待するとともに、就任演説において「作戦」に向けた国内の団結を呼びかけた。新たな大統領任期の開始に伴い改造された内閣では、ミシュスチン首相が続投するとともに、経済専門家であるペロウソフ第一副首相が国防相に就任した。国防予算は、ウクライナ侵略に伴い大幅に増大している。

2月、連邦刑罰執行庁地方支部は、反体制派活動家ナヴァリヌィ氏が収容施設で死亡したと発表した。モスクワ市内で行われた同氏の葬儀には、当局が厳戒態勢を敷く中、大勢の市民が列をなして花を手向けた。3月、大統領選挙の

数日後、モスクワ州商業施設内のコンサート・ホールにおいて、銃の乱射、爆発を伴う襲撃事件が発生し、140人以上が死亡する中、ロシア政府は当初ウクライナの関与を主張した。8月初旬には、ウクライナのロシア・クルスク州への進攻が発生したことを受け、一時的にプーチン大統領の支持率のわずかな低下、社会不安のわずかな増加が見られた。一方、政権は、言論・報道の自由に対する規制を維持・強化しており、国内情勢の不安定化に直結するような事態とはなっていない。

なお、3月には「クリミア再統合10周年」を祝賀する行事を実施した。

イ ロシア外政

一日も早くロシアによる侵略を止めさせるため、2024年も、西側諸国はウクライナに対する強力な支援に加え、厳しい対露制裁を含む取組を継続している。ロシアと西側諸国とのハイレベルでの対話は、一部の例外を除き、限定的な状況が続いている。

こうした中、ロシアは、中国、インド、北朝鮮などや「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国などとの連携強化を模索している。

とりわけ中国との関係は、政治、経済、軍事の様々な分野で深化を続けている。5月、プーチン大統領は大統領通算5期目就任後、初の外遊として中国を国賓訪問し、両国の関係は史上最高の水準にあるとした。経済面では、二国間取引における人民元とルーブルの決済割合が増加し、脱ドル化が進んだ。軍事面では、日本周辺における中露両軍による共同航行（7月、10月）及び爆撃機の共同飛行（11月）の継続に加え、軍事演習への相互参加（9月）が確認さ

れるなど、軍事連携の頻度が増加している。5月の中露首脳会談の際の共同声明においても、軍事的連携の強化、演習の規模拡大、海上・空中の合同巡航の定期的実施が明記されており、日本の安全保障の観点から、引き続き重大な懸念を持って注視していく必要がある。

6月、プーチン大統領は約24年ぶりに北朝鮮を訪問し、いずれか一方の参加「国」に対する攻撃があった時の相互援助の供与規定を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した（12月に発効）。ロシアによる北朝鮮からの弾道ミサイルを含む武器・弾薬などの調達及び使用、北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣及びウクライナに対する戦闘の参加といった、露朝軍事協力の進展の動きは、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に憂慮すべきものであり、日本を含むG7は強く非難している。

10月、ロシアは議長国として第16回BRICS首脳会合を開催した。新規加盟国となった4か国を含む35か国及び6つの国際機関の代表団が訪問したとして、BRICSの役割と権威が強化され続けていると主張した。また11月には、ロシア・アフリカ・パートナーシップフォーラム閣僚会合を初開催するなど、「グローバル・サウス」を含む枠組みを活発化させている。

11月、ウクライナによる欧米供与兵器のロシア領内への使用が報じられた直後に、ロシア大統領府は2020年以来となる「核抑止分野におけるロシア連邦の国家政策の基本原則」を承認する大統領令を発表した。さらに、ロシアは報復として、新型の中距離弾道ミサイル(IRBM)とされるものをウクライナ国内に「実験」と称して発射した。ロシアは、ウクライナ侵略の文脈において核兵器の使用を示唆するような言動を繰り返してきており、日本は、唯一の戦争被爆国として、ロシアによる核の威嚇、ましてや使用はあってはならないとの立場をロシア側に機会あるごとに伝えるとともに、国際社会にも訴えている。

ウ ロシア経済

ウクライナ侵略を続けるロシアは、引き続き戦争継続のための国防支出を大幅に増加させている。政府予算案では、2025年の国防費を前年比約25%増とし、年間予算の3割強、国内総生産(GDP)比約6.3%を充てている。

ロシア政府による財政刺激策と所得環境の改善などを背景にした投資・消費の拡大により、2023年のGDP成長率は3.6%のプラス成長となり、2024年も同様の成長が予測されている(2024年末時点)。制裁により欧州へのエネルギー輸出は大幅に減少したが、中国・インド・トルコなどの対露制裁に参加していない友好国への輸出を増加させているほか、制裁回避策を講じている。貿易決済においては脱ドル化を進め、西側諸国からの先端部品の輸出制限に対しても、友好国を通じた迂回輸入を進めているものとみられる。

一方、ロシア国内では、制裁による輸入コスト増や通貨の不安定化(ルーブル安)などによりインフレ圧力が継続していることを受け、ロシア中央銀行は政策金利を継続的に引き上げ、10月には侵略開始以降、最大の21%となった。国内の労働力不足も引き続き深刻である。西側諸国の制裁による高度な技術へのアクセスの制限などは、中長期的に経済・社会に対して影響をもたらす可能性がある。

(2) 日露関係

ア 総論

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、日露関係にも深刻な影響を及ぼし続けている。ロシアによる侵略を一日も早く止めさせるため、日本は、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、厳しい対露制裁措置を実施するなどの取組を進めてきている。同時に、例えば、漁業などの経済活動や周辺空域及び海域における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、日本外交全体において、何が日本の国益に資するかという観点から適切に対応してきている。

漁業分野では、日本政府は、ロシアによるウ

クライナ侵略以降も、日本の漁業活動に係る権益の維持・確保のためロシアとの協議を行ってきており、2024年も、日ソ地先沖合漁業協定や日ソ漁業協力協定（さけ・ます協定）に基づく操業が引き続き行われたほか、民間取決めである貝殻島昆布協定に基づく操業も引き続き行われた。一方、北方四島周辺水域操業枠組協定⁽³⁾については、2023年1月、ロシア側から、ウクライナ情勢に関連した日本の対露政策を理由に、同協定に基づく政府間協議の実施時期を調整することはできないとの通知があり、日本政府として抗議を行うとともに、同協定の下での操業を実施できるようロシア側へ働きかけを続けている。

安全保障に係る問題では、9月にロシア軍哨戒機が北海道礼文島北方の日本の領海の上空において3度にわたり領空侵犯したことを受け、ロシア政府に極めて嚴重に抗議を行うとともに、原因究明と再発防止を求めてきている。また、中露両国の軍が日本周辺で頻度を上げて共同行動を継続していることに対して、ロシア政府に重大な懸念を伝達してきている。

文化・人的交流の分野では、ロシアの市民社会、特に若い世代との接点を維持し、ロシアの市民に国際的な視点を持つ機会を提供することは重要であるとの考えから、国費留学生の受入れやロシアにおける日本語教育など、適切な範囲で事業を実施している。

2025年1月、ロシア政府は、日本センターに関する日露両政府間の覚書の適用の終了を決定したが、日本側から、覚書適用の一方的な終了は受け入れられないと抗議し、ロシア政府の決定の撤回を求めた。

1 北方領土問題と平和条約締結交渉

日露関係にとって最大の懸案は北方領土問題である。北方領土は日本が主権を有する島々であり、日本固有の領土であるが、現在ロシアに

不法占拠されている。北方領土問題は戦後79年を経過した今も未解決のままとなっており、日本政府として、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきた⁽⁴⁾。

しかしながら、2022年3月、ロシア政府は、ロシアによるウクライナ侵略に関連して日本が行った措置を踏まえ、平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、北方四島における共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表した。また、同年9月、ロシア政府は、自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を停止するとの政府令を発表した。

現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられず、政府として、ロシア側に強く抗議してきている。

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあるが、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく。

また、四島交流等事業⁽⁵⁾については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の悪化により、2020年以降実施できていない。四島交流等事業の再開は、日露関係における最優先事項の一つである。政府として、御高齢となられた元島民の方々の切実なお気持ちに応えるべく、ロシア側に対し、特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を引き続き強く求めていく。

また、北方四島及びその周辺海域でのロシアの軍事演習を含む軍備強化に向けた動きについては、これら諸島に関する日本の立場に反するものであり、受け入れられないとしてロシア側に抗議している。

(3) 北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定

(4) 北方領土問題に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html>

(5) 北方墓参、自由訪問、四島交流訪問・受入れ（患者受入れ、専門家交流含む。）を指す。



㊦ 日露経済関係

日本は、ロシアによるウクライナ侵略以降、ロシアとの経済分野における協力に関する政府事業については当面見合わせ、ロシアに対して厳しい対露制裁を課すとの方針を継続している。

こうした中、2024年の日露間の貿易は、対前年比で16.8%の減少となった（同期間の日露間の貿易額は、約1兆1,880億円）。日本の対露制裁措置もあり、ロシアから日本への輸出額は対前年比で16.7%減少し（特に石炭）、また、日本からロシアへの輸出額も対前年比で17.2%減少した（出典は全て財務省貿易統計）。

対露制裁に関しては、日本は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙には高い代償が伴うことを示すため、G7を始めとする国際社会と連携し、ロシアの政府関係者・軍関係者を含むロシア及び被占領地の個人・団体などに対する制裁、銀行の資産凍結などの金融分野での制裁、輸出入等禁止措置などの厳しい対露制裁を維持・強化してきている。日本を含むG7などの同志国は、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、国際的な石油価格の安定化を図ることを目的に、2022年12月からロシア産原油、2023年2月からはロシア産石油製品に係るプライス・キャップ制度（上限価格措置）を導入している。また、ロシアのウクライナ侵略が長引く中で制裁の実効性を確保することが重要であるとの認識に基づき、2024年2月のG7首脳テレビ会議及び6月のG7プーリア・サミットでは、G7としてロシアに対する措置の回避や迂回を更に阻止していくことを確認しており、6月には制裁の迂回・回避への関与が疑われる第三国の団体の追加指定を行った。さらに、ロシアによる北朝鮮からの武器調達については、これが関連の安保理決議に違反するものであり、ウクライナ情勢の更なる悪化につながり得るものであることを踏まえ、5月にはG7などの同志国と協調して当該武器移転等に関与した個人・団体への資産凍結などの措置を導入した。さらに、12月のG7首脳テレビ会議において、石破総理大臣は、制裁の迂回・回避への関与が疑われる第三国の団体などへの追加制裁を検討していると表明した。

エネルギー分野について、日本政府は、石炭・石油を含め、ロシアのエネルギーへの依存をフェーズアウトする方針であり、国民生活や事業活動への悪影響を最小化する方法でそのステップをとっていくこととしている。ただし、ロシアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、「サハリン2」については、中長期的な安定供給を確保する観点から、日本のエネルギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針をとっている。

(3) ベラルーシ情勢

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略において参戦はしていないものの、侵略当初に自国領域の使用を通じてロシアの軍事行動を支援していた。これを受け、欧米諸国は対ベラルーシ制裁を強化し、日本も対ベラルーシ制裁を導入している。

その後も、ルカシェンコ大統領は、プーチン大統領と累次にわたりモスクワなどで会談を行うなどロシアとの関係を維持・強化している。さらに、6月に着任したばかりのリュージェンコフ外相が、7月には中国や北朝鮮を相次いで訪問するなど、ロシアと近い国々との関係を強化する動きも見られた。

また、ロシア及びベラルーシは、ロシアの戦術核兵器について、ベラルーシへの配備が完了したと言及するなど、欧米諸国を牽制する動きを見せている。国際社会は、ロシアがウクライナ侵略を続ける中で情勢を更に緊迫化させるものであるとして、これを非難した。

ベラルーシ国内では、2月に議会代表者院（下院）議員及び地方議会選挙が行われたが、反政権の立場をとる候補者は立候補を認められず、親大統領派候補のみが当選した。選挙当日、目立った抗議行動は発生しなかったが、米国は民主的な手続の欠如や欧州安全保障協力機構（OSCE）選挙監視団の不在などの問題点を指摘した。2025年1月26日の大統領選挙では、議会選挙時と同様の問題も指摘される中、1994年に就任したルカシェンコ大統領が7選目を果たした。

■ ロシア、中央アジア、コーカサスに関する主要な枠組み



〈注〉

- ※1 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※2 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加停止を決定
- ※3 イランは2023年にSCOに正式加盟
- ※4 アルメニアは2024年にCSTO参加凍結を表明
- ※5 脚注(1)(P.139)参照

〈略語解説〉

- CIS (Commonwealth of Independent States) : 独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization) : 集団安全保障条約機構 (6)
- EAEU (Eurasian Economic Union) : ユーラシア経済同盟 (5)
- SCO (Shanghai Cooperation Organization) : 上海協力機構 (10)

3 中央アジア・コーカサス諸国

(1) 総論

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの豊富な天然資源を有する。また、中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有してきた。

2022年から続くロシアによるウクライナ侵略を受け、地政学的及び経済的にロシアと密接な関係にある中央アジア・コーカサス諸国はそれぞれに慎重な対応を迫られている。中央アジア・コーカサス諸国は、ウクライナ侵略関連の国連総会決議に対しては、ウクライナ支持を表

明しているジョージアを除き棄権又は不投票であり、多くの国は対外的に立場を明確にすることを避けている。一方、日本と中央アジア5か国は、「中央アジア+日本」対話・外相会合などを含む様々な機会を捉えて全ての国の独立、主権及び領土一体性、紛争の平和的解決といった国連憲章やその他の国際法を堅持する重要性で一致している。

日本と中央アジア・コーカサス諸国は伝統的に友好的な関係を維持してきた。日本は、2024年に開始20周年を迎えた「中央アジア+日本」対話の枠組みを含め、ハイレベルの対話などを通じて中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化するとともに、地域協力促進のための取組を続けている。

また、現下の国際情勢を踏まえ、ロシアを経由せずコーカサス地域経由で中央アジアと欧州を結ぶ輸送路である「カスピ海ルート」の重要性について、中央アジア・コーカサス諸国及び欧米各国の注目が高まっている。日本も同地域の連結性強化に着目し、通関の迅速化による物流の円滑化促進などの経済協力を推し進めている。

(2) 中央アジア諸国

中央アジア諸国は、日本にとって自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーであり、日本は、中央アジアの平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進している。

日本は「中央アジア+日本」対話の枠組みを2004年に立ち上げ、これまで9回の外相会合のほか、有識者やビジネス関係者の参加も得て様々な議論を実施してきている。近年、国際社会においても中央アジア諸国との関係強化への関心が高まっており、米国、EU、湾岸協力理事会（GCC）、中国、ロシア、インド、ドイツなど中央アジア諸国との首脳会合を開催した国も少なくない。日本も2024年に20周年を迎えた「中央アジア+日本」対話の枠組みを活用し、ハイレベルの対話などを通して中央アジアとの関係を強化していく。

6月には辻清人外務副大臣がキルギス及びタ



日・ウズベキスタン外相会談（3月8日、東京）

ジキスタンを訪問（ウズベキスタン及びカザフスタンも経由の機会に訪問）した。

また、8月には岸田総理大臣と中央アジア5か国の各首脳との電話会談が、11月には岩屋外務大臣と中央アジア5か国の各外相との電話会談が実施された。

ウズベキスタンとの関係では、3月にサイードフ外相が外務省賓客として訪日し、上川外務大臣との外相会談が実施され、両外相は二国間の具体的な協力を重層的に積み上げていくことで一致した。6月には、同国を訪問した辻外務副大臣がウスマノフ外務次官と会談を行った。

カザフスタンとの関係では、6月の辻外務副大臣による同国訪問時に、ヌスポヴァ・アルマティ副市長との会談を実施した。深澤陽一政務官が国際科学技術センター（ISTC）創設30周年記念会合への出席のため首都・アスタナを訪問したほか、ラフメトゥリン外務第一次官やヌルベク科学・高等教育相と科学技術、スポーツ、エネルギー分野など、両国があらゆる分野で協力を深化させていくことを議論した。5月にはヌルバエヴァ外務次官が訪日し、日本と「中央アジア+日本」対話の現議長国であるカザフスタンとが協力して「中央アジア+日本」対話・首脳会合の調整を進めていくことを確認した。

キルギスとの関係では、6月に辻外務副大臣が同国を訪問し、ジャパロフ大統領を表敬し、関係者との間で高度人材を含む人材の送り出し・受入れ、クリーンエネルギー、物流、交通インフラなどの分野における協力に関する意見



「中央アジア+日本」対話20周年記念イラスト ©森薫

交換を行った。また、9月に訪日したイブラエフ・エネルギー相は齋藤健経済産業大臣と会談し、経済・エネルギー分野における二国間協力について意見交換をした。

タジキスタンとの関係では、6月に辻外務副大臣がタジキスタンを訪問し、ウスモンゾダ副首相やムフリッディン外相を表敬し、タジキスタンの労働人材の活用、2024年の「中央アジア+日本」対話・首脳会合の開催に向けた連携強化、国際場裡における協力などに関し、意見交換を行った。またタジキスタン・サッカー連盟へのサッカーウェアの供与式を行った。

トルクメニスタンとの関係では、1月に上川外務大臣が訪日したメレドフ副首相兼外相と会談し、「2024年－2026年における日・トルクメニスタン外務省間協力プログラム」の署名・交換を行った。また、2月に額賀福志郎衆議院議長は、訪日したグルマノヴァ国会議長と懇談した。3月にはゴチモラエフ・貿易・対外経済関係相が訪日し、関係者との会談を行ったほか、トルクメニスタン・日本ビジネスフォーラムに出席した。12月にアシガバッドで開催された第15回経済合同委員会において日・トルクメニスタン租税条約が署名された。

近年、中央アジア諸国及び周辺国の間では、地域協力の推進に向けた動きが活発化している。2023年には、上海協力機構（SCO）⁽⁶⁾首脳会合（7月）、独立国家共同体（CIS）⁽⁷⁾首脳会合（10月）、テュルク諸国機構（11月）、集団安全保障条約機構（CSTO）⁽⁸⁾首脳会合（11月）、ユーラシア経済同盟（EAEU）⁽⁹⁾首脳会合（12月）など、中央アジア諸国の首脳が出席する会合が多数行われた。また、中央アジア諸国の間では、9月に第5回中央アジア諸国首脳協議会合がタジキスタンで実施された。

(3) コーカサス諸国

コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつ

なぐゲートウェイ（玄関口）としての潜在性と国際社会の平和・安定に直結する地政学的重要性を有している。一方、ジョージアでは南オセチア及びアブハジアをめぐる問題が存在し、アゼルバイジャンとアルメニアはナゴルノ・カラバフ等をめぐり、長く対立関係にある。日本は、2018年に（1）国造りを担う人造り支援（人材育成）及び（2）魅力あるコーカサス造りの支援（インフラ支援及びビジネス環境整備）の2本柱から成る「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、これに沿った外交を展開している。

ナゴルノ・カラバフ問題に関して、日本は全ての当事者に対し、対話を通じてこの地域をめぐる問題を平和的に解決することを強く求めている。アゼルバイジャンとアルメニアの間では2023年9月の軍事活動以降も和平交渉及び国境画定に向けた協議が継続されており、2024年4月には、第8回両国間国境画定委員会会合において、相互の領土一体性の承認及び尊重を定めたアルマ・アタ宣言に基づく境界画定を行うことに合意した。また同会合における暫定合意に基づき、5月に行われた第9回会合で、両国間の一部国境について合意に至った。

アゼルバイジャンとの関係では、2月にラフィエフ外務次官が訪日し^{（注）}柘植芳文外務副大臣と会談を行い、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）（11月、アゼルバイジャン・バクー）の成功に向けて、両国が連携していくことで一致した。また、5月にはママドフ外務次官が訪日し、深澤外務大臣政務官と様々な分野における両国の協力について議論した。

アルメニアとの関係では、9月に柘植外務副大臣は、訪日したグリゴリャン・国家安全保障会議書記と会談し、2025年の大阪・関西万博へのアルメニアの参加を歓迎するとともに、万博への参加を通じ、経済関係の強化・促進を始め、二国間関係を一層深化させ、両国の様々な

(6) SCO : Shanghai Cooperation Organization

(7) CIS : Commonwealth of Independent States

(8) CSTO : Collective Security Treaty Organization

(9) EAEU : Eurasian Economic Union

分野における緊密な連携を継続させることを確認した。

ジョージアとの関係では、5月に深澤外務大臣政務官は、日・ジョージア政務協議のため訪日したフフティシアシヴィリ外務次官と会談し、様々な分野における協力について意見交換を行ったほか、同月の在鹿児島ジョージア名誉領事館開設に祝意を伝達した。10月に実施されたジョージア議会選挙では、与党「ジョージアの夢」が過半数を超える議席を獲得したが、野党各党は選挙で不正があったとして選挙結果

を認めず、選挙のやり直しを求めて抗議活動を実施した。また、11月末にジョージア政府がEU加盟プロセスを2028年末まで開始しないと発表したことにより、EU加盟を支持する市民などが大規模な抗議活動を開始し、治安部隊との衝突により多くの逮捕者や負傷者が発生した。これを受け、日本は、かかる事態への懸念を表明するとともに、ジョージア政府に対して事態悪化を回避するための自制や国民の理解が得られるよう建設的な対応を促し、早期沈静化を望むとの外務報道官談話を発表した。

第7節

中東と北アフリカ

1 概観

中東・北アフリカ地域（以下「中東地域」という。）は、欧州、サブサハラ・アフリカ、中央アジア及び南アジアの結節点という地政学上の要衝に位置する。世界の石油埋蔵量の約5割、天然ガス埋蔵量の約4割を占め、世界のエネルギーの供給地としても重要であることに加え、高い人口増加率も背景に、湾岸諸国を中心に経済の多角化や脱炭素化を進めており、市場としても高い潜在性を有している。

同時に中東地域は、歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。特に2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザ情勢については、停戦と人質解放の実現に向け、米国、カタール、エジプトが仲介努力に尽力し、また国連場裡においても複数の停戦決議の採択に外交努力が注がれてきた。日本は、地域諸国との関係を基盤に、また、G7や国連安全保障理事会（安保理）の一員として、各国とも緊密に連携しながら、人道状況の改善、そして事態の早期沈静化に向け外交努力を重ねてきた。

2025年を迎え、米国のバイデン政権及びトランプ次期政権の連携も相まって、長きに亘った交渉が最終局面に至り、1月15日、人質の解放と停戦に関する当事者間の合意が成立し19日に発効した。岩屋外務大臣は、同合意の成立を歓迎し、誠実かつ着実な履行を求める談話を発出し、G7は同合意を完全に承認し支持する首脳声明を発出した。

停戦合意に至るまでのガザ情勢の影響は、周辺地域にも波及し、中東地域全体の緊張と不安

定性を高めてきた。ヨルダン川西岸地区では、経済活動や移動の制限により社会経済状況が悪化したほか、入植者による暴力的行為が増加し、入植者と住民との間で軋轢が生じている。イスラエル・レバノン国境周辺では、イスラエル軍とヒズボラーとの間で度々戦闘や攻撃の応酬が発生し、紅海・アデン湾においてはホーシー派（イエメンの武装勢力）による船舶に対する攻撃が継続しているほか、イスラエルへのドローンやミサイルによる直接攻撃なども頻発している。また、地域情勢の予見不可能性が高まる中、4月と10月には、イランがミサイルなどを用いてイスラエルを直接攻撃する事案が発生し、10月下旬には、イスラエルがイランの軍事施設に対して攻撃を行うなど、イスラエル・イラン間で報復の応酬が繰り返された。さらには、12月、シリアで長年政権の座にあったアサド大統領が国内の騒擾を受け亡命し、政権が崩壊した。また、アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降、深刻な人道状況の更なる悪化が懸念されている。

2021年1月に成立した米国のバイデン政権は、ガザ情勢をめぐる地域の緊張の高まり、危機的な人道状況への対応に向け、イスラエルを始めとする関係国に働きかけ、とりわけ、5月末には、人質解放や停戦をめぐる交渉に関する提案を発表するなど、精力的に取り組んだ。

日本が原油の9割以上を中東地域から輸入している点も含め、中東情勢は日本の平和と繁栄に直結しており、中東地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との良好な関係を維持、強化

していくことは日本にとり極めて重要である。こうした観点から、日本は、近年、経済、政治・安全保障、文化・人的交流を含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強化に努めている。7月に東京で開催された第5回日本・アラブ経済フォーラムにおいては、アラブ諸国との経済関係を強化していくための今後の方針について意見交換が行われ、官民の日本とアラブ諸国間の多層的なネットワークを構築する機会となった。上川外務大臣は、8月に開催されたアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合の機会にエジプト及びリビアと外相会談を実施したほか、9月には、ニューヨークで日・イラン外相会談及び日・エジプト・ヨルダン外相会合を实

施し、緊迫化する中東情勢について意見交換を行った。加えて、特にウクライナ情勢を受けてエネルギー市場が不安定化する中、湾岸諸国に対しては、首脳及び外相レベルの電話会談も含め、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行い、エネルギー安全保障を含む幅広い分野での協力を確認した。

2024年には、アフガニスタン北部における洪水（5月）を始めとする複数の自然災害が中東地域で発生し、甚大な被害をもたらした。これらの被害について、日本は国際機関を通じたものを含め、様々な形で人道支援を実施している。

2 中東地域情勢

(1) 中東和平

ア 中東和平をめぐる動き

2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の交渉が頓挫して以降、中東和平プロセスは引き続き停滞している。バイデン米政権発足後、当事者間の協力再開の動きが一時見られ、ハイレベルでの接触など前向きな動きもあったが、2022年12月末にイスラエルで極右政党を含む連立政権が発足し、それ以降、エルサレムを含め、イスラエル及びパレスチナにおいて暴力行為や衝突が断続的に発生し、多数の死傷者が出た。

2023年10月7日、ハマスなどパレスチナ武装勢力が、ガザ地区からイスラエルに対し数千発のロケット弾を発射し、多数の戦闘員がイスラエル側検問・境界を破り、イスラエル国防軍（IDF）⁽¹⁾兵士のほか、外国人を含む市民を殺害・誘拐した。イスラエル側では、少なくとも1,200人が殺害され、5,500人以上が負傷した。さらに、外国人を含む250人以上がガザ地区に連れ去られ、人質になった。同事態を受け、ネタニヤフ・イスラエル首相は「戦争状態」を

宣言し、IDFがガザ地区への大規模な空爆を開始、その後、ガザ地区内での地上作戦を開始した。

ガザ保健当局の発表によれば、2024年12月末時点で、ガザ地区では、4万5,500人以上の死者、10万8,300人以上の負傷者が発生し、ガザ地区の住民約190万人が避難を余儀なくされている。

戦闘が長期化する中、停戦と人質解放に向けた国際的な取組が展開されている。イスラエルとハマスとの間の合意到達を目指し、米国、エジプト及びカタールが仲介努力を主導した。国連安保理においては、3月25日、ラマダン期間中の即時停戦や全ての人質の即時・無条件の解放を求めるなどの内容の決議第2728号が採択された。また、5月31日、バイデン米国大統領が人質の解放や停戦をめぐる3段階の交渉案を発表したことを受けて、6月10日、国連安保理は、同案を歓迎した上で、ハマスにその受け入れを求めるとともに、両当事者に対し無条件かつ遅滞なくその完全履行を求める決議第2735号を採択した。さらに、11月の米国大統領

(1) IDF : Israel Defense Forces

領選挙で勝利したトランプ大統領の政府高官も、政権発足前から、関係者への働きかけを行い、これに並行して、バイデン政権が仲介を継続するなど、早期停戦実現に向けた外交努力が倍加された。こうした中、2025年1月15日、人質の解放と停戦に関する当事者間の合意が成立し、19日に発効した。

国連では、4月19日、パレスチナの国連正式加盟に係る安保理決議案が採決に付されたが否決された。5月11日、国連総会では、パレスチナの国連におけるステータスの向上などに関する決議案が採決に付され、日本を含む賛成多数で採択された。また、10月28日にイスラエル議会において、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動を大幅に制限する法案を可決したことを受けて、12月11日、国連総会において、UNRWA支持に関する決議案とガザでの停戦を要請するパレスチナ提案の決議案が日本を含む賛成多数により同時に採択され、12月19日には、人道支援などを目的としてUNRWAを含む国連などの機関がパレスチナ占領地で実施する活動などに関するイスラエルの法的義務について、国際司法裁判所（ICJ）に勧告的意見を要請する総会決議案が採択された。

国際司法の場においては、2023年12月29日、南アフリカがジェノサイド条約違反を主張しイスラエルをICJに提訴した。暫定措置の請求を受けて、ICJは1月、3月、5月と3度にわたり暫定措置命令を発出した。また、7月19日、ICJは東エルサレムを含むパレスチナ占領地におけるイスラエルの政策及び行為の法的帰結に関する勧告的意見を発出した。9月18日には、国連総会において、同勧告的意見を受けた決議案が採決に付され、日本を含む賛成多数で採択された。さらに、11月21日、国際刑事裁判所（ICC）は、パレスチナの事態について、人道に対する犯罪及び戦争犯罪を理由に、イスラエルのネタニヤフ首相及びガラント前国

防相並びにハマスのデイフ軍事部門司令官に対して逮捕状を発付した。

また、西岸地区においても、イスラエルによる入植地の拡大や入植地拠点の「合法化」が進められ、過激な入植者による暴力行為など、暴力の応酬が続いている。

イスラエル・レバノン情勢については、2023年10月8日以降、イスラエルとヒズボラーとの間で武力衝突が継続し、双方に民間人死傷者も発生していた中、2024年9月、イスラエルが「北部住民の安全な帰還」を目標として掲げ、ベイルート南部郊外を含むレバノン全土を空爆した。10月1日には地上作戦を開始し、戦闘が一層激化したが、約2か月後の11月26日、イスラエル政府とレバノン政府は、米国及びフランスの仲介により停戦に合意し、恒久的な敵対行為の停止に向け、向こう60日間でレバノン国軍・治安部隊が自国領土に展開し、IDFが徐々に撤退することが取り決められた。一方、合意発効後も、散発的な攻撃の応酬が一部継続している。

1 日本の取組

日本は、国際社会と連携しながら、イスラエル及びパレスチナが平和的に共存する「二国家解決」の実現に向けて、関係者との政治対話、当事者間の信頼醸成、パレスチナ人への経済的支援の3本柱を通じて積極的に貢献してきている。

日本独自の取組としては、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの地域協力により、パレスチナの経済的自立を中長期的に促す「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。2024年末時点において、旗艦事業のジェリコ農産加工団地（JAIP）⁽²⁾ではパレスチナ民間企業18社が操業し、約285人の雇用を創出している。また、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」⁽³⁾を通じて東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員し、パレ

(2) JAIP : Jericho Agro-Industrial Park

(3) Conference on cooperation among East Asian countries for Palestinian Development

スチナの国造りを支援している。2024年、ガザ情勢により発生した支援ニーズについて議論するため、実務レベルでのオンライン会合が開催され、7月には、カンボジア及びラオスが新たに正式メンバー入りした。日本は、2023年10月以降、総額約2億3,000万ドルのパレスチナに対する人道支援や独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた物資支援などを実施してきている。

また、西岸地区におけるイスラエルの入植者による暴力的行為をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に日本として寄与するため、7月23日、暴力的行為に関与するイスラエルの入植者個人4人に対する資産凍結などの措置を実施することとした。さらに、日本は、国連安保理理事国の一員として、前述の決議第2728号や決議第2735号といったガザの停戦に関する決議の採択のため積極的に取り組んだ。

2023年10月7日以降、日本は一貫して、ハマスなどによるテロ攻撃を断固として非難し、イスラエルが自国及び自国民を守る権利を行使するに際して国際人道法を含む国際法を遵守するよう求めた上で、全ての当事者に対し、停戦と人質解放、国際人道法を含む国際法の遵守、人道状況の改善、事態の早期沈静化を求め、首脳・外相レベルで関係諸国・地域のカウンターパートとの会談・電話会談を積極的に実施し、積極的な外交努力を重ねてきた。岩屋外務大臣は、2025年1月に成立した人質の解放と停戦に関する当事者間の合意を歓迎し、誠実かつ着実な履行を求める談話を発出した。

また、G7の枠組みでも、首脳間・外相間を含む様々なレベルで率直な議論を行い、ガザ情勢及び中東情勢に関するG7首脳声明をそれぞれ6月及び10月に、中東情勢に関するG7外相声明を8月に発出した。2025年1月には、人質の解放と停戦に関する当事者間の合意が成立したことを受け、同合意を完全に承認し支持する首脳声明を発出した。

(2) イスラエル

高度な先端技術開発やイノベーションに優れているイスラエルは、日本の経済にとって重要な存在であると同時に、中東地域の安定の鍵を握る存在となっている。

現政権は、2022年12月にネタニヤフ首相の下で、リクード党を中心とし、極右政党も参加する形で発足した連立政権を基礎とする。2023年10月には、ハマスなどによるテロ攻撃を受けて、主要野党を含む挙国一致内閣が発足した。一方、戦闘方針や徴兵制度をめぐる議論など、政権内の議論は絶えない。

日本との関係では、緊迫した情勢を背景に、ハイレベルでの率直な意見交換が多数実施され、2月に辻清人外務副大臣がイスラエルを訪問し、上川外務大臣は4度の外相電話会談を実施したほか、2023年10月7日のテロ攻撃でハマスの人質となっている方の御家族や人質となり救出された方と面会した。また、岩屋外務大臣は10月と12月にイスラエル外相と電話会談を行った。

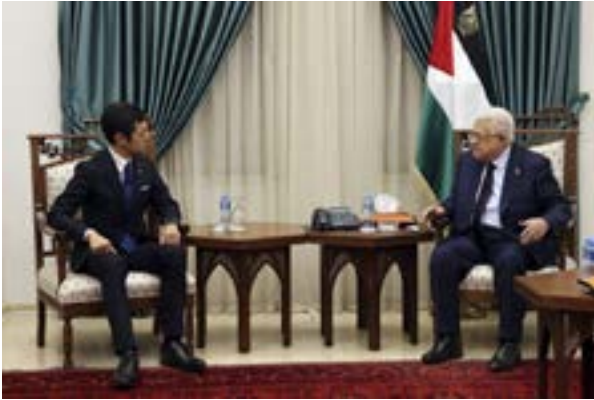


救出された人質の方々及び人質御家族による上川外務大臣表敬
(8月22日、東京)

(3) パレスチナ

パレスチナは、1993年のオスロ合意などに基づき、1995年からパレスチナ自治政府（PA）⁽⁴⁾が西岸及びガザの両地区で自治を開始し、2005年大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任した。その後、同大統領率いるファタハと、ハマスとの間で関係が悪化し、ハマス

(4) PA : Palestinian Authority



辻外務副大臣によるアッパース・パレスチナ大統領表敬
(2月28日、パレスチナ)

がガザを武力で掌握した。2017年、エジプトの仲介により、PAへのガザにおける権限の移譲が原則合意された。また、2022年にはアルジェリアが仲介し、パレスチナ立法評議会選挙の1年以内の実施などを掲げる、パレスチナ諸派間の和解文書「アルジェ宣言」が署名された。2024年7月には、ファタハとハマスを含むパレスチナの14諸派代表が北京で和解協議を行い、「北京宣言」を発表するも、依然としてファタハが西岸を、ハマスがガザを支配する分裂状態が継続している。

2024年中、バルバドス、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、バハマ、ノルウェー、スペイン、アイルランド、スロベニア及びアルメニアの9か国がパレスチナを国家として承認した。

日本・パレスチナ関係については、2月、辻外務副大臣がパレスチナを訪問し、アッパース大統領及びシュタイエ首相と会談を行ったほか、4月には上川外務大臣が新内閣発足直後のムスタファ首相兼外相と、10月には岩屋外務大臣が同首相兼外相とそれぞれ電話会談を行った。

(4) アフガニスタン

アフガニスタンは、中東、中央アジア、南アジアの連結点に位置し、歴史的に様々な宗教、文化、民族が交錯してきた、地政学的に重要な国である。

同国では、タリバーンが2021年8月に首都カブールを制圧し、翌月に「暫定政権」の樹立

が発表されたが、引き続き民族・宗教的包摂性の欠如が指摘されており、教育や就労を始めとした女性・女児の権利の大幅な制限も継続している。2024年8月には、独自のイスラム教の解釈に基づいて人々の行動に厳しい制約を課す、いわゆる「勸善懲悪法」が公布され、国際社会は深刻な懸念を表明している。

一方、同国で歴史的に広く栽培されてきた違法薬物の原料となるケシの生産量が、2022年以降のタリバーンによる取締りもあり、大幅に減少したことが、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）により報告されている。従来ケシ生産で生計を立ててきた住民を、違法薬物栽培から脱却させ、合法的な代替生産手段に導いていけるかが今後の課題となっている。

治安は改善したものの、「イスラムとレバントのイスラム国（ISIL）」系組織（ホラサーン州）などによるテロが各地で散発しており、その域外への影響も懸念されている。こうした中、日本は、アフガニスタンが1990年代のように再び国際社会から孤立しテロの温床となることを避ける観点から、タリバーンに対し、女性や社会的少数者を含む全てのアフガニスタン国民の社会・政治参加や、各種制限の撤廃、及び、国際社会との建設的な関係構築を求める直接的な関与を継続している。同国の人権状況に関しては、8月のタリバーンによるいわゆる「勸善懲悪法」公布に対する深い懸念を外務報道官談話で表明した。国際場裡での議論にも積極的に貢献しており、2024年も前年に引き続き、安保理非常任理事国として、また、アフガニスタン情勢に関するペンホルダー⁽⁵⁾として、関連決議などの起草や調整を担い、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）のマンデートを更新する国連安保理決議第2727号の全会一致での採択やアフガニスタン情勢に関する安保理プレス・ステートメントの発出などに貢献した。

国連の発表によると、同国は、人口の約半数が人道支援を必要としており、日本は、タリ

(5) 安保理において、特定の議題に関する議論を主導し、決議や議長声明などの文書を起草する理事国を指す。

バーンによるカブール制圧以降も国際機関などを經由し人道支援やベーシック・ヒューマン・ニーズ（人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）に応える支援を継続してきた。2024年も、5月に発生した北部における大規模な洪水被害に対してJICAを通じた緊急援助物資の供与を実施したほか、12月には、2024年度補正予算において約2,750万ドルの追加的支援を決定した。

(5) イラン

イランは、約8,500万人の人口と豊富な天然資源を誇るシーア派の地域大国であり、日本とは90年以上にわたり伝統的な友好関係を発展させてきている。

同国では、ライースィ大統領などが搭乗したヘリコプターが5月に墜落し、全ての搭乗者が死亡したことを受け、予定より1年早く大統領選挙が行われた。7月5日に行われた決選投票の結果、ペゼシュキアン候補が次期大統領に選出され、7月30日に大統領宣誓式が行われた。同宣誓式には日本からは柘植芳文外務副大臣が総理特使として出席したほか、同月22日に岸田総理大臣は同次期大統領と電話会談を行い、イランが中東の平和と安定に向け一層建設的な役割を果たすとともに、国際社会との協調を進めることを強く期待していると伝達した。

2023年10月以降のガザ情勢を背景に、レバノンのヒズボラーとイスラエルの間で攻撃の応酬が激化し、また、2024年4月1日にはシリアの首都ダマスカスにおけるイラン大使館

関連施設がミサイル攻撃を受け破壊され、死傷者が発生した。同月13日にはイランがドローン及び弾道ミサイルなどを用い、イスラエル本土に対して初めて大規模な攻撃を実施し、イスラエル・イラン間でも緊張が高まる事態となった。

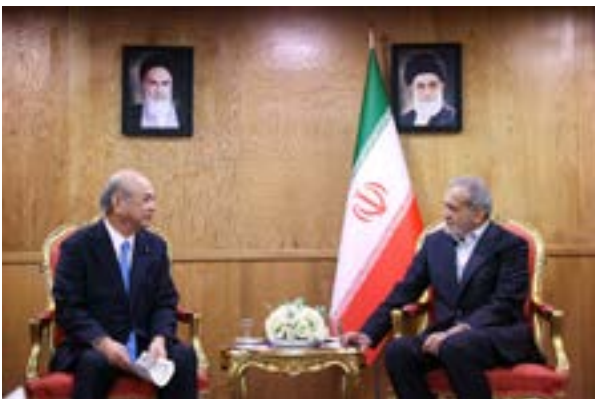
2024年9月27日にイスラエルがレバノンで行った攻撃により、ヒズボラーのナスラッラー書記長が殺害されたことなどを理由として、10月1日、イランはイスラエル本土に対して再び弾道ミサイルによる大規模攻撃を実施した。

これを受け、同月26日、イスラエルがイラン本土の軍事施設に対して攻撃を実施した。これらの事態に対し、日本は中東情勢における事態をエスカレートするいかなる行動も強く非難し、全ての関係者に対して事態の沈静化を求めることを外務大臣談話などで表明するとともに、イラン及びイスラエル双方に対して最大限の自制を働きかけた。

ロシアによるウクライナ侵略をめぐっては、イランとロシアとの軍事協力の進展について、国際社会における懸念の声が継続している。

核問題については、2018年の米国によるイラン核合意（包括的共同作業計画（JCPOA））からの離脱を受け、2019年7月以降、イランは核合意上のコミットメントを段階的に停止する対抗措置をとってきている。2024年末時点で、60%までの濃縮ウランの製造を行っており、保障措置問題の一部が未解決であるほか、国際原子力機関（IAEA）による抜き打ち査察を可能にしていた追加議定書の履行停止や、一部の特定の国籍のIAEA査察官の指名撤回などを行っている。8月に発足したペゼシュキアン政権は、欧米との対話に対して意欲的な姿勢を見せているが、イランによる核合意上のコミットメント遵守への復帰は実現していない。日本は、核合意の再構築に向けて、IAEAとの完全かつ遅滞なき協力を含め、イランによる建設的な対応を求めている。

日本は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきており、イラ



柘植外務副大臣（総理特使）によるペゼシュキアン・イラン大統領表敬（7月30日、イラン・テヘラン）

ンにおけるアフガニスタン難民支援や、オルミエ湖及び周辺地域における湿地保全の体制整備を支援している。上川外務大臣は4月にアブドラヒアン外相と、8月15日にバーゲリキャニ外相代行と、8月28日にアラグチ外相と外相電話会談を実施し、9月には訪問中のニューヨーク（米国）においてアラグチ外相と会談を行った。また、岩屋外務大臣は10月にアラグチ外相と電話会談を実施した。こうしたハイレベルの会談に加え、12月に日・イラン次官級協議を行った。このように、日本は、イランとの様々なレベルでの重層的な対話を継続しつつ、あらゆる機会を捉えて、イランに対し、諸課題について懸念事項を直接伝達するなど、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行ってきている。

(6) トルコ

トルコは、地政学上も重要な地域大国であり、北大西洋条約機構（NATO）加盟国として地域の安全保障において重要な役割を果たしており、欧米、ロシア、中東、アジア、アフリカへの多角的な外交を積極的に展開している。また、1890年のエルトゥールル号事件⁽⁶⁾に象徴されるように、伝統的な親日国である。

2023年2月にトルコ南東部で発生した犠牲者5万人を超える大地震に加え、高いインフレ率による市民生活の圧迫もあった中、同年5月の大統領選挙でエルドアン大統領が再選を果たした。その後の2024年3月の地方選挙では、エルドアン大統領が率いる公正発展党（AKP）は結党以来初めて野党に敗北した。

外交面においては、欧米重視に軸を置きつつ、近隣諸国のみならず中南米やアフリカ地域とも関係を強化する多面的な外交政策を展開してきている。ガザ地区をめぐる情勢については、当初は仲介外交に努める姿勢も見せていたが、情勢の緊迫化に伴い、イスラエルを非難



2024年8月6日発行 特殊切手「日・トルコ外交関係樹立100周年」

し、ハマスを擁護する姿勢をとるとともに、ガザ住民への人道支援を精力的に実施している。

日・トルコ両国間では様々な協議枠組みがあるが、2024年は海洋協議を実施し、法の支配に基づく海洋秩序の維持・発展や、東シナ海・南シナ海及びトルコ周辺の海域の情勢を含む、海洋に関する様々な課題について意見交換を行い、今後も定期的に意見交換を重ねていくことで一致した。

外交関係樹立100周年である2024年は、1月の上川外務大臣によるトルコ訪問などの要人往来に加え、日本及びトルコの各地において周年事業を実施した。6月にはトルコ海軍のコルベット艦「クナルアダ」が友好親善訪問として和歌山県（串本町）、東京都及び広島県（呉市）に寄港しエルトゥールル号事件に係る追悼式典などを行った。また、8月には海上自衛隊の日本練習艦隊「かしま」と「しまかぜ」が遠洋練習航海として100周年を記念し、イスタンブールに寄港した。また、9月にはイスタンブールで日・トルコ防災セミナーが開催され、トルコ南東部地震や能登半島地震の対応などに関する報告により両国の知見の共有などを行った。

(7) イラク

イラクは、2003年のイラク戦争後、2005年に新憲法を制定し、民主的な選挙を経て成立

(6) エルトゥールル号事件の詳細については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_001052.html



した政府が国家運営を担っている。

内政面では、2021年の国民議会選挙後に内閣を組閣できない混乱状態が続いていたが、2022年10月の新政府発足以降、広範な政治勢力による支持を背景に、スーダーニー首相による安定した政権運営が行われている。2023年6月には、2023年度から25年度3か年予算法を施行し、予算の安定性と行政の継続性が実現することとなった。2024年10月には6年ぶりとなるクルディスタン地域議会選挙、11月には1987年以来37年ぶりとなる国勢調査が実施された。

スーダーニー政権発足後、イラクの国内治安は大きく改善した一方、10月以降、「イラクのイスラム抵抗」を名乗るイラク国内の親イラン民兵組織によるイラク国内の米軍関係施設への攻撃が相次ぎ、米軍による親イラン民兵組織への反撃も行われるなど、イスラエル・パレスチナ情勢がイラク国内情勢に影響を及ぼしている。

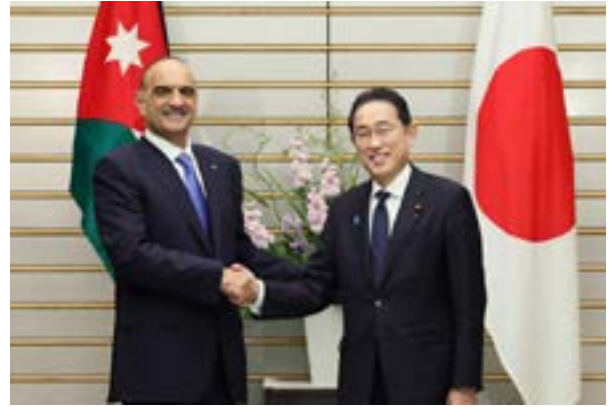
外交面では、イラン、サウジアラビア、トルコといった地域大国の間に位置し、近隣諸国との関係強化やバランス外交を志向している。

日本は2003年以降、約142億ドル（2024年末時点）の経済協力を実施するなど、一貫して対イラク支援を継続している。

(8) ヨルダン

ヨルダンは、混乱が続く中東地域において比較的安定を維持しており、アブドゥラー2世国王のリーダーシップの下で行われている過激主義対策、多数のシリア・パレスチナ難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、ヨルダンが地域の平和と安定のために果たしている役割は、国際的にも高く評価されている。伝統的な親日国であり、2018年には両国関係が戦略的パートナーシップに格上げされるなど、一貫して緊密な関係を有している。

2024年は、日・ヨルダン外交関係樹立70周年を迎え、両国の官民を含む様々なレベルでこれを記念する行事が開催された。特に、ガザ情勢を始めとする中東地域全体の緊張の高まり



日・ヨルダン首脳会談
(2月16日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

を受けて、首脳・外相レベルでは緊密な意思疎通を実施した。岸田総理大臣は、2月に来日したハサーウネ首相兼国防相との首脳会談に加え、9月にアブドゥラー2世国王と首脳電話会談を実施して、最新の情勢について意見交換を行うとともに、両国の緊密な連携について確認した。外相レベルでは、上川外務大臣は、2月のハサーウネ首相兼国防相表敬、9月のニューヨークでの日・エジプト・ヨルダン外相会合、さらには複数回の外相電話会談を実施した。また、岩屋外務大臣は、10月の就任直後、サファディ副首相兼外務・移民相との間での電話会談で、急激に緊張が高まったレバノン情勢を含む地域情勢について意見交換を行い、邦人保護における協力を要請し、サファディ外相からは日本人の安全確保への協力を惜しまないとの発言があった。こうした緊密な意思疎通もあり、この電話会談の翌日には、自衛隊機によるレバノンからヨルダンへの邦人などの輸送がつつがなく実施された。

加えて、11月には、ハッサン王子サルワット同妃両殿下が訪日し、訪日中に、駐日ヨルダン大使館主催による70周年記念レセプションが開催されるなど、両国の皇室・王室間の伝統的な関係を象徴する機会となった。安全保障面では、2月の南雲統合幕僚副長によるヨルダン訪問、11月のフネイティ統合参謀本部議長による訪日など、防衛分野における両国の協力関係が一層緊密化している。

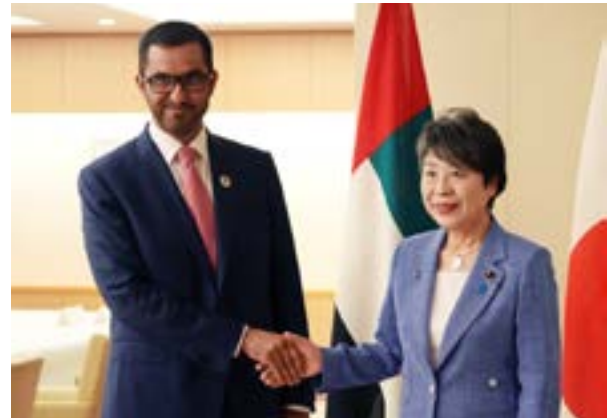
(9) 湾岸諸国とイエメン

湾岸諸国は、近年、脱炭素化や産業多角化などを重要課題として社会経済改革に取り組んでいる。湾岸諸国は、日本にとってエネルギー安全保障などの観点から重要なパートナーであることに加え、こうした改革は中東地域の長期的な安定と繁栄に資するとの観点から、日本としても、サウジアラビアとの「日・サウジ・ビジョン2030」や、アラブ首長国連邦（UAE）との「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」などの下で幅広い分野の協力を進めている。また、2009年以降交渉が中断していた日・GCC（湾岸協力理事会）⁽⁷⁾経済連携協定（EPA）については、12月にサウジアラビアのリヤドで、交渉再開後の第1回交渉会合を開催した。

サウジアラビアは石油輸出国機構（OPEC）で主導的な役割を担っており、日本の原油輸入の約4割を供給するエネルギー安全保障上の重要なパートナーである。また、同国はアラブ諸国唯一のG20メンバーであり、イスラム教の二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主である。2023年10月以降の中東情勢における緊張の高まりを受けて、アラブ連盟・イスラム協力機構（OIC）共同サミットや「二国家解決実施のための国際同盟」会合の開催などを通じて、アラブ・イスラム諸国の外交政策の議論において主導的な役割を担った。また、同国は、「サウジ・ビジョン2030」を掲げ、包括的な社会経済改革を目指し、様々な分野で新たなイニシアティブを推進している。岸田総理大臣とムハンマド皇太子兼首相との5月のテレビ会談、石破総理大臣とムハンマド皇太子兼首相との11月の電話会談、上川外務大臣とファイサル外相との5月の電話会談、岩屋外務大臣とファイサル外相との10月の電話会談などを通じ、両国の戦略的パートナーシップを強化し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下での様々な分野での協力や地域・国際社会の安



日・サウジアラビア首脳テレビ会談
（5月21日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）



上川外務大臣とジャーベル・アラブ首長国連邦（UAE）産業・先端技術相兼日本担当特使との会談（7月4日、東京）

定化に向けて国際場裡での連携を更に進めることなどを確認した。

UAEも日本の原油輸入の約4割を供給するエネルギー安全保障上の重要なパートナーである。日本は、7月のジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使の訪日、岩屋外務大臣とジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使との12月の電話会談などを通じ、「CSPI」の枠組みの下での様々な分野での協力や「日・UAEイノベーション・パートナーシップ」及び「グローバル・グリーン・エネルギー・ハブ」構想の下での協力を一層推進し、両国の包括的・戦略的パートナーシップを強化させることを確認した。9月には、日本とUAEの首脳間で、日・UAE経済連携協定（EPA）の交渉開始を発表し、11月には第1回交渉会合が東京で行われた。また、防衛分野では、2023年5月に署名

(7) Gulf Cooperation Council (GCC) 湾岸協力理事会：1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立された。防衛・経済を始めとするあらゆる分野における参加国での調整、統合、連携を目的としている。

した日・UAE防衛装備品・技術移転協定が1月に発効した。

カタールは、世界最大級の産ガス国でありつつ、イラン、タリバーン、ハマスなどとの独自のチャンネルをいかし、米・タリバーン間の和平交渉、米・イラン間の被拘束者交換の交渉、イスラエル・ハマス間の停戦・人質解放をめぐる交渉などを仲介し、存在感を高めている。カタールとの間では、11月に開催された外務省間政策対話などを通じて、2023年に岸田総理大臣とタミーム首長との間で確認された「戦略的パートナーシップ」に基づき、政治、経済、防衛交流などの幅広い分野における両国の協力関係を強化することを確認した。

オマーンは、イランやホーシー派との独自のチャンネルをいかし、サウジアラビア・イラン間の外交関係正常化の交渉、サウジアラビア・ホーシー派間の交渉、米・イラン間の被拘束者交換の交渉などを仲介した。海上自衛隊がオマーンに寄港し、洋上訓練を行うなど、海洋安全保障分野を含め、幅広い分野における両国間の協力・交流を進めた。

クウェートは、日本の原油輸入の約9%を供給する強固なパートナーであり、12月の外務省間政策対話などを通じて、政治、経済、エネルギー、文化などの二国間協力、両国間の往来・交流の強化、国際場裡における協力などの幅広い分野における協力関係について意見交換を行い、地域・国際社会の安定化に向けた両国間の連携を確認した。

バーレーンには、米海軍第五艦隊司令部が設置されており、中東地域における日本関係船舶の安全確保や地域の安定化という観点から日本にとって重要なパートナーである。またバーレーンとの間では、4月の上川外務大臣とザヤーニ外相との電話会談などを通じて、法の支配の維持・強化のため、協力を強化していくことを確認した。

イエメンの安定は、中東地域全体の平和と安定のみならず、日本のエネルギー安全保障に直結するシーレーンの安全確保の観点からも重要である。イエメンでは、イエメン正統政府及び

アラブ連合軍と、ホーシー派との間での衝突が継続していたが、2022年4月の全土での停戦後、同年10月に停戦が失効したものの小康状態が継続している。2023年には、オマーンの仲介により、サウジアラビアとホーシー派の直接協議が複数回実施され、イエメンの恒久的和平に向けた前向きな動きが見られたが、ガザ地区をめぐる情勢を受け、2023年11月、ハマスとの連帯を掲げるホーシー派は、イスラエル関係船舶に対する攻撃を行うことを宣言し、紅海^だのイエメン沖において日本関係船舶を「拿捕」するなど、紅海及びアデン湾において、船舶に対する攻撃を続けている。日本は、こうしたホーシー派の行動を断固非難し、船舶の自由かつ安全な航行を阻害する行為の自制を求めるとともに、当該船舶・乗組員の早期解放や周辺海域の安定化に向けて、関係国と連携しながら取り組んでいる。2024年には、日本が米国と共に提案した、紅海上の船舶に対するホーシー派のあらゆる攻撃の即時停止を求める安保理決議第2722号（1月）及び第2735号（6月）が採択された。また、11月には日本と米国の主導でホーシー派による商業船舶への攻撃を最も強い言葉で非難する安保理プレスステートメントを発出した。紛争長期化により、イエメンは「世界最悪の人道危機のひとつ」とされる深刻な状況に直面しており、日本は2015年以降、国際機関などと連携し、イエメンに対し、合計約4.6億ドル（2024年末時点）の人道支援を実施している。

(10) シリア

ア 情勢の推移

2011年3月から約13年続くシリア危機は、これまで情勢の安定化及び危機の政治的解決に向けた見通しが立たず、2019年に国連の仲介により設立されアサド政権側及び反体制派側が一堂に会する「憲法委員会」も1年以上実施されてこなかった。

対外関係では、アサド政権を支持するロシアやイランとの協力関係は維持されつつ、近年に見られたアラブ諸国との関係改善の動きの一環

として、2023年5月7日にはアラブ連盟外相級臨時会合において同連盟への参加再開が決定された。なお、欧米諸国は、アサド政権による化学兵器使用や人権蹂躪⁽⁸⁾行為などを理由に、シリア政府との関係再開には依然として慎重な姿勢を維持してきた。

軍事・治安面では、2023年10月以降のガザ情勢の悪化や、2024年9月中旬以降のイスラエルによるレバノンの親イラン民兵組織ヒズボラーへの攻撃拡大に同調して、ヒズボラーへの補給地と位置付けられるシリア国内への攻撃が増大するなど、シリア情勢にも影響が及んだ。こうした中、シャーム解放機構（HTS）を母体とする反体制勢力は、11月27日頃から北部の都市アレッポを制圧し、12月8日には首都ダマスカスを制圧したと宣言した。翌9日にはロシア政府が、アサド大統領がロシアに亡命したと発表した。10日には、ダマスカスで「暫定政権」の樹立が宣言され、2025年3月1日までに新政権へ移行予定であると発表された。また、「暫定政権」は、全ての反体制派組織を解散し、国防省直下の国軍として統合する方針や、国民対話の実施及び新憲法制定などについて見通しを発表した。また、イスラエルは、12月15日、ゴラン高原の人口倍増計画を承認し、ゴラン高原の緩衝地帯に進軍した。一方、トルコ、アラブ諸国及び欧米諸国はシリアを訪問し、「暫定政権」との接触を開始した。

人道状況については、2023年2月6日に発生したトルコ南部を震源とする大地震により、シリアも北部を中心に甚大な被害を受けた（犠牲者は5,900人以上とされる。）。シリア国内で人道支援を必要とする人々の規模は2024年には1,670万人に上るとされており、国内避難民の数も720万人を超える。長期にわたり抱える様々な課題に加え、2024年9月中旬以降のレバノンにおける衝突の激化を発端とし、レバノン国内よりシリアに向け大量の避難民及び帰還民が発生した。その人数は11月12日時点で

約53万人に上り、危機発生以降、人道支援ニーズが最も高い状況にある。

1 日本の取組

日本は、シリアにおいて一刻も早く暴力が停止し、全てのシリア人が基本的人権や尊厳を享有し、自由と繁栄を享受できるようになることを強く望んでおり、シリアの将来は、シリア人自身が決めていくべきものとの考えから、シリア情勢において平和的で安定した移行が行われることを期待している。特に、全ての関係者が、国連仲介の政治プロセス進展を促す国連安保理決議第2254号を踏まえ、シリア国民の意思を最大限尊重し、シリア国民による対話を通じた包摂的な政治的解決、国民和解、ひいては地域の平和と繁栄に向けて建設的な役割を果たすことを求めている。日本は、9月中旬以降のレバノン情勢の影響を受けて、レバノンからシリアへ避難した人々に対して、10月29日、新たに国連機関を通じた1,000万ドルの緊急無償資金協力を実施した。2012年以降の日本のシリア及び周辺国に対する人道支援の総額は35億ドル以上に上る。

(11) レバノン

レバノンは、複合的危機による様々な課題に直面する中、2022年10月末のアウン前大統領の任期終了後、政治勢力間の対立などにより議会での協議は妥結に至らず、新たな大統領の選出が実現せず、政治空白が続いていた。国際通貨基金（IMF）⁽⁹⁾との事務レベル合意で提示された行財政改革は著しく遅れており、公共サービスの機能不全や高いインフレ率など、経済危機は長引いている。2023年10月以降のガザ情勢の影響を受け、イスラエルと接する南部ではイスラエルとヒズボラーなどの間で攻撃の応酬が発生した。さらに、9月中旬以降、イスラエルはバイルート南部郊外ダーヒエ地区、レバノン南部及び東部に大規模空爆を実施

(8) 国家権力が、憲法に保障された国民の基本的人権を侵犯すること

(9) International Monetary Fund

コラム
COLUMN

日・トルコ外交関係樹立100周年

2024年、日本とトルコは外交関係樹立100周年を迎えました。トルコが建国された翌年の1924年8月6日、日本がローザンヌ条約を批准し、同条約が発効したことにより、日本とトルコの間で外交関係が樹立されました。中東地域での日本国大使館開設はトルコが初めてであり（1925年）、これは日本政府が当時からトルコをいかに重要視していたかを示しています。



その後、日本とトルコは第二次世界大戦という困難な時代を経ますが、トルコの参戦は戦争末期であり、両国が戦火を交えることはなかったため、日・トルコの友好関係は戦争の影響をほとんど受けませんでした。戦後、日本が1956年に国際連合への加盟を実現した際、トルコは国連安全保障理事会の討議において、「偉大な国家日本の国連加盟は、国際社会の平和と友好協力への顕著な貢献につながる」と訴え、各国に日本の国連加盟の重要性を説いて回るなど、日本の国際社会への復帰のために力を尽くしてくれました。

近年、日・トルコ関係は、政治、経済、防災、文化など幅広い分野においてますます発展を遂げています。トルコで初めて免震の仕組みを導入して建設された第二ボスポラス大橋は日本の円借款によって、また、イスタンブール150年来の夢を実現したと言われるマルマライ地下鉄トンネルは日本の有償資金協力によって建設されました。さらに、1999年のマルマラ地震、2011年の東日本大震災、そして最近では2023年2月のトルコ南東部大地震といった自然災害に際して、日本とトルコは、「まさかの時の友こそ真の友」ということわざのとおり、困難な状況の中でも互いに支え合ってきました。

外交関係樹立100周年を迎えた2024年は、1月の上川外務大臣及び深澤陽一外務大臣政務官、5月の石原宏高総理大臣補佐官のトルコ訪問が行われたほか、12月には秋篠宮皇嗣同妃両殿下が御訪問になるなど、ハイレベルでの交流も行われました。また、6月にはトルコ海軍の艦艇「クナルアダ」が2か月かけて日本に寄港し、寄港地の一つである和歌山県串本町において134年前に同町大島沖で遭難したトルコ軍艦エルトゥールル号追悼式典が行われるなど、100周年という節目にこれまでの友好の歴史を振り返るとともに、官民様々なレベルでの記念事業が両国で実施されました。同事業の締めくくりとして、イスタンブールで秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席のもと行われた記念コンサートでは、トルコ民族舞踊と日本の和太鼓グループによる共演が披露されました。両国



トルコ民族舞踊と日本の和太鼓グループによる共演（12月、トルコ・イスタンブール）

の伝統と文化が見事にコラボレーションした催しとなり、大きな盛り上がりを見せ、同事業は日・トルコ両国の多くの方々の協力をいただきながら幕引きを迎えました。今後も日・トルコ関係及び両国民の絆を^{きずな}一層深めていく考えです。

した。これにより、国内では100万人規模の避難民が発生した。11月26日、イスラエル政府とレバノン政府は、米国及びフランスの仲介により、停戦に合意し、日本としても今般の停戦合意を歓迎し、全ての当事者が停戦合意を完全に履行し、地域の安定にコミットするため国連安保理決議第1701号の完全な履行を含めあらゆる措置を講じることを強く求めている。2025年1月9日、大統領選出のための議会合会が召集され、ジョゼフ・アウン国軍司令官が第14代大統領に選出された。2年以上の空白期間を経て大統領が選出されたことは、同国の

安定と発展に向けた重要な一歩と言える。

日本は、2012年以降、合計2億9,090万ドル以上の対レバノン支援（広域支援を含む。）を行ってきた。これに加えて、悪化している人道状況を受けて、10月21日、新たに国連機関などを通じた1,000万ドルの緊急無償資金協力を実施した。岩屋外務大臣は、10月にブハビーブ外務・移民相との間で外相電話会談を行い、地域及びレバノン情勢の沈静化に向けて、両国が引き続き連携して取り組んでいくことを確認した。

3 北アフリカ地域情勢(エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)

(1) エジプト

中東・アフリカ・欧州地域が交差する地政学的要衝に位置するエジプトは、人口1億1千万人以上を有する中東・北アフリカの地域大国である。2023年10月7日のハマスなどによるテロ攻撃発生以降、ガザ地区からの外国人などの退避や傷病者の受け入れ、国際機関や世界各国からの人道支援物資の受入れ・ガザ地区への搬送や、カタール及び米国と共にイスラエルとハマスの仲介を行うなどの外交努力を通じて、情勢の沈静化、地域全体の不安定化の防止、人道状況改善の緊要性などの議論を主導するなど、地域の安定のために重要な役割を果たしている。

エルシーシ大統領は4月2日に3期目の就任式に臨み、引き続き安定した政権運営が進められている。6月にはマドブリー首相が再任され、閣僚の半数以上が新たな顔ぶれとなる新内閣が7月に発足した。

日本との関係では、7月に入閣したばかりのアブデルアティー外務・移住・国外移住者相がTICAD閣僚会合に出席するため訪日し、岸田総理大臣を表敬してエルシーシ大統領の親書を手交、上川外務大臣と二度にわたり会談を行い、二国間関係及び地域・国際情勢について意見交換し、緊密な連携を確認した。9月には

ニューヨークで中東に関する日本・エジプト・ヨルダン三者外相会合を行い、ガザ情勢を始めとする地域情勢について協議した。また、ガザやレバノン情勢を始めとする緊迫した中東情勢を受けて、上川外務大臣がシュクリ外相と4月4日に、岩屋外務大臣がアブデルアティー外相と10月16日に、それぞれ電話会談を行った。

カイロに本部を構えるアラブ連盟との関係では、7月にアブルゲイト・アラブ連盟事務総長を招へいし、上川外務大臣と日本とアラブ連盟との協力関係について協議したほか、外務省・経済産業省とアラブ連盟共催の下、連盟加盟国の経済関係閣僚などが出席する閣僚会合、民間企業の出席を得た官民経済カンファレンスから



上川外務大臣とアブデルアティー・エジプト外務・移住・国外移住者相（8月23日、東京）

成る第5回日本・アラブ経済フォーラムを11年ぶりに東京で開催した。

エジプト・イスラエル間の停戦監視活動などを主要任務とするシナイ半島駐留多国籍部隊・監視団（MFO）⁽¹⁰⁾は、ガザ情勢を含む地域情勢の不安定化を踏まえ、エジプト・イスラエル間の停戦維持という重要な役割を引き続き遂行している。日本はMFOに対し、拠出金など財政支援のほか、2019年4月から自衛官の派遣を開始して現在は計4人の司令部要員を派遣しており、引き続き地域の平和と安定に向けた貢献を行っている。

(2) リビア

リビアは、アフリカ1位の原油埋蔵量を誇るエネルギー大国であるが、2011年のカダフィ政権崩壊後、東西に政治勢力が並立する不安定な状況が続いている。2019年4月には、東部の実力者であるハフタル「リビア国軍」(LNA)⁽¹¹⁾総司令官がトリポリへの進軍を指示し武力衝突に発展した。2020年10月に両勢力間が恒久的停戦合意に署名して以降、東西両勢力間の武力衝突事案は大幅に減少し、経済面が活性化してきている。2023年9月には、東部デルナを中心に洪水による甚大な被害が発生し、日本を含む各国が緊急援助を行った。

政治面では、国連主導のリビア政治対話フォーラム（LPDF）において2021年12月24日に大統領選挙を含む国政選挙を行うことで基本的合意が成立したものの、無期延期となり、2024年末時点で実施に至っていない。2023年2月にバシリー・リビア担当国連事務総長特別代表が年内の選挙実施に向けたイニシアティブを発表して、引き続き国連主導による取組が進められてきたが、2024年4月に同代表が和平の見通しができないとして辞任し、後任が待たれている。日本は、2022年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）での日・リビア首脳会談を受け、2014年7月に大使館

を一時閉館して以降初めて、2024年1月にトリポリに大使館事務所を再開するなど、要人往来が再び活性化した。同1月には、ラーフィー首脳評議会副議長が訪日し、林官房長官及び上川外務大臣と会談し、今後の二国間関係の再活性化に取り組んでいくことで一致し、経済・ビジネス及び人材育成分野などにおける具体的な協力の方策についても意見交換を行った。4月には、深澤陽一外務大臣政務官がリビアを訪問し、ラーフィー副議長を表敬し、バーウール外相・国際協力相代行と日・リビア政策協議を開催した。同訪問は、日本からリビアへの政務レベルの要人訪問として約12年ぶりのものであった。8月に開催されたTICAD閣僚会合においては、上川外務大臣とバーウール外相代行が外相会談を行い、日・リビア関係を更に発展させる重要性を確認した。

(3) マグレブ諸国(チュニジア・アルジェリア・モロッコ)

マグレブ地域は、欧州・中東・アフリカの結節点に位置する地理的優位性や豊富な若年労働力などによる高い潜在性から、アフリカにおいて経済面で高い重要性を有している一方、引き続き貧困層の拡大、地域格差や高失業率、食料価格高騰の影響などの克服が課題となっている。加えて、リビアやサヘル地域からの武器や不法移民の侵入による治安面への影響が懸念されている。

チュニジアでは、8月にマドゥーリ首相が任命され大規模な内閣改造が行われた。10月には大統領選挙が行われ、現職のサイド大統領が再選を果たした。経済・財政面では、2023年夏以降は主要産業である観光業の復調が見られるものの、貿易赤字、財政赤字、失業率の高止まり、成長率の低迷などの課題に対し、今後、構造改革を進めることができるかが注目されている。

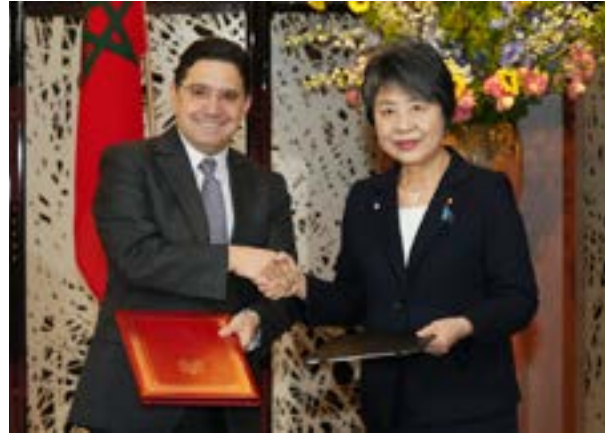
日本との関係では、2月にベン・レジバ外相

(10) MFO : Multinational Force and Observers (多国籍部隊・監視団)

(11) LNA : Libyan National Army

付国務長官が訪日し、柘植外務副大臣ほかと会談し、2025年の大阪・関西万博の機会なども活用し、二国間の経済関係や人的・文化交流などの一層の強化に向けて取り組むことで一致した。また、5月には深澤外務大臣政務官がチュニジアを訪問し、アンマール外相への表敬を行った。

アルジェリアでは、2019年12月にテブン新大統領が就任し、同大統領は「新生アルジェリア」の実現に向けた経済改革の一環として、2022年に投資法の改正などを実施した。2024年9月には大統領選挙が行われ、テブン大統領が再選を果たした。政権の基盤が安定した2期目においては、「アフリカ第2の経済大国を目指す」とし、経済・社会政策に注力することが見込まれる。日本との関係では、2024年1月に日・アルジェリア租税条約、4月に合同経済委員会設置協定が発効し、経済関係の強化が期待される。7月にはハシシ国营炭化水素公社ソナトラック総裁が日本・アラブ経済フォーラム出席のため訪日、8月にはワリード知識経済・スタートアップ・零細企業相がTICAD閣僚会合出席のために訪日した。両氏の訪日時には辻外務副大臣との会談やJICA、民間企業との意見交換が実施され、従来協力が進展している石油・天然ガス分野に加え、今後は再生可能エネルギーやスタートアップといった新たな分野を含む、幅広い分野で両国経済関係の強化が期待される。2024年は、国連安全保障理事会でアラブ諸国唯一の非常任理事国として日本と議席を共にし、多国間の枠組みにおいても連携するため、活発に意見交換を行った。また、在アルジェリア日本大使館によるアルジェ国際マンガフェスティバルでの日本・アルジェリア・マンガコンテストの実施、JICA専門家で構成されるJICAミッションのアフリカ・スタートアッ



ナースィル・ブリタ・モロッコ外務・アフリカ協力・在外モロッコ人相とともに協力覚書への署名を行い握手する上川外務大臣（5月31日、東京）

プ会議への出席など、外交のみならず、多様な分野で二国間関係が進展している。

モロッコでは、10月に内閣改造が行われ第2期アハヌーシュ内閣が発足した。近年モロッコは深刻な水資源不足に直面しており、7月のモハメッド6世国王演説においても対策の必要性が強調された。また、国内では再生可能エネルギーの導入と、2030年サッカー・ワールドカップ開催に向けたインフラ整備が加速している。10月には、国王の招待により、マクロン・フランス大統領がモロッコを国賓訪問し、脱炭素化に向けた二国間経済協力と、モロッコにおけるインフラ開発及び産業の共同拠点化によるバリューチェーンの構築を目指すことを確認した。

日本との関係では、5月にブリタ外相が来日し、上川外務大臣と外相会談及び夕食会を実施し、「強化されたパートナーシップ協力覚書」に署名した。9月には、円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジのための開発政策借款」（277.6億円）の交換公文が締結された。また、11月にはジダン投資相が来日し、武藤容治経済産業大臣と会談を実施し、経済関係の深化に向けた意見交換を行うとともに、投資・貿易活動の促進を目的とした協力覚書に署名した。

日本とアラブ連盟の協力

アラブ連盟は、カイロ（エジプト）に本部を置く、アラブ22か国・地域が加盟する地域国際機関です。日本とアラブ連盟の関係は、2013年に岸田外務大臣が署名した「日アラブ協力に関する覚書」によって日本・アラブ経済フォーラム、日・アラブ政治対話、日・アラブ文化教育協力を含む包括的な日・アラブ協力メカニズムが設立されたことに基づき、着実に発展しています。要人往来も活発化しており、2023年4月には岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めてアラブ連盟本部を訪問しました。

■ 日本・アラブ経済フォーラムの開催

2024年7月、日本・アラブ経済フォーラム開催の機会にアブルゲイト・アラブ連盟事務総長を外務省賓客として招へいし、東京において第5回日本・アラブ経済フォーラムを開催しました。閣僚会合には日本側から上川外務大臣及び齋藤健経済産業大臣が、アラブ側からは同事務総長を始めとする10人の閣僚級要人が出席しました。官民経済カンファレンスには齋藤経済産業大臣やアラブ側閣僚を含む多くの政府関係者や企業関係者が出席しました。同フォーラムは、日本とアラブ連盟及び加盟国との間での多様な分野における経済関係を強化するネットワークの役割を果たしており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成、気候変動対策や技術進歩といった新たな課題が登場する中で、エネルギーやデジタルの分野における人材育成などを通じ、持続可能で強靱かつ発展を続ける経済社会の実現に向けて、日本とアラブ諸国が互いに信頼し合うパートナーになり得ることを改めて確認しました。



第5回日本・アラブ経済フォーラム閣僚会合
(7月11日、東京・外務省飯倉公館)

またこの機会に、上川外務大臣は同事務総長と、日本とアラブ連盟の協力や地域情勢などについて意見交換を行いました。

■ 日・アラブ政治対話

2023年9月には、アラブ連盟本部で第3回日・アラブ政治対話を開催し、日本とアラブ連盟加盟国との間で、地域及び国際情勢にかかる共通の関心事項、共通利益に向けて一層の政治協力の機会を見出すことについて協議しました。林外務大臣がアブルゲイト・アラブ連盟事務総長と共に共同議長を務め、共同声明を採択し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性をアラブ諸国と共有しました。



外務省のアラビア語研修員によるアラブ連盟本部訪問
(6月11日、エジプト・カイロ)

■ 日・アラブ文化教育協力

日・アラブ文化教育協力の一環として、外務省のアラビア語研修員がアラブ連盟本部を訪問し、アラブ連盟の成り立ちや目的、政治・経済・人権などの様々な分野におけるアラブ連盟の取組について講義を受講したり、在

エジプト日本国大使館がアラブ連盟の若手職員に対して日本のアラブ地域における外交政策に関する講演を実施するなど、人的交流を進めています。

■ アラブ連盟傘下機関との協力

アラブ連盟の傘下には様々な分野を所掌する14の機関がアラブ諸国に点在しており、日本はアラブ連盟加盟国の発展のためにこれらの機関とも協力しています。例えば、アレキサンドリア（エジプト）にあるアラブ科学技術海運アカデミーに対する訓練用船舶の供与や、ジブチの沿岸警備隊員の同アカデミーにおける訓練の支援を実施してきました。また、カイロにあるアラブ行政能力開発機構が主催するアラブ知的財産会議に参加して日本の知見を共有し、知的財産の保護のための方針について議論しました。

第8節

アフリカ

1 概観

アフリカは、54か国に約14億人を擁し、2050年には世界人口の4分の1を抱えるようになると言われるなど、若く、エネルギーで、潜在力に溢れた地域である。豊富な鉱物資源や高い経済成長率を誇ることから、日本の経済安全保障やバリューチェーンの確保の観点から重要な地域であり、更に開拓すべき投資先として世界の関心も集めている。一方、紛争やテロ、政治的混乱が平和と安定を脅かしている地域も存在し、貧困や飢餓といった深刻な開発課題も抱えている。

これまで米国、フランス、ドイツ、欧州連合(EU)、ロシア、中国、韓国、インド、トルコやサウジアラビアなど、多くの国・地域がアフリカとのフォーラムを開催してきた。2024年は、1月にイタリア、5月に北欧諸国、6月に韓国、9月に中国とインドネシア、11月にトルコとロシアが、それぞれアフリカとの首脳級や閣僚級のフォーラムを開催した。イタリアは、6月のG7プーリア・サミットで「アフリカ、気候変動、開発」のセッションを設けるなど、議長国としてアフリカに重点を置いたアジェンダ(議題)設定を行った。12月からは南アフリカがG20議長国を務め、連帯、平等、持続可能性といったアフリカの開発課題を念頭に置いたアジェンダを提示するなど、国際社会

におけるアフリカの役割はますます高まっている。

リベリア、セネガル、チャド、ルワンダ、南アフリカ、モーリシャス、ボツワナ、モザンビーク、ナミビア、ガーナなどでは、民主的プロセスの定着・強化に資する大統領選挙や議会選挙が行われた。一方、西アフリカでは、サヘル地域⁽¹⁾で引き続きテロ・暴力的過激主義の問題が深刻である。「アフリカの角」⁽²⁾地域では、国軍と準軍事組織の即応支援部隊(RSF)⁽³⁾との武力衝突が継続しているスーダンを始め、紛争などの影響で多数の避難民が発生し、人道危機が拡大している。大湖地域、特にコンゴ民主共和国東部地域では、武装勢力が引き続き活発な活動を継続し、人権・人道状況が深刻化している。

2月、岸田総理大臣は、訪日したルト・ケニア大統領と会談し、経済関係を含む二国間関係の強化、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の推進や国際場裡における協力強化で一致した。4月のG7外相会合の際には、上川外務大臣は、アフリカ連合(AU)⁽⁴⁾議長国でありアフリカ開発会議(TICAD)⁽⁵⁾閣僚会合の共同議長でもあるメルズーグ・モーリタニア外相と会談を実施した。

4月、上川外務大臣はマダガスカル、コート

(1) 「サヘル」とはサハラ砂漠の南に位置する広範囲な地域のこと、厳密な定義はないが、一般にモーリタニア、マリ、ニジェール、ブルキナファソ、チャドなどが位置する地域を指す。

(2) 「アフリカの角(Horn of Africa)」とは、アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと

(3) RSF : Rapid Support Forces

(4) AU : African Union

(5) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

ジボワール及びナイジェリアを訪問し、各国で外相会談などを行った。マダガスカルでは経済安全保障や人材育成などの分野で二国間協力を強化することを確認した。また、コートジボワールでは現地女性リーダーとの意見交換会などを実施したほか、ナイジェリアでは国内避難民女性らとの対話などを行った。

8月、東京でアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合が開催され（8ページ、巻頭特集参照）、アフリカ47か国の代表のほか、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体などが参加した。2025年8月に開催予定の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）に向け、社会、平和と安定、経済の3分野で議論を行い、経済セッションでは、初めての試みとして、日本企業、アフリカ企業と参加閣僚によるパネル・ディスカッションとネットワーキング・セッションが行われた。また、女性閣僚との会談（ワーキング・ランチ形式）や歓迎レセプションが開催されたほか、成果文書として、TICAD閣僚会合では初めてとなる「TICAD閣僚会合共同コ



TICAD閣僚会合で共同議長を務める上川外務大臣とメルズーブ・モーリタニア外相（8月24日から25日まで、東京）

ミュニケ」が採択された。

2025年8月には横浜でTICAD 9を開催予定である。分断と対立の様相が一層深まる国際社会を協調に導くため、アフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」を重視しながら、アフリカ及びグローバルな課題の革新的な解決策を共創するため、日本は引き続きアフリカ諸国と緊密に連携していく。

2 アフリカ連合(AU)

アフリカ連合委員会（AUC）⁽⁶⁾は、世界最大級の地域機関であるアフリカ連合（AU）の事務局であり、アフリカの一層高度な政治的・経済的統合の実現と紛争の予防・解決に向けた取組を行っている。

2月、AU総会の機会を捉え深澤陽一外務大臣政務官がエチオピアを訪問し、ンサンザバガンワAUC副委員長、ベケレ＝トーマスAUDA-NEPAD（AU開発庁－アフリカ開発のための新パートナーシップ）長官、サッコAUC委員（農業・村落開発、ブルーエコノミー、持続可能な環境担当）及びベルオシン

AUC委員（教育・科学技術・イノベーション担当）との間で会談や懇談を行った。

3月、サッコAUC委員が訪日し、深澤外務大臣政務官への表敬を行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、ンサンザバガンワAUC副委員長が参加し、上川外務大臣とのアフリカ女性閣僚ワーキング・ランチに出席するとともに、同大臣と会談を行った。

10月、ベケレ＝トーマスAUDA-NEPAD長官が訪日し、深澤外務大臣政務官への表敬を行った。

(6) AUC : African Union Commission

3 東部アフリカ地域

(1) ウガンダ

ウガンダは、ムセベニ大統領による長期政権の下、安定した内政を背景に経済成長を維持している。周辺国からアフリカ最大となる約170万人の難民受入れを行っており、7月にはAUアフリカ人道庁（AfHA）のホスト国に選出された。また、アフリカ連合ソマリア移行ミッション（ATMIS）に国軍を派遣するなど、アフリカの角地域の安定に向けて貢献している。8月のTICAD閣僚会合ではオケロ国際問題担当国務相と辻清人外務副大臣との会談、11月にはカイネルガバ・ウガンダ国防軍司令官と藤井比早之外務副大臣との会談がそれぞれ行われ、二国間関係の一層の強化および国際場裡での協力を確認した。

(2) エチオピア

エチオピアは、アフリカ第2位の人口（1.3億人）を背景に、高い経済的潜在力を有するとともに、7月から国際通貨基金（IMF）と世界銀行の支援を受けて、為替自由化や財政改革などのマクロ経済改革を実施している。また、アムハラ州などでは引き続き戦闘が散発している一方、北部紛争の終結から2年が経過し、全般的には状況は落ち着いている。4月に実施された日・エチオピア政策協議や8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したメスガヌ国務相と辻外務副大臣の会談などを通じ、アフリカの角地域の平和と安定や日本企業の投資拡大に向けた取組など多岐に渡る分野で二国間関係を更に発展させることで一致した。

(3) エリトリア

エリトリアは、インド洋とスエズ運河・欧州を結ぶ国際航路に位置し、同国領海は多数の日本関係船舶が航行する安全保障上の要衝である。アフリカの角地域の平和と安定に同国が果たす役割の重要性を踏まえ、2025年1月に在

エリトリア兼勤駐在官事務所を大使館へ格上げした。

(4) ケニア

ケニアは、「法の支配」を始め、基本的価値や原則を共有する重要な同志国であるとともに、東アフリカの経済的ハブであり、アフリカ有数の日系企業拠点の一つとなっている。2月、岸田総理大臣は、公式実務賓客として訪日したルト大統領と首脳会談を行い、両首脳は、経済関係の一層の強化、FOIPの推進、国際場裡における協力の強化などで一致した。また、8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したムダバディ内閣筆頭長官兼外務・ディアスポラ担当長官と上川外務大臣が会談を実施し、日・ケニア政策対話の立ち上げが合意された。さらに、2025年1月には、藤井外務副大臣を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがケニアを訪問し、両国の政府関係者及び企業の代表者との間で、両国間の経済交流の促進に向けた幅広い議論が交わされた。



日・ケニア・ビジネスフォーラムに出席した藤井外務副大臣
(2025年1月16日、ケニア・ナイロビ)

(5) コモロ連合

コモロは、日本と同じ海洋国としてFOIPを支持しているパートナーである。1月の大統領選挙で再選したアザリ大統領の下、2030年までに新興国入りを目指とする「コモロ新興計画

2030」を掲げ、湾港などのインフラ整備、持続可能な漁業などのブルーエコノミー⁽⁷⁾を推進している。8月、上川外務大臣は、TICAD閣僚会合出席のため訪日したムバエ外務・国際協力相と会談を行い、FOIP推進に向けて緊密に連携していくことで一致した。

(6) ジブチ

ジブチは、欧州とアジアを結ぶ主要な交易路に面する戦略的要衝に位置し、FOIP実現のための重要なパートナーである。2009年から、日本の自衛隊がアデン湾・ソマリア沖で海賊対処行動に従事しており、2011年にジブチに設置された自衛隊拠点は在外邦人などの保護及び輸送にも活用されている。さらに2024年12月には、ジブチに対して初めての政府安全保障能力強化支援（OSA）案件（沿岸監視レーダーシステムなどの供与）に関する書簡の署名・交換が行われた。8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したハッサン外務・国際協力省次官と深澤外務大臣政務官が会談を実施し、TICAD 9を見据え、日・ジブチ関係を更に発展させることで一致した。

(7) スーダン

スーダンでは、2023年4月以降、同国の国軍と即応支援部隊との武力衝突が継続しており、国内外の避難民が1,100万人以上に及ぶなど深刻な人道危機が発生している。日本は、スーダン及び周辺国の人道状況改善に向けた人道支援を実施するとともに、アフリカの角担当大使による働きかけなどを通じて地域の平和と安定に向け取り組んでいる。7月には、辻外務副大臣が、第5回日本・アラブ経済フォーラム出席のため訪日したジブリール財務・計画相と会談し、地域の平和と安定の実現に向けて両国間で緊密に連携していくことで一致した。

(8) セーシェル

セーシェルは、インド洋有数の経済水域を有

する、FOIP実現のための重要なパートナーである。6月には海上自衛隊練習艦隊が、7月には護衛艦が同国に寄港し、両国間で親善訓練が実施された。8月にはTICAD閣僚会合出席のため訪日したラデゴン外務・観光相と上川外務大臣が会談を行い、二国間関係の一層の発展及び国際場裡において引き続き連携することで一致した。

(9) ソマリア

ソマリアでは、2022年5月に就任したハッサン大統領の下、平和構築や国造りの努力が続けられており、日本はソマリア政府の取組を後押ししている。2024年には、イスラム過激派アル・シャバーブによるテロ活動や気候変動の影響を受けた人々に対する人道支援に加え、警察組織の能力強化などを支援した。8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したフィキ外務国際協力相と上川外務大臣が会談し、二国間関係の一層の発展及び2025年から国連安全保障理事会（安保理）非常任理事国に就任するソマリアと国際場裡において協力していくことを確認した。

(10) タンザニア

タンザニアは、アフリカの東部と南部を結ぶ要衝に位置し、安定した内政を背景に経済成長を続けている。5月には辻外務副大臣がタンザニアを訪問し、マカンバ外務・東アフリカ協力相などとの会談や日本企業関係者との意見交換を行った。さらに、8月のTICAD閣僚会合では、辻外務副大臣がチュミ外務・東アフリカ協力副相と会談を実施し、経済関係強化に向け緊密に連携していくことで一致した。また、在タンザニア日本大使館は、日本企業進出支援とビジネス環境改善に向けて、7月に日・タンザニア・ビジネスフォーラム、8月に日・タンザニア・ビジネス対話を現地関係機関と共催した。

(7) 海洋資源などの活用により、持続可能な経済成長を推進するコンセプト

(11) ブルンジ

ブルンジは、アフリカ大陸中央部に位置する内陸国であり、日本は1970年代以降、ブジュンブラ港などのインフラ整備や基礎的サービス向上などの開発協力を行っている。8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したシンギロ外務・開発協力相と上川外務大臣が会談を行い、東アフリカ地域の連結性強化に向けて協力していくことで一致した。

(12) マダガスカル

マダガスカルは、アフリカ東南部沖のインド洋に位置する島国でFOIPを支持しており、鉱物資源供給元としても重要な国である。4月には上川外務大臣が日本の外務大臣として初めて同国を訪問し、ラジョリナ大統領への表敬及びラサタ外相との会談を行い、新たな開発協力大綱で打ち出したオファー型協力を活用して、都市圏の広域開発などの協力に取り組むことで経済強^{じん}化を共に進めていくことで一致した。さらに、8月のTICAD閣僚会合の際、上川外務大臣はラサタ外相と会談を行った。



上川外務大臣のマダガスカル訪問時のモバイルクリニック視察
(4月28日、マダガスカル・アンタナナリボ)

(13) 南スーダン

南スーダンは、2013年12月の衝突以降混乱が続いたが、2018年9月には「再活性化された衝突解決合意」が署名された。同合意に基づいた総選挙の実施が2024年12月に迫って

いたが、選挙に向けた準備の遅れを理由に、同合意の履行期限の2年間延長が決定された。日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた開発協力や国連平和維持活動（PKO）への支援を通じて、同国の平和と安定を継続的に支援しており、8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したゴッチ外相と上川外務大臣との会談において、南スーダンの安定に向けた努力を引き続き後押ししていくことを表明した。

(14) モーリシャス

モーリシャスは、基本的価値と原則を共有するFOIP実現のための重要なパートナーである。8月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したゴビン外務・地域統合・国際貿易相と上川外務大臣が会談し、海洋安全保障やブルーエコノミー分野における連携、投資拡大に向けた協力推進で一致した。10月には英国との間でチャゴス諸島の領有権問題に関する合意が成立し、最終的に条約と付随する法的文書を締結することを条件に、英国がモーリシャスのチャゴス諸島に対する主権を認めることなどが確認された。11月には国民議会選挙が実施され、ラングーラム党首が率いる野党連合が勝利し、政権交代が行われた。

(15) ルワンダ

ジェノサイドの発生から30年の節目を迎えたルワンダでは、カガメ大統領の下、国民融和及び経済成長に向けた努力が続けられている。7月には大統領選挙が実施され、カガメ大統領が再選を果たした。

5月には、辻外務副大臣がルワンダを訪問し、ビルタ外務・国際協力相と会談するとともに、8月には、TICAD閣僚会合出席のために訪日したカバレベ外務・国際協力国務相と会談し、二国間関係の更なる発展に向けて協力することで一致した。

4 南部アフリカ地域

(1) アンゴラ

アンゴラは安定した政治基盤を有し、積極的な多国間外交を通じて、地域の平和と安定に重要な役割を果たしている。豊富な資源を有する同国は、経済多角化・安定化を目指し、ビジネス環境の改善や国内産業の振興に取り組んでいる。7月には、日・アンゴラ投資協定が発効した。8月には、TICAD閣僚会合出席のため訪日したオリヴェイラ工業・商務相と深澤外務大臣政務官が会談し、2025年にAU議長国を務めるアンゴラとのTICAD9に向けた連携強化や、日本企業の投資促進について議論した。

(2) エスワティニ

エスワティニは、国王であるムスワティ3世の下、アフリカ唯一の絶対君主制が維持されている。また、アフリカで唯一台湾との外交関係を有する国である。8月、TICAD閣僚会合出席のため訪日したドラドラ副首相は上川外務大臣と会談を行い、食料安全保障、教育などの分野で引き続き協力していくことで一致した。

(3) ザンビア

銅などの豊富な鉱物資源を有するザンビアは、2024年にザンビア独立60周年及び日本との外交関係樹立60周年を迎えた。4月にはカブスウェ鉱山・鉱物開発相が鉱業投資セミナー出席のため訪日した。8月、日本は、ザンビアの食

料不安に対応するため、緊急無償資金協力による食料支援を決定した。また、同月のTICAD閣僚会合出席のため訪日したムソコトワネ財務・国家計画相と上川外務大臣が会談し、経済関係を始めとした二国間関係の一層の強化に向け協力することで一致した。2025年2月には、ヒチレマ大統領が実務訪問賓客として初めて訪日し、石破総理大臣と首脳会談を行った。両首脳は日・ザンビア投資協定の署名を歓迎し、ビジネス関係を含む二国間関係の強化及び国際場裡での協力深化について一致した。

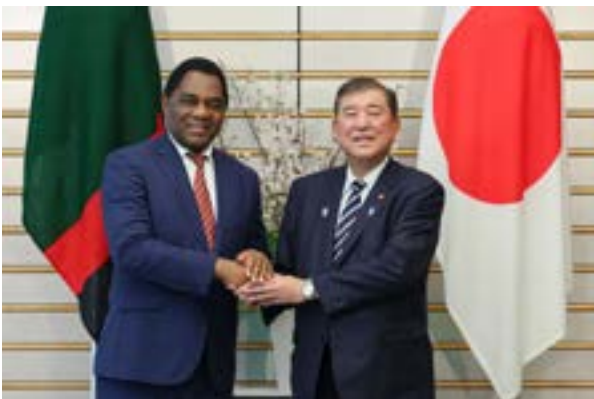
(4) ジンバブエ

ジンバブエは、南部アフリカ地域における交通・流通及び送電などの要所であるとともに、豊富な鉱物資源や肥沃な土地に恵まれた内陸国であり、8月から南部アフリカ開発共同体(SADC)の議長国を務める。日本は、1980年の独立以来、良好な外交関係を有しており、3月には、地域経済への統合に資する南北回廊の改修への支援を、8月には干ばつ対策として食糧援助を決定した。また、8月のTICAD閣僚会合の際に実施された日・ジンバブエ外相会談では、シャワ外務・国際貿易相から支援への謝意が述べられるとともに、資源の安定的な供給に関して議論を行った。

(5) ナミビア

2月、ガインコブ大統領の急逝後、ムブンバ新大統領への権限委譲が平和裡に行われた。11月に実施された大統領選挙では、与党である南西アフリカ人民機構(SWAPO)候補者のナンディ＝ンダイトワ副大統領が勝利した。

干ばつ被害が深刻なナミビアに対し、8月、日本は、緊急無償資金協力による食料支援を決定した。同月、TICAD閣僚会合出席のため訪日したムシェレンガ・国際関係・協力相と上川外務大臣が会談を行い、産業多角化に向けた幅広い分野で連携を強化していくことを確認した。



日・ザンビア首脳会談
(2025年2月6日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

(6) ボツワナ

10月30日、総選挙が行われ、野党であった「民主改革のためのアンブレラ（UDC）」が国民議会選挙で過半数を獲得し、UDCのボコ代表が11月8日に新大統領に就任した。1966年の独立以来初の政権交代となったが、選挙プロセスも政権移行も憲法の規定に従って民主的かつ平穏に行われた。

8月、TICAD閣僚会合出席のため訪日したクワペ外相が上川外務大臣と二国間会談を行い、ボツワナが重視する産業多角化や人材育成分野での連携促進を確認した。

(7) マラウイ

マラウイは、1964年の独立以来、安定した内政を維持している。日本は、基本的な価値や原則を共有する同国と長年にわたり友好関係を築いており、外交関係樹立60周年に際し、8月にはテンボ外相を外務省賓客として招へいした。上川外務大臣は、テンボ外相と会談を行い、累積派遣数が世界最多であるJICA海外協力隊員を通じた友好関係の更なる増進、鉱業分野での人材育成など様々な分野で引き続き協力していくことで一致した。



日・マラウイ外相会談（8月24日、東京）

(8) 南アフリカ

5月に実施された総選挙で与党アフリカ民族会議（ANC）の得票率が1994年以降初めて過半数を割り込み、他党と国民統合政府（GNU）が樹立された。再任されたラマポーザ大統領の下、12月からはG20議長国を務め、アフリカの経済大国、またビジネスの展開拠点として、



日・南アフリカ外相会談（8月23日、東京）

日本を含む外国企業から引き続き関心を集めている。7月には海上自衛隊練習艦隊が寄港し、両国間で初の親善訓練を行った。8月、TICAD閣僚会合に際して上川外務大臣がラモラ国際関係・協力相と会談を行い、二国間関係の強化や国際場裡における連携について確認した。12月には、水素・アンモニアや電力といったエネルギー分野における日本との協力関係強化のため、ラモホパ電力・エネルギー相が訪日した。

(9) モザンビーク

モザンビークは、南東部アフリカの玄関口としてFOIPを西側から臨む要衝であり、天然ガス、石炭、黒鉛などの豊かな天然資源を背景に、外国資本による開発が進展している。同国北部における武装勢力による襲撃の継続により、2021年以降、日本企業も参画する液化天然ガス（LNG）開発事業が中断されたこともあり、日本政府は、治安改善に向け様々な支援を継続している。3月には、アフリカ初となるオファー型協力を活用し、カーボデルガード州の安定化及び北部地域全体の成長につながる多角的な開発を共に進めていくことの重要性を確認し、実現に向けて調整していくことで一致した。8月、TICAD閣僚会合出席のため訪日したゴンサルヴェス外務協力副相と辻外務副大臣との会談では、同外務協力副相から、北部の治安改善や、前年10月に開港したナカラ港への日本の協力に対し謝意が表され、エネルギーを始めとした様々な分野で引き続き協力していくことで一致した。

(10) レント

レントは国土の大部分が山岳高地の内陸国で、豊富な水資源を有し、近隣国に水を輸出している。日本も、同国の小水力発電設備に対する支援など、様々な分野で協力関係を築いてきた。8月、上川外務大臣は、TICAD閣僚会合

出席のため訪日したタウ首相府担当相と会談を行い、再生エネルギー促進、若者を対象とした人材育成、食料安全保障、ブルーエコノミーなどを通じて、二国間関係を強化していくことを確認した。

コラム
 COLUMN

日・ザンビア外交関係樹立60周年

2024年、日本とザンビアは外交関係樹立60周年を迎えました。ザンビアは、周辺8か国と国境を接する南部アフリカの内陸国で、独立以来安定した政治体制を維持しており、南部アフリカにおける「平和の曙光^{しよくわう}」とも呼ばれています。また、その美しい自然と、銅に代表される豊かな鉱物資源で知られています。特に、ジンバブエとの国境に位置し、世界遺産にも登録されているヴィクトリアの滝は、その壮大さで訪れる人々を魅了しています。また、ザンビアは多様な野生動物が生息する国立公園や、伝統的な文化と現代的な都市が共存する国としても知られています。

日本とザンビアの友好関係は、1964年のザンビア独立と同時に始まりました。この年、日本では東京オリンピックが開催され、ザンビアは当時の国名であった北ローデシアとして参加していました。ザンビアが高らかに独立を宣言した10月24日に東京オリンピックの閉会式が実施され、真新しいザンビア国旗が国際舞台で初めて掲げられたというオリンピック史上唯一無二の歴史的エピソードがあります。

日本はザンビアの経済・社会開発を後押しするため、多岐にわたる分野で幅広い協力を実施してきました。特に日本の支援を受けて1986年に完成したザンビア大学獣医学部では、これまで北海道大学から200名以上の研究者が研修指導を行い、ザンビア大学からは学生が学位取得などのために来日するなど、両国間の友好関係を象徴するフラグシップとなっています。

外交関係樹立60周年という重要な節目の年である2024年には、両国間の相互理解の促進と友好関係の深化のため、両国各地で数多くの記念事業が実施されました。ザンビアのルサカ国立博物館において開催された、国際交流基金（JF）による海外巡回展「NINGYO 日本人形の美と芸術」や独立行政法人国際協力機構（JICA）による写真展「協力と友情の60年、日本からザンビアへ」はその一例です。



和太鼓グループ「彩」による特別公演
 (9月3日、ザンビア・ルサカ)

中でも、和太鼓グループ「彩^{さい}」によるザンビア公演¹は、両国の友好関係をより一層強化する重要な大型文化事業となりました。8月31日から9月3日まで、四つの会場で計約3,200人の観客を前にリズムと躍動感あふれる和太鼓の力強い演奏が披露され、各会場では総立ちの観客から万雷の拍手が送られました。このような文化交流イベントは、日本とザンビアの両国民の距離を縮めるだけでなく、更なる友好関係を築く基盤となりました。

また、記念ロゴマークには、多数の公募作品の中から、両国の国旗の色をベースに、ザンビアの国鳥であるサンショクウミワシ（フィッシュ・イーグル）と日本の国花である桜があしらわれた作品が選ばれました。両国の自然、力強さ、文化の象徴を美しく織り込み、日本とザンビアの過去、現在、そして未来のパートナーシップに向けた誇りと感謝が込められています。



さらに、2025年2月3日から7日までヒチレマ大統領が実務訪問賓客として初訪日しました。ヒチレマ大統領は、石破総理大臣と首脳会談を行い、経済関係の一層の強化、国際場裡における協力の強化などで一致しました。同大統領訪日中、天皇陛下は御所で同大統領と御会見になりました。この他、ヒチレマ大統領は日・ザンビア・ビジネスフォーラムへの出席、日本企業の視察などを行いました。今次訪問の機会に日・ザンビア投資協定が署名されるなど、今回の大統領訪日は2024年の外交関係樹立60周年を踏まえ、二国間関係の更なる強化に向けて弾みを付ける契機となりました。



日・ザンビア首脳会談での投資協定署名本書の披露
(2025年2月6日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

1 本公演を含む現地での60周年記念イベントについては、在ザンビア日本国大使館の公式facebook参照（随時更新）
https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/?locale=ja_JP



5 中部アフリカ地域

(1) ガボン

2023年8月に発足した暫定政権は、4月に国民対話を、また、11月に新憲法案の国民投票を、それぞれ平和裡かつ透明性を持って実施し、2025年に実施予定の大統領選挙に向け、民政移管プロセスを着実に進めている。日本は、7月に無償資金協力「透明性のある、実効的かつ包摂的な司法セクター推進計画（UNDP連携）」に関する書簡の署名・交換を行うなど、ガボンの司法分野の能力強化などを通じて同国の民政移管を後押ししている。

(2) カメルーン

カメルーンでは、ポール・ビヤ大統領による長期政権が維持されている。同国政府は、英語

圏地域問題の解決に向けた取組を継続している。

3月、日本は、無償資金協力「先端技術向上による国内製品の持続可能性促進及び国際競争力強化計画（UNIDO連携）」に関する書簡の署名・交換を行った。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合には、ンベラ・ンベラ外相が参加し、上川外務大臣と外相会談を行った。

(3) コンゴ民主共和国

1月に、チセケディ大統領の2期目の任期が始まった。同月の大統領就任式には、深澤外務大臣政務官が総理特使として出席し、同大統領との懇談を行った。

日本は、運輸交通や電力などの分野における



コンゴ民主共和国大統領就任式でチセケディ大統領を表敬する深澤外務大臣政務官（1月20日、コンゴ民主共和国・キンシャサ）

インフラ支援を含め、同国の社会経済発展に向けた協力を進めている。

東部地域では、武装勢力の活動により、国内避難民が発生するとともに、人権・人道状況の悪化が深刻化しており、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）が展開している。日本は、「地域の警察モデル」の再構築を通じた支援を行っている。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合には、カザディ外務・国際協力・仏語圏大臣付国際協力・仏語圏担当相が参加し、辻外務副大臣と会談を行った。

2023年秋頃からエムボックスの感染が拡大し、2024年8月に世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を発出した。コンゴ民主共和国政府からの要請を受けて、9月、日本は同国政府との間でワクチンなどの贈与に関する書簡の署名・交換を行った。

(4) コンゴ共和国

広大なコンゴ盆地を擁する同国は、森林保全を含めた気候変動課題に積極的に取り組んでいる。

食料安全保障への対策が急務となっていることから、日本は同国に対し、国連世界食糧計画

（WFP）を通じた食糧援助を継続的に行っている。

(5) サントメ・プリンシペ

豊かな自然環境に恵まれたサントメ・プリンシペでは、エコツーリズムなどの環境分野に力を入れており、12月には後発開発途上国（LDC）⁽⁸⁾から卒業した。日本政府は食糧援助を継続的に実施しており、これら食糧援助により積み立てられた見返り資金⁽⁹⁾は、同国の経済社会開発を促進する目的で活用されている。

(6) 赤道ギニア

赤道ギニアは、オビアン・ンゲマ大統領の長期政権が維持されている。日本は初めての在マラボ名誉領事として、フランシスコ・エソノ氏を任命した。

2月、深澤外務大臣政務官は、AU総会の機会を捉えたエチオピア訪問中、オヨノ・エソノ・アンゲ外務・国際協力・ディアスポラ相と会談を行った。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合にはエブナ・アンデメ国際機関担当国務長官が参加し、深澤外務大臣政務官と会談を行った。

(7) チャド

チャドでは、5月に大統領選挙が実施され、マハマト・イドリス・デビー・イトゥノ暫定大統領が大統領に就任した。また、12月、同国の民政移管の重要なプロセスである国民議会選挙が実施された。

2月、深澤外務大臣政務官は、AU総会の機会を捉えたエチオピア訪問中、アナディフ外相と会談を行った。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合には、アブドゥラマン・クラマラー外相が参加し、上川外務大臣との会談を実施した。

日本は、同国がサヘル地域やチャド湖地域の

⁽⁸⁾ LDC : Least Developed Country

⁽⁹⁾ 被援助国政府は、日本政府が援助資金（外貨）を供与することにより生じる内貨の余剰のうち一定額を内貨立ての銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。被援助国政府は、在外公館を通じて日本政府と使途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達などに使用することができる。

平和と安定において果たす役割を重要視しており、引き続き食糧援助のほか、スーダン難民を始めとする周辺国からの難民・避難民の受入れにより負担が増しているホストコミュニティ（受入れ地域）のための支援などを実施している。

(8) 中央アフリカ

中央アフリカにおいては、多数の反政府武装勢力が存在しており、国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）が展開している。治安・人道状況は改善傾向にあるものの、引き続き多数の国内避難民が存在している。

日本は、9月に無償資金協力「食糧援助（WFP連携）」に関する書簡の署名・交換を行った。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合には、シルビー・バイポ＝テモン外務・フランス語圏・在外国民相が参加し、上川外務大臣とのアフリカ女性閣僚ワーキング・ランチに出席するとともに、同大臣と外相会談を行った。12月には、松本外務大臣政務官がコートジボワールで開催された第3回日・アフリカ官民経済フォーラムに出席し、アコロザ貿易・産業担当相と会談した。



TICAD閣僚会合 女性閣僚ワーキング・ランチ（8月23日、東京）



第3回日・アフリカ官民経済フォーラムで発言する松本外務大臣政務官（12月16日、コートジボワール・アビジャン）

6 西部アフリカ地域

(1) ガーナ

2021年から2期目を務めるアクフォ＝アド政権は、投資促進や産業の多角化を進めたほか、債務状況を含む国内経済の立て直しに力を入れた。

日本は、野口記念医学研究所を通じた感染症対策を含む幅広い分野で同国を引き続き後押ししている。

1月、深澤外務大臣政務官が同国を訪問し、ボチュウェイ外務・地域統合相を表敬した。

8月に東京で開催されたTICAD閣僚会合には同外務・地域統合相が参加し、上川外務大臣とのアフリカ女性閣僚ワーキング・ランチに出席するとともに、同大臣と外相会談を実施した。

12月、大統領選挙が実施され、元大統領の

マハマ氏が大統領に選出された。投票は大きな混乱なく平和裡に実施され、同国における民主主義の成熟を印象付けた。

(2) カーボベルデ

カーボベルデは民主主義が定着しており、高い政治的安定を誇っている。

1月に辻外務副大臣が訪日中のヴィエイラ外務・協力閣外相と会談を行い、双方はTICADや国連の場を通じて、地域及びグローバルな課題において共に協力することを確認した。

また、8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、ソアレシュ外務・協力・地域統合相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。

(3) ガンビア

ガンビアは、民主主義や法の支配などの基本的価値と原則に基づく改革を推進している。一方、農業依存型の脆弱な経済構造及び深刻な貧困などの社会課題を抱えている。

日本は同国の食糧供給の安定化に貢献するため、8月、無償資金協力「食糧援助」に関する書簡の署名・交換を行った。

(4) ギニア

ギニアでは、2021年9月に発足した暫定政府により、民政移管プロセスが進行中である。同国は豊富な水資源と肥沃な土地を有し、また、ボーキサイトや鉄などを産出する鉱物資源大国である。

日本は、ギニアと長年にわたり友好関係を築いており、同国の持続可能な開発を後押しするため、4月には同国の経済インフラ整備支援、8月には食糧援助のための無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

12月、コートジボワールで開催された第3回日・アフリカ官民経済フォーラムの機会に、松本外務大臣政務官は、ナベ計画・国際協力相と会談した。

(5) ギニアビサウ

ギニアビサウは、水産資源や鉱物資源などに恵まれた豊かな土地をいかし、貧困と政情不安からの脱却を目指している。日本はギニアビサウに対し、食糧支援などを実施している。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、カルロス・ピント・ペレイラ外務・国際協力・共同体相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。12月には、コートジボワールで開催された第3回日・アフリカ官民経済フォーラムの機会に、松本外務大臣政務官は、サンブ経済・計画・地域統合担当相と会談した。

(6) コートジボワール

2月、深澤外務大臣政務官は、AU総会の機会を捉えたエチオピア訪問中、コネ国民教育・識字相と懇談を行った。



ココディ大学病院新母子保健棟を視察する上川外務大臣
(4月29日、コートジボワール・アビジャン)

4月、上川外務大臣がコートジボワールを訪問し、ウワタラ大統領への表敬及びアドム外務・アフリカ統合・在外自国民相との会談を行ったほか、日本の支援で建設や改修を行ったコートジボワール国内最大規模の病院であるココディ大学病院の新母子保健棟の視察や、同国の女性リーダーとの面会を行った。

6月、高村外務大臣政務官は、訪日したトゥレ動物・水産資源相と会談を行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、アドム外相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。

12月には、コートジボワールで第3回日・アフリカ官民経済フォーラムが開催され、アフリカ諸国の経済閣僚や日本とアフリカの多くの民間企業が集まる中、松本外務大臣政務官が参加し登壇した。また、同政務官はアドム外相と会談したほか、日本の支援で建設した安倍晋三／日本・コートジボワール友好交差点やココディ大学病院の新母子保健棟、そして、フェリックス・ウフエ＝ボワニ大学の日本語教育・日本研究振興センター（ジャパン・コーナー）などの視察を行った。

同国では2025年10月に大統領選挙が予定されている。日本は、10月、同選挙を支援するため、無償資金協力「選挙に関連した紛争予防並びに女性及び社会的弱者の政治参加促進計画（UNDP連携）」に関する書簡の署名・交換を行った。

(7) シエラレオネ

2023年に再選されたビオ大統領は、食料安全保障、人材育成、若者支援や技術促進などを内政の優先分野に据えている。

3月、ニューヨークで行われた国連安保理閣僚級会合の機会に、アルガリ外務・国際協力副相による上川外務大臣への表敬が行われた。

日本は同国との間で、5月には同国の農業生産性向上支援、また8月には食糧援助のための無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

また、8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には同副相が参加し、上川外務大臣とのアフリカ女性閣僚ワーキング・ランチに出席し、辻外務副大臣が同外務・国際協力副相と会談を行った。

(8) セネガル

3月に実施された大統領選挙の結果、ファイ大統領が野党候補として初当選した。投票は大きな混乱なく平和裡に実施され、同国における民主主義の成熟を印象付けた。

1月には、カ経済・計画・協力相が訪日し、上川外務大臣との間で会談を行うとともに、水産分野における無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

2月、深澤外務大臣政務官は、AU総会の機会を捉えたエチオピア訪問中、ファル外務・在外自国民相と会談を行った。

7月、日本は同国との間で、人材育成、保健、地雷除去及び食糧援助に関する4件の無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。同月、海上自衛隊の練習艦「かしま」及び練習艦「しまかぜ」が同国のダカール港に寄港するとともに、セネガル海軍と親善訓練を実施した。

8月に東京で行ったTICAD閣僚会合には、ファル・アフリカ統合・外相が参加し、上川外務大臣とのアフリカ女性閣僚ワーキング・ランチに出席するとともに、同大臣と会談を行った。

(9) トーゴ

トーゴでは、国内総生産（GDP）の約4割を農業が占め、労働人口の約7割が同分野に従

事している。

5月、日本は同国との間で、農業土木関連機材（トラクター、ブルドーザーなど）を供与する無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の署名・交換を行った。また、8月には、日本の政府米による食糧援助を実施する無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、ドュセ外務・地域統合・在外国民相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。

(10) ナイジェリア

8月、物価高騰を背景に全国規模で抗議活動が発生したものの、9月には国内精製のガソリンの国内への供給が開始されるなど、持続的な経済成長に向けた改革の取組が進められた。

日本は、テロなどの脅威に晒^{さら}されている北東部3州におけるコミュニティ支援やガバナンス強化、基礎的保健サービスへのアクセス向上への協力などを行っている。

4月、上川外務大臣がナイジェリアを訪問し、トゥガー外相との間で二国間会談を行うとともに、国連機関女性幹部や女性避難民との女性・平和・安全保障（WPS）に関する意見交換などを行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、トゥガー外相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。双方は、経済分野におけるパートナーシップ強化で一致した。



日・ナイジェリア外相会談（8月23日、東京）

(11) ニジェール

2023年7月の軍事的政権奪取を受け、日本は、ニジェールにおける憲法秩序の早期回復に向けた取組を求める一方、人道状況改善のため、国際機関を通じた支援などを行っている。

(12) ブルキナファソ

2022年1月及び同年9月に発生した軍事的政権奪取の後、暫定政府が発足し、民政移管に向けて取り組んでいる。地方でテロや襲撃が頻発するなど、治安の悪化が深刻であり、多数の国内避難民が発生している。

日本は、人道状況改善に貢献するため、10月に無償資金協力「食糧援助」に関する書簡の署名・交換を行った。特に、日本の政府米による食糧援助を行うことを通じて、国内避難民への支援に関する協力も進めている。

(13) ベナン

サヘル地域のテロ組織の南下によりベナン北部の治安対策の強化が喫緊の課題になっている。

日本は、インフラ整備、産業振興及び国民の生活環境改善を通じて、二国間関係を深化させている。また、ベナンの電力分野での協力を通じ、同国のグリーン成長の取組を後押ししている。

7月にはワダニ経済・財務相が訪日し、辻外務副大臣と会談を行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合にはアジャディ・バカリ外相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。

(14) マリ

2020年8月及び2021年5月に発生した軍事的政権奪取を経て、暫定政府が発足し、民政移管に向けて取り組んでいる。国連マリ多面的統合安定化ミッション(MINUSMA)⁽¹⁰⁾の撤退後も、北部及び東部を中心に、テロや襲撃、衝突などが頻発しており、治安及び人道状況が深

刻化している。

日本は、マリの平和と安定及び持続的成長を後押しするため、教育、食料安全保障などの分野において協力を実施している。

(15) リベリア

1月、ポアカイ大統領が就任した。同月の大統領就任式には、総理特使として深澤外務大臣政務官が出席し、同大統領及びグリスビー大統領府担当相への表敬を行った。

8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には、ニャンティ外相が参加し、上川外務大臣と会談を行った。

日本は、質の高いインフラ整備などを通じた開発課題への取組を後押ししてきている。また、9月、同国に対する無償資金協力「食糧援助」の書簡の署名・交換が行われた

(16) モーリタニア

モーリタニアは、政治・治安情勢が深刻化するサヘル地域にあって、2011年以降テロが発生しておらず、比較的安定した政権運営を続けている。

6月には大統領選挙が行われ、ガズワニ大統領が再選された。

日本は食糧援助などの支援を継続的に行ってきたり、長年協力してきた水産分野に加え、農業分野への協力をを行い、同国の発展を後押ししている。

同国は、2024年のAU議長国を務めた。4月、イタリア訪問中の上川外務大臣は、メルズーグ外相と二国間会談を実施した。また、8月に東京で行われたTICAD閣僚会合には同外相が共同議長として参加し、上川外務大臣と会談を行った。12月には、コートジボワールで開催された第3回日・アフリカ官民経済フォーラムの機会に、松本外務大臣政務官が、ンゲノレ経済・財務大臣付予算担当相と会談した。

⁽¹⁰⁾ MINUSMA : United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali

第3章

国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	180
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	244
第3節	経済外交	267
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	293



第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せるなど、インド太平洋地域を中心にパワーバランスの歴史的な変化と地政学的競争が激化している。2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生した。また、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、これにより航行の自由や上空飛行の自由の原則などが不当に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃、偽情報などの拡散を含む情報操作などを通じた認知領域における情報戦が国際的に恒常的に生起し、有事と平時の境目がますます曖昧あいまいになってきている。また、安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている。さらに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こういった動きを踏まえ、様々な分

野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。

2022年12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」とともに、これを踏まえた「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」を決定した。「国家安全保障戦略」においては、安全保障に係る様々な施策（反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しの検討、能動的サイバー防御の導入や実施のための体制の整備、海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進など）が打ち出される中、安全保障に関わる総合的な国力の主な要素の一つとして、まず外交力が掲げられた。引き続き、同戦略に基づき、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していく。

また、国家安全保障戦略にもあるとおり、防衛装備品の海外への移転は、日本にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略などを受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。こうした観点から、幅広い分野の防衛装備品を移転可能とすると同時に、移転に係る審査をより厳格に行うため、2023年12月に防衛装備移転三原則及び運用指針の一部改正を行い、運用指針については3月にも一部改正を行った。また、日英伊による次期戦闘機の共同開発プログラムであるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）⁽¹⁾については、このプログラムを管理・運営する国際機関

(1) GCAP（ジーキャップ）：Global Combat Air Programme

を設立するため、2023年12月に日英伊の間でGCAP政府間機関（GIGO）⁽²⁾の設立に関する条約に署名し、12月に同条約が発効した。

(2) 平和安全法制の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、平和で、安定し、繁栄した国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とし、また、国際協調主義に基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための国内法制として平和安全法制が2016年3月に施行された。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになった。例えば、米軍などに対しては2017年から2023年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機

会に、計137回の警護を実施した。さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化している。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えである。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法な行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見を活用しつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障(安保)体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、情報保全などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。同時に、これらの取組を進めつつ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日

米軍再編についても、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) 日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）⁽³⁾などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。

(2) GIGO（ジャイゴ）：GCAP International Government Organisation

(3) ACM：Alliance Coordination Mechanism

4月の岸田総理大臣の米国公式訪問時に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。また、両首脳は、新たな戦略的イニシアティブとして、指揮・統制枠組みの向上や、共同開発、共同生産及び共同維持整備を対象に含む日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）の開催、拡大抑止⁽⁴⁾に関する閣僚会合を行うことなどの取組を表明した。さらに、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を通じて、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。

7月には、東京で日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が行われ、日本側からは、上川外務大臣及び木原稔防衛大臣が、米国側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。双方は、4月の岸田総理大臣訪米が、日米同盟をかつてない高みに到達させる歴史的な訪問であることを確認した上で、同訪問を受け、未来のためのグローバルなパートナーシップを築くというビジョンと共に、同盟の指揮・統制の向上、防衛産業及び先端技術協力の深化並びに領域横断作戦の強化を含む、新たな戦略的イニシアティブを実現する意図を再確認した。また、拡大抑止に関する初の日米閣僚会合が開催され、拡大抑止を一層強化するための協力について閣僚レベルで突っ込んだ議論を行い、日米拡大抑止協議（EDD）⁽⁵⁾を中心に、様々なレベルで拡大抑止に関する議論を強化し続けることを確認した。また、閣僚は、女性・平和・安全保障（WPS）に関するグローバル・パートナーシップの目標の支持を強調し、自由で開かれたインド太平洋を実現するためには、女性が完全、平等かつ意義ある形で指導的地位に参画し、紛争予防、復興及び平和構築に貢献することが必要であることを確認した。

12月には石破総理大臣が、訪日中のオースティン国防長官による表敬を受けた。石破総理大臣から、国防長官として同盟強化に尽力され

てきたことに感謝の意を表し、安全保障環境が一層厳しさを増す中、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、同盟の抑止力・対処力の強化に日米で共に取り組んでいきたいと述べた。

2025年2月7日、ワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致した。また、石破総理大臣から、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントが表明され、トランプ大統領はこれを歓迎した。さらに、トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。加えて、両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

また、2024年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。4月にフリン米国太平洋陸軍司令官、ケーラー米国太平洋艦隊司令官、アクイリノ米国インド太平洋軍司令官、5月にパパロ米国インド太平洋軍司令官、7月にブラウン米国統合参謀本部議長、オースティン米国国防長官、8月にウォーマス米国陸軍長官、10月にパパロ米国インド太平洋軍司令官、ケーラー米国太平洋艦隊司令官、11月にマホーニー米国海兵隊副司令官、12月にオースティン国防長官、グリーン米国太平洋海兵隊司令官が相次いで訪日した。

日米拡大抑止協議（EDD）における拡大抑止に関する議論も強化されている。EDDは2010年に設立され、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。6月にワイオミング州F・E・ウォーレン空軍基地において実施され

(4) ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。日本は、日本自身の抑止力を有するとともに、同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

(5) EDD：Extended Deterrence Dialogue

た協議では、米国から、米国の核アセットの地域における抑止効果を強化するとのコミットメントを改めて表明した。また、日米双方は、同盟の政治・外交・防衛における協力を深化させ、日米同盟が潜在的な攻撃への防衛と、核使用への抑止を更に万全のものとするため、日米共同の統合的な抑止力を強化する方途を追求した。加えて、日米双方は、同盟の調整を向上させ、敵対するミサイル脅威に対する同盟の能力及び態勢を強化していくとの確約を改めて表明した。さらに、本協議の一部として、協議参加者は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）航空団の任務について説明を受けた後、米空軍ミサイル戦闘員がICBM発射手順の訓練を行うミサイル手順訓練所や、ICBMメンテナンス要員がICBM兵器システム「ミニットマンIII」のメンテナンスの訓練を行う訓練発射施設を見学した。加えて、前述のとおり、7月には拡大抑止に関する日米閣僚会合も初めて開催された。

12月に外務省において実施された協議では、双方は、地域の安全保障に対する課題について評価を共有した上で、特に核能力に関連するダイナミックな現実に直面し、日本の能力によって増進される拡大抑止を一層強化する共有した決意を改めて表明した。加えて、双方は、同盟に対する及び地域における侵略を抑止し、必要であればこれに対処するために、どのように政策調整と防衛能力の連携を強化するかについて議論した。さらに、同盟における核及び非核の軍事的事項の間の関係性、平時及び緊急時の双方における抑止メッセージング及びエスカレーション管理実行の調整並びに、進展する状況のあらゆる段階におけるACMを通じた二国間の調整について議論を深めた。また、協議参加者は、熊本県の陸上自衛隊健軍駐屯地を訪問し、日米豪共同指揮所演習「ヤマサクラ87」(YS-87)や12式地对艦誘導弾及びネットワーク電子戦システムといった陸上自衛隊の装備品を視察した。

1 ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米

共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るため、万全の態勢をとっている。また、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るための取組も進めており、2023年8月の日米首脳会談の際に、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）の共同開発の開始決定を発表した。5月には、GPIの共同開発に関する事業取決めが署名された。4月の日米首脳共同声明において、日米豪間での「ネットワーク化された防空面におけるアーキテクチャーに関して協力するビジョン」を発表するなど、日米両国はミサイル脅威への対処などに関する情報共有のあり方を検討している。

2 サイバー

日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、6月、第9回日米サイバー対話を開催し、両国におけるサイバー政策、国際場裡における協力及び二国間協力など、サイバーに関する日米協力について幅広く議論した。7月の日米「2+2」では、日米同盟の抑止力・対処力の強化に関する議論の文脈で、協力を強化することで一致した。日米両国は、日米サイバー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

3 宇宙

2023年1月の日米「2+2」では、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得

ることを確認した。日米両国は、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・パイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力、長距離ミサイルや極超音速滑空体などの戦略的脅威に対する地球低軌道（LEO）の探知・追尾コンステレーションを含む宇宙能力における協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、7月の日米「2+2」でもその重要性が確認されたように、日米両国は、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行っている。

(3) 在日米軍再編

政府は、上記のような取組を進めながら、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、沖縄を始めとする地域の負担軽減と在日米軍の安定的駐留のための施策に引き続き全力で取り組んでいく。

7月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、着実な実施への確固たるコミットメントを改めて表明した。同発表では、地域における安全保障上の課題の増大に対処し、将来これらの課題に対処するためにより適切な態勢をとる必要があることから、同盟の戦力態勢を最適化することの重要性を強調した。また、日米同盟を強化し、地域の抑止力を強化するための能力投資を反映する、日本全土における戦闘機を近代化する米国の計画を歓迎するとともに、米国による第12海兵連隊の第12海兵沿岸連隊（MLR）への名称変更と、2025年までの初期作戦能力獲得に向けたMLRへの改編の着実な実施を称賛した。さらに、原子力空母ジョージ・ワシントンの日本への前方展開と帰還、同盟の抑止力を支えるその重要な役割を歓迎した。沖縄からグアムへの

海兵隊要員の移転に関しては、同発表で2024年に開始されることが確認され、12月14日、移転開始の対外発表が行われた。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡し以降も、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」に基づく返還が進められ、2020年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部返還により、沖縄統合計画の中で「速やかに返還」とされている区域全ての返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地ひろばとして地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意し、2024年3月、一般利用が開始された。2025年2月の日米首脳会談で、両首脳は、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。

(4) 「同盟強靱化予算(在日米軍駐留経費負担) (HNS)⁽⁶⁾

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定で定められた範囲内で、提供施設の整備（FIP）費などを負担している。このほか、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で、在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担してきた。2022年1月7日に署名、4月1日に発効した新たな特別協定においては、これらに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。日本政府は、日米地位協定及び新たな特別協定に基づき、2022年度から2026年度まで、在日米軍駐留経費（HNS）を負担することとなっ

⁽⁶⁾ HNS : Host Nation Support



ている。なお、新たな特別協定に関する協議において、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間(2022年4月1日から2027年3月31日)における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となる。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動に伴う周辺の住民への負担を軽減し、米軍の駐留に対する住民の方々の理解と支持を得ることが重要である。日本政府は、地元の要望を踏まえ、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題への対応などにおいて、最大限の努力を払ってきている。7月の日米「2+2」において、日米両国は、事

件・事故に関する適時の情報の共有のために継続的に二国間で調整していくことの重要性を強調し、同盟協力の精神に基づき、容認することのできない事件や行為を防ぐために、在日米軍によって実施される取組を前向きに評価した。また、環境問題に関し、有機フッ素化合物(PFAS)及びポリ塩化ビフェニル(PCB)問題を含む二国間環境協力の強化について議論した。

外務省は、日米の相互理解の促進のため、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者の交流事業を含め、様々な取組を実施している。全国の在日米軍施設・区域においては、2020年度から米国国防省教育部(DoDEA)と共に、「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト(Student Educational Exchange and Dialogue(SEED) project)」を実施している。同事業は、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めることを目的としており、周辺自治体及び在日米軍の協力も得つつ、日本各地の在日米軍施設・区域内の学校におい

て継続的に実施している（下記コラム参照）。これに加え、米軍施設・区域が集中している沖縄においては、沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」（TOFU：Think of Okinawa's Future in the United States）プログラムを2017年度から実施している。参加者は、東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換や政府機関などの視察を行い、国際的な視点を涵養する機会となった（下記コラム参照）。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウル（韓国）に移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立

された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め軍人4人の常駐ポストが存在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる（ただし、国連軍の一部を構成する米軍の地位については、日米安全保障条約に従って行われる関連合意によって規律される。）。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。2023年10月には、ラカメラ国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官による上川外務大臣への表敬が行われ、上川外務大臣から、国連軍参加国による違法な「瀬取り」⁽⁷⁾の警戒監視活動や日米同盟及び日米韓連携が地域の平和と安定のために果たす役割を高く評価すると述べ、引き続き関係を強化していきたいと表明した。

コラム COLUMN

日米の未来に種を蒔く —英語を通じた日米交流事業（SEED/TOFU）—

外務省は、日米の未来に種を蒔き、大きな花を咲かせるため、在日米軍施設・区域が所在する自治体で交流事業を行っています。2024年度は全国7か所（岩国飛行場、横田飛行場、キャンプ桑江、横須賀海軍施設、キャンプ座間、三沢飛行場及び佐世保海軍施設）で「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト（Student Educational Exchange and Dialogue（SEED）project）」を実施しました。この取組は、日本の中高生と在日米軍施設・区域内で生活する米国人学生が英語で交流し、お互いの理解を深める場を設けることで、将来、国際社会で活躍する才能が育ってほしいとの願いを込めて「SEED（種）」と名付けられています。横須賀海軍施設でのプロジェクトに参加した高橋諒^{りょう}さんは、そんな大切な「種（SEED）」の一人です。

■ 横須賀市立ろう学校中等部 2年 高橋 諒さん

私は11月2日と3日に横須賀米軍基地で開催されたSEEDプロジェクトに参加しました。私がこのプロジェクトに参加したのは、米国人学生たちと英語で交流する良い機会だと思ったからです。

(7) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

私は難聴で両耳に人工内耳という機械を着けて生活しています。普段の授業で聞いている英語の発音と違って聞いたことのない発音の仕方があり、聞き取るのが精一杯でした。しかし、英語の勉強を頑張ってきたので、米国人学生の英会話を少しは聞き取ることができました。

私は、チームの人たちと英語で意見を出し合いながら、地域資源を使った商品の紹介をしました。SEEDプロジェクトに協力してくださっている方々や、米国人学生の前で発表したのも、ドキドキして心臓が破裂しそうになりました。また、初めて米国人の友人もできました。

プロジェクトに参加して、自分の英語の実力がまだ足りないことに気がきました。これからも一層努力することで、世界の人たちと話してみたいという気持ちが一段と強くなりました。私は耳が聞こえなくても、挑戦することで自分の中に経験を手に入れることができました。これからも、あきらめず英語を学んでいきたいと思います。



参加学生代表として修了証を受け取る高橋さん
(11月3日、神奈川県横須賀市)



岩国飛行場でのSEED参加者の記念撮影
(9月8日、山口県岩国市)

外務省は、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県で、「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States) プログラムも実施しています。この取組は、沖縄県出身／在住の学生が実際に米国の現状に触れる機会を提供することで、日米の相互理解の増進を目指すものです。

3月、プログラム参加者は、林官房長官、穂坂泰外務大臣政務官を表敬して激励を受けました。その後、一行はワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、帰国後の5月には、沖縄県の様々な関係者を前に成果を発表する報告会も実施されました。6月に沖縄県を訪問した上川外務大臣は、参加者と面会し、沖縄県の未来の担い手として活躍してほしいと激励しました。この取組は沖縄県でも高く評価されています。

こうした将来世代への投資は、日米同盟を下支えする人と人とのつながりを育むものです。外務省は、在日米軍施設・区域が所在する自治体と協力しながら、今後も若い世代の活躍を後押ししていきます。



TOFUプログラム参加者とジョージタウン大学学生の
懇談 (3月23日、米国・ワシントンD.C.)



TOFUプログラム報告会
(5月11日、沖縄県宜野湾市)

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。この地域に安全保障上の課題が多く存在する中で、同盟国・同志国などと連携していく必要があり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。また、日本自身の防衛力も抜本的に強化していく。同時に、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を続けている。

オーストラリアとは、首脳及び外相レベルで両国の「特別な戦略的パートナーシップ」の更なる深化及び「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、同志国連携の中核として、引き続き連携を強化していくことで一致している。9月に実施した第11回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)では、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽⁸⁾に沿って、あらゆる国家手段を取り込みつつ、日本とオーストラリアの戦略的協力・安全保障協力をたゆみなく深化させていくことで一致した。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定も活用し、日本とオーストラリアの安全保障協力は着実に強化されており、例えば、10月には、同協定の下、オーストラリア軍が日米共同統合演習「キーン・ソード25」に初めて参加した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動については、オーストラリア軍の艦艇が5月上旬から中旬及び9月上旬から中旬に、航空機が2月上旬から中旬及び11月上旬から中旬に実施した。

インドとは、首脳及び外相レベルで、両国の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の更なる発展のため、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野で両国の関係を一層多

様化・深化させることで一致している。8月には、第3回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、FOIPに向けた協力、二国間の安全保障・防衛協力、地域・国際情勢について議論し、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、11月には、日・インド間の防衛装備品・技術移転協定に基づき、艦艇搭載用複合通信空中線の移転に関する細目取極の署名が行われたほか、日印間で初となる戦略的貿易及び技術を含む日印経済安全保障対話を実施した。

韓国とは、11月の日韓安全保障対話で、日韓それぞれの安全保障・防衛政策について互いに理解を深め、日韓安保・防衛協力の強化に向けて緊密に意思疎通していくことで一致した。また、現下の戦略環境において日韓関係が重要であるとの認識の下、様々な国際会議などの機会も活用しつつ、首脳、外相、防衛相、国家安全保障局長などの間で会合を行い、北朝鮮への対応を含め、引き続き、日韓、日米韓で緊密に連携することを確認した。さらに、初の複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」(6月及び11月)や、その他の3か国による共同訓練(1月、4月、11月)を含め、地域の安全保障上の課題に対応するための更なる3か国協力を推進している。また、2023年12月、2024年3月及び9月には、北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、サイバー分野における対応を含め、引き続き緊密に連携することを再確認した。

「強化されたグローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2023年10月に発効した日英部隊間協力円滑化協定が適用される形で防衛協力が進んでおり、4月には、英国軍の哨戒艦「スペイ」が日本に寄港し、同月の日英外相会談で言及された。同艦艇は、6月中旬から下旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。その後、7月の日英防

(8) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障協力の今後10年の方向性を示す文書

衛相会談の際には自衛隊によるアセット防護を英国軍に適用することについて防衛当局間で一致したことが発表された。9月には日本の海上自衛隊練習艦「かしま」及び「しまかぜ」が英国のロンドン及びサウサンプトンに寄港するとともに、イギリス海峡で英国軍の哨戒艦「ティン」との共同訓練が実施された。同寄港などは、自衛隊が日英部隊間協力円滑化協定の適用対象となった初めての事例である。また、同月には第8回日英サイバー対話を開催し、両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。2023年12月に日本・英国・イタリア3か国が署名したグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約（GIGO設立条約）は、7月に日本、10月に英国、12月にイタリアが寄託を終え、12月10日に発効した。

「特別なパートナー」であるフランスとも、2023年5月に第7回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、同志国である日仏間での外交・防衛両面での一層の連携の強化が不可欠であることを確認するとともに、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくため、地域情勢や国際社会の諸課題への対応における連携を更に促進していくことで一致した。また、4閣僚は、サイバー、宇宙、経済安全保障などの分野における日仏協力についても意見交換を行い、日仏防衛協力・交流を高く評価し、係る協力・交流や防衛装備・技術協力を深化させていくことを確認した。2023年11月には第7回日仏サイバー協議を開催し、両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、二国間及び国連を始めとする多国間での協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。同年12月には、日仏首脳電話会談において、日仏協力のロードマップを発出し、「特別なパートナー」の関係を一層飛躍させることで一致した。8月にはフリゲート艦「ブルターニュ」、11月にはフリゲート艦「プレリアル」

の寄港、2023年7月及び2024年7月には仏空軍戦闘機などの寄航、9月には日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ24」が日本で初めて実施された。フリゲート艦「プレリアル」は、10月下旬から11月下旬に、哨戒機は10月中旬から11月上旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。5月の日仏首脳会談では、両首脳は、インド太平洋における日仏協力が多層的に発展していることを歓迎しつつ、日仏部隊間協力円滑化協定の交渉開始に一致した。

ドイツとの間では、7月に日独物品役務相互提供協定（日独ACSA）⁽⁹⁾が発効した。同月にはユーロファイター戦闘機などが、8月にはフリゲート艦「バーデン・ヴェルテンベルク」などが訪日し、それぞれ自衛隊との間で共同訓練を実施した。同フリゲート艦などは、8月下旬から9月中旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。

イタリアとは、2月の首脳会談で、2024年に予定されている海軍種間の共同訓練などの進展を歓迎し、3月には初となる日伊外務・防衛当局間（PM）協議をローマで開催した。その後、6月のG7プーリア・サミットの機会における首脳間の懇談において、両首脳は今後の日伊協力の指針となる日伊アクションプラン及び日伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）の交渉開始を発表した。8月には、空母打撃群（空母「カヴァール」、フリゲート艦「アルピーノ」、哨戒艦「モンテクッコリ」）が訪日し、両国の海軍種間で共同訓練を実施した。また、練習帆船「アメリゴ・ヴェスプッチ」が初めて東京港に寄港した。哨戒艦「モンテクッコリ」は、8月下旬から9月上旬に、同国として初となる「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。日本からは海上自衛隊練習艦「かしま」及び「しまかぜ」がナポリに寄港し、エーゲ海で伊海軍フリゲート艦「マルゴッティーニ」と親善訓練を行った。8月にはイタリア空軍のF-35戦闘機なども2023年

(9) ACSA : Agreement Concerning Reciprocal Provision of Supplies and Services

に引き続き来日し、共同訓練を行った。11月、岩屋外務大臣とクロセット国防大臣は日伊ACSAに署名した。

東南アジアは、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、東アジア地域のみならず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重要である。2023年6月3日にはシンガポールとの間で防衛装備品・技術移転協定に署名し、同日同協定が発効した。フィリピンとの間では、2023年10月及び2024年3月に、日本として完成装備品の初の移転案件である警戒管制レーダー1基目及び2基目が納入された。2023年11月には、日比部隊間協力円滑化協定の交渉を開始することで一致し、7月に同協定に署名した。また、海洋における法の支配を確保するため、日本は、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安機関を対象として法執行能力向上のための支援を継続して実施している。2023年6月には、初めて日本・米国・フィリピン3か国の海上保安機関間での合同訓練が実施された。

「戦略的パートナー」であるカナダとは、首脳会談及び外相会談において2022年に両国間で発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に資する日加アクションプラン」を着実に実施し、両国間の協力の着実な進展を歓迎したほか、10月には日加防衛装備品・技術移転協定の交渉が開始された。4月、カナダ政府は国防政策を改定し、今後5年間に81億カナダドルの追加支出計画(2029年度の国防費をGDP比1.76%に設定)を発表したほか、7月、国防省は、2032年までにGDPの2%を国防費に支出する目標を新たに発表した。また、カナダは同国防政策にて、インド太平洋におけるより恒常的なプレゼンスを確保する方針を打ち出しており、2024年、カナダは軍艦3隻をインド太平洋地域に派遣し、7月末及び10月下旬にはこれらの軍艦が台湾海峡を通過するなど、同地域への関与をますます深めている。9月にはブレア国防大臣がカナダの国防大臣として約5年ぶりに訪日し、日加防衛相会談を実施

した。カナダ軍との共同訓練については、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDDEX」を8月末から9月上旬にかけて実施したほか、6月中旬には南シナ海において日本・米国・カナダ・フィリピン間での海上協同活動を実施した。「瀬取り」を含む違法な海上活動については、カナダ軍の艦艇が6月中旬から7月下旬、11月上旬から中旬及び11月下旬から12月中旬に、航空機が5月上旬から6月上旬及び9月下旬から10月中旬までの間、警戒監視活動を行った。

北大西洋条約機構(NATO)とは、7月に岸田総理大臣がNATO首脳会合に3年連続で出席し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障はますます不可分となってきているとの認識の下、地域を越えた同志国の連携の重要性を改めて確認し、日・NATO関係を一層強化していくことで一致した。この際、インド太平洋パートナー(IP4:日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国)とNATOの間で持続的な協力を確立するため、四つの分野((1)ウクライナ支援、(2)サイバー防衛、(3)偽情報を含む敵対的情報、(4)テクノロジー)を旗艦事業とすることが発表された。また、10月には、NATO国防相会合に日本を含むIP4が初めて招待され、中谷防衛大臣が出席するとともに、10月1日に就任したルッテNATO事務総長と会談した。

欧州連合(EU)とは、11月に第1回日・EU外相戦略対話を実施し、日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表した。これにより日本はEUにとってインド太平洋地域において最初に同パートナーシップを公表した相手国となった。同対話では、昨今の厳しい安全保障環境を踏まえ、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦への対応、海洋安全保障などにおける具体的な協力及び対話を強化することで一致した。また同月、第6回日・EUサイバー対話を開催し、双方のサイバーセキュリティ戦略・政策、サイバー分野における諸課題、日・EU間及び国連などの多国間での協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。

中国との間には、日本固有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵入、十分な透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な増強や日本周辺海空域における中国軍の活動の拡大・活発化など、様々な懸案が存在している。引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、中国側に対して主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めていく。中国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項であり、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努め、政策面での意思疎通を図り、また、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。2018年に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避を目的としており、2023年5月には、同メカニズム下でのホットラインの運用が開始された。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(ア) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(イ) 関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(ウ) 情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。また、2023年6月には第1回、2024年7月に第2回日・ヨルダン・サイバーセキュリティ協議を開催し、両国のサイバーセキュリティ政策、脅威認識などについて議論した。さらに、2023年5月には、アラブ首長国連邦との間で、中東地域の国との間では初となる防衛装備品・技術移転協定に署名し、1月に同協定が発効した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議

(EAS)、ASEAN地域フォーラム (ARF)、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、対話と協力を通じた信頼醸成や予防外交の促進などによりアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とする枠組みであり、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加している。7月には、31回目となるARF閣僚会合が開催され、ウクライナ、台湾、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、ミャンマー、中東などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びサイバーセキュリティの全ての会期間会合 (ISM) において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議 (トラック1) のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み (トラック1.5) も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 経済安全保障

ア 経済安全保障をとりまく動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、窃取され又は流出した先端的な民生技術が他国において軍事転用されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプライヤーが情報通信など重要インフラ施設の安定的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国への過度な依存に伴う供給途絶のおそれ、サプライチェーン上の優位性や自国市場の購買力を梃子に政治的^{てこ}目的を達しよう^{てこ}と他国が講じる経済的威圧を受けるおそれなどが生じている。

経済的手段に関連したこうした様々な脅威が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じて確保すること、すなわち経済安全保障の重要

性が高まっている。2021年11月からは、内閣総理大臣を議長とし、外務大臣が構成員である経済安全保障推進会議が開催されている。また、2022年5月には、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開の四つを柱とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が成立し、この四つの柱に関連する各種制度の運用が開始されている。

同年12月に策定された「国家安全保障戦略」では、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、日本の自律性の向上、技術などに関する日本の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていくことが記されている。

2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」においては、開発の観点からもサプライチェーンの脆弱性によって多様な分野で負の影響が生じ得ることが明らかになったことを踏まえ、日本の開発協力の重点的取組の一つとして、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性を強化するため、サプライチェーンの強靱化・多様化や経済の多角化、重要鉱物資源の持続可能な開発、食料の安定供給確保などのための協力を推進していくことを掲げた。

5月には、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度を導入する重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律が成立し、公布から1年以内の施行が予定されている。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要国でも近年急速に進展している。

米国は、これまでも技術の優位性の維持やサプライチェーンリスクへの対応の観点からの規制・振興措置を率先して導入・運用してきている。2月、米国民のデータセキュリティの保護の強化のため、懸念国への米国民の機微な個人

データの大規模な移転を阻止する権限を司法長官に与えることなどを規定する大統領令が発出された。10月には、2023年10月に発令した人工知能（AI）の安全性、セキュリティ及び信頼性に関する大統領令による指示に基づき、AIの安全保障上のリスク管理のための国家安全保障覚書（NSM）を発表した。同月末、米国財務省は、国家安全保障に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、半導体、量子情報技術、AIの3分野に関する懸念国・地域（中国、香港及びマカオ）に対する対外投資規制の最終規則を発表した。12月には、米国商務省は、中国の軍事転用可能な先進的な半導体製造能力を抑止する目的として、中国に対する半導体関係の輸出管理措置を強化した。また、同月、米国通商代表部（USTR）は通商法第301条に基づき中国原産のタンゲステン、ポリシリコン及びウエハー計5品目の輸入に対する関税を引き上げると発表した。

EUについては、1月、欧州委員会が「欧州経済安全保障の推進：5つの新たなイニシアティブの導入」と題する政策文書を公表し、2023年6月に公表された欧州経済安全保障戦略を踏まえ、対内直接投資審査、輸出管理、対外投資、デュアルユース技術の研究開発支援及び研究セキュリティに関する提案から構成される包括的な政策パッケージを発表した。5月には、重要原材料の供給確保を目的に、特定の原材料の供給能力に関して目標を設定し、戦略的プロジェクトへの支援やサプライチェーンのリスクモニタリングなどを規定する重要原材料法が発効した。また、重要原材料やサプライチェーン強靱化を始めとした経済安全保障上の課題への対応の必要性については、4月に公表されたレッタ元イタリア首相による単一市場に関する報告書や9月に公表されたドラギ元イタリア首相による欧州の競争力強化に関する報告書においても取り上げられた。フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が7月に公表した「今後5年間の政策プログラムを示した政治指針」においても、欧州の経済安全保障の推進は優先課題として位置付けられており、12月に発足した欧州委員会

においては、新たに貿易・経済安全保障を担当する欧州委員が任命された。

オーストラリアは、これまで、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示す「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定（2021年4月）、機微な国家安全保障に係る土地・事業への投資審査制度の厳格化（2021年1月）など、国家の強靱性の確保や、資産・インフラなどの防護を国益として位置付け、具体的な取組を進めてきている。また、11月には重要インフラ保安法を改正し、事業者などが政府に提供した営業上の秘密の保護の明記などによる官民情報共有の促進や、重要インフラの所有者及び運用者に義務付けられているリスク管理プログラムの策定に係る規制当局による是正指示権限の導入など、更なるセキュリティ強化を図っている。

カナダは、2022年、「重要鉱物戦略」を発表し、重要鉱物の調査・探査からリサイクルまでの取組を強化した。1月には、国家安全保障に危険を及ぼし得る軍事、国防、国家安全保障機関リスト及び機微技術研究リストを公表し、これらに関連する大学、研究機関、研究所の傘下にある活動に従事、ないし資金や物品を受領した研究者が関与する同分野の研究に資金供与を行わないことを盛り込んだ「カナダの研究を保護するための新たな措置に関する声明」を発出した。8月には、カナダ政府は、中国の不正な貿易慣行からカナダの労働者及び主要な経済部門を保護するためとして、中国製電気自動車（EV）に対し100%、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品の輸入に対し25%の追加関税などの措置を発表し、10月から追加関税の適用を開始した。

㉔ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対応、新たな課題に対応するルールの形成などに

ついて、国際社会と協力しながら、積極的な外交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化については、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）や経済安全保障対話などを通じた二国間の取組に加え、G7や、日米豪印、日米韓の連携などを活用し、共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図ってきている。

現行のルールを踏まえた対応に関しては、他国による不正な貿易政策や慣行に対し、WTO（世界貿易機関）協定等の現行のルールとの整合性の観点などから、同志国と連携して是正の働きかけを行ってきている。また、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保障上の措置と通商ルールとの関係に関する情報収集・分析などを行い、日本の経済安全保障上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力してきている。

新しい課題に対応するルール形成に関しては、重要・新興技術、経済的威圧など、既存の国際約束では十分に対応できず、更なる国際ルールの形成が必要とされる分野において同志国と連携しつつ引き続き国際的な議論をリードしていく。

㉕ 同盟国・同志国との連携

同盟国・同志国との連携については、前年に引き続き2024年も著しい進展が見られた。

G7の枠組みにおいては、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出した「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」を基盤として、6月に開催されたG7プーリア・サミットにおいて、過剰生産や非市場的政策及び慣行（NMPP）⁽¹⁰⁾に関する課題、経済的威圧への対処、サプライチェーンの強靱化、重要・新興技術の保全などについて、今後も連携して取り組んでいくことを確認した。特に、NMPPの結果生じる市場の歪曲と過剰生産が自由で公正なルールに基づく国際経済秩序を損なうのみならず、戦略的な依存及び脆弱性を高め、新興

(10) Non-Market Policies and Practices

国及び開発途上国の持続可能な成長を妨げるとの共通の認識を確認するとともに、NMPPが有害な過剰生産や他の波及効果をいかに生み出しているかを評価するため、共同での監視を追求することなどで一致した。7月に開催されたG7貿易大臣会合では、サプライチェーン強靱化に向けた同志国間及び官民の連携や、過剰生産やNMPPに関する取組を強化することで一致した。また、同会合では、重要鉱物の輸出管理に対する監視と情報交換を強化するとともに、経済的依存関係を武器化する試みを非難し、経済的威圧に対する共同での評価・準備・抑止・対応を強化することで一致した。

さらに、日本が議長国を務めた5月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、経済的強靱性に関するセッションを設け、サプライチェーンの強靱化、経済的威圧への対処、NMPPへの対応などの経済的強靱性及び経済安全保障に関する取組における加盟国間の連携やOECDが果たし得る役割について議論が行われた。

9月に開催された日米豪印首脳会合では、2023年に立ち上げを発表したパラオにおけるオープンRAN⁽¹¹⁾展開に関するイニシアティブに続き、フィリピン及びツバルにおいても5G・オープンRAN分野の協力を追求していくことを確認した。また、同会合では、半導体に関する協力を推進していくことに引き続きコミットすることで一致した。

11月に開催された日米韓首脳会合では、経済安全保障の課題に関する3か国の関与を深化させるための日米韓経済安全保障協定を称賛するとともに、サプライチェーンの途絶に関する早期警戒情報を交換するための3か国間の定期化された活発な協定を歓迎した。また、技術安全保障、標準及び信頼できるエコシステムに関する3か国の連携の必要性について一致した。

米国との間では、4月に開催された日米首脳会談において、経済的威圧、非市場的政策・慣行や過剰生産の問題への対応、サプライチェーン

の強靱化などについて協力を強化していくことで一致した。この文脈で、経済安全保障の確保に向けて、二国間やG7を含め、様々な枠組みを通じて連携を更に深めていくことで一致した。

欧州諸国との関係では、2023年12月に日仏首脳間で発表された「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップ（2023-2027年）に基づき、2月に第1回経済安全保障に関する日仏作業部会を開催した。11月の日英首脳会談では、貿易や経済安全保障を含む経済面での日英二国間協力を更に推進していくため、両首脳は日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）の立ち上げに一致した。また、7月に行われた日独首脳会談の成果に基づき、11月に第1回日独経済安全保障協定を開催した。

EUとの関係では、5月に開催された日・EUハイレベル経済対話において、経済安全保障に関する双方の取組について意見交換を行い、同志国間の連携の重要性を確認するとともに、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」の立ち上げを確認し、戦略的依存関係及び構造的な脆弱性に対処し、強靱で信頼性の高いグローバルなサプライチェーンを確保するため連携していくことなどで一致した。

韓国との関係では、12月に開催された第16回日韓ハイレベル経済協定において、経済安全保障を始めとする幅広い分野での連携や協力が進んでいることを確認した。

オーストラリアとの関係では、9月に開催された日豪外務・防衛閣僚協定（「2+2」）において、日豪経済安全保障対話の活用を含め、経済安全保障分野での連携を強化することで一致したほか、10月に開催された日豪首脳会談では、経済安保分野での対話と協力を強化していくことで一致した。

インドとの間では、8月に開催された第3回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において、経済安全保障分野での協力を強化することを確認したほか、11月に初となる戦略的貿易及び技術を含む日印経済安全保障対話を開催した。

(11) 複数のベンダーを組み合わせるオープンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サプライチェーンリスクの回避にもつなげられるメリットがある。

カナダとの間では、2022年にエネルギー安全保障分野での協力を含む「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を公表したほか、2023年9月にバッテリーサプライチェーン及び産業科学技術に関する二つの協力覚書に署名し、これらの分野での協力を一層加速化させている。

東南アジア諸国との関係では、4月の日米比首脳会合の際に発出した「日米比首脳による共同ビジョンステートメント」において、経済的威圧に強く反対し、ルールに基づく経済秩序の重要性を強調するとともに、経済的威圧への対応における緊密な連携の必要性を強調した。7月の日・メコン外相会議で採択された「日メコン協力戦略2024」では、日本及びメコン諸国が、経済安全保障と経済的強靱性の強化に取り組むことで一致し、経済的威圧に対する懸念を表明し、これに反対するとともに、ルールに基づく経済秩序の重要性を強調した。

オ 経済的威圧への対応

また、上記ウに述べた新たな課題の中でも、グローバル化の進展を背景として、国家間の経済的相互依存関係が深化する中、特定の国との経済的結び付きを利用して政治的目的を達成するために、濫用的、恣意的又は不透明な形で措置を講じ、もしくはそのように措置を講じると脅したりする経済的威圧がとりわけ問題となっている。このような経済的威圧は、自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものである。

2022年12月の「国家安全保障戦略」でも、外国からの経済的威圧について効果的な取組を進めていく方針が示された。既存の国際約束では必ずしも十分に対応しきれない分野の一つである経済的威圧に対しては、同盟国・同志国と連携しつつ、このような経済的威圧が自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものであるとの国際世論を喚起しながら、グローバル・サウスを含む関係国とも連携して、広く国

際社会としての共通認識を醸成していくことが重要である。こうした認識の下、G7広島サミットにおいて首脳間で立ち上げを確認した「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」での取組を着実に進めている。また、5月のOECD閣僚理事会に際し、日本の任意拠出金により作成されたOECD調査報告書「経済的威圧の貿易への影響」の要約を公表し、過去の経済的威圧の事例分析を通じて、その特徴及び経済的影響を明らかにした。また、10月には、経済的強靱性に関する日米比協議が開催され、経済的威圧への懸念及び強い反対並びに経済的強靱性の構築へのコミットメントを共有し、潜在的な経済的威圧に対する強靱性及び対処能力を向上するために協力していくことを確認した。

(3) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、全国民が参画する「公共空間」としてその重要性及び公共性がますます高まっている。一方、昨今の地政学的緊張を反映した国家等との競争が展開される中で、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

外務省は、このような認識の下、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、「サイバー攻撃の抑止」、「サイバー空間におけるルール形成」、「開発途上国支援」、及びこれらに係る情報交換・政策調整のための「各種サイバー協議などの活用」に整理される様々な外交活動を行っている。

「サイバー攻撃の抑止」に向けた取組として、日本はサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に表明する「パブリック・アトリビューション」を実施してきている。外交当局としても、2017年にはワナクライ事案⁽¹²⁾の背後における北朝鮮の関与、2018年には中国を拠点とする「APT10」による攻撃、2021年には「APT40」

(12) 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピュータが感染し、身代金が要求された。

による攻撃について非難する外務報道官談話を発出し、また、2025年1月には、北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する日米韓共同声明を発出するなど、同盟国・同志国と連携して発信してきている。

「サイバー空間におけるルール形成」のための取組については、国連での約四半世紀にわたる議論を通じ、国連全加盟国が既存の国際法がサイバー空間に適用されることを確認し、11項目の責任ある国家の行動規範⁽¹³⁾が採択された。この行動規範そのものは国際法上の法的拘束力を有するものではないが、国連加盟国がコンセンサスで採択したものであり、サイバー空間におけるルールの基盤となっているため、各国がこれら規範を具体的に実践し、国家実行を積み重ねていくことが重要である。このような認識の下、日本は、2021年から2025年までを会期として国連全加盟国が参加して行われているオープン・エンド作業部会（OEWG）において、関連の議論に積極的に参加している。また、既存の国際法がどのようにサイバー空間に適用されるかについて、各国が基本的な立場を明らかにすることも重要である。日本は2021年に立場を公表している⁽¹⁴⁾ほか、基本的な立場を明らかにする重要性を様々な場で訴えている。

「能力構築支援」に関しては、サイバー空間のボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域の能力を向上させることが日本を含む世界全体の安全を守ることにつながるとの考えから、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現のための要であるASEANを中心に、外務省を含む関係省庁が、国際機関を通じた取組を含め行っている。具体的には、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）における研修の実施、関係省庁による研修・機材供与、独立行政法人国

際協力機構（JICA）による課題別研修・国別研修の実施や世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）が米国や欧州政府と共催で実施する「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」などが挙げられる。

サイバー空間におけるこれらの取組を進める上で、「各種サイバー協議などの活用」は非常に重要である。日本は多くの国・地域等とサイバー協議などを通じて国際連携を推進しており、2024年は、米国、ヨルダン、リトアニア、英国、日米韓、日米比、EUとの間で政府間協議などを実施した。また、日米豪印では、2022年5月の首脳会合で発表した「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」の下、重要インフラのサイバーセキュリティやインド太平洋地域における能力構築支援の協力などに取り組んでいる。このほか、米国が主催する、急速に脅威が増大しているランサムウェア⁽¹⁵⁾に対処するための多国間枠組みである、「カウンターランサムウェア・イニシアティブ」や英国及びフランスが主催する商業的サイバー侵入能力の拡散と無責任な使用に対抗する枠組みである「Pall Mall Process」における議論にも積極的に参加している。

こうした外交活動を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

(4) 国際的な海洋秩序の維持・発展

日本は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域（EEZ）と長い海岸線に恵まれた国であり、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配

(13) 2015年、サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）において、国家による責任ある行動に関する拘束力のない自発的な規範11項目を記載した報告書が採択された。

(14) 日本の立場については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_003059.html

(15) 身代金目的のサイバー攻撃

(14)



に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。こうした考えの下、2023年4月に策定された第4期海洋基本計画や4月に策定された海洋開発等重点戦略を踏まえ、領海などにおける国益の確保に加え、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を政府一体となり推進してきており、同盟国・同志国などと協力しながら、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、特に、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序のための取組を進めている。

ア 基本的な考え方

海洋をめぐることは、特に、アジアにおいて、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えている。このような中、日本は2014年に安倍総理大臣が「海における法の支配の三原則」（236ページ 6（2）参照）を徹底していく必要があるとの認識を表明した。2023年3月にはインド世界問題評議会（ICWA）において、岸田総理大臣がFOIPのための新たなプランを紹介する中で、「海における法の支配の三原則」の重要性を改めて強調した。これらを踏まえ、各国と連携しつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んでいる（24ページ 第2章第1節参照）。

イ 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた発信に積極的に貢献している（236ページ 6（2）参照）。6月のG7プーリア・サミットにおいては、G7首脳はUNCLOSの普遍的かつ統一的な性格を改めて強調した。

ウ 日本の主権・海洋権益に対する挑戦への対応 （東シナ海情勢：41ページ 第2章第2節 2（1）イ（エ）参照）

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が2024年も相次いでおり、接続水域内における年間確認日数は、355日となり、過去最多を更新した。また、中国海警船が領海に侵入し、日本漁船に近づこうとする動きも頻繁に発生しており、2023年4月には領海侵入時間が過去最長の80時間以上となる事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。また、中国軍も東シナ海周辺海空域での活動を質・量ともに急速に拡大・活発化させている。排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて、近年、東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も継続して確認されているほか、2023年7月、東シナ海の日本のEEZにおいて中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。政府としては、首脳・外相を含むあらゆるレベルで、様々な機会を捉え、中国側に対して抗議し、当該ブイの即時撤去を累次にわたって強く求めてきた。当該ブイについては2025年2月、日本のEEZ内に存在していないことが確認された。2024年12月に与那国島南方の日本のEEZにおいて新たに確認されたブイについても、政府としては、同月の日中外相会談を始め、中国側に対して即時撤去を求めている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続・強化していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

6月、G7プーリア・サミットにおいて、G7首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況について引き続き深刻に懸念していること、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試み

■ 魚釣島(沖縄県石垣市)



写真：内閣官房領土・主権対策企画調整室

にも強く反対することを表明した。また、10月の日・ASEAN首脳会議及び東アジア首脳会議(EAS)において、石破総理大臣は、東シナ海では日本の主権を侵害する活動が継続・強化されており、強く反対すると述べた。

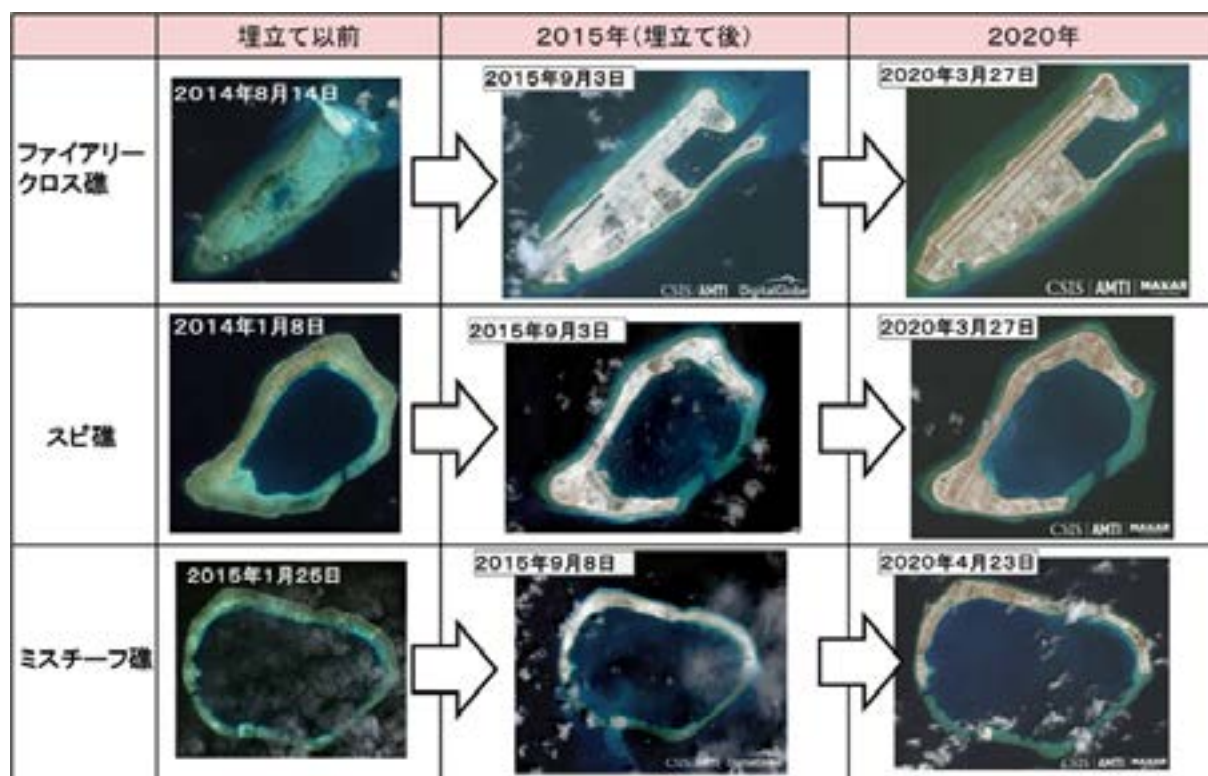
■ 南シナ海の海洋秩序に対する挑戦への対応 (80ページ 第2章第2節7(2)参照)

南シナ海では、法的根拠のない拡張的な海洋権益に関する主張に基づき、中国が係争地形の一層の軍事化や軍、海上保安機関、海上民兵などを用いた沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。特に2023年以降、中国船舶とフィリピン船舶との衝突や中国船舶によるフィリピン船舶への放水が度々発生しており、6月には、セカンド・トーマス礁周辺で、中国船舶の乗員がフィリピン船舶に立ち入り、武器や物資の押収及び機材の破壊を行うとともに、フィリピン船舶1隻を強制曳航し、また、船舶の衝突によりフィリピン軍人が親指を切断する事案が発生した。

日本は、海における法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視する立場から、南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるいかなる行為にも再三にわたり強く反対してきている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。2016年の南シナ海に関する比中仲裁判断発出から8年を迎えた7月には外務大臣談話を発出し、2016年の比中仲裁判断は最終的であり、紛争当事国であるフィリピンと中国を法的に拘束し、当事国がこの判断に従うことにより、南シナ海における紛争の平和的解決につながることを強く期待すると改めて表明した。

4月に初めて開催された日米比首脳会合で、日米比3か国の首脳は、中国によるフィリピン船舶の公海における航行の自由の行使に対する度重なる妨害及びセカンド・トーマス礁への補給線への妨害は危険で不安定化をもたらす行為であるとして、深刻な懸念を改めて表明した。6月のG7プーリア・サミットでは、G7首脳

■ 中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築



出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe/MAXAR

は、南シナ海における状況への深刻な懸念と、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに対する強い反対を改めて表明するとともに、増加しているフィリピン船舶に対する危険な操船及び放水の使用について深刻な懸念を表明した。また、海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを規定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認した。9月の日米豪印首脳会合において、日米豪印の首脳は、係争地形の軍事化や南シナ海における威圧的かつ脅迫的な操船に対する深刻な懸念を表明し、危険な操船の増加を含め、海上保安機関及び海上民兵船舶の危険な使用を非難した。また、他国の海洋資源開発活動を妨害する取組への反対、並びに国際法と整合的な妨げられない商業活動を維持・堅持することの重要性を改めて強調した。また、10月の日・ASEAN首脳会議及びEASでは、石破総理大臣から、南シナ海での軍事化や威圧的な活動が継続・強化されているとして、UNCLOSの関連規定に基づかない不当な海洋権益の主張や海洋における活動は認められない

と強調した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結する国際社会の正当な関心事項であり、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存する日本にとっても重要である。日本としては、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向け、引き続き、ASEAN諸国や米国を始めとする国際社会と連携していく。

オ 海賊・海上武装強盗対策

日本は、アジアやアフリカでの海賊・海上武装強盗対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊等事案対策

2006年、日本の主導によりアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)が発効し、シンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じ、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊等の事案に関する

情報共有及び能力構築支援協力が行われている。日本はこれまで事務局長（2022年3月任期満了）及び事務局長補の派遣、並びに財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきた。国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2022年は58件、2023年は67件、2024年は70件となっているが、ReCAAP-ISC の活動や締約国の貢献を背景に、近年は誘拐や暴行などを含む深刻な事案の発生は抑制されている。

（イ）ソマリア・アデン湾における海賊等事案対策

アジアと欧州をつなぐ重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生件数は、IMBによれば、2011年（237件）をピークに減少傾向にあり、2019年以降は未遂事案が0件又は1件で推移、2024年には8件の海賊事案が発生したものの、低い水準で推移している。今後、再び海賊事案が増加傾向に転じないように、国際社会との協力が求められている。

日本は、2009年から海賊対処活動の一環としてソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）及びP-3C哨戒機を派遣し、当該海域の安定化に貢献している。また、ソマリアやジブチなど周辺国の海上保安能力の強化や、ソマリア社会の安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

（ウ）ギニア湾における海賊等事案対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊等事案の発生件数は、2022年は19件、2023年22件、2024年は18件であり、一つの事案で複数人が被害に遭うなど、引き続き世界で最も深刻な事案が多い海域となっている。沿岸国の海上法執行能力の強化が引き続き課題であり、日本は、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、「G7＋＋ギニア湾フレンズ・グループ」の会合への参加を始め、国際社会と共に取り組んでいる。

【カ】能力構築支援における国際協力

グローバル化の進展、技術革新によるグローバルな安全保障環境への影響、中国の軍事力増強などによる軍事バランスの急速な変化や、国境を越える脅威の増大は、特に海洋分野において、一国のみで自国の平和と安全を守ることを不可能としている。そのため、日本は自国の防衛力や海上法執行能力の強化を進めつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展のため、同盟国・同志国などと連携・協力しながら、各国の海洋安全保障や海上法執行能力構築のための支援や、海洋状況把握（MDA）における国際協力を行っている。

こうした協力において、日本は従来から政府開発援助（ODA）を活用してきており、2022年のシャングリラ・ダイアログにおいて岸田総理大臣は、衛星、人工知能（AI）、無人航空機などの先端技術の知見の共有も含め、2025年までの3年間で、20か国以上に対し、海上法執行能力強化に貢献する技術協力及び研修などを通じ、800人以上の海上安保安分野の人材育成・人材ネットワーク強化の取組を推進すること、インド太平洋諸国に対し、少なくとも約20億ドルの巡視船を含む海上安保安設備の供与や海上輸送インフラの支援を行うこと、日米豪印や国際機関なども活用しながら各国への支援を強化していくことを表明した。2023年は、20か国の海上保安機関などの計600人超の職員を対象に、日本や現地での研修を実施し、また、インドネシアの海上保安機構に対し無償資金協力「海上保安能力向上計画」により大型巡視船1隻を日本の造船所で建造し供与することを決定した。また、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトへの支援を通じ、インド・太平洋及び西アフリカ各国に対して海上犯罪対策に係る訓練コースの開発や、同訓練・ワークショップの実施を行っている。

また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上

支援専従部門である海上保安庁MCT (Mobile Cooperation Team) を各国の海上保安機関に派遣しているほか (GMCPの枠組み含む)、日本への招へい研修や「海上保安政策プログラム」により、各国海上保安機関職員への人材育成を実施している。さらに、インド太平洋地域の各国の軍などに対し、艦船整備や潜水医学等に関する能力構築支援、ASEAN加盟国などの若手士官などに海上自衛隊艦艇への乗艦研修などを行っている。

2023年に新たに創設された政府安全保障能力強化支援 (OSA) は、海洋安全保障を優先分野の一つとし、同志国の軍などに対する資機材供与やインフラ整備などを通じて、安全保障上の能力・抑止力の強化を図っている。2024年度は、フィリピンに対し、複合艇や沿岸監視レーダーシステムなど、インドネシアに対し警備艇、ジブチに対し沿岸監視レーダーシステム及び関連インフラを供与することを決定した。

加えて、国際機関や多国間の枠組みを通じた海上法執行能力強化支援も行っている。10月、ReCAAP締約国のうちアジア諸国を中心に12か国の沿岸警備隊などの法執行機関を東京に招き、能力構築事業を開催した (202ページ 特集参照)。また、日米豪印で行う「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ (IPMDA)」との連携のほか、各国と覚書に基づきMDA情報の共有を図るなど、同盟国・同志国との協調も進めている。

(5) 宇宙

日本は2023年6月、3年ぶりに宇宙基本計画を改定するとともに、新たに宇宙安全保障構想を策定した。宇宙安全保障構想には、宇宙安全保障分野の課題と政策を具体化し、宇宙安全保障に必要なおおむね10年の期間を念頭に置いた取組が盛り込まれ、同盟国・同志国などと共に宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することが記載された。

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、また、衛星破壊実験などによりスペースデブリが

増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。こうした状況に対応するため、日本は宇宙状況把握 (SSA) や宇宙システムの機能保証の強化などに取り組んでおり、また、国際的なルール形成や国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間が核兵器のない領域であり続けるべきとの考えの下、4月、日本は、米国と共同で、宇宙空間に設置することを目的とした核兵器その他の大量破壊兵器の開発を行わないことを各国に求める安保理決議案を起草し、65か国が共同提出したが、ロシアの拒否権行使により否決された。その後、日米両国は、アルゼンチンと共同で、同様の要素を含んだ国連総会決議案を提出し、同決議案は167か国の圧倒的多数の賛成を得て採択された。

民生宇宙活動に関する国際的なルール形成に関しては、国連総会の下に設置された常設委員会である宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) が重要な役割を果たしている。

COPUOSには、包括的な議論を行う本委員会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律小委員会が設けられている。

1月から2月にかけて開催された科学技術小委員会においては、スペースデブリやリモートセンシングなどの個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可能性についても活発な議論が行われた。

4月に開催された法律小委員会においては、宇宙空間の定義や静止軌道への衝平なアクセスに関する問題に加え、近年関心が高まっている宇宙交通管理 (STM) や宇宙資源に関する議論が行われた。特に、宇宙資源については、2021年、法律小委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて、宇宙資源をめぐる国際的なルールの在り方について、集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)

特集

SPECIAL
FEATURE

現代の海賊対策と日本の貢献

皆さんは、海賊と聞くと何を思い浮かべるでしょうか？童話の中の悪役や、映画やアニメの主人公かもしれません。しかし、海賊は現実に存在していて、今も世界の平和と安全の脅威となっています。

海洋国家である日本は、古から海を通じた貿易や人の往来を通して世界とつながり、発展してきました。海上交通路が整備され、輸送能力や技術が飛躍的に向上した今日、日本に輸入される様々な商品や石油などの資源の多くが船によって運ばれてきます。その航路の中には、パナマ運河、ホルムズ海峡、スエズ運河といった世界の海上輸送にとって死活的に重要な要衝、いわゆるチョークポイントと呼ばれる海域があります。現代の海賊等事案¹の多くはまさにこのチョークポイント周辺で発生しているのです。



日本への主要海上輸送ルートとチョークポイント

この古くて新しい脅威に対し、国際社会は連携して対処してきました。海賊の多発地帯であるソマリア沖・アデン湾では約60か国が協力して海賊対策を行っており、日本も自衛隊の護衛艦と哨戒機を派遣し、今この瞬間も警戒・監視活動の任務に従事しています。また、世界経済の大動脈であるマラッカ・シンガポール海峡でも海賊事案は発生しており、日本はアジア海賊対策地域協力協定情報共有センター（ReCAAP-ISC）と協力して対策に取り組んでいます。

欧州、中東、アフリカから日本などのアジアに向かう船のほとんどが通るマラッカ・シンガポール海峡の安全は、私たちの生活に直結します。この考えの下、2001年、小泉総理大臣はアジアの海賊問題に有効に対処するため、地域協力促進のための法的枠組みの創設を提案し、2006年にReCAAPが発効しました。日本が主導したこの協定には、アジア諸国のみならず、米国やオーストラリア、欧州諸国も参加するようになりました。ReCAAPの活動の中で日本が特に重点的に取り組んでいるのが、アジア諸国の海上保安機関の能力向上支援です。マラッカ・シンガポール海峡を始めとするアジアの海の安全を担うのは、沿岸国の海上保安機関であり、彼らの法執行能力の強化が、日本を含むアジアの安全につながります。



CBEPの参加者集合写真（10月、東京）

特筆すべき例として、2024年10月、ReCAAP事務局、外務省、海上保安庁による能力構築エグゼクティブ・プログラム（CBEP）を東京で開催しました。1週間にわたるこのセミナーには、ReCAAP締約国のうちアジア諸国を中心に13か国の海上法執行機関の幹部らが参加し、海賊対策をめぐる各国の取組について共有し、課題の対処について議論を行いました。日本は、法の支配に基づく海洋秩序の構築が海賊対策のためにも重要であることを強調し、海洋安全保障に関する日本の取組について紹介し、参加者の理解を深めました。このセミナーの成果を参加者が自国に持ち帰り、所属する機関の中で共有することで、地域全体の海上法執行能力が向上し、日本を含むアジアの海の安全、ひいては、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現につながっていきます。

このように、海の安全の確保を通じて私たちの生活を守ることは、日本の外交政策における大切な取組の一つです。そして、海賊への対処は、ほかの地球規模課題と同様に日本単独でできるものではありません。これからも政府一丸となって、海洋安全保障のための国際協力を進めていきます。

¹ 「海賊等事案」は、公海上で発生した「海賊」と領海内で発生した「武装強盗」を含む。

については、日本や英国などが2021年に共同で提案し、2022年から2023年にかけて開催された「宇宙空間における責任ある行動」に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）において活発な議論が行われたが、一部の国の反対により、報告書は採択されなかった。また、これとは別の動きとして、ロシアが2022年に提案して設立された政府専門家会合（GGE）が2023年11月及び2024年8月にジュネーブで開催され、コンセンサスで報告書が採択された。さらに国連総会では、2023年に設置することが決定された英国提案の「責任ある行動」に関するOEWGとロシア提案のPAROSに関するOEWGを統合することが決定された。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献するため、2021年に国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を行っている。宇宙活動の許認可及び継続的監督に焦点を当てた法的能力構築支援を実施し、1月には、国連大学において、7か国（ブータン、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン及びタイ）からの約25人の専門家を得て、3日間にわたる集中的なワークショップを開催した。

イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。特に、8月、米国において、「宇宙に関する包括的日米対話」第9回会合を開催し、日米の宇宙関係府省及び機関の関係者が参加し、商業宇宙、宇宙安全保障及び民生宇宙を含む幅広い分野を包括的に議論し、その成果として共同声明を発出した。

また日米豪印における取組としては、2021年の日米豪印首脳会合において設置された宇宙分野に関するワーキンググループを活用し、ワークショップなどを実施した。また、9月の日米豪印首脳会合においては、全ての国家に対し、安全で、平和的で、責任ある持続可能な宇宙空間

の利用に貢献するよう求めることで一致した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がオーストラリア宇宙庁（ASA）との共催により、「第30回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）」を開催し、持続可能で責任ある地域宇宙セクターの構築に向けた協力体制について議論した。

ウ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション（ISS）

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を決定した。2020年には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名した。その後、アルテミス合意は署名国を増やし52か国となった（2024年12月末時点）。

また、2023年、日米両政府は、宇宙の探査及び利用を始めとする宇宙協力を一層円滑にするための新たな法的枠組である「日・米宇宙協力に関する枠組協定」を1月に署名し、同協定は6月に発効した。同協定の下で作成され、4月に署名された実施取決めでは、日本が月面与圧ローバを提供して運用を維持する一方で、米国はアルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会を割り当てることが記載された。また関連して、同月に実施した日米首脳会談で両首脳は、アルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士が米国人以外で初めて月面に着陸するという共通の目標を発表した。

日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISSの日本実験棟「きぼう」を活用し、アジア太平洋地域に対してはAPRSAFに設置されたKibo-ABCイニシアチブを通じた人材育成プログラム（ロボットプログラミング、物理・植物実験など）を提供して

いる。さらに、宇宙新興国に対しては国連宇宙部との協力枠組み「KiboCUBE」プログラム⁽¹⁶⁾を通じた超小型衛星の放出機会を提供している。同プログラムの下、中米統合機構(SICA)、メキシコ、並びに、タンザニア及びコートジボワール(両国共同)が放出に向けた衛星開発を行っている。

工 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成などに向けて貢献している。

例えば、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ(GSMaP)」を無償で提供しており、世界152の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに37か国・地域、490回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。

加えて、独立行政法人国際協力機構(JICA)は、JAXAとも連携し、7月に10か国の宇宙関連機関職員13人を日本に受け入れて、SDGsに資する宇宙技術の利活用能力の向上に係る研修を実施した。加えて、2023年度より開始したパラグアイ・ルワンダでの宇宙機関の組織・技術的キャパシティ向上に係る技術協力事業において、日本の宇宙分野の産学官の支援を得つつ、日本での研修を複数回実施した。また、5月には岸田総理大臣の訪問に合わせ、JAXA及びパラグアイ宇宙機関と共に、日本とパラグアイの宇宙開発協力に関する覚書に署名し、産学官が連携する「日・パラグアイ宇宙協力プロ

ラム」を設け、多角的な協力を進めていくことを確認した。

(6) 平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連PKOの派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと平和の持続のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が課題となっている。

近年では、紛争だけでなく、気候変動や感染症など新たなリスクが平和と安定に及ぼす影響についても懸念されており、より統合的なアプローチが必要となっている。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中、「新・平和への課題(New Agenda for Peace)」や未来サミットの成果文書「未来のための約束」(226ページ 5(2) 2024年の主要行事 参照)において、平和維持・平和構築といった平和活動の強化が盛り込まれるなど、その取組はますます重要になっている。

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動(国連PKO) など

2024年12月末時点で、11の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。従事する軍・警察・文民要員の総数は約7万人である。新たな技術を用いた脅威の増加など、国連PKOを取り巻く環境は複雑化しており、PKOの将来に関する議論が活発に行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション(SPM)を設立し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する

⁽¹⁶⁾ 宇宙新興国などの宇宙関連技術の向上に貢献することを目的に、ISSの「きぼう」日本実験棟から超小型衛星を放出する機会を選定された機関に提供するプログラム

協力に関する法律（PKO法）」に基づき、1992年以来、計29の国連PKOミッションなどに延べ1万2,700人以上の要員を派遣してきた。直近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣した。施設部隊は、インフラ整備や避難民への給水活動などを実施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS司令部では2024年5月に副参謀長ポストを含む2人の自衛官を追加派遣し、同年12月末時点で6人の自衛官が活動し、同国の平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣し、2024年12月末時点で4人の自衛官が活動し、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後も、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

（イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

紛争及び人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要である。2022年には世界の難民・避難民数が初めて1億人を超えたが、中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」⁽¹⁷⁾の考え方を、2023年6月に改定された開発協力大綱で明記した。同年12月に開催された第2回グローバル難民フォーラム（GRF）では、同アプローチにおいて日本が主導の役割を務めることを打ち出し、国際社会と協力して、平和構築支援も含め未曾有の人道危機に取り組む姿勢を示した。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などのほか、国造りを担う人材の育成を支援している。パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、8月に開催したアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合において、平和と安定に向けた議論を行った。具体的には、政府間開発機構（IGAD）を拠点とする「アフリカの角における女性平和人材育成イニシアティブ」の立ち上げや地雷・不発弾対策プラットフォームの展開を発表したほか、アフリカの声をよりよく反映していくため、国連安保理改革が重要であると表明した。2025年8月にはTICAD 9を横浜にて開催予定であり、民主主義の定着及び法の支配の推進、紛争予防・平和構築、コミュニティの基盤強化に向けた支援などを通して、平和と安定に向けたアフリカ主導の取組を後押ししていく。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。

また、「アフリカの角」地域では、「アフリカの角」担当大使による人道アクセス確保及び停戦に向けた働きかけを行う一方、選挙支援、エチオピアにおけるDDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）支援、人道支援の実施な

(17) HDPネクサス（人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の連携（Nexus））：短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な観点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の本来的な原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

どを通じ、地域の平和と安定に向け貢献している。さらに、日本は、2008年から2024年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,600万ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

イ 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の認識が高まった結果、2005年の安保理決議(1645)及び総会決議に基づき、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする「国連平和構築委員会(PBC)」が、安保理及び総会の諮問機関として設立された。PBCは国・地域における平和構築の在り方に関する議論に加え、女性・平和・安全保障(WPS)や若者・平和・安全保障(YPS)などのテーマに関する議論も行っており、近年は安保理や総会などへの助言機能を果たす機会が増える傾向にある。

日本はPBC設立時から一貫して、PBCの「組織委員会」のメンバーを務めており、強靱で持続的な平和を実現するためには、HDPネクサスに基づくアプローチが必要との立場の下、制度構築や人への投資に取り組む重要性を唱えてきている。2024年には、日本はPBCにおける安保理との調整役として、両機関の連携強化に貢献している。

また、日本は、国連平和構築基金(PBF)⁽¹⁸⁾に、2024年12月末まで総額6,685万ドルを拠出し、主要ドナー国として、国連関連機関が実施するアフリカなどにおける事業の遂行を積極的に支援している。

日本は、2023年1月から2年間の安保理理事国の任期でも平和構築を優先課題の一つとして取り組んできた。2023年1月と2024年3月には安保理議長月として、二度にわたって平和構築・紛争予防に関する公開討論を主催し、いわゆるグローバル・サウスが抱える様々な難しい課題に焦点を当て、紛争の再発を防止し平和

の持続を実現させる上での「人」の役割や、PBCのより積極的な活用といった国連の機能強化の重要性を強調した。多くの国から日本の考えに賛同する声が上がった。

また、ほかの安保理理事国とも連携し、平和構築に関する取組を実施してきている。2024年1月には、ガイアナ及びモザンビークと共に、安保理において「平和構築と平和の持続：強靱性強化に向けた人への投資」をテーマとする会合を主催し、平和を構築する上での女性のエンパワーメントを含む人への投資の重要性について取り上げるなど、日本の立場を積極的に発信した。このように、日本は、PBCメンバー国としてだけでなく安保理理事国としても、国連の場において平和構築に取り組む重要性が深く共有されるよう、議論を喚起してきており、安保理理事国の任期後も引き続き、PBCなどを通じて積極的に貢献していく。

ウ 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の人材育成が課題となっている。日本は、現場で活躍できる人材を育成する事業を実施しており、2024年末までに育成した人材は1,000人を超える。事業修了生はアジアやアフリカなどの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国などから高い評価を得ている。また、若手人材向けの研修コース(初級コース)の日本人修了生228人のうち123人が国際機関の職員(正規職員のほか、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)や国連ボランティア、コンサルタントを含む。)を務めるなど、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化に大きく貢献している。2024年も、プライマリー・コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とするミッドキャリア・コースを実施した(208ページ コラム参照)。

⁽¹⁸⁾ 2006年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）に資金を拠出し、自衛隊員等を教官として派遣するなど協力を行っている。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの9か国336人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。2018年にはアジア及び同周辺地域にも対象地域が拡大され、ベトナム及びインドネシアで訓練を実施した。2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野でも救命訓練を開始し、2021年から国連PKOミッションに遠隔医療を導入するための支援を開始した。重機操作及び医療分野における教官として自衛官など延べ408人が訓練に貢献している。2023年に、TPPを拡充し、アフリカ連合（AU）が主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を実施するために約850万ドルの拠出を決定し、2024年、AUミッション要員への訓練が開始された。また、カンボジアにおいて、韓国及びオーストラリアと共に、分野横断的な訓練も実施した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(7) 治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守ることは、様々な社会経済活動の前提であり、国の基本的な責務である。科学技術の進展、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）のまん延といった社会情勢の変化もあいまって急速に複雑化、深刻化している国際的なテロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的に対処するためには、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

近年、人々の情報通信技術への依存が高まるにつれ、オンライン上での過激思想の拡散や、テロなどを触発する有害コンテンツの発信が容易となり、テロ組織が、資金調達、勧誘、扇動にインターネットやSNSを悪用している傾向が顕著に見受けられる。また、ドローンなどの簡易で安価な武器を利用し、多くの人が集まる警備が手薄なソフト・ターゲットを対象とした無差別テロが増加しており、テロの致死性が高まっているという見方もある。こうしたテロ活動に対抗するには、テロリストへの資金の流れを断ち切る必要があり、国際的な連携と併せて、官民で協力して対応していくことが重要となっている。

日本は、国際的なテロ・暴力的過激主義対策やテロ資金対策の取組の一環として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び国際刑事警察機構（インターポール）によるプロジェクトに拠出し、東南アジア諸国の法執行機関の能力構築を支援している。また、テロ対策に係る国際的な枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の関連会合や議論に積極的に参加してきており、GCTFの派生団体である「コミュニティの働きかけと強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」や国際司法・法の支配研究所（IJ）とは、プロジェクト・レベルでの協力を進めてきている。特にIJとは、2024年2月に、外務省と国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と三者共催で、「南アジア及び東南アジア地域における法の支配ワークショップ」を東京で開催した。また、二国間・三国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策作業部会などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきている。このほか、過去20年間にわたり継続して行っている取組として、異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献のため、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間対話、異文化交流、日本の教育の現場の視察などを行う交流を実施しており、かかる取組は今後も継続して実施していく。

コラム
COLUMN

日本の資金援助を通じたギニアビサウでの 平和維持活動

国連開発計画 (UNDP) ギニアビサウ事務所 かつき たいが 勝木 大我

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の勝木大我です。同コースを通じて、国連開発計画 (UNDP)¹のギニアビサウ事務所 で国連ボランティアとして勤務しています。

皆さんはギニアビサウという国をご存じですか？西アフリカに位置するこの国は、大小88の島々から成り、きれいな海と自然豊かな環境が自慢な国です。しかし、最貧国の一つとして数えられ、貧困、医療、社会保障の欠如、政治不安や汚職問題など様々な問題に直面しています。

貧困や格差、不公正に終止符を打つことを使命とするUNDPは、ギニアビサウで日本政府からの資金援助を通じて、汚職防止の取組を行っています。汚職防止が平和維持になるのか？と思われるかもしれませんが、私は平和を維持するための重要な取組だと考えます。例えば、公的資金や医療品などの横領は国民の間の不満を生み出し、クーデターなどの政治不安を引き起こす原因となります。事実、直近の2023年11月には、汚職問題に端を発し、大統領や政府に不満を持つ人々が関わったクーデター未遂となる銃撃事件が発生しました。

私はUNDPギニアビサウ事務所 で、本事業の医療分野での汚職防止活動に取り組んでいます。汚職は、政府内だけで起こる問題ではなく、様々な場所にリスクが潜んでいます。そのため、汚職防止のためには資金や医療品の流れ、管理手法を確認し、透明性を確保する必要があります。具体的には保健省や地方政府、病院や薬局などを調査・分析した資料の作成や、透明性を高めるための情報のデジタル化の模索などを進めています。

また、私は先方政府との調整を行いながら、保健省・経済省などの複数の省庁の国家公務員への能力構築トレーニングを主導しています。リスク評価やリスクマネージメントに関する研修を基に、どこに汚職のリスクが潜んでいるか、そのリスクにどう対処していくかなどのトレーニングを行っています。さらに、デ・バロス首相が私たちの汚職防止の活動に大きな関心を持たれたことで、先方政府から保健省の財政部門の中にある評価・計画チームに対しても技術支援を行って欲しいという要請もあり、活動の大きなインパクトを感じました。今では、同チームに対する技術支援として、戦略的なビジョンや内部監査を実施するための組織構造、目的設定、予算編成や資金戦略などを含む能力構築トレーニングや助言活動に励んでいます。



政府との話し合い現場の様子 (筆者左端)



汚職防止の活動の一環として地方の病院を訪問し、データ収集をした際の様子 (筆者右端)

UNDPは「不正と戦うこと」を使命としていることもあり、ギニアビサウの汚職防止に日本政府と協力して取り組んでいます。私は、このように公正な社会や国家システムを構築するといった大きな目標を掲げながら、「国連だからこそできるアプローチ」を通じて、汚職防止の取組に向き合っていることにとってもやりがいを感じています。今後も日本政府の資金援助を通じた汚職防止活動に取り組みながら日本の存在感を高めていきたいです。

1 UNDP : United Nations Development Programme

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) 及び犯罪防止刑事司法会議 (通称「コングレス」) (いずれも事務局はUNODC) は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2021年3月に京都で開催された第14回コングレス (京都コングレス) では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言 (京都宣言) が採択された。日本は、その後もリーダーシップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、(ア) アジア太平洋地域において刑事実務家が情報共有や意見交換をするプラットフォームとしての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催、(イ) 若者 (ユース) たちが自ら議論し、その声を政策に取り入れていくことを目指す「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催、(ウ) 国際社会による再犯防止の取組を推進するための国連準則の策定への取組を進めているほか、UNODCが行う京都宣言のテーマ別討論をサポートするなど、京都宣言のフォローアップを積極的に行っている。さらに、2024年5月に開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、日本は、京都宣言を引き続きフォローアップする決議案を提出し、同決議案は全会一致で採択された。これにより、京都コングレスの成果は、2026年の第15回コングレス (アラブ首長国連邦がホスト国) に受け継がれていくこととなった。また、UNODC、インターポール及び欧州評議会への資金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。そのほか、国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI)⁽¹⁹⁾を通じて、犯罪者処遇や犯罪防止、犯罪対策などに関する研修を日本で実施し、各国刑事司法担当者など

の能力構築に貢献している。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約 (UNTOC) の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。また、サイバー犯罪が国境を越える脅威となっている今日、国際社会が一致してサイバー犯罪に対応するため、2019年に国連で議論が開始された国連サイバー犯罪条約が、2024年12月にニューヨークの国連本部において採択された。日本は、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を目指し、同条約策定のために設立された特別委員会の副議長を務めるなど、交渉妥結に尽力した。

2 腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因として指摘される腐敗への対処に対する国際的な関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約 (UNCAC) の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2023年9月には、UNCACレビューメカニズム (締約国間の相互審査) において、同条約上の犯罪化及び法執行 (第3章) 並びに国際協力 (第4章) の規定に係る日本の実施状況に関する審査の結果についてのエグゼクティブ・サマリーが公表された。また、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業部会の活動にも積極的に参加し、同作業部会の2025年から2027年の行動計画や、民間部門における腐敗対策の強化に関するハイレベル原則の策定に貢献した。さらに2024年10月には、G20腐敗対策作業部会が設置されて以来3回目の開催となる閣僚会合がブラジル・ナタルで開催され、日本を含むG20各国が国際的な腐敗対策に係る枠組みを強

(19) 日本政府と国連との協定に基づき、1962年に設立された国連地域研修所。東京都昭島市に所在法務省が運営し、海外参加者を招へいして刑事司法分野の研修などを継続的に実施している。

化するための議論を行い、「G20腐敗対策閣僚宣言」⁽²⁰⁾が採択された。そのほか、UNAFEIを通じて日本で汚職防止刑事司法支援研修を実施している。経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（外国公務員贈賄防止条約）の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員に対する贈賄行為の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

Ⅱ マネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、日本は2021年の第4次対日相互審査報告書の採択以降、着実に対応を進め、2024年10月のFATF全体会合において、同第4次審査で改善が必要と指摘された勧告全ての評価引上げを達成した。加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策に積極的に取り組んでおり、国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、または、国連安保理決議第1373号⁽²¹⁾に基づく日本独自の対応として、テロリスト等に対する資産凍結などの措置を実施している。2024年11月末時点では、安保理制裁委員会により指定されたタリバーン、アル・カーイダ及びISIL（ダーイシュ）関係者等390個人及び94団体及び、安保理決議第1373号に基づき指定された41個人及び31団体の合計

420個人及び122団体（ただし、重複する11個人3団体を除く。）に対し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく資産凍結などの措置を実施している。

オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、国内体制を強化し、また、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。2024年も、国際協力機構（JICA）を通じ、日本を含む各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続き実施した。例えば、2022年1月からJICAを通じたタイ政府に対する技術協力を実施しており、その一環として2024年7月にメコン地域の人身取引対策関係者のネットワーク強化を目的とした人身取引対策のためのワークショップを開催した。また、2022年3月からJICAを通じたカンボジア政府に対する技術協力を実施しており、関連機関による人身取引被害当事者への支援能力の向上を目指している。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2024年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行った。また、UNODCが実施する東南アジア向けのプロジェクトへの拠出を通じ、法執行当局に対する研修を始めとする対応能力強化支援を実施した。日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力し、違法薬物の原

(20) 2024年の「G20腐敗対策閣僚宣言」の仮訳については、外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100748650.pdf>

(21) 2001年9月の米国同時多発テロ発生を受け、同年同月に国連安保理で採択された。国連加盟国に対し、テロ行為を行う者やテロ行為に関与する者などに対する資産凍結等の包括的な措置を講じることを求めている。



料の生産や新たな合成薬物の製造、密輸などの取締りに関係する調査、分析情報の整備や連携ネットワークの維持拡大に貢献している。また、国境を越える国際的な薬物取締りの実地的な能力強化、特に開発途上国などの政情不安定な農村や国境管理上脆弱な地方の貧困層（移民や若

者等を含む）が組織犯罪に関わらないよう、薬物原料植物の違法栽培に代わる作物等の生産などの代替生計手段の開発支援や、密輸取引の取締り関連情報の整備を進めるとともに、薬物対策分野における地域ごとの開発課題を考慮しながら、国際的な不正薬物対策に取り組んでいる。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。

同時に、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、日本の周辺では質的・量的な核軍拡が進んでいる。こうした中で、日本が自ら核兵器を保有することはないという前提の下、国民の生命と財産、日本の独立と平和を守り抜くためには、米国が提供する核を含む拡大抑止が必要な状況にある。

また、核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても分断が深まっている。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的で実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、核軍縮に向けた着実な歩みを進めており、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固なステップ台としつつ、2022年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で岸田総理大臣が発表した「ヒロシマ・アクション・プラン」⁽²²⁾の下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的で実践的な取組を継続・強化し

ていく考えである。そのほか、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議、国連総会における核兵器廃絶決議、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた働きかけと、その一環として2024年に立ち上げた「FMCTフレンズ」、軍縮・不拡散教育の推進、さらには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論といった核兵器国も参加する現実的で実践的な取組なども積み重ねることを通じ、「核兵器のない世界」に向けた唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制の維持・強化を進めていく考えである。なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約である。一方、核兵器の保有・使用等を包括的に禁止しており、現状においては、核抑止と相いれない同条約を核兵器国が締結する見込みはない。核兵器国を交えずに核軍縮を進めることは難しく、日本は、国際的な核軍縮の取組は、NPTの下で進めていくことが引き続きより望ましいと考えている。「核兵器のない世界」に向けた道りが一層厳しさを増す中だからこそ、日本は、抑止力を維持・強化し、安全保障上の脅威に適切に対処していくとの大前提に立ちつつ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制を基盤に、核兵

(22) 岸田総理大臣が2022年8月のNPT運用検討会議で提唱したもの。「核兵器のない世界」という理想と厳しい安全保障環境という現実を結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする。

器国と核兵器禁止条約締約国双方の参加を得た現実的で実践的な取組の推進に今後も全力を尽くしていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約(NPT)⁽²³⁾

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。

2026年に開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第2回準備委員会が7月22日から8月2日まで国連欧州本部において開催され、日本からは、高村正^{ひろ}大外務大臣政務官が出席した。高村外務大臣政務官は一般討論演説を行い、国際社会が歴史の転換期にあり、安全保障環境が急速に厳しさを増している中だからこそ、唯一の戦争被爆国として、NPTを国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石とし、「ヒロシマ・アクション・プラン」の下で「核兵器のない世界」に向けた国際社会の取組を主導すると述べた。また、日本は国際社会と協力し、北朝鮮及びイランに関する問題を含む核不拡散の取組を進めていくと述べたほか、日本は原子力の平和的利用の促進に向けて積極的に取り組んでいると表明した。今次準備委員会では、議長サマリーが作業文書として提出され、日本が重視する核戦力の透明性の向上、FMCTの早期交渉開始など、「ヒロシマ・アクション・プラン」で掲げられている要素が幅広く反映された。日本としては、現下の厳しい安全保障環境の下で議長サマリーが発出されたことを評価しており、また、各国が2026年の次回運用検討会議に向けNPT体制の維持・強化の重要性への共通認識を示し、対面で率直な意見交換を行った意義は大きいと考えている。

イ 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

2022年、核兵器国と非核兵器国、さらには、

核兵器禁止条約の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれの国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な道筋について自由闊達^{かつ}な議論を行う場として国際賢人会議が立ち上げられた。第1回会合（2022年12月・広島）、第2回会合（2023年4月・東京）、第3回会合（2023年12月・長崎）に続き、第4回会合は、5月21日及び22日に横浜において開催され、白石隆座長（熊本県立大学特別栄誉教授）を含む日本人委員3人のほか、核兵器国、非核兵器国などからの外国人委員10人の合計13人の委員が対面参加し、2人の外国人委員がオンラインで参加した。上川外務大臣は冒頭にビデオメッセージを寄せ、日本政府の「核兵器のない世界」に向けた継続的な取組を紹介し、今後とも、国際賢人会議の叡智^{えい}を頂きつつ、現実的かつ実践的な核軍縮の取組を継続していくと述べた。会合では、2026年NPT運用検討会議へのインプットを念頭に、核兵器をめぐる責任・倫理・規範、核軍備管理・不拡散レジームのアップデート、人工知能（AI）等の新興技術の影響などを中心に、六つのセッションを通じて率直かつ突っ込んだ議論が行われた。

第5回会合は、11月6日及び7日にオンラインで開催され、白石座長を含む日本人委員3人のほか、外国人委員11人の合計14人の委員が参加した。会合に当たり、石破総理大臣は、分



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第4回会合出席委員による岸田総理大臣表敬（5月22日、東京）

(23) NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

断・対立が進む国際情勢の中で、国際賢人会議の叡智に基づく提言に期待しており、共に国際社会の未来へ貢献していきたいとの書面メッセージを寄せた。会合では、2026年NPT運用検討会議に向けた提言の作成を念頭に、核兵器をめぐる規範・責任の重要性、NPTに基づく不拡散レジームの強化、AI等の新興技術による核リスクへの影響などを中心に議論が行われた。

㊦ 「核兵器のない世界」に向けたジャパン・チェア

2023年の国連総会一般討論演説において、「抑止か軍縮か」との二項対立的な議論を乗り越えるため、海外の研究機関・シンクタンクへの「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の設置が表明されたことを受けて、カーネギー国際平和財団（米国）、ウィーン軍縮・不拡散センター（オーストリア）及び国際戦略研究所（IISS）アジア（シンガポール）において、核軍縮を専門とするポストである同ジャパン・チェアを設置した。

同ジャパン・チェアは、核軍縮「主流化」の流れを確実に進めていくためには、政府だけではない重層的な取組が必要との認識の下、日本が掲げる「現実的で実践的な核軍縮」についての議論を喚起し、また、国際社会の分断克服に貢献することを目的としている。

㊦ 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)⁽²⁴⁾

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国⁽²⁵⁾で構成）は、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2022年8月にニューヨークで開催された第11回NPDIハイレベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席し、会合後にNPDIとしてNPTの実施を強化するために必

要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続けるとの決意を表明するとともに共同声明が発出された。また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、現実的で実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。7月から8月に開催された2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会でも、NPDIとして共同ステートメントを実施したほか、透明性（報告）及び説明責任（アカウンタビリティ）並びに原子力技術の平和的利用の促進に係る作業文書を共同で提出した。

㊦ 国連を通じた取組(核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2024年の決議案においては、「核兵器のない世界」を実現する上での現実的で実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会での議論を踏まえ、「ヒロシマ・アクション・プラン」の更なる具体化と浸透を図るため、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石としてのNPTの重要性をより強調しつつ、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉に向けた実質的な進展及び透明性の向上に関する具体的な措置の実施を国際社会に呼びかけることに焦点を当てた。また、被爆の実相の理解促進に関し、2024年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を始めとする被爆者にも言及した。同決議案は、11月の国連総会第一委員会で145か国、12月の国連総会本会議では152か国の支持（賛成票）を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国及び英国のほか、

(24) NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

(25) 日本、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、オランダ、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦、ナイジェリア及びフィリピン

NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

カ 国連を通じた取組(核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合)

3月18日、上川外務大臣は、国連安全保障理事会(安保理)において、日本の議長下として初めてとなる核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催した。同会合には、日本に加えて、安全保障理事会理事国15か国のうち、米国、モザンビーク、シエラレオネの3か国から閣僚級が出席した。上川外務大臣は日本としてのステートメントで、日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」に向け、広島・長崎の惨禍は繰り返してはならないとの信念の下、核兵器廃絶決議、「ヒロシマ・アクション・プラン」の提唱、被爆地広島でのG7サミットの開催など、国際社会を主導してきたと述べた。また、核軍縮をめぐる状況が一層厳しくなっている今こそ、「核兵器のない世界」の実現に向けて現実的かつ実践的な取組を着実に進めていくことが重要であり、NPT体制の維持・強化はその基盤であると強調した。会合では、米国に加えてロシア、英国、フランス、中国の核兵器国を含む各国出席者が、各国の経験や知見に基づき核軍縮・不拡散について活発に議論し、NPT体制の維持・強化の重要性を再確認するとともに、2026年NPT運用検討会議に向けて、核兵器国・非核兵器国間での実質的な議論を加速化させる契機となった。会合に参加した多くの国からは、世界は再び大変厳

しい状況にあるという認識が示され、このテーマを提起するのに日本ほど適任の国はいないとの言及があったほか、広島などを訪問した際の経験、紛争下における女性の役割の重要性、AIなどが及ぼし得る影響についても発言があった(217ページ 特集参照)。

キ 包括的核実験禁止条約(CTBT)⁽²⁶⁾

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。9月の国連総会ハイレベルウィーク中に第11回CTBTフレンズ外相会合が開催された。上川外務大臣のステートメントにおいては、国際安全保障環境が一層厳しさを増す中での、「核兵器のない世界」に向けた現実的で実践的な取組の一環として、CTBTの普遍化、早期発効及び検証体制強化の重要性を述べつつ、全ての関係国に対し、条約発効までの間、核実験に関するモラトリアムを宣言・維持するよう呼びかけた。また、同会合後には、CTBT早期発効の重要性の強調、発効要件国含む全ての国の早期批准の要請、北朝鮮に対する核兵器・弾道ミサイル及び関連計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けた具体的な行動の要請、核実験モラトリアムの維持、CTBTの検証体制の有効性・強化、政治レベルでCTBTの重要性を訴えることの促進などを内容とする共同声明が採択された。

ク 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT⁽²⁷⁾:カットオフ条約)⁽²⁸⁾

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウラン、プルトニウムなど)の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国

(26) CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

(27) FMCT : Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

(28) 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウムなど)の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、1993年にFMCTを求める国連総会決議が採択されてから、ジュネーブ軍縮会議における長年の議論にもかかわらず交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年には、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画し、同準備グループは2018年に報告書の取りまとめを行った。

また、3月に日本が議長国として開催した核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合において、上川外務大臣は、FMCTに対する政治的機運を維持・強化するために「FMCTフレンズ」の立ち上げを表明し、9月の国連総会ハイレベルウィークの期間において、岸田総理大臣は、FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合を主催し、プリンケン米国国務長官やジョリー・カナダ外相、ウォン・オーストラリア外相、マナロ・フィリピン外相など、フレンズ参加国ハイレベル代表との間で「FMCTフレンズ」を立ち上げた。岸田総理大臣は同会合の冒頭挨拶において、冷戦の最盛期以来、初めて核兵器数の減少傾向が逆転しかねない瀬戸際にあ

るからこそ、核兵器用核分裂性物質の生産禁止により核兵器の量的向上に制限をかけるFMCTの早期の交渉開始が必要であると述べた。複数の参加国が、FMCT早期交渉開始のためには政治的意思が必要と指摘し、会合後に発出された共同声明では、FMCTに対する政治的関心を高めるため緊密に協力し、早期交渉開始に向けて関係国などと協働することが確認された（217ページ 特集参照）。

ケ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェロシップ・プログラム⁽²⁹⁾を通じた各国若手外交官などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆展の開催支援⁽³⁰⁾、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」⁽³¹⁾の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的に取り組んでいる。

岸田総理大臣は、2022年8月のNPT運用検討会議の一般討論演説において、国連に1,000万ドルを拠出して「ユース非核リーダー基金」を設けることを表明した。これは核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国から若手政策決定者や研究者などの未来のリーダーを日本に招き、被爆の実相に触れてもらい、日本を含め、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作ることを目的とした取組である。2023年12月に同基金下の研修が開始され、8月には研修参加者第1期生のうち選抜された49人が1週間の訪日プログラムに参加し、広島及び長崎を訪問した。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から2024年までに国内外の



FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合で挨拶を行う岸田総理大臣
(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

(29) 特に発展途上国における軍縮専門家を育成することを目的とした国連による研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定された。日本は1983年以来、本プログラム参加者（各国若手外交官など）を日本政府の費用負担で日本に招待しており、2024年までに1,027人の参加者が日本を訪問した。訪日プログラムは、広島・長崎での資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解を促進する有意義な機会となっている。

(30) 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

(31) 2010年から2022年までに、300人以上の被爆者に「非核特使」の名称を付与してきている。



「ユース非核リーダー基金」研修参加者による石原総理大臣補佐官表敬
(8月30日、東京)

750人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

□ 将来の軍備管理・軍縮に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。同条約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものであり、日本は同条約の延長を歓迎した。しかし、2022年8月にはロシアは、全てのロシア関連施設を一時的に査察対象から除外するとの声明を発出し、また、同年11月に予定されていた二国間協議委員会（BCC）の延期を米国に通告した。2023年1月には米国国務省はロシアが新STARTを遵守しているとは認定できないとの議会報告書を米国議会上院に提出した。同年2月、プーチン大統領は、年次教書演説において、新STARTの履行停止を発表した。こうした動きを受け、例えば「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」においても、新STARTを損なわせるロシアの決定に対する深い遺憾の意を表明し、ロシアに対して、同条約の完全な履行に戻ることを可能とするよう求めている。

核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築してい

くことが重要である。その観点から、日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている。前述の核兵器廃絶決議においても、核軍備競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが言及されている。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、2022年国家安全保障戦略にもあるように、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。

国際秩序が動揺する中、北朝鮮、イラン、シリアなどにおける拡散懸念は高まっている。また、経済成長に伴う兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大、グローバル化の進展に伴う流通形態の複雑化及び懸念物資などの調達手法の巧妙化、新技術の登場を背景とした民間技術の軍事転用のリスクの高まりなども拡散リスクを増大させている。さらに、近年原子力エネルギーの需要が高まる中、不拡散及び核セキュリティの重要性も増している。

このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルール、国内における不拡散措置、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通して不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための手段には、前述のNPT、CTBT、FMCTに加え、保障措置、輸出管理、拡散対抗の取組などがある。

保障措置とは、核兵器の拡散防止のために、原子力（核物質）が、原子力発電などの平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）⁽³²⁾と国家との間で締結される保

(32) IAEA : International Atomic Energy Agency

特集

SPECIAL
FEATURE核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合の開催と
「核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)¹
フレンズ」の立ち上げ

3月18日、上川外務大臣は、核軍縮・不拡散に関する国連安全保障理事会（安保理）閣僚級会合を主催しました。本会合は、日本の安保理議長下としては初めてとなる、核軍縮・不拡散を議題としたもので、核兵器国と非核兵器国間の議論を促進することを目的として開催されました。会合の冒頭、グテーレス国連事務総長ら3名から、核軍縮・不拡散を取り巻く現状と課題に関して説明がなされました。その後、上川外務大臣は、(1) 強い危機感を持って「ヒロシマ・アクション・プラン」で掲げた五つの行動²に取り組むこと、(2) 日本として「ヒロシマ・アクション・プラン」を具体化する取組を強化し、国際社会をリードすること、(3) ロシアや北朝鮮などによる「核兵器のない世界」に逆行する動きに対して、国際社会が一致して声を上げていかなければならないこと、(4) AIなどの新興技術が及ぼし得る影響や女性・平和・安全保障（WPS）の視点も重要であること、の4点を強調しました。

同会合において、上川外務大臣は、「核兵器のない世界」に向けて「ヒロシマ・アクション・プラン」を具体化する取組の一環として、FMCTに対する政治的関心の維持・強化及びFMCTの交渉開始に向けた支持拡大への貢献を目的とする、核兵器国及び非核兵器国から成る地域横断グループ³である「FMCTフレンズ」の立ち上げを表明しました。これに続いて、岸田総理大臣は国連総会ハイレベルウィーク中の9月23日に、FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合を主催しました。



FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合に出席した各国代表者（9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ）

会合にはプリンケン米国国務長官、ジョリー・カナダ外相、ウォン・オーストラリア外相、マナロ・フィリピン外相、アブバカル・ナイジェリア国防相を始め、8か国から閣僚級が、そのほかの国からも政府高官が出席し、「FMCTフレンズ」の立ち上げとFMCTの早期交渉開始に向けた緊密な連携を確認しました。岸田総理大臣は、冒頭挨拶で、FMCTへの政治的関心を更に高め、議論を再活性化することが、早期の交渉開始に向けて取り組む契機となり、ひいては核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化につながると確信していると述べました。

FMCTは、包括的核実験禁止条約（CTBT）⁴とともに、核兵器の減少傾向を維持していく上で重要な枠組みとなるものです。「FMCTフレンズ」を通じたFMCTの早期交渉開始に向けた取組を始め、唯一の戦争被爆国である日本は、引き続き「核兵器のない世界」に向けた現実的で実践的な取組を積み重ねていきます。

1 FMCT : Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

2 五つの行動：(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進

3 参加国は日本のほか、米国、英国、フランス、イタリア、オランダ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、ナイジェリア、フィリピン、ブラジルの12か国

4 CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty



核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催する上川外務大臣（3月18日、米国・ニューヨーク）

障措置協定に従って行われる検証活動である。これはNPTの3本柱の一つである核不拡散の中核的手段であり、その強化は核軍縮・原子力の平和的利用の推進にとっても不可欠である。日本はIAEAの指定理事国⁽³³⁾として、IAEA関連活動の支援、保障措置に対する理解や実施能力の増進支援、追加議定書（AP）⁽³⁴⁾の普遍化促進などを進めている。また、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）⁽³⁵⁾会合への貢献やアジア諸国に対する日本での研修事業実施などを通じて、各国における保障措置の能力開発にも貢献している。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う取組である。国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）⁽³⁶⁾、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）⁽³⁷⁾、ミサイル⁽³⁸⁾に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）⁽³⁹⁾、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）⁽⁴⁰⁾があり、各レジームにおいて、管理すべき兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法

に基づき輸出管理を行うことで、懸念物資・技術の不拡散を担保している。日本は、国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした保障措置や国際輸出管理レジームを補完し、大量破壊兵器の拡散や脅威に総合的に対処するために、拡散対抗の取組を推進している。具体的には、拡散に対する安全保障構想（PSI）⁽⁴¹⁾の活動に積極的に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討している。加えて、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号⁽⁴²⁾に関し、日本はアジア諸国による同決議の履行支援のための資金を拠出するなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

輸出管理を始めとした不拡散の取組は、国際ビジネス環境の予見可能性を高め、投資・貿易を促進する役割を果たしている。高度にグローバル化した世界経済の中、自由貿易を確保しながら、効率的、効果的な輸出管理を行うために、高い技術力を有する日本の産業界、学界の協力を得ながら、各国の輸出管理制度の調和・強化を含めた国際協調を進めている。そうした観点から、日本は、アジア諸国を中心に不拡散

⁽³³⁾ IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

⁽³⁴⁾ AP：Additional Protocol NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2024年10月時点で、143か国が締結している。

⁽³⁵⁾ APSN：Asia Pacific Safeguards Network

⁽³⁶⁾ NSG：Nuclear Suppliers Group

⁽³⁷⁾ AG：Australia Group

⁽³⁸⁾ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、2024年10月時点で、145か国が参加している。

⁽³⁹⁾ MTCR：Missile Technology Control Regime

⁽⁴⁰⁾ WA：Wassenaar Arrangement

⁽⁴¹⁾ PSI：Proliferation Security Initiative 2003年に発足。2024年10月時点で、115か国がPSIの活動に参加・協力している。2013年、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国は、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合（OEG）をそれぞれ主催したほか、直近の2024年9月のオーストラリア主催訓練を始め、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

⁽⁴²⁾ 2004年4月採択。全ての国に対し（1）大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、（2）テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び（3）大量破壊兵器拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

■ 日本と国際原子力機関(IAEA)

国際原子力機関(IAEA)は、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保することを目的に、1957年に設立された国連の関連機関である。1970年に発効したNPT第3条においても、平和的利用のための原子力技術が軍事転用されることを防止するため、非核兵器国がIAEAの保障措置を受諾する義務が規定されている。

「核の番人」とも呼ばれるIAEAは、核不拡散の観点からは、保障措置の実施や北朝鮮・イランなどへの核不拡散課題への対応において重要な役割を果たしているほか、核テロ対策にも取り組んでいる。また、原子力の平和的利用の促進の観点からは、原子力発電に係る技術支援のみならず、保健・医療、食料・農業、水資源管理、環境、産業応用などの非発電分野における原子力技術の応用研究・支援を強化しており、さらには近年ではフュージョンエネルギー分野にも注力するなど、その活動は多岐にわたる。

日本は、原加盟国としてIAEAに加盟して以降、指定理事国として総会及び理事会での議論に貢献するほか、伝統的に核不拡散分野や原子力の平和的利用においてIAEAとの協力を深め、人材面、財政面・技術面でその活動を積極的に後押ししてきた。最近では、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水¹の海洋放出や、ウクライナの原子力安全分野における協力に加え、医療・食料・環境などの分野での原子力利用に対する世界的な関心と需要の高まりを背景にIAEAが推進する様々なイニシアティブでも協力を進めている。開発途上国における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けてIAEAが提唱した、Rays of Hope(放射線がん治療・診断に関するイニシアティブ)やAtoms4Food(食料問題に関するイニシアティブ)はその一例であり、日本からも資金拠出を行っている。

グロッシェ事務局長による4回に及ぶ外務省賓客としての訪日の機会なども通じて、核不拡散及び原子力の平和的利用の両分野における連携を強化している。



外務省賓客として来日したグロッシェIAEA事務局長と上川外務大臣(3月14日、東京)

¹ ALPS処理水とは、ALPS(多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System))などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議(ASTOP)⁽⁴³⁾やアジア輸出管理セミナー⁽⁴⁴⁾を開催している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、2024年も大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射などを行った。このような一連の北朝鮮の行動は、関連する安保理決議の明白な違反であ

り、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。8月のIAEA事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄並びに全ての関連

⁽⁴³⁾ ASTOP: Asia Senior-Level Talks on Non-Proliferation 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、オランダ及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2024年10月に第19回協議を開催し、アジアにおける拡散課題や輸出管理の強化について議論した。

⁽⁴⁴⁾ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している(2021年のみ新型コロナウイルス感染症の影響により中止)。

活動の速やかな停止に向けた具体的な行動を強く求める決議がコンセンサスで採択され、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。日本も、7月から8月の2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会や9月のIAEA総会、IAEA定例理事会などにおいて北朝鮮の核問題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルなどの移転といった軍事協力は国連安保理決議の明白な違反であり、日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは、2018年に米国（第1期トランプ政権）が包括的共同作業計画（JCPOA）⁽⁴⁵⁾から離脱し、イランへの独自制裁を復活させて以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続している。2021年2月に追加議定書（AP）を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、同年4月には60%の濃縮ウランの製造を開始した。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に資するJCPOAを一貫して支持してきた観点から、米国及びイラン双方によるJCPOAの再構築に向けた関係国の取組を支持してきている。

また、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、累次にわたり、JCPOAを損なう措置を控え、JCPOA上のコミットメントに完全に戻るよう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問題（イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題）を協議するため、グロッシェIAEA事務局長は、2023年3月にイランを訪問し、両者の間で、保障措置問題などにおける今後の協力に向けた共同声明を发出した。その後、共同声明実施を含む両者の協力が停滞したことを受け、6月のIAEA理事会において、イランに対しIAEAの要請に遅滞なく協力するよう求める決議が发出された。11月にグロッシェIAEA事務局長が再度イランを訪問し、両者間の協力について協議が行われたが、その結果をふまえてさらに11月理事会において、IAEA事務局長に対して、イランの保障措置問題に関する包括的かつ最新の評価を作成することを求める決議が发出された。日本としては、引き続きイランに対して、IAEAと完全かつ無条件に協力するよう強く求めていく。また、日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイル・無人航空機（UAV）⁽⁴⁶⁾に関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、今日まで未解決の問題として議論されているが、2024年10月までにIAEAによる未申告の原子炉建設に関連する施設3箇所の訪問が実現し、今後の進展が注視される。日本としてはこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定

(45) JCPOA : Joint Comprehensive Plan of Action イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの
(イラン側の主な措置)

- 濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼働遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

(46) UAV : Unmanned Aerial Vehicle

書を署名・批准し、実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」は、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、核テロ対策の重要性が強く認識されるようになり、その後、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）⁽⁴⁷⁾や核セキュリティ・サミット、核セキュリティに関する国際会議（ICONS）⁽⁴⁸⁾といった核セキュリティの強化に向けた多国間協議が開催されるとともに、2007年に核テロ防止条約、2015年に核物質防護条約の改正がそれぞれ発効するなど、国際社会における協力が進展してきた。ただし、ロシアによるウクライナ侵略に伴い、米露共同議長の下で開催されてきたGICNTの活動が停滞したことから、11月に、米国は、「放射線・核テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム」（Global FTRPNT）⁽⁴⁹⁾を立ち上げて初回会合を開催し、同会合では核テロ対策能力を向上させる方策などが議論された。また、ウクライナ国内の原子力施設の安全・セキュリティ確保に向けた取組も求められてきている。

5月には、IAEAが第4回ICONSを開催し、日本から政府代表として、辻清人外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行った。演説の中で、

辻外務副大臣は、各国におけるエネルギー需要の増大や脱炭素の世界的潮流の中で、原子力発電への国際社会の関心が高まる中、原子力の平和的利用を進める各国は、非国家主体への核兵器や核物質の拡散リスクといった核セキュリティに対する認識を向上させ、最高水準の核セキュリティの確保に向けて取り組んでいく必要があると述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略について、IAEA事務局長による「原子力施設の安全及び核セキュリティに関する7つの柱」⁽⁵⁰⁾が損なわれるべきではない、日本は、IAEA事務局長のリーダーシップの下、様々な活動を展開するIAEA、そして各国と連携しつつ、国際社会における最高水準の核セキュリティの確保に向けて、引き続き貢献していくと述べた。

9月に開催されたIAEA総会においては、ウクライナの原子力安全・核セキュリティ・保障措置について議論され、同国の原子力施設に対する全ての行為を直ちに停止するよう求める過去のIAEA理事会決議にロシアが留意していないことに懸念を表明し、IAEA事務局長による7つの柱及び5つの原則⁽⁵¹⁾を含むウクライナにおけるIAEAの原子力安全等確保の取組を評価・支持する決議が賛成多数で採択された。引き続き、日本として、原子力施設の占拠を含むロシアによる侵略を強く非難するとともに、ウクライナにおける原子力施設の安全や核セキュ

(47) GICNT : Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism

(48) ICONS : International Conference on Nuclear Security

(49) Global FTRPNT : Global Forum to Prevent Radiological and Nuclear Terrorism

(50) 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリティに関して、決定する能力を保持してなければならない。
4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。
7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

(51) 1. 特に原子炉、使用済み燃料倉庫、その他の重要なインフラ設備及び職員を狙った、原子力発電所からの、または、原子力発電所に対するいかなる攻撃も行ってはならない。
2. ザポリジャ原子力発電所が、同発電所からの攻撃に使用され得るような軍事要員または重火器（例：多連装ロケット砲、砲撃システムや弾薬、戦車）の倉庫や基地として使用されてはならない。
3. 原子力発電所のオフサイト電源がリスクにさらされてはならない。全てのオフサイト電源が常に保護され、使用可能な状態であるよう確保するための全ての努力が行われなければならない。
4. ザポリジャ原子力発電所の安全かつ確実な運用にとって不可欠な全ての設備、システム及び備品は、攻撃及び破壊行為から保護されなければならない。
5. これらの原則を損なういかなる行動もってはならない。

リティなどの確保に向けたIAEAの取組を引き続き後押ししていく。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、同条約で、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を進展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大や、脱炭素化電源としての関心の高まりなどを背景に、原子力発電⁽⁵²⁾を活用する又は活用を計画する国は多い。こうした国際的な動向を踏まえ、2024年3月には、ベルギーのブリュッセルにおいて、第1回原子力エネルギー・サミットが開催され、日本からも高村外務大臣政務官が出席した。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、(1) 保障措置、(2) 原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び(3) 核セキュリティの「3S」⁽⁵³⁾の確保が重要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。2013年には福島県において「IAEA緊急時対応能力研修センター」が指定され、同センターにおいては、IAEAと日本の協力の下、国内外の関係者を対象として、緊急事態への準備及び対応の分野での能力強化のための研修が実施されている。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの非発電分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、

開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきており、IAEAも、開発途上国への技術協力やSDGsの達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)⁽⁵⁴⁾」に基づく協力を始めとする技術協力活動や、「平和的利用イニシアティブ(PUI)⁽⁵⁵⁾」への拠出などを通じてIAEAの活動を技術面、財政面で積極的に支援している。PUIへの拠出を通じた支援事業の例としては、がん対策、食糧問題への対処、海洋プラスチックごみ問題への対処のための事業が挙げられる。11月には、ウィーンで、原子力科学技術の活用や同分野におけるIAEAの技術協力活動に関する「原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議」が6年ぶりに開催された。日本からは宮路拓馬外務副大臣が出席し、日本の取組について発表するとともに、今回の閣僚会議が原子力科学技術の平和的利用の促進に、更なる弾みをつけることを期待すると述べた。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。12月時点で、日本は、発効順で、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米国、英国、欧州原子力共同体(EURATOM)、カ

⁽⁵²⁾ IAEAによると、原子炉は世界中で415基が稼働中であり、63基が建設中（IAEAホームページ、2024年11月時点）

⁽⁵³⁾ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

⁽⁵⁴⁾ RCA：Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology

⁽⁵⁵⁾ PUI：Peaceful Uses Initiative

ザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドの14か国・1機関との間で二国間原子力協定を締結している。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及びALPS処理水の取扱い

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業ではあるものの、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとも緊密に連携しつつ、着実に進められている。2021年4月、日本政府はALPS処理水の処分に関する基本方針を公表し、同年7月には、日本政府とIAEAとの間で、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いの安全面のレビューに関する日本政府に対するIAEAの支援についての付託事項（TOR）」が署名された。IAEA職員及びIAEAが選定した国際専門家で構成されるIAEAタスクフォースは、このTORに基づき、日本政府及び東京電力に対し、第三者の立場から安全性と規制面に係るレビューを実施してきた。

2023年7月4日、グロッシェーIAEA事務局長が訪日し、TORに基づくこれらのレビューを総括するIAEA包括報告書が岸田総理大臣に手交された。IAEA包括報告書では、(ア) ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していること、(イ) ALPS処理水の海洋放出による人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが結論として示されたとともに、(ウ) IAEAが放出中及び放出後も継続して追加的なレビュー及びモニタリングを行う予定であることが示された。

同年8月22日の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を経て、同年8月24日、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水は計画どおり

放出されており、これまでのモニタリング結果から安全であることが確認されている。

また、海洋放出開始後、2023年10月、2024年4月及び同年12月に、IAEAによる安全性レビューミッションが3回行われ、公表された放出開始後1回目及び2回目のレビューミッションの報告書においても、IAEAは2023年7月4日の包括報告書で示した安全性レビューの根幹的な結論を再確認することができたとしている。

9月20日、日本とIAEAは、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。同日、中国との間ではALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的なモニタリング実施後、日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。10月15日には、この追加的なモニタリングの一環として、IAEAの枠組みの下で参加国（韓国、スイス及び中国）の分析機関による採水が実施された。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項についても、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、在京外交団を始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通報や、原子力発電所事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催、在外公館を通じた情報提供、SNSなどを活用した情報発信などを行っている。

日本政府は、ALPS処理水の海洋放出の安全性について今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性の高い説明を引き続き丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、適切に対応していく。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）⁽⁵⁶⁾は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に1度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けた取組が進められてきた。

2022年に行われた第9回運用検討会議において、BWCの実行をあらゆる面で強化するため、全締約国に開かれた作業部会を設置することが決定された。作業部会は2023年から会合を開き、締約国が国際協力に係る措置、科学技術の進展に係る措置、条約遵守・検証に係る措置などにつき検討を進めている。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）⁽⁵⁷⁾は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）⁽⁵⁸⁾が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。

日本は、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。3月には、日本は、ウクライナにおける対化学兵器防護・援助に貢献するため、OPCWに対し約2,600万円を拠出した。

同資金は、OPCWを通じたウクライナへの化学物質分析計の供与に当てられる。このほか、日本は、加盟国を増やすための施策や、締約国による条約の国内実施措置の強化により条約の実効性を高めるための施策に取り組んでいる。

また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、戦車、大砲、地雷から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で広く使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な協力・支援や関連会議での議論などを通じて、積極的な貢献を継続している。

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、2001年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきている。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策のための基金に200万ドルを拠出し、同基金を通じた小型武器対策事業が、非合法小型武器の影響を受ける国々において実施されている。

⁽⁵⁶⁾ BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は187か国・地域（2024年12月時点）

⁽⁵⁷⁾ CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国・地域（2024年12月時点）

⁽⁵⁸⁾ OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

I 武器貿易条約(ATT)⁽⁵⁹⁾

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な武器移転などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、積極的な貢献を続けている。条約発効後10周年の会議となるATT第10回締約国会議（8月に開催）において、条約の重要性を確認する「政治宣言」が発表された。同会議で日本は、透明性・報告作業部会議長を務めるなど、条約履行促進に向け積極的な貢献を果たした。

II 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)⁽⁶⁰⁾

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効し、日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム(LAWS)⁽⁶¹⁾に関する政府専門家会合が開催されており、2019年にはLAWSに関する指針11項目が作成された。日本はこうした国際的なルール作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献してきており、2023年3月には、米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国と共に「国際人道法を基礎とした禁止と制限の方法に係る自律型兵器システムに関する条

項案」を政府専門家会合に提出した。2023年3月の政府専門家会合では、国際人道法を遵守できない兵器システムは禁止し、それ以外の兵器システムは制限するとの考え方を含む報告書が全会一致で採択された。また、5月には、LAWSに関する国連総会決議を踏まえ、国連事務総長報告書の作成及び政府専門家会合での議論に資することを目的に、LAWSに関する日本の見解をまとめた作業文書を提出した。

また、AIを含む新興技術が軍事領域に与える影響に係る国際的議論の活発化を背景に、9月、韓国において「軍事領域における責任あるAI(REAIM)⁽⁶²⁾」第2回サミットが開催された。

III 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）⁽⁶³⁾締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化などを含む同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

11月には、シェムリアップ（カンボジア）



オタワ条約第5回検討会議の際にカンボジア地雷対策センターとの共催イベントに出席した英利アルフィヤ外務大臣政務官（11月24日、カンボジア・シェムリアップ）

⁽⁵⁹⁾ 武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）の2024年12月時点の締約国は116か国・地域。日本は、署名が解放された日に署名を行い、2014年5月に受諾書を寄託した。

⁽⁶⁰⁾ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW：Convention on Certain Conventional Weapons）の2024年12月時点の締約国は128か国・地域

⁽⁶¹⁾ LAWS：Lethal Autonomous Weapons System

⁽⁶²⁾ REAIM：Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

⁽⁶³⁾ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年に発効した。2024年12月時点の締約国数は、日本を含め164か国・地域

で開催されたオタワ条約第5回検討会議に英利アルフィヤ外務大臣政務官が出席し、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、日本が2025年の第22回締約国会議の議長国を務めることも踏まえ、同条約の着実な履行及び普遍化に向けて、努力を継続していくとの立場を表明した。

オ クラスター弾⁽⁶⁴⁾

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁽⁶⁵⁾している。また、クラスター弾に関する条約⁽⁶⁶⁾ (CCM)⁽⁶⁷⁾の締約国を拡大する取組も継続しており、9月に開催されたCCM第12回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

5 国際連合(国連)における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、世界のほぼ全ての国(2024年12月現在193か国)が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。日本は、2023年1月から2024年12月まで国連加盟国中最多となる12回目の国連安全保障理事会(安保理)非常任理事国を務め、2年間の理事国任期において、各国との緊密な意思疎通と対話を通じ、安保理がその本来の役割を果たすよう協力していく中で、国際社会の平和と安全の維持のため幅広い課題に積極的に取り組み、主要な役割を果たしてきた(227ページ 外務大臣談話：我が国の国連安保理非常任理事国任期総括参照)。また、こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面(マネージメント)への関与を行ってきたほか、国連を舞台として

活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている(311ページ 第4章第1節2(1)参照)。国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配に基づく国際規範の強化がより一層必要となっている。国連を中核に据えた多国間主義を強化し、日本は安保理改革を始めとする国連の機能強化に積極的に取り組んでいる。

(2) 2024年の主要行事

3月、上川外務大臣はニューヨークを訪問し、安保理議長として、唯一の戦争被爆国である日本として初となる核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催した。また、グテーレス国



核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催する上川外務大臣(3月18日、米国・ニューヨーク)

⁽⁶⁴⁾ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

⁽⁶⁵⁾ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁽⁶⁶⁾ クラスター弾の使用・生産・保有などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2024年12月時点の締約国数は、日本を含め111か国・地域

⁽⁶⁷⁾ CCM : Convention on Cluster Munitions

■ 外務大臣談話:我が国の国連安保理非常任理事国任期総括

- 1 我が国は、2023年初めから2024年末までの2年間、国連加盟国中最多となる12回目の安全保障理事会（安保理）非常任理事国を務めました。この間、我が国は戦後最も厳しい安全保障環境の中に置かれ、また既存の国際秩序は挑戦にさらされてきました。こうした中、我が国は、法の支配、平和構築及び核軍縮・不拡散を優先事項として掲げ、国際の平和及び安全の実現と維持に最大限貢献してきました。
- 2 我が国は、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射などを受けて、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携し、安保理決議違反の挑発行動に断固たる姿勢を示すため、安保理での議論を主導しました。また、2017年以来開催されていなかった「北朝鮮の状況」に関する安保理公開会合が我が国を始めとする関係国の要請により2023年8月及び2024年6月に開催され、拉致問題の即時解決を含む人権状況の改善に向けた国際的な議論が喚起されました。
- 3 長期化するロシアのウクライナ侵略への対応に当たっては、安保理や総会の会合を通じ、これを強く非難し、ロシア軍の即時撤退を求めるとともに、国連憲章に基づくウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現を強く訴えました。また、北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣及び戦闘への参加や、ロシアによる北朝鮮からの武器・弾薬の調達及び使用といった露朝軍事協力の進展を強く非難してきました。
- 4 2023年10月のハマス等によるテロ攻撃を発端とし、壊滅的な人道状況にあるガザ情勢については、2023年10月以降、安保理がその責務を果たすため、停戦や人質の解放等を求める4本の決議採択に貢献しました。特に、安保理議長を務めた2024年3月には、安保理が当事者に対して「停戦」を求める決議を、議長国及び共同起草国として理事国内の調整に精力的に取り組み、採択することができました。
- 5 我が国は、女性・平和・安全保障（WPS）、児童と武力紛争、人道問題、食料安全保障、気候変動、AI、宇宙など、テーマ別の重要課題についても、議論に貢献しました。特に、任期中二度の安保理議長月の機会を捉え、2023年1月には法の支配に関する閣僚級公開討論を、2024年3月には核軍縮・不拡散に関する閣僚級会合を主催するとともに、平和構築に関する公開討論も二度開催しました。
- 6 また、我が国は、2年間にわたりアフガニスタン情勢に関する文書の起草国として安保理決議案等の交渉を主導したほか、ミャンマー、中東、アフリカ、中南米諸国の諸情勢など、国際社会の複雑な課題に積極的に取り組んできました。加えて、安保理下部機関のリビア制裁委員会及びアル・シャバブ制裁委員会について我が国が議長を務め、適切な下部機関の運営に努めました。
- 7 安保理の透明性・効率性を高めることは、国連の機能強化に繋がります。我が国は、2024年に安保理下部機関の文書手続作業部会議長を務め、安保理の議事規則等に関する包括的かつ体系的な議長ノートを取りまとめました。2006年以来、安保理に在籍する度に運営改善・機能強化に関し我が国が取ってきたリーダーシップは、広く国連加盟国間で高く評価されています。
- 8 本年は、国連創設80周年に当たります。我が国は、分断や対立が深刻化する国際社会を協調に導くべく、理事国任期終了後も、引き続き、国連を中核とした多国間外交を推進し、国際の平和及び安全の実現と維持に積極的に貢献していきます。
- 9 同時に、国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負う安保理を、今日の世界を反映したものにする必要があります。我が国は、常任・非常任理事国双方の拡大を含む安保理改革の早期実現と我が国の常任理事国入りを目指しており、安保理改革の実現に向けて、多くの国々と連携しつつ粘り強く取り組んでいきます。



未来サミット本会合でスピーチを行う岸田総理大臣
(9月22日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

連事務総長と会談し、軍縮・不拡散における日本の取組を継続・強化していくと述べた。双方は、多国間主義の強化のために協力していくことで一致し、中東情勢、ウクライナ情勢、拉致問題を含む北朝鮮への対応、女性・平和・安全保障（WPS）の推進などについても意見交換を行った。

さらに同月、日本は、平和構築に関する安保理会合も主催した。これまでの任期で貢献してきたように、安保理の効率性・透明性向上といった作業方法改善にも引き続き取り組んだ。

9月、第79回国連総会ハイレベルウィークに、岸田総理大臣と上川外務大臣が出席した。

未来サミット本会合では、現在と将来の世代の利益を守るため、56の行動を取ることを表明した成果文書「Pact for the Future（未来のための約束）」が採択され、同成果文書では法の支配や人間の尊厳、「核兵器のない世界」の実現といった点に加え、安保理改革について首脳レベルで初めて具体的な内容が盛り込まれた。岸田総理大臣は国連総会議場でのスピーチにて、これらの要素の重要性を再度強調し、国際社会が責任を共有し、多国間主義の下に結集するよう強く呼びかけた。

日本が主催した核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）フレンズ・ハイレベル立上げ会合では、プリンケン米国国務長官を始め、核兵器国と非核兵器国の双方からなるフレンズ12か国の閣僚・政府高官と共に、「FMCTフレンズ」の立ち上げとFMCTの早期交渉開始に向けた緊密な連携を確認した。岸田総理大臣



国連総会ハイレベルウィークにおける岸田総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談（9月22日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ）

は冒頭挨拶において、冷戦の最盛期以来、初めて核兵器数の減少傾向が逆転しかねない瀬戸際にあるからこそ、FMCTの早期交渉開始が必要であると述べた。岸田総理大臣による一般討論演説では、分断と対立が深まる困難な時代において、法の支配を強化し、人間の尊厳を守るため、国際社会をつなぐもう一つの原点として、国内・国際双方のガバナンス強化の重要性を訴えた（山崎国際連合日本政府代表部特命全権大使による代読）。

また、岸田総理大臣は、国連総会ハイレベルウィークの機会に計8か国・機関の首脳などと会談し、国際場裡における様々な課題及び二国間関係について意見交換を積極的に行った。グテーレス国連事務総長との会談では、岸田総理大臣から「核兵器のない世界」の実現に向けた核軍縮・不拡散を始めとする国連との連携の重要性を強調し、多国間主義へのコミットメントを推進していく考えを述べた。また、国連関連機関における邦人職員増強の重要性を強調した。グテーレス国連事務総長は、日本による国連に対する協力を評価し、国連を中核とした多国間主義の重要性に関し、認識を共有した。

岸田総理大臣は、ニューヨーク滞在中、日米観光イベントやブルームバーグ主催金融関連イベントに出席した。日米観光イベントでは、大阪・関西万博、佐渡島の金山、能登の日本酒など、多様な魅力を有する日本各地の観光・食・酒のPRを実施し、また、ブルームバーグ主催金融関連イベントでは、日米の資産運用会社などが投資促進や資産運用業の改革について対話

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルが果たしてきた役割

■ 専門家パネルの活動

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル（専門家パネル）は安保理決議第1874号（2009年）に基づき設置されました。以降、北朝鮮の核・ミサイル開発、海外への労働者派遣による外貨獲得、サイバー攻撃による暗号資産窃取、「瀬取り」¹による不正取引など、国連制裁に違反している、あるいは同制裁を回避している事案を監視し、報告書を公表してきました。

報告書の公表には専門家パネル委員8人全員の署名が必要です。専門家パネルは毎年7月及び1月に報告書案を議論しますが、その過程で議論が白熱することも時として多くあった、と元専門家パネル委員は話しています。そうした議論を経た上で、安保理でコンセンサス採択された報告書は、関連する安保理決議に違反あるいは回避する活動の事例や、それに関与する国や団体・個人などを指摘してきました。加盟国はこうした情報も参考にしつつ、国内で安保理決議の完全な履行に向けて取り組み、対北朝鮮国連制裁を維持・強化してきました。

■ ロシアの拒否権行使により活動が終了

近年の専門家パネル報告書には、北朝鮮からロシアへの軍事物資の移転事案が取り上げられてきました。しかし、2024年3月下旬、専門家パネル存続に係る安保理決議案についてロシアが拒否権を行使したため、4月末、15年間にわたる専門家パネルの活動が終了しました。

ある元専門家パネル委員は、調査事案が山積みの中、「最後まで国連制裁の違反・回避に関与した国、団体・個人の活動を世に知らしめ、関連する安保理決議の完全な履行を推進する。」という強い気持ちで対応してきたと話しています。調査事案の中には、ロシアがウクライナ攻撃に使った短距離弾道ミサイル（SRBM）²の調査が含まれていました。

■ 最後の任務：ウクライナにおける北朝鮮製SRBM査察

1月上旬、ロシアがウクライナ攻撃に北朝鮮製SRBMを使用したことが判明しました。専門家パネルは、急いでウクライナ政府に現地調査の希望を伝達しましたが、日英韓の委員がウクライナ入りを果たしたのは活動終了直前の4月中旬でした。専門家パネルは最後の任務として、当該SRBMが北朝鮮製であること、それがロシア国内から発射されたことを示す情報を入手し、ロシアと北朝鮮による安保理決議違反を指摘した調査結果を安保理に提出しました。



専門家パネルがウクライナで調査した北朝鮮製SRBMの部品の一部
(4月、ウクライナ 写真提供：専門家パネル元委員)

■ 多国間制裁監視チーム：国連制裁の履行確保に向けた新たな取組

専門家パネルの活動が終了したとはいえ、加盟国は安保理決議を履行する義務を負っています。この点、専門家パネルを代替する取組の一つとして、日本は同志国と共に多国間制裁監視チーム (MSMT)³ を10月に立ち上げました。今後も日本は同志国と連携し、国連制裁の違反・回避に関する情報を定期的に公表することで加盟国による決議の履行を支援し、また、アジア輸出管理セミナーなどの既存の取組も活用することで、対北朝鮮制裁を効果的なものにする役割を果たしていきたいと考えています。

- 1 ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと
- 2 SRBM : Short-Range Ballistic Missile
- 3 MSMT : Multilateral Sanctions Monitoring Team

する「資産運用フォーラム」立ち上げを表明した。上川外務大臣は、短い滞在中、安保理改革に関するG4外相会合、G7外相会合、日中外相会合など、計15か国・機関の外相等と議論を交わし、日本外交の優先課題を網羅した、集中的かつ戦略的な各種会談及び会合を実施した。各国との会談などを通じ、国連の重要性、安保理改革を含む国連の機能強化について、力強いメッセージを打ち出しつつ、ウクライナや中東、北朝鮮などの地域情勢に関する連携を確認したほか、各種課題への対応のため同志国との更なる連携強化を図った。

(3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、安保理改革

ア 国連安保理

安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、近年は気候変動や食料安全保障などの新しいテーマも徐々に取り上げられている。国連平和維持活動 (PKO) や国連特別政治ミッション (SPM) の活動内容を定める権限も持つ。

イ 国連安保理改革

国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、国連発足以来ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難し、ロシア軍の撤退を求める決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、安保理で協調した対応がとれなかった。このことは、安保理がロシアのウクライナ侵略などの事態に対して有効に機能できていないことを如実に示した。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉 (IGN) が行われている。国連総会第78回会期は、2023年12月から2024年6月にかけて8回の会合が実施された。第78回会期中には、加盟国の支持を得たIGN共同議長のイニシアティブにより、

改革モデル（G4モデル、アフリカ・モデルなど、各加盟国・グループによる議席配分や拒否権などの各種提案）に関する具体的議論が行われた。10月、ヤン第79回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長にクウェートとオーストリアの国連常駐代表を再任命した。第78回会期の作業を引き継ぎ、今後の議論の進展が注目される。

9月に国連総会で開催された未来サミットの成果文書「未来のための約束」は、首脳レベルで安保理改革に関する初めての具体的な成果文書となり、今後の取組推進に弾みを付けた。成果の一例としては、(ア) 初めて、安保理改革の「緊急」の必要性に言及したこと、(イ) 2030年までの国際機関への開発途上国の参加拡大を求める持続可能な開発目標（SDGs）の一指標であるSDG16.8に配慮することで、安保理改革について間接的にタイムラインを設定したこと、(ウ) 様々な改革モデルを基に、統合モデルの作成を目指すよう呼びかけたこと、(エ) これまでのIGNの議論に基づき、拡大する議席カテゴリの論点に合意するよう呼びかけたこと、(オ) 安保理における拒否権行使の抑制を促したことなどがある。

日本は、安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の取組も重視している。上川外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークの際に行われたG4外相会合に出席した。会合では「未来のための約束」で国際社会が安保理を



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月23日、米国・ニューヨーク）

緊急に改革するよう求めたことを歓迎しつつ、アフリカや米国を含む関係国と連携しながら、2025年の国連創設80周年を見据え、早期に具体的成果を目指すことで一致した。日本は引き続き、多くの国々と緊密に連携し、安保理改革の実現に向けて粘り強く取り組んでいく。

(4) 国連の組織面(マネージメント)

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、グローバルガバナンス向上に引き続き取り組んでいる。また、2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、2024年には同事務総長の発案である未来サミットを開催するなど、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案しており、日本は、改革の目的を支持し国連が一層効率的・効果的に任務を果たすよう求めてきている。

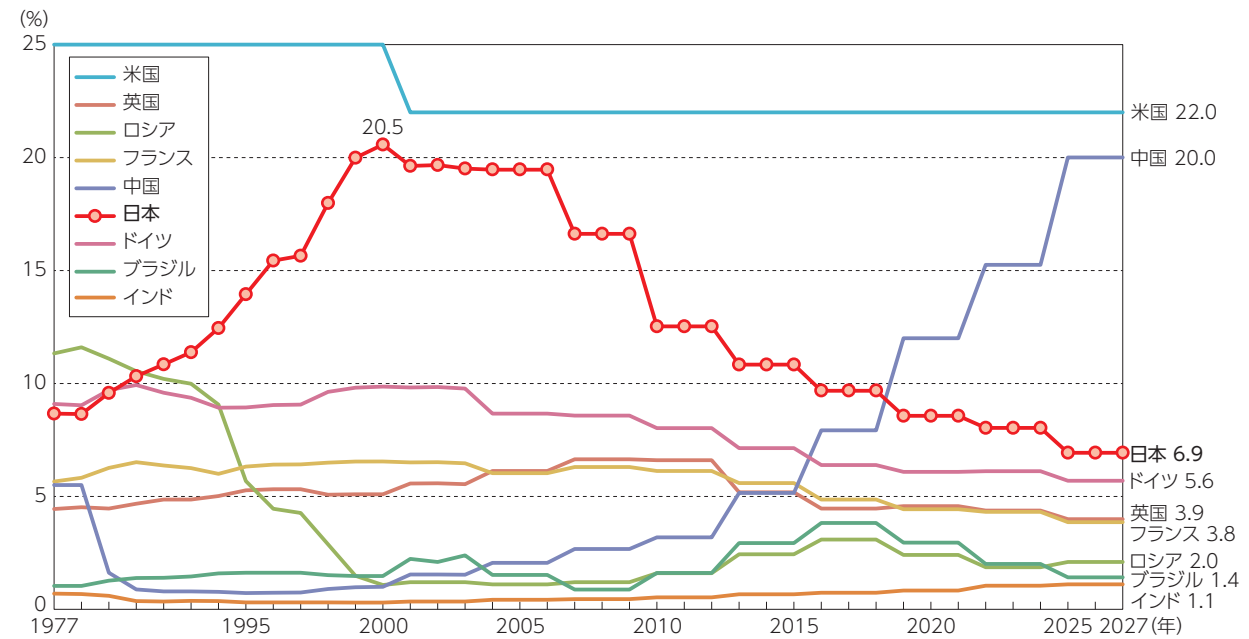
イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から12月までの単年予算）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの単年予算）で構成されている。

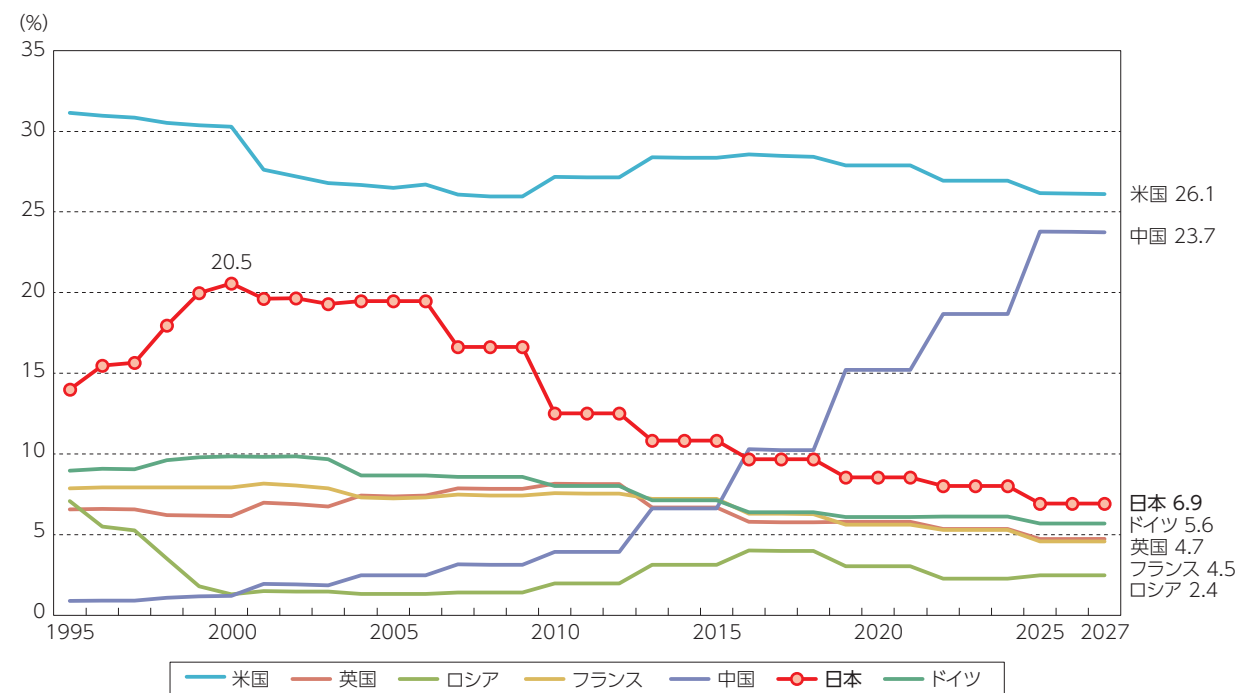
通常予算については、2024年12月、国連総会において、2025年予算として約37.2億ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2024年6月に2024年から2025年度の予算が承認され、予算総額は約55.9億ドルとなった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2024年通常予算分担金として約2億5,311万ドル、2024/25年PKO分担金として約4億1,844万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は

■ 主要国の国連分担率の推移



■ 主要国のPKO分担率の推移



加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2024年末に改定された日本の分担率（2025年-2027年）は、米国、中国に次ぐ6.930%となった。

また、国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。二つの委員会は個人資

格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならず、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められてはならない。日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認しているほか、様々な分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献している。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力しているほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢を受け、国際の平和と安全に向けて法の支配を強化することは一層重要になっている。1月、上川外務大臣は、ハーグ（オランダ）において、ドノヒュー国際司法裁判所（ICJ）⁽⁶⁸⁾ 所長、ホフマンスキ国際刑事裁判所（ICC）⁽⁶⁹⁾ 所長及びカーンICC検察官と会談し、また、ハンブル

ク（ドイツ）において、ハイダー国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽⁷⁰⁾ 所長と会談した。上川外務大臣は、分断と対立の深まる国際社会の現状についての危機感を共有しつつ、「法の支配」や「人間の尊厳」のために国際裁判所が果たしている役割への日本の揺るぎない支持を示し、対話と協力に基づき、国際社会における「法の支配」の強化のための外交を包括的に進めていくことを表明した。こうした取組の一環として、ICJにおけるパレスチナ占領地に関する勧告的意見手続に関し、日本は、2023年7月に陳述書を提出し、2月に口頭陳述に参加した。陳述においては、国際社会における法の支配の重要な要素である「武力による領土取得の禁止」という原則について、その法的論点に関する日本の見解を述べた（234ページ 特集参照）。また、ICJにおける気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見においても、日本は、3月に陳述書を提出し、12月に口頭陳述に参加した。陳述においては、日本の気候変動対策に関する基本的立場や取組について述べた上で、気候変動分野における国際法上の義務及び法的帰結に関する日本の見解を表明した。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するため、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁽⁷¹⁾しているほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本は国際刑事裁判所（ICC）及び常設仲裁裁判所（PCA）⁽⁷²⁾への主要な財政貢献国で

(68) ICJ : International Court of Justice

(69) ICC : International Criminal Court

(70) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

(71) ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる（2024年2月末時点）。

(72) PCA : Permanent Court of Arbitration

特集

SPECIAL
FEATUREパレスチナ占領地に関する国際司法裁判所 (ICJ)¹
勧告的意見手続における口頭陳述への出席

2022年12月、国連総会は、「ICJによるイスラエルの東エルサレムを含むパレスチナの占領、入植及び併合の法的帰結等に関する勧告的意見の発出を要請する決議」を採択しました。この意見の要請は、日本がこれまでG7議長国や安全保障理事会理事国として国際社会に訴えてきた、「国家間の法の支配」や、その根幹である「武力による領土取得の禁止」の重要性について、更に広く共感を得ていくに当たり、大きな意義を持ち得るものだったことから、日本は書面及び口頭の陳述に積極的に参加し、日本の法的立場を表明することとしました。ICJの勧告的意見は、一般に、それ自体として法的拘束力を有するものではありませんが、その内容が国際法上の原則や規則の明確化に寄与し得るなど、法の支配の観点から重要な意義を持っています。

2023年7月にICJに対し陳述書を提出し、2024年2月に口頭手続に参加し陳述を行いました。この過程では、オックスフォード大学のダボ・アカンデ教授の協力も得て、集中的な検討を行いました。日本がICJで勧告的意見の口頭手続に参加したのは、1995年11月に行われた、核兵器使用の国際法上の評価に関する勧告的意見における陳述以来、29年ぶりとなりました。

陳述では、中東和平に関する日本の基本的な立場を改めて述べた上で、法の支配の根幹である「武力による領土取得の禁止」という原則について、この原則がどういった領域に適用されるのか、併合の意図を明示しない場合であっても武力による領土取得に該当し得るか、自衛のための武力の行使により、領土の権原²の取得を主張できるのか、といった法的論点に関する日本の見解を述べました。

2024年7月に勧告的意見が発出された際には、一部のICJ判事からは、日本の陳述に言及した上で、日本のアプローチは勧告的意見における主要な考え方と整合的であるとして評価する意見も見られました。こうしたことから、日本の陳述はICJにおける議論及び検討に一定程度貢献したのではないかと考えています。力や威圧による一方的な現状変更の試みを含め、厳しい安全保障環境に直面する日本にとって、武力の行使を禁じる国連憲章第2条4の帰結である「武力による領土取得の禁止」の誠実な遵守の重要性が国際社会においてより深く根付くよう声を上げ続けることが重要です。

日本は、今後もICJの活動に引き続き貢献していくことで、国際社会における法の支配の強化のために積極的に取り組んでいく考えです。



口頭手続に参加する日本代表团
(2月22日、オランダ・ハーグ 写真提供:ICJ)

1 ICJ : International Court of Justice

2 国際法上正当な権利行使の根拠を指す。

あり、人材面では、2024年現在、ICJの岩澤雄司裁判官（2018年から現職）、ITLOSの堀之内秀久裁判官（2023年から現職）、ICCの赤根智子所長（2018年からICC裁判官、2024年3月、所長に選出）などを輩出し、また、国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努め

ている。さらに、外務省は、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じて、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している。

同時に、外務省は、国際裁判に臨む体制を一

層強化するため、国際裁判手続に関する知見の増進を図り、主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。経済分野においても、近年、世界貿易機関(WTO)⁽⁷³⁾協定、経済連携協定(EPA)⁽⁷⁴⁾及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっている中で、WTO協定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者など)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行っているほか、判例・学説の分析や紛争予防業務などの取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化している。

1 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的なルール形成は、法の支配の強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めているほか、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会(ILC)⁽⁷⁵⁾や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議(HCCH)⁽⁷⁶⁾、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)⁽⁷⁷⁾、私法統一国際協会(UNIDROIT)⁽⁷⁸⁾などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、浅田正彦委員(2023

年から現職。同志社大学教授・京都大学名誉教授)が条文草案の審議への参加などを通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。特に、UNCITRALについては、日本は、これまで構成国拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを提案して実現させ、2023年には同委員会で交渉された「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」に加入し、2024年には構成国選挙において当選するなど、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

そのほか、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事(2014年から現職。東京大学名誉教授)が認証カーボンクレジットの法的性質に関する作業部会の議長を務め、カーボンクレジットをめぐる最先端の議論に貢献している。

2 国際協力、人材育成

日本は、法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。国際的な法の支配に加え、国内における法の支配を強化するための国際協力も行っており、例えば、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援を行っている。また、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)⁽⁷⁹⁾における議論に建設的に参画し、人材面・財政面での協力も行っているほか、欧州評議会(CoE)⁽⁸⁰⁾の下で国際公法に関する問題を議論する国際公法法律顧問委員会(CAHDI)⁽⁸¹⁾にもオブザーバーとして積極的に参画している。さらに、8月、外務省は、国際法人材育成の取

(73) WTO : World Trade Organization

(74) EPA : Economic Partnership Agreement

(75) ILC : International Law Commission

(76) HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

(77) UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

(78) UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

(79) AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

(80) CoE : Council of Europe

(81) CAHDI : Committee of Legal Advisers on Public International Law

組として、2023年に引き続き、インド太平洋地域の行政官、日本の弁護士や国際法研究者を対象に、国際法に関する実務家向けの研修を提供する「東京国際法セミナー」を開催した。また、日本を含むアジア諸国の学生に紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行い、次世代の国際法人材の育成と交流を強化する目的で開催している国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、「東京国際法セミナー」の一環として「2024年アジア・カップ」を開催した。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。そのため、日本は「海における法の支配の三原則」（(ア) 国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いないこと及び(ウ) 紛争解決には平和的な事態の収拾を徹底すべきこと）を主張している。

このような海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約（UNCLOS）⁽⁸²⁾である。同条約は、日本を含む169か国（日本が国家承認していない地域を含む。2024年12月時点）及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域（EEZ）を含む分野に関する同条約の規定は国際社会に広く受け入れられており、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が広く共有されている。一層複雑化し多岐にわたる海洋問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOS

に基づきいくつかの国際機関などが設置されている。1996年に設置された国際海洋法裁判所（ITLOS）は、海洋に関する紛争の平和的解決と海洋分野での法秩序の維持と発展において、重要な役割を果たしている。特に近年、ITLOSは海洋境界画定や海洋環境保護を含む幅広い分野の事例を扱い、その重要性が増している。日本はITLOSの役割を重視し、設置以来、日本人裁判官を輩出し続けており、現在は、堀之内秀久前UNCLOS担当大使が裁判官を務めている（任期は2023年10月から9年間）。

また、大陸棚限界委員会（CLCS）⁽⁸³⁾は、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設置以来、委員を輩出し続けているなど（現在の委員は山崎俊嗣^{つぐ}東京大学名誉教授・高知大学客員教授（任期は2028年6月15日まで））、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構（ISA）⁽⁸⁴⁾では、2024年に2回開催された理事会において、深海底の鉱物資源の開発に関する規則について審議が行われており、日本は自国の立場が同規則に反映されるよう交渉に積極的に参画している。また、日本は、ISA設置以来、一貫して理事国を務めており、8月に開催された総会においても再選された（新たな任期は2025年1月から4年間）。

さらに、2023年6月に採択された、UNCLOSに基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ協定。2024年12月時点で未発効）⁽⁸⁵⁾について、6月には第1回締約国会議開催に向けた準備委員会が設立された。日本は、「保全」と「持続可能な利用」のバランスを重視する立場から、同準備委員会の活動に積極的に参加している。

⁽⁸²⁾ UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

⁽⁸³⁾ CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

⁽⁸⁴⁾ ISA : International Seabed Authority

⁽⁸⁵⁾ BBNJ協定 : Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本は、日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続や地位などを定める部隊間協力円滑化協定(RAA)⁽⁸⁶⁾については、5月にフランスとの間で交渉開始を発表し、また、7月にはフィリピンとの間で署名した。

また、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定(ACSA)⁽⁸⁷⁾については、7月にドイツとの間で発効したほか、6月にはイタリアとの間で交渉を開始し、11月に署名した。

このほか、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品・技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。

防衛装備品・技術移転協定については、アラブ首長国連邦との間で2023年5月に署名した同協定が1月に発効し、また12月にはモンゴルとの間で同協定に署名した。さらには、フィンランドとの間で12月に同協定の交渉開始を発表した。情報保護協定については、6月にニュージーランドとの間で交渉が実質合意に達し、また、11月にウクライナとの間で署名した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。日本は各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行ってきている。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定(EPA)などの交渉

に積極的に取り組んだ。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁽⁸⁸⁾については、12月にCPTPPへの英国の加入議定書が発効したほか、CPTPPの一般的な見直しに向けた議論に積極的に参画した。日EU・EPAについては、7月に、「データの自由な流通に関する規定」を含めることを定めた改正議定書が発効した。そのほか、8月には、日・インドネシア経済連携協定改正議定書への署名が行われた。

さらに、日本は日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争解決制度の活用を図るなど、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、労働、社会保障、環境、保健、漁業、航空、文化などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、社会保障分野では、1月に日・オーストリア社会保障協定に署名し、また同月に日・イタリア社会保障協定を締結した。航空分野では、2月に日・チェコ航空協定に、6月に日・ルクセンブルク航空協定に署名した。文化分野では、7月に日・イタリア映画共同製作協定を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2024年現在、分担金全体の約15%を負担している。加えて、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、3月には、赤根智子裁判官(前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事)がICC所長に選出された。予算財務委員会においても、山田潤アジア・アフリ

(86) RAA : Reciprocal Access Agreement

(87) ACSA : Acquisition and Cross Servicing Agreement

(88) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

カ法律諮問委員会（AALCO）事務局次長が委員に選出されるなど、人材面においても、ICCの活動に協力している。また、ICCが国際社会における法の支配の促進に取り組むに当たり、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保がますます重要となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。こうした中、2025年2月には、米国が一部のICC職員に対する制裁を発表した。日本は、ICCが独立性を維

持し、安全を確保しながら、その活動を全うできることを重視する立場からICCを一貫して支持している。

さらに、日本は国境を越えた犯罪に対処するため、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）⁽⁸⁹⁾、犯罪人引渡条約⁽⁹⁰⁾及び受刑者移送条約⁽⁹¹⁾の締結を進めている。1月にブラジルとの間で刑事共助条約に署名した。

7 人権

世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。人権は普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると日本は認識している。また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて日本は、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間対話や国連など多数国間フォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話を通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。また、二国間対話としては、米国との間で民主主義の強靱性に関する日米戦略対話を2023年に新たに立ち上げ、2024年3月に第2回日米戦略対話を開催した。本対話では、国際場裡における両国の連携について議論したほか、国際社会及び各国内で包摂社会の実現や女性活躍の推進、民主主義の強靱性の向上につき意見交換を行った。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、2023年までに、理事国を5期務めた。直近では、2023年10月の理事国選挙でも当選し、2024年1月から2026年12月まで理事国を務めている（6期目）。

2月及び3月の国連人権理事会第55会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、深澤陽一外務大臣政務官がステートメントを実施した。深澤外務大臣政務官は、ウクライナ、ガザを含む中東情勢を始め、世界各地で多くの人々が厳しい状況に置かれている中、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続ける重要性を訴えた。また、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の即時解決の重要性を訴えた。さらに、香港をめぐる情勢や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画の下での企業活

(89) 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

(90) 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

(91) 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

動における人権尊重の促進、G7議長国として主導したジェンダー問題に関する取組など、日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は17年連続）。この決議は、北朝鮮に対して、拉致被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の御家族に対する失踪者の安否及び所在に関する正確、詳細、かつ完全な情報の誠実な提供とともに、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムであり、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第79会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された（採択は20年連続）。同決議は、拉致被害者及び御家族が高齢化し時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を改めて強調し、北朝鮮が被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、被害者の御家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。また、同会期では、オーストラリアが15か国を代表して共同ステートメントを読み上げ、新疆ウイグル自治区における人権状況に関して懸念を表明するとともに、チベットにおける信頼できる人権侵害の報告について深刻な懸念を抱いていると表明した。日本はアジアから唯一、これに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受け、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、2022年に業種横断的な「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したことに加え、2023年4月には公共調達における人権配慮に関する政府の方針についての決定を行い、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。2024年5月の関係府省庁施策推進・連絡会議では、2025年度に期限を迎える行動計画の改定作業に着手することが決定され、現在（同年末時点）、改定作業を行っている。また、外務省では、国内外での企業向けセミナーを通じて周知・啓発活動を行うとともに、国際機関とも連携し、日本企業の進出国を中心に、現地の日本企業及びそのサプライヤーに対する研修や、現地政府に対する行動計画の策定・実施支援などを行っている。今後も、関係府省庁と連携しつつ、ステークホルダーと継続的に対話を行いながら、行動計画の着実な実施及び行動計画の改定に取り組んでいく。

エ 民主主義のためのサミット

3月、韓国主催の第3回民主主義のためのサミットが開催され、岸田総理大臣がオンライン形式で首脳プレナリー会合（本会合）に参加した。岸田総理大臣は、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するための日本の考え及び取組を説明した。

オ コロンビアにおける第1回児童に対する暴力撲滅閣僚会合

11月、コロンビアの首都ボゴタにおいて、第1回児童に対する暴力撲滅閣僚会合が開催さ

れ、日本も参加した。日本における児童に対する虐待や性暴力防止に向けた取組などを説明したほか、本会合の成果文書として採択されたボゴタ行動要請に日本も賛同国入りした。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

6月、ニューヨークの国連本部で開催された第17回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した田門浩氏が当選を果たした。日本から障害者権利委員会に委員を輩出するのは、石川准氏（任期は2017年から2020年）に次いで2人目となる。

イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。9月には日本赤十字社と共同で国際人道法（IHL）国内委員会を開催した。10月には第34回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法の普及強化の重要性に関するステートメント及び日本赤十

字社との共同プレッジ（約束）を実施した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、12月には赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年にアジアで初めて第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）による難民の受入れを開始した。2014年まではタイから、2015年以降はマレーシアから難民を受け入れ、2024年末時点までに合計133世帯323人が来日した。

来日した難民は生活のための語学習得や就職支援サービスを受けるなど、6か月間の定住のための研修を受ける。研修を終えた者は、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、2018年以降は、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。

8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

2022年から続くロシアによるウクライナ侵略や2023年10月以降のガザ情勢は、紛争関連性的暴力に関する報告の増加に代表されるように、特に女性・女兒に深刻な被害を及ぼしている。さらに、気候変動による台風やハリケーン、洪水、地震、大火災など大規模自然災害の影響は国を問わず世界中で頻発しており、保健や食料・エネルギーへの不安なども拡大し、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにしている。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の平和と繁栄のための最重要課題の一つとして捉える必要がある。より平和で繁栄した社会を実現していく上で、女性・女兒を様々な施策の中心に位置付けることは不可欠であり、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、

国際社会においてますます重要となっている。特に、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階において、女性の平等で十全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づくという考え方である「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security、以下「WPS」という。）の視点が重要である。

日本の予算の基礎となる「経済財政運営と改革の基本方針2024（いわゆる「骨太方針2024」）」においては、2023年から2年連続してWPSが取り上げられた。外務省においても、ODAを含むあらゆるツールを用いて省内横断的にWPSを推進するため、1月に大臣の下にタスクフォースを設置した。今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進

し、WPSを含むジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

(1) G7

2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットの首脳宣言では、社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義のある参加を通じた、ジェンダー平等並びにあらゆる多様性をもつ女性及び女兒のエンパワーメントを達成することへのコミットメントが再確認された。また、ヘイトと差別を防止し、これらに対処し、技術や人身取引により助長されるものを含め、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅することが改めてコミットされるとともに、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利を含め、女性のための十分で、負担可能で、質の高い保健サービスへの普遍的なアクセスに関する広島首脳コミュニケにおけるコミットメントや、ジェンダー平等のためのODAを共同で増加させることへのコミットメントが改めて表明された。10月にはマテラで男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催された。

(2) G20

2023年のG20インド議長国下で立ち上げが決定されたG20女性のエンパワーメントに関する作業部会が初めて開催された。10月にブラジルで開催されたG20女性活躍担当大臣会合の議長声明には、平和の担い手としての女性の役割を認識するというWPSの考え方が反映された。11月に開催されたG20リオデジャネイロ・サミットの首脳宣言では、経済のあらゆるレベル及びあらゆるセクターにおける女性の参画及びリーダーシップが世界のGDPの成長にとって極めて重要であることを認識し、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を非難し、オンライン及び対面における性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力の終結及び女性差別との闘いへのコミットメントを確認した。また、2021年に策定したG20ロードマップ「ブリスベン目標に向けて、また、ブリスベン目標を超えて」の実施にコミットし、特にジェン

ダーによる賃金格差の是正に関して、2025年以降の新たなG20のコミットメントを確立するために提案の策定への期待を表明した。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、国際協力機構（JICA）や国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミットで、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年間で15億ドル以上の教育支援を表明、また少なくとも750万人の開発途上国の女子に対する質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援を表明し、これを実施している。2023年に閣議決定された開発協力大綱にある記載のとおり、「人への投資」の一貫として、質の高い教育、女性・こども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を協力を推進する。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、女性のビジネス・起業推進をテーマとした本邦研修を、アフリカの9か国から参加者を得て実施したほか、スリランカにおいては女性の起業及びビジネスの振興支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、メコン地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援し、さらに、ケニアやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の被害当事者の保護や自立支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマとした研修を14か国から参加者を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{えん}及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権

侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）⁽⁹²⁾事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。2024年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約66万ドルの財政支援を行い、スーダンにおいて、難民及び国内避難民女性に対する性的暴力、ジェンダーに基づく暴力からの保護と予防を目的とした、被害者への保健や司法アクセスなどのサービスの提供、生計向上、地域での予防に関する研修などを行っている。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏を中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁽⁹³⁾に対し、2024年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,000万ユーロを拠出した（2024年12月末時点）。また、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

(4) 国連における取組

ア 女性・平和・安全保障

(Women, Peace and Security: WPS)

日本は、WPSを主要外交政策の一環として力強く推進している。WPSとは、紛争下の女性や女児の保護及び紛争予防から和平プロセス、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階における女性の平等で十全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づくという考え方で、2000年に採択された安保理決議第1325号に初めて明記された。

上川外務大臣は、就任以来、様々なアプローチを以てWPSの推進に向けて取組を展開し、二国間・多国間を問わず様々な機会をとらえてWPSを取り上げ、国際連携への協力を呼びかけた。1月、外務省内に組織横断的なWPSタスクフォースを設置し、WPS推進に向けて分野横断的な体制と整備した。2月には、日・ウクライナ経済復興推進会議において「女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）」セッションを開催した。同セッションでは、日本のウクライナ支援におけるWPS関連の取組を紹介しつつ、ウクライナの復旧・復興における政府、ビジネス、市民社会の視点から見たWPSの取組の紹介や課題などに関する議論を行った。4月に上川外務大臣はナイジェリアを訪問し、WPSに関する意見交換及びワーキングランチを開催し、ナイジェリア北東部における平和構築の最前線で活躍する国際機関の女性を含む幹部や国内避難民女性の方々と意見交換を行い、国際機関のナイジェリア北東部におけるWPSに関する取組や日本の支援が与える女性の地位向上への好影響などについて説明を受けた。9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中、上川外務大臣は「WPSフォーカルポイント・ネットワーク」⁽⁹⁴⁾ハイレベル・サイドイベント」にステートメントを寄せ、2025年に日本はノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務めることを発表した。

また、日本としてWPSを次の次元に引き上げるために、各界や現場の専門家の意見をヒアリングすることが重要であるとの観点から、上川外務大臣は、「WPS+I（イノベーション）」という政策フォーラムを立ち上げ、2月にリオデジャネイロにてエリカ・タキモト・リオデジャネイロ州議会議員、ジョイス・トリンダージ・リオ市女性活躍推進局長、スザンナ・カー

⁽⁹²⁾ SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

⁽⁹³⁾ GSF : Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence

⁽⁹⁴⁾ WPSフォーカルポイント・ネットワーク：WPSフォーカルポイント・ネットワークは、国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有する。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）などの地域機構も参加しており、2024年12月現在、93か国・10地域機構の合計103のメンバーが参加している。

ン・リオデジャネイロ連邦大学工学部長、柔道家のシルヴァナ・ナガイ氏と意見交換会を実施した。また、3月にはニューヨークで「WPS +イノベーションー国連の現場からー」と題した会合を開催し、シマ・パフース国連女性機関 (UN Women) 事務局長、メリーテ・ブラッテステッド国連ノルウェー政府常駐代表 (大使)、中満泉国連事務次長 (軍縮担当上級代表) 及びメレン・バービア・ジョージタウン大学 WPS 研究所長と共に、近年の WPS に関する安全保障理事会などにおける進展や紛争下における女性の保護と多様な分野への更なる参画の必要性などの問題意識について、活発な議論を行った。加えて、同3月に、在京メキシコ大使館にて19人の駐日女性大使らと懇談した際、大使らからは各国の WPS を含む国内の女性参画やジェンダー政策、女性の視点を踏まえた大使自身の経験などについて発言があり、日本との協力の可能性についても率直な意見交換が行われた。

また、2023年に改訂した第3次「女性・平和・安全保障行動計画」(女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画) に沿って、主に UN Women や SRSG-SVC 事務所などの国際機関への拠出により、中東、アフリカ、アジア地域において WPS に関するプロジェクトを実施している。

1 国連女性機関 (UN Women) との連携

日本は、2013年に約200万ドルだった拠出金を、2024年には約2,000万ドルにまで増額し、UN Women との連携を強化している。とりわけ、開発途上国の女性・女兒に対し、平和構築及び復興プロセスに参画するための能力強化を行うなど、WPS に関するプロジェクトを実施している。また、生計支援や起業支援な

どの経済的なエンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性に対する支援などに取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害の影響を受けた女性、女兒に対する生活必需品の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援も実施している。

2 国連女性の地位委員会 (CSW)⁽⁹⁵⁾

3月に開催された第68回国連女性の地位委員会 (CSW68) は、2023年に続き対面開催となった。会議では、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女兒のエンパワーメントの加速」を優先テーマに議論が展開された。日本からは、加藤鮎子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) が、一般討論においてビデオメッセージ形式で、男女共同参画社会の実現のための女性の経済的自立を始めとする複合的な日本の取組について説明した。また、閣僚級円卓会合において、大崎麻子日本代表 (特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事) が、女性の経済的自立を促すための国内政策や、国際協力として実施している国外での女性たちの貧困削減支援といった日本の取組を紹介した。

3 女子差別撤廃委員会 (CEDAW)⁽⁹⁶⁾

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会 (23人で構成 (個人資格)) に委員を輩出している。10月には、日本における女子差別撤廃条約の実施状況に関する第9回政府報告 (2021年9月提出) について、ジュネーブ (スイス) で政府報告審査が開催され、政府代表団長である岡田内閣府男女共同参画局長以下、関係省庁から構成される政府代表団から、第9回報告以降の各分野の実施状況につき説明した⁽⁹⁷⁾。

(95) CSW : United Nations Commission on the Status of Women

(96) CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

(97) 第9回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見は外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100773591.pdf>

(97)



第2節

日本の国際協力
(開発協力と地球規模課題への取組)

2024年は、国際社会がロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化、地球規模課題などが相まった複合的危機に直面する中、こうした諸課題に対応するための開発協力の重要性が一

層認識されるとともに、国内では、日本が政府開発援助（ODA）⁽¹⁾を開始してから70周年を迎える節目の年として、各種事業が展開された。

1 開発協力

(1) 開発協力大綱と日本のODA実績

ア 開発協力大綱の改定

開発途上国への関与を強化し、外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用していくため、2023年6月、開発協力の新たな方向性を示す「開発協力大綱」⁽²⁾が閣議決定された。大綱では、開発途上国を始め様々な主体を巻き込み、互いの強みを持ち寄り、新たな解決策を共に創り上げていく「共創」を基本方針の一つとして掲げた。その施策の一つとして、オファー型協力（外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）⁽³⁾や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを提案するもの）を打ち出した。

具体的には、2024年7月の日・フィジー首脳会合で、フィジーにおける防災分野・気候変動対策分野に係るオファー型協力で一致し、同

年10月の日・ラオス首脳会談では、ラオス及びその周辺国の電力連結性強化及びクリーン電力による脱炭素化の促進に向けたオファー型協力の活用も検討することで一致した。

また、開発途上地域への民間資金の流れがODAを含む公的資金を大きくしのぐ現状において、新たな資金動員を通じ開発効果を最大化することがますます求められることから、外務省は3月、新しい資金動員の方策を検討するため、上川外務大臣の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、全3回にわたり会合を開催した。7月には、同会議でまとめられた提言書「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」が外務大臣に提出された。

イ 日本のODA実績

2023年の日本のODA実績⁽⁴⁾については、

(1) ODA：Official Development Assistance（政府開発援助）
開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたもの
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

(2) 開発協力大綱については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html

(3) OOF：Other Official Flow

(4) 日本のODAの主な形態としては、無償資金協力、債務救済、国際機関等経由及び技術協力である贈与、政府貸付等、国際機関向け拠出・出資などがある。

(1)



(2)



「贈与相当額計上方式」⁽⁵⁾によると、対前年比12.00%増の約196億37万ドルとなった。これは経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD/DAC）⁽⁶⁾メンバーの中では、米国、ドイツに次いで第3位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）⁽⁷⁾比は0.44%となり、OECD/DACメンバー中第12位となっている。（出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer.）（2024年12月））

(2) 2024年の開発協力

2024年、日本は以下アからエを中心に取り組んだ。

ア ウクライナ支援とパレスチナ支援、グローバル・サウス支援、及び人道危機への対応

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、人道、財政、食料、復旧・復興の分野で、総額120億ドル以上の支援を着実に実施してきている。ロシアによるウクライナ侵略開始直後から、ウクライナ避難民向けの医療・保健、水・衛生、シェルター、食料、女性・子どもの保護などの人道支援を行い、財政支援も迅速に実施してきた。ロシアによる攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、各地で大規模な停電が発生していることを受け、2024年1月に上川外務大臣がウクライナを訪問した際、国連開発計画（UNDP）⁽⁸⁾を通じた大型変圧器7基の輸送支援、UNDP及び独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた日系企業製を含むガスタービン発電機5基の供与に係る式典を開催した。また11月に岩屋外務大臣が同国を訪問した際には、UNDPを通じたガスタービン1機及び給

水ポンプ設備用可変周波数ドライブ15台、ガスピストン2台の供与並びにJICAを通じた小型発電機32台の供与式を行った。さらに、地雷対策については、7月、20年以上にわたり日本が地雷対策に協力してきたカンボジアにおいて、ウクライナ非常事態庁職員を対象に、ウクライナに供与した地雷除去機の運用と維持管理のための研修を実施した。

また、2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザ情勢を受けて、同月から2024年11月までに、日本はパレスチナに対して総額約1億3,000万ドルの支援を実施し、12月末には追加で総額約1億ドルの支援を決定した。特にガザ危機への対処として、食料、毛布、医薬品の提供などの人道支援を実施した。

なお、対パレスチナ難民支援において不可欠の役割を果たしている国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）については、1月に発覚した職員のテロ行為への関与疑惑を受け、日本は資金拠出（約3,500万ドル）を一時停止したが、4月、日本の支援によるプロジェクトの適正性を確保することを目的として、(1)「日本・UNRWAプロジェクト管理・モニタリングメカニズム」の設置、(2) UNRWAのガバナンス改革などにおける女性のリーダーシップ層への参画の促進、(3) 不正な使用があった場合に、日本が必要なあらゆる措置を講じることなどを改めて確認した上で、拠出を再開した。

アフリカを含むグローバル・サウスの国々では、ロシアによるウクライナ侵略の影響も受けたインフレの拡大、サプライチェーンの混乱などにより、食料不安・不足が深刻化し、人道危機の更なる悪化にさらされている。こうした状

(5) 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>）

(6) OECD/DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development /Development Assistance Committee

(7) GNI：Gross National Income

(8) UNDP：United Nations Development Programme



況を受け日本は、グローバルな食料安全保障への対応として、二国間、国際機関及び日本の非政府組織（NGO）経由での食料支援や生産能力強化支援などを行った。

イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船や沿岸監視レーダーなどの機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎である。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。2023年3月に発表されたFOIPの新たなプランでは、FOIPを実現するための取組を強化することとし、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していくことを発表した。

また、2022年のG7エルマウ・サミットで立ち上げられた、質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII)」⁽⁹⁾

に関し、2023年のG7広島サミットに引き続き、2024年6月のG7プーリア・サミットにおいても、G7に加え民間セクターも参加するサイドイベントが開催され、G7各国は、アフリカにおける連結性を強化する取組の紹介や、PGIIの下で民間資金を含むインフラ投資が推進されることへの期待を表明した。岸田総理大臣からは、アフリカやアジアにおける連結性の向上に係る日本の取組を紹介した上で、PGIIの成果を2025年夏に開催予定である第9回アフリカ開発会議 (TICAD 9)⁽¹⁰⁾にもつなげていくことを述べた。

ロ 地球規模課題への取組

日本は、開発協力大綱において、新しい時代の人間の安全保障⁽¹¹⁾の理念を指導理念として位置付け、2023年12月に改定された持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針⁽¹²⁾の下、SDGsの達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における「人間中心の国際協力」を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行う「人道・開発・平和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国づくり支援を推進していく。

ハ 日本経済を後押しする外交努力

開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。

(9) PGII : Partnership for Global Infrastructure and Investment

(10) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

(11) 人間の安全保障：個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

(12) 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (2023年12月19日SDGs推進本部決定)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf

(12)



具体的には、今後、改定された開発協力大綱で打ち出した、日本の強みをいかした魅力的なメニューを提案するオファー型協力や、民間資金動員型ODAなどを活用した官民連携を促進していく。また、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進し、さらに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を促進していく。加えて、中小企業・スタートアップを含む日本企業の海外展開のため、JICAの民間連携事業により開発途上国におけるニーズ確認やビジネスモデルの策定を支援することで、日本企業の海外展開による開発途上国の課題解決を促進する。

(3) 主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、日本の安全保障や経済発展に直結するものであり、日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、東南アジア諸国連合（ASEAN）はFOIP実現のための要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトック（AOIP）」⁽¹³⁾がFOIPと本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。2023年9月に発表した、「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」は、連結性強化の取組をハード・ソフトの両面で一層推進する取組であり、例えば、マニラ首都圏の旅客鉄道



フィリピンでの有償資金協力「マニラ首都圏地下鉄事業」の建設現場（5月、フィリピン・マニラ）

（フィリピン）、ビエンチャン空港の整備（ラオス）などの物理的なインフラ・プロジェクトや、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）を通じたソフト面での連結性強化への支援を推進している。

また、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」及びその実施計画を踏まえ、幅広い具体的な協力を推進している。例えば、共創による課題解決のための官民連携の新たな取組として、2023年12月にカンボジアと合意した「オファー型協力」について、2024年3月、官民ラウンドテーブル会議を開催するなど、民間企業を始めとする様々な主体と連携しながらデジタル面での協力を加速している。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて、海上法執行支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援も着実に実施している。2024年には、海洋プラスチックごみ対策、国際公法、フードバリューチェーン開発、税関行政、感染症対策などに関する研修を実施した。また、メコン地

(13) AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific



タイへの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」におけるドローンを活用したプラスチック廃棄物実測（12月、タイ・チョンブリ写真提供：JICA）

域に対しても、日・メコン協力の枠組みを通じて協力を行ってきており、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降の人道状況悪化を受けて、国際機関やNGOなどを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形での人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

イ 南西アジア

南西アジアは、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝に位置し、戦略的に重要な地域である。また、高い経済成長や大規模なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しており、日本企業にとって重要な市場、生産拠点及び投資先として注目を集めている。一方、地域によっては深刻な貧困状況や、教育・保健医療などの基礎的な社会インフラの未整備、頻繁に発生する自然災害への対策、産業インフラ整備の遅れなどの課題を抱えている。日本は、人間の安全保障、SDGsの目標達成、日本企業の投資環境整備を含め、ODAを通じ、課題解決に向けた支援を行っている。

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドに対する開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素であり、日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創

することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進している。地球規模課題への取組の観点からも、多くの人口を抱えるインドにおける経済社会開発の必要性が依然として非常に大きいことを踏まえ、インドの包摂的かつ持続可能な経済成長の実現を後押ししている。

2024年には、共創による産業の発展強化を目指した起業家や中小零細企業に対する支援のほか、多層的な連結性を強化するための道路、橋梁などの建設や、クリーンな経済社会開発に資する医科大学病院の建設、都市上水道整備、森林・生物多様性保全などの支援を実施している。

2023年に日本とバングラデシュとの関係が「戦略的パートナーシップ」に上げられ、日本は同国の2026年の後発開発途上国（LDC）卒業に向け、引き続き「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」及びFOIPの新たなプランに基づく「ベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーン」の両構想の下、国内及び近隣地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善などの支援を進めている。また、日本は教育や保健分野での長年にわたる支援を維持し、また急激な都市化や気候変動などの迅速な対応が必要な課題解決も支援している。このほか、日本は、2017年以来、ミャンマーからバングラデシュに大量流入し、現在も同国に滞在している避難民に対し、バングラデシュ政府や国際機関と協力して人道支援を続けている。

スリランカでは、2022年4月の対外債務の一時的な支払停止以降の、急速な外貨不足による輸入資材の欠乏などの経済危機により人道状況が悪化した。日本は、債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編プロセスを主導し、2024年7月には、債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了した。また、日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が文書で確認されたことから、円借款事業の貸付実行などの再開を決定した。このほか、日本は廃棄物処理機材整備のための3



ナグドゥンガ・トンネルの本坑開通式
(4月15日、ネパール・カトマンズ近郊 写真提供：JICA)

億円の無償資金協力などの環境対策、経済成長のための基盤整備などの支援を継続している。

パキスタンでは、2022年の大洪水からの復旧・復興支援の継続を中心に、ハイバル・パフトゥンハー州の被災地域の母子保健機材整備（15.03億円）や、インダス川流域における洪水管理強化（28.31億円）などの協力を決定した。

ネパールでは、自然災害対策や、交通インフラの整備などを中心に協力した。特に、166.36億円の円借款を供与し、同国初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガ・トンネルの開通に貢献した。

📌 太平洋島嶼国^{しよ}

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）⁽¹⁴⁾を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は大



ソロモン諸島で、海上輸送の安全性・効率性の向上のため電子海図作成を行う「電子海図策定支援プロジェクト」の様子
(10月、ソロモン諸島 写真提供：JICA)

平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施してきている。

7月に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）には、19か国・地域の首脳など及び太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局長が参加し、「第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF首脳宣言」及び「第10回太平洋・島サミット（PALM10）共同行動計画」を採択した。PIFは「2050年戦略」において7分野（(1) 政治的リーダーシップと地域主義、(2) 人を中心に据えた開発、(3) 平和と安全保障、(4) 資源と経済開発、(5) 気候変動と災害、(6) 海洋と環境、(7) 技術と連結性）を重点分野に掲げており、「共同行動計画」もそれら7分野を重点協力分野と位置付けた。また、岸田総理大臣はPALM10において、太平洋島嶼国地域にとって「存続に関わる唯一最大の脅威^{じん}」である気候変動に対して、(1) 防災能力の強靱化、(2) 脱炭素化の推進、(3) 島嶼国自身の取組の支援の3本柱からなり、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明した。例えば、インフラ整備分野では、パラオのミナト橋架け替えやマーシャルの国際空港旅客ターミナルビル建設、海洋分野では、ナウルの警備艇、ミクロネ

(14) EEZ : Exclusive Economic Zone



パラオへの技術協力「環境配慮型交通システム整備プロジェクト」で試行運転中の路線バス（9月、パラオ・バベルダオブ島 写真提供：JICA）

シア連邦の漁業調査監視船の供与、ソロモン諸島の国立大学水産産業研究センター整備、さらに気候変動分野では、フィジーの災害復旧スタンダード・バイ借款などへの支援を表明した。

また、日本政府は、若手行政官を日本の高等教育機関への留学を通じて育成する無償資金協力事業「人材育成奨学計画（JDS）」を太平洋島嶼国の一部でも実施することとした。さらに米国などと連携して、海底ケーブルに関連する協力を進めるなど、経済安全保障に資するような新しい分野での協力も強化してきている。

Ⅱ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約310万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約6.25兆ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方、気候変動に伴う防災分野、保健・医療分野の脆弱性、貧困など、国際社会共通の課題において大きな開発ニーズを抱えており、日本は、各国の事情を踏まえ、様々な協力を行っている。

保健・医療分野では、パラグアイに対して、過去にODAにより建設されたアスンシオン大学病院の母子保健センターを含む公的医療機関に医療機材を整備し、母子を中心とした低所得層の保健医療アクセスの改善を図る約5億円の無償資金協力の実施を決定した。また、自然災

害に際する緊急人道支援としては、豪雨被害に見舞われたブラジルに対して、JICAを通じ、緊急援助物資を供与した。

気候変動・環境分野では、日本政府は、ドミニカ共和国に対して、首都サントドミンゴ特別区北西部に位置する区内唯一の廃棄物最終処分場であるドゥケサ処分場の場内整備や技術支援などを通じて廃棄物管理の改善を図る、66.6億円を限度とする円借款「統合的な固形廃棄物管理改善計画」の供与を決定した。また、日本政府は、国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）⁽¹⁵⁾を通じて約13.3億円を供与し、ベネズエラ難民・移民を多数受け入れているエクアドル、コロンビア、ブラジル及びペルーにおいて、難民・移民の保護強化及び生活立ち上げの支援を行い、難民・移民の人道支援及び社会経済的包摂を図る支援を行っている。

このほか、ハイチにおいて武装集団（ギャング）による暴力や人権侵害が頻発し、治安・人道状況が急激に悪化した事態を受けて、日本は、ハイチ情勢の安定化に貢献するため治安分野支援と人道支援を両輪とする支援を実施している。10月には、国連女性機関（UN Women）を通じて、ジェンダーに基づく暴力の被害を受



コロンビア地雷除去方法の現場検討の様子（8月、コロンビア・ボリーバル県 写真提供：JICA）

(15) UNHCR : The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees

けた女性を保護・支援し、その予防措置を講じるとともに、女性に対するエンパワーメントを推進するための約4億円の無償資金協力の実施を決定した。

また、日本は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリとパートナーシップ・プログラムを交わし、防災、警察制度などの分野において、三角協力⁽¹⁶⁾を通じて中南米諸国やアフリカなどにおいて人材育成を進めている。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、アジア、欧州に囲まれ地政学上の重要性を有するほか、東アジアと欧州を結ぶ輸送路であることから、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定や連結性の要として重要である。高い成長と人口増を続けるこの地域との協力は、国際的な環境が急激に変化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する観点からも重要性を増している。

連結性の強化では、日本はカスピ海ルートの整備に取り組んでいる。例えば、2024年、税関分野での国際協力に取り組む世界税関機構(WCO)⁽¹⁷⁾と連携して、この地域の税関職員を対象とした通関の効率化につながる協力を開始した。

また、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」により、将来、政府中枢において政策

立案にリーダーシップを発揮することが期待される政府職員の人材育成に貢献している。このほか、経済・社会インフラ分野では、タジキスタンでの安全かつ安定的な給水サービスの確立に向けた送配水管網の建設や、ウズベキスタンやキルギスにおける医療機材の供与を決定した。さらに、アフガニスタンと国境を接する中央アジア地域における国境管理の能力強化に関する支援を行っている。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきた。

レバノンに対しては、2024年9月中旬以降のイスラエルによる大規模空爆により、100万人以上の国内避難民が派生し、人道状況が急激に悪化したことを受けて、日本は新たに1,000万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。

シリアに対しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降総額約35億ドルの支援を行ってきた。さらに、就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供するため、2017年以降、シリア人留学生144人を日本に受け入れている。また、2024年9月中旬以降、レバノン情勢悪化の影響から、レバノンから多くの避難民がシリアに流入したことを受けて、新たに1,000万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約4億ドル以上の支援を実施してきた。2024年、日本は、国際機関とも連携し、特に人道ニーズが高い食



タラスータラズ道路ウルマル川橋梁架け替え計画
(6月、キルギス・タラス州 写真提供：JICA)

(16) 三角協力：先進国やドナー、国際機関が、開発途上国間の協力を人材、技術、資金、知識などを活用して支援すること

(17) WCO：World Customs Organization

料、保健・医療及び難民保護などの分野における人道支援に加え、中長期的な視点から、アデン港における作業場の改修や係留船の供与、JICAによる研修を通じた人材育成などの協力を行った。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、日本は、基本的人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、2024年5月のアフガニスタン北部における洪水被害に対しては、JICAを通じたテントや毛布などの緊急援助物資供与を行うとともに、国際機関を通じた食料や保健などの分野における300万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは、エルシーシ大統領主導の下、エジプト日本学校 (EJS) やエジプト日本科学技術大学 (E-JUST) などに日本式教育が導入され、就学前教育から大学院にわたる、未来の教育・人材育成分野での協力にも力を入れている。また、12月に同国のアルマシャート計画・経済開発・国際協力相が訪日した際、藤井比早之外務副大臣との間で、民間セクター開発及び経済多角化支援のための350億円を限度とする円借款、農機貸出センターデジタル化関連機材を整備するための5億円の無償資金協力、国立文化センターにおける機材整備のための1.8億円の無償資金協力に係る計3件の交換公文に署名がされた。ガザ情勢悪化などの国際情勢を受け、中東地域全体の平和と安定におけるエジプトの重要性は一層高まっており、日エジプトの戦略的パートナーシップの下、二国間の一層の包括的な協力強化が期待される。

トルコに対しては、2023年2月のトルコ南東部を震源とする地震により、被災した中小零細企業を対象とする緊急支援として、日本政府は、2023年12月に200億円、被災地のインフラ復旧・復興支援として2024年4月に600億円、計800億円の円借款を決定した。

キ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となりうる高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、二国間及び国際機関を通じた支援やTICADなどを通じて、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。

4月、上川外務大臣はマダガスカルを訪問し、同国のトアマシナ港拡張計画を通じて連結性を強化することや、オファー型協力を活用してマダガスカルの多角的な開発に取り組むことで同国と一致した。その後訪問したコートジボワールでは、UN Womenとの協力案件の開始式への出席や、日本が建設・改修などの支援を実施したココディ大学病院の視察などを通じて、同国との協力関係の強化を確認した。続くナイジェリア訪問では、スタートアップのアクセラレーター・ハブであるVentures Parkを視察したほか、国際避難民女性らとの対話を行い、女性・平和・安全保障 (WPS: Women, Peace and Security) の観点もいかしつつ引き続きナイジェリア北東部の安定化に向けた取組を支援していく決意を表明した。8月には、TICAD閣僚会合を東京で開催し、アフリカ47か国に加え、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体の代表などが出席した。同会合では、「革新的解決の共創、アフリカと共に」のテーマの下、2025年のTICAD 9を見据え、未来志向の課題解決、若者と女性、連結性と知のプラットフォームの三つの視点を意識し、社会、平和と安定、経済の三つの柱について議論を行った。日本は、これまで長きにわたり、アフリカの成長を推進するとのコミットメントを、アフリカに寄り添いながら具体化してきており、アフリカと「共に成長するパートナー」として、「人」に注目した日本らしいアプローチで取組を推進し、アフリカ自身が目指す強靱なアフリカを実現していく。

(4) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODA事業の透明性確保及び事業計画の改善のため、実施の各段階で、外部有識者の意見を聴取し、その意見を踏まえた案件形成を行っている。案件候補の計画段階では、開発協力適正会議を一般公開形式で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い、事業の妥当性を確認している。また、事業完了後には、JICAが実施した事業規模2億円以上の案件について、JICAが事後評価を実施して、結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2024年12月31日時点で5,405件掲載）、また、事業規模10億円以上の案件については、第三者による事後評価を行っている。さらに、外務省は、ODAの管理・改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施した案件の事後評価（事業規模2億円以上10億円未満の案件については内部評価、事業規模10億円以上の案件については第三者評価）を実施している。評価を通じて得られた提言や教訓は、今後のODAの政策立案や事業実施にいかし、事業の透明性を確保するため、評価の結果を外務省ホームページ上で公表している。

また、開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、外務省及びJICAでは、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016年8月発表）で策定された安全対策の実施に取り組み、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化している。

イ 効果的なODA実施のための取組

高い事業効果を発現し得るODAの案件形成を推進するため、外務省は、日本の開発協力大綱の重点政策と開発途上国当事国が考える課題の優先度や開発計画を総合的に検討しつつ、ODAの事業対象国ごとに重点分野や方針を定めた国別開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として、実施決定から完了までの段階にある案件を一覧化した事業展

開計画を策定し、個別案件が方針のどこに位置付けられ、他案件とどう関連しているかを視覚化している。こうした取組により、限られたODA予算が、日本も被援助国も重視する事業に戦略的に投入され、複数案件が有機的に関連し合う形で実施されて効果を上げることを確保している。

ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACではODAを触媒とした民間資金の動員の促進や、気候変動問題などに関する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う開発途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

エ ODAへの理解と支持の促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA広報X（旧ツイッター）などのSNS、YouTube動画、メールマガジンやコンテンツの制作などを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取



国際協力70周年記念シンポジウムで岩屋外務大臣の基調講演を代読する宮路拓馬外務副大臣（12月17日、東京）

特集

SPECIAL
FEATURE

国際協力70周年と新しいODA

2024年は、1954年（昭和29年）に日本が政府開発援助（ODA）を開始してから70年目の節目の年であり、年間を通して国際協力への関心を高めるための様々な記念事業を実施してきました。3月の国際協力70周年記念事業キックオフ・イベント in Kobeを皮切りに、5月に国際協力ミライ会議、9月には第33回目となるグローバルフェスタ JAPAN2024を開催しました。また、12月には、70周年記念事業の最後のイベントとして、国際協力70周年記念シンポジウムを会場とオンラインでのハイブリット形式で開催し、多くの方に参加いただきました。

また、新しいODAの方策を検討するため、上川外務大臣の下「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、国内の様々な関係者の意見を得つつ検討を行いました。

■「国際協力70周年記念シンポジウム」

「共創と連帯、そして未来へー自由で開かれた国際秩序と新たな時代の開発協力ー」をテーマとし、冒頭に小淵優子衆議院議員（JICA議員連盟会長）からの挨拶、岩屋外務大臣（宮路拓馬外務副大臣が代読）及びアヒム・シュタイナー国連開発計画（UNDP）総裁が、それぞれ基調講演を行いました。その後、ラニア・アルマシャート・エジプト計画・経済開発・国際協力相、ポーンワン・ウタヴォン・ラオス計画投資省副相、フセイン・ニヤズ・モルディブ外務省経済協力担当次官、ジャン・アントワヌ・デュフ駐日セネガル大使、アハメッド・シャッフラ駐日チュニジア大使を始めとする国内外・国際機関の要人や有識者の出席を得てパネルディスカッションを行いました。



国際協力70周年記念シンポジウムでのパネルディスカッションの様子（12月17日、東京・国連大学）

第1部では、日本の国際協力70年への評価、地球規模課題や国際情勢の変化を踏まえた各国・国際機関の課題、日本の国際協力が将来果たす可能性、今後の世界の在り方への期待・希望について意見が交わされ、第2部では、「新しい国際協力」をテーマとし、国際的な共通課題や日本国内の課題の解決に当たって国際協力が持つ意義・可能性など、新しい国際協力の在り方について議論が行われました。最後に、アヒム・シュタイナーUNDP総裁の閉会の辞をもって、本シンポジウムは終了し、年間を通して行われた国際協力70周年記念事業が締めくくられました。

■「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」

同会議から提出された提言では、日本と開発途上国が多様化する社会課題に共に取り組む上で、課題解決力を有する民間企業など、多様な主体との連携がますます重要であるとの問題意識が示されました。連携を高めるためには、ODAを触媒として、民間企業・投資家自身が経済合理性に基づく投資を行うことで、結果的に開発途上国の開発へとつながっていくようなエコシステム作りが重要であり、その方策として、持続可能な社会を実現するための金融メカニズムである「サステナブルファイナンス」¹とODAとの連携強化が重要であるとされました。加えて、同提言では、JICA海外協力隊経験者への帰国後支援などを通じた日本経済・社会への環流の重要性なども提言されました。今後、本提言も踏まえてODAの制度を見直し、昨今の環境変化に対応した「新しい国際協力」の仕組みの実現を目指していきます。

1 詳細については金融庁が立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」報告書を参照
https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html





テレビドラマ「ファーストステップ3 世界をつなぐ平和への願い」公開中（2025年2月時点）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/pagew_000001_00098.html



り組んでおり、国際協力の現場を舞台としたテレビドラマシリーズ「ファーストステップ3」などを新たに制作した。さらに、2024年は日本がODAを開始してから70年の節目に当たることから、各種記念事業が開催された。外務省は、JICAなど関係機関と連携し、国際協力70周年記念事業キックオフ・イベント in Kobe（3月）、国際協力ミライ会議（5月）、国際協力70周年記念シンポジウム（12月）を開催したほか、33回目となるグローバルフェスタJAPAN2024（9月）は、対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催し、2日間で7万4,000人の来場・視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員が講義を行う



国際協力70周年記念事業 メインビジュアル



国際協力70周年記念事業 ロゴマーク

ODA出前講座の実施など、若者などに向け積極的な開発協力への理解促進も図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施するほか、英語や現地語などによる広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」⁽¹⁸⁾が掲げられた。日本は、総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長として、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた取組を推進している。

また、官民パートナーシップを強化するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に関する意見交換を実施している。2030アジェンダ採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り

(18) SDGs : Sustainable Development Goals

方が急速にかつ大きく変容してきた。

一方、国際社会は、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題の深刻化に加え、SDGs採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030年までのSDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面している。

2023年12月にSDGs推進本部によって改定されたSDGs実施指針では、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションをいかした社会課題の解決を通じて日本の持続的な発展と繁栄及び国際競争力の強化を実現していくため、SDGs達成に向けた取組を強化し、加速することが示された。また、国際社会のSDGs達成に向けた努力に最も効果的な形で更に貢献していく指針を示し、実施体制及びステークホルダー間の連携の強化に取り組んだ。2024年4月には上川外務大臣の下、「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」を立ち上げ、SDGsの期限年である2030年以降も見据えながら、成長と持続可能性を同時に実現するアプローチを検討した。

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方である。日本は、長年にわたって人間の安全保障を外交の柱として提唱しており、2023年6月に改定された開発協力大綱においては、人間の安全保障を日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付け、二国間協力においても、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。

日本は、国連においても議論を主導し、1999年に日本の主導により国連に設置された人間の安全保障基金に対し、2024年末までに累計約519億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。「誰一人取り残さない」という理念を掲げる「2030アジェンダ」も、人間の安全保障の考

え方を中核に据えている。また、日本からの働きかけも受けて、2024年1月には10年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告が公表された。報告書では、人間の安全保障が考え方としてだけでなく実際に有用なツールとして機能してきたこと、人間の安全保障に基づくアプローチの重要性が増していることなどが指摘され、各国の自国民の生存・生活・尊厳に対するオーナーシップを前提に、国家間、人々の間、人間と地球の間の「連帯」を高めるツールであることが強調されている。さらに、4月にはグテーレス国連事務総長及びフランス国連総会議長の出席を得て、人間の安全保障に関する国連総会非公式会合が開催された。9月に国連で開催された未来サミットにおいて、岸田総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、「人への投資」に果敢に取り組むと述べており、日本は、引き続き、人間の安全保障の概念の普及と実践に取り組んでいく。

イ 防災分野の取組

気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、2015年に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災世界会議における「仙台防災枠組2015-2030」の採択を主導するなど、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進してきた。2024年のアジア太平洋防災閣僚級会議において、日本の重視する取組として、災害対応の強化、防災投資の促進、早期警報の整備について言及し、国際防災協力の更なる推進の必要性を発信した。

日本の主導により、2015年、第70回国連総会において全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、2024年10月23日及び24日に「世界津波の日」高校生サミットが熊本で開催された。開会式において坂井学内閣府防災担当大臣が挨拶を行ったほか、閉会式において石破総理大臣がビデオメッセージを寄せた。また、11月5日に国連本部で開

催された「世界津波の日」の啓発イベントでは、同高校生サミットの高校生議長などが、サミットの概要について発表し、岩屋外務大臣はビデオメッセージを寄せた。さらに、10月には、第5回世界津波博物館会議がフィリピンで開催され、仙台市の高校生3人が登壇し、東北地方の災害・防災に関する博物館をまとめたガイド作成プロジェクトなどについて発表した。

日本は、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所と連携・協力し、アジア・大洋州の女性行政官などを対象として津波に関する研修を行うなどしているほか、国連開発計画（UNDP）と連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や津波避難訓練などを支援している。

引き続き、災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」に取り組んでいく。

ウ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、国連教育変革サミットにおいて、岸田総理大臣は、「人への投資」を中核に位置付けた人材育成や「持続可能な開発のための教育（ESD）」⁽¹⁹⁾の推進などを表明した。また、2023年6月に改定された開発協力大綱には、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保が明記された。このことも踏まえ、2024年、日本は、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、危機における教育のためのグローバル基金である「教育を後回しにできない基金」へ新たに資金拠出を行った。

エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20等の関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農

業・農村開発を支援している。世界規模での気候変動やウクライナ情勢の影響などを受け、国際機関等を経由した支援を通じて、農産品等の流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

11月、石破総理大臣は、G20リオデジャネイロ・サミットに出席し、食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点の重要性を指摘した。また、議長国のブラジルがG20の枠組みで主導し、同サミットにおいて創設され、全てのG20メンバーを含む80か国が参加を表明した、世界中の飢餓と貧困を撲滅するための共同の行動の活性化などを目的とする「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に積極的に貢献するとともに、日本の高い技術を活用し、持続可能で生産性の高い農林水産業を中南米、アフリカ諸国を含む新たなパートナーに広げていく意向を表明した。

オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。2016年12月には、水管理のあり方の転換を促す「持続可能な開発のための水」国際行動の10年（2018年-2028年）が国連総会で採択され、国際社会においても水に関わる取組が重要視されている。日本としても、2022年4月に熊本市で開催されたアジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理大臣から、日本が各国や国際機関と協調・連携しながら、水に関する社会課題解決に積極的に取り組むことを含む、日本の貢献策「熊本水イニシアティブ」を発表した。また、2024年6月には、「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議が開催され、上川外務大臣はビデオメッセージで、前述の「熊本水イニシアティブ」などを始め、様々な取組を推進すると述べ、女性や子供、若

(19) ESD : Education for Sustainable Development

者や高齢者、障がいがある方や先住民族など、脆弱な立場の人々に焦点を当て、誰一人取り残さず、望ましい未来のために水を通じて、全ての目標とゴールを達成できるよう、力を合わせていきたいと述べた。

(2) 国際保健

保健は、人間一人一人の生存・生活・尊厳を守り、日本が提唱する人間の安全保障を実現していく上で必要不可欠な基礎的条件である。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行拡大（パンデミック）は、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、日本を含む国際社会にとって、経済、社会、安全保障上のリスクにも関わる重要な課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、新型コロナの教訓も踏まえ、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）⁽²⁰⁾の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）⁽²¹⁾を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より衡平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）⁽²²⁾を達成することを目標として掲げている。

日本は、引き続き、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス⁽²³⁾、ユニットエイド、UHC2030⁽²⁴⁾、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、国連人口基金（UNFPA）、国際家族計画連盟（IPPF）などの官民連携パートナーシップ・国際機関と緊密に連携し、国際保健の諸課題に取り組んでいる。また、「パニック」と「忘却」の連鎖を断ち切り、次のパンデミッ

クに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催又は参加する様々な国際会議を通じ、国際世論の喚起やモーメンタム（機運）の維持にも継続して取り組んでいる。

具体的には、2023年のG7広島サミットでの成果・フォローアップを踏まえ、2024年も積極的に国際保健に関する議論に貢献している。6月のG7プーリア・サミットの成果文書では、UHCの達成、感染症危機対応医薬品等（MCMs）⁽²⁵⁾への衡平なアクセス、GHAの強化の必要性、財務及び保健トラックの連携など、日本が重視し、広島サミットなどで強調してきた内容が盛り込まれた。11月のG20リオデジャネイロ・サミットの成果文書においても、GHAにおける世界保健機関（WHO）⁽²⁶⁾の中心的な調整の役割が再確認されるとともに、UHCやMCMsへの衡平なアクセスなどの文言が盛り込まれた。

MCMsへの衡平なアクセスに関しては、2024年6月、アフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立及びワクチン供給の強靱性の向上を目的とした「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ（AVMA）」が立ち上げられ、日本は立上げ会合に出席するとともに支援を表明した。

8月のアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合の際、それぞれ「アフリカにおけるUHC達成のためのグローバルヘルス・ファイナンスング」及び「日本企業のイノベーションで加速するUHC達成に向けた取組」をテーマとした二つのテーマ別イベントが開催され、アフリカ諸国及び官民連携基金などの代表者らが参加して活発な議論を行った。

9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中には、前年に続き、国際保健に関連する多くのイベントが行われた。その一つとして、外交当局

⁽²⁰⁾ GHA (Global Health Architecture) : 国際保健の体制

⁽²¹⁾ PPR : Prevention, Preparedness and Response

⁽²²⁾ UHC (Universal Health Coverage) : 全ての人々が基本的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態

⁽²³⁾ Gavi (The Global Alliance for Vaccines) : 開発途上国における予防接種を支援する官民パートナーシップ

⁽²⁴⁾ UHCを2030年までに達成することを目指し、国際社会におけるUHC推進のための活動を展開する機関

⁽²⁵⁾ MCMs : medical countermeasures

⁽²⁶⁾ World Health Organization

間の国際保健安全保障チャンネル（FMC）閣僚級会合が挙げられる。新型コロナ対策に係る外相間の枠組みとして開催された「新型コロナ対策（グローバル行動計画）に関する外相会合（GAP会合）」の後継として、米国の主導により2024年3月に立ち上げられた同枠組みは、国際保健安全保障の議論における外交当局間の協力・調整の重要性を反映するものと言える。このほかにも、薬剤耐性（AMR）ハイレベル会合では、AMRに関する政治宣言がコンセンサスで承認され、その後10月の国連総会において採択された。

新型コロナのような世界的な健康危機に対しては国際社会が一致して対応する必要がある、パンデミックの「PPR」の強化のために国際的規範を作ることが目指されている。WHO加盟国は、2021年から2022年にかけて、国際保健規則（IHR）改正のための議論を行うこと、また、パンデミックのPPRに関するWHOの新たな法的文書（いわゆる「パンデミック条約」）の作成に向けた交渉を行うことを決定した。その後、2年余りにわたる議論及び交渉の結果、2024年5月末に開催されたWHO総会においてIHRの改正がコンセンサスによって採択されたが、「パンデミック条約」については交渉の延長が決定された。日本は、パンデミックのPPRを強化するため、国際的な規範を強化することが重要であるとの立場であり、国際的な感染症対策の促進のために、引き続き交渉に建設的に参加していく。

(3) 労働・雇用

働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の促進は、2030アジェンダにおける目標の一つとして挙げられ（目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）、その実現は、国際労働機関（ILO）⁽²⁷⁾において

も、活動の主目標として位置付けられている。

日本は、ILOへの任意拠出を通じ、開発途上国における労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の構築などに対する支援を積極的に行い、労働分野での持続可能な開発に取り組んでいる。1月、日本は、ILOが打ち出した、国・地域・国際機関の枠組みを超えた協調の下、全ての人の、あらゆる場所での社会正義とディーセント・ワークの促進を目指す「社会正義のためのグローバル連合」の構想に参加を表明し、同構想が具体的な成果を上げられるよう貢献している。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダに環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性は広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。2月にナイロビ（ケニア）で開催された第6回国連環境総会では、「気候変動、生物多様性の損失、汚染に取り組むための効果的で包摂的かつ持続可能な多国間行動」というテーマの下で様々な環境問題が取り上げられた。日本は「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議を共同提案し、採択に向けた議論を主導した。5月にはアンティグア・バーブーダで第4回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議が開催され、SIDSの持続可能な開発について議論が交わされた。日本からは穂坂泰外務大臣政務官が出席し、日本のSIDSへの協力などについて紹介した。さらに、日本は、複数の環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（GEF）⁽²⁸⁾の主要拠出国の一つとして、地球規模の環境問題に対応するプロ

(27) ILO : International Labour Organization

(28) GEF : Global Environment Facility

プロジェクトの実施に貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）⁽²⁹⁾等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域において環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運の高まりを受け、2022年3月の第5回国連環境総会において、海洋環境などにおけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定のための政府間交渉委員会（INC）⁽³⁰⁾を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことが決定された。日本は、2024年4月にオタワ（カナダ）で開催された第4回INC会合及び11月に釜山（韓国）で開催された第5回INC会合において、主要なプラスチック大量消費国・排出国が参加する実効的・進歩的な条約の策定を目指し、精力的に交渉に参加した。第5回のINC会合においては、議長が新たな条文案を示すなど一定の進展もあったが、プラスチックの生産制限などでは、引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合

意には至らなかった。今後、交渉継続のため再開会合が開催されることとなっており、日本としては早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」⁽³¹⁾では、9月に第6回首脳会合が開催され、2025年6月に開催される第3回国連海洋会議（UNOC3）⁽³²⁾、そして2025年以降の持続可能な海洋経済の実現に向けた同パネルの貢献に関し議論が行われた。日本からは、岸田総理大臣のメッセージとして、UNOC3について、海洋国家である日本としても積極的に参加する意向であり、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書についても、引き続き積極的に交渉に関与していくことを発信した。また、2025年以降の海洋パネルが貢献できる分野の一例として、ブルーカーボン⁽³³⁾を挙げ、同分野における日本の取組を紹介した。

(イ) 生物多様性の保全

日本は、生物多様性保全のための国際的な議論に積極的に関与している。10月、カリ（コロンビア）で開催された生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用の利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民及び地域社会の参画に関する補助機関の設置に関する決定のための議論に日本としても参加し、決定の採択に貢献した。また、日本は、GEFの下で運用され、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）⁽³⁴⁾の実施を促進するためのGBF

⁽²⁹⁾ UNEP : United Nations Environment Programme

⁽³⁰⁾ INC : Intergovernmental Negotiating Committee

⁽³¹⁾ 主要な海洋国家の首脳で構成される会議であり、ノルウェー首相とパラオ大統領が共同議長を務める。日本は2018年の設立時に参加招請を受けて以降、歴代の内閣総理大臣がメンバーに就任してきた。メンバー国（2024年時点）は、ノルウェー、パラオ、日本、オーストラリア、カナダ、チリ、フィジー、フランス、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、アラブ首長国連邦（UAE）、セーシェル、英国、米国

⁽³²⁾ UNOC : United Nations Ocean Conference

⁽³³⁾ 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと（出典：環境省ホームページ）

⁽³⁴⁾ GBF : Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework

基金（GBFF）⁽³⁵⁾に拠出した。GBFF評議会では、同年12月までに40案件の提案書が承認された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、ワシントン条約⁽³⁶⁾のゾウ密猟監視（MIKE）⁽³⁷⁾プログラムへの拠出などを通じてこの問題に真摯に取り組んでいる。近年では、2022年にザンビア及びブルワンダに密猟監視施設を提供したことに加え、2022年にはボツワナ、2023年にはジンバブエにも野生動物の密猟及び保全対策に関連する施設の供与を決定している。また、2022年に開催されたワシントン条約の第19回締約国会議（COP19）において、アジア地域からの常設委員会メンバーとして選出されており、COP会期間においても国際的な議論に積極的に貢献している。

日本は、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。4月及び9月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）⁽³⁸⁾の作業部会への参加を通じ、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（MLS）⁽³⁹⁾の対象となる遺伝資源の範囲の拡大及びその機能改善に向けて、議論に参画した。

森林分野の取組に関しては、日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）⁽⁴⁰⁾への拠出を通じ、熱帯林の持続可能な経営及び持続的・合法的な熱帯木材の貿易の促進などに資する熱帯林の生産国におけるプロジェクトを2024年も継続的に実施した。5月には、加盟国の票決により、ITTOの設置根拠である国際熱帯木材協定（ITTA）が2029年12月まで再延長された。

12月には、ITTO第60回理事会が横浜で開催され、2030年以降に向けた新ITTAの交渉や行財政事項などについて議論が行われた。

12月、リヤド（サウジアラビア）で、砂漠化対処条約第16回締約国会議（COP16）が開催され、干ばつ対策に関する新たな枠組みの設立などに向けた議論が行われた。日本は、補助機関である科学技術委員会での議論や、条約実施レビュー委員会における土地劣化対策の議論に積極的に参加した。

（ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

10月から11月にかけて、バンコク（タイ）で、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第13回締約国会議（COP13）及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第36回締約国会合（MOP36）が合同で開催され、大気モニタリングの強化など、議定書の効果的な運用に関する議論が行われた。「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」に関しては、2023年の合同締約国会議で採択された附属書改正の国内実施の準備などが進められている。

「水銀に関する水俣条約」では、2023年に開催された第5回締約国会議の決定に基づき、同条約による措置の有効性を評価するための作業グループが設置された。2024年には同グループの会合が計3回開催され、日本は共同議長として議論に貢献した。

(35) GBFF : Global Biodiversity Framework Fund

(36) 正式名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

(37) MIKE : Monitoring the Illegal Killing of Elephants

(38) ITPGRFA : International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

(39) MLS : Multilateral System

(40) ITTO : International Tropical Timber Organization

イ 気候変動

(ア) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠である。1992年に採択された国連気候変動枠組条約は、気候変動に対処するための国際的な枠組みであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としている。1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、先進国・開発途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて各国が独自に設定する目標である「国が決定する貢献（NDC）」⁽⁴¹⁾を提出し、同目標の達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む195の国・機関が締結している（2024年末時点）。

(イ) 2050年ネット・ゼロ実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、更に50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。これを踏まえ、2021年10月、新たな削減目標を反映したNDC及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

(ウ) 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）

11月11日から11月24日に、バクー（アゼルバイジャン）で開催されたCOP29では、先

進国全体で年間1,000億ドルを支援するとした従来の目標に代わる、2025年以降の新たな目標である新規合同数値目標（NCQG）⁽⁴²⁾が議論された。その結果、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の開発途上国支援目標が決定されるとともに、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの開発途上国向けの気候行動に対する資金を、2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求めることが決定された。

このほか、緩和について建築と都市システムの脱炭素化などに向けた取組が議論された。さらに、温室効果ガスの排出削減・吸収量の国際的な取引に関するパリ協定第6条の詳細運用ルールが決定され、同条の完全な運用が実現する運びとなった。

(エ) 開発途上国の気候変動対策への支援

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7コーンウォール・サミット及び国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大約700億ドル規模の支援及びその一環として、従来の倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明し、引き続きその着実な実施を進めている。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金（GCF）」⁽⁴³⁾も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間（2024年から2027年まで）においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応

(41) NDC : Nationally Determined Contribution

(42) NCQG : New Collective Quantified Goal

(43) GCF : Green Climate Fund

能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022年に世界銀行の下にマルチドナー信託基金として「グローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ（GSFF）」⁽⁴⁴⁾が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンスに関する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本は2024年3月に6.85億円の拠出を行った。

2023年に開催されたCOP28では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって負う損失及び損害（ロス&ダメージ）に対処するため、「ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）」⁽⁴⁵⁾の制度の大枠が決定された。日本は2024年3月、同基金に対して1,000万ドル（13.7億円）の拠出を行った。同基金では、4月から12月までに計4回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンとすることを決定したほか、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展した。日本は理事会の一員として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

（オ）アジア・ゼロミッション共同体（AZEC） 構想⁽⁴⁶⁾

10月、日本は、ASEAN関連首脳会議（ビエンチャン（ラオス））の機会に、第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合を開催し、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障を同時に実現するため、産業構造やエネルギー構成などの各国の事情を踏まえた多様な道筋の下でネット・ゼロを達成するAZEC原則の重要性を改めて発信した。同会合では、AZECパートナー国が多様な道筋を通じたエネルギー

移行と脱炭素化を進める地域戦略の実施を加速することで、世界の脱炭素化に貢献することなどを確認するAZEC首脳共同声明を採択した。また、(1) アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「AZECソリューション」の推進、(2) 温室効果ガス排出量の多いセクターの脱炭素化及び排出削減を促進するためのイニシアティブの始動、(3) 具体的なプロジェクトの推進、の三つを柱とする「今後10年のためのアクションプラン」について一致した。さらに、石破総理大臣から、2023年12月の第1回首脳会合以降、日本とAZECパートナー国との間で約120件の協力案件を実施していることを紹介したほか、将来的には域内のクリーンエネルギーの供給基地として、地域の脱炭素化に貢献するため、ラオスにおけるオフター型協力を検討すると表明した。

（カ）二国間クレジット制度（JCM）⁽⁴⁷⁾

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得し、NDCの達成に活用する制度である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、2025年を目途にJCMパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指し、関係国との協議を加速していくこととしている。2024年には新たにウクライナとJCM協力覚書に署名し、同年末時点でパートナー国は29か国となった。同年12月現在、パートナー国との間で250件以上のJCMプロジェクトを実施している。引き続き世界全体の温室効果ガスの排出削減に向け、プロジェクトの推進や新規案件発掘を進めていく。

(44) GSFF : Global Shield Financing Facility

(45) FRLD : Fund for responding to Loss and Damage

(46) アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC : Asia Zero Emission Community）2022年1月、アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギー移行を進めるために協力することを目的として日本が提唱した構想。インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、日本、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ラオスの計11か国が参加する枠組み

(47) JCM : Joint Crediting Mechanism

(キ) 国際司法裁判所に対する勧告的意見の要請と日本の対応

2023年3月、国際司法裁判所 (ICJ)⁽⁴⁸⁾ に対して気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見を要請する国連総会決議が採択されたことを受け、ICJによる勧告的意見の発出に向けた手続が行われている。日本は、2024年3月に陳述書をICJに提出した上で、同年12月の口頭手続において陳述を行った。口頭陳述では、日本の気候変動対策に関する基本的立場や取組について述べた上で、気候変動分野における国際法上の義務及び法的帰結に関する日本の見解を表明した。具体的には、環境分野における確立された国際法規について考慮しつつ、ICJの勧告的意見においては、気候変動対策に関する主要な法的枠組みであって国際社会の大多数が締約国となっている国連気候変動枠組条約、パリ協定などの国際約束に基づいて各国の義務を判断すべきであることなどを述べた。日本は、口頭手続への参加も含めICJの活動に引き続き貢献していくことで、国際社会の法の支配の強化のために積極的に関与していくとともに、人類共通の喫緊の課題である気候変動への対処に積極的に取り組んでいく。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極をめぐる現状

北極海を中心に、北緯66度33分以上は北極圏とされており、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシアの5か国が北極海に面する北極海沿岸国、これにアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた8か国が北極圏国とされている。

北極海においては、有効な対策がとられない場合、今世紀半ばまでには夏季の海水がほぼ消失する可能性が高いと予想されている。さらに、北極では地球上の他のいずれの地域よりも

地球温暖化の影響が増幅しており、地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。また、一部の北極圏国が自国の権益確保などのため安全保障上の取組を強化する動きもある。

北極に関する課題対処においては、8か国の北極圏国によって設置された北極評議会 (AC: Arctic Council)⁽⁴⁹⁾ が中心的役割を果たしており、ACにおける関係国や先住民を交えた議論や知見の共有を踏まえ、閣僚会合で決定される方針が、北極における協力を方向付けている。北極圏国の北極政策は、気候変動対策、環境保護、持続可能な発展、先住民の権利・生活などを優先事項と位置付けており、ACにおいてもこれらに関する協力が行われている。また、ACは軍事・安全保障課題を扱わないこととしている一方で、北極の平和・安全保障は北極圏国が重視する課題となっている。

また、地球温暖化や経済的機会の広がりを背景に、近年は非北極圏国も北極に対する関心を高めており、日本のほか、英国、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ポーランド、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国、スイスがACのオブザーバーとなっている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本も2015年に「我が国の北極政策」を策定し、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、国際社会に貢献することを目指しており、北極に関する課題を所掌する北極担当大使のポストを設けている。また、2024年に策定された「海洋開発等重点戦略」においても、北極域での研究開発や持続可能な利活用の探求、北極政策における国際連携の推進などを進めるべきとされている。

(48) ICJ: International Court of Justice

(49) 北極圏に係る共通の課題 (特に持続可能な開発、環境保護など) に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国 (カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国) 間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体 (軍事・安全保障事項は扱わない)。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

日本は北極圏国との二国間関係や地域協力の中で北極に係る協力も重視しており、1月の上川外務大臣のフィンランド訪問時に発表した日本の北欧外交の基本方針「北欧外交イニシアティブ」においても北極を主要な協力分野に掲げている。また、ACのオブザーバーとして、動植物相保全、海洋環境保護、持続可能な開発などをテーマにしたAC傘下の高級北極実務者会合、分野別作業部会や専門家会合での議論や知見の共有を通じてACの取組に貢献してきており、引き続きこれらの会合に積極的に参加していく。さらに、北極圏国が主催し、産官学の多様な関係者が参加する様々なフォーラムにおいても北極に関する課題について意見交換や知見の共有が進められており、日本はこれらのフォーラムにも参加することで、北極の科学研究に関する知見を共有し、北極海における法の支配の重要性を発信している。

イ 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極地域観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環

境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月、コチ（インド）で開催された第46回南極条約協議国会議（ATCM46）では、南極地域における観光活動に関する枠組み、情報交換、気候変動問題への南極条約体制としての取組などについて議論が行われた。

(ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。第10期6か年計画では、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測を実施することを予定している。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係促進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献してきている。その一環として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の顧問（外務省参与）に任命した。また、

顧問を補佐するため2019年4月に狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月からは小谷元子東北大学理事・副学長が新たに次席顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーションの活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座

長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに22人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っており、2024年は4月に同会議第7回会合を開催した。また、3月には外務省と国立研究開発法人科学技術振興機構の共催による「第3回科学技術外交シンポジウム」で、松本顧問が現在の国際情勢を踏まえたこれからの科学技術外交について基調講演を行った。

松本顧問及び小谷次席顧問は、各国外務省の科学技術顧問などが参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN)」⁽⁵⁰⁾の会合などの場を活用し、各国政府の科学技術顧問らとのネットワークの構築・強化に努めている。5月には、両顧問は、ルワンダで開催されたFMSTAN会合と「政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク (INGSA)」⁽⁵¹⁾国際会議に出席し、科学的助言のあり方について各国の科学技術顧問などと意見交換を行った。そのほか、松本顧問は1月に米国・サンフランシスコ、5月にベルギー、10月に欧州（英国・ロンドン、スイス・ジュネーブ、フランス・ストラスブール、チェコ・プラハ）を、小谷次席顧問は3月にフィジー、10月にスウェーデン、ドイツを訪問し、現地の科学技術関係機関との会合において日本の科学技術外交の取組などを紹介し、関係者と科学技術協力などについての意見交換を行った。

さらに、松本顧問は、外務省内の科学技術に関する知見向上のため、様々な専門分野の有識者を招いた科学技術外交セミナーを定期的に開



科学技術外交推進会議第7回会合に出席する上川外務大臣
(4月22日、東京)

催している。

各国との科学技術協力では、日本は47か国及びEUとの間で33の二国間科学技術協力協定を締結しており⁽⁵²⁾、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2024年は、ノルウェー、フィンランド、カナダ、米国、南アフリカとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター (ISTC)⁽⁵³⁾の理事国として、中央アジア・コーカサス地域を中心に支援を行っているほか、フュージョン（核融合）エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

⁽⁵⁰⁾ FMSTAN : Foreign Ministries Science and Technology Advisors Network

⁽⁵¹⁾ INGSA : International Network for Government Science Advice

⁽⁵²⁾ 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日・チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継

⁽⁵³⁾ ISTC : International Science and Technology Center

(52)



第3節

経済外交

1 経済外交の概観

国際社会においては、国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化し、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。世界的に急速な景気の悪化をもたらした新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響の緩和に伴い、世界経済全体としては緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、足元では需要回復やウクライナ情勢及び中東情勢の影響なども相まって、物価の高騰が進行している。先行きについても、金融資本市場の変動を始め、新型コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の高止まりなどにより、依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、自由で公正な経済秩序を拡大・発展させる試みを継続した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）⁽¹⁾については、同協定が発効してから初めての加入となる英国の加入議定書が、2024年12月に日本を含む10か国について発効した。インド太平洋経済枠組み（IPEF）⁽²⁾は、交渉立上げから約2年半を経て、IPEFサプライチェーン協定、IPEFクリーン経済協定、

IPEF公正な経済協定及びIPEF協定の発効に至った。経済協力開発機構（OECD）⁽³⁾においては、日本は10年ぶりにOECD閣僚理事会の議長国を務め、「変化の流れの共創」のテーマの下、より良い未来の共創のためにOECDが果たす役割について、議論を主導した。多角的貿易体制の礎である世界貿易機関（WTO）⁽⁴⁾では、「電子商取引に関する協定」の交渉が有志国により進められ、同協定に係るテキストが公表された。

また、外務省は官民連携の推進による日本企業の海外展開支援にも一層注力しており、「グローバル・サウス」の活力を取り込んでいくため、複数の公館において経済広域担当官を指名した。

日本は、（ア）経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で公正な経済秩序を広げるためのルール作りや国際機関における取組、（イ）日本企業の海外展開支援と投資・観光客などの海外からの呼び込みを通じた経済の活性化、及び（ウ）経済安全保障の強化を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速するため取組を引き続き進めていく。

(1) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

(3) OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

(4) WTO : World Trade Organization

2 自由で公正な経済秩序を広げるための取組

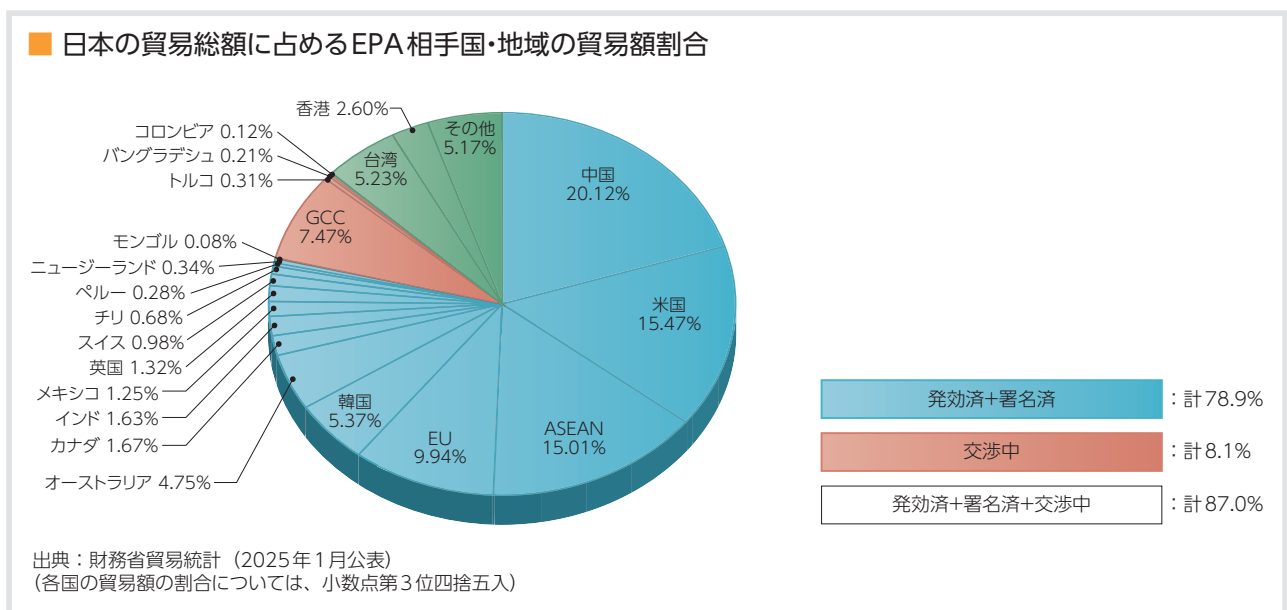
(1) 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが一層顕著となり、さらにはロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢などを原因として、世界経済全体が引き続き混乱に見舞われている。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定／自由貿易協定（EPA／FTA）⁽⁵⁾を重視し、これを着実に推進してきている。

二国間の経済連携協定については、3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、5月、11月、12月にそれぞれ交渉会合を実施した。9月には日・アラブ首長国連邦（UAE）・EPA交渉の開始を決定し、11月に第1回交渉会合を開催した。2009年以降交渉が中断していた日・GCC（湾岸協力理事会）⁽⁶⁾・EPAについては、交渉再開でGCC側と一致したことを

受けて、12月に第1回交渉会合を開催した。日・インドネシアEPAについては、8月に改正議定書への署名が行われた。CPTPPについては、11月に開催された第8回TPP委員会においてコスタリカの加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定されたほか、12月にCPTPPへの英国の加入議定書が日本を含む10か国について発効した。

2024年末時点で、日本の貿易のEPA／FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定／自由貿易協定相手国との貿易額の割合）は約78.9%に達している（出典：2025年財務省貿易統計）。日本としては、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、CPTPPの高い水準の維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）⁽⁷⁾協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。



(5) EPA：Economic Partnership Agreement、FTA：Free Trade Agreement

(6) 湾岸協力理事会（GCC：Gulf Cooperation Council）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立

(7) RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership

ア 多数国間協定など

(ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で高い水準のルールを設定している。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に署名したが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要なとされる6か国 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア) が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが、2023年2月にチリが、7月にブルネイが締約国となり、同協定は署名した11か国全てについて発効した。

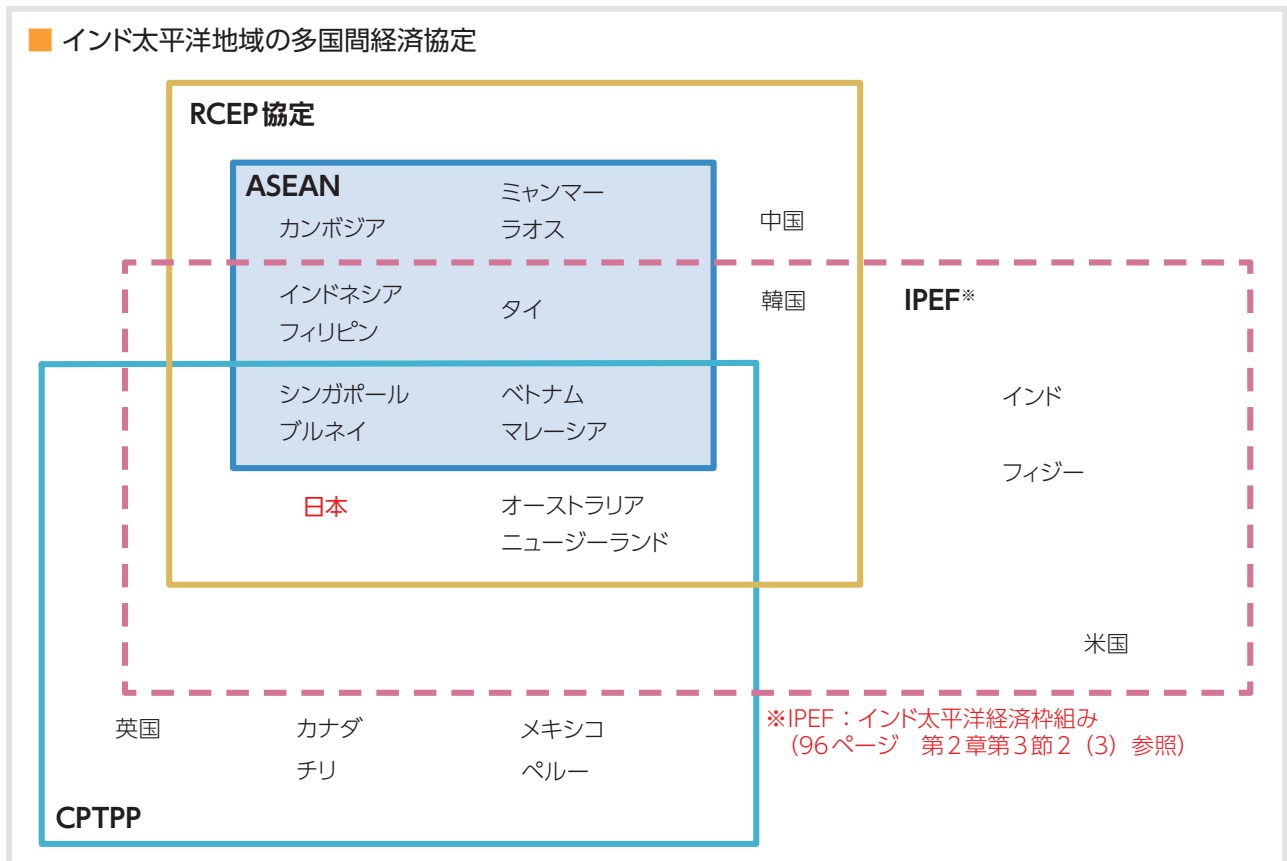
CPTPPの発効後、閣僚級を含めTPP委員会が8回開催されている。2021年6月の第4回TPP委員会では、同年2月に加入を正式に申請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会 (AWG) の設置が決定され、同年9月に同作業部会の会合が開始された。2023年3月にはCPTPP参加国と英国はオンライン形式で閣僚会合を行い、英国のCPTPP

加入交渉の実質的な妥結を確認した。同年7月には第7回TPP委員会がニュージーランドで開催され、英国加入議定書への署名が行われた。同議定書は、交渉の結果を踏まえ、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束など定めている。日本は同議定書を同年12月に第212回国会 (臨時会) で承認し、その後、同議定書は2024年12月に日本を含む10か国について発効した。また、同年11月には第8回TPP委員会がカナダで開催され、2022年8月に加入を正式に要請したコスタリカの加入手続の開始とコスタリカの加入に関する作業部会 (AWG) の設置が決定されたほか、協定の「一般的な見直し」に係る今後の対応について議論された。CPTPPには、2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが、同年12月1日にウルグアイが、2023年5月にウクライナが、2024年9月にインドネシアが加入を要請している。日本は、加入要請を行ったエコノミーがCPTPPの高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていくという意図と能力があるかどうかについて適切に見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

(イ) インド太平洋経済枠組み (IPEF)

IPEFは、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの合計14か国が参加している。2022年5月、バイデン米国大統領の訪日に合わせて東京で立上げが発表され、同年9月、米国・ロサンゼルスでのIPEF閣僚級会合において、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの柱が交渉対象として合意された。

2024年2月24日、IPEFサプライチェーン協定が発効した。同年3月のIPEFオンライン



閣僚級会合に続き、6月、シンガポールにおいて閣僚級会合及び投資家フォーラムが開催された。シンガポール会合では、IPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定及びIPEF協定の署名式が行われたほか、IPEFサプライチェーン協定の実施に関する現状や今後の取組などについて議論された。また、持続可能なインフラや気候変動に係る技術への投資を呼び込むため、民間企業や機関投資家のビジネスマッチングを促進することを目的とした投資家フォーラムでは、IPEFパートナー国の閣僚級のほか、公的融資関係者・政府機関、国際開発金融機関、機関投資家、民間企業関係者などが参加する中、インド太平洋地域のクリーン経済に関してパネルディスカッションなどが行われた。さらに9月、IPEFオンライン閣僚級会合が開催され、10月11日、IPEFクリーン経済協定及びIPEF協定が、また、同月12日、IPEF公正な経済協定が発効した。

日本としては、インド太平洋地域における協

力、安定、繁栄、開発及び平和に貢献するため、引き続き、他のパートナー国と共に取り組んでいく。

(ウ) 日EU経済連携協定 (EPA)

2019年2月、当時の世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国（全体の10.3%）かつ第三の輸入相手国（10.3%）（いずれも2023年時点）となる重要なパートナーである。

2024年7月には、閣僚間で日EU・EPA合同委員会第5回会合を開催し、発効5周年を迎えた日EU・EPAが様々な分野で着実に実施されていることを歓迎し、衛生植物検疫措置 (SPS)⁽⁸⁾、地理的表示 (GI)、政府調達、規制協力、貿易及び持続可能な開発の分野などに係る進捗について意見交換を行った。また、同月1日には日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含める改正議定書が発効した。

(8) Sanitary and Phytosanitary Measures

今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日EU経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(工) 日英包括的経済連携協定 (日英EPA)

英国のEU離脱を機に2021年1月に発効した日英EPAは、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーである日英関係を経済面で一層深化させるための重要な礎となっている。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が結ぶEPAの中で初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための章を設けており、日英政府協力の下、7月に日英EPA・女性経営者セミナーを開催した。

今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日英経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(才) 日・GCC経済連携協定 (EPA)

湾岸協力理事会 (GCC) とのEPAの締結は、その関税削減効果やルール面の改善によるビジネス環境改善に加え、エネルギー安全保障の観点からも重要である。

日本とGCCとの間のEPA交渉は2006年に開始され、その後2009年に中断されたが、2023年7月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィGCC事務総長との間で2024年中の交渉再開で一致したことを受け、同年12月に交渉再開後の第一回交渉会合がリヤド (サウジアラビア) で開催された。

日・GCC・EPAはGCC諸国が進める産業多角化、脱石油依存に向けた社会経済改革の力

強い後押しとなり、日本とGCCの更なる関係強化に資することが期待される。

(力) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドが参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン (カンボジア) で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、2024年末までに合計8回の合同委員会及び3回の閣僚会合が開催された。日本としては、RCEP協定の透明性のある履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるため、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

(キ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

アジア太平洋経済協力 (APEC)⁽⁹⁾の中長期的な方向性を示す「APECプロラジャヤ・ビジョン2040」(2020年に採択)は、「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)⁽¹⁰⁾のアジェンダに関する作業などを通じて、市場主導型による地域の経済統合を推し進める」と記述している。2022年には、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」が策定され、FTAAPアジェンダを具体化する作業が進められている。

日本はこれまで、経済連携協定 (EPA) における「競争章」や競争に関する政策ワーク

(9) APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

(10) FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

シヨップを行い、FTAAPアジェンダに関する知見の共有や能力構築支援に貢献してきた。

2024年のペルーでのAPEC首脳会議において「FTAAPアジェンダの新たな視点に関するイチマ⁽¹¹⁾声明」が採択され、市場主導型の経済統合を推進することがAPECの主要な目的であること、またFTAAPアジェンダの進展を支援することが確認された。また、既存の自由貿易協定などを踏まえ、税関手続、投資円滑化、デジタル貿易、競争政策、国有企業、労働などの分野について検討する新たなプログラムを開始することが明記された。

イ 二国間協定

(ア) 日・トルコ経済連携協定 (EPA)

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。両国の経済界から日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示される中、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意し、2024年12月末までに17回の交渉会合が開催された。トルコは、これまでに20以上の国・地域とEPA/FTAを締結しており、EPA締結を通じて日本企業の競争条件が整備されることが期待される。

(イ) 日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA)

バングラデシュは、伝統的な親日国であり、経済協力関係を中心に友好的関係を築いてきている。2023年4月には、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、両国の経済関係は近年更に発展してきている。こうした状況を踏まえ、両国の貿易拡大やルール整備による投資環境改善などを目指し、2024年3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、同年5月に第1回交渉会合、11月に第2回交渉会合、12月に第3回交渉会合を開催した。

日・バングラデシュEPAの締結は、二国間

の経済関係を更に発展させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現や日本の南アジアにおけるプレゼンス増大をもたらすことが期待される。

(ウ) 日・アラブ首長国連邦 (UAE) 経済連携協定 (EPA)

UAEは日本にとってエネルギー安全保障上重要な戦略的パートナーであり、近年は「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」の枠組みの下、多岐にわたる分野で協力を推進してきている。

9月、両国は、日・UAE・EPAの交渉を開始することを決定し、11月に第1回の交渉会合を開催した。日・UAE間において、並行して交渉が行われる日・GCC・EPAに加えて、EPAを締結することにより、貿易・投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の一層の強化などに資することが期待される。

ウ その他の発効済みの経済連携協定 (EPA)

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。日・インドネシアEPAについては、2023年12月に開催された日・インドネシア首脳会談において、日・インドネシア経済連携協定改正議定書の交渉が大筋合意に至ったことが確認され、2024年8月に同改正議定書への署名が行われた。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、2024年度までの累計受入れ人数は、それぞれ、インドネシア4,259人、フィリピン3,837人及びベトナム1,944人となっている。また、2023年度までの3か国の累計国家試験合格者数は、看護師は666人、介護福祉士は3,118人である。

(11) イチマ：ペルー古代文明の地の名称

■ 投資関連協定^(注)の現状(2025年2月時点)

(自) : 「自由化型」協定 () : 発効年

交渉中

投資協定		投資章を含むEPA/FTA
1 アルジェリア	9 エチオピア	1 GCC
2 カタール	10 タジキスタン	2 日中韓
3 ガーナ	11 EU	3 トルコ
4 タンザニア	12 パラグアイ	4 バングラデシュ
5 トルクメニスタン	13 アゼルバイジャン	5 アラブ首長国連邦
6 セネガル	14 ウクライナ(改正)	
7 キルギス	15 セルビア	
8 ナイジェリア	16 チュニジア	

署名済・未発効

- ・ TPP 協定^(注) (2016年2月署名、承認済) (EPA)^(自)
 - ・ アルゼンチン(2018年12月署名、承認済)^(自)
 - ・ ザンビア(2025年2月署名、未承認)
- ^(注) TPP 協定：環太平洋パートナーシップ協定

発効済 (終了したものを除く)

投資協定		投資章を含むEPA
<small>(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成。</small>		
1 エジプト(1978)	14 ペルー(2009) ^(自)	27 オマーン(2017)
2 スリランカ(1982)	15 パプアニューギニア(2014)	28 ケニア(2017)
3 中国(1989)	16 クウェート(2014) ^(自)	29 イスラエル(2017) ^(自)
4 トルコ(1993)	17 イラク(2014)	30 アルメニア(2019) ^(自)
5 香港(1997)	18 日中韓(2014)	31 ヨルダン(2020)
6 パキスタン(2002)	19 ミャンマー(2014) ^(自)	32 アラブ首長国連邦(2020)
7 バングラデシュ(1999)	20 モザンビーク(2014) ^(自)	33 コートジボワール(2021) ^(自)
8 ロシア(2000)	21 コロンビア(2015) ^(自)	34 ジョージア(2021) ^(自)
9 韓国(2003) ^(自)	22 カザフスタン(2015)	35 モロッコ(2022)
10 ベトナム(2004) ^(自)	23 ウクライナ(2015)	36 バーレーン(2023)
11 カンボジア(2008) ^(自)	24 サウジアラビア(2017)	37 アンゴラ(2024) ^(自)
12 ラオス(2008) ^(自)	25 ウルグアイ(2017) ^(自)	
13 ウズベキスタン(2009) ^(自)	26 イラン(2017)	

(注1) CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
(注2) 改正議定書の発効年
(注3) RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定

(注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

Ⅰ 投資関連協定

投資関連協定(投資協定及び投資章を含むEPA/FTA)は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2024年2月には、日・ウクライナ投資協定の改正交渉の開始を決定し、7月、日・セルビア投資協定の交渉開始を決定、同月には日・アンゴラ投資協定が発効し、12月、日・チュニジア投資協定の交渉開始を決定した。2025年2月、日・ザンビア投資協定に署名した。2025年2月末時点で、発効済みの投資関連協定が54本(投資協定37本、EPA17本)、署名済み・未発効

となっている投資関連協定が3本(投資協定2本、EPA1本)あり、これらを合わせると57本となり、82の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると96の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる⁽¹²⁾。

Ⅱ 租税条約/社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去(例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免)や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの拡充に努めている。

2024年には、アルジェリアとの租税条約(1月)及びギリシャとの租税条約(12月)が発行

(12) 財務省「直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)」(2023年末時点)

した。また、ウクライナとの新租税条約（全面改正）（2月）、トルクメニスタンとの新租税条約（全面改正）（12月）及びアルメニアとの新租税条約（全面改正）署名された。同年12月時点で、日本は87本の租税条約などを締結しており、155か国・地域との間で適用されている。

（イ）社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金受給資格の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2024年12月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は24か国である。

（2）国際機関における取組

ア 世界貿易機関(WTO)

（ア）WTOが直面する課題とWTO改革

WTOは、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の基盤として、日本及び世界の経済成長に貢献してきた。現在、世界が地政学的挑戦にさらされ、デジタル貿易の発展などの世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にも直面する中、WTOがこれらの危機や課題に十分に対応できていないことも事実であり、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため、WTO改革の必要性が一層強く認識されている。

こうした中、日本は、（1）時代に即したルール形成、（2）紛争解決制度改革、（3）協定の履行監視機能の強化、の3本柱から成るWTO改革に向けた国際的取組を推進している。

（イ）第13回WTO閣僚会議（MC13）の開催

2月26日から3月2日まで、UAEのアブダビにおいて第13回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC13）が開催された。MC13では、

世界経済が直面する新たな課題を踏まえ、国際貿易秩序の礎として、WTOが果たす役割や今後の取組の方向性について議論された。外務省からは辻清人外務副大臣が参加し、オコンジョWTO事務局長や各国の代表との個別の会談を積極的に行い、MC13の成果に向けた意見調整に努めた。

MC13の具体的な成果としては、WTO改革について、これまでの進展を確認するとともに、今後とも改革を不断に推進していくことで一致し、特に紛争解決制度改革については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として、議論を加速することに一致した。さらに、1998年以降、WTOにおいて継続して延長されてきた、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについても、2026年3月の次回閣僚会議（MC14）⁽¹³⁾まで延長することが決定された。また、MC13では、コモロ及び東ティモールのWTO新規加盟が決定された⁽¹⁴⁾。MC13の成果として、これらの成果を確認する閣僚宣言が採択された。

なお、WTOではコンセンサスでの決定を基本とするため、MC13では、当初合意が期待されていた分野において、一部の国の反対によりコンセンサスが形成されずに成果を出すことができなかった。加盟国が多様化する中でのWTOにおける成果達成の難しさが改めて浮き彫りとなった。

（ウ）時代に即したルール形成

2022年6月の第12回WTO閣僚会議(MC12)の際に採択された漁業補助金協定は、違法・無報告・無規制（IUU）⁽¹⁵⁾漁業につながる補助金の禁止などにより海洋生物資源の持続可能な利用の実現を目指すものであり、既に同協定を受諾している日本は、その発効に必要な全加盟国の3分の2の受諾の確保に向けて、未受諾国に粘り強く働きかけを行っている。また、包括的

⁽¹³⁾ 第14回閣僚会議は2026年3月26日から29日に開催予定

⁽¹⁴⁾ コモロは8月21日、東ティモールは8月30日にそれぞれWTOに正式に加盟した。

⁽¹⁵⁾ IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

規律の規定を目指す漁業補助金協定の第二段階交渉についても、早期の交渉妥結に向けて建設的に議論に参与している。

日本は、漁業補助金協定のようなWTO全加盟国によるルール形成に加え、有志国によるルール形成の新たな取組として共同声明イニシアティブ (JSI)⁽¹⁶⁾を推進している。JSIには主に、投資円滑化、電子商取引及びサービス国内規制の3つの分野がある。投資円滑化については、MC13の機会に「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉終了を宣言し、その後、同協定をWTO協定の附属書として組み込むため、日本も各国に呼びかけを行った。電子商取引については、日本はオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として議論を主導し、2024年7月、「電子商取引に関する協定」のテキストを公表することに貢献した。また、2021年12月に有志国間で交渉が妥結したサービス国内規制に関する新たな規律については、2024年2月に、各参加国が新たな規律を追加的に約束するためのWTO加盟国間の手続が完了し、WTOにおける有志国でのルール作りの具体的な成果となった。

(工) 紛争処理

WTOの紛争解決制度は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための手続であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、上級委員会（最終審に相当）は審議に必要な委員数を確保できず、「機能停止」状態にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。日本は2023年3月に、暫定的に上級委員会の機能を代替する枠組みとして2020年に有志国が立ち上げた多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) に参加したが、MPIA参加後も引き続き紛争解決制度改革の議論に積極的に参加している。

2024年12月末時点で、WTOの紛争解決手続には、4件の日本の当事国案件が付託されて

おり、2024年には以下の動きがあった。

2021年に日本が中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置について申し立てた案件では、2023年6月、当該措置はWTO協定と非整合的であるとして、措置の是正を勧告するパネル報告書が配布され、7月のWTO紛争解決機関 (DSB) 会合において採択された。また、10月、日中両国は、中国による当該措置の是正期限を2024年5月8日とすることで合意した。その後、中国は、DSB勧告の履行のために再調査を行った結果、同年5月、措置を継続することを発表した。7月、中国は同措置についてサンセット・レビュー (ダンピング防止措置の継続の必要性に関する調査) の調査開始を公表したが、日本製品は同調査の対象とならず、日本に対するダンピング防止措置は終了した。

1 経済協力開発機構 (OECD)

(ア) 特徴

OECDは、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とし、「共通の価値」を有する加盟国 (38か国) で構成される国際機関である。OECDは経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

(イ) 2024年OECD閣僚理事会

OECD加盟60周年を迎えた日本が10年ぶりに議長国を務めた2024年の閣僚理事会は5月2日及び3日にパリ (フランス) で開催され、「変化の流れの共創」のテーマの下、日本からは岸田総理大臣と上川外務大臣を含む6人の閣僚が出席した。

議長国基調演説では、岸田総理大臣から、国

(16) 共同声明イニシアティブ (Joint Statement Initiatives) とは、複数の有志国が発出した共同声明に基づく取組のことを指し、2017年12月の第11回WTO閣僚会議で採択された中で主に、(1) サービス国内規制、(2) 電子商取引及び (3) 投資円滑化の取組がある。



OECD閣僚理事会開会式で議長国基調演説を行う岸田総理大臣
(5月2日、フランス・パリ 写真提供：首相官邸ホームページ)



東南アジア地域プログラム10周年記念式典に出席する岸田総理大臣
(5月2日、フランス・パリ 写真提供：首相官邸ホームページ)

際経済がインフレ、エネルギーや食料の供給途絶、サプライチェーン分断などのリスクに直面する中、「変化の流れの共創」の精神の下に結束し、国際社会が直面する危機を乗り越える重要性を強調した。また、日本のOECD加盟から60年が経ち、国際社会が多極化や分断と紛争に直面する中、「共通の価値」を持つ加盟国で構成されるOECDが、東南アジア地域を始め、世界の様々な地域の非加盟国にアウトリーチしていく重要性を指摘した。

(ウ) 各分野での取組

OECDは、経済・社会分野におけるルールや規範を形成し、また、G20、G7、APECなど、ほかの国際フォーラムとの連携を深め、新興国へのルール・規範の普及にも重要な役割を果たしている。具体的には、国際課税制度の見

直しの議論を主導しているほか、AIやコーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」⁽¹⁷⁾の普及・実施、援助協調などの取組を行っている。

(エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

世界経済におけるインド太平洋地域の比重が増す中、インドネシアを始めとする東南アジアの新興国との関係を強化し、OECDのルール・規範を普及させることがOECDの重要な課題となっている。こうした文脈において、OECDは、東南アジア地域プログラム (SEARP)⁽¹⁸⁾を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでおり、その具体的成果として、2月には東南アジアから初めてとなるインドネシアのOECD加盟審査の開始が決定し、6月にはタイの加盟審査の開始が決定した。

2024年の閣僚理事会では、SEARP10周年記念式典を開催し、岸田総理大臣から、信頼できるデータと分析というOECDの強みを東南アジアの持続可能な成長につなげるため、「日本OECD・ASEANパートナーシップ・プログラム (JOAPP)」の立ち上げを表明した。

日本は今後も、OECD東京センターや、独立行政法人国際協力機構 (JICA) の技術協力を活用しながら、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2024年現在、日本は、OECDの本体予算 (分担金) の8.5% (米国 (18.3%) に次ぎ全加盟国中第2位) を負担している。また日本は代々事務次長の一人を輩出しているほか (現在は武内良樹事務次長)、事務局には2023年末時点で88人の邦人職員が勤務している。

(3) 知的財産の保護

技術革新を促進し、これを通じた経済成長を実現する上で、知的財産の保護の強化は極めて

⁽¹⁷⁾ 2019年6月のG20大阪サミットにおいて承認された、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性などの要素を含む、質の高いインフラ投資に関する諸原則

⁽¹⁸⁾ SEARP : Southeast Asia Regional Programme

重要である。日本は、APEC、WTO (TRIPS)⁽¹⁹⁾、世界知的所有権機関 (WIPO)⁽²⁰⁾ などにおける多国間の議論の進展や国際的な連携の強化に貢献している。また、CPTPP、RCEP協定、日EU・EPA、日英EPAなどの経済連携協定において知的財産に関する規定を設けることなどを通じ、日本の知的財産が国内外で適切に保護され活用されるよう環境整備に取り組んでいる。

同時に、深刻化する模倣品・海賊版を始めとする知的財産の課題に直面する日本企業を迅速

かつ効果的に支援するため、その窓口となる知的財産担当官をほぼ全ての在外公館に設置し、情報収集、対応策の検討、相手国当局などへの働きかけを行っている。また、これらの担当官の能力強化を目的とする会議を開催し、各国・地域の知的財産関連情報の交換や、日本企業が直面する侵害事案への対応実績や知見の共有を通じ在外公館の対応体制の強化を図っている。2024年は、東南アジア、中南米、中東・北アフリカ地域を対象に開催した。

コラム COLUMN

国際会議と二国間会談 — OECD 閣僚理事会の裏側で —

■ OECD 閣僚理事会の裏側で

皆さんは1964年と聞いて何を思い浮かべますか。東京オリンピック、東海道新幹線開通、王貞治選手^{さだはる}の55本塁打など、幾多もの歴史的瞬間を刻んだこの年に、日本は経済協力開発機構 (OECD) に加盟しました。そして、60周年の節目の年を迎えた2024年、パリで開催されたOECD閣僚理事会で日本は議長国を務め、「変化の流れの



OECD 閣僚理事会における集合写真 (5月2日、フランス・パリ)

共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」をメインテーマとし、議論を主導し、閣僚声明を採択しました。今回は、こうした表立った成果の裏側で、日本が各国と行った会談の意義と成果について紹介します。

■ 多国間会合における二国間会談の意義

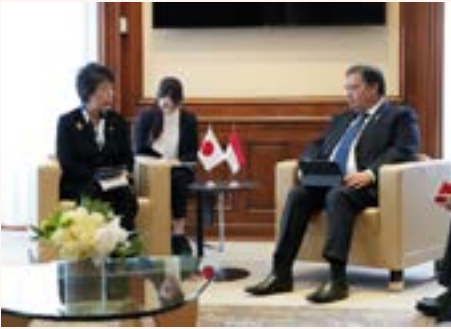
多国間会合の場では、多くの二国間会談が行われていることをご存じでしょうか。こうした多国間会合の合間 (余白) に行われる二国間会談の機会を、外交の世界では「マージン (Margin)」と呼びます。芸術の世界では、一流ほど余白を大事にすると言われることもありますが、外交の世界でも同様です。こうした場での二国間会談は、ときに両国にとって非常に重要な外交成果を生み出すことがあります。

例えば、2019年は米中双方が制裁関税を発動するなど、関係が緊張化していました。こうした中、G20ブエノスアイレス・サミットのマージンで行われた米中首脳会談で、米中双方は更なる関税措置を暫時見合わせ、更なる協議を行うことで一致したのです。

(19) TRIPS協定 (Agreement on Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights) : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(20) WIPO : World Intellectual Property Organization

■ 閣僚理事会における二国間会談の成果



上川外務大臣とアイルランガ・インドネシア経済担当調整相との会談（5月2日、フランス・パリ）

日本が議長国を務めた2024年の閣僚理事会には、OECD加盟国のほか、加盟候補国やキー・パートナー諸国、国際機関関係者などが参加し、マージンで様々な国と二国間会談を行いました。中でも、上川外務大臣は、米国、メキシコ、インドネシア、ベトナムなどと、有意義な意見交換を実施しました。OECD閣僚理事会のマージンでの会談だったこともあり、OECDも会談のアジェンダとなりました。例えば、東南アジア諸国へのアウトリーチ¹に関して、インドネシアのアイルランガ経済担当調整相との会談では、インドネシアのOECD加盟ロードマップ採択を

共に歓迎しつつ、幅広い経済分野で引き続き協力していくことで一致し、米国のキャンベル国務副長官との会談では、東南アジア諸国のOECD加盟プロセスが、「オープンかつ透明で迅速に行われることの重要性」を共有しました。

閣僚理事会のマージンを利用した二国間会談は二国間関係の強化に貢献するだけでなく、OECDによる東南アジアへのアウトリーチに関して成果があったといえます。

■ まとめ

今回は、2024年のOECD閣僚理事会のマージンで行われた日本と各国の二国間会談が、OECDという多国間外交上の成果にもつながった例について紹介しました。多国間会合が行われる場では多くの二国間会談が行われていますが、これらの会談一つ一つには必ず何らかの意図や目的があります。そうした会談の背景を考えると、外交への理解が深まり、より外交が面白く感じられるかもしれません。

1 アウトリーチ：この文脈では、OECDが加盟国と協力してOECD非加盟国へのOECDの基準の普及を働きかけたり、様々な政策分析報告書作成や国際会議の開催を協力して行うこと

3 国際会議における議論の主導

(1) G7

G7は、国際社会が直面する諸課題に結束して対応している。ロシアによるウクライナ侵略の継続や、中東情勢の緊迫化などの新たな挑戦に直面する中、2023年のG7広島サミットで強調された、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持やG7を超えた国際的なパートナーへの関与の強化という二つの視点はますます重要性を増しており、これらは2024年の

G7イタリア議長下でも引き継がれた。

6月13日から15日まで開催されたG7プーリア・サミットでは、議長国イタリアが最優先課題に掲げるアフリカや移住問題への対応を始め、ウクライナ、中東、インド太平洋といった地域情勢、経済安全保障、AI、気候・エネルギー、開発などについて議論し、国際社会が直面する課題への対応をG7が主導していく姿勢を示した⁽²¹⁾。また、ウクライナ情勢に関する

(21) 成果文書を含むG7プーリア・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00005.html





G7プーリア・サミット
(6月13日、イタリア・プーリア 写真提供：首相官邸ホームページ)

セッションの一部にはゼレンスキー・ウクライナ大統領が参加した。

岸田総理大臣は、前年のG7広島サミットの成果も踏まえ、以下のとおり日本の立場や取組を発信した。

(ア) アフリカについては、アフリカ諸国の声に寄り添った協力の拡充の重要性に加え、グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)を始めとした取組をアフリカのニーズに沿う形で一層推進すべきであることを強調した。

(イ) イスラエル・パレスチナ情勢について、停戦及び事態の早期沈静化が最重要であり、即時停戦、人質の解放、人道状況の改善、及び持続的な停戦を作り上げていく必要があると強調した。

(ウ) ウクライナ情勢について、「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との考えの下、引き続き対露制裁とウクライナ支援を強力に推進すると述べた。G7首脳は、約500億ドル規模の「ウクライナのための特別収益前倒し融資」を立ち上げることで一致し、プーリア・サミット後の10月に同融資を実施するための方策について一致した。

(エ) インド太平洋情勢について、リードスピーカーとして日本の考え方を包括的に述べ、この地域の問題を引き続きG7の優先課題として取り組む必要性を強調した。G7首脳は、中国をめぐる諸課題への対応や、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(オ) 経済安全保障について、過剰生産や経

済的威圧を含む経済安全保障上の課題への対応や国際連携の在り方に関する日本の立場を述べつつ、議論を主導した。

(カ) AIについて、安全、安心で信頼できるAIを利用できるためのガバナンスの形成が急務であり、前年に広島AIプロセスで策定した国際指針や行動規範を実践するとともに、G7を超えた取組を進めていくことの重要性を強調した。

(キ) エネルギーについて、エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉え、経済成長を阻害せず、各国の事情に応じた多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことが引き続き重要であると述べ、エネルギー移行に伴い需要が増す重要鉱物については産出国との協力の重要性を指摘した。

2024年のG7イタリア議長下では、6月のプーリア・サミットに加え、2月、4月及び10月にG7首脳テレビ会議及び電話会議が行われ、ロシアによるウクライナ侵略や緊迫化する中東情勢への対応などについて議論が行われた。また、12月には、G7イタリア議長年を締めくくるG7首脳テレビ会議も開催された。

G7外相会合は、2024年にオンライン形式も含めて計6回開催された。前年の日本議長年に続き、中東情勢、ウクライナ情勢に加えインド太平洋についても中心議題としてG7で緊密な意思疎通が行われた。4月17日から19日にカプリ島(イタリア)で開催されたG7外相会合では、G7外相が、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋に対するコミットメントを再確認するとともに、中東情勢についてG7として緊密に連携して対応していくことで一致した。また長く厳しい状況の中にあるウクライナを支える揺るぎない決意を再確認した。

11月25日及び26日にフィウッジ(イタリア)で行われたG7外相会合では、分断が深刻化する現在の国際社会において、価値や原則を共有するG7がしっかりと連携を維持・強化すること、また、世界の多くの国々ときめ細かに連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持していく重要性について一致した。



G7外相会合（11月26日、イタリア・フィウヅジ）

中東情勢については、安定を取り戻すための外交努力や人道状況改善のための連携の重要性について議論し、G7として国際社会と連携して対応していくことで一致し、ウクライナについては、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現に向けて引き続き取り組んでいくことで一致した。インド太平洋については、インド太平洋及び欧州の安全保障環境が、これまで以上に不可分となっていると指摘されるとともに、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るため、引き続きG7を含む関係国で協力して対応していくことを再確認した。

G7貿易大臣会合については、2月7日に第1回会合がオンラインで開催され、第13回WTO閣僚会議（274ページ 2（2）ア（イ）参照）の成功に向けたG7の連携について確認した⁽²²⁾。また、7月16日及び17日には、第2回会合がイタリアのレッジョ・カラブリアで開催され、WTOを中核とする自由で公正な多角的貿易体制の維持・強化、公平な競争条件（LPF）の確保、貿易と環境持続可能性、経済的強靱性及び経済安全保障などについて率直な議論が行われた⁽²³⁾。

(2) G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協力のプレミア・フォーラムである。11月18日及び19日にブラジルで開催されたG20リオデジャネイロ・サミットでは、ロシアによるウクライナ侵略が継続し、中東情勢が一層緊迫化する中、持続可能な開発、飢餓・貧困対策、国連改革や国際開発金融機関（MDBs）改革を含むグローバル・ガバナンス改革、気候変動・エネルギー移行といった国際社会が直面する重要課題について議論が行われた⁽²⁴⁾。

石破総理大臣からは、日本としてG20議長国ブラジルが最重視する「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に積極的に参加することを表明するとともに、気候変動・エネルギー移行、環境、防災など国際社会の課題に共に取り組む方針を強調した。G20が国際協調を主導していくべき分野は多く、その役割が一層重要になっていることから、石破総理大臣からは、対立を超え、全ての国が責任を共有するグローバル・ガバナンス構築の必要性を強く訴え、G20リオデジャネイロ首脳宣言にも「共通の責任の共有」が盛り込まれた。また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を強調し、ロシアによるウクライナ侵略と中東情勢について日本の立場を明確に主張した。

2月21日及び22日、リオデジャネイロでG20外相会合が開催され、上川外務大臣が出席した。会合では、ウクライナ情勢や中東情勢への対応、また、安保理改革を含むグローバル・ガバナンス改革などについて議論が行われた。上川外務大臣からは、日本は「法の支配」及び「人間の尊厳」が守られる世界を実現するため積極的に取り組む考えを強調した。また、9月25日にも国連本部でグローバル・ガバナ

(22) 成果文書を含むG7貿易大臣会合第1回会合（オンライン）の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00309.html

(23) 成果文書を含むG7貿易大臣会合第2回会合の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/pageit_000001_00843.html#section1

(24) 成果文書を含むG20リオデジャネイロ・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_01126.html





G20リオデジャネイロ・サミット（11月18日、ブラジル・リオデジャネイロ）写真提供：首相官邸ホームページ

ンス改革を議題としてG20外相会合が開催され、成果文書として「グローバル・ガバナンス改革への行動要請」が発出された。

(3) アジア太平洋経済協力(APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。

APECの中長期的な方向性を示す「ストラテジー・ビジョン2040」では、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれ、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティを実現すること」が明記されている。同ビジョンの下、地域の貿易・投資の自由化・円滑化や地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を実施している。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする観点からも大きな意義がある。

2024年はペルーが議長を務め、「エンパワーメント (Empower)、包摂 (Include)、成長 (Grow)」というテーマの下、優先課題として、包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資、フォーマルかつグローバルな経済への移行

を促進するイノベーション及びデジタル化、並びに強靱な発展のための持続可能な成長が掲げられ、様々な会合において議論が行われた。

11月15日及び16日にリマ（ペルー）で開催された首脳会議では、「マチュピチュ首脳宣言」が採択され、自由で開かれた、公正かつ無差別で、透明性があり、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境の実現、ルールに基づく多角的貿易体制及びWTO改革への支持、そして、女性の経済的地位向上などについて明記された。また、ウクライナ及び中東情勢に関する議長声明が発出された。

石破総理大臣は、首脳会議において、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄のために、ルールに基づく自由で開かれた、公正で透明性のある貿易・投資環境及びWTOを中核とする多角的貿易体制を維持・強化することの重要性を強調した上で、WTO改革や質の高いインフラ投資の推進、女性の経済的地位向上と能力構築支援を一層推進していくことを述べた。また、同地域における包摂的な成長のために、信頼性のある自由なデータ流通の実現に向けた国際枠組みを通じた国際ルールの策定、AZECの取組を含む脱炭素化に向けたエネルギー移行、食品ロス・廃棄物の削減の重要性について主張した。

さらに、ロシアのウクライナ侵略は、法の支配に基づく国際秩序に対する明確な挑戦であり、北朝鮮とロシアの軍事協力の一層の進展について深刻な懸念を表明し、また、中東情勢について、全ての当事者に対し、最大限の自制と国際法の遵守を強く求めると述べた。

なお、2025年は、韓国が議長を務めることとなっている。

4 日本企業の海外展開支援(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)

(1) 外務本省・在外公館が一体となった

日本企業の海外展開の推進

外国に進出している日本企業は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開に積極的に取り組んできたことの現れである。グローバル・サウスなど、海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して日本企業の海外展開支援に取り組んでいる。在外公館では、「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、大使や総領事が自ら先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員と共に、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけなど、各地の事情に応じた支援を行っている。4月以降、第三国市場への進出など、国境を越えた活動を展開する日本企業を効果的に支援することを目的に、新たに経済広域担当官を指名しており、広域の視点に立った支援を開始している(2024年12月末時点、アフリカ、東南アジア、中央アジア、中南米市場などを念頭に14か国17公館で指名されている。)。そのほか、経済的威圧に関する相談対応や、アジア・アフリカ地域などの一部公館では、現地の法令事情に精通した日本人弁護士を活用し、現地の法制度に関するセミナーや法律相談なども実施している。

ビジネス上の課題に関する相談対応だけでなく、天皇誕生日祝賀レセプションや展示会を含む各種イベントで、日本企業の製品・技術・サービスや日本産農林水産物などの「ジャパンブランド」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一環である。日本企業の商品展示会や試食・試飲会、ビジネス

展開を目的としたセミナー、地方自治体の物産展など、日本製品や日本産食品を広報・宣伝する場として、あるいは現地企業・関係機関との交流・ネットワーキングの場として、大使館や大使公邸などの施設を積極的に活用してきている。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2024年12月までに58回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、フォローアップを行ってきたが、2024年12月には、世界のインフラ市場の構造的な変化などインフラ海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定し、従来のインフラ概念を超え、新たな領域においても政策対応を講じつつ官民が連携して挑戦し、日本と相手国双方の成長につなげていく方向性が打ち出された。この戦略において、(ア)相手国との共創を通じた日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、(イ)経済安全保障などの新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、(ウ)GX(グリーントランスフォーメーション)・DX(デジタルトランスフォーメーション)などの社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3本の柱につき具体的施策が明記され、2030年のインフラシステムの受注額を45兆円とすることが目標として掲げられた。外務省としては、首脳・外相レベルを始めとするトップセールスの推進に加え、在外公館を通じた支援や政府開発援助(ODA)の活用を通じた取組を進めている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する 輸入規制撤廃)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、2020年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向け、政府一体となって取り組んでいる。2021年と、2022年6月、同年12月及び2023年12月には本戦略を改訂し、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、輸出拡大に向けた取組を実施しており、特に63か国・地域の計85の在外公館では日本企業支援担当官（食産業担当）を指名、そのうち一部公館には現地事情に精通する農林水産物・食品輸出促進アドバイザーも設置するなどして重点的に取り組んでいる。また、在外公館などのネットワークやSNSも活用しながら、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信しているほか、各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的なPR活動を行っている。加えて、一部都市では、在外公館・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）海外事務所などで構成する輸出支援プラットフォームが、現地を拠点とする強みをいかし、国内事業者、品目団体、都道府県などに対し、現地発の有益な情報を提供するほか、これらの関係者と海外の事業者とをつなぎ、様々なプロモーション活動をオールジャパンで行うための企画立案を行う役割を果たしている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、

1日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、累計で49か国・地域が規制を撤廃した。また、9月には、台湾が規制の更なる緩和を発表した。

一方、2024年末時点も6の国・地域が規制を維持している（輸入停止を含む規制：韓国、中国、香港、マカオ、ロシア、検査証明書などの要求：台湾）。特に中国、香港、マカオ及びロシアは、2023年8月のALPS処理水の海洋放出の開始を受けて新たに強化した規制を現在も維持している。

このうち中国との間では、2024年9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国政府は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。日本として、こうした発表を踏まえ、引き続き中国政府に対してあらゆるレベルで日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めていく。

また、日本はWTOにおいて、中国を含む各国・地域の規制につき早期の規制撤廃を一貫して強く働きかけ、SPS協定に基づき中国などに討議要請を行ったほか、WTOの関連委員会においても日本の立場を説明している。さらに、日中両国が締約国となっているRCEP協定の規定に基づき、中国政府に対して討議の要請を行い、中国が協定の義務にしたがって討議に応じるよう求めている。このように、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく規制の早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強く説明及び働きかけを行っていく。

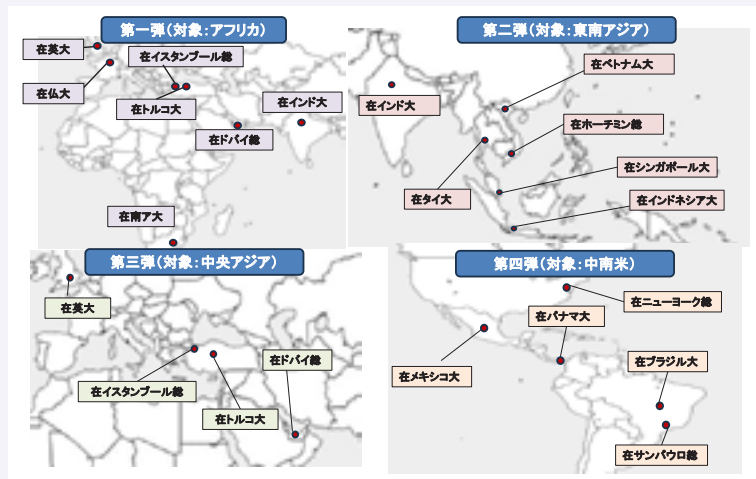
特集

SPECIAL
FEATURE

経済広域担当官の指名

近年、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国の経済的な存在感が急速に高まっています。日本の経済を更に成長させていく観点から、この「グローバル・サウス」の活力を日本に取り込むことが一層重要になってきています。こうした認識の下、一部の日本企業は、海外に設けた生産拠点から将来の成長が期待できる第三国向けの輸出を視野に入れた生産活動を行っているほか、拠点国の現地企業と連携しながら成長著しい第三国市場への進出に向けた取組を進めるなど、国境・地域を越えた事業展開を加速させています。一方、こうしたビジネスを進める上で、日本企業は、進出/輸出先となる第三国の当局による突然の規制追加・変更、税制上のトラブル、不当利益（賄賂）供与依頼などへの対応、査証や労働許可の取得の遅延など、様々なリスクに直面します。また、第三国への進出/輸出を円滑に進める上では、その国に関する政治、経済、治安などに関する情報へのアクセスや、信頼できる他国のパートナー企業との連携も鍵となってきます。

こうした課題や実態を踏まえ、日本企業が抱えるそれぞれの事情やニーズに柔軟に呼応できるよう、外務省は、2024年を通じ、複数の在外公館において経済広域担当官を新たに指名しました。以前は、各国の大使館や総領事館の日本企業支援担当官が、主にそれぞれの国における事業活動に関する個別の相談・支援要請に対応してきていましたが、経済広域担当官は、「グ



経済広域担当官の指名地域

ローバル・サウス」への事業展開に関心を有し、広域の視点をもって戦略的に海外への事業展開を進めている日本企業のニーズに、よりの確に、かつ積極的に応えていくことになります。具体的には、第三国市場への進出/輸出を進める企業に対して、その国のビジネス環境などに関する情報提供を行ったり、企業から個別に相談がある場合には、進出先となる国の政府に対する外交的働きかけを調整することになります。また、第三国でのビジネス環境を熟知している外国企業とのネットワーキングも積極的に行っていきます。



上川外務大臣と経済広域担当官とのオンラインによる意見交換の様子 (7月12日)

今後も、この経済広域担当官を効果的に運用しつつ、外務本省や関係省庁・機関と世界各地の在外公館の間のネットワークも活用しながら、オールジャパンでの日本企業支援を積極的に進めていきます。

5 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(1) 需要(消費)構造、(2) 供給(生産)構造、(3) 資源選択における三つの変化が生じている。(1) 需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。(2) 供給については、「シェール革命」⁽²⁵⁾により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産の液化天然ガス(LNG)の更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(3) 資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス(GHG)の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、2015年12月に気候変動に関するパリ協定が採択されてからは、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展するとともに、2021年以降、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言がなされている。一方、2021年から上昇傾向にあったエネルギー価格は、2022年には、ロシアのウクライナ侵略が引き起こしたエネルギー危機、また2023年10月以降の中東情勢の緊迫化で大きな変動を経験した。2024年のエネルギー価格は比較的落ち着きを取り戻したものの、国際社会はエネルギー市場の安定化と脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電において化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率(原子力を含む)は、2011年の震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年には12.1%まで持ち直したものの、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。日本の原油輸入の約95%が中東諸国からである。一方、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も求められている。日本は、2020年10月に、2050年のカーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の(2013年度比)46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性(Safety)、安定的供給の確保(Energy Security)、エネルギーコストの経済的効率性の向上(Economic Efficiency)、気候変動などの環境への適合性(Environment)を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。2024年5月から、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、第7次エネルギー基本計画の策定に向けた議論が行われている。

(25) シェール革命：2000年代後半、米国でシェール(Shale)と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えている。

イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析及びエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むための在外公館の体制強化を目的とし、2024年末時点で計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置し、石油、天然ガス、石炭及び重要鉱物資源に関する現地情報を収集・集約し、民間企業、関係機関などとの連絡・調整を通じ、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の構築・強化に努めている。

また、2009年から、主要資源国に設置された在外公館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えたエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を定期的で開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきている。2024年には、重要鉱物資源のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた連携強化というテーマで開催し、各国における資源外交の取組の現状及び課題を共有し、国内の関係機関及び在外公館間の連携の重要性などを確認した。

(イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万英熱量(BTU)当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく高騰し、エネルギー市場は不安定化した。

この状況下、日本は、同年2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関(IEA)⁽²⁶⁾加盟国として、同年3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

こうしたエネルギー情勢の中で、資源生産国に対して、エネルギー市場の安定化や増産の働きかけも行っている。2024年5月に岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子兼首相とのテレビ会談を行ったほか、7月に上川外務大臣とジャーベル・アラブ首長国連邦産業・先端技術相兼日本担当特使との会談を実施した。産油国に対して、こうした首脳・閣僚レベルでの累次の会談の機会に働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルでも働きかけを行った。

(ウ) 国際機関などを通じた取組と成果

エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用してきている。エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保、供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定供給体制の確保が重要であることを国際社会に発信している。

2月、岸田総理大臣は、IEA閣僚理事会にビデオ・メッセージを送り、多様な道筋の下での世界全体の秩序あるエネルギー移行の実現に向けて、エネルギー安全保障を中核ミッションとするIEAの更なる貢献に期待し、引き続きIEAと連携していくと述べた。また、同理事会に出席した辻外務副大臣は、地政学的リスクと気候危機の下で歴史的なエネルギー移行期にある中で、ネット・ゼロという共通の目標に向けて多様な道筋の下でエネルギー移行を加速するため

(26) IEA : International Energy Agency

には、官民学の幅広い連携とクリーン・エネルギー技術の活用を推進することが重要である、として、今後もIEAと連携していくことを発言した。

9月、鉱物安全保障パートナーシップ (MSP)⁽²⁷⁾ 副大臣級会合が開催され、赤堀外務審議官が出席し、持続可能な鉱物資源開発及び重要鉱物のサプライチェーンの多角化・強靱化において資源国及び金融機関との関与強化は極めて重要であると述べた。その上で、MSPの活動を通じて資源国の課題や支援ニーズを把握し、個々のプロジェクトや協力の推進につなげていくことが、資源国の期待に応える上でも重要であるとして、日本としてMSPメンバー国及び資源国との連携を強化していく立場を明らかにした。

また、周辺海域に埋蔵されている海底資源を含めた大陸棚の権益の確保の観点から、日本は、国連海洋法条約 (UNCLOS)⁽²⁸⁾ に従い200海里を超える大陸棚の設定に取り組んできており、2008年に大陸棚限界委員会 (CLCS) に対して日本の大陸棚の延長を申請し、2012年に一定の延長を認める勧告を受けた。このうち小笠原海台海域の延長大陸棚については、関係国である米国との間での調整が進捗したことから、2024年6月、同海域の大部分を日本の延長大陸棚として定めた。

(工) エネルギー憲章条約の近代化テキストの採択

エネルギー憲章に関する条約 (ECT)⁽²⁹⁾ は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本については2002年に発効）。

欧州及び中央アジア諸国を中心とした47か国・機関が本条約⁽³⁰⁾を締結している（2025年1月時点）。2020年以降の条約改正交渉を経て、2024年12月のエネルギー憲章会議第35回会合において、改正条約案が採択された。改正条約には、水素やアンモニアなどの新たなエネルギー原料に対する本条約上の投資保護規律の適用、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設、通過の自由の更なる促進に係る規定などが盛り込まれた。日本は、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として就任している。

(オ) 広報分野での取組

3月、外務省は、「クリーン・エネルギー移行に不可欠な重要鉱物」をテーマに、オンラインでのセミナーを開催した。本セミナーでは、エリザベス・プレスIRENA⁽³¹⁾ 計画・プロジェクト支援局長及び久谷一郎一般財団法人日本エネルギー経済研究所資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット担任兼国際情勢分析第1グループマネージャー研究理事が基調講演を行ったほか、エネルギー・重要鉱物に携わる政府関係者などなどがパネリストとして登壇し、エネルギー移行に不可欠な重要鉱物サプライチェーンの多角化・強靱化に必要な取組について、活発な議論が行われた。

(27) MSP : Minerals Security Partnership

(28) UNVLOS (United Nations Convention on the Law of the Sea)

(29) ECT : Energy Charter Treaty

(30) エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

(31) IRENA : International Renewable Energy Agency 国際再生可能エネルギー機関

(2) 食料安全保障の確保

ア 食料安全保障をめぐる情勢

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナの流行、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶といった農業・食料システムへの影響が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に世界規模で急激に悪化した。さらに、食料生産のための土地利用、気候変動に適応した農業生産、効率的な肥料の利用などといった持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた課題に直面している。

2024年の「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」⁽³²⁾によると、2023年には、世界全体で7億1,300万人から7億5,700万人が飢餓に直面したと推定され、その割合は、世界全体では11人に1人、アフリカでは5人に1人となっている。

イ 食料安全保障の確保に向けた外交的取組

外務省として、国際社会における食料安全保障の確保に向けて、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 国際的枠組みにおける協力

5月のG7プーリア・サミットにおいて岸田総理大臣は、「AI、エネルギー／アフリカ、地中海」のセッションでの食料安全保障の議論において、G7広島サミットでは招待国も含めて具体的な共同行動につき合意したが、引き続き支援を必要とする国は多いと指摘した上で、包摂的、強靱かつ持続可能な農業・食料システムの確立が急務であると述べた。その上で、日本

は土壌の健全性、気候変動にも強い作物に着目した支援である「適応作物と土壌に関するビジョン (VACS)」⁽³³⁾とも連携し、引き続きアフリカの食料安全保障に貢献していくと述べた。11月のG20リオデジャネイロ・サミットに出席した石破総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、飢餓・貧困を撲滅し、誰もが人間の尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会を実現する必要がある、そのためには食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点が重要であると述べた。また、同サミットの主要な成果として「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が創設され、日本もこれに参加した。また、日本は、6月には、国際穀物理事会 (IGC)⁽³⁴⁾と「食料危機における行動に関する対話」を共催した。この対話において、各国政府、国際機関及び企業などからの幅広い参加を得て、食料安全保障の危機時に、危機の悪化を避けるために輸出国及び輸入国を始めとする市場関係者が取るべき行動について議論し、その結果を「食料安全保障の危機に際しての輸出者及び輸入者のための行動原則」として取りまとめた。

(イ) 国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関 (FAO)⁽³⁵⁾の活動を支えている。日本は、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じて世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議などを実施している。

⁽³²⁾ 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI) : SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書

⁽³³⁾ 適応作物と土壌に関するビジョン (VACS) : アフリカを念頭に、気候変動や増加する食料需要に対処するため、土壌の健全性向上と気候変動に強靱で栄養価の高い伝統的作物の生産促進を通じて食料安全保障と栄養の強化に資するアフリカの食料システムを構築することを目的として、2023年2月に米国・アフリカ連合 (AU)・国連食糧農業機関 (FAO) の主導により発足。日本は約600万ドルをFAOに拠出し、VACSの取組を支援している。なお、2024年のイタリア議長国下のG7においてVACSを支援することの重要性が首脳宣言などに盛り込まれた。

⁽³⁴⁾ IGC : International Grains Council

⁽³⁵⁾ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

(3) 漁業(マグロ・捕鯨など)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会 (IWC)⁽³⁶⁾ が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

日本は、領海と排他的経済水域 (EEZ)⁽³⁷⁾ に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変わることはない。日本は、IWC総会やIWC科学委員会へのオブザーバー参加を始め、北大西洋海産哺乳動物委員会 (NAMMCO)⁽³⁸⁾ といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業は、持続可能な漁業に対する深刻な脅威である。11

月に行われたAPEC首脳会議などを始めとする国際的な機会を捉え、国際社会が連携しつつIUU漁業対策を推進していくことの重要性を引き続き確認した。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」(PSMA)⁽³⁹⁾ への加入を未締結国に対して呼びかけている。さらに、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした関連機材の供与を含む能力構築支援を行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可能性が懸念されている。このような懸念を背景として、2021年6月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関が参加する「中央北極海無規制公海漁業防止協定」が発効した。2024年6月に開催された同協定の第3回締約国会合では、中央北極海における共同科学調査・モニタリング計画の実施計画が採択されたほか、試験漁業に係る保存管理措置の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関 (RFMO)⁽⁴⁰⁾ に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、12月、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)⁽⁴¹⁾ の年次会合において、近年の太平洋クロマグロの資源回復を受けて、漁獲上限を前年比で小型魚10%、及び大型魚50%の増加などが合意された。また2024年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)⁽⁴²⁾ の年次会合において、メバチマグロの総漁獲可能量 (TAC) の増加が認められた。ミナミマグロに

(36) IWC : International Whaling Commission

(37) EEZ : Exclusive Economic zone

(38) NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission

(39) PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

(40) RFMO : Regional Fisheries Management Organization

(41) WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

(42) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

については、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）⁽⁴³⁾において、科学委員会からの勧告を踏まえ、現在のTACを維持することが合意された。

サンマについては、資源が過去にない水準に低迷しており、それに伴う不漁が問題となっている。4月、大阪で開催された北太平洋漁業委員会（NPFC）⁽⁴⁴⁾の年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量を自動的に算出する漁獲管理規則が合意された。この規則により、サンマのTACを10%削減する措置に合意した。引き続き資源管理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、6月、ウナギに関する第3回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、6月に、東京で、第17回非公式協議が対面形式で開催され、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定などについて議論及び確認が行われ、4者間で協議の結果を共同発表することで一致した。

(4) 対日直接投資

対日直接投資の推進については、2014年から対日投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担う対日直接投資推進会議で、外国企業経営者の意見を吸い上げ、日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置などを策定している。2023年4月の同会議（第11回）においては、対日直接投資促進のための100の施策で構成される「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」が策定された。また、2024年5月の同会議（第12回）では、特に重点的に取り組むべき10施策を「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」として策定し、省庁横断で取り組んでいる。なお、経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023及び同

2024（骨太の方針2023及び2024）」においても、2030年までに対日直接投資残高100兆円を早期達成するとの目標が明記されている。

外務省では、対日直接投資推進会議で決定された施策に基づき、在外公館を通じて各種取組を戦略的に実施している。2023年度には、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館のネットワークを活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントを開催するなど、活動実績は750件以上となった。また、2023年6月には、海外における人材・投資誘致体制を抜本強化するため、在外公館長・JETRO海外事務所長レベルでの連携による「FDIタスクフォース」を5拠点（ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、シドニー）に設置し、対日直接投資誘致活動を強化している。

日本国内では、2024年1月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、海外から見た日本のビジネス環境や投資先としての日本の魅力を広く発信するため、政府・ビジネス界代表・企業関係者が講演し、国内外企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所、政府・地方自治体関係者など約180人が参加し、活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)、2027年国際園芸博覧会開催に向けた取組

2025年4月の大阪・関西万博開催に向け、日本政府として多数の国・地域、国際機関に対し参加を精力的に呼びかけてきたところであり、2024年12月末時点で160以上の国・地域・国際機関の参加表明を得ている。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（「日本国国際博覧会協会」）は、2024年6月と2025年1月に「国際参加者会議」を開催し、大阪・関西万博に参加予定の国・地域、国際機関を奈良県奈良市及び兵庫県姫路市に招き、万

⁽⁴³⁾ CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

⁽⁴⁴⁾ NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

博開幕までの最終準備に向けて各種情報の提供を行った。

大阪・関西万博には、国内外から多数の来場が見込まれており、「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博のテーマの下、世界に日本の魅力を発信し、2030年を目標年とするSDGs達成への取組を加速化する良い機会となる。外務省としても、在外公館及び外交ルートを通じた各国の出展準備の側面支援や、在外公館におけるレセプションや各種イベントを活用した海外での機運醸成活動などにも力を入れており、関係省庁・日本国際博覧会協会とも緊密

に連携し、大阪・関西万博の成功のために引き続きオールジャパンで取り組んでいく。

さらに、2027年には、横浜市で「幸せを創る明日の風景」をテーマに国際園芸博覧会が開催予定である。この博覧会は、花や緑を始めとする自然との共生や、持続可能な農業、気候変動、脱炭素化などの地球規模課題に対する自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）の提示を目指すものであり、外務省としても、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会及び関係省庁と連携しながら、各国・国際機関に対して精力的に参加招請活動を行っている。

特集

SPECIAL
FEATURE

対日直接投資推進に向けた FDIタスクフォースの設置

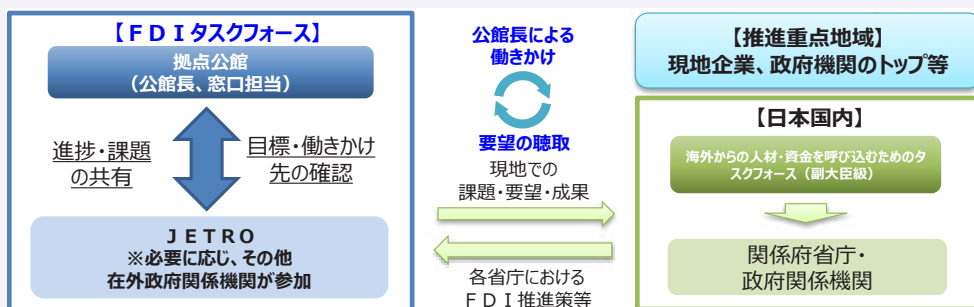
皆さんは「対日直接投資（FDI）」という言葉を知っていますか。経済学の授業でおなじみの「I」、つまり投資（Investment）を思い出す方もいるかもしれませんね。「IS-LM曲線」やケインズの理論の中でしばしば登場するあの投資です。投資がこれだけ頻繁に取り上げられるのは、経済にとって非常に重要な役割を果たしているからです。

対日直接投資もその一環で、単に海外からの投資によって日本に資金が流入するというだけではありません。海外から人材、企業、そして新たなアイデアを上手に日本へ呼び込むことで、経済の競争力を高め、イノベーションを促進する力があります。このように、対日直接投資は日本経済の持続的な成長にも大きく貢献しているのです。

政府は「骨太の方針2023」及び「骨太の方針2024」において、2030年までに対日直接投資残高100兆円を早期達成するとの目標を掲げ、オールジャパンで対日直接投資の推進に取り組んでいるところです。100兆円を数字で表すと、100,000,000,000,000円です。これは、国の年度の一般会計予算の桁数と同じですが、なかなかこのような桁数を目にする機会はないですね。スポーツ界では、「年俸1億円プレイヤー」と言われることがありますが、100兆円とは、そうした一流アスリートを100万人雇える金額です！対日直接投資はそれだけの可能性を秘めているともいえるかもしれません。外務省では、海外126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置し、幅広いネットワークを活用しながら、対日投資案件の発掘につながる情報収集や対日直接投資案件の成立に向けた支援体制を整えています。

2023年6月、対日直接投資誘致の体制を抜本的に強化するため、米国（在ニューヨーク日本国総領事館）、英国（在英國日本国大使館）、ドイツ（在デュッセルドルフ日本国総領事館）、フランス（在フランス日本国大使館）、オーストラリア（在シドニー日本国総領事館）の5拠点に「FDIタスクフォース」を新たに設置しました。

FDIタスクフォースでは、在外公館長・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）事務所長レベルで連携しながら、現地の主要企業や政府機関の幹部への働きかけを強化し、日本進出を目指す外国企業を支援するなど、日本への投資・誘致の促進に向けて、強力に取り組んでいます。



FDIタスクフォース 概要図

例えば、FDIタスクフォース設置拠点の一つである在英國日本国大使館では2024年6月に「日英金融関係者レセプション」を開催しました。同レセプションは、金融分野において、日英間のより一層の協力関係強化の気運が高まっていることを背景に、官民間問わず様々な金融関係者の交流を促進する目的で開催するものであり、2023年5月に引き続き、2回目の開催となります。レセプションは、単なる名刺交換の場ではなく、新たな経済協力関係が生まれる出発点になり得ます。未来の経済を動かすアイデアやパートナーシップが、このような交流の場で生まれているのです。

外務省は今後も、海外からヒト・モノ・カネ・アイデアを呼び込み、日本経済の成長力を強化し、イノベーションを創出するため、対日直接投資の推進を強力に進めていきます。

第4節

日本への理解と信頼の促進に向けた取組

1 戦略的な対外発信

(1) 偽情報対策を含む情報戦への対応

地政学的な競争が激化する中で、偽情報の拡散を含む情報操作などを通じた、認知領域における国際的な情報戦が恒常的に生起しており、特にウクライナやイスラエル・パレスチナ情勢などをめぐり、このような傾向が顕著に見られる。外国による情報操作は、国家及び非国家主体が、日本の政策決定に対する信頼を損なわせ、民主的プロセスや国際協力を阻害するような偽情報やナラティブ（解説）を意図的に流布するものであり、対応の重要性が高まっている。

外務省としても、このような認識の下、国家安全保障戦略も踏まえ、情報・政策・発信部門が連携し、情報戦に対応する情報収集・分析・発信能力を着実に強化してきている。外国による情報操作への対応に当たっては、メディア、シンクタンク、NGOなどを含む社会全体のレジリエンス（強靱性）が極めて重要であり、政府としての対応は自由な情報空間を前提としたものとなる。ALPS処理水⁽¹⁾（223ページ 第3章第1節4（3）ウ参照）をめぐっては、事実とは異なる偽情報を拡散する試みが見られたことから、問題となった偽情報を否定する報道発表を発出するなどの対応を行った。4月には、日本を含む情報戦の状況について広く国民の皆様へ御理解いただくため、「偽情報の拡散を含む情報操作への対応」に関するホームページを開設し、外務省の対応や海外事情をまとめて紹

介している。

また、情報操作への対応に対しては同様の懸念を共有する諸国が一致して対処していくべきものとの認識に基づき、2023年12月には日米間で情報操作に係る協力文書に署名し、協力を進めている。そのほか、G7即応メカニズム（RRM）⁽²⁾や二国間・多国間協議などにおいて情報操作に関する協議を行い、価値観を共有する各国・地域との協力を進めている。

(2) 戦略的対外発信の取組

情報戦が恒常的に生起する中で、日本の政策や取組に対する理解や日本への関心を高めるための戦略的対外発信（Strategic Communication）はこれまで以上に重要になってきている。外務省では、（ア）日本の政策や取組、立場の発信及び（イ）日本の多様な魅力の発信を行うことで（ウ）日本への関心・理解・支持を拡大する、という3本柱に基づき、様々な角度から情報収集し分析を行った上で、国家安全保障戦略も踏まえながら、戦略的対外発信を実施している。

（ア）日本の政策や取組、立場の発信に関し、2024年は、ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、中東での危機も続くなど、国際社会は分断と対立の様相を一層深める状況となった。こうした状況を受け、外務省は様々な外交機会や取組を通じ、国際社会の平和と安定及び繁

(1) ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

(2) RRM：Rapid Response Mechanism

栄、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化や地球規模課題への日本の基本的考えや取組について、様々なソーシャルメディアも活用しつつ、重点的に発信した。さらに、歴史認識や領土・主権の問題への理解の促進に取り組んだ。

具体的には、総理大臣や外務大臣を始めとする政府関係者が、記者会見やインタビュー、寄稿、外国訪問先及び国際会議でのスピーチなどで発信し、在外公館においても、任国政府・国民及びメディアに対する発信を積極的に行っている。また、事実誤認に基づく報道が海外メディアによって行われた場合には、速やかに在外公館や本省から客観的な事実に基づく申入れや反論投稿を実施し、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。加えて、政策広報動画などの広報資料を作成し、様々な形で活用している。また、日本の基本的立場や考え方への理解を得る上で、有識者やシンクタンクなどとの連携を強化していくことも重要である。このような認識の下、外務省は、海外から発信力のある有識者やメディア関係者を日本に招へいし、政府関係者などとの意見交換や各地の視察のアレンジ、取材支援などを実施している。さらに、日本人有識者の海外への派遣を実施しているほか、海外の研究機関などによる日本関連のセミナー開催の支援を強化している。

さらに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題などについても、様々な機会・ツールを活用した戦略的な発信に努めている。また、一部で旭日旗について事実に基づかない批判が見られることから、外務省ホームページに旭日旗に関する説明資料や動画を多言語で掲載するなど、旭日旗に関する正しい情報について、国際社会の理解が得られるよう様々な形で説明している⁽³⁾。

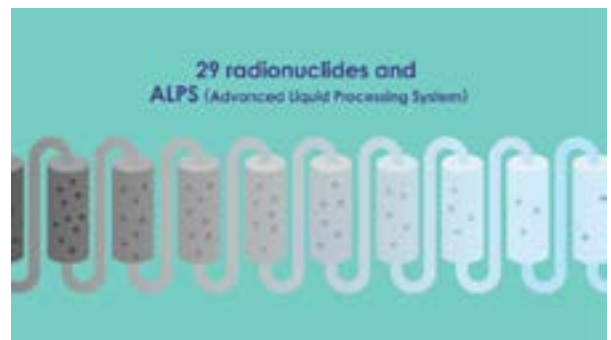
これらの発信を一層効果的なものにするためには、フェイスブック、X（旧ツイッター）、

インスタグラム、YouTubeといったソーシャルメディアや外務省ホームページの活用が不可欠であり、これらによる発信の強化に努めている。

(イ) 日本の多様な魅力の発信に関し、海外における対日理解を促進し、日本と国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成するとの観点から、在外公館や独立行政法人国際交流基金を通じ、様々な文化交流・発信事業を実施している。具体的には、世界各地の在外公館や国際交流基金の海外拠点を活用した文化交流事業や日本国際漫画賞などの事業を通じ、伝統文化からポップカルチャーを含む幅広い日本文化の魅力をソーシャルメディアなども活用して積極的に発信した。また、その際、国内外の関係者と協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護の



外務省が活用するソーシャルメディア



政策広報動画「29核種とALPS（多核種除去設備）」
 (2023年7月13日から外務省公式動画チャンネルで公開)
https://www.youtube.com/watch?v=aMtvT_h5m24



(3) 旭日旗に関する説明資料の外務省ホームページ掲載箇所はこちら：

(1) https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html
 (2) 動画リンク：<https://www.youtube.com/watch?v=Oaehixu4luk>
 『伝統文化としての旭日旗』（2021年10月8日からYouTube外務省チャンネルで公開）



取組と、日本の文化・自然遺産の「世界遺産一覧表」及び「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載を推進した。さらに、より深い対日理解の促進のため、国際交流基金などを通じて、人的・知的交流や日本語の普及及び世界の主要国の大学・研究機関での日本研究支援を進めるとともに、「対日理解促進交流プログラム」などによる日本と諸外国・地域間の青年交流も促進している。

これらの取組を通じ、今後も、外務省は、日本への関心・理解・支持を拡大することを目指し、一層の努力を行っていく。

(3) ジャパン・ハウス

外務省は、日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹き付け、知日派・親日派の視野を一層拡大することを目的に、サンパウロ（ブラジル）、ロンドン（英国）及びロサンゼルス（米国）の3都市に戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」を設置している。

本活動では、(ア) 政府、民間企業、地方公共団体などが連携してオールジャパンで発信すること、(イ) 現地のニーズを踏まえること、及び(ウ) 日本に関する様々な情報をまとめて入手できるワンストップ・サービスを提供することで、効果的な発信に努めている。

ジャパン・ハウスは、「日本を知る衝撃を世界へ」を標語として、各拠点が独自に企画する「現地企画展」に加え、日本で広く公募し、専門家による選定を経て3拠点を巡回する「巡回企画展」を開催し、現地・日本双方の専門家の知見をいかした質の高い企画を実施している。また、展示のみならず、講演、セミナー、ワークショップ、ウェビナー、図書スペース、ホームページ、ソーシャルメディア、物販、飲食などを活用し、伝統文化・芸術、ハイ・テクノロジー、自然、建築、食、デザインを含む日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場を発信している。現在、一部展示の他都市や近隣国での開催や、対面とオンラインのハイブリッド方式

での発信など、新たな訴求対象の獲得に向けても積極的に取り組んでいる。2024年12月末には、3拠点の累計来館者数が715万人を超え、各都市の主要文化施設として定着しつつある。なお、5月には岸田総理がジャパン・ハウスサンパウロを訪問した。

(4) 諸外国における日本についての論調と海外メディアへの発信

2024年の海外メディアによる日本に関する報道については、岸田総理大臣の米国公式訪問、石破内閣発足及びその後の外国訪問、また、イスラエル・パレスチナ情勢、ウクライナ情勢、日中関係、日韓関係、北朝鮮への対応などの外交面に加え、防衛力強化、為替変動、日本企業の対米投資案件などに関心が集まった。

外務省は、日本の政策・取組・立場について国際社会からの理解と支持を得るため、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っている。海外メディアを通じた対外発信としては、総理大臣・外務大臣へのインタビュー、外務大臣による定例の記者会見（オンラインでも日本語・英語のライブ配信を実施）、ブリーフィング、プレスリリース、プレスツアーなどを実施し、外交日程を踏まえて、時宜を得た戦略的かつ効果的な対外発信を行うよう努めている。また、看過できない事実誤認、日本の立場とは相容れない報道がなされた場合には、速やかに当該メディアへの申入れや反論投稿を行うことにより、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。

2024年は、岸田総理大臣の米国公式訪問、約4年半ぶりの日中韓首脳会談の実現、第10回太平洋・島サミット（PALM10）とアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合の東京での開催など、日本外交が国際社会から注目を集める年となった。総理大臣や外務大臣は頻りに外国を訪問し、寄稿・インタビューを通じて海外メディアに積極的に発信した。例えば、岸田総理大臣は、米国のワシントンポスト紙を始めとする欧米主要紙のインタビューを受けたほか、米国のPBS（Public Broadcasting Service）の生放

送出演やCNNによる取材にも応じた。石破総理大臣は、総理大臣就任後初めての外国訪問となった10月の東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首脳会議（ラオス）、11月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議（ペルー）及びG20リオデジャネイロ・サミット（ブラジル）において、各首脳会議に臨む日本の立場や、日本と訪問国の二国間関係の意義などを発信するために、各訪問先の主要紙に寄稿した。

このような形で、2024年には、総理大臣の寄稿・インタビューを計28件、外務大臣の寄稿・インタビューを計43件実施し、外務報道官などによる海外メディアに対する発信、総理大臣及び外務大臣の外国訪問の際の現地外国メディアへの記者ブリーフィングを随時実施した。海外メディアの招へい事業については、2024年は、11件の招へい案件を実施し、20か国から23人の記者の参加を得た。

(5) インターネットを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策に関する国内外の理解と支持の増進のため、2023年には公式イ

ンスタグラムも新たに開設するなど、様々なソーシャルメディアや外務省ホームページを通じた情報発信に積極的に取り組んでいる。外務大臣の定例記者会見のライブ配信（日本語・英語）のほか、国内外での外交行事、ウクライナ情勢、ガザ情勢、ALPS処理水などに関する情報発信を迅速かつ積極的に行った。特に、2024年2月以降、外務大臣が関与する国内外の外交行事について、ソーシャルメディアで縦型ショート動画を投稿している。外務大臣が自らメッセージを発信するなど、動画を活用した外交政策の発信も重視している。

また、外務省ホームページ（英語）を、広報文化外交の重要なツールと位置付け、領土・主権、歴史認識、安全保障などを含む日本の外交政策や国際情勢に関する日本の立場、日本の多様な魅力などについて英語での情報発信の強化に努めてきている。さらに、海外の日本国大使館、総領事館及び政府代表部のホームページやソーシャルメディアを通じ、現地語での情報発信を行っている。

2 文化・スポーツ・観光

(1) 概要

日本文化がきっかけとなって日本に関心を持つ外国人は大変多い。外務省及び国際交流基金は、海外において良好な対日イメージを形成し、日本全体のブランド価値を高めることに努めている。また、海外の幅広い層の日本への関心・理解・支持を拡大し、訪日観光客を増やすため、日本文化の魅力の発信や、スポーツ、観光促進に向けた様々な事業を行っている。具体的には、「在外公館文化事業」などを通じ、茶道、華道、武道などの伝統文化やアニメ、マンガ、ファッションといったポップカルチャー、食文化など幅広い分野における日本の魅力を紹介している。

また、2021年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガ

シーを継承するため、外務省は、スポーツを通じた日本の国際交流・協力の取組である「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムの一環として、様々なスポーツ交流・スポーツ促進支援事業、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊によるスポーツ関係者の派遣や招へい、文化無償資金協力を活用したスポーツ器材の供与や施設の整備を実施した。また、これらの取組を外務省公式X（旧ツイッター）アカウント「MofaJapan × SPORTS」を通じて内外に発信している。

さらに、次世代を担う多様な人材の対日理解の促進のため、外務省は、在外公館を通じて、日本への留学機会の広報や元留学生とのネットワーク作り、地方自治体などに外国青年を招へいする「JETプログラム」への協力、アジアや

米国などとの青年交流事業や社会人の招へい事業、大学や研究機関における日本研究支援などを実施している。

海外における日本語の普及は、日本との交流の担い手を育て、対日理解を深め、諸外国との友好関係の基盤となるとともに、日本における多文化共生社会の実現にも資するものである。このような観点から、日本国内においては、2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（閣議決定）が策定された。外務省は、これらに基づき、国際交流基金を通じて、日本語専門家の海外への派遣、海外の日本語教師に対する研修、日本語教材の開発など海外における日本語教育の環境整備に努めている。また、就労目的で来日を希望する外国人に対する日本語教育という社会的ニーズに対しても取組を行っている。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）などと協力し、世界の有形・無形の文化遺産や自然遺産の保護支援にも熱心に取り組んでいる。また、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約などを通じ、国際的な遺産保護の枠組みの推進にも積極的に参加している。

デジタルツールを一層活用するなどの工夫を凝らしてこれら文化・スポーツ外交を推進し、日本の魅力を海外に発信することによって、将来の訪日観光客の増加にもつなげていく。

(2) 文化事業

各国・地域における世論形成や政策決定の基盤となる個々人の対日理解を促進し、日本のイメージを一層肯定的なものとするのは、国際社会で日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。この認識の下、外務省は、在外公館や国際交流基金を通じて多面的な日本の魅力の発信に努めている。

在外公館では、管轄地域での対日理解の促進や日本のイメージの向上を目的とした外交活動の一環として、多様な文化事業を行っている。例えば、茶道・華道・折り紙などのワーク

ショップ、日本映画の上映会、邦楽の公演、武道のデモンストレーション、伝統工芸品や日本の写真などの展示会、アニメ・マンガなどのポップカルチャーや日本の食文化などの生活文化も積極的に紹介し、また、日本語スピーチコンテストや作文コンテストなどを企画・実施している。

また、外交上の節目となる年には、時宜を捉えて文化・人的交流事業を活性化し、更なる関係の一層の強化を実現するため、政府関係機関や民間団体とも連携して大規模かつ総合的な周年行事などを集中的に実施している。2024年は、日・トルコ外交関係樹立100周年、日・パラオ外交関係樹立30周年、日・カリブ交流年2024、日・北マケドニア外交関係樹立30周年、日・ザンビア外交関係樹立60周年であり、周年を記念した大型の文化事業を実施した。

また、国際交流基金においても、海外拠点を活用し、在外公館との連携の下、日本と諸外国との文化芸術交流事業を展開している。

2024年は、日・トルコ外交関係樹立100周年の機会を捉え、イスタンブール・モダン美術館での美術作家・塩田千春氏のインスタレーション作品展の開催、イスタンブール演劇祭での舞踏カンパニー・山海塾の公演、アンカラ日本映画祭での東日本大震災をテーマにしたアニメーション作品のオープニング上映など、多くの記念事業を実施した。また、パリ日本文化会館は、パリ・オリンピック・パラリンピック開催に伴い、東京オリンピック競技施設の設計を担った「丹下健三と隈研吾 東京大会の建築家たち」展を始め様々な事業を実施し、オリンピック・パラリンピックに関連する日本文化の発信拠点となった。ワシントンD.C.で毎年開催されている全米桜まつりのオープニングでは、フォークシンガー・森山直太郎氏、演出振付家・金森穰氏、音楽家・Kaoru Watanabe（渡辺薫）氏らの公演を行った。海外で行われる事業と並行して、オンラインを活用した発信にも積極的に取り組んでおり、2024年は、映画を中心に日本の映像コンテンツを多言語字幕

付きで配信する新たなプラットフォーム「JFF Theater」を8月に開設し、4か月間で延べ15作品を配信した。

さらに、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において発表された「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」を開始した。これは、2024年から2033年までの10年間で、日本とASEAN諸国などの間での「双方向の知的・文化交流事業」と「日本語パートナーズ事業」を二つの柱として国際交流基金により集中的に実施される人的交流プログラムである。初年度となる2024年は、制度設計やパイロット事業の試行

を通じて事業の基盤を構築するとともに、日本文化・社会への関心を広げ、日本語学習の機運の醸成につなげていくことを目的として、日本映画祭（JFF）を東南アジアの国々でも開催し、新作・準新作を中心にバラエティに富んだ作品を上映した。

日本国際漫画賞は、海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流の促進を目的として、優れた漫画作品を創作した海外の漫画家を顕彰するため、2007年に外務省が創設した。第18回となる2024年は、95の国・地域から過去最多となる716作品の応募があり、ブラジルの作品が最優秀賞、タイ、台湾、チリの作



日・トルコ外交関係樹立100周年
(12月5日から9日まで、トルコ・イスタンブール)



丹下健三・隈研吾展
(5月2日から6月29日まで、フランス・パリ 写真提供：国際交流基金)



日・カリブ交流年2024
(5月3日、トリニダード・トバゴ、ポート・オブ・スペイン市)



舞踏カンパニー・山海塾イスタンブール公演 (10月24日から25日、トルコ・イスタンブール 写真提供：国際交流基金)



日本映画祭
(12月14日、インドネシア：ジョグジャカルタ 写真提供：国際交流基金)



第17回日本国際漫画賞授賞式 (3月5日、東京)

品が優秀賞に輝いた。また、今回はイエメン、ドミニカ国、ナミビア、バルバドス、ラオス、ルクセンブルグ、赤道ギニアの7か国から初めて応募があった。

(3) 人物交流や教育・スポーツ分野での交流

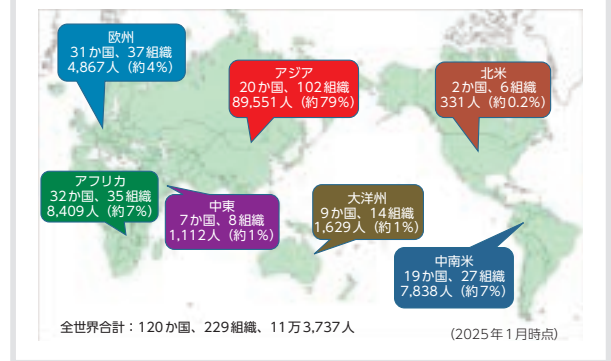
外務省では、諸外国において世論形成・政策決定に大きな影響力を有する要人、各界で一定の指導的立場に就くことが期待される外国人などを日本に招き、人脈形成や対日理解促進を図る各種の招へい事業を実施している。また、教育やスポーツなどの分野でも、幅広い層での人的交流の促進のために様々な取組を行っている。これらの事業は、相互理解や友好関係を増進させるだけでなく、国際社会での日本の存在感を高め、ひいては外交上の日本の国益の増進の面でも大きな意義がある。

ア 留学生交流関連

外務省は、在外公館を通じ日本への留学の魅力や機会を積極的に広報し、国費外国人留学生の受入れのための募集・選考業務、各国の「帰国留学生会」などを通じた元留学生との関係の維持や日本への関心・理解・支持の拡大に努めている。3月、前年に続き第4回目となる帰国留学生総会を対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催した。同総会においては、国単位での各国帰国留学生会の活動に加え、地域単位で開催される総会などの取組についての報告及び意見交換が行われ、各国帰国留学生間のネットワークの強化が図られた。

また、2021年9月の第2回日米豪印首脳会合において、教育及び人的交流に係る協力として発表された、日米豪印のSTEM分野（科学、技術、工学及び数学）の優れた人材に対して米国留学のための奨学金を授与する日米豪印フェローシップの枠組みで、8月、第2期採用者50人（日本、インド、オーストラリア、米国から各国10人及びASEAN地域から10人）が米国での修学を開始し、参加者の総計は150人となった。

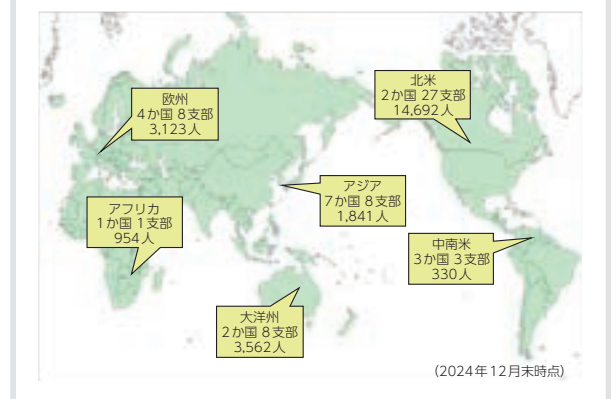
■ 各地域の帰国留学生組織及び会員数



イ JETプログラム

外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る目的で1987年に開始された「JETプログラム」は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の運営協力の下、地方自治体などが外国青年を自治体や学校で任用するものであり、外務省は、在外公館における募集・選考や渡日前オリエンテーション、19か国に存在する元JET参加者の会（JETAA、会員数約2万5,000人）の活動を支援している。

■ 元JET参加者の会(JET Alumni Association) 支部数及び会員数



JETAA米国総会参加者（9月27日から29日まで、米国・セントポール）



スポーツ外交推進事業：ポツワナへのバドミントン器材引渡式
(11月20日、ポツワナ)



JENESYS「日本ASEAN学生会議」参加者による生稲晃子外務大臣政務官表敬（2025年1月15日、東京都）

2024年度は51か国から2,006人の新規参加者を含む5,861人の参加者が全国に配置され、2024年7月1日時点の累計参加者は約7万9,000人を超える。JETAAは、各国で日本を紹介する活動を行っており、数多くのJET経験者がプログラム参加後、日本への関心・理解・支持の拡大に資する積極的な活動を行いつつ各国の様々な分野で活躍するなど、JET参加者は日本にとって貴重な人的・外交的資産となっている。

📌 スポーツ交流

スポーツは言語を超えたコミュニケーションを可能とし、友好親善や対日理解の増進に有効な手段となる。外務省は、「スポーツ外交推進事業」による各国スポーツ競技団体に対する器材輸送支援などのスポーツ交流・協力を通じて、二国間関係の発展にも貢献している。この事業は、スポーツを活用した外交を推進し、日本への関心・理解・支持を拡大することで、国際相互理解の増進に寄与しており、国際スポーツ界における日本の地位の向上にもつながっている。

📌 対日理解促進交流プログラム

外務省は、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間又は地域間関係を発展させ日本の外交基盤を拡充することを念頭に、諸外国・地域の青年に対し、招へい、派遣、オンライン交流を通じて多角的に日本への理解を促進するプログラムを実施



カケハシ・プロジェクト日系米国人青少年招へい参加者によるJICA横浜海外移住資料館の視察（12月17日、神奈川県 写真提供：日本国際協力センター）



JENESYS「日本・ASEANスポーツ×SDGs交流」
(10月31日、福島県 写真提供：日本国際協力センター)

し、未来の親日派・知日派の発掘及び育成に努め、海外からの日本に関する発信の強化を図っている。2024年は約2,500人の青年がこれらのプログラムに参加し、日本の政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策などの分野において、専門家からの講義の聴講、各分野の視察及び意見交換並びに日本文化の体験を行った。この事業は、諸外国・地域の青年の日本への興味

や関心を喚起し、日本への支持層の裾野を広げ、参加者が同プログラムを通じて得た学びや日本国内の訪問地における体験を、所属先における報告やソーシャルメディアで発信することで、国際社会における対日理解の促進及びイメージの向上にも貢献した。また、本事業の同

窓生を対象に95件の同窓会やオンライン再訪日プログラムなどのフォローアップ・プログラムを実施したことにより、引き続き、各々の関心分野における日本と諸外国・地域の関係に対するより深い理解が促進されるとともに、強固なネットワークが培われている。

コラム COLUMN

スポーツ外交推進事業による国際交流

■ 東京からパリへ渡ったオリンピック・パラリンピックのバトン

2024年夏、フランスにおいて、パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会（パリ大会）が開催されました。前回、新型コロナウイルス感染症の流行下で2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）では、多くの制約の中でも果敢に挑戦するアスリートの姿に、私たちは夢と希望をもらいました。あれから3年、東京からバトンを受け取ったパリでは、観客が戻ったオリンピック・パラリンピックが開催され、多くの声援を受けたアスリートたちの躍進が世界中に届けられました。

■ スポーツ外交推進事業「スポーツ器材輸送支援」

パリ大会ではオリンピックに207、パラリンピックに167の国・地域が参加しました。各国のスポーツの発展を陰で支える取組の一つに、外務省が推進している「スポーツ外交推進事業」があります。この事業は、東京大会に向けた機運を盛り上げるために2015年に開始したもので、スポーツ選手や指導者の招へい・派遣や、スポーツ器材の輸送支援などを行っています。かつて同事業で日本を訪問した選手の中には、その後活躍を重ね、パリ大会に出場した方もいます。

現在は、日本国内の統括競技団体から海外の統括競技団体にスポーツ器材を寄贈する際に、その国際輸送費を外務省が支援する「スポーツ器材輸送支援」という取組を継続して実施しています。この枠組みにおいて、過去10年間に累計66か国に様々なスポーツ器材が届けられました。

スポーツ器材が不足している国や地域は多く、日本からの器材の寄贈は、現地のスポーツ関係者、若者、政府関係者など幅広い層から大変喜ばれています。こうした支援は、現地のスポーツの発展のみならず、スポーツを通じた日本との良好な二国間関係や国際交流の草の根レベルでの推進にも貢献しています。

2024年も様々な国や地域へスポーツ器材を寄贈しており、6月には、辻清人外務副大臣のタジキスタン訪問の機会に、公益財団法人日本サッカー協会から寄贈を受けたサッカーウェアをタジキスタン・サッカー連盟に引き渡しました。寄贈を受けたほかの国の競技団体からも、喜びの声が寄せられていますので、紹介します。

コロンビア・バドミントン連盟

(公益財団法人日本バドミントン協会からバドミントン器材を寄贈)

子どもたち、女性、アスリートにとってのスポーツ環境の改善、そして文化の発展のために、日本国民の皆さんから贈られた本支援に心から感謝します。私たちの連盟にとって、このような道が開かれ、固い絆^{きずな}を日本バドミントン協会と結べたことは非常に光栄です。私たちは、多くの若者や市民が真に必要としている本支援を最大限に活用します。



コロンビアへのバドミントン器材引渡式
(2月27日、コロンビア)

モルディブ射撃協会

(公益社団法人日本ライフル射撃協会からライフル射撃用コート及びユニフォームを寄贈)

当国の射撃スポーツは発展途上にありますが、本贈呈はその発展の基礎を築くものであり、モルディブと日本の両国の親善と協力関係を象徴しています。モルディブ射撃協会を代表し、射撃用コート及びユニフォームの寄贈に深く感謝申し上げます。日本の継続的な援助と支援は、モルディブの発展に極めて重要な役割を果たしてきました。本贈呈が、両国の友好と強い絆を更に強める一歩となることを確信しています。



モルディブへのライフル射撃用コート及びユニフォーム引渡式 (5月16日、モルディブ)

(4) 知的分野の交流

ア 日本研究

外務省は、国際交流基金を通じ、海外における日本の政治、経済、社会、文化などに関する様々な研究活動を複合的に支援している。2024年は、日本研究フェロシップ事業を通じて86人の研究者に訪日研究の機会を提供した。また、「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」事業の一環として、主にASEAN諸国における日本研究分野の人材が継続的に輩出・育成されていく仕組みの構築を目指し、東京大学東洋文化研究所及び国際日本文化研究センターと共に、東京(11月)と京都(12月)でネットワーキング・イベントを開催し、研究者を中心としたネットワークの形成・強化につながる機会を提供した。

また、2024年は、25か国・地域の45か所

の日本研究機関に対し、教員拡充助成や、客員教授の派遣、セミナー・シンポジウムの開催支援、日本関係図書¹の拡充支援などを行ったほか、各国・地域の日本研究者や研究機関のネットワーク構築を促進するため、学会活動への支援なども行った。



国際日本文化研究センターで開催されたネットワーキング・イベント
(12月20日、京都府 写真提供：国際交流基金)

イ 国際対話

外務省は、国際交流基金を通じ、新たな知見・知恵の創造と共有、共通課題の解決、次世代の相互理解の深化を目指す国際対話事業を実施している。具体的には、共通の国際的課題をテーマとしたシンポジウムなどの開催、文化人の派遣・招へいを通じた交流に取り組んだほか、草の根レベルで日本への関心と理解を深めるため、日米草の根交流コーディネーター派遣(JOI)事業を実施するなど、様々なレベルでの対話の促進と人材育成、人的ネットワークの形成に資する交流事業を企画、実施、支援した。

2024年、前年に引き続き、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に資する人材を育成するため、域内の専門家や実務家が共通課題に取り組む「国際交流基金インド太平洋パートナーシップ・プログラム(JFIPP)」を実施し、延べ78人が参加した。また、1月にはウクライナの詩人オスタップ・スリヴィンスキー氏を日本に招へいし、各地で日本の文化人などとの座談会、対談イベントを開催した。海外では、文化人類学者で漫画家の都留泰作氏と、漫画家の墨佳遼氏をペルー、ブラジル、メキシコに派遣し、日本の漫画・アニメ創作における世界観とキャラクター・デザインをテーマに、各地の研究者やクリエイターらとの対話イベントを実施し、総計1,200人を超える参加者を集めた。また、「次世代共創パートナーシップー文化のWA2.0ー」事業の一環として、国際交流基金は、ASEAN各国の中等教育機関



ウクライナの詩人・オスタップ・スリヴィンスキーとの座談会
(1月19日、東京 写真提供：国際交流基金)

の教員など計55人を日本に招へいし、学校訪問及び日本の教員との意見交換会、日本文化体験や世界共通課題に対する日本の取組の現場の視察などのプログラムを実施した。これらを通じて参加者の対日理解や親日感が促進され、参加者が帰国後それぞれの教育現場においてその成果が還元されることが期待される。

ウ 日米文化教育交流会議(CULCON:カルコン)

日米の官民の有識者が文化・教育交流・知的対話について議論するカルコンでは、2つの日米合同分科会(「デジタル化時代の情報共有とアクセス」及び「サブナショナル外交と地域間交流の促進」)がそれぞれ10月と12月に会合を行い、2025年度中の最終報告書の提出に向けて日米双方の委員が議論を深めた。

エ 国際連合大学(UNU)との協力

UNUは、日本に本部を置く唯一の国連機関であり、国連諸機関全体のシンクタンクとして持続可能な開発目標(SDGs)を含む地球規模課題の研究に加え、学位プログラムを開設するなど人材育成の面でも国際社会に貢献しており、2025年に設立50周年を迎える。日本は、UNUに対し、様々な協力と支援を行っている。7月には、外務省はUNUと共催で「ユースとの対話：未来サミットに向けて」イベントをUNU本部で開催し、上川外務大臣とマルワラUNU学長は共、日本及び各国のユースとの間で、今後追求していくべき豊かさやグローバルな取組での意思決定におけるユースの意義ある参画などについて議論した。8月には、マルワラ学長が、TICAD閣僚会合のセッション1(社会：「持続可能な未来の実現」)において基調講演を行ったほか、テーマ別イベント「アフ



「ユースとの対話：未来サミットに向けて」イベント(7月22日、東京)

リカにおけるイノベーション」のパネル・ディスカッションでモデレーターを務めた。

また、白波瀬佐和子UNU上級副学長・国際連合事務次長補は、BIG IDEAS対話シリーズなどを通じて、SDGsに関する議論の促進に貢献している。

(5) 日本語普及

日本経済のグローバル化に伴う日本企業の海外進出や日本のポップカルチャーの世界的な浸透などにより、海外では若者を中心に日本語への関心が増大している。海外において日本語の普及を一層進めることは、海外での対日理解の促進や日本の国民や企業にとって望ましい国際環境の醸成につながり、また、日本での就労を希望する外国人の日本語能力を向上させ、日本における多文化共生社会の実現にも資するものである。国際交流基金が2021年度に行った調査では、141の国・地域で約379万人が日本語を学習していることが確認されている。また、同基金が実施する日本語能力試験（JLPT）は、2020年以降は新型コロナウイルスの感染拡大によって受験応募者数（国内実施分を含む。）が一時的に減少したものの、その後急速に回復・増加し、2024年の受験応募者数は過去最高の約172万人に達した。

外務省は、国際交流基金を通じて海外における日本語教育環境の整備に努めており、日本語学習への多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員、文化・学術関係者を対象とした研修、子どもを対象とした日本語教育支援、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働き掛けや日本語教育活動の支援、日本語教材の開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。また、「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」事業の大きな柱の一つとして、

ASEAN諸国などの中等教育機関などに、日本語授業をサポートする日本語パートナーズを派遣している。2024年には10か国に計285人を派遣した。また、パートナーズ受入校などに所属する教師49人及び学生77人を日本に招へいし、研修の機会を提供した。また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、2019年4月の在留資格「特定技能」外国人材受入れ開始以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定」）の策定に伴い、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施（2024年末までの海外11か国及び日本国内における累計受験者数は約31万人。）や、日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの取組を行っている。

(6) 文化無償資金協力

開発途上国での文化・スポーツ・高等教育振興、及び文化遺産保全に使用される資機材の購入や施設の整備を支援し、日本と開発途上国の相互理解や友好親善を深めるため、政府開発援助（ODA）の一環として文化無償資金協力を実施している。2024年は、一般文化無償資金協力3件（総額3億7,270万円）、草の根文化無償資金協力17件（総額1億5,334万円）を実施した。具体的には、一般文化無償資金協力として、エジプト、モンゴル及びセネガルにおける教育・利用促進及び柔道の振興・発展に向けた機材の整備などを実施し、また、草の根文化無償資金協力として、武道を中心とするスポーツ振興や日本語普及の分野での協力を重点的に実施した。

(7) 国連教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）を通じた協力

ユネスコは、1951年に日本が戦後初めて加盟した国際機関である。日本は、教育、科学、

コラム
COLUMN

アジアの共鳴を、未来の息吹に —「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」の開始—

国際交流基金（JF）は、2024年から2033年までの10年間にわたって、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心とするアジア諸国・地域において、日本語教育、文化芸術、日本研究、国際対話といった分野で様々な交流事業を集中的に行う取組を開始しました。「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」と命名されたこのプロジェクトは、2014年から2023年にかけて実施された「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を受け継ぎ、域内各国と日本の次世代の人的交流や人材育成を通じて、未来を「共」に「創」る関係を築くことを目指しています。

本プロジェクトの柱の一つが、各国・地域の中等教育機関などに日本人を派遣し、現地の日本語教師や生徒のパートナーとして授業のアシスタントや日本文化紹介を行う「日本語パートナーズ」事業の継続です。既に現地からは、「日本人と話す機会があったり、直接関わりを持ったりすることで、相手を知りたい気持ちが芽生え、日本語をもっと勉強したい気持ちが強くなった。」といった声が多数寄せられています。また、各地に根付いて活動する日本語パートナーズからも「第二の故郷ができた。」「両国の親善大使になりたい。」との感想が聞かれるなど、架け橋となる人材が双方で確実に育っていることを実感しています。「文化のWA2.0」では、日本語パートナーズの派遣先校での本格的な文化イベントの実施、現地の教師や生徒の日本への招へいなど、日本語や日本への関心喚起のために更なる取組を実施していきます。



日本語パートナーズによる寿司作り体験企画
(6月、マレーシア・ペナン 写真提供：国際交流基金)



APP CAMPの参加者集合写真
(7月、マレーシア・ペナン 写真提供：国際交流基金)



あわ阿波おどり会館を訪問した「日ASEAN中高教員交流事業」の参加者
(11月、徳島県徳島市 写真提供：国際交流基金)

文化芸術分野でも交流が始まっています。マレーシアで7月に開催されたAsian Producers' Platform Camp (APP CAMP)¹に日本から舞台芸術の関係者を派遣しました。「各国のプロデューサーらと寝食を共にし、議論して築いた信頼関係は、ほかでは得難いものでした。」との参加者のコメントが示すとおり、アジア各国からの参加者との活発な交流や意見交換は大きな刺激になったようで、将来的な協働にもつながるネットワーク構築の場となりました。また、10月には東京国際映画祭に合わせて東南アジア各国で活躍する映画プログラマー8人を招へいし、日本映画への造詣を深めるとともに人脈作りの機会を提供しました。帰国後にはそれぞれの国で日本映画上映を自主企画することが予定されており、各地での反響が待ち遠しいところです。

ASEAN各国の中学・高校に所属する教員を日本に招へいし、地方の学校訪問などを通じて日本の教育等への理解を深めてもらう「日ASEAN中高教員交流事業」も新たに

始まった事業の一つです。初年度となる2024年は11月に学校長、教育行政官など26人、社会科などの教員29人を招へいしました。参加した教員からの「今後も更に多くの参加者が、私と同じような経験を得られることを願っています。」といった感想を励みに、より期待に応えられるプログラムを引き続き実施していきます。

2025年以降、更に様々な交流事業を展開していく予定です。10年後の2033年に向けて、日本とASEANを始めとするアジア諸国・地域との間に、どんな文化のWAが広がり新たな未来が花開いていくのか、今から楽しみです。

1 Asian Producers' Platformは、アジア大洋州地域における舞台芸術プロデューサー・制作者らによる、ネットワーキングの深化を目的に2014年から始まったプラットフォーム。APP CAMPは、APPが年に1回開催し、約1週間にわたり各国からの参加者が共同生活を通じて、ネットワーク深化や信頼関係の醸成、自身の能力向上を図っている。

文化などの分野におけるユネスコの様々な取組に積極的に参加し、1952年以降、日本は継続してユネスコ執行委員会委員国を務めている。

日本は、ユネスコと協力して、開発途上国に対する教育、科学、文化面などの支援を行っている。文化面では、世界の有形・無形の文化遺産の保護・振興及び人材育成分野での支援を柱として協力している。また、文化遺産の保護のための国際的枠組みにも積極的に参画している。1994年から継続するアンコール遺跡（カンボジア）修復保全支援事業、2003年から継続するバーミヤン遺跡（アフガニスタン）修復保全支援事業がその代表的な事例である。これらの事業においては、日本人の専門家が中心となって、現地の人々が将来は自らの手で遺跡を守ることができるよう人材育成を行っている。また、遺跡の保全管理計画の策定や保存修復への支援を行っている。また、日本は、困難に直面するウクライナの文化・教育セクターに対し、ユネスコを通じた支援を継続している。6月には、ユネスコ及びウクライナ政府の協力の下、リトアニア政府が主催した「ウクライナ文化セクター復興のための国際会議」に高村正大外務大臣政務官が出席し、ウクライナの復興のために国際社会が連帯する必要性を強調した。近年、アフリカ諸国や小島嶼開発途上国に対しても、文化遺産の保護と持続可能な開発の両立のための人材育成への支援を実施している。無

形文化遺産の保護についても、開発途上国における音楽・舞踊などの伝統芸能、伝統芸などを次世代に継承するための事業、各国が自ら無形文化遺産を保護する能力を高めるための国内制度整備や関係者の能力強化事業に対し、支援を実施している。

アズレー・ユネスコ事務局長は、ユネスコの非政治化のための改革及び組織改革を含むユネスコ強化に向けた「戦略的変革」を推進してきており、日本は、一貫して同事務局長を支持してきた。2月には、G20外相会合（ブラジル）に出席した上川外務大臣が、アズレー事務局長と会談し、紛争地における文化保護を含め、ユネスコにおける様々な課題に引き続き協力して取り組んでいくことで一致した。日本は今後も引き続き、同事務局長のリーダーシップの下で推進されるユネスコの活動に積極的に貢献していく。

ア 世界遺産条約

世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することを目的としており、日本は、1992年にこの条約を締結した（2024年12月時点での締約国数は196か国）。この条約に基づく「世界遺産一覧表」に記載されたものが、いわゆる「世界遺産」である。建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の

要素を持つ「複合遺産」に分類され、2024年12月時点で、世界遺産一覧表には日本の文化遺産21件、自然遺産5件の計26件を含む1,223件が世界全体で記載されている。第46回世界遺産委員会は、2024年7月にインドの首都ニューデリーで開催された。

同世界遺産委員会において、「佐渡島の金山」(新潟県)が、全ての世界遺産委員国によるコンセンサスで世界遺産として登録された。

1 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は、伝統芸能や伝統工芸技術などの無形文化遺産について、国際的保護の体制を整えるものである(2024年12月時点での締約国数は183か国)。国内の無形文化財の保護において豊富な経験を持つ日本は、この条約の運用制度の改善を議論する政府間ワーキング・グループ会合の議長を務め、開発途上国からの要望を取りまとめるなど議論を牽引してきている。2024年12月、同条約に基づき作成されている「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に、日本から提案した「伝統的酒造り」が記載されることが決定し、これにより日本の記載案件は計23件となった。現在、新規提案案件として「書道」、拡張提案案件として「和紙：日本の手漉和紙技術」、「山・鉾・屋台行事」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の提案書をユネスコ事務局に提出している。

ウ ユネスコ「世界の記憶」事業

ユネスコ「世界の記憶」事業は、貴重な歴史的資料などの保護とアクセス、関心の向上を目的に1992年に創設された。このうち、国際登録事業においてはユネスコのホームページによると、2024年12月時点で496件が登録されている。

従来の制度では、加盟国政府が登録の検討に関与できる仕組みとなっておらず、また、登録申請案件について、関係国間での見解の相違が明らかであるにもかかわらず、一方の国の主張のみに基づき申請・登録がなされ政治的対立を生むことは、ユネスコの設立趣旨である加盟国間の友好と相互理解の推進に反するものとなることから、2017年以降新規申請を凍結した上で同事業の包括的な制度改善を日本が主導した。その結果、2021年4月のユネスコ執行委員会で新しい制度が承認された。新制度では、登録申請は加盟国政府を通じて提出することとなったほか、当事国からの異議申立て制度を新設し、加盟国間で対立する案件については当事国間で対話を行い帰結するまで登録を進めないこととなった。制度改善が完了したことを受け、同年7月に新規の申請募集が再開され、2023年5月、日本から申請した智証大師円珍関係文書典籍「日本・中国の文化交流史」(申請者：園城寺、東京国立博物館)を含む64件の新規登録が決定された。

第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	310
第2節	海外における日本人への支援	323
第3節	国民の支持を得て進める外交	333



第1節

世界とのつながりを深める日本社会と日本人

1 日本の成長と外国人材の受入れ

(1) 訪日外国人数の急速な回復と査証(ビザ)制度

日本政府は、2016年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年には6,000万人という目標を設定した。その後、新型コロナウイルス感染症の流行下における訪日外国人旅行者数の大幅な減少を経て、2023年3月に「観光立国推進基本計画（第4次）」を、同年5月に「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」を策定し、2025年までに訪日外国人旅行者数3,200万人以上などの目標を新たに設定した。年間訪日外客数は約3,700万人に達し、新型コロナウイルス感染症流行前である2019年の3,188万人を約500万人上回り、過去最高を更新した。

外務省はインバウンド観光促進及び各国との人的交流促進の観点から短期滞在に係る査証の緩和措置をこれまで実施してきた。4月1日にパナマ向けに査証免除措置を導入したほか、6月10日にはフィリピン向け、6月24日にはウクライナ向けに数次査証の緩和措置を導入した。このほか、ルクセンブルクとの間ではワーキング・ホリデー制度を新たに導入した。2024年12月末時点で、日本は71の国・地域について、一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施している。

査証緩和を検討するに当たっては、同時に、犯罪や不法就労を目的とする者、又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を未然に防止する観点から、査証発給の審査の厳格化も重要

な課題である。外務省としては、日本が世界に誇る安心・安全な社会を維持しながら質量両面での観光立国の推進に貢献していくことを目指し、また、二国間関係や外交上の意義などを総合的に考慮しつつ、査証政策を検討していく。

(2) 外国人材の受入れ・共生をめぐる取組

近年の日本における深刻な労働力不足や、国際的な人材獲得競争の激化も踏まえ、外務省としても、関係省庁と連携し、外国人材の受入れ及びその環境整備に向けて取り組んでいる。2019年4月に創設された特定技能制度において、外務省は、法務省、厚生労働省及び警察庁と共に制度関係機関として、送出国との情報連携の枠組みなどを定める協力覚書の作成や同覚書に基づく二国間協議に参画しているほか、主要送出国の現地語による広報も行っている。2024年には技能実習制度に代わる育成就労制度の新設に係る法改正がなされた。外務省は制度関係機関の一つとして、2027年の育成就労制度施行に向けて関係省庁と連携して取り組んでいく。

また、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」などに沿って、外務省としても関連の取組を進めてきている。その一環として、外務省は国際移住機関(IOM)と共催で「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、具体的な課題や取組について国民参加型の議論の活性化に努めている。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和に暮らし、繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢、それに伴う食糧・人道危機などを始め、環境、気候変動、難民、感染症対策、持続可能な開発、軍縮・不拡散、紛争予防・平和構築、エネルギー、防災、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、いかなる国も一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。

国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくためには、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として政策的貢献を行うほか、分担金や拠出金を拠出しているが、日本人職員の活躍も重要な日本の貢献である。また、より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、国際社会における日本のプレゼンスが顔の見える形で一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している。さらに、国際機関において職務経験を積み、世界を舞台に活躍できる人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

現在、国連（UN）を含む国際機関の要職で日本人が貢献している。2022年1月に目時政彦^{めとき}氏がトップに就任した国連専門機関の万国郵便連合（UPU）を始め、アジア開発銀行（ADB）

など多くの国際機関において、日本人が組織の長として活躍している。さらに、日本は、長年にわたり、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）といった国際裁判所に日本人判事を輩出している。グローバルな課題に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれば、日本と国際機関の連携強化につながる国際機関の長を含む要職の獲得は重要な課題である。一方、国際機関の長を含む要職は、一朝一夕に獲得できるものではなく、長期的視野に立ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応をしていく必要がある。

日本人職員の増加を目指し、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、外務省は、関係府省庁、大学や団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施してきており、現在、958人（2023年末時点、外務省調べ）の日本人が専門職以上の職員として、世界各地の国連関係機関で活躍している。日本人職員の増強に向け、外務省は、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を2年間、国際機関に職員として派遣し、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度（312ページ コラム参照）や、将来の幹部候補となり得る日本人に中堅レベルの職務経験を提供し昇進を支援するための派遣制度を設けており、これらの取組を通じ、日本人職員を増やしていくことに加え、日本人職員の一層の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

国際機関勤務を志望する日本人に対しては、国際機関人事センター⁽¹⁾のホームページやメールリングリスト、ソーシャルメディア（フェイス

(1) <https://www.mofa-irc.go.jp/>



JPO 派遣開始 50 周年

各国政府の費用負担を条件に、国連を始めとする国際機関が若手人材を受け入れる制度であるジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度。外務省では、1974年から同制度による派遣を開始し、2024年に派遣開始50周年を迎えました。これまでの累計派遣者数は2,000人を超え、現在、国際機関で活躍する日本人職員の約半数がこのJPO出身であり、国境を越えた課題解決のため、日本の「顔」として世界各地で活躍しています。ここでは、日本の「顔」として現在国連で活躍しているJPO出身者の経験を紹介します。JPO派遣制度などを通じ、外務省はこれからも、一人でも多くの日本人が国際機関で活躍できるよう後押ししていきます。

■ JPO 経験者の声

天職：国内ベンチャー開発職から国連の行政官へ

国連事務局管理戦略政策遵守局（DMSPC）Administrative Officer 谷本 明子

私は国内のベンチャー企業で人事ソフトウェアの研究開発職を務めた後、専門を変えて入学した大学院のカリキュラムで独立行政法人国際協力機構（JICA）ミャンマー事務所を訪れた際、自分のスキルや経験をいかせる分野があると初めて実感しました。これを転機として国連の機関を訪問し、偶然出会った人事官の方に自己紹介をしたところ、「インターンででも来てほしい」と率直なオファーを受けたことから国連での人事職を目指すようになりました。その後、JICA東ティモール事務所における能力開発プロジェクトのインターンや国連教育科学文化機関（UNESCO）本部（パリ）と国連大学（UNU）の人事部での経験を経て、JPOに応募したところ、国連事務局本部（ニューヨーク）の管理戦略政策遵守局（DMSPC）に人事担当の行政官として派遣されました。

DMSPCは文字通り、国連の管理戦略・政策の遵守を目的とした部署で、私は事務次長室の執行部で人事分野全般の管理に携わっています。採用を含めて関わる仕事はどれも繊細で悩むことも多く業務量にも圧倒されましたが、同僚と上司に恵まれ、職務への適性とやりがいを感じられるようになりました。2024年9月からは正規職員として採用され、楽しくも奮闘する日々を送っています。

私は決して最初から国連で働くことを考えていたわけではない上に留学経験もなく、むしろ国連から一番遠い所にいたと思います。そのため、職業文化の違いに戸惑うことが多く、また、国際的な経験や感覚を働く中でもがきながら得てきたため、精神的に苦勞しました。UNESCO人事部時代の同僚に「キャリアはHappenする（起こる）ものだ。」と言われたことがありますが、どのような仕事や環境が適しているのかは案外自分でも気付いていないことがありますし、必ずしも自分がやりたい仕事に希望するタイミングで就けるとは限らないものです。それでも、毎日訪れる機会を大切に自分を成長させていくことで、私は天職と言える仕事に巡り会ったのではないかと振り返ります。国連はもちろんのこと、世界各地で一人一人がやりがいと生きがいをもって働ける社会にするため、今後も人事分野の発展のために邁進していきたいと思います。



フェリーからの通勤風景
国連本部ビルはこの角度がきれいに見えます。

■ JPOから国連の舞台の中心へ 現実と理想の狭間で

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）緊急対応・保安・供給局 局長 伊藤 礼樹^{あやき}

1993年、私はJPOとして、ミャンマーとバングラデシュの国境に位置する小さな町、マウングダウのUNHCRフィールド事務所に派遣されました。ミャンマーの旧首都であるヤンゴンから飛行機、船、そして四輪駆動車を乗り継いで2日かけてたどり着いたその町に、UNHCRの国際スタッフが配置されるのは初めてのことでした。当時は、バングラデシュに避難していたロヒンギャ難民¹がミャンマーへの帰還を始める重要な時期だったため、私はオフロードバイクやボートを駆使して村々を訪問し、帰還民の状況を確認しながら、現地当局と課題解決に向けた交渉を重ねる日々を送りました。突然の現場派遣に不安もありましたが、素晴らしい上司や同僚に恵まれ、この経験が自分のその後のキャリアの土台を築く2年間となりました。

それから30年、私は10か国で14回の転勤を経験しました。今日、世界には約1億2,300万人の故郷を追われた人々が存在し、その中には難民や国内避難民が含まれています。さらに、約440万人が国籍を持たない無国籍者として生活しています。UNHCRは彼らの保護と支援を使命とし、約135か国に500以上の現地事務所を構えています。緒方貞子元国連難民高等弁務官が掲げた「現場主義」を理念に、職員の90%以上がフィールド（現場での活動）に従事し、直接人々と向き合いながら活動しています。国際スタッフは「ローテーション制度」により2年から5年ごとに異動が義務付けられ、その中で約90名の日本人スタッフが活躍しており、70%以上が女性です。その多くがJPO派遣制度を経てUNHCRの職員となっています。

難民や国内避難民の多くは、迫害や人権侵害、紛争といった理由で故郷を追われています。その数は2011年以来、13年連続で増加しています。彼らが安全に帰還するためには、母国での根本的な政治的解決が必要不可欠ですが、国際社会が混迷を深める中、その実現は容易ではありません。UNHCRは難民の受入れ国を支援しつつ、母国の状況改善にも注力しています。シリアとレバノンで代表を務めていた時は、物資や法的支援を通じてシリア難民が安全に自主帰還できる環境作りに取り組む一方、レバノンでは難民への偏見や反発が高まる中、受入れ国の人々の懸念にも耳を傾け、バランスを取りながら、難民の権利保護活動に努力しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行など、予測困難な課題が生じる現代において、普遍的な「正しい答え」が必ずしも見つからない複雑な状況に対応する能力が求められています。言い換えれば、UNHCRのスタッフには、現実と理想の狭間で、実効性のある難民支援と保護を実現する能力が求められていると感じています。

そのために、UNHCRのスタッフは、難民の声を真摯に受け止め、課題の本質を見極め、多様なステークホルダー（関係者）の立場を理解し、現場で迅速に決断し行動しなければなりません。これらは、私自身が今なお大切にしている姿勢でもあります。

JPO制度を通じて国際舞台での第一歩を踏み出した日本人が、更に増え世界の平和と人道に貢献していくことを心から願っています。



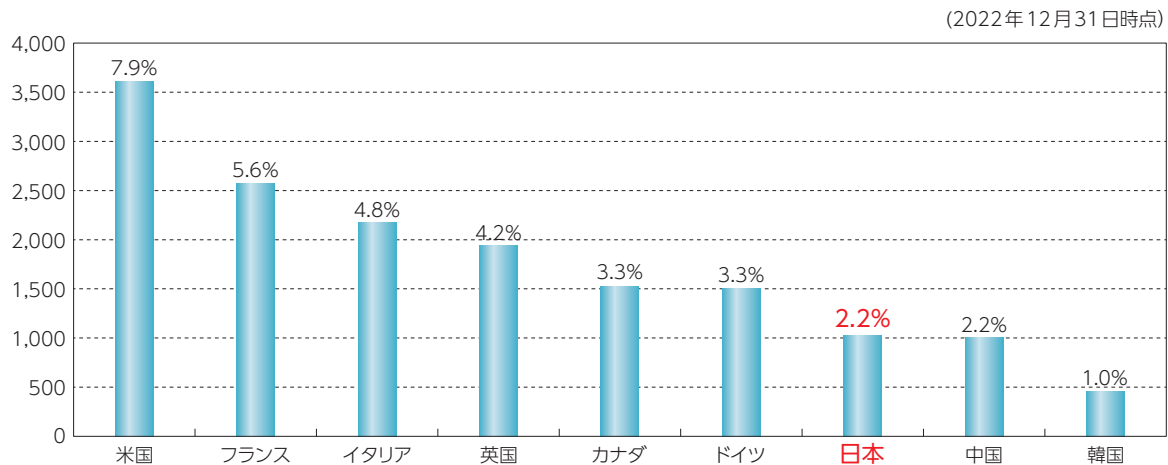
タイ国境のミャンマー・カヤ州の山奥の村で帰還民から話を聞く筆者（右端）（2013年 ©UNHCR/Jane Gabriel Holloway）



ソマリアの首都・モガディシュの国内避難民キャンプで働く筆者（右端）（2012年）

1 ミャンマー・ラカイン州からの避難民

■ 国連機関の国別職員数(国連調べ、専門職以上)



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数
 (注2) %は職員総数(45,760)に占める割合を示す。
 (注3) 外務省調べとは算出方法が異なる。

(出典) 国連資料 (CEB/2023/HLCM/HR/4)

ブック、X (旧ツイッター)、リンクトイン、インスタグラム)、動画配信などを通じて国際機関の空席情報などの有用な情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するセミナーのほか、国際機関の幹部職員や人事担当者を招いた説明会をオンラインや実地会場で実施⁽²⁾するなど、広報に努めている。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、日本人職員の増加及び昇進支援に今後もより積極的に取り組んでいく。

(2) 非政府組織(NGO)の活躍

ア 開発協力分野

日本のNGOは、日本の顔が見える開発協力の担い手として、開発現場のニーズをきめ細かく把握し、状況に応じて迅速かつ柔軟に支援を行う政府開発援助(ODA)を実施する上での戦略的パートナーである。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償の資金協力(「日本NGO連携無償資金協力」)に

よりNGOを通じたODAを積極的に行っており、事業分野は保健・医療・衛生(母子保健、結核対策、水・衛生など)、農村開発(農業の環境整備・生計向上など)、障害者支援(職業訓練・就労支援など)、教育(基礎教育、インクルーシブ教育、学校建設など)、防災、地雷・不発弾処理など多岐にわたる。2023年度は、アジア、アフリカ、中東、中南米など39か国・1地域で日本NGO連携無償資金協力事業を実施する日本のNGO(62団体)に対し、109件の資金供与を行った。さらに、NGOの事業実施能力や専門性の向上、NGOの事業促進に資する活動支援を目的とする補助金(「NGO事業補助金」)を交付している。

また、2002年に、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立されたジャパン・プラットフォーム(JPF)には、2024年12月時点で47のNGOが加盟している。JPFは、2024年には、東南アジア水害被災者支援、バングラデシュ東部水害被災者支援などのプログラムを立ち上げたほか、ウクライナ及び周辺国、ミャンマー、バングラデシュ、南スーダン

(2) 上記脚注1のサイトの「お知らせ」に掲載

及び周辺国、エチオピア、イエメン、パキスタン、モザンビーク、アフガニスタン、イラク、シリア及び周辺国における難民・国内避難民支援を実施した。

外務省は、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるように、能力強化、専門性向上、人材育成などを目的に、様々な施策を通じてNGOの活動を支援している。2024年、外務省は、NGO活動環境整備事業として「NGO相談員制度」(316ページ 特集参照)、「NGOスタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施した。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした「NGO・外務省定期協議会」について、2023年度は、「全体会議」が2023年8月に、各委員会の「連携推進委員会」が同年7月、12月及び2024年3月に、「ODA政策協議会」が2023年7月、12月及び2024年3月に開催され、活発な意見交換が行われた。

イ そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や「ビジネスと人権」に関する行動計画、国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会との対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトなどの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で被爆の実相を伝えるためのNGOなどの活動を後押ししている。2024年12月までに、108件延べ320人が非核特使として、また、55件延べ787人がユース非核特使として世界各地に派遣されるなどしている。

国際組織犯罪対策では、特に人身取引の分野において、官民一体となった対策を推進するため、政府は、近年の人身取引被害の傾向や、それらに適切に対処するための措置などについて、NGOとの意見交換を行っている。

(3) JICA海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊(JICAボランティア事業)は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・寄与することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、累計で99か国に5万6,402人の隊員を派遣し(2024年3月末時点)、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9分野、約180職種にわたる協力を展開している。帰国した協力隊経験者の知見を教育現場や地域社会、民間企業で活用するなど、国内社会への還元の取組も進めており、日本の国民参加による協力隊の活動は、受入れ国を始め、国内外から高い評価を得ている(317ページ コラム参照)。JICA専門家の活動は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝え、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。JICA専門家は、保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ(人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び社会の発展と日本との信頼関係の醸成に寄与している。2023年度に新規で派遣された専門家は7,702人、活動対象国・地域は99か国・地域に上る。

特集

SPECIAL
FEATURENGO 成長の縁の下の力持ち：
NGO 相談員制度 25 周年

日本の国際協力NGOは、開発途上国・地域において、市民社会の有する専門性や経験をいかして、地域住民に寄り添ったきめ細かな支援を行うことで、大きな存在感を示しています。こうしたNGOの成長には、外務省が継続的に支援しているNGO相談員制度が大きな役割を果たしています。同制度は、NGO活動環境整備事業の一つとして1999年に開始し、2024年に25周年を迎えました。

NGO相談員は、一般市民の国際協力に関する理解の促進、地方のNGOの運営能力の底上げ及び基盤強化、NGO相談員として外務省から受託した団体自身の更なる情報発信の強化を図ることを目的としています。現在、全国9ブロック（北海道、東北、関東、中部・北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄）、合計10団体がNGO相談員として活躍しており、出張サービスなども行いながら、日本全国の都道府県を対象にしています。主な活動内容としては、一般市民からの国際協力分野に関する照会や相談対応（NGOの設立・組織運営、NGOや国際協力関連組織への就職支援、国際協力活動に関する情報提供など）、NGOの広報活動支援、出張サービスが挙げられます。出張サービスでは、全国各地で行われる国際協力関係のイベントなどにNGO相談員のブースを出展し、イベント参加者からの相談に対応するほか、JICA、地方自治体、市民団体、学校などからの依頼に基づいて、国際協力に関する講演・セミナー・ワークショップを行い、日本における国際協力の理解促進やNGOの成長に貢献しています。



出張サービス時にブースで相談対応している様子（写真提供：特定非営利活動法人 関西NGO協議会）

また、外務省のNGO協力推進室とNGO相談員との間で、年2回、NGO相談員連絡会議を開催し、制度の運営方針や全体で取り組むべき課題などについて意見交換及び情報共有を行うことで、NGO相談員制度の更なる強化に努めています。2024年度の第2回会議は国際協力イベント「高知国際ふれあい市場」の開催に合わせて、高知市で実施されました。同会議では「地域の国際化・国際協力の裾野をどう広げていくか」をテーマに、NPO砂浜美術館及び高知大学次世代地域創造センターから講師を招き、地元との共生を目指しながら高知県の国際化を進める取組などに関する

講義を実施した後、活発な質疑応答やグループ討論を通してそれぞれの地域における課題や今後の展望について議論しました。そのほか、各団体の相談件数や特徴のある取組、出張サービスの実施状況、今後の課題などについて意見交換を行いました。

今後もNGO相談員制度を通じて、日本の国際協力NGOの成長、市民の国際協力やNGO活動に対する更なる理解促進に努めていきます。



2024年度（令和6年度）第2回NGO相談員連絡会議での記念撮影（高知県）

コラム
COLUMN

ソロモン諸島の教壇に立ってみて私が感じたこと

独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外協力隊員 (職種：小学校教育)
派遣国：ソロモン諸島 こうたき ももか 上瀧 桃佳

「モーニン」「おはよう」と街を歩いているとこんな明るい挨拶が聞こえてきます。ここ、ソロモン諸島はオーストラリアの北東に位置する太平洋上の小さな島国です。ガダルカナル島を始め太平洋戦争の激戦地となったことなど、日本との歴史的結び付きが深い国です。ソロモン諸島に来て一番驚いたことは、街を歩いていると「おはよう」や「ありがとう」と日本語で話し掛けられることです。現地の人にその理由を聞くと「昔、自分の村にJICAボランティアがいて～」と当時の隊員との思い出を語ってくれます。そして「ソロモン諸島を助けるために来てくれてありがとう。私たちは日本人が大好きなんだ。」と感謝を伝えてくれます。何よりも日本人の勤勉さや礼儀正しさ、親切心などの国民性を評価してくれます。これは、現在に至るまでのJICAボランティア事業やその他プロジェクトなどで関わってきた日本人一人一人の行動の賜物である、と感じています。

私の活動先は、首都があるガダルカナル島ガダルカナル州立の全校児童約150人の小さな小学校です。ソロモン諸島には義務教育がないということもあり、就学率が低く、また、教員・保護者の教育への意識の格差など、様々な教育課題を抱えています。過去10年の間に外国からの支援を受けたことで、教育カリキュラムや教科書の制作・配布が進みました。今後は、児童が楽しく学習できるよう、授業への一層の工夫や同僚教員の指導力の向上が求められています。

私は子どもたちが「学校は楽しい場所」であると思える“学校作り”をテーマに掲げ活動しています。そのためには、教員・児童・保護者の三者が密に協力することが必要不可欠と考え、それぞれにアプローチするための具体的な計画を立てました。



世界教師デー (World Teachers' Day) で撮影した St. Mary tanagai schoolの同僚との集合写真 (中央でレイを首から下げているのが筆者)



3年生の授業で算数を教えている筆者

先生たちには、週に1回研修日を設けて、私がリーダー役となり、授業力向上や教員としての仕事への向き合い方をテーマにしたディスカッションを行うことで、授業力の向上に取り組んでいます。子どもたちには、校外学習や学期に1回の行事、学校菜園を取り入れ、教室の外で実体験を通じた学びの機会を提供しています。保護者には、学校と子どもたちにより関心を寄せてほしいという思いから授業参観・保護者面談を発案し、子どもたちの様子を共有することで、互いに「協力して子どもたちを育てていこう」という共通認識の醸成を図っています。

異国の地で人間関係・語学などに悩むことはありましたが、どんな時もそばにいてくれて家族のように大切に想ってくれるソロモン諸島の人々のお陰で、ここまで活動してることができました。新型コロナウイルス感染症により派遣が延期となり、任国も変更し、当初の予定から4年越しの派遣となりましたが、ここで活動することができて良かったと心の底から思っています。2年間の任期も残りわずかですが、最後まで自分ができるところをやり切り、ソロモン諸島の人々のために尽力したいと思います。

コラム
COLUMN

50年を越えてつながる マラウイとJICA海外協力隊の強い絆

きずな
在マラウイ日本国大使館

これまでに多くの日本の若者が、日本と開発途上国の人々を結ぶ架け橋として独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊員のボランティア活動に参加してきました。中でも、世界で最も多くの隊員が派遣されてきたのが南部アフリカの国、マラウイです。マラウイには、1971年から隊員の派遣が開始され、2021年には協力隊派遣50周年を迎えました。保健・医療、教育、農業開発などの分野にわたり、累計1,900人以上の隊員が派遣されています。

マラウイでは、どんな地方でもかつて日本人の隊員と働いたことがあるとの声が聞かれるほか、政府関係者からもかつて隊員の先生から授業を受けたことがあるとの声が聞かれます。こうした声に共通する点は、JICA海外協力隊は、過酷な環境の中でも、マラウイの人々と同じ生活をし、同じ目線に立って懸命に働いてくれた、という称賛です。



隊員が学校で教えている様子
(3月、マラウイ・ンサル 写真提供：JICA)



現地で問診に当たる隊員
(7月、マラウイ・サリマ 写真提供：JICA)



隊員が中心となり行った運動会での集合写真
(10月、マラウイ・モンキーベイ 写真提供：JICA)

マラウイを離れた後でも、隊員が紡いだ日本とマラウイの絆は続いています。2019年に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）の際に来日したカサイラ外務・国際協力相は、かつて同相の故郷ンサンジェに派遣された恩師である理数科隊員2名と、36年ぶりの再会を果たしました。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、群馬県太田市がマラウイのホストタウンとなりましたが、そこにはある元隊員の活躍がありました。その後も、太田市はマラウイから英語教員を受け入れたり、マラウイに支援物資を送るなど交流を続け、2024年8月には、来日したテンボ外相と清水聖義太田市長とが会談し、友好都市締結に向けた検討が進められています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるJICA海外協力隊の国外退避など困難な時期もありましたが、2024年11月時点で、マラウイ各地で47人の隊員が活躍しています。帰国する際には、隊員一人一人にテンボ外相からの感謝状が、駐マラウイ日本国大使を通じて手渡されています。この感謝状授与は、2008年に在マラウイ日本国大使館が開館した翌年の2009年から続く伝統となっています。マラウイのJICA海外協力隊経験者には、今もマラウイやアフリカのために活躍する人材が数多くいます。JICA海外協力隊一人一人の地道な活動は、日本人がマラウイを理解し、マラウイ人が日本を理解するための触媒となってきました。こうしたJICA海外協力隊の活動は、日本とマラウイとの友好関係の深化に大きな役割を果たし、日本の外交にとって貴重な財産となっています。

3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生にも積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、駐日外交団や商工会議所、企業関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する「外務大臣及び知事共催レセプション」を実施している。1月に新潟県、3月に徳島県との共催でレセプションを実施し、駐日外交団を始めとする参加者と両県との更なる交流の促進につながる機会となった。新潟県との共催レセプションでは、約170人の関係者が出席し、上川外務大臣から、新潟県の多様な魅力を紹介しつつ、「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向け、その文化遺産としての素晴らしい価値が評価されることが重要であるとして、駐日外交団を始めとする参加者に対し、新潟県の魅力を発信することについて協力を求めた。同レセプションでは、県産品である水産物、米加工品、地酒や佐渡島の金山、錦鯉、翡翠、伝統工芸品、観光などを紹介するブースを設けるとともに、ステージでは佐渡の古典芸能である「鬼太鼓」のパフォーマンスも行った。徳島県との共催レセプションでは、約230人の関係者が出席し、上川外務大臣から、徳島県の持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組について紹介するとともに、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのホストタウン交流についても触れつつ、徳島県の魅力が更に世界に発信されることを祈念すると述べた。同レセプションでは、県産品である食品、地酒、伝統工芸品やSDGs達成に向けた取組、ホストタウン交流などを紹介するブースを設けるとともに、ステージでは徳島県の「阿波おどり」のパフォーマンスも行われた。

このほか、外務省は地方自治体などとの共催で、各国の駐日外交団や商工会議所、関連企業



新潟県知事との共催レセプション（背景は「佐渡島の金山」の紹介パネル）
（1月23日、東京・外務省飯倉公館）



徳島県知事との共催レセプション（3月13日、東京・外務省飯倉公館）

などの関係者に対して各地域の地元産品、観光や産業、投資などの施策や魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を実施しており、2024年度は2025年1月に開催した。

また、外務省は地方自治体との共催で、駐日外交団に地方の多様な魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に「駐日外交団による地方視察ツアー」を実施している。1月30日及び31日には、関西広域連合との共催で「ガストロノミーと歴史・文化を巡る関西」をテーマに奈良県及び大阪府堺市へのツアーを実施し、2025年大阪・関西万博の開催を控える関西エリアの歴史、文化、食、産業、観光、特産品などを紹介した。6月6日及び7日には、「茶のくに八女の伝統を巡る」をテーマに福岡県八女市へのツアーを実施し、参加した駐日外交団は、600年の歴史がある八女茶を始め、同市の伝統



奈良県・大阪府堺市の視察先を訪問する外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（1月30日奈良県、31日大阪府堺市）



八女中央大茶園を訪れた外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（6月7日、福岡県八女市）



福島県主催交流会（駐日外交団による地方視察ツアー）（10月10日、福島県）



京都迎賓館を訪れた外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（10月31日、京都市）



佐野市国際クリケット場を訪れた外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（11月18日、栃木県佐野市）

工芸や文化などについて理解を深めた。10月10日及び11日に実施した福島県へのツアーでは、参加した駐日外交団は、東日本大震災の直接的な被害を受けた浜通り地方を訪れ、東日本大震災の発生当時の状況や復興が進む福島の現状を視察したほか、安全で美味しい福島の食の魅力について認識を深めた。10月30日及び31日には、京都市へのツアーを実施し、参加した駐日外交団は、スタートアップ企業を含む

同市に本社を置く企業との交流、京都迎賓館への訪問などを通じて、同市の産業、歴史、文化について理解を深めた。11月18日及び19日には、市制20周年を迎える栃木県佐野市へのツアーを実施し、同市が牽引するクリケットを体験したほか、同市の伝統工芸品、産業、観光などについて理解を深めた。

さらに、外務省では地方自治体に対し、地域レベルの国際交流活動に密接に関係する最新の

外交政策などに関する説明の場を提供しており、その一環として、1月及び12月に「地方連携フォーラム」をウェビナー形式で開催した。1月のフォーラムでは、第1部は、外務省から「経済外交と官民連携」のテーマで、第2部は日本外交協会から「自治体の中古消防車・救急車等を通じた国際貢献・地方交流」のテーマで、第3部は観光庁から「コロナ禍後のインバウンド観光の最新動向と地方における取組」のテーマでそれぞれ講演を行い、第3部では自治体参加者との間で質疑応答が行われた。12月のフォーラムでは、第1部は、外務省から「日・ASEAN関係」のテーマで、第2部は、日本酒コーディネーターから「SAKEから観光立国」のテーマでそれぞれ講演が行われた。また、第2部の講演の後は、蔵元やソムリエとして日本酒に関わるパネリストを交えたパネルディスカッション及び自治体参加者との間での質疑応答が行われた。

海外での事業については、東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の産品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業として「地域の魅力海外発信支援事業」を実施している。7月から2025年3月にかけて、中国及び香港においてオンライン形式での情報発信を含む形で実施した。SNSを活用して多くの人々に日本の観光・文化・食などの地域の魅力を体感してもらうことを目標に、41の日本の自治体がそれぞれの魅力を伝える動画を作成し、在中国日本国大使館の^{ウェイボ}微博（中国SNS）アカウントなどで配信した。また、在中国日本国大使館が主催するイベントにおいて、日本の食品関連企業や自治体が食や観光のPRを実施した。香港では、7月に実施された香港ブックフェアにおいて東北地方などのPRを行った。こうした取組では、キー・オピニオ



地域の魅力海外発信支援事業で在中国日本国大使館のSNSアカウントから発信した自治体のPR動画

ン・リーダー（KOL）やインフルエンサーも活用することで、より多くの人々に日本の地域の魅力が伝わっている。

また、在外公館施設を活用して地方自治体はその魅力を発信することを通じて、地方産品の販路拡大、インバウンド促進などを目指す「地方の魅力発信プロジェクト」を9件実施した。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開催される「在外公館における天皇誕生日祝賀レセプション」で地方の産品や催事などを紹介・発信する場を設けている。2024年は、245の在外公館において対面開催され、そのうち119公館において地方の魅力発信を行った。

このほか、外務省では様々な取組を通じて日本と海外の間の姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流を始めとする日本の自治体と海外との間の交流を支援してきた。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行うことや、在外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方を訪問し、姉妹都市交流やホストタウン交流に関する意見交換や講演を行うことで、地方の国際的取組を後押ししている。また、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供し、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」⁽³⁾で広報

(3) 外務省ホームページ「グローバル外交ネット」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html>



するなどの側面支援を行っている。

地方連携の取組を紹介する広報媒体としては、「グローバル外交ネット」のほか、毎月1回メールマガジン「グローバル通信」⁽⁴⁾を配信し、加えて「X (旧ツイッター)」⁽⁵⁾による投稿を行っている。これら広報媒体においては、外務省の地方連携事業や地方自治体が進める姉妹都市交流、ホストタウン交流、地方の国際的取組などを紹介している。

また、各地の日本産酒類（日本酒、日本ワイン、焼酎・泡盛など）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食での日本産酒類の提供、天皇誕生日祝賀

レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒で乾杯するなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極的に取り組んでいる。その際には、2024年にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」についても積極的にアピールしている。

さらに、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）はODAにおいても地方自治体などと連携しており、開発途上国が経済成長に伴って直面している、水処理、廃棄物処理、都市交通、公害対策などの課題について、日本の地方自治体の経験やノウハウ、各地域の中小企業の優れた技術や製品を活用する形で開発協力を進めている。

(4) 地方連携推進室メールマガジン「グローバル通信」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001870.html
(5) 地方連携推進室 X (旧Twitter) : <https://twitter.com/localmofa>



第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2024年の事件・事故などとその対策

2024年は、年間延べ1,300万人⁽¹⁾の日本人が海外に渡航し、同年10月時点で約129万人の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していなかったが、4月にカラチ（パキスタン）において日本人1人が負傷する襲撃事案が発生したほか、2024年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、ケルマーン（イラン）における爆発事件（1月）、モスクワ（ロシア）での銃撃事件（3月）、カラチ（パキスタン）での国際空港付近における爆発事件（10月）、テルアビブ（イスラエル）における銃撃事件（10月）などが挙げられる。また、中東地域では、イラク、シリア、イスラエル、アフガニスタンを中心に、南西アジアではパキスタン、アフリカでは、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、イスラム過激派の活動は世界各地に拡大しており、多くの日本人が渡航・滞在する欧米やアジアでもテロが発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて過激思想に感化され実行するテロ（ホーム・グロウン型）や、組織的背景が薄い単独犯によるテロ（ローン・オフエンダー型）、不特定多数の

人が集まる日常的な場所におけるテロが引き続き多く発生している。また、欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左過激主義者による暴力的な活動も活発になっている。

2024年も世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件（無差別殺傷事件など含む）、交通事故、登山中の事故などが発生し、支援を行ってきた。

自然災害は、世界各地で発生しており、台湾東部沖の地震（4月）や、各地での台風、ハリケーン、大雨、山火事などでは大きな被害が出た。

中南米のハイチでは、治安の急激な悪化を受け、日本政府は、フランス政府と協力し日本人のハイチからの出国を支援した（3月）。大洋州のフランス領ニューカレドニアでは、大規模な騒乱を受け、日本政府は、危険レベルを引き上げ、オーストラリア政府やフランス政府と協力し日本人のニューカレドニアからの出国を支援した（5月）。中東では、イスラエルとレバノンのヒズボラー間の攻撃の応酬が激化したことを受け、イスラエル及びレバノンの危険レベルを引き上げ、自衛隊機及び政府チャーター船により日本人のレバノンからの出国を支援した（10月）。

また、地域情勢に応じ、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出した。

外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を

(1) 出典：日本政府観光局（JNTO）

行っている。

2024年には、アフリカ中部のコンゴ民主共和国を中心にエムポックスの新たなクレード(株)による流行が発生し、WHOがPHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)を宣言したことなどを踏まえ、同国を含むアフリカ7か国に感染症危険情報を発出した。また、主に熱帯地域を中心に発生している蚊が媒介する感染症であるデング熱について、全世界を対象に感染症広域情報を発出し、渡航や滞在に関する注意喚起を行った。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2022年に対応した日本人の援護人数は、延べ1万6,895人、援護件数は1万4,454件であった。このような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、日本人への各種支援や出入国・治安関連などの情報発信を、きめ細かな形で実施した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロが同時に発生する複合リスクに備えることが必要とされており、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して困難となり、海外安全対策に万全を期すことがより一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。具体的には、「海外安全ホームページ」で各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

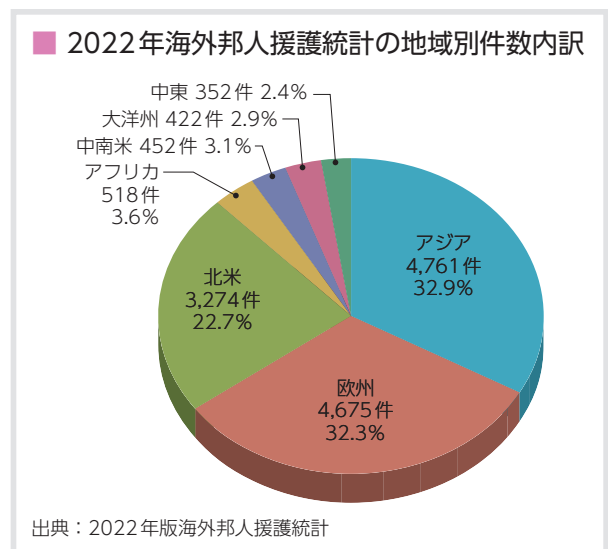
「たびレジ」の登録及び在留届の提出を促進するため、広報活動にも積極的に取り組んでおり、各旅券事務所で広報カードを配布したほか、広報動画を外務省公式YouTubeで公開した。海外旅行関連業者などに向けては、海外渡

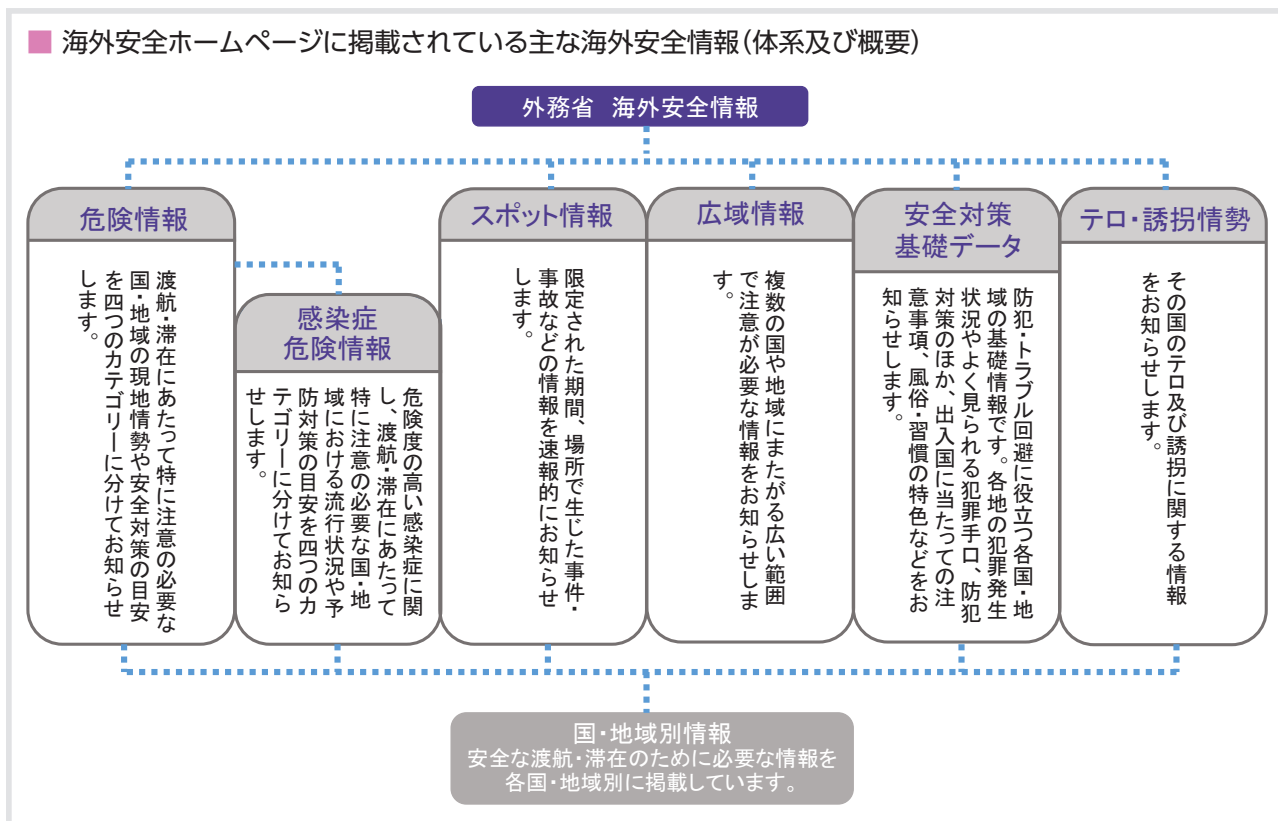
航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスも提供しており、企業にインターフェイスの活用を呼びかけている。9月に「ツーリズムEXPOジャパン」(東京)にブースを出展し、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2025年2月時点で累計1,070万人を突破した。

これまで、在留届は在留国到着後に住所が確定して初めて提出が可能であったが、5月1日から、日本出発90日前から、住所が確定していなくても提出が可能となった。これにより、日本出発前でも、在外公館が発信する安全情報や海外生活に役立つ情報をメールで受け取ることが可能となった。

また、外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2024年は、外務省主催の海外安全対策セミナーをオンライン・対面で実施した(在外公館で11回、国内で5回)ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師として講演を行った。また、音声プラットフォームを通じた海外安全情報の定期的な配信も行った。

さらに、日本企業・団体関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を国内外





で実施した。特に、国外での「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」は、2019年9月以来、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行を受け実施を見合わせていたが、2023年は約3年半ぶりに実施し、2024年は1月にトルコで開催した。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

加えて、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、安全に関する情報に接する機会に限られる中堅・中小企業などへの啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を活用した啓発や、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージや身を守るために役立つ知識の配信を引き続き推進した。

また、海外渡航する日本人を対象として、テ



3か月未満の海外渡航者向け「たびレジ」と、3か月以上の海外滞在者向け「在留届」を、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが紹介



(動画)

https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf_moW4



(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



海外安全対策フライヤー（表面）

口や誘拐に遭遇しないための留意点や、万が一巻き込まれた場合の対応、緊急連絡先をまとめた「海外渡航の安全対策」リーフレットを作成し、企業関係者などに配布した。

海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関での講演やオンライン形式も含めた安全対策講座



海外安全対策フライヤー（裏面）

を実施しているほか、在留届や「たびレジ」の登録率向上のための協力依頼を行った。今後も引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を実施しており、2025年1月にも151公館を対象とした調査を実施した。アンケートで寄せられた利用者の声を真摯に受け止め、利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。

■ 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査結果

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>



イ デジタル化の推進

外務省は、利用者の利便性向上及び領事業務合理化の観点から、領事サービスのオンライン申請及び領事手数料のオンライン決済を導入し、その対象を拡充してきており、これにより窓口への往訪回数を減らすなどの成果が見られている。これを踏まえ、更なる利便性の向上を目指して領事手続のデジタル化を進めており、4月1日からは、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、戸籍に係る在外公館への届出時に、これまで申請者が本籍地市区町村から取り寄せていた戸籍謄本などの添付が原則として不要となった。外務省としては、領事業務のデジタル化を通じて、邦人保護といった「人」による対応が不可欠な業務に領事担当官が専念できる環境を整備することで、領事実施体制を強化していく。

(2) 旅券(パスポート):信頼性の維持と 利便性向上・業務効率化

新型コロナ終息後、諸外国における入国制限措置などが撤廃され、日本人の海外渡航も増加する中、旅券申請数は、前年に続き回復傾向が顕著であるものの、新型コロナ流行下以前の水準には達していない(2024年の旅券発行数は約382万冊、2023年比108.3%増。新型コロナウイルス感染症流行下前の2019年は約449万冊発行)⁽²⁾。

旅券発給に関しては、2023年3月27日から開始されたオンライン申請がその範囲を徐々に拡大してきたが、2025年3月24日から、全ての都道府県において新規発給・切替発給のいずれもオンライン申請・オンライン納付の利用が可能となった。あわせて、戸籍情報がシステム上自動的に連携されることとなり、戸籍謄本の原本提出が省略され、申請者にとっての利便性が向上した。国外においても、オンライン在留届のシステム(ORRネット)からのパスポート申請が可能となっている。

また、同3月24日から、国立印刷局において偽変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」(顔写真ページがプラスチック製になりレー

ザーで印字・印画)の発給を開始した(332ページ コラム参照)。

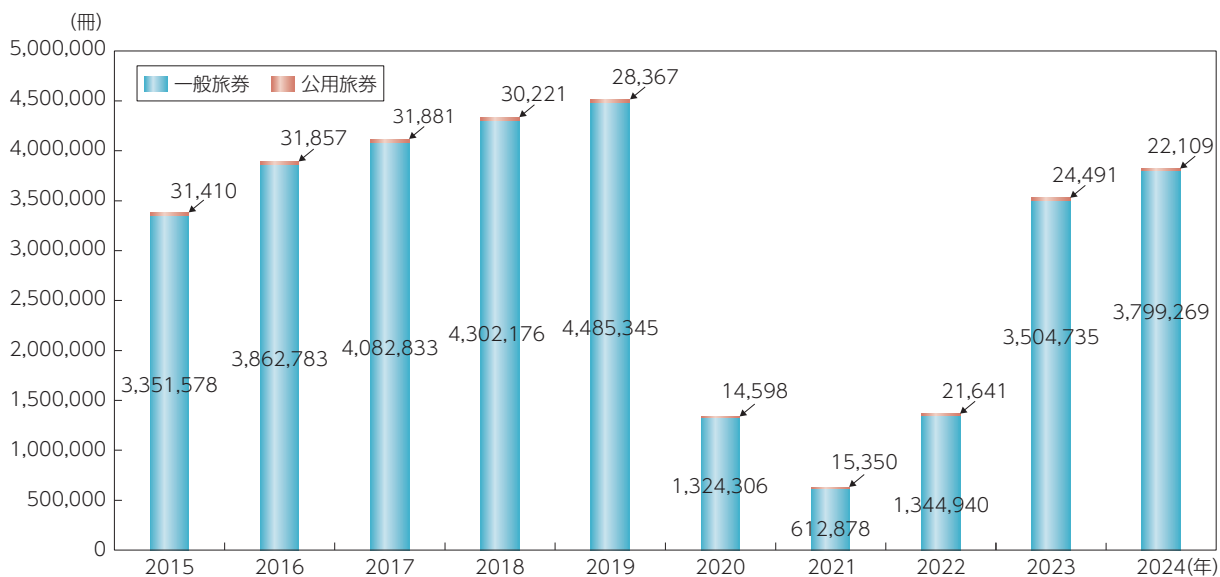
他人になりすます方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生しており⁽³⁾、対面での交付などを通じた本人確認や顔認証技術による写真照合などによる、不正取得防止対策の更なる強化にも努めた。

引き続き、旅券の国際標準を定める国際民間航空機関(ICAO)での検討を踏まえつつ、旅券の信頼性の維持、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出の届出と同時に市区町村選挙管理委員会の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請することが可能となり、手続の簡素化が図られた。2024年には、7月に申請に係るデータを在外公館と市区町村選挙管理委員会との間で直接送受信する取組が

■ 旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出典：旅券統計(外務省旅券課)を基に作成

(2) 出典：日本政府観光局(JNTO)

(3) 2019年は8冊、2020年は3冊、2021年は3冊、2022年は3冊、2023年は5冊、2024年は2冊のなりすまし不正取得事案を把握

■ 在外選挙

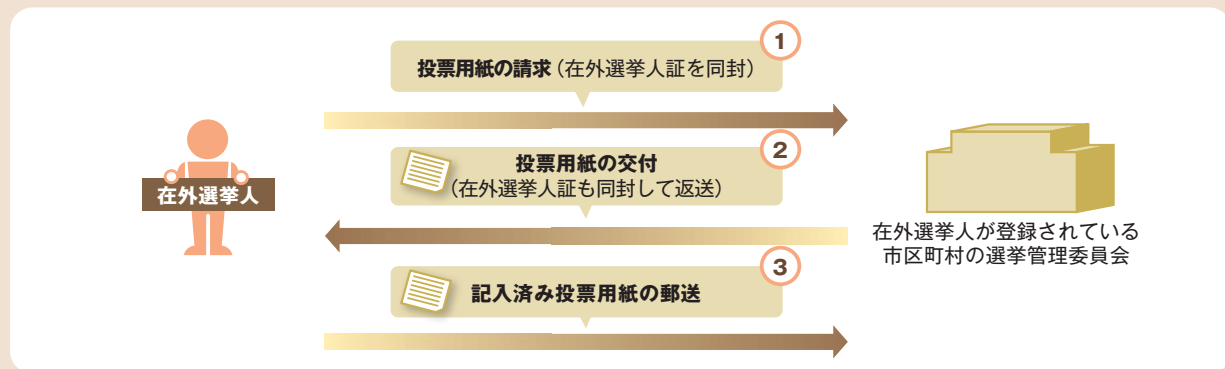
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

始まり、これにより在外選挙人証の交付手続の大幅な迅速化が図られた。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。10月には、第50回衆議院議員総選挙の実施に伴い、17回目となる在外公館投票を231公館・事務所で実施した。また、衆議院議員総選挙と同一の日程で、参議院議員補欠選挙のほか、在外では初め

てとなる最高裁判所裁判官国民審査が実施された。2025年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

(4) 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付

デジタル化の進展に伴うマイナンバーカードの普及及び利用の促進のため、5月27日から、国外転出時に市町村で手続を行うことでカードの国外継続利用ができるほか、そのような手続

をせずに出国した場合でも、市町村又は在外公館宛てに郵送等で申請を行うことで、在外公館などで新たにカードを受領することが可能となる。同カードの更なる利用促進について、外務省は、関係省庁と連携しながら引き続き検討を進めていく。

(5) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省は、日本国憲法^その精神及び2022年に成立・施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

特に、海外においても日本の児童・生徒が安心して学べる環境を守ることは、最も重要な点である。2024年6月に中国の蘇州で、9月に深圳^{せん}で発生した日本人学校児童等殺傷事件を受け、外務省としては、補正予算の必要な予算措置を講じた上で、スクールバス同乗を含む警備員の増強など、中国各地の日本人学校の安全対策の強化を支援している。引き続き、こうした取組を通じて、日本人学校、補習授業校といった各在外教育施設における安全確保に万全を期していく。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、領事メールなどを通じ、広く提供している。また、在外公館ホームページでは、日本語が通じる現地の医療機関についての情報を提供しているほか、在外公館で勤務する医務官が現地で収集した情報を「世界の医療事情」として外務省ホームページに掲載している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している。

ロ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州に対して、手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を經由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策については、外務省は「海外での滞在や生活等に関する基礎調査」を行い、2024年6月にその結果を公表した。同時に、国内NPOと連携しながら海外の個別案件にきめ細かに対応している。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住は、明治元年（1868年）のハワイへの渡航に始まり、現在では北米・中南米を中心として、全世界に約500万人の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする

各分野において各国の発展に寄与し、日本と各在在国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に、約310万人の日系人が在住している

中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行うなど、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

また、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人や次世代を担う若い日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機

会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2024年10月には、日本で第64回海外日系人大会が対面で開催され、岩屋外務大臣は歓迎レセプションを主催し、大会に参加した様々な世代の日系人と懇談を行った。今後も日系社会との連携を強化していく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2024年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2024年12月末までの10年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める事案での援助申請を411件、子との交流を求める事案での援助申請を202件、計613件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち75件において子の返還が実現し、59件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求め

られた事案については、76件において子の返還が実現し、46件において返還しないとの結論に至った。

2024年11月、外務省は、アジア太平洋地域における締約国の条約実施体制の強化、締約国間の連携強化及び非締約国の条約締結の促進を目的として、ハーグ国際私法会議(HCCH)との共催で、「ハーグ条約に関するアジア太平洋ウェビナー2024」を開催した。

また、幅広い層へハーグ条約を周知するため、在留邦人向け啓発セミナーや在留邦人向けの情報誌への記事掲載、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォーム上で公開するなど、広報啓発活動にも力を入れている⁽⁴⁾。

(参考)ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数(2024年12月末現在)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	216	151
外国に所在する子に関する申請	195	51

(4) 1980年ハーグ条約と日本の取組に関する外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



コラム
COLUMN

NO準備, NO海外 –海外で身を守るために–

皆さんは、海外に渡航する際、何を最初に考えますか？おいしい食事や美しい景色でしょうか。仕事や留学など海外渡航の目的は様々だと思いますが、海外で充実した時間を過ごす大前提は、言うまでもなく危険に巻き込まれないことです。世界各地では今もテロ事件が多く発生しています。アルジェリア、バングラデシュ、アフガニスタン、パキスタンなどで日本人が被害に遭った事案もあります。

渡航先でテロ事件に巻き込まれないように、また、万が一遭遇してしまっても被害を最小限にするためには、具体的に何をすれば良いのでしょうか。

まず、「自分の身は自分で守る」意識を持ちましょう。治安情勢が悪い国・場所・時間帯を避ける、人の集まりや移動が増えるラマダン、クリスマスなどの宗教行事や祝祭日、選挙期間などの時期は特に警戒を高める、目立つ行動はしないことが重要です。そして事前に情報収集することが肝心です。

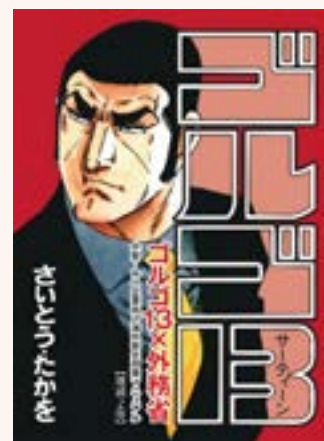
外務省は「たびレジ」や海外安全ホームページで危険情報やスポット情報を発信しています。特に、「たびレジ」で渡航先を登録しておくで現地の最新情報をメールで随時受け取ることができます。事前に情報収集をすることで、危険な場所に近寄らない、滞在時間を短くする、徒歩での移動は避けるなどの具体的な対応を適切なタイミングでとることができます。

近年、ショッピングモール、公共交通機関、イベント会場など、警備や監視が手薄な場所、いわゆる「ソフトターゲット」がテロの標的となるケースが数多く発生しています。また、テロ組織とのつながりの薄い単独犯による犯行（ローンオフエンダー型）が増加しており、テロを事前に察知し、予防することはこれまで以上に難しくなっています。

では、実際に身の回りで事件が発生した際、どのように行動すべきでしょうか。一番重要なことは、落ち着いて行動することです。銃声や爆発音を聞いたら「直ちにその場に伏せる、逃げる、（逃げられない場合は）隠れる」のが基本です。事件現場に居合わせたら周囲を確認し、低い姿勢を保ちつつ、安全な場所へ避難します。可能であれば、携帯電話でメッセージを送るなどして、外部に救助を要請します。状況が許せば、大使館・総領事館にも連絡しましょう。いつ何が起きても適切な対応ができるよう、渡航前の準備の段階で発生し得るリスクを想定し、心の準備をしておきましょう。

外務省では、セミナーや訓練を通じて海外安全対策や危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組を実施しています。また、ゴルゴ13が海外で過ごすための安全対策を解説するマンガも作成しており、外務省ホームページで動画も含めて公開¹しています。

海外で身を守るため、「NO準備, NO海外」の心構えで、ここで紹介した内容を参考に、渡航の前にできる限りの準備をしていただきたいと思います。



ゴルゴ13の中堅・中小企業向け
海外安全対策マニュアル

¹ 外務省海外安全ホームページ「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を参照
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html



コラム
COLUMN

旅券(パスポート)の偽変造対策と利便性向上 —新しいパスポートと、一つ先の未来へ—

日本の旅券は今から約160年前の1866年に初めて発給されました。当時は紙1枚の文書でしたが、1926年から顔写真付きの冊子型になり、2006年にはICチップが内蔵され、2020年からは査証ページに葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用するなど、時代とともに安全性や利便性を向上させながら変化してきました。そして2025年3月から、国立印刷局において、顔写真ページがプラスチック製となる「2025年旅券」の作成が開始されました。



■ 独立行政法人国立印刷局 銀行券部証券製造管理グループ

グループリーダー 裏岡 昭博

2025年旅券の最大の変更点は、顔写真ページの基材変更です。旧旅券の顔写真ページは紙基材であり、顔画像は都道府県の旅券事務所で熱転写プリンターにより印刷されていました。しかし、紙基材の旅券は偽変造のターゲットになりやすく、国際的な潮流として、偽変造がより困難なプラスチック基材への変更が主流になっています。そこで、日本においても、顔写真ページにプラスチック基材を採用することになりました。

2025年旅券は、国内2拠点のみで集中的に作成します。三つある顔画像はそれぞれ異なる技術で印刷しており、うち二つはレーザー加工技術を施しています。メインの顔画像の横にある顔画像は傾けると生年月日が浮かびあがり、もう一つの顔画像は、紙ページにインクジェットでカラー顔画像を印刷しています。ほかにも、一般公開されていない多くの技術を施し、偽変造対策を強化しています。

デザインについては、2020年に採用された「富嶽三十六景」を踏襲し、全ページに異なる図柄を使用しました。図柄の順番についても工夫しており、最初のページには旅の始まりをイメージする絵として「甲州犬目峠」を使い、最後のページには旅からの帰還をイメージする絵として「深川万年橋下」を採用しました。また、顔写真ページの裏側には、エンボス加工により桜模様を付けており、傾けると桜模様が立体的に動いているように見えます。レイアウトとして富士山と重ね合わせる配置にすることで、あたかも額縁で囲まれた一つの絵画となるように工夫した設計にしました。



また、安定した品質で冊子を作り続けることも偽変造対策として有効であるため、品質管理基準を設定し厳格なチェックを行っています。さらに、品質及び情報セキュリティの確保を確実に行うため、国立印刷局ではリスクマネジメントに係る知識の習得やISO認証¹取得に向けた取組を進めており、国際的な基準による品質やセキュリティの維持に今後も努めてまいります。

2025年3月24日から全国で旅券の新規申請、切替申請とともにマイナポータルを經由しオンライン²でできるようになりました。マイナポータル上で戸籍情報を連携できるため、従来のように市役所窓口などで戸籍謄本を取得する手間がなくなりました。

1 国際標準化機構 (ISO) が策定した国際規格

2 旅券のオンライン申請などについては外務省ホームページを参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004036.html



第3節

国民の支持を得て進める外交

1 国民への積極的な情報発信

(1) 全般

外交政策を円滑に遂行するに当たっては、国民の理解と支持が必要不可欠であり、政策の具体的内容や政府の役割などについて、迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。このため、外務省は、各種メディア、講演会、刊行物などを活用し、機動的かつ効果的な情報発信に努めている。

(2) 国内メディアを通じての情報発信

外務省は、日本の外交政策などに対する国民の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた迅速かつ的確な情報発信に努めている。具体的には、外務大臣及び外務報道官の定例記者会見の場を設けているほか、必要に応じ、臨時の記者会見を行っている。外務大臣の記者会見は、外務省公式YouTubeでもライブ配信し、その記録や動画を外務省ホームページに掲載している。総理大臣や外務大臣の外国訪問に際しては、目的や成果などを速やかに伝えるため、訪問地からソーシャル・メディアなどを活用した情報発信も行っている。また、個別の国際問題に関して日本の立場を表明する外務大臣談話や外務報道官談話、日々の外交活動などの情報を提供する外務省報道発表を随時発出している。さらに、外務大臣、外務副大臣などが、各種メディアへの出演やインタビューなどを通じて国民に対し、外交政策を直接説明している。



岩屋外務大臣記者会見（10月2日、東京）

■ 会見による情報発信

外務大臣記者会見	105回
外務報道官記者会見	31回
合計	136回

(2024年1月1日から12月31日まで)

■ 文書による情報発信

外務大臣談話	30件
外務報道官談話	41件
外務省報道発表	2,103件
合計	2,174件

(2024年1月1日から12月31日まで)

(3) インターネットを通じた国民に向けた情報発信

外務省ホームページ（日本語及び英語版）では総理大臣や外務大臣の外交活動に関する情報を迅速に発信し、領土・主権、歴史認識、安全保障を含む日本の外交政策や各国情勢に関する最新情報、基礎情報を提供している。

日本語ホームページでは、「キッズ外務省」、「世界一周何でもレポート」、「わかる！国際情勢」など、様々なコンテンツを幅広い層の国民に発信している。特に、「キッズ外務省」では、省員が出演して外務省の活動を分かりやすく説明する動画を作成して掲載しているほか、

ニュースや新聞で取り上げられることの多い用語や国際問題について説明するQ&Aコーナーや国旗クイズなどの子ども向けコンテンツを充実させている。また、「わかる！国際情勢」では、経済協力開発機構（OECD）加盟60周年や第10回太平洋・島サミット（PALM10）の東京開催の機会を捉えた解説記事などを新たに掲載した。

このほか、各種ソーシャル・メディアを通じて様々な情報発信を行っている。2024年は、国内外での外交行事、ウクライナ情勢、ガザ情勢、ALPS処理水⁽¹⁾などに関する情報発信を積極的に行った。



外務省ホームページ: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>



キッズ外務省: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>



外務省公式X: https://x.com/MofaJapan_jp

外務省
ホームページ



外務省公式
X



外務省公式
フェイスブック



外務省公式
インスタグラム



キッズ
外務省



(1) ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

(4) 国民との対話

外務省は、外務省職員が国民と直接対話を行う「国民と対話する広報」を推進している。

大学生と直接対話する「学生と語る」を2月に外務省で実施し、国際協力70周年の節目を踏まえた日本の開発協力政策などをテーマとして活発な対話を行った。加えて11月には、東北大学と共催で、東北圏の大学生の参加を得て仙台防災枠組（2015-2030）を踏まえた「国連と日本の防災協力」などをテーマとして議論を行った。また、8月に実施した「こども霞が関見学デー」では、参加者に外務省の仕事や世界の国々について理解を深めてもらえるよう、講演会やこども記者会見など様々なプログラムを実施した。

外務省職員などを全国の自治体や国際交流団体、大学や高校に派遣する「国際情勢講演会」、「外交講座」、「高校講座」や小中高生が外務省を訪問する「小中高生の外務省訪問」といった

各種事業は、参加校・団体の希望などに応じ、オンライン形式と対面形式の双方で事業を行った。これらの事業を通じて、外交政策や国際情勢についての理解の促進や次世代の日本を担う人材育成に取り組んでいる。

また、オンライン形式による「ODA出前講座」を通じて、外務省職員が講師として多数の学校で日本の政府開発援助（ODA）政策やその具体的取組を紹介している。加えて、外交専門誌『外交』の発行を通じて、日本を取り巻く国際情勢の現状、外交に関する各界各層の様々な議論を広く国民に紹介している。2024年は、ロシアによるウクライナ侵略やガザ地区をめぐる情勢、米国大統領選挙を始めとする各国大統領選挙・総選挙が地域や世界に与える影響を多角的に考察するなど、現在の国際情勢を俯瞰する多様な外交課題をテーマに取り上げ、内外の著名な有識者の論文などを数多く掲載した。

また、外務省の組織や、ALPS処理水などの



「こども霞が関見学デー」における「こども記者会見」の様子（8月8日、外務省）



「外交講座」における日本の外交政策に関する講義の様子（7月5日、名城大学）



「小中高生の外務省訪問」での私立ドルトン東京学園中等高等学校の外務省訪問の様子（7月11日、外務省）



外交専門誌「外交」

日本外交に対する一層の理解を得るため、幅広い読者を想定しつつ、各種パンフレットを作成した。このほかにも、外務省ホームページの「御意見・御感想」コーナーを通じた広聴活動を行い、寄せられた意見は、外務省内で共有の上、政策立案などの参考としている。

(5) 外交記録公開及び情報公開の促進

外務省は、外交に対する国民の理解と信頼を一層促進するため、外交記録の公開に積極的に取り組み、外交史料利用の利便性向上にも努めている。1976年からは、外務省の自主的な取組として戦後の外交記録を順次公開している。2010年には、「外交記録公開に関する規則」を制定し、(ア)作成又は取得から30年以上経過した外交記録を原則公開し、(イ)外務副大臣又は外務大臣政務官が委員長を務め、外部有識者が参加する「外交記録公開推進委員会」を設置し、外交記録公開の推進力を高め、透明性の向上に努めている。それ以来、2024年末ま

でに移管・公開の手続を完了した外交記録ファイル数は約3万9,000冊に及ぶ。さらに、外務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づいて、日本の安全や他国との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報保護などに配慮しつつ、情報公開を行ってきている。2024年には593件の開示請求が寄せられ、8万2,549ページの文書を開示した。

外務省の外交史料館は、「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」上の「国立公文書館等」に指定されており、戦前期の史料4万冊を含む約12万点の外交史料を所蔵し、閲覧・利用請求への対応、所蔵史料や外交史に関する問合せ対応、展示を行っている。また、同館では、明治元年以降の重要な外交史料をテーマ毎に編纂し『日本外交文書』として順次刊行しているほか、1988年から年次報告書も発行している。

コラム

COLUMN

「学生と語る」－外交政策をユースと議論－

「外交は堅いものだと思って緊張していたが、講演が楽しく、外交を身近に感じる事ができた！初めて聞く話ばかりで、外交官へのイメージが変わった！」

これは、日本の次世代を担う若い世代に、日本の外交政策や国際情勢に対する関心や理解を深めてもらうことを目的に、大学生・大学院生を対象として原則年2回開催している「学生と語る」に参加した学生の声です。

「学生と語る」は、講義形式の全体会と複数の分科会で構成され、日本の外交政策に関する外務省員の説明を聞いた上で、質疑応答やディスカッションの時間を設けて学生と外務省員が対話する参加型のイベントです。その年に開催する国際会議や周年行事なども勘案し、時宜を得た外交政策をテーマとしているのも特徴です。学生の学びをより深められるよう、外交青書や外交専門誌『外交』なども紹介しています。



「学生と語る」ポスター

■ 4年ぶりに開催した「外務省員との懇談会」は大盛り上がり！

2月に外務本省で開催した「学生と語る」には、対面とオンライン、合わせて165人の学生が参加しました。全体会では「激動する国際情勢と日本外交」をテーマにした基調講演と「若手外務省員による体験談」の講演が行われ、ニュースでは知ることができない実体験を交えた話に学生たちは熱心に耳を傾けていました。分科会では、9月に国連で開催された未来サミットと関連して「国



懇談会で外務省員を囲んで熱心に話を聞く学生たち
(2月8日、東京・外務本省)

連外交」、2024年に国際協力70周年を迎えたことを踏まえて「開発協力政策」、2022年末に策定した新たな国家安全保障戦略下での「安全保障政策」の三つのテーマを取り上げ、かっ達な議論が行われました。

分科会終了後、外務省員との懇談会も開催されました。学生からは、「様々な分野、言語を専門として働く外務省員から、自分が知りたいことについて、間近で話を聞くことができた。」といった声もありました。こうした参加者と講演者との距離の近さが、本イベントの魅力の一つです。

■ 11月には東北地方で初開催！

11月には東北大学（宮城県仙台市）で開催し、東北地方の学生を中心に101人の学生が参加しました。これまで大阪や名古屋などでも開催したことがありますが、東北・仙台での開催は初めてです。

基調講演は「歴史の転換点にある国際社会と日本の外交政策」をテーマに、昨今の国際情勢認識や広報文化外交（パブリック・ディプロマシー）の潮流と課題について説明し、活発な質疑応答が行われました。続く分科会では、2015年の第3回国連防災会議で採択された仙台防災枠組（2015-2030）を踏まえた「国連と日本の防災協力」、2025年8月に横浜で開催する第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）を見据えた「若者×ビジネス×アフリカ」、法の支配による平和に向けた「国際法と日本外交」の三つをテーマとして、それぞれ少人数で活発な議論が行われました。「国連と日本の防災協力」に参加した学生からは、「仙台防災枠組を知ることで、地域と世界のつながりをより感じる事ができた。」との声が挙がるなど、東北開催ならではのテーマを通して、外交に対する理解を深めることができました。

学生との対話は外務省員にとっても大いに刺激を受ける機会です。これからもユースとの対話を重視し、若い世代の外交に対する理解を深められるよう、より充実したイベントを企画していきます。たくさんの学生の皆さんの参加をお待ちしています！



分科会で講師の外務省員と学生が話す様子
(11月6日、宮城県・東北大学)

コラム
COLUMN

外交の歩みを追体験 —麻布台ヒルズでの外交史料館の挑戦と展望—

■ 新展示室の開設

4月5日、外務省外交史料館の展示室は麻布台ヒルズ森JPタワーの5階に移転し、リニューアルオープンしました。開室式では、上川外務大臣が「新たな展示室が、皆様にいつでもお立ち寄りいただき、日本外交を、より身近に感じていただけるようなスポットになることを期待しています。」と述べました。その模様は多くのメディアで取り上げられ、来訪者数は、4月8日の一般公開開始から9月初旬までの間に1万人を超えました。



開室式においてテープカットを行う上川外務大臣
(4月5日、東京・外交史料館新展示室)

■ 新展示室の意義・特色

新展示室は、麻布台ヒルズという東京の新しいランドマークに位置し、多くの来訪者の方々を迎え入れています。多くの、かつ様々な年齢層の方々を受け入れることは、外交史料館の使命を果たす上で非常に重要です。

新展示室では、幕末から現代までの日本外交の歩みをわかりやすく紹介しています。常設展示室では、主要な条約書などの外交史料を時代順に展示し、歴代の外務大臣や外交官の言葉をスクリーンに表示しています。従来との違いとしては、新たに1970年代以降の条約書も展示し、今日までの外交活動を紹介していることが挙げられます。また、歴史的背景を解説するパネルや映像展示を充実させ、来訪者の方々が興味を持ちやすいよう工夫しました。パネルには英語の解説も付されており、外国人の方々にも配慮しています。さらに、企画展示室ではサンフランシスコ平和条約受諾当時の総理大臣、吉田茂氏や、リトアニアでユダヤ系避難民に対して「命のヴィザ」を発給した外交官、杉原千畝^{ちうね}氏に係る展示なども行っています。

■ 今後の課題・取組

新展示室は、より多くの方々に利用してもらうため、様々な取組を進めています。特に、教育支援に力を入れており、歴史の教科書に掲載されている主要な条約書を展示し、学校教育との連携を図っています。修学旅行や社会科見学も含め、小中高生のグループ訪問を積極的に受け入れ、ミニ講座も行っています。また、普段は外交や歴史に関心が薄い方々にも興味を持ってもらえるよう、情報発信にも力を入れています。

さらには、企画展示や特別展示も開催しています。2024年は、日英通商航海条約調印130周年を記念し、原本特別展示「日英通商航海条約—陸奥宗光と条約改正—」を開催しました。また、日・ギリシャ外交関係樹立125周年及び「日本・ギリシャ文化観光年」を記念し、駐日ギ



日英通商航海条約（批准書）

リシャ大使館との共催で「外交文書に見る日本・ギリシャ関係」展を開催しました。今後も、原本展示を始め、より多くの魅力的な展示を行っていく予定です。

■ 外交史料館の沿革・役割

外交史料館の歴史を遡ると、1971年4月の開館以来、外務省独自の取組として、日本の外交上歴史的価値のある記録文書を保存・管理してきました。また、外務省が1936年以降刊行している『日本外交文書』の編纂も行って^{さん}います。1988年には吉田茂記念事業財団から寄贈を受け、展示室を含む別館が増設されましたが、老朽化やアクセスの不便さから、展示室は麻布台ヒルズへ移転されました。2011年からは「公文書等の管理に関する法律」に基づき、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」としての外交史料を永久に保存し、国民の利用のために提供する役割を担っています。

2 外交実施体制の強化

日本が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、法の支配に基づく国際秩序の維持・発展のための外交を強力に推進するためには、外交実施体制の抜本的な強化が不可欠である。そのため外務省は、在外公館の数と質の両面の強化や外務本省の組織・人的体制の整備を進めている。

大使館や総領事館などの在外公館は、海外で国を代表し、外交関係の処理に携わり、外交の最前線での情報収集・戦略的な対外発信などの分野で重要な役割を果たしている。同時に、邦人保護、日本企業支援や投資・観光の促進、資源・エネルギーの確保など、国民の利益増進に直結する活動も行っている。

こうした中、2025年1月には、新たにエリトリアに大使館、ケニアのナイロビに在ナイロビ国際機関日本政府代表部（兼館）を新設した。

エリトリアは、インド洋と欧州を結ぶ国際航路に位置する地政学上の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進にとって重要な国である。また、2023年4月以降武

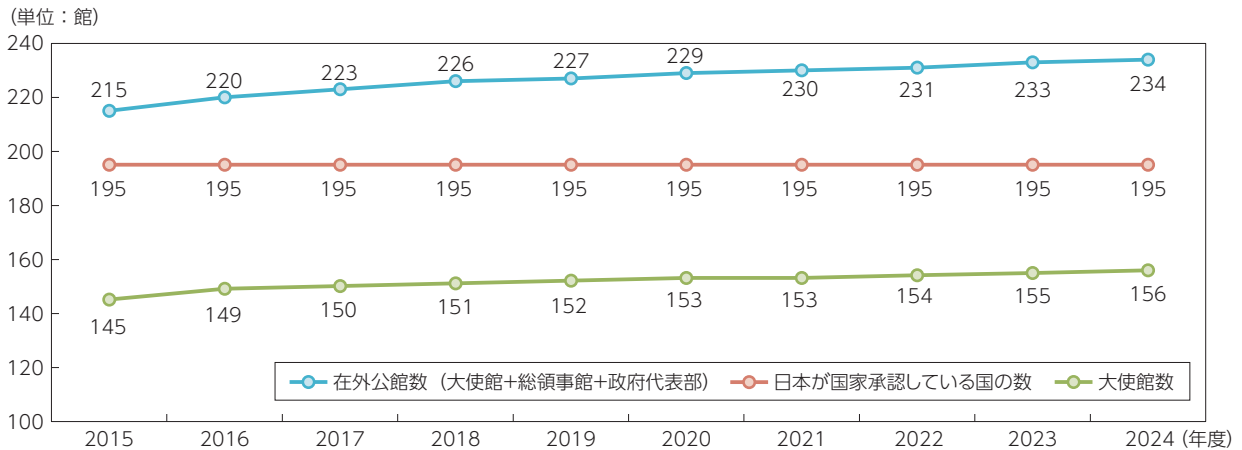
力衝突が継続するスーダンの隣国であるとともに、地域の平和と安定に大きな影響力を有するエチオピアとも歴史的に深いつながりを有することから、東アフリカにおける新たな情報収集の場である。加えて、エリトリアは、豊かな鉱物・水産・観光資源に加え、紅海沿いに良港を擁しており、日本企業が同国への投資に関心を示していることから、両国間の経済活動推進のためにも大使館の設置を通じた一層の連携強化が必要である。

ナイロビには、国連環境計画（UNEP）⁽²⁾や国連人間居住計画（UN-Habitat）⁽³⁾という、国際的な環境問題や都市問題に関する議論において、中心的な役割を果たしている国際機関の本部が所在している。UNEPは、環境分野を唯一専門的に扱う総合調整機関であり、日本にとり、環境分野における国際協力を推進する上で重要である。また、同機関は、多くの多数国間環境条約の事務局を務めているほか、プラスチック汚染に関する条約の策定に向けた政府間交渉委員会の事務局としても機能しており、同条約の交渉においても極めて重要な役割を果た

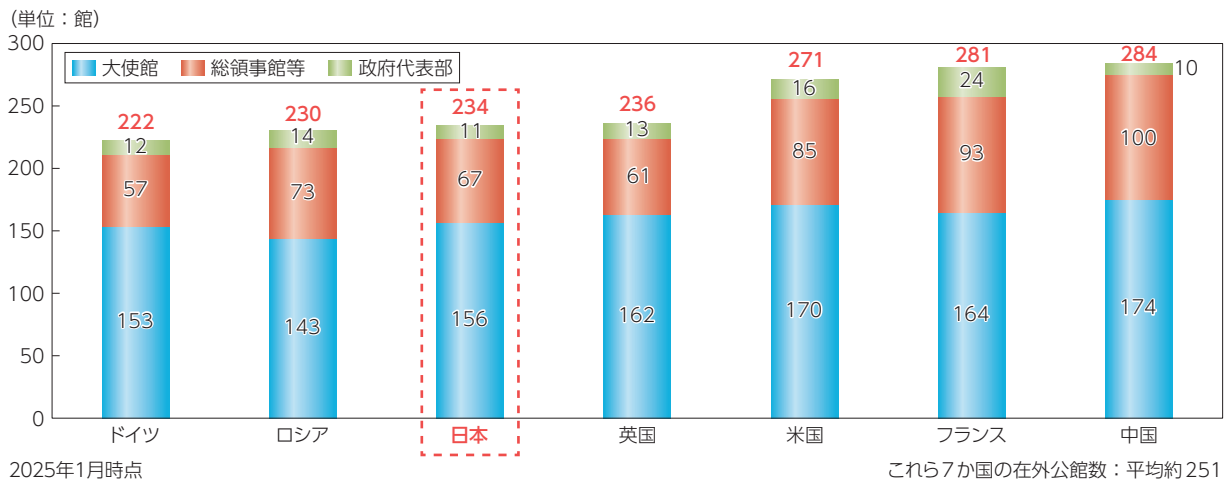
(2) UNEP : United Nations Environment Programme

(3) UN-Habitat : United Nations Human Settlements Programme

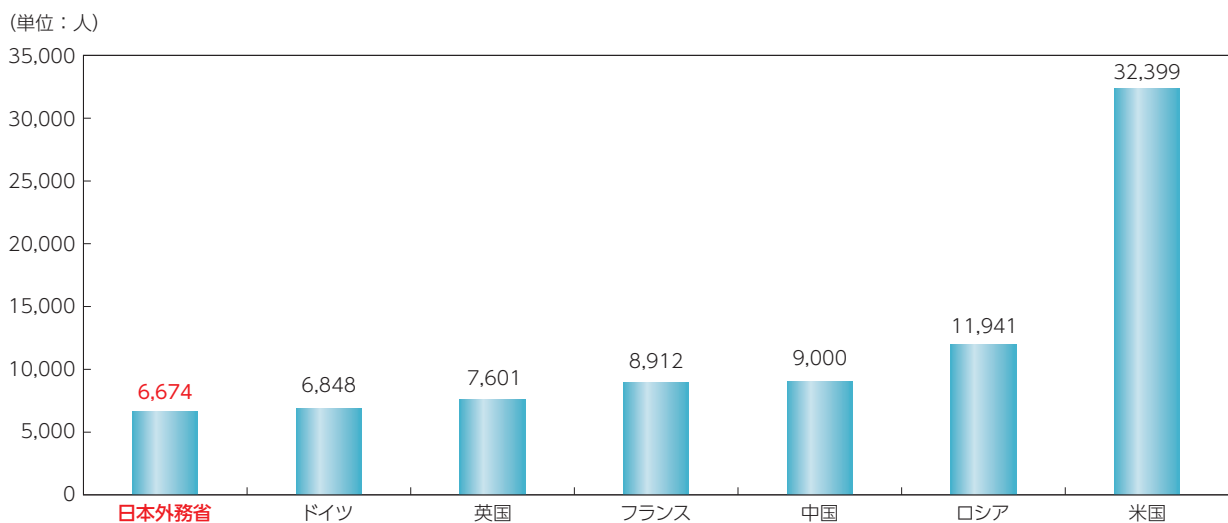
■ 在外公館の推移



■ 主要国(P5+ドイツ)との在外公館数の比較



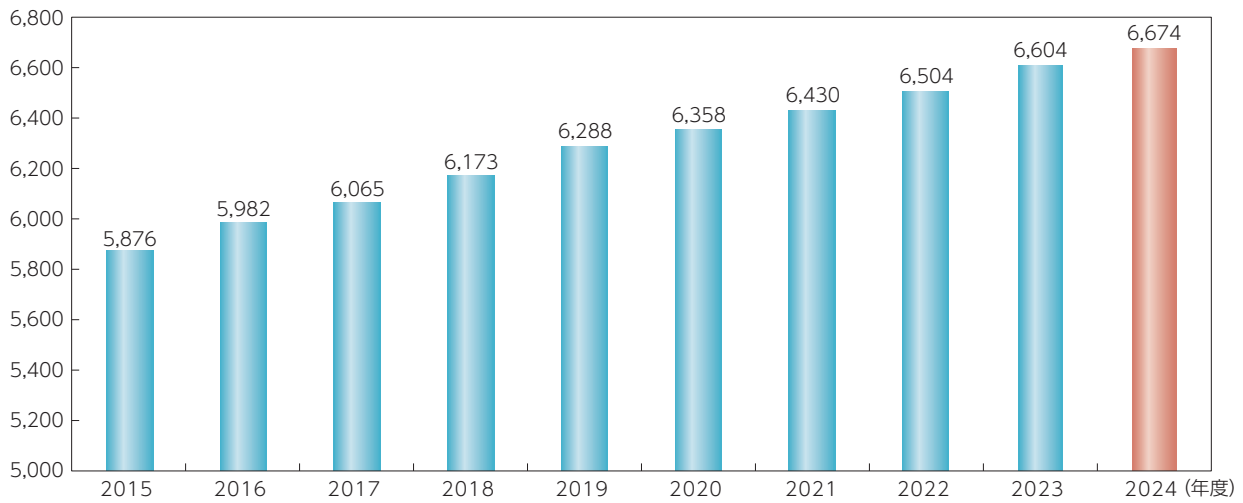
■ 主要国外交当局との職員数比較



(注) 2024年度の調査結果などに基づくもの

■ 外務省定員の推移

(単位：人)



している。UN-Habitatは、人間居住に関する広範な課題を扱う国連機関であり、都市が抱える様々な課題への対応を含め、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組に貢献している。2025年1月の日本政府代表部の設置も踏まえ、国民の日常生活に影響のある、日本のSDGs達成に向けた取組や、環境分野などにおけるルール形成への対応を強化していく。

在外公館の増設と併せて、外務本省及び各在外公館で、外交を支える人員を確保・増強することが重要である。2024年度においては、政府全体での厳しい予算・定員事情の中で、同盟国・同志国との連携強化、偽情報対策を含む情報力の強化、政府開発援助（ODA）の戦略的活用、在外邦人保護・領事体制の強化などに取り組むため、外務省の定員数は2023年度から70人増⁽⁴⁾の6,674人となった。しかし、他の主要国と比較して人員は依然十分とはいえず、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指すための取組を実施していく。なお、2025年度も、外交・領事実施体制の強化が引き続き不可欠との考えの下、87人の定員増を行う予定である。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を

維持・強化するため、外務省は2024年度予算で7,417億円を計上した（うち160億円はデジタル庁予算に計上）。また、2024年度補正予算に関しては2,145億円を計上した（うち64.1億円はデジタル庁予算に計上）。同補正予算においては、アフリカや東南アジア諸国連合（ASEAN）とのビジネス促進や中東・アフリカにおける人道支援を含むグローバル・サウス諸国との連携強化や対ウクライナ支援を中心に、喫緊の外交課題に対応する施策を計上した。

2025年度政府予算案では、(ア) 厳しさと複雑さを増す安全保障環境への対応、(イ) 日本の経済力の強化、(ウ) 外交・領事実施体制の強化を重点項目として、7,617億円を計上している（うち169億円はデジタル庁予算に計上）。この中には、FOIPの実現に向けた取組のための予算、グローバル・サウス諸国との関係強化のための予算、ウクライナ及び影響を受ける国への支援のための予算、イスラエル・パレスチナ情勢への対応のための予算、政府安全保障能力強化支援（OSA）⁽⁵⁾のための予算、オールジャパンでの官民連携により日本企業の海外展開・ビジネス拡大を支援するための予

(4) 定年引上げに伴う新規採用のための特例的な定員（1年時限）6人を含む。

(5) OSA：Official Security Assistance

算、情報戦時代への取組を強化するための予算、在外公館の強^{じん}化・機能強化のための予算などが含まれている。

日本の国益増進のため、引き続き、一層の合理化への努力を行いつつ外交実施体制の整備を戦略的に進め、一層拡充していく。

3 外交におけるシンクタンク・有識者などの役割

外交におけるシンクタンク及び民間有識者の役割には、政府の公式見解にとらわれない形での外交・安全保障問題に関する国民の理解促進、外交・安全保障政策のアイデアを生み出す知的貢献、国際的な知的ネットワークの構築や日本の視点からの対外発信などがある。シンクタンク及び有識者による一般市民向けのセミナーやニュース解説は、外交・安全保障問題や政府の立場のより深い理解に不可欠であり、国民の理解を得ることによって政府の外交活動は一層力を発揮できる。また、政府とは異なる立場や専門性をいかした情報収集・分析・政策提言は、政府内の外交政策議論を豊かなものにする。さらに、国際的な知的交流は各国・地域の対日理解促進や国際世論形成への寄与という意味でも重要である。国際社会が複雑化し不透明感が増す中で、外交におけるシンクタンク・民間有識者の役割はますます重要になってきている。

このような背景の下、外務省は、日本のシンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高め、日本の総合的外交力の強化を促進することを目的として、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度を実施し、2024年度は7団

体に対して、13事業を支援した。本事業を通じ、刻一刻と変化する外交・安全保障環境に即した政策関係者への提言、諸外国シンクタンクや有識者との意見交換や、有識者による論文・論説の発表やメディアにおける発信、国際的な議論を先導するシンポジウムの開催などを促進している。これに加え、外務省は、2017年度から、日本の調査研究機関による領土・主権・歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援する領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制度を運用しており、公益財団法人日本国際問題研究所⁽⁶⁾が国内外での一次資料の収集・分析・公開、海外シンクタンクと協力した公開シンポジウムの開催、研究成果の国内外への発信などを実施している。同事業を通じ、2024年度には、領土問題に関する北海道と島根県の高校交流事業が実施され、若い世代への講演及び意見交換会が行われたほか、アジアの若手研究員が来日し、日本の領土・主権・歴史問題についての理解を深め、日本の研究者との相互交流・研究ネットワークの構築を行った。日本の領土・主権・歴史に係る史料及び知見の蓄積や、国内外への発信強化が期待される。

(6) 公益財団法人日本国際問題研究所ホームページ参照：
<https://www.jiia.or.jp/jic/>



コラム
COLUMN

公邸料理人 –外交の最前線の担い手として–

公邸料理人とは、調理師としての免許を有する者又は相当期間にわたって料理人としての職歴を有する者で、在外公館長（大使・総領事）の公邸などにおける公的会食業務に従事する資格があると外務大臣が認めた者をいいます。在外公館は任国政府などとの交渉・情報収集・人脈形成などの外交活動の拠点であり、在外公館長の公邸において任国政財官界などの有力者や各国外交団などを招待して会食の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つです。その際に質の高い料理を提供するため、在外公館長は通常、専任の料理人を公邸料理人として帯同しています。

■ 在トロント日本国総領事公邸料理人 杉山雄治

2024年6月から在トロント日本国総領事館で公邸料理人を務めております杉山雄治です。トロントに赴任して以来、「公邸会食」の場を通じて、日本の食文化を広げるための異文化交流を担っています。多様性あふれるトロントでは、さまざまな食の嗜好や食事制限などを考慮し、カナダ産の食材を取り入れながら「トロントならではの日本の味」を創り上げる日々です。

日本料理は「目で味わう」とも言われます。トロントの紅葉など季節の変化も盛り付けに取り入れるよう工夫しています。公邸での会食後、ゲストの方へ挨拶した際に直接料理の感想やコメントを頂くことで、自分の料理が日本の食文化を伝えられているということを実感でき、公邸料理人という仕事に大きなやりがいを感じています。公邸料理人は、メニュー作成、買い出し、仕込み、盛り付けなどをすべて一人で行いますが、総領事館のスタッフの皆さんのサポートもあり、恵まれた環境の中で一層精進しようと気が引き締まります。また、移民が多くを占めるトロントでは様々な国の食材が手に入ることも、公邸会食で提供する食事の幅や自身の知見を広げる経験となっています。



まぐろ きめた
鮪の帖巻* (ガラスの器の中にトロントの紅葉を入れて)
*帖巻とは柱むきにした材料でほかの食材を巻いた料理のこと



夏の前菜盛り合わせ
(目で楽しめるような盛り付けを意識して)

私は幼い頃から料理に興味があり、8歳の頃から包丁を握り始めていました。港町で育ったため魚やホヤなど小学生の頃からさばいていたので、料理は私にとって生活そのものであり、自分を表現するための手段となっています。

トロントには娘を連れて家族で赴任しており、育児と仕事を両立する大変さに加え、医療の違いや物価の高さなどもあり、楽なことばかりではないと実感しています。一方で、日々の食卓でも新たなアイデアが生まれたり、日常的に娘を英語に触れさせられたり、また休日にはナイアガラの滝を見に家族で旅行を楽しんだり、私生活も充実させながら、料理人としての貴重な経験を積むことができる環境に感謝しています。

料理人という仕事に真摯に向き合い、地道に高みを目指していき
たいという私の決意には、東日本大震災での経験も深く影響してい
ます。私は石巻市の出身で、震災で実家が津波に流され、多くの友
人を失いました。震災後、生き延びた自分に何ができるのかを考え
抜き、料理で人々に希望や喜びを届けることこそ自分の使命だと感
じました。震災の記憶は、私に料理人としての特別な使命感と、料
理の力を信じる気持ちを与えています。

料理は言葉を超えて人々の心に触れ、温かさを届けるものです。
公邸料理人として、トロントの地で様々なゲストの方に提供する料
理の一皿一皿に、日本の美しさや精神を込め、唯一無二の日本料理
を提供するため、目の前のゲストに向き合うことを大切にしていま
す。今後も技を磨き続け、どんな時も妥協せず真摯に料理に向き合
い、コツコツと高みを目指すことで、私の料理が誰かの心を少しでも豊かにできればと思っています。



家族旅行でナイアガラの滝へ

外務省では、公邸料理人として共に外交に携わってくださる方を随時募集し
ています。

御関心のある方はぜひ以下ホームページからお問合せください。

【国際交流サービス協会】 <http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/>

公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人 (Facebook、X)」でも御覧いた
だけます。



Facebook :
[https://www.facebook.com/
MofaJapanChef](https://www.facebook.com/MofaJapanChef)

X :
[https://twitter.com/
mofa_japan_chef](https://twitter.com/mofa_japan_chef)



外交拠点・大使館施設管理の動と静 —施設の大規模改修と維持管理—

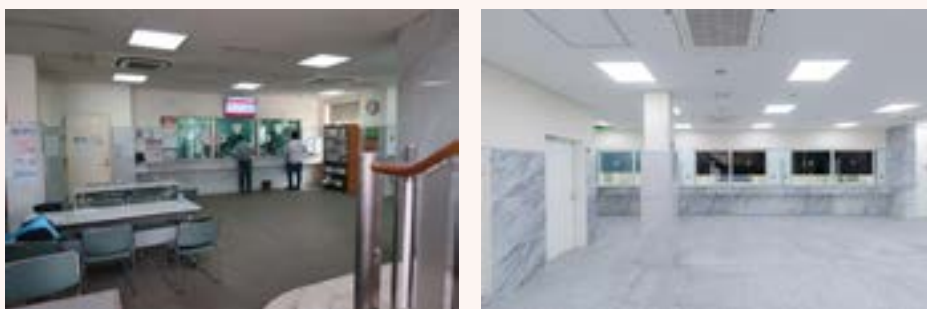
外務省には、「在外営繕」という仕事があることをご存じですか。「日本の顔」として外交活動の拠点や舞台となり、非常時には邦人保護の最後の「砦」となるのが、海外にある日本国大使館などの在外公館施設です。これら施設を設計・建設し、維持管理するのが「在外営繕」であり、外交活動を陰ながら支えつつ、日本国民の生命を守る重責の一端を担っているとも言えます。ここでは、在ベトナム日本国大使館で大使館事務所施設の改修工事を担当した濁川^{にごりかわ} 営繕技官に在外営繕の仕事について語っていただきました。

■時代の流れに沿った改修工事

在ベトナム日本国大使館は1999年に完成しましたが、ベトナムの経済成長や二国間関係の進展に伴い、また、技能実習制度が始まったことを受け、日本へ渡航するための査証を求める申請者数が大幅に増加しました。一方で、急激な申請者数の増加に対して申請窓口をいきなり増やすことは困難であったため、一時期は建物の敷地の外にまで申請者の行列ができていました。また、査証申請者数の増加は領事班の業務増加を意味しており、領事班の執務室も併せて手狭になっていきました。

こうした状況を解決するため、領事班の申請窓口などの来客スペースと執務室の拡張を目的とした内装の大規模改修工事を実施することになりました。本改修工事は館内の一部の部屋で行う工事であるため、工事箇所以外の場所にいる大使館員はそのまま館内に残って執務しましたが、工事の騒音に加え、特に振動は扉を挟んでも館内に響くため、大使館の活動に支障が生じないよう工事の内容と時間に注意を払う必要がありました。

改修工事の規模は建て直しや新築工事と比べると小さいですが、日々の外交活動や来訪者、館内で勤務する大使館員に配慮する必要があると今回の工事で痛感しました。施設管理において、このような大規模改修は日常の小規模な修理のような維持管理とは異なり、大使館全体を巻き込んで内装や設備を一新する十数年に一度のいわば“動”の施設管理といえます。



領事来客スペース（左：改修工事前／右：改修工事後）

■「当たり前」を維持する日常の保守・点検

時代の流れや要望に合わせて行う大規模改修も重要ですが、施設の日常的な保守も大切です。ベトナムは1年を通じて多湿なため、夏では湿度100%は当然ながら、冬であっても80%を超える日が多くあります。このため執務中は空調設備を常に使用しており、空調設備が故障すればたちまち大使館の活動に影響が出ます。このような不具合が発生しないようメンテナンスに気を配り、不具合が発生した際は迅速に修理できるように準備する必要があります。

上記は一例ですが、維持管理業務の本質は「当たり前の維持」にあります。大使館に限らず、施設内で活動する上で電気や水道などがなければ満足に活動することはできません。しかしながら、これらは誰かが管理しなければ、適切に供給することはできず大使館の業務は成り立ちません。日々の地道な“静”の業務ですが、大使館の活動を滞りなく進めるために必要不可欠の業務であり、感謝の言葉をもらうこともあるので、やりがいのある業務であると思います。

外務省では、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）技術系区分（試験区分：「建築」、「デジタル・電気・電子」、「機械」）の合格者の中から、営繕技官を採用しています。御関心のある方は以下外務省ホームページをご確認ください。

【外務省ホームページ「一般職採用試験（大卒・技術系）：在外営繕業務」】

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/prs/page23_003447.html



資料編

慰安婦問題 参考資料	348
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	350
国際機関などに対する抛出実績 令和5年度外務省抛出実績	352
グローバルな課題の解決に向けて —国際機関で働くという選択肢—	354
外務省における採用情報	356
地方創生支援事業一覧	358



日韓両外相共同記者発表（2015年12月28日）



https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html
(外務省ホームページ掲載箇所はこちら)

1 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(2) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

2 尹^{ユン}外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

(1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.(2)で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

(2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

(3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

元慰安婦等による大韓民国ソウル高等裁判所における 訴訟に係る判決について（外務大臣談話） （2023年11月23日）



https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_001923.html
(外務省ホームページ掲載箇所はこちら)

- 1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本23日、ソウル高等裁判所が、2021年1月8日のソウル中央地方裁判所の判決に続き、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出しました。
- 2 この判決は、2021年1月8日の判決と同様に、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 3 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます。

[参考1] 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年12月18日発効）

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

（中略）

- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。



[参考2] 2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html



[参考3] 慰安婦問題についての我が国の取組（PDF）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100648421.pdf>



[参考4] 元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html

このほかの関連資料については外務省ホームページ参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について (外務大臣談話) (2018年10月30日)



https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004458.html
(外務省ホームページ掲載箇所はこちら)

1 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約及びその関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきました。その中核である日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、これまでの日韓関係の基礎となってきました。

2 それにもかかわらず、本30日、大韓民国大法院が、新日鐵住金株式会社に対し、損害賠償の支払等を命じる判決を確定させました。この判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を

負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。

3 日本としては、大韓民国に対し、日本の上記の立場を改めて伝達するとともに、大韓民国が直ちに国際法違反の状態を是正することを含め、適切な措置を講ずることを強く求めます。

4 また、直ちに適切な措置が講じられない場合には、日本として、日本企業の正当な経済活動の保護の観点からも、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずる考えです。この一環として、外務省として本件に万全の体制で臨むため、本日、アジア大洋州局に日韓請求権関連問題対策室を設置しました。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の発表を受けた 林外務大臣によるコメント (2023年3月6日)



https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_001524.html
(外務省ホームページ掲載箇所はこちら)

本日、韓国政府は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する政府の立場を発表した。

日本政府は、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためにも旧朝鮮半島出身労働者問題の解決が必要であるとの考えの下、尹錫悦^{ユンソクニョル}政権の発足以降、韓国政府と緊密に協議してきた。日本政府としては、本日韓国政府により発表された措置を、2018年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価する。

日韓は、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国同士であり、尹政権の発足以降、日韓間では、首脳間を含め、緊密な意思疎通が行われてきている。日本

政府として、現下の戦略環境に鑑み、安全保障面を含め、日韓・日韓米の戦略的連携を強化していく。また、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、韓国と連携して取り組む。

この機会に、日本政府は、1998年10月に発表された「日韓共同宣言」を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいることを確認する。日本政府として、1965年の国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を健全な形で更に発展させていくために韓国側と引き続き緊密に協力していく。

今回の発表を契機とし、措置の実施と共に、日韓の政治・経済・文化等の分野における交流が力強く拡大していくことを期待する。

このほかの関連資料については外務省ホームページ参照

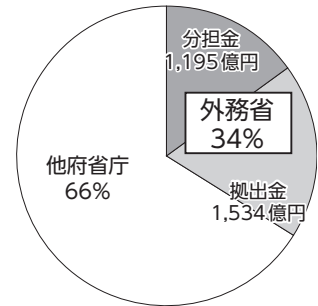
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



国際機関などに対する拠出実績 令和5年度外務省拠出実績

令和5年度（令和5年4月から令和6年3月）は、日本政府から国際機関などに対し、約7,967億円の分担金・拠出金を拠出した。このうち、外務省所管分は約34%を占め、内訳は分担金約1,195億円、拠出金約1,534億円。外務省所管の拠出額上位50機関は下表のとおり。

なお、各機関の拠出金受領総額に占める日本の割合については、下表の[参考]参照。[参考]では、国際機関の2023年財政報告などのデータ（注：多くは暦年会計を採用しており、日本の会計年度のデータとは異なる。）に基づき、各機関の拠出金全体に占める日本政府全体の拠出額（外務省に加え、他省庁拠出分や無償資金協力なども含む）の割合を示した。



順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和5年度外務省拠出総額(千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金(千円)	2023年日本政府の分担率(%) ^{*1}	外務省所管拠出金(千円)	[参考]2023年国際機関における日本政府の拠出割合(%) ^{*2}
1	国際連合 (UN)	94,290,890	93,083,678	6.93%	1,207,211	-
2	GAVI ワクチンアライアンス	22,320,000		-	22,320,000	-
3	国連開発計画 (UNDP)	19,432,817		-	19,432,817	-
4	世界エイズ・結核・マラリア対策基金	18,577,314		-	18,577,314	7.10%
5	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	8,378,955		-	8,378,955	3.09%
6	国際原子力機関 (IAEA)	8,281,274	4,527,398	7.76%	3,753,876	-
7	国連食糧農業機関 (FAO)	7,791,906	5,433,246	8.57%	2,358,660	-
8	世界食糧計画 (WFP)	7,139,903		-	7,139,903	2.50%
9	国連教育科学文化機関 (UNESCO) ^{*2}	6,892,007	3,676,409	ユネスコ分担金 10.38% 世界遺産基金(WHF)分担金 8.47% 無形文化遺産基金分担金 12.4%	3,215,598	5.80%
10	国連児童基金 (UNICEF)	6,835,380		-	6,835,380	3.65%
11	国際移住機関 (IOM)	5,255,789	772,070	8.38%	4,483,719	1.79%
12	北大西洋条約機構 (NATO)	5,078,606		-	5,078,606	-
13	赤十字国際委員会 (ICRC)	5,072,435		-	5,072,435	1.73%
14	国連人口基金 (UNFPA)	4,265,781		-	4,265,781	2.71%
15	UNEP オゾン事務局 (モントリオール議定書多数国間基金)	3,327,335		-	3,327,335	14.05%
16	経済協力開発機構 (OECD) ^{*2}	3,054,674	2,787,417	9.00%	267,257	-
17	国際刑事裁判所 (ICC)	3,034,072	3,011,592	15.39%	22,480	-
18	世界銀行	2,578,767		-	2,578,767	-
19	国連薬物犯罪事務所 (UNODC) ^{*2*3}	2,410,062		-	2,410,062	6.00%
20	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関	2,157,452		-	2,157,452	2.48% (コア予算のみ)
21	国連開発計画・グローバルヘルス技術振興基金連携事業拠出金 (GHIT)	1,950,000		-	1,950,000	-
22	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)	1,633,553		-	1,633,553	-
23	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会	1,408,394	1,408,394	8.23%		-
24	ロス&ダメージに対応するための基金	1,370,000		-	1,370,000	-
25	国際機関職員派遣信託基金 ^{*4}	1,358,736		-	1,358,736	100.00%

順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和5年度外務省拠出総額(千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金(千円)	2023年日本政府の分担率(%) ^{*1}	外務省所管拠出金(千円)	[参考]2023年国際機関における日本政府の拠出割合(%) ^{*2}
26	国連工業開発機関 (UNIDO)	1,354,827	1,198,528	14.10%	156,299	2.74%
27	国連開発調整オフィス (UNDCO)	1,315,200		—	1,315,200	—
28	米州機構	1,128,343		—	1,128,343	4.67%
29	国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)	1,109,062		—	1,109,062	1.96%
30	ユニットエイド	1,059,554		—	1,059,554	0.23%
31	カーネギー国際平和財団	1,040,000		—	1,040,000	—
32	世界貿易機関 (WTO)	1,004,680	988,395	3.79%	16,285	4.01%
33	国際戦略研究所 (IISS) アジア	1,000,000		—	1,000,000	—
34	ウィーン軍縮・不拡散センター	960,000		—	960,000	—
35	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	881,290		—	881,290	—
36	化学兵器禁止機関 (OPCW) ^{*2}	741,726	676,849	8.11%	64,877	—
37	世界保健機関 (WHO)	738,091		—	738,091	1.80%
38	モンタナ大学マンスフィールド・センター	700,000		—	700,000	—
39	国連訓練調査研究所	676,750		—	676,750	—
40	国連防災機関 (UNDRR) ^{*3}	647,347		—	647,347	10.96%
41	対日理解促進交流プログラムの国際機関など ^{*5}	637,724		—	637,724	100.00%
42	国連人間の安全保障ユニット ^{*3}	632,899		—	632,899	100.00%
43	国連平和構築支援事務局 ^{*3}	617,456		—	617,456	—
44	アジア生産性機構 (APO)	604,876	595,195	34.59%	9,681	87.60%
45	教育のためのグローバル・パートナーシップ	563,008		—	563,008	—
46	国連環境計画 (UNEP)	535,480		—	535,480	—
47	国連地雷対策サービス部 (UNMAS) ^{*3}	463,656		—	463,656	18.33%
48	国際家族計画連盟 (IPPF)	455,184		—	455,184	5.06%
49	国連人間居住計画 (UN-Habitat)	432,859		—	432,859	6.00%
50	国連人道問題調整事務所 (OCHA) ^{*3}	431,495		—	431,495	2.13%

(留意事項)

- * 1 外務省が分担金を支払っている国際機関の分担率についてのみ記載（他府省庁のみが分担金を支払っている場合は記載していない。）
- * 2 日本と国際機関などの会計年度の違いから、令和5年度の日本政府機関からの拠出が国際機関などの2023年会計年度の収入として扱われず、2023年の日本政府の拠出割合として反映されていない場合もある。右に該当する機関は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) (第9位)、経済協力開発機構 (OECD) (第16位)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) (第19位)、及び化学兵器禁止機関 (OPCW) (第36位)
- * 3 国際連合 (UN) については事務局の規模が大きいため、国際連合通常予算分担金、同平和維持活動分担金 (第1位) 及び事務局内の信託基金とそれ以外の拠出金の拠出先を区別して記載。右に該当する拠出先は、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) (第19位)、国連防災機関 (UNDRR) (第40位)、国連人間の安全保障ユニット (第42位)、国連平和構築支援事務局、国連地雷対策サービス部 (UNMAS) (第47位) 及び国連人道問題調整事務所 (OCHA) (第50位)
- * 4 国際機関職員派遣信託基金 (第25位) は国際機関を志望する若手日本人を日本政府 (外務省) の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規職員への道を開くことを目的としたジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣のための拠出金
- * 5 対日理解促進交流プログラムの国際機関など (第41位) は以下の11機関
東南アジア諸国連合 (ASEAN)、モーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団、日韓学術文化青少年交流共同事業体、公益財団法人日中友好会館、財団法人中華経済研究院、南太平洋大学 (USP)、南アジア地域協力連合 (SAARC)、アジア欧州財団、カナダ・アジア太平洋財団、AFS 国際本部、AFS Intrcultural Programs India

グローバルな課題の解決に向けて —国際機関で働くという選択肢—

「グローバルな課題の解決に取り組みたい」と考えたことはありますか？ 国連を始めとする国際機関は、貧困、紛争、難民、人権、感染症、環境問題といった国際社会が直面する様々な課題に取り組んでおり、国際機関で活躍する日本人職員の数は増加傾向にあります。

外務省国際機関人事センターでは、国際機関を志す日本人の方々を積極的に支援しています。日本人が国際機関の専門職員を目指すには、主に次の三つの方法があります。

- ・国際機関による公募への直接応募
- ・日本政府を通じてのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度への応募
- ・国連事務局によるヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）への応募（類似の制度を経済協力開発機構（OECD）や世界銀行などでも実施。）

ここでは比較的若い日本人の方が国際機関職員を目指す上で非常に有効な手段であるJPO派遣制度について紹介します。JPO派遣制度は、各国際機関が各国政府の費用負担を条件に若手人材を受け入れる制度で、外務省では1974年に同制度を開始し、2024年に派遣開始50周年を迎えました（312ページ コラム

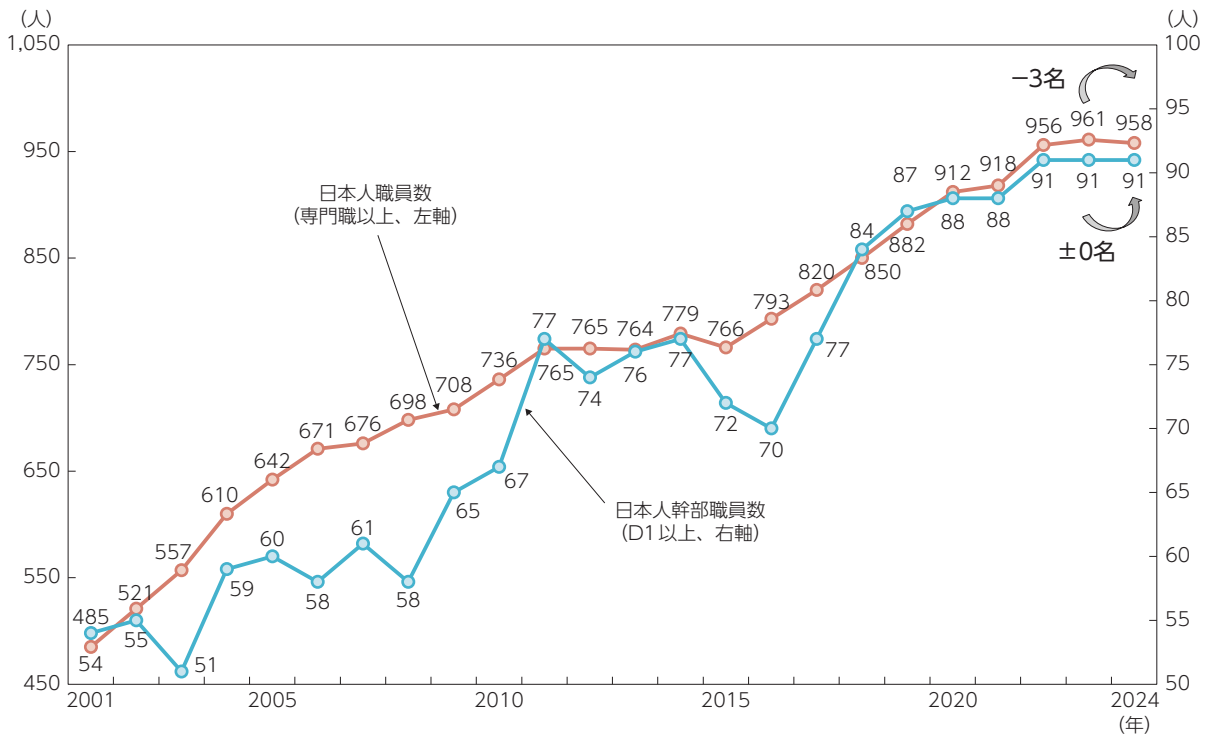
参照）。任期は2年で、派遣先の国際機関で職員として勤務しながら、正規採用を目指します。派遣者は基本的に年1回のJPO派遣候補者選考を通じて決定されます。応募資格は、(1) 35歳以下、(2) 修士号を取得又は取得見込みかつ2年以上の職務経験があり、(3) 英語で仕事ができ、(4) 将来も国際機関で働く意思を有し、(5) 日本国籍を有する方です。応募資格の詳細は外務省国際機関人事センターのホームページ（下記）で最新の募集要項を参照してください。同制度の下、これまでに累計2,000人以上を派遣し、JPOの任期中の更なる就職活動の結果、近年はJPOとしての派遣終了後も7割程度の方が国際機関の職員として勤務を続けています。国連関係機関で働く958人（2023年末時点、外務省調べ）の日本人職員（専門職以上）の約半数がJPO出身となっており、多くの方がJPOから国際機関でのキャリアを始めています。

「国際機関の仕事」というと開発や人道支援というイメージが強いかもしれませんが、求められる人材はそれだけではありません。会計や人事、法務、広報やICTの専門家など、幅広い人材が必要とされています。外務省国際機関人事センターのホームページでは、国際機関で活躍する様々な日本人職員の方の体験談を参照できるので、是非ご覧ください。

外務省国際機関人事センター ホームページ <https://www.mofa-irc.go.jp/>



■ 国連関係機関の日本人職員数(専門職以上・幹部級)の推移



(注1) 前年12月31日時点 (2013年以前は1月1日時点) 外務省調べ
 (注2) 「幹部級の日本人職員数」は「専門職以上の日本人職員数」の内数

〈日本人職員が5人以上いる国際機関〉

国際機関名	職員数	国際機関名	職員数
ADB (アジア開発銀行)	133	UN (国連事務局)	218
AJC (日本アセアンセンター)	9	UNDP (国連開発計画)	54
AMRO (ASEAN+3 マクロ経済研究所)	6	UNESCO (国連教育科学文化機関)	45
APO (アジア生産性機構)	9	UNFCCC (国連気候変動枠組条約事務局)	6
CGIAR (国際農業研究協議グループ)	25	UNFPA (国連人口基金)	15
ERIA (東アジア・ASEAN 経済研究センター)	27	UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)	78
FAO (国連食糧農業機関)	48	UNICEF (国連児童基金)	93
GFATM (世界エイズ・結核・マラリア対策基金)	13	UNIDO (国連工業開発機関)	17
IAEA (国際原子力機関)	34	UNJSPF (国連合同職員年金基金事務局)	7
IBRD (国際復興開発銀行)	191	UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関)	7
ICAO (国際民間航空機関)	8	UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関)	10
ICC (国際刑事裁判所)	9	UN Women (国連女性機関)	11
ILO (国際労働機関)	46	UPU (万国郵便連合)	11
IFC (国際金融公社)	58	WCO (世界税関機構)	13
IMF (国際通貨基金)	68	WFP (国連世界食糧計画)	58
IOM (国際移住機関)	39	WHO (世界保健機関)	64
ITER (イーター機構)	40	WIPO (世界知的財産権機関)	25
IFAD (国際農業開発機関)	6	WMO (世界気象機関)	7
ITU (国際電気通信連合)	11	WTO (世界貿易機関)	6
OECD (経済協力開発機構)	79		

※外務省調べに基づき、日本人職員5人以上の機関を記載 (専門職相当以上、2023年末時点)
 ※アジア開発銀行 (2023年12月時点)、世界銀行グループ (国際復興開発銀行 (2024年6月時点)、国際金融公社 (2024年6月時点)、国際通貨基金 (2024年4月時点) における日本人職員数は財務省調べ (専門職相当以上)

外務省における採用情報

「国と国の関係」は、各国の外交官たちによるいくつもの「人と人の関係」が織りなすものです。

そして、私たち外務省職員一人一人は、大きく激動する国際社会という舞台上、国益を守り抜き、平和で安全な国際社会の維持に寄与するため、その全人格をもって日本を体現しています。

複雑な世界の動向を見極めながらその時々の課題に取り組み、歴史を重ね、いかなる日本と世界を未来に遺すべきかを考え抜く。外交は単なる「国際的な仕事」という枠には収まらない魅力と挑戦に溢れる「現場」です。

日本と国際社会のために力を尽くしたい、新たな出会いを大切に未知の課題にチャレンジし続けたい、そんな想いを抱く方々と一緒に未来の日本外交を担うことを楽しみにしています。

■ 総合職職員

外務省の総合職職員は、本省・在外の様々な地域・分野のポストを経験して、管理職さらには幹部職員として活躍することが期待されています。総合職職員については、原則として、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語（年によっては朝鮮語が含まれる。）の中の 하나가研修語として指定されます。

■ 外務省専門職員

外務省専門職員は、高い語学力を有し、関連する国・地域、あるいは条約、経済、経済協力、軍縮、広報文化などの分野の業務を通じて実践的な知見を深め、その経験に基づく能力を発揮しつつ活躍することが期待されています。外務省専門職員については、原則として、40数言語の中の一つが研修語として指定されます。

■ 一般職職員

外務省の一般職職員は、会計、文書管理、通信事務、領事事務、在外公館施設管理などの業務を通し、国内外で、日本の外交を力強く支えています。

(注) 経験者採用、各種任期付職員を含む外務省の最新の採用情報については当省ホームページの採用情報ページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html>)、学生向けX (https://x.com/Mofa_student) やFacebook (<https://www.facebook.com/Mofa.student>) を御確認ください。



ホームページ



X



フェイスブック



採用に関するよくある質問（総合職職員及び外務省専門職員）

Q：どのような人材が求められていますか？

A：厳しい国際社会の中で日本の利益を追求していくため、(1) 国民のために働きたいという強い意志と責任感を持つこと、(2) 未知の課題に積極的に取り組むチャレンジ精神を持つこと、(3) 冷静に考え、かつ、機動的に動くことができることが求められています。

Q：英語ができないと外務省には入れないのでしょうか？

A：採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。外務省職員として活躍するために英語力は重要ですので、外務省としては、官庁訪問や専門職員採用試験の際に、TOEFL又はIELTSのスコアを提出することを推奨しています。優れたスコアは高い語学能力を示すものとして評価されます。一方、英語力のみによって採用の可否を決めることはありません。外務省は多様な人物を求めており、受験時の語学力が不十分であっても、高い能力と意欲が評価されて採用され、入省後に語学力と外交官としての素養を得て活躍している職員も少なくありません。なお、英語以外に得意言語があれば、当該語学の公的な語学試験のスコアの提出を推奨しています。

Q：留学経験・海外生活経験がないのですが、採用されますか？

A：採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。留学経験・海外生活経験については、その経験を通して何を会得したかが重要であり、経験の有

無のみをもって採用の可否を判断することはありません。なお、外務省では、採用後、本省での研修及び勤務を経て2年から3年間の在外研修の機会が与えられます。この研修の機会に高いレベルの語学力を得、かつ、外交官としての素養を身につけることが求められます。

Q：理系区分でも採用されますか？

A：外務省は、その業務が多岐にわたることから、多様な人材を求めており、試験区分・科目や出身学部にとらわれず、人物本位で採用選考を行っています。

Q：配属や転勤の希望はありますか？

A：本人の能力、適性、希望などを総合的に考慮し、配属先が決定されます。おおむね2年から3年ごとに配属先が変わりますので、様々な仕事を通してより多くの知識や経験を得る機会があります。

Q：育児と両立できますか？

A：育児休業、フレックスタイム制、テレワークなどの各種制度を積極的に活用しやすい雰囲気醸成されていますので、育児を行いながらも大いに実力を発揮できる職場です。また、全省的に業務合理化やDXも最優先事項の一つとして進められています。



地方創生支援事業一覧

1 外務省飯倉公館活用対外発信事業（外務大臣と自治体首長との共催レセプション）

実施日	共催者	事業内容
1月23日	新潟県知事	・外務大臣及び新潟県知事共催レセプション
3月13日	徳島県知事	・外務大臣及び徳島県知事共催レセプション

2 駐日外交団による地方視察ツアー

実施日	共催自治体	視察先・プログラム
6月6日-7日	福岡県八女市	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社星野製茶園 ・茶の文化館 ・八女中央大茶園 ・八女伝統工芸館、観光物産館ときめき ・八女福島の白壁の町並み ・株式会社喜多屋（酒造）
10月10日-11日	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設 ・東日本大震災・原子力災害伝承館 ・福島水素エネルギー研究フィールド ・小名浜魚市場 ・大野農園 ・小峰城 ・千駒酒造 ・だるまランド
10月30日-31日	京都府京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・オムロン株式会社コミュニケーションプラザ ・株式会社ナベル ・株式会社京都リサーチパーク ・京都迎賓館 ・株式会社島津製作所（島津創業記念資料館） ・京都大学iPS細胞研究財団 ・京都伝統産業ミュージアム
11月18日-19日	栃木県佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市国際クリケット場 ・若林鋳造所 ・第一酒造株式会社 ・佐野市観光物産会館 ・出流原弁天池 ・あきやま学寮（佐野ラーメン作り体験） ・吉澤石灰工業株式会社 ・葛生化石館 ・葛生伝承館 ・道の駅どまんなかたぬま

3 地域の魅力海外発信支援事業

実施日	開催地	参加自治体	事業内容等
2024年7月から 2025年3月	香港及び中国 (オンラインでの 情報発信を含む。)	[PR動画配信] 41自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・在中国公館が主催するイベントにおいて食品関連企業や日本の自治体が食や観光をPR ・大使館などのSNSアカウントで、自治体のPR動画を配信し、キー・オピニオン・リーダー（KOL）が拡散 ・香港ブックフェアにおいて東北地方等のPR動画放映及びパンフレットなどの配付

4 地方の魅力発信プロジェクト

実施日	関係公館	利用施設	共催者	行事内容
3月9日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	青森県 むつ市	むつ市及び青森県の観光名所の紹介、特産品の提供、ねぶた祭映像との写真撮影、浴衣の試着、露天ゲームなどにより、むつ市と青森県の魅力を発信した。また、青森のボーカルユニットによるミニライブ及び、むつ市と覚書を結んでいるシンガポール国立大学の学生らによる青森県滞在経験についてのプレゼンテーションを行った。
7月1日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	石川県	石川県の紹介及び同県産の日本酒に関するセミナーを開催した。観光名所や伝統工芸品、震災復興への取組、日本酒業者の取組を紹介し、日本酒の試飲（九谷焼で提供）を行った。シンガポールの副首相も出席した。石川県の認知度向上、観光需要の改善に資するイベントとなった。
8月30日	在香港 日本国総領事館	公邸	山形県	山形県産日本酒の主要輸出先である香港において、中華料理店などへの販路拡大を図るため、香港政府、飲食・小売店関係者、メディアなどを招待し、県産日本酒の試飲会を開催した。あわせて中華料理を提供し、県産日本酒と中華料理のペアリングをアピールした。また、同県のプロモーションを行うため、公邸料理人が県産食材を用いた日本料理を提供した。
9月6日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	熊本県	熊本県の観光PRのため、県産品を展示するとともに、県の公式キャラクターであるくまモンを迎え、子供を対象としたぬりえのワークショップ、くまモンと一緒に踊るプログラム、シンガポール国立大学教員及び学生による熊本県への教育研修旅行に関する発表などを実施した。
9月28日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	高知県	高知の伝統文化であるよさこいに焦点を当て、来場者参加型のワークショップやクイズといった形式で高知の魅力を発信した。また、同県の特産品である柚子を使った県産品の試飲・試食に加え、柚子産業の取組について説明した。
10月15日	在香港 日本国総領事館	公邸	香港 日本酒業 連合会	日本の酒蔵のモチベーション向上を通じた香港を含む海外への日本産酒類の輸出拡大及び香港における日本産酒類の認知度向上を図る目的で、香港で毎年開催される、アジア最大級の日本酒コンクール「Oriental Sake Awards」の授賞式を実施した。受賞した日本各地の9酒蔵の代表者やジェトロ（日本貿易振興機構）香港、香港日本人料理店協会、メディアなどを招待し、授賞式に続き、各受賞酒を試飲しながら懇親会を行った。
10月28日	在マレーシア 日本国大使館	公邸	愛媛県 酒造組合	愛媛県産の日本酒輸出拡大を目指し、海外向け戦略商品「愛媛さくらひめシリーズ」を中心に公邸で試飲会を開催した。輸入関係者やメディアを招待し、同県の蔵元8社の代表銘柄を試飲した。また、現地在住の日本酒エドゥケーターによる商品解説も実施した。
10月29日	在ニューヨーク 日本国総領事館	公邸	長野県	長野県の風土・気候・歴史が育んだ発酵食品（味噌・日本酒・ワイン・酢・甘酒）のPR及び更なる販路拡大を図るため、公邸において「発酵・長寿NAGANOの食」をPRするレセプションを開催した。県内メーカー10社が参加し、プレゼンテーション、ブースでの試食・試飲の提供、そば打ちの実演などを実施した。
11月13日	在シンガポール 日本国大使館	公邸	関西 広域連合	旅行事業者、航空会社、日系企業関係者、インフルエンサーなど、現地関係者とのネットワーキングを行い、大阪・関西万博及び関西周遊観光の促進につなげるため、関西広域連合との共催レセプションを開催した。レセプションでは、日本酒の試飲などを行い、試食・試飲を通じて関西の魅力を発信した。
12月11日	在シンガポール 日本国大使館	公邸	青森県	現地政府関係者及び輸入事業者、観光関係事業者などに対して、青森県産品及び観光などのPRを行った。具体的には、知事による青森県産品紹介及び観光PR、むつ市長や関係団体によるプレゼンテーション、青森県産食材（魚介、果物、米、日本酒など）を使用した料理の提供、郷土芸能による観光PR、会場内パネルの展示、動画上映などによる観光PRを行った。
12月11日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	青森県 むつ市	むつ市提供によるマグロの解体ショーを実施し、海産物及びリンゴなど、特産品の提供・試食を行った。また、むつ市と覚書を結んでいるシンガポール国立大学の学生による青森県滞在経験の紹介、青森のボーカルユニットによるミニライブも行い、若年層を含む幅広い層に対する青森県及びむつ市の認知度向上を図った。